

中國古代貨幣經濟史の研究

柿沼

陽平

凡例

- 一、漢文を引用するさいには、まず書き下し文を挙げ、つぎに原文の校訂文を挙げる。原文は（）で括り、その末尾に隨時、史料名や史料番号（簡数など）を付す。
- 一、引用史料の原文や書き下し文に付した各種括弧は、それぞれ以下のことをさす。
 - ①（）直前の字が（）内の字の通假字もしくは誤字であることをさす。
 - ②【】原文にはないが、文脈・内容から判断して【】内の字を補うべきことをさす。
 - ③〔〕原文にはあるが、文脈・内容から判断して〔〕内の字を衍字として取り除くべきことをさす。
- 一、引用史料の書き下し文と校訂文にみえる符号は、それぞれ以下のことをさす。
 - ①□一字分の判読不能字があることをさす。
 - ②……引用史料の省略もしくは不特定多数の判読不能字があることをさす。
 - ③□史料がそれより上ないし下で断絶（簡牘史料の接続箇が不明なばいも含む）していることをさす。
- 一、引用史料の書き下し文と校訂文にみえる「●」・「」・「—」などの符号は、もとから原文に付されていたものである。原文に付された「=」は、重文符号もしくは合文符号として適宜読み替える。（例1）夫=→大夫（例2）算=→算算
- 一、本稿の文章右側の「○」は、強調記号として適宜本稿筆者が付したものである。（例：貨幣。經濟。）。
- 一、本稿各章の脚注において先行研究（論文や著書）を引用するさいに、それが学術誌・論文集などに初出後、さらにべつの論文集などに再録されているばあい、書誌情報は極力最新のものを挙げ、その初出情報などの詳細は参考文献覧に一括して付記する。ただし一つの注に関連論文を列記するばあい、初出年第順に並べる。書名に筆者名が含まれている文献（著作集など）を参照するばあい、書名の前に逐一著者名を付記することはない。
- 一、『後漢書』の巻数は、『統漢書』の志をのぞいた通算巻数をしるす。
- 一、漢文の校訂文には適宜句読点を付したが、その書き下し文では日本語としてのリズムを考え、主語と述語のあいだに読点を加えるなど、適宜読点を増やす。

目 次

凡 例

序 章 中国 古代 貨幣 経済 史 研究 の 意義 と 分析 の 視角

はじめに

3

第一節 中国 古代 貨幣 経済 盛衰 論

11

第二節 中国 古代 貨幣 経済 盛衰 論 批判

12

第三節 商人——豪族 論 的 転回

12

第四節 経済 人類学 的 多元的 貨幣 論 の 展開

12

第五節 経済 人類学 的 多元的 貨幣 論 の 理論 的 背景

16

第六節 方法 として の 貨幣

16

第七節 本稿 の 構成

11

第一章 殷周 宝貝 文化 と その 「記憶」 —— 中国 古代 貨幣 経済 史 の 始源 に 関する 「記憶」 の 形成 —

はじめに

59

第一節 殷周 宝貝 の 収集 経路 —— 殷周 王權 と 淮夷 の 関係 —

60

第二節 殷周 宝貝 の 流布 形態 —— 「匱」 字 考 —

64

第三節 殷周 宝貝 の 社会 的 機能 —— 宝貝 の 呪術 的 価値 と 宝貝 賜 与 形式 金文 —

67

第四節 殷周 宝貝 文化 の 拡散 —— 宝貝 賜 与 形式 金文 と 冊命 形式 金文

70

第五節 殷周宝貝文化の「記憶」
おわりに

第二章 文字よりみた中国古代における貨幣經濟の展開

はじめに

第一節 売買の成立

第二節 先秦時代の贈与交換

第三節 戰国秦漢時代における貨幣經濟の展開

おわりに

第三章 戰国秦漢時代における物価制度と貨幣經濟の基本的構造

はじめに

第一節 戰国秦漢時代の物価制度

第二節 錢・布・黄金の価値関係

一 錢と布の価値関係

二 平準書にみえる「一黄金一斤」の解釈

三 如淳注の論拠と居延漢簡の内容

四 「黄金一斤＝一万錢」説および金本位制説の批判

第三節 錢の価値と錢文の関係

おわりに

第四章 戰國秦漢時代における「半両」銭の國家的管理

はじめに

第一節 戰国秦の「半両」銭

第二節 「通銭」の禁止と「錢の統一」

第三節 錢律の再編

おわりに

第五章 戰國秦漢時代における盜鑄錢と盜鑄組織

はじめに

第一節 「二年律令」銭律よりみた盜鑄錢者

一 盗鑄錢既遂罪

二 盗鑄錢未遂罪

第二節 盗鑄錢の材料とその管理

一 銀錢貿の売買

二 燃料

三 漢初の鉱山經營

第二節 盗鑄組織の実態
おわりに

第六章 戰國秦漢時代における銭と黃金の機能的差異

はじめに

第一節 購の社会的機能.....

第二節 「二年律令」にみえる「購金」と「購錢」.....

第三節 漢代軍功褒賞制と「購錢」の関係.....

第四節 漢代における錢と黃金の関係.....

おわりに.....

第七章 戰国秦漢時代における布帛の流通と生産

はじめに.....

第一節 貨幣としての布帛

一 戰国秦の布帛.....

二 前漢の布帛.....

第二節 布帛独自の社会的機能.....

第三節 布帛の生産——「男耕女織」觀の再検討——

おわりに.....

第八章 戰国秦漢時代における塩鉄政策と国家的専制支配の機制

——男耕女織政策・塩鉄専売制・均輸平準による三位一体的支配体制の確立
はじめに.....

第一節 專売制以前の塩鉄業

一 民営塩鉄業.....

二 官営塩鉄業.....

第二節 諸侯王國の塩鉄業

第三節 前漢武帝期の塩鉄専売制

- 一 塩鉄専売制の成立.....
- 二 「牢盆」の解釈をめぐって.....
- 三 塩鉄官の人員.....
- 第四節 塩鉄専売制と均輸平準の関係.....
- おわりに.....

終 章 戰国秦漢貨幣經濟の特質とその時代的變化

- 付表.....
- 付表1 殷周寶貝出土地一覽.....
- 付表2 宝貝賜与形式金文一覽.....
- 付表3 前漢・新における錢と黃金の授受.....
- 付表4 秦・前漢・新における布帛の授受.....
- 付表5 『後漢書』よりみた後漢時代における錢・黃金・布帛の授受.....
- 参考文献.....
- 初出一覧.....

399 345 323 315 303 293 283 281 267 254 251 249 247 245 245 241

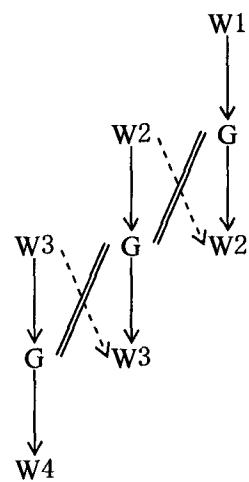
序 章　中国古代貨幣經濟史研究の意義と分析の視角

はじめに

人と人が何かを交わすという意味での広義の交換 (communication) は、太古よりつづく人類の営為のひとつである。人びとは言葉を取り交わし、こころをくみ交わすのであり、それによって社会というものが形成される。それゆえ、ある時代・地域の歴史を解明しようとするばあいには、そこに存在する個別具体的な交換のあり方を検討せねばならない（以下、交換史観⁽¹⁾）。中でも物財（人間社会の規範・価値体系内で有用と認められているモノ⁽²⁾）の交換は、そのようなコミュニケーションのあり方を端的にしめすもので、歴史研究の有力な手がかりとなりうるものである。しかもそれは、現代社会でも行われている営為であるがゆえに、その内実を検討すれば、各時代・各地域特有の交換の特性と、それに基づく社会のあり方を理解し、それらを相互に比較できると考えられる。では、中国古代における物財の交換とはどのようなもので、一体いかなる歴史的背景に支えられていたのか。

この問題を検討するさいに、従来もつとも注目されてきたのは、中国古代においていわゆる貨幣がいつどのように誕生したのかである。というのも、貨幣を媒介とする交換とそうでない交換には、一般につぎのような決定的な違いがあるとされているからである。すなわち、ここでいう貨幣とは、原則的に多くの商品を直接購入することができる媒介物（つまり商品との直接的交換可能性を有する媒介物）で、その利便性ゆえに多くの者から欲せられているような特殊な物財を意味する。一方、商品とはそのような位置づけのなされていない物財を意味する。たとえば、ある二者が物財を交換しようとするばあい、両者は互いに相手の欲する物財を有していなければならぬ。しかし、それが商品同士の交換であるばあい、各商品はそれぞれ独自の使用価値をもつので、特定の商品が多くの取引相手につねに欲せられるとは限らない（いわゆる欲望の一重の一一致の困難）。そのため、このような商品同士の物々交換は基本的に成立しない。これに対して貨幣は、多くの商品といつでも直接交換でき

〔図1〕 流通手段としての貨幣



る可能性をもつので、取引相手に受領されやすい（いわゆる流動性選好⁽³⁾）。取引相手は、それによって欲しい商品をあとから自由に購入できるからである。かくして、貨幣を媒介とする交換は、貨幣に対する人びとの信頼が揺らがない限り、そうでない交換よりも円滑に行なわれることになる。そのばあい、ある人は商品（W₁）を売ったことによって得た貨幣（G）でべつの商品（W₂）を買い、商品（W₂）を売った者は、それによって得た貨幣（G）で、さらにべつの商品（W₃）を買うことになる。また商品（W₃）を売った者は、それによって得た貨幣（G）で、さらにはべつの商品（W₄）を買うことになる（図1⁽⁴⁾）。このような循環構造の中で、貨幣は価値尺度機能を前提とする経済的流通手段として循環し、商品はそのつど消費されて循環の外に出てゆくことになる。一般的には、これが貨幣を媒介とする交換とそうでない交換の違いとされている。そしてじつは筆者も、後述するように、この貨幣の定義をとりあえず妥当なものと考えている（本章第六節）。では、このような意味での貨幣、ひいてはそれを中心とする経済（以下、貨幣経済）は、具体的にいつどのように展開し、当時の社会にいかなる影響を与えたのか。また当時の人びとは、それにどのように対処したのか。本稿の最大の目的は、これらの一連の問い合わせに具体的に答えることである。そしてそれを通じて、中国古代経済史の時代的変化とその特質を鳥瞰することである。そこで本章では、まず当該問題に関する歴史学の先行研究と、それに関連する経済学・経済人類学・経済社会学などの諸成果を回顧・整理し、それぞれの意義と限界とを確認する。その上で、上記の問題を“交換史観”的観点から歴史学的に考察することの意義を改めて強調し、その具体的な指針を提示したい。

第一節 中国古代貨幣経済盛衰論

そもそも一九〇〇年以来の学界では、中国古代貨幣経済史に関して、清朝以前から続く金石学・古錢学や、いわゆる清朝考古学、もしくは二〇世紀にとくに急成長した甲骨学・簡牘学・考古学などの成果をふまえた基礎的な研究が積み重ねられてき

た。それは、骨董収集や古錢趣味に端を発する金石学・古錢学や、一〇世紀初頭に生まれたばかりの甲骨学・簡牘学・考古学などを基盤にしていっているという点で、さまざまな問題をふくむものであつたが、「實事求是」・「好學深思」を旨とする清朝考証学や、レオポルト・フォン・ランケ以降の西洋実証史学の導入に伴い、その精度を格段に増していった⁽⁵⁾。中でも一九三〇年代に資料の収集と整理に力点を置くべきことを唱えた中国食貨学派の活躍と⁽⁶⁾、一九七〇年代以降に大きく飛躍した出土文字資料研究は⁽⁷⁾、そのような基盤研究にさらに拍車をかけることになつた。地道に個々の史料考証を行おうとするその姿勢は、まさに清朝考証学と西洋実証史学の融合した中国古代史研究の特徴の一つであるといえよう⁽⁸⁾。

ところが一方で、多くの研究者は、このような基盤研究とはべつに、それらの成果を統合して中国古代經濟史（貨幣史に関する言及を含む）の大まかな流れを復元することにも早くから力を注いできた。それは、細部の史料考証に力点を置く基盤研究たる「ミクロ歴史学的研究」に対し、いわば「マクロ歴史学的研究」とでもよぶべきもので、その萌芽はすでに二〇世紀初頭より日中両国の学界にみられた。それは、中国古代貨幣經濟史の特徴を大まかに掴もうとする東洋史学黎明期ならではの大膽かつ、ややきめの粗い試みであつたが、そのような先駆者の驥尾に付さんとする後学にとつては、恰好の目安を提供するものであつた。その中からまず最初に台頭したのが、「中国古代貨幣經濟盛衰論」とでも称すべき一連の学説であつた。

この中国古代貨幣經濟盛衰論の要諦は、基本的に中国古代貨幣史が、周代以前（東周の滅亡以前）に開始し、それを中心とする経済が前漢前半期にピークを迎える、その後衰退したというものである。たとえば、戦前の加藤繁氏・吉田虎雄氏などは、つとにそのような主旨の論考ないし講義を展開している⁽⁹⁾。またそれと前後する形で、多くの研究者はその具体的な指標として、とくに殷周時代の宝貝（cowry）や戦国時代以後の錢・黄金の動向に注目してきた。たとえば二〇世紀に入つてからの研究を挙げると、伝世文献・考古資料・文化人類学の成果を取り入れた王国維、あるいはそれらをふまえた吉田虎雄・王名元・彭信威・関野雄・王毓銓・賈谷文・勞幹・戴志強・傅築夫・蕭清・蔡雲章・冷鵬飛・楊升南・何茲全などの錚々たる先学諸氏が、「殷代宝貝＝貨幣」説を支持している⁽¹⁰⁾。これは、貨幣の「貨」に「貝」字が含まれていること、甲骨文・金文の中に「贝」が貴重な物財としてみえること、殷周時代の墓葬から多くの宝貝が出土していることなどから、殷代宝貝こそ中国最古の貨幣、もしくはそれに類するものであったとする説である。一方、朱活

氏・劉精誠氏・李祖德氏・黃錫全氏などは、宝貝が殷代よりも前から貨幣として機能していたとしている⁽¹¹⁾。またその他にも、殷代宝貝をたんなる装飾品とした上で、殷末周初以降の宝貝のみを貨幣とする郭沫若氏の説や⁽¹²⁾、宝貝が貨幣となつた時期を西周晚期前半とする近藤喬一氏の説⁽¹³⁾、春秋戦国時代とする江上波夫氏などの説もあるが⁽¹⁴⁾、それらも宝貝が戦国時代以前に貨幣となつたとみている点では同様である。これらによれば、中国貨幣経済史の起源はいすれにせよ周代以前にあつたことになる。ちなみに松丸道雄氏は、金属単位をしめす甲骨文・金文の字形分析から、西周時代における銅地金(ingot)こそが交換媒体の初源形態であつたとし、戦国青銅貨幣の初源に関する魅力的な仮説を提示しているが⁽¹⁵⁾、これも周代以前に中国貨幣経済史の起源を求めている点では、前掲の諸説と同じである。

一方、周代以降の経済に関しては、吉田虎雄氏がつぎのように述べている。中国古代では、春秋時代より前から黄金が、春秋時代頃から錢が貨幣として用いられ、両者の使用は秦漢時代にとくにさかんになった。しかし、後漢末以降の佛教東漸に伴い、黄金を器物や装飾品にも用いる慣行が広がり、貨幣としての黄金の総量が減少した。また同時に、錢の原料である銅資源の生産量も減少した。そのため魏晉期以降は、布帛・穀物を交易に用いることが多くなった、と⁽¹⁶⁾。この吉田説は、他の研究にほとんど引用されていないが、それと似た見解はその後の研究にも多くみえ、それらの祖型に相当するものと解される。その発展形として、たとえば全漢昇氏は、「銅資源の減少」を「貨幣経済の衰退」とみなし、その詳細をつぎのように論じている。

中国古代の貨幣経済は、前漢前半期にいつたんピークを迎えた後漢末以降に衰退した。その背景には、後漢末の戰乱による経済の混乱と、錢の原料である銅資源の枯渇現象があつた、と⁽¹⁷⁾。また牧野異氏も、これとほぼ同様の説をべつの角度から展開している。すなわち牧野氏は、まず『漢書』卷二四食貨志上にみえる戦国魏・李悝の「盡地力之教」という経済政策に着目し、当時の農民が家計收支の計算に錢を用いていたこと、錢なしでは生活できないような農民像がそこに描かれていることなどから、戦国時代の独立小農民の生活には貨幣経済が深く浸透していたとする⁽¹⁸⁾。その上で、漢代になると貨幣経済は一貫して銅不足の影響を受けるようになり、前漢後半期になると銅原料の涸渇が深刻化して、錢の退蔵と生産の低下が起り、貨幣経済が衰退したと結論づけている⁽¹⁹⁾。これに対して宮崎市定氏は、戦国秦漢時代を好景気の時代(とくに中国古代貨幣経済の全盛期)、魏晋南北朝へ唐代を不景気の時代と捉えた上で、前漢末以降に黄金が国外に流出した結果、貨幣不足と貨幣経済の退行が起つたとする⁽²⁰⁾。これは、貨幣経済の衰退要因を黄金の減少に求める説である。その意味で宮崎氏の説は、全氏や牧野氏の説とは

異なる論理構造を有しているといえる。しかしこれも、貨幣数量の多寡を基準に貨幣經濟の盛衰を論じているという点では、やはり全・牧野両氏の説と同様である。

このような考え方は、現在でも一部の研究者に根強く支持されている。たとえば全氏や牧野氏の「銅原料枯渇による貨幣經濟衰退」という図式は、稻葉一郎氏などに継受されている。⁽²¹⁾ また宮崎氏の「黄金枯渇による貨幣經濟衰退」という図式は、彭信威氏や労榦氏の論考にもみえる。⁽²²⁾ さらに、錢と黄金の両方の減少に注目し、そこに中国古代貨幣經濟の衰退要因を求めるものに山田勝芳氏の研究がある。⁽²³⁾ それによると、そもそも戰国秦では錢・黄金・布帛という三等の幣制が布かれていた。しかし統一秦⁴前漢前半期になると、布帛は貨幣として使用されなくなり、錢・黄金の「平行本位制（この語は一般に、二つの法貨を固定的な比価なしに平行的に流通させる制度を意味する経済学の用語であるが、山田氏は、実際には錢と黄金の比価が固定的であることを前提に自説を展開している）」が布かれることになった。そのさいに黄金は、きわめて高価であるがゆえに、とくに皇帝・王侯・富人に集中した。ところが前漢後半期になると、錢の量的不足と黄金の国外流出が深刻化し、人びとは市場に出回っている良錢を回収して少しでも青銅を削りとり、それによってさらに多くの悪錢を鋤造するといった違法行為に及ぶようになつた。また、不足する錢や黄金の代わりに再び布帛などが貨幣として流通するようになつた。そしてその中で、「知識人は布帛（および金・銀）と良錢、庶民は惡錢」を用いるという「貨幣流通の二重性」⁽²⁵⁾ が生じた。これに対して新の王莽は、黄金と錢の比価を固定した上で、黄金の国有化を推し進め、その備蓄によつて錢の価値を安定させようとした。そしてそれによつて錢の名目貨幣化を行い、錢の一枚一枚の公定価格を維持しつつ、その枚数のみをふやすことで、この難局を乗り切ろうとしたが、失敗した。後漢も、錢納人頭税制維持のために「五銖」錢を復活させるなどの措置をとつたが、結局貨幣經濟を完全に復権させるには至らなかつた。かくして前漢前半期にピークを迎えた貨幣經濟は、前漢後半期以降に徐々に衰退することになつたといふ。つまり山田氏は、前漢後半期以降の布帛を「貨幣」としながらも、結局は前漢後半期以降、とくに後漢時代を「布帛使用を中心とする現物經濟」とし、それを「貨幣經濟の衰退」とみなしているのである。

もつとも、このような「錢・黄金の減少→貨幣經濟の衰退」という図式に対しても、傅築夫氏によるつぎのような部分的批判もある。⁽²⁶⁾ すなわち傅氏は、黄金が徐々に国外に流出したこと、それがのちに仏像の作成にも使用されたことを事実と認める一方で、それだけでは後漢時代に黄金が急激に減少した理由を説明するには不十分であるとする。その上で、むしろ新⁴後漢

時代の戦乱と社会経済の混乱、そしてそれに伴う国家的鑄銭の廃止こそが、史料上の錢・黃金に関する記載の減少を招いたとする。そしてそれらの代わりに布帛が実物貨幣としての役目をはたすようになつたとも指摘している。しかし傅氏も、大局的にはやはり後漢時代を「自然経済」と規定しており、その点で「貨幣経済の衰退」を主張する先行研究と変わりはない。

以上の整理に大過ないとすれば、前掲の諸説は結局すべて、周代以前に貨幣が誕生し、前漢前半期に「貨幣経済」がピークを迎える、その後徐々に衰退していくといったモデルの一部ないし全部を共有していたことになる。それはまさに『中国古代貨幣経済盛衰論』として一括すべきものであろう。後述するように、その問題設定や方法論には再考を要する点も多々含まれてきわめて重要な試みであった。とくに山田氏の研究は、確固たるミクロ歴史学的研究に基づき、実際には中国古代貨幣経済盛衰論の枠組みを超える論点をも含むもので、いわゆる古典として位置づけられるものである。しかもその成果の一部は、中国古代貨幣経済史に関する日本初の専著『貨幣の中国古代史』（朝日新聞社、二〇〇〇年）として、一般書の形ではあるが、まとめられている。本稿でも、そのような先学の研究成果の一部（とくにその論者が収集した関連史料と、それに対する解釈の一部）に関しては、適宜積極的な継承を図るつもりである。しかし一方で、中国古代貨幣経済盛衰論の大きな枠組み自体に関しては、現在まで多くの批判も寄せられている。ではそれは、一体いかなる論理構造をもつているのであろうか。

第二節 中國古代貨幣経済盛衰論批判

以上のような中国古代貨幣経済盛衰論に対して、最初に批判が集中したのは、その中でも前漢前半期以降に貨幣経済が衰退したとする全氏や牧野氏以来の論点についてであった。その典型として、まず最初に、前漢前半期以降も（少なくとも後漢末までは）貨幣経済がさかんであつたとする説と（以下、後漢貨幣経済隆盛論）⁽²⁷⁾ それとは逆に、前近代中国では貫して自然経済が中心であつたとする説（以下、前近代中国自然経済論）の二つを挙げることができる。この二つの説は、内容的にはほ

ば正反対であるが、従来の中国古代貨幣經濟盛衰論者が前漢經濟と魏晉經濟の違いを強調しすぎている点に批判的であるという意味では共通している。もつとも前者の説は、従来あまり検討されてこなかつた後漢貨幣經濟にスポットを当てるにとどまり（本稿終章も参照）、これまでの学説史に大きな影響を与えることはなかつた。これに対して、学説史上とくに注目されるのは、後者の前近代中国自然經濟論である。というのもこの説は、もともと中国学界のテーゼであつたマルクス主義の俗的史的唯物論に立脚した説で、それゆえ従来の学界（とくに中国の学界）では、この説こそが中心的であつたからである。ここでいう自然經濟とは、商品經濟や貨幣經濟と対置される概念で、一般に自給自足經濟と物々交換經濟の両方を含むものとされる。その例として、たとえば葉茂氏は一九九四年の段階で、戦国秦漢經濟の發展を事実と認めつつも、しかしそこでは依然として自然經濟が主導的地位、商品經濟が補完的地位にあつたとし、それが中国の学界の定見であつたと総括している⁽²⁸⁾。たしかに韓国磐氏や童書業氏なども、一方で中国古代における貨幣經濟の盛衰に留目しつつ、他方では前近代中国を一貫して自然經濟優位の時代と捉えており、大局的にみて前近代中国自然經濟論者に分類しうる⁽²⁹⁾。馬開樸氏も春秋戰国時代に商品交換が發展したことを指摘しつつも、それはなお主要でなかつたとする⁽³⁰⁾。吳榮曾氏も、戦国秦の睡虎地秦簡（本章末尾付表参照）を主たる史料として商品經濟の展開を主張する一方で、当時はなお自然經濟が支配的であつたと留保している⁽³¹⁾。このような前近代中國自然經濟論の影響は、前節で中国古代貨幣經濟盛衰論者の一人として挙げた傅築夫氏の論考にすら垣間みえるもので、中国の研究者の言説中に、いわば通屠低音のように響き続けているといつてよい。これらの見解によれば、たしかに秦漢經濟と魏晉經濟は自然經濟に一括され、両者の違いを強調する中国古代貨幣經濟盛衰論には一定の限界があつたことになる。

しかしながら一九八〇年代以降になると、中国の学界においても、「自然經濟」や「商品經濟」の概念そのものに対する再検討が進められるようになり、それに伴つて従来の前近代中国自然經濟論に対する部分的批判も、少しずつではあるが出てきている⁽³²⁾。たとえば経君健氏は、従来の「自然經濟」概念が物々交換經濟と自給自足經濟の両方を暗黙裡に含んでいたことを喝破し、その中の自給自足經濟のみを「自然經濟」と再定義した上で、「前近代中国封建社会＝商品經濟」と論定している⁽³³⁾。これは、「自然經濟→貨幣經濟」という進化論的図式によつて西洋經濟史を説明するブルー・ヒルデブラント以来の見方に対し⁽³⁴⁾、「自然經濟（もしくは實物經濟）」を「自給自足經濟」と「實物交換經濟」に分けたマックス・ウェーバーの説と軌を一にする

⁽³⁵⁾ つまり經氏は、物々交換經濟と貨幣經濟の両方を「商品經濟」の定義に含めることで、「前近代中国＝商品經濟」と規定し、

従来の前近代中国自然経済論を批判したのである。一方、林甘泉氏は、経氏が物々交換経済と自給自足経済を区別した点を評価しつつも、経氏が自給自足経済のみを「自然経済」とし、それを前近代中国封建社会の特質と解している点には問題があるとする。すなわち、もし経氏の説に従つたばあい、前近代中国封建社会全体が「商品経済（貨幣経済と物々交換経済の両方を含む経済）」であったことになるが、それでは逆に、経氏のいう「自然経済（自給自足経済）」の時代とは一体いつなのか。そもそも歴史上、そのような時代は存在しなかったのではないか、と。そして戦国時代以降の伝世文献を涉獵し、どの時代にも必ず物財の交換をしめす史料があることを指摘した上で、「自然経済」を「以末補本経済（商品交換を以て自給自足的生活を補う経済）」と再定義し、それこそが前近代中国封建社会の特質であつたと論じている。⁽³⁶⁾ このように「自然経済」の概念自体を拡張し、「自然経済」と「商品経済」の相補的関係を重視する見方は、他にも方行氏などによつて説かれている。⁽³⁷⁾ また郭庠林氏や黄今言氏も、自然経済と商品経済を相互の存立条件とし、その相互補完的関係を強調している。⁽³⁸⁾

だが、これらの研究も、秦漢経済と魏晋経済の本質的差異を小さく見積つてゐるという点では、従来の前近代中国自然経済論と通底している。つまり中国の学界では、結局のところ近年に至るまで一貫して、前近代中国自然経済論もしくはそのヴァリエーションが主流であつたのであり、秦漢経済と魏晋経済の差異をひたすらに強調する従来の中国古代貨幣経済盛衰論は、むしろ少数派であつたのである。

それでは結局、中国古代貨幣経済盛衰論と前近代中国自然経済論は、一体どちらが妥当なのか。ここで注意すべきは、じつはこのようない「自然経済」や「貨幣経済」といった概念自体が、もともとは近代西洋の学問体系から生み出された分類であるという事実である。これは、上記の二項対立的理解が、本来、西洋史中心の歴史認識の中に中国古代史を位置づけるためのものにすぎず、それゆえ中国古代経済史の特質を解明するには必ずしも十分でないということを意味する。また、上記の二項対立的理解によれば、現代資本主義以前の社会はすべて未成熟な貨幣経済ということになるが、それでは「未成熟な貨幣経済」と「自然経済」との線引きが困難となり、各時代・各地域の経済のあり方を具体的に把握しようとする視点も薄れざるをえない。つまり、中国古代貨幣経済盛衰論と前近代中国自然経済論には、ともに検討の余地があるのである。そこで近年脚光を浴びつつあるのが、つぎの五つの学説である。その中には、従来の中国古代貨幣経済盛衰論と前近代中国自然経済論に対する実証的批判と理論的批判の両方が含まれており、それぞれの論点が出された時期もさまざまで、一部には一九五〇年以前に遡る

ものもあるが、いざれも従来の「自然経済」対「貨幣経済」といった議論の枠組み 자체を乗り越える視点を内包していると思われる。

第一は、中国古代貨幣経済盛衰論者の一部（牧野巽氏など）が支持する「漢代貨幣經濟＝銅不足の時代」という理解が、そもそも実証的に検討の余地を残している点である。たとえば木村正雄氏は、魏晋期に「古代商業」が衰退したことを事実と認めつつも、その要因は貨幣原料（銭の原料である青銅など）の枯渇などではなく、「金納税制（引用者注：錢納税制の意）」の廃止にあつたとする⁽³⁹⁾。これは、民間における銭の受容と流通が国家的強制（銭納税制の押しつけ）によるものであつたことを前提とする説で、いわば「銭＝国家的決済手段論」とでもよぶべき学説の萌芽として位置づけられる。これは、一九八〇年代に西嶋定生氏が指摘し、さらに一九九〇年代には足立啓二氏・佐原康夫氏などが主唱するようになった学説で⁽⁴⁰⁾、つぎのような意味をもつてゐる。すなわち、中国古代の銭は経済的流通手段として民に積極的に受領されたというよりも、むしろ国家が自らの利益のために民に使用を強制したものである。よつて銭は、たとえ経済的流通手段として機能することがあつたとしても、それがその根本的な存在意義であつたわけではなく、また、その利便性ゆえに民に自発的に受容されていたわけでもない。それゆえ銭は、國家が銭納税制を廃止するやいなや、民間において一挙に使用されなくなつた、と。これによると、そもそも銭は、現代貨幣のように経済的流動性の高さを循環の動因とするような貨幣とは全くの別物であつたことになる。つまり両者には質的な違いがあつたことになるのである。これは、貨幣経済の時代的変化を盛か衰かで判断する従来の説に対する明らかな批判として位置づけられる。

第二は、従来の中国古代貨幣経済盛衰論が、貨幣同士の関係にあまり着目していない点である。この視点を開拓した関野雄氏は、戦国秦漢貨幣経済の時代的変化をつぎのように説明している。すなわち、まず中国古代では戦国時代ごろから「实体青銅貨幣（素材価値と通用価値が等しい青銅貨幣）」が生まれた。しかし前二～前四世紀ごろに鍛鉄製の利器が登場し、青銅製の利器に対する需要が減少し、青銅の素材価値の低下が起つた。また、青銅貨幣の名目貨幣化（素材価値と通用価値の乖離）も進み、青銅貨幣の価値はさらに急落した。そこで前漢は黄金を独占し、「黄金青銅両本位制（引用者注：黄金と銭を固定比価で結んだ金銭複本位制の意）」を布くことで青銅貨幣の価値をコントロールしようとしたが、結局うまくいかず、国庫の黄金も枯渇した。そのため前漢は、実体青銅貨幣たる五銖銭を国家的に専鋳することで、経済の安定化を図らざるをえなかつたとい

う⁽⁴⁴⁾。これは、漢初に銅原料が多く存在したとする点で反牧野説とでもいべきものであるが、宮崎氏と同じく、前漢後半期以降における黄金の枯渇に注目しているという点では、中国古代貨幣經濟盛衰論の一類型のようにもみえる。しかし関野氏は、銭と黄金の多寡をそれぞれ別個の現象と捉えるのではなく、むしろ両者の関係を「実体青銅貨幣の価値下落→名目青銅貨幣の価値下落→黄金の国家的独占による貨幣經濟の建て直し→黄金の枯渇→名目青銅貨幣への回帰」のように一連の流れとして捉えており、前漢後半期以降に貨幣經濟全体が衰退したとは断じていない。その意味で関野説は、中国古代貨幣經濟盛衰論とは一線を劃するものであった。本稿第三章で批判するように、関野氏の指摘する漢代黄金青銅両本位制の存在については検討の余地があるものの、このように貨幣同士の関係に注目する視点自体（以下、貨幣間関係論）は、のちに本稿各章で展開する議論の原型にも相当するものであり、卓見と思われる。

第三は、中国古代貨幣經濟盛衰論が、經濟の地域差にあまり配慮していない点である。その批判の先陣を切った何茲全氏は、魏晉南北朝經濟について検討し、その南北差に注目した上で、北方（黃河流域）で農村經濟主体の「自給自足經濟」が主流となる一方、南方（長江流域）では「貨幣經濟」が継続的に発展したとする（地域貨幣論の萌芽）⁽⁴⁵⁾。また日本の研究としては、中国史全般に関わる南北差に注目した桑原隠藏氏の研究をふまえ⁽⁴⁶⁾、つとに岡崎文夫氏などが魏晉南北朝時代の貨幣經濟の南北差に言及している⁽⁴⁷⁾。さらに川勝義雄氏も、東晉以降の南朝（とくに長江流域と廣東省付近の沿海）では、銅不足とインフレーションという二つの悩みを抱えながらも「貨幣經濟」が発展したとのべている⁽⁴⁸⁾。西嶋定生氏・劉精誠氏・李祖德氏・蔣福亞氏・瞿安全氏なども、魏晉南北朝經濟の南北差を強調している⁽⁴⁹⁾。この他に、南朝の錢に関しては越智重明氏の専論などがあり⁽⁵⁰⁾、南朝經濟の特質に関しては張兆凱氏の専論などもある⁽⁵¹⁾。また邱敏氏も、魏晉南北朝期に全体的に貨幣經濟衰退現象が起こったと留保した上で、北方では戦乱による自給自足的な「自然經濟」への転換によって実物貨幣が主要な地位を得たのに対し、南方では戦乱の影響が少なく、人口も増加したため、錢を主、実物貨幣を副とする「商品交換」が行なわれたとしている⁽⁵²⁾。このような魏晉期における貨幣經濟の南北差に関しては、すでに全漢昇氏や牧野巽氏、あるいは韓國磐氏などもつとに推測しているが、とくにそれを中国古代貨幣經濟盛衰論の批判に向けている点に、何氏以降の諸説の学説史的意義が認められる⁽⁵³⁾。もっとも、このような地域貨幣論の進展の背景には、その研究対象となつた魏晉期が政治的な分裂期であるがゆえに、その地域的差異も比較的観察しやすかつたことが挙げられる。これは逆にいえば、統一帝国期の秦漢時代に対して地域貨幣論を適用

することが容易でないことを意味する。しかしながら近年、秦漢史の分野においてもようやく地域経済史研究への高まりがみられるようになってきた。その好例として、永田英正氏や佐原康夫氏の研究などが挙げられる⁽⁵¹⁾。さらに、上記以外の地域貨幣論の一類型として、都市部と農村部の貨幣の流通状況の違いに注目する宮澤知之氏の説もある⁽⁵²⁾。この宮澤説は本来、宋代経済史研究の一環として出されたものであるが、そのような都市部と農村部の違いは、中国古代貨幣経済盛衰論や前近代中国自然経済論の批判にも十分に適用できるものである。現に、このように都市部と農村部の経済状況を切りわける見解は、すでに中國古代経済史の分野でも影山剛氏などによって採用されており⁽⁵³⁾。それを本格的に主張したものとして江村治樹氏や張繼海氏の研究などを挙げることができる⁽⁵⁴⁾。とくに江村氏の研究は、各都市の貨幣と貨幣経済のあり方にまで差異を認め、戦国時代の三晋都市経済とそれ以外の都市経済の違いに注目するなど、きわめて詳細なものである⁽⁵⁵⁾。これは、流通経済の次元が二つに限られないという意味で、まさに“多元的流通経済論”とでも称すべきものであり⁽⁵⁶⁾。このような視点の発展形は、黒田明伸氏の研究などにもみられるものである⁽⁵⁷⁾。

第四は、中国古代貨幣経済盛衰論が、もっぱら銭と黄金のみを「貨幣経済」の構成要素とし、「現物貨幣（非金属貨幣）」の存在にあまり留意していない点である。たとえば牧野氏は、魏晉期において穀物や布帛は「交易の仲介物」として機能していたとしつつも、それをあくまでも「自然経済」の発展が深刻であつたことを現わすもの」としていた⁽⁵⁸⁾。ところが、たとえばマルク・ブロツクが金属貨幣とともに胡椒が交換手段となつていた中世ヨーロッパ経済の状況を描写しつつのべているように、「現物貨幣（非金属貨幣）」の存在はヒルデブラント以来の「自然経済」対「貨幣経済」という図式にも当然大きな影響を与える⁽⁵⁹⁾（以下、現物貨幣論）。というのも、既述のとく、従来の「自然経済」概念は「自給自足経済」と「物々交換経済」の両方を含むものであるが、そこに現物貨幣の存在を組み込んだばあい、当然「物々交換経済」と「現物貨幣経済」との区別が曖昧になるからである。そこで、このような現物貨幣論の淵源を辿つてみると、たとえば武仙卿氏はつとに、魏晉南北朝時代にとくに北朝で金属貨幣が行われなくなつたとしつつ、その代わりに布帛を貨幣とする「貨幣経済」が進展したとのべている⁽⁶⁰⁾。また彭信威氏は、穀物をも「貨幣」に含める立場から、殷周時代を貨幣経済萌芽期、戦国時代以降を「貨幣経済期」としている。そのうち、武氏の見解はもともと「自然経済」対「貨幣経済」という図式自体の批判に直接向けられたものではなく、あくまでも中国古代貨幣経済盛衰論の部分的修正という形を取つており、彭氏は中国古代貨幣経済盛衰論を支持しつつ現物貨幣

論を提唱するなど、必ずしも両学説を対立的に捉えているわけではないが、今になつてみれば、それらは中国古代貨幣經濟盛衰論と前近代中国自然經濟論の体系的批判にも十分に活かせるものである。現に近年では多くの研究者が、中国古代における現物貨幣の存在を認め、それに基づく「貨幣經濟」の存在を高く評価した上で、従来の中国古代貨幣經濟盛衰論を批判している。この傾向は、後述する一九九〇年代の佐原康夫氏の諸論考にとくに顕著である。⁽⁶¹⁾

第五は、中国古代貨幣經濟盛衰論の「貨幣の量的減少＝貨幣經濟の衰退」という論法自体が経済学的に検討の余地を残している点である。すなわち影山剛氏は、商品世界における需要と供給のバランスに着目した上で、つぎのように推論している。すなわち、もし黄金や錢の原料（銅や錫）が量的に不足したばあい、それらの希少化に伴う貨幣価値の高騰が起こり、それで財産として退蔵してきた黄金や錢が流通面に還流し、黄金や銅の国外流出は自動的に制限されるはずである、と。また秦漢時代に金錢復本位制（黄金と錢を固定比価で結んだ本位制）があつたとする見解に対しても、そのような信用慣行が當時存在していたか否かには疑問が残ると指摘している。⁽⁶²⁾

以上五つの中国古代貨幣經濟盛衰論批判は、近年では戦国秦漢貨幣史の研究にも生かされており、いずれも非常に重要な論点であるといつてよい。⁽⁶³⁾ 中でも、第一に挙げた貨幣間関係論は、複数貨幣間の関係に注目しているという点で、後の多元的貨幣論（本節第四節参照）にも十分に生かしうる考え方である（ただし多元的貨幣論関連の先行研究には、この点に対する実証が欠けており、その点を補つたのが本稿第三章である）。また第一・第三・第四の論点（“錢＝國家的決済手段論”・“地域貨幣論”・“現物貨幣論”）は、まさに後の多元的貨幣論の直接的な母体となつたものである。それでは、これらの批判を受けた中国古代貨幣經濟盛衰論や前近代中国自然經濟論、ひいては「自然經濟」対「貨幣經濟」という議論の枠組みは、その後どのように止揚されたのか。そこでつぎに確認すべきが、従来とは全く異なる角度から中国古代貨幣經濟盛衰論を換骨奪胎した影山剛氏の説である。

第三節 商人——豪族論的転回

従来の中国古代貨幣經濟盛衰論に新風を吹き込んだ影山剛氏の研究は、既述のごとく、中国古代貨幣經濟盛衰論に対する第五の批判に基づくものであった。すなわち影山氏は、まず貨幣總量の増減に注目する従来の中国古代貨幣經濟盛衰論をつぎのように批判する。中国古代貨幣經濟盛衰論は貨幣の多寡を指標としているが、そもそも黄金や錢の原料（銅や錫）が量的に不足したばあい、その希少化に伴い、貨幣価値の高騰が起こり、それまで財産として民間の家々に退蔵されてきた黄金や錢が必然的に流通面に還流し、黄金や錢の原料の国外流出も自動的に制限されるはずである、と。その上で影山氏は、秦漢貨幣經濟の担い手たる大商人が富を投じて土地を購入し、その中に小農民を取り込んで地主的經營を行った結果、小農民が貨幣經濟から引き離され、商業繁栄の基礎である商品と貨幣の流通の場が縮小されたとし、商人論・豪族論の観点から従来の中国古代貨幣經濟盛衰論を換骨奪胎している。つまり影山氏は、漢代貨幣經濟の衰退を、大商人が大土地所有者（ひいては豪族⁽⁶⁴⁾）に転身し、自らの土地で小農民を囲い込んで自給自足するようになつたために生じた現象と解しているのである。影山氏が引用する永田英正氏の論考においても、後漢時代に貨幣が豪族の手に集積し、それが小農民にとって無縁の存在となつていった過程が論じられている⁽⁶⁵⁾。その背景には、漢代抑商政策の影響により都市商人たちの勢力が削がれ、代わりに「郷村に根柢をもつ莊園主が、商人を兼営する方式が有力になつた」とし、それを古代から中世への転換点に位置づける宇都宮清吉氏の研究の影響があつたとみられる⁽⁶⁶⁾。

また米田賢次郎氏も、前漢中期以降の貨幣經濟の限局化と、それに伴う大土地所有者の急成長を指摘し、その背景をつぎのように説明している⁽⁶⁷⁾。すなわち、漢代貨幣經濟の限局化と土地經濟の成長は、一見すると、魏晉期における外民族の侵入と戦乱に起因するかのごとくであるが、実際にはそれ以前の前漢武帝期にすでに発生しており、その背景には武帝期における農業技術の革新と、それに伴う農業生産量の増大があつた、と。つまり米田氏は、農業技術の革新こそが大土地所有者の増加を惹起し、そこに小農民がとりこまれ、それが貨幣經濟の限局化をもたらしたと解しているのである。もつとも米田氏は、そのような大土地所有者の莊園を必ずしも独立の自給自足体とは捉えておらず、むしろ莊園内で必要な物資は対外窓口の莊園主を通じて一括して外部から購入されていたとし、そのような大規模な物流の担い手として大商人の存在を指摘している⁽⁶⁸⁾。これは影山氏の説と大きく異なる点である。しかし米田氏も、大局的には前漢中期以降における大土地所有者の増加と貨幣經濟の限局化とを事実と認めており、その点では影山説と同じような議論の枠組みに属するものであった。それらは、中国古代における

貨幣のあり方に注目するのではなく、貨幣経済の担い手のあり方に目を向けるものであつたという点で、まさに“商人——豪族論的転回”とでもいうべきものである。

たしかに市場原理に則ると、影山氏が指摘するように、貨幣の退蔵から貨幣經濟の衰退を説明することは困難である。そもそも錢や黃金が価値をもつのは、それらが他の物財との直接的交換可能性を有しているからであり、他者がそれを受けとるのは、交換関係のさらなる外部に、やはり錢や黃金を受けとる他者が存在することを確信しているからである。よつて黃金や錢は、他者がそれを受容しなくては連鎖的に価値を失う⁽⁶⁹⁾。ところが、黃金や錢の総量減少に伴う退蔵とは、人びとが錢や黃金に対する物神崇拜からまだ脱却できていないことを前提とする現象である。むしろ貨幣の退蔵とは、人びとが貨幣に価値を認めていたからこそ生じるものなのである。よつて、錢や黃金の総量減少に伴う退蔵によつて貨幣經濟が衰退するとは考えにくい。影山説は、このような中国古代貨幣經濟盛衰論の論理的不整合を指摘し、べつの角度から当該説を鋤直した点に独自の意義があるものと認められる。しかも、前漢後半期以降に大土地所有者が増えたという点は、基本的には現在大勢の容認するところとなつており⁽⁷⁰⁾、影山説はその先駆の一つとして位置づけられる。

もっとも、大商人の減少と大土地所有者の増加が貨幣經濟の衰退ないし限局化をもたらしたとする見解には批判もある。たとえば多田狷介氏は、前漢後半～後漢時代の没落小農民が豪族主導の穀物売買過程に組み込まれていたとし、その当時の豪族が必ずしも自給自足的な生活を営んではおらず、むしろ麾下の小農民を相手に一定の貨幣經濟を営んでいたことを指摘している⁽⁷¹⁾。西嶋定生氏もつとに、後漢・崔寔『四民月令』を史料とし、当時の豪族經營が必ずしも自給自足的ではなかつたことを推測しているが⁽⁷²⁾、多田氏はその内実をさらに究明し、豪族と小農民による地方商業のあり方（とくに穀物売買の実態など）を具体的に論じたのである。その後、西嶋氏の『四民月令』の解釈には藤田勝久氏などから批判がよせられたが⁽⁷³⁾、多田氏の問題提起自体は、現在に至るまで学界に大きな影響を与え続けているといつてよい⁽⁷⁴⁾。また紙屋正和氏は、前漢後半期に大商人の活動が目立たなくなり、それと同時に小農民を対象とした商業活動が活発化したと指摘している⁽⁷⁵⁾。これは、多田氏とはべつの角度から、前漢後半期以降の貨幣經濟の存在に論及したものと理解できる。

以上本節では、影山氏による“商人——豪族論的転回”以降の研究動向を総括した。その結果みえてきたのは、影山氏の研究が、学界の争点を、貨幣總量に関する問題系から貨幣經濟の担い手に関する問題系へとシフトさせたこと、そしてそれが、多

田氏や紙屋氏の説などに繋がつていつたことであった。だが、このような「商人—豪族論的転回」に関する議論は、そもそも意図的に、戦国秦漢時代における貨幣経済の担い手の変化に論点を絞つたものであった。そのため、そこには殷周経済に関する考察が不足している。また、戦国秦漢時代における貨幣の具体的な使用状況や位置づけについても不明確なままでいる⁽⁷⁶⁾。中国古代においてどのような物財がいかなる状況下で貨幣とされ、それらが相互にどういう関係にあつたのかは、まだ課題として残されているのである。これは、上記の諸説が本来、貨幣経済の担い手の変化に注目することによって中国古代貨幣経済盛衰論の是非を検証することを主眼とするものであり、必ずしも貨幣経済の質的変化を読み取ることを目的とするものではなかつたこととも関連する。すなわち、上記の諸説はやはりまだ、中国古代貨幣経済の盛衰や「貨幣経済か自然経済か」といった議論の枠内にとどまつており、それゆえそこには、「中国古代においてどのような物財がいかなる状況下で貨幣とされ、それらが相互にどういう関係にあつたのか」に関する問題意識が不足していたのである。しかも上記の諸説には、本章第二節で検討した「錢＝国家的決済手段論」・「貨幣間関係論」・「地域貨幣論」・「多元的流通経済論」・「現物貨幣論」の成果もほとんど反映されていない。そこで注目すべきが、中国古代貨幣経済衰退論以降のさまざまな批判的考察をふまえ、影山氏とはべつの方向から、貨幣経済史研究の一新を図つた佐原康夫氏の説である。

第四節 経済人類学的多元的貨幣論の展開

佐原康夫氏の説は、前掲の「錢＝国家的決済手段論」・「貨幣間関係論」・「地域貨幣論」・「多元的流通経済論」・「現物貨幣論」の成果をふまえつつ、新しい戦国秦漢貨幣経済史研究を目指したものであつた。佐原氏はまず、従来の中国古代貨幣経済史研究全体をつぎのように批判する。

中国古代、特に戦国・秦漢期の歴史的特色の一つとして、「貨幣経済の発達」が挙げられる。これは高校の世界史教科書を含むあらゆる概説書に記される、中国史の常識の一つである。では、中国古代において「貨幣」とは何か。当時の「貨幣経済」とは如何なるものだつたのか。またその「発達」の指標とは何か。実は現在、これらの当然の疑問に明快に答える

ことは意外に難しい。……貨幣經濟の性格が、その發達の程度の差の問題に還元されている限り、前近代のどの時代の經濟も結局「未熟な近代經濟」でしかなくなつてしまふ。その前提には、「貨幣經濟」がいつの時代にも質的に同一だとする考え方が横たわつてゐる。本当にそうだろうか⁽⁷⁷⁾。

その上で佐原氏は、周代宝貝や戦国秦漢時代の錢・黃金・布帛・穀物などをすべて「貨幣」とし、その個別具体的な検討を通じて、各時代の「貨幣史」の質的差異を明らかにしようとした。すなわち佐原氏は、まず周代宝貝が土地移譲時に地価を計算するばあいなどに用いられるもので、その使用範囲が基本的に使用者の身分と価値の計算対象によって限定されていたことを指摘する。そしてそのような周代宝貝を「身分制的計算貨幣」とし、その独自の社会的意義を摸索すべきことを強調している⁽⁷⁸⁾。

つぎに、従来の中国古代貨幣經濟盛衰論が錢と黃金の増減を指標としている点を以下のように批判する。すなわち、漢代の錢は国家的支払手段（＝筆者のいう国家的決済手段）、黃金は賜与物として重視され、両者の機能は必ずしも同一でないので、両者を単純に合算して貨幣総量を求める⁽⁷⁹⁾ことには問題がある。また当時は布帛や穀物も「貨幣」として流通していたが、それにもかかわらず先行研究の挙げる「貨幣総量」にはそれらが含まれていらない、と。その上で、錢が国家的支払手段としての役割を担つていた点を強調し、むしろ一般的の交換手段としての役割を中心的に担つていたのは布帛や穀物の方であつたとする。そして前漢武帝期以降、「輕重策（錢の統制を通じて國家が物流を把握する政策）」が徐々に破綻し、民間の大土地經營者が自らの財力に基づく贈与交換をテコに地域社会を掌握するにつれ、國家の強制する錢の重要性は薄れていったとし、それこそが從來「貨幣經濟の衰退」と目されてきた事態であるとしている。このような佐原氏の見解は、本稿の論脈に沿つていえば、とくにつぎの五点に大きな特徴がある。

- ① 「貨幣」の概念をきわめて広く捉えている点。
- ② 「貨幣」を錢と黃金（つまり金属）に限定していない点⁽⁸⁰⁾。
- ③ 錢の国家的決済手段としての性格を強調している点。
- ④ 「貨幣」経済の地域差に注目している点。
- ⑤ 複数の「貨幣」の併存・競合関係を描き出している点。

そのうち②・③・④・⑤は、すでに本章第一節でも取り上げた現物貨幣論（②）・錢＝国家的決済手段論（③）・地域貨幣論・

多元的流通經濟論（④）・貨幣間関係論（⑤）にそれぞれ相当し、いわば從来の諸研究の延長線上に位置づけられるものである。ところが、佐原氏のばあいはさらに、それらに通底する「貨幣」の定義が從来と大きく異なっている（①）。その具体的な内容は、佐原氏の体系的な説明が少なく、じつのところあまり判然とせず、むしろ佐原氏自身が「貨幣」の定義づけを意図的に避けているようにもみえるが、その内包が「貨幣＝経済的流通手段」などとする從来の定義よりも格段に広いことだけは確かである。現に佐原氏は、価値尺度機能・交換機能・支払機能・価値保存機能を部分的に有するだけの周代宝貝をも「身分制的計算貨幣」とよんでいる。その背景には、カール・ポランニーの経済人類学の影響があつたとみられる。それは、価値尺度機能・交換機能・支払機能・価値保存機能を兼備する物財だけでなく、それらの機能を部分的に有する物財をもすべて「貨幣」と定義するものである。⁽⁸⁰⁾ このような「貨幣」の定義は、宋代貨幣史を主たる研究対象とする宮澤知之氏も採用しているものである。⁽⁸¹⁾ つまり佐原氏は、これに類する意味で「貨幣」の語を用いており（①）、そこに現物貨幣論（②）・錢＝國家的決済手段論（③）・地域貨幣論・多元的流通經濟論（④）・貨幣間関係論（⑤）の成果を組み込むことで、新たな中国古代貨幣史像を浮き上がらせようとしているのである。その結果、佐原氏は、中国古代では複数の「貨幣」がそれぞれ別個の社会的機能をもつた存在として併存・競合していたこと、そしてそれらが経済全体の中でさまざまに組み合わされ、地域的・階層的・時代的な差異を生み出していたことを指摘している。これはまさに「経済人類学的多元的貨幣論」とでもよぶべきものである。これは本来、漢代の「都市（佐原氏によると、地域の軍事・行政の中心となる官僚組織が置かれ、かつ行政的に管理された市場の機構を持つた城郭集落）」の形成に関する佐原説の一部として出されたもので、必ずしも中国古代貨幣經濟史の全体的把握を目指したものではなく、その行論も、すぐれて先駆的であるがゆえに、逆に問題提起にとどまっている箇所がみられるが⁽⁸²⁾、その構想 자체はやはり從来の中国古代貨幣經濟史研究を理論的に一新するものであった。その意味で、現在この佐原説の骨子ないしはそれと同様の議論の枠組みが学界に受け入れられつつあることは⁽⁸³⁾、まことに注目すべきことであるといわねばならない。筆者も本稿において、このような佐原氏の問題提起を最大限生かすよう努めるつもりである。とくに從来の研究成果たる（②）・（③）・（④）・（⑤）を複合した視点は、明清貨幣經濟史の分野で黒田明伸氏が独自に発展させている方法論にも垣間みえるもので⁽⁸⁴⁾、今後の貨幣經濟史研究に是非とも必要なものである（もつとも、黒田氏は自らの方法論を「多元的貨幣論」と命名しているが、これは厳密にいうと、佐原氏などによる「経済人類学的多元的貨幣論」とは異なり、むしろ後述する私見に近い）。ただしそのさい

に、佐原説の理論的支柱と目されるポランニー派経済人類学の「貨幣」論をも含めて、その内容を再検証せねばならない。とくに、佐原氏や宮澤氏がなぜ従来とは異なる「貨幣」理解を採用したのか（あるいは採用したのか）は、「経済人類学的多元的貨幣論」の内容を精確に理解し、その超剝を期するためにも、是非とも確認しておかねばならない点である。そこでつぎに、貨幣に関する関連諸分野の研究成果を批判的に取り込みつつ、今一度「貨幣」と「貨幣経済」の定義について考察する。その上で、本稿独自の指針を提示してみたい。

第五節 経済人類学的多元的貨幣論の理論的背景

そもそも「貨幣」を定義するさいに注意すべきは、物財の交換には歴史上、貨幣による商品の売買（以下、商品交換）以外にもさまざまなタイプの交換があるという点である。たとえばクリスマスプレゼントやお中元、もしくは冠婚葬祭の贈与物などがそれに当たる。これらの交換は、一見すると明らかに商品交換とは異なる。これらの贈与物などを貨幣や商品と同一視し、そのような贈与慣行を、贈与によって相手の心を買う行為であるとするのは、常識的にみて、あまりにも一面的な理解にすぎるというべきであろう。よって、中国古代貨幣経済史を研究するさいには、商品交換とそれ以外の交換のタイプとを可能なかぎり区別しておかねばならない。これは、筆者の提唱する『交換史観』に基づく歴史研究を行なう上で、一体何を指標とすべきかという問題にも繋がる重要な論点である。

ところが、これらの交換を分類することは、感覚的には容易であつても、理論的にはじつは非常に難しい。たとえばマルセル・モースによると、未開社会・古代社会の交換は、概して義務的な贈与物のやりとりという形をとつており、そこでは経済的な有用物だけでなく、遊宴・儀式・舞踏・軍事的奉仕・婦女・子供・市などが取り交わされる。また社会によつては、たつた一つの物財が贈与物としてとくに選好され（以下、特權的贈与物）、あたかも商品交換における貨幣のごとく扱われる例もある。そしてそのような贈与交換は各社会的文脈に沿つてさまざまな意義をもつという。かくしてモースは、それぞれの社会的文脈の中でさまざまな要素と複雑に絡み合う多義的な贈与交換（およびそれを内包する社会総体）を『全体的社会現象』と命

名している⁽⁸⁵⁾。これは、未開社会・古代社会における贈与交換をそれぞれの社会的文脈から切り離して類型化すること、あるいは贈与交換を互酬的たらしめている社会的要因を一つに特定することが容易ではないことを意味する⁽⁸⁶⁾。換言すれば、このような贈与交換と特権的贈与物は、さまざまな社会的因素の複雑かつ有機的な連関の中から生み出され、その中でさまざまな機能を果たしており、それゆえその動因と性格を一概に経済的事情にのみ帰することは困難なのである。

そしてこの交換の類型化の困難という難問の難問たる所以は、ポランニーによってさらにつぎのよう指摘されている⁽⁸⁷⁾。すなわちポランニーは、まず一九世紀ヨーロッパを経済的合理主義の貫徹した時代、あるいはそのような指向性を強く有していた時代とした上で、近代以前の社会全般を「経済が社会に埋め込まれた」時代と捉えている。⁽⁸⁸⁾でいう「埋め込み（embeddedness）」とは、親族関係・宗教・贈与儀礼などの社会的慣習の中に、表層には意識されない付隨的なものとして、物財の生産・配分などの経済的機能が結果的に含まれることをさす。つまりポランニーは、近代以前の多様な交換のあり方を理解する上で、たんに経済的側面と非経済的側面との複雑な絡み合いを指摘するだけでなく、表面的には経済的な交換が、実際には非経済的な主動因を背景としているばかりがあることを剔出してみせたのである。これは、近代以前の交換が概して複雑かつ多義的な『全体的社会現象』であったということを、モースの贈与論とはべつの角度から指摘したものと理解できる。

またポランニーは、この点をふまえて、さらにつぎのようにも論じていている。すなわち、現在「貨幣」とよばれているコインや紙幣は、状況におうじて経済的な支払機能・交換機能・価値尺度機能・価値保蔵機能のいずれかを担つており、それらの機能を以てその存在意義としている。これに対して古代には、結果的に上記四機能のいずれかを担つているような物財は存在するけれども、その物財の存在意義と使用状況はじつは全く異なっていた。つまりそれらは、上記四機能の結果的な有無のみを勘案するかぎりにおいては、「貨幣」とも称しうる⁽⁸⁹⁾とくであるが、その存在意義と使用状況は全く異なっていたのである。その上でポランニーは、それでもなお当該四機能の結果的な有無を「貨幣」の指標とし、その全機能を有する物財を「多目的貨幣」、部分的機能を有する物財を「特定目的貨幣」と命名している。このように、当該四機能の一つ以上を結果的にでも有する物財を「貨幣」とする解釈は、既述の⁽⁹⁰⁾とく、宮澤知之氏に継承されている⁽⁹¹⁾。これによれば、たとえば現代日本における御中元の贈り物も、相手に恩を売り、結果的に相手からの反対給付を引き出すものである以上、いわゆる現代貨幣とは質の異なる「貨幣（とくに特定目的貨幣）」であつたと解釈されることになる。

ただしポランニーは、「貨幣」の中でも、現代貨幣の存在意義と使用状況が経済的・利己的な動因に基づいているという点については、さしたる疑問を抱かなかつたようである。このことは、ポランニーが近代を「交換（商品交換）」、近代以前を「互酬（*reciprocity*）では義務的贈与交換の意」⁽⁸⁹⁾）と「再分配」が支配的であった時代とし、近代以前の「社会に埋め込まれた経済」は、近代になって「離床（*dis-embeddedness*）」したと解していることからも明らかである。このような立論の背景には、「互酬」と「再分配」を中心とする時代から「交換」を中心とする時代への変化を追う」とで、最終的に「交換」を原則とする利己的・経済的な近現代資本主義社会を批判せんとするポランニーの意図が伏在していたと考えられる。これは裏を返せば、「互酬」と「再分配」を基調とする前近代社会・未開社会を理想視するポランニーのロマンティシズムのあらわれであるが、このような論調はモースにもみられる。この解釈によると、現代の紙幣やコインは、概して純粹に経済的・利己的な動因を背景としていることになる⁽⁹⁰⁾。しかし、このように近現代と近代以前の交換を峻別する見解は、今では多くの批判にさらされている⁽⁹¹⁾。たとえば、フェルナン・ブローーデルは、歴史学の観点から、近代以前のヨーロッパにも「互酬・再分配」だけでなく「交換」的なものがあつたとした上で、「ある交換の形態を経済的であり、他のある形態を社会的であると名付けるのはあまりにも安易である。実際はすべての形態が経済的であり、すべてが社会的なのである」と指摘している⁽⁹²⁾。一方、マーク・グラノヴェッターは、社会学の観点から、現代資本主義経済にも「経済の社会への埋め込み」がみられるし、従来の伝統的経済学を批判している⁽⁹³⁾。この説は、リチャード・スウェードベリイをはじめとする研究者にも支持され、「新しい経済社会学」として徐々に学界に定着しつつある⁽⁹⁴⁾。とくにその一翼を担うヴィヴィアナ・ゼリナーは、経済的流通手段たる現代貨幣の使われ方に社会的動因が強く働いていることを指摘し、「現代貨幣＝純粹な経済的流通手段」とする固定観念に対し抜本的な再考を要求している⁽⁹⁵⁾。これらは、現代貨幣の背後にも社会的動因の存在を想定しているという点で、明らかにモースやポランニーを批判したもので、その不備を補うものであると考えられる。これらによれば、各時代・各地域の交換が利己的か利他的か、経済的か社会的かは、時代や地域とは関わりなく、モースやポランニーが想定していた以上に、容易には弁別しえないとになる。換言すれば、ポランニーの指摘する「貨幣」の四機能（支払機能・交換機能・価値尺度機能・価値保蔵機能）は、結局、いついかなる時点においても、それが交わされる場・人・物財などの社会的文脈から切り離して考へることはできないのである。

しかも、近年の吉沢英成氏の研究によると、そもそも「貨幣」の機能を四つ（支払機能・交換機能・価値尺度機能・価値保

藏機能)に絞ること自体にもボランニーの恣意的な解釈がまぎれこんでいるという⁽⁹⁶⁾。というのも、当該四機能は本来、経済学者によつて現代貨幣の典型的機能として抽出されたものにすぎず、それだけが現代貨幣の全機能であると論理的に確証されいるわけではないからである。また、ボランニーが各社会の交換を「交換」・「互酬」・「再分配」に分類している点にも、つきのようないわゆる問題があるとされている。すなわち、そもそも「互酬」と「交換」は動機に基づく分類、「再分配」は物財の動き方に基づく分類なので、当該二者を同次元の分類とみなすことはできない。その上、「互酬」と「交換」の動機をいわゆる利他と自己に割り切ることもできない。というのも、たとえば現代社会における雇用関係や慣例化した顧客関係にみられるように、現実の市場制度の中に利他的要素が混ざつていらないとはいきれず、逆に未開社会における贈与交換（いわゆるポトラッヂやクラ交易など）に利己的要素がないともいえないからである。よつて、このようないわゆる交換概念に関するボランニーの分類には初めから検討の余地がある、と。これは、前掲のブローデルやゼリザーの経済人類学批判とも軌を一にするものである⁽⁹⁷⁾。これによれば、「貨幣」の定義は、そもそもその機能や動因によつては画定しえないことになる。これより吉沢氏は、個々の社会を構成する意味体系内での交換はそれぞれの体系内で理解するしかないし、その中で中心的な位置を占める物財を広く「貨幣」とよぶべきであると主張している。これは、従来の貨幣概念を脱構築し、「交換の類型化の困難」を極言したもので、たしかに説得的な見解であると思われる。このように恣意的な分類を極力排除してゆく方法論は、「経済社会の原型」を求める吉沢氏自身の研究目標とよく適合しており、経済人類学的な批判研究の一つの到達点をしめすものと評価できる。そしてじつは、このようないわゆる吉沢氏の「貨幣」論は、前掲の佐原説とも関連する。すなわち佐原氏は、前節で総括したとく、「貨幣」をかなり曖昧に捉えているようであるが、それは上記の吉沢説などをふまえることによつて、初めて整合的に理解できると思われるのである。これは逆にいえば、前節で挙げた一連の経済人類学的多元的貨幣論の理論的根拠が、上記の吉沢説をはじめとするボランニー以降の経済人類学的・経済社会学的な研究に求められることを意味する。それでは我々は、このようないわゆる理論的背景に基づく経済人類学的多元的貨幣論を一体どのように受けとめるべきであろうか。

第六節 方法としての貨幣

そこで注意すべきは、以上のような経済人類学的多元的貨幣論によつたばかり、必然的に「貨幣」の定義が非常に広くなってしまうという事実である。これはたしかに、前節で指摘したように、従来の「貨幣」認識に対する経済学的な先入観を取り除き、その多面性を捉えるという点では、非常に有効な定義の仕方であつたと思われる。しかしその一方で、あまりに多くの意味をつめこんだ語は、逆に何をも意味しないのと同じであるということも指摘されねばならない。現に吉沢説に従つたばかり、「貨幣經濟」の範囲も必然的に（ほぼ無限大に）拡大するが、それでは各経済の時代的・地域的な差異を表現することが困難となる。しかもポランニーや吉沢氏のいう「貨幣」には、現代人の日常的な感覚からはとても貨幣とはみなしえない物財の例が多く含まれている。とすれば、あらぬ誤解を招かぬためにも、そもそもそれを「貨幣」とよぶべきではないのではないか。それらを「貨幣」とよばずとも、諸物財の機能や存在意義を別個にそれぞれ指摘した上で、その特殊なあり方やそれを取り巻く社会的背景を具体的に描写することは十分に可能であると考えられるからである。中でもポランニーは、一部の特権的贈与物と現代貨幣とが同じ結果的機能を有するがゆえに「貨幣」であると指摘しているが、もし物財の結果的機能にのみ注目するとするならば、そもそもその有無のみを個別に指摘すればよいのであって、そのさいに「貨幣」などという曖昧な語を使う必要はない。また吉沢氏は、「貨幣」を物財の機能や動因に基づいて定義づけることの困難さを指摘しているが、たとえそうであつたとしても、それによつて「貨幣」の定義をいたずらに広げてしまつては、それはもはや歴史分析の有効な道具たりえないであろう。

それでは逆に、「当時の物財の名称は当時の人びとの命名に従うべきである」と考へるのはどうであろうか。たしかに、中国古代（とくに後漢時代以前）の人びとが「貨幣」とよんでいないものを、ただでさえ定義困難な現代貨幣の、さらに不確かなアナロジーに基づいて「貨幣」とよぶのは、じつはそれ自身が現代中心主義的であるともいいう。というのも、もし我々が中国古代の物財のあり方を極力ありのままに表現しようとするならば、その呼称も当然、その当時の命名法に従わねばならぬはずであるからである。だがこれは、喻えていえば、「日本語の「貨幣」と英語の「money」は表記が異なり、各言語体系・各社会体系における位置づけも異なるので、厳密には日本語の文章においても「貨幣」と「money」はつねに区別すべきである」と主張しているのとほとんど同じであり、明らかに行き過ぎと思われる。なぜなら、この論理を推し進めれば、中国古代

史を古代漢語以外の言語によつて表象する試みは原理的にすべて不可能ということになり、歴史学全体がそもそも成り立たなくなるからである⁽⁹⁸⁾。これは、既存の歴史学的言説に対し言語論的厳密さを求めるという点では重要かもしれないが、実際に歴史の記述を試みる者にとっては、あまりにも現実離れした批判であるといわざるをえない。

とするならば、たとえ中国古代に「貨幣」という熟語が存在しておらずとも、歴史家が自らの想定する「貨幣」を基準に、それと似た物財を中国古代に見出し、それを「貨幣」とよぶこと自体は、歴史学の方法論として認められねばならない。結局、すべての歴史家は、いかにその言語論的恣意性を批判されようとも、自らの言語で歴史を綴るしかないからである。そこで改めて問題となるのが、そのような「貨幣」に関する歴史学的考察の基準となる「歴史家が自らの想定する「貨幣」」の定義と、「それと似たもの」の範囲である。これは、既述のごとく、「貨幣」の語をほぼ無限大に拡大する見解と、「貨幣」の語をそれが存在しない歴史的世界の描写には使用すべきでないとする見解の両方に問題がある以上、不可避の論点である。たとえ貨幣の定義がそれぞれの歴史家の主体的判断によるとしても、我々はそれを暫定的に定め、そこに何らかの意味を見出してゆかねばならないのである。とすると、ここで重視すべきは、貨幣の正しい定義の追求などではなく、むしろ、どのように貨幣を定義（貨幣とそうでないものとを暫定的に分節化）すれば、その背景にある歴史的世界をより説得的かつ体系的に把握できるか、そしてそれが今日的に意義のある歴史認識をもたらすかではないか。とくに近年、中国古代史研究全体の存在意義が問われるようになって久しい⁽⁹⁹⁾。その原因として、いわゆる言語論的転回（あらゆる言語の指示対象は、各言語体系内で恣意的に分節化され、それがのちに物象化したものにすぎない）という考え方への転回により、中国古代史研究全体が「過去の復元」学としての権威を喪失しつつあることが挙げられる⁽¹⁰⁰⁾。また、さまざまな情報の飛び交う世界に生きる我々にとって、中国古代史はもはや歴史学・文化人類学・社会学などの提示する「異世界」の一つにすぎず、それに関する研究は、余程のメッセージ性をもつもの以外、人文学的な「面白さ」や「驚き」、あるいは「意外性」に欠け、「現代社会の相対化」にも有効的に機能しえなくなりつつある。そのような閉塞状況の中、中国古代史研究者が「今日的意義のある説得的かつ体系的な歴史認識」を生み出す積極的努力をせず、ただ斯界に対する実証主義的貢献のみを意識することは許されないのではないか。そこで本稿では、積極的に「今日的意義のある説得的かつ体系的な歴史認識」の獲得を目指し、そのための手段として「貨幣」の暫定的な概念規定をしたいと思う。つまり「方法としての貨幣」⁽¹⁰¹⁾の提案である。これはもちろん、学問的な現状や流行にたんに受動的に従うと

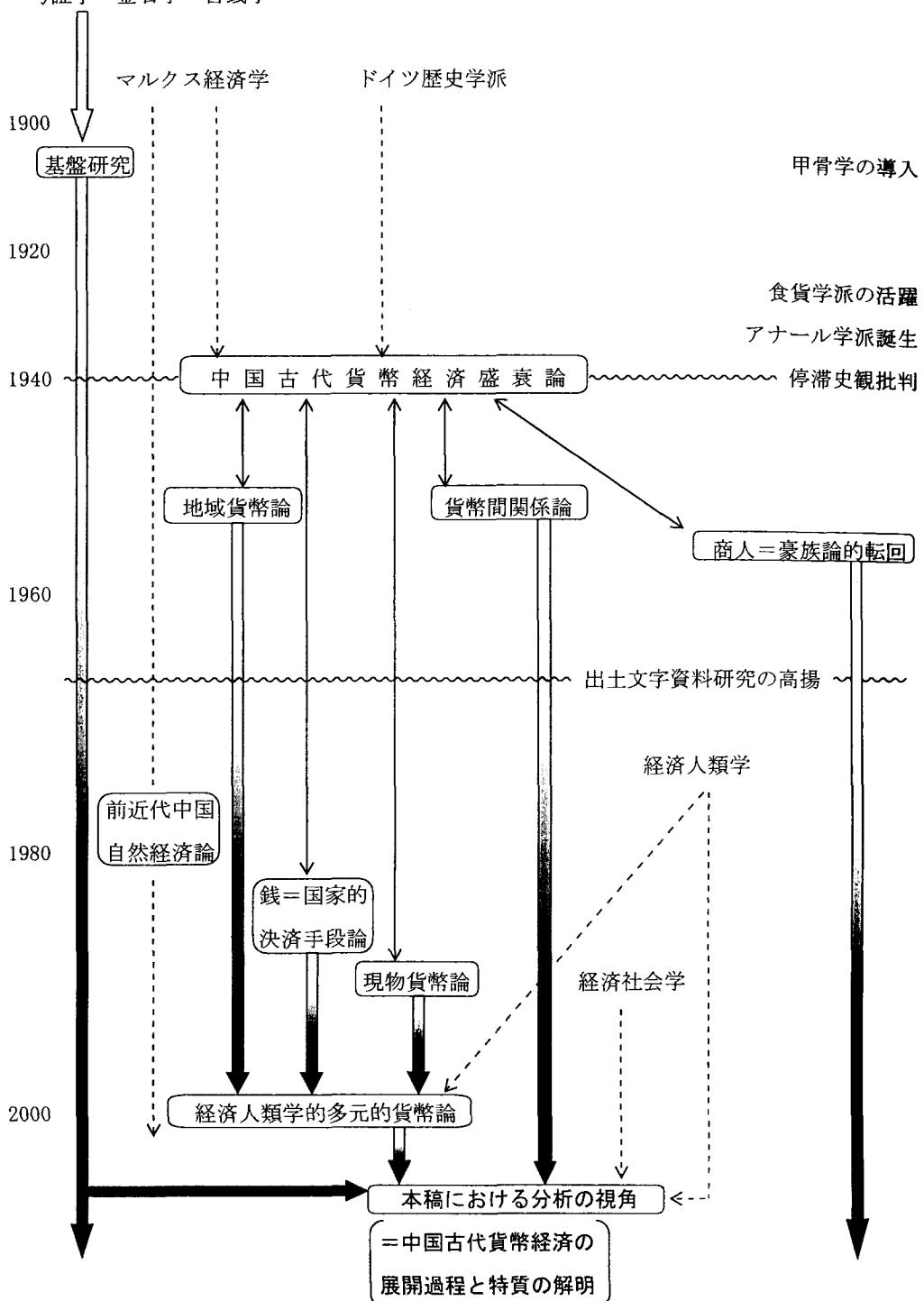
いうことではなく、従来どおりに中国古代史のリアリティのみを求めるということでもない。そうではなく、これはむしろ中國古代史研究のアクチュアリティを問うための一つの提案である。⁽⁰²⁾ では、それは具体的にいかなる内容をもつべきなのか。

これについて筆者は、中国古代貨幣經濟史研究に関する前掲の経済人類学的多元的貨幣論に至るまでの諸学説を批判的にふまえ、とくに前掲の現物貨幣論（②）・錢＝国家的決済手段論（③）・地域貨幣論・多元的流通經濟論（④）・貨幣間関係論（⑤）などの成果を積極的に取り入れた上で、改めて当時の人びとに意識的に經濟的流通手段として受容されていった物財を『方法としての貨幣』と定め、それを基点として中国古代貨幣經濟史の展開過程とその社会的影響を歴史学的に検討すべきであると考える。⁽⁰³⁾ すなわち本稿では、「多くの商品を直接購入することのできる媒介物で、かつその利便性ゆえに多くの者から欲せられている物財」を「貨幣」とし、そのような貨幣の展開過程とその社会的影響を実証することで、当時の人びとがどのような社会的背景に基づいて何を貨幣としたのかを、史料に即して考察してみたいのである。というのも、そのような意識的に用いられる經濟的流通手段こそは、現在我々が使用しているコインや紙幣といった手交貨幣の日常的用法とも一致し、それゆえ我々にとつてはきわめて理解のしやすい基準であるからである。しかも、その機能は現代貨幣にもみられるがゆえに、その歴史学的考察は現代貨幣經濟の分析にも通じ、それゆえ現代的意義をも帯びうると考えられる。

もつとも、そのような貨幣の分析には、一見すると、当時の人びとの個々の意識自体に関する考察が必須のごとくである。しかし、残された史料の中からそれら一つ一つを探すことには限界があるばかりでなく、そもそも既述のごとく、ある物財が貨幣とみなされるか否かはその交換に関わる場所・人・物財などの社会的文脈によつて異なる。さらにそれは、交換当事者間の認識のズレなどによつても左右される。たとえば、ある人が感謝の念をこめて贈った金品を、受贈者が賄賂と認識する可能性もないとはいきれない。よつて、ある物財が交換当事者間において經濟的流通手段とみなされているか否かは、実際には個々人の意識分析からは解明しえない。これは、貨幣が集合表象の産物であり、したがつてそのあり方は個々人の意識や行為のたんなる総和からは解析しえないことを意味する。⁽⁰⁴⁾ そこで本稿では、実際には、貨幣の有無を分析するというよりも、むしろ上記の貨幣を中心とするネットワーク（つまり貨幣經濟）の存在に注目し、その展開過程と特質の大局的な把握を試みる。たとえば、もし殷周時代に宝貝と他の物財を交換する事例があつたり、宝貝が価値尺度手段として機能している事例があつたとしても、それだから殷周時代における貨幣の存在を想定するのではなく、あくまでも宝貝を結節点とするネットワークの

序 章 中国古代貨幣経済史研究の意義と分析の視角

考証学・金石学・古錢学



〔図2〕中国古代貨幣経済史に関する先行研究と本稿の位置づけ

全体系的な性質把握を目指すということである。そのために本稿では、とくに当時の大多数の人びとの漸次的な意識変化の産物と解される文字や律令、あるいは数百に及ぶ関連史料の網羅的分析を積み重ねることによって、極力当時の社会的文脈に沿ったネットワークの分析を行う予定である。

以上の方針に大過ないとすれば、本稿の読者はそれを通じて、「経済的流通手段＝貨幣」という見慣れたスコープを手に、比較的容易に中国古代社会と現代社会との共通点や相異点を観察しうるはずである。しかも周知のごとく、そのような貨幣は人びとの欲望の媒体となり、かつその対象ともなりうるもので、ときにその価値に囚われた人びとの行動をも強く規制する。つまり、貨幣を重視し、貨幣のために行動する者が出現する。よって、もし中国古代にそのような貨幣が生まれ、それに基づく貨幣経済が展開したとすれば、そのとき当該社会全体は、大なり小なりその影響を受けたはずである。ここに、当時の社会を全体的に鳥瞰する上で、その当時の貨幣の展開過程とあり方を具体的に分析する意義がある。とくに本稿では、本章冒頭で指摘したように、「人と人が何かを交わすという意味での広義の交換（communication）は、太古よりつづく人類の営為のひとつである。人びとは言葉を取り交わし、こころをくみ交わすのであり、それによって社会というものが形成される。それゆえ、ある時代・地域の歴史を解明しようとするばあいには、そこに存在する個別具体的な交換のあり方を検討せねばならない」という“交換史観”に立脚しており、この点からすれば、貨幣経済の考察はまさに中国古代史研究にとって必須の研究テーマである。これが、本稿において筆者が、「経済的流通手段＝貨幣」を中心とするネットワークの展開過程と社会的影響を歴史学的に検討したいと考える理由である（なおそのさいに、本稿では伝世文献のみならず、近年中国において次々とみつかっている出土文字資料も当然積極的に活用したが、その略号・該当年代・出典などは本章末尾付注参照）。そこで、以下第七節において本稿各章の構成を簡単に紹介した上で、さっそく次章より具体的な検討に入つてゆくことにしたい。

第七節 本稿の構成

第一章では、中国最古の貨幣と目されることの多い殷周時代の宝貝のあり方について検討し、「宝貝＝貨幣」とする「記憶」

がじつは戦国時代頃に形成されたもので、実際には殷周宝貝は貨幣というよりも、むしろ“殷系人”を対象とする贈与交換の対象であったことを論ずる。

第二章では、前章での検討結果をふまえ、それとはべつの角度から中国古代貨幣経済の展開過程について検討する。その方法論として、物を交換する行為および交換物を意味する当時の語彙に着目し、その文字学的変遷をたどることで、各時代の主たる交換のあり方がどのように変化したのかを跡づける。そしてそれによって、殷周贈与交換経済から、錢・黄金・布帛を中心とする戦国秦漢貨幣経済へのなだらかな推移を究明する。

第三章では、戦国秦漢貨幣経済の基本的構造を検証する。その手順として、まず当時の物価制度を復元し、主たる貨幣とされる錢・黄金・布帛の三者の関係（とくに可変的な価値関係）の解説を試みる。

第四章では、戦国秦漢貨幣経済における主たる貨幣たる錢・黄金・布帛のうち、錢に対する国家統制のあり方について検討する。そのさいに、戦国秦の睡虎地秦簡「秦律十八種」と前漢初期の張家山漢簡「二年律令」という二つの出土法制史料にくに注目し、その中の流通錢関連規定と盜鑄錢禁止規定の二つの解説を通じ、錢に対する国家統制の法制的背景に論及する。

第五章では、錢への国家統制に対して、民間がそれをどのようなものとして受け取っていたのかを検討する。その方法として、戦国秦漢時代に民がしきりに盜鑄錢を行っていた事實を指摘し、その実態解明に取り組むことで、民の錢に対する物神崇拜の強さを浮き彫りにする。

第六章では、戦国秦漢時代における錢と黄金の機能的差異に注目し、そこに一定の規則性があることを論ずる。その上で、当時の錢と黄金が、とともに貨幣として機能する一方で、それぞれ全く異なる社会的機能を有しており、両者が補完的な関係を築いていたことを闡明する。

第七章では、戦国秦漢貨幣経済の布帛のあり方にについて検討する。その手順として、戦国秦の錢・黄金・布と、前漢の錢・黄金・布帛に貨幣としての共通性がある一方で、それぞれ独自の社会的機能もあったこと、布帛の生産過程に大きな特徴があつたことを論ずる。その上で、前章までに検討した錢・黄金と布帛の三者関係について総合的な理解を図り、三者それぞれの独自性とともに、三者の相互補完的な関係にも論及する。

第八章では、戦国秦漢時代の農民の大半が外部から塩鉄を購入せねばならなかつた実情に着目し、そのような塩鉄の購入こ

そが、貨幣經濟の農村への流入の契機であつたとした上で、戦国秦漢時代の塩鉄業に対する国家的統制のあり方について検討する。そしてその関連で、前漢武帝期の塩鉄専売制・均輸平準という二つの制度の内容解明と、それらと戦国秦以来の「男耕女織」政策との関連にも言及し、それらを通じて、戦国秦漢貨幣經濟に対する国家的統制力の強さと限界とを確認する。

以上本稿では、第一章から第八章での検討を通じて、殷周時代以来の贈与交換經濟が戦国秦漢時代に徐々に後景に退き、代わりに銭・黄金・布帛を中心とする多元的な貨幣經濟が急成長したこと、そしてそのような貨幣經濟をめぐつて国家と民が相補的ないし対立的な関係を築いていたことを具体的かつ体系的に検証する予定である。

(1) 二のよう交換史観に基づく歴史学的研究は、じつは俗的史的唯物論(=生産史観)に基づく従来の中国古代經濟史研究とは根本的に異なる學問体系であり、強いていえばルーマン・N. (春日淳一訳)『社会の經濟』(文真堂、一九九一年)や柄谷行人『定本柄谷行人集3 トランスクリティイー——カントとマルクス——』(岩波書店、二〇〇四年)、柄谷行人「序章——ネーションと美学」(『定本柄谷行人集4 ネーションと美学』岩波書店、二〇〇四年)の抱く歴史的社會認識と通ずるところもあるようである。それでは一体なぜ交換史観はこれまで重視されてこなかつたのか。以下、この点を補足説明しておくことにしたい。

そもそも中国古代經濟史研究は、一九三〇年代以降に日中両国の学界でとくに注目された研究領域であった。そこには、当時の日中の政治状況が色濃く反映されていた。すなわち当時の中国では、一九二七年にいわゆる上海クーデターが起り、蔣介石らに対する中国共産黨の武装決起が失敗したため、そのような共産主義者を中心に、これまでの中国史と、それに基づく現状認識、そしてそれをふまえた社會主義革命の方向性を今一度問い合わせ直そうという機運が高まつていた。そのため、その一環として中国史の体系的な理解が強く求められていた。その結果、いわゆる中国社會史論戰の火蓋が切つて落とされたことは周知の事実であろう。これは、中国のマルクス主義的研究者が、社會主義革命に至るまでの歴史的過程を『生産様式の展開過程』として整合的に跡づけようとしたもので、基本的にはマルクス・K. (杉本俊朗訳)『マルクスII エンゲルス全集第一三巻 経済学批判』(大月書店、一九六四年)の序文の史的唯物論に依拠したものであつた。

人間は、彼らの生活の社会的生産において、一定の、必然的な、彼らの意志から独立した諸関係に、すなわち、彼らの物質的生産諸力の一定の発展段階に対応する生産諸関係にはいる。これらの生産諸関係の総体は、社会の経済的構造を形成する。これが実在的土台であり、その上に一つの法律的および政治的な上部構造が立ち、そしてこの土台に一定の社会的諸意識形態が対応する。物質的生活の生産様式が、社会的、政治的

および精神的生活過程一般を制約する。人間の意識が彼らの存在を規定するのではなく、逆に彼らの社会的存在が彼らの意識を規定するのである。社会の物質的生産諸力は、その発展のある段階で、それらがそれまでその内部で運動してきた既存の生産諸関係と、あるいはその法律的表現にすぎないが、所有関係と矛盾するようになる。これらの諸関係は、生産諸力の発展形態からその桎梏に一変する。そのときに社会革命の時期が始まる。経済的基盤の変化とともに、巨大な上部構造全体が、あるいは徐々に、あるいは急激に変革される。……大づかみにいって、アジア的、古代的、封建的および近代ブルジョア的生産様式を経済的社会構成のあいづぐ諸時期としてあげることができる。

これは従来、あらゆる歴史的世界が上部構造（政治的・法的制度や社会的意識諸形態）と下部構造（生産諸関係）よりなること、後者が前者の方を規定していること、後者の内的矛盾によつて歴史が変化することなどを意味するものとして、多くの歴史学者に受け取られ、当時の中国に、「中国史＝中国における生産様式の展開過程」という理解を定着させた（以下、俗的唯物史観）。このような傾向は、毛沢東ひきいる中国共産党的勢力増大に伴い、中国の歴史学界全体に普及していくことになる。そしてその結果、中国史学における中国経済史研究の意義は非常に高いものとなつた。これを歴史理論としてさらに定式化したのが、いわゆる「世界史の基本法則」であった。もつとも、そのような俗的史的唯物論に則つた研究者の多くは、中国がそのような「世界史の基本法則」から取り残され、歐米列強や日本に遅れを取つているという当時の現状を説明するため、アジアの特殊性もしくは後進性を「唯物論的＝科学的」に解説するのに躍起になつておらず、しばしば実証を伴わない理論的な論戦に陥つていた。そこでは、前掲『経済学批判』序文にみえる「アジア的（生産様式）」なる概念こそがアジアの特殊性もしくは後進性をあらわしたマルクス用語であるとの理解に基づき、そのようなアジア的生産様式の理解をめぐつて、はげしい論争が繰り広げられたのである（アジア的生産様式論争）。このような理論的な論戦に対し一部の研究者は、基礎的な実証研究の意義を改めて強調し、食貨学派などを結成してこれに反発した。またアジア的生産様式論争自体は、一九三一年のレニングラードにおけるアジア的生産様式討論会以降、アジア的生産様式討論会以降、アジア的生産様式の存在自体を否定するソ連のスターリンなどの影響などで、中断を余儀なくされることになる。だがその後も、殷周時代の生産関係に関する郭沫若『中国古代社会研究』（『郭沫若全集』歴史編第一卷、人民出版社、一九八二年。一九三〇年初出）につづき、それを批判した呂振羽『殷周時代の中国社会』（不二書店、一九三六年）が出版されるなど、俗的史的唯物論に立脚した生産様式論争自体は継続された。そしてそのような「生産様式」に焦点を絞つたマルクス主義的史学は、結局は戦後以降まで、中国の歴史学界の基本的路線として命脈を保ち続けることになるのである。この点は、張廣志『中国古史分期討論の回顧与反思』（陝西師範大学出版社、二〇〇三年）や、羅新慧『二〇世紀中国古史分期問題論弁』（百花洲文芸出版社、二〇〇四年）などに詳しい。また「歴史を研究するには、まずははじめに生産様式を知らなければならない」との書き出しで始まる侯外廬『中国古代社会史論』が一九五五年に刊行され、それが李學勤「序文」（侯外廬（太田幸男・岡田功・飯尾秀幸訳）『中国古代社会史論』名著刊行会、一九九七年）において「本書は、さかのぼれば中国社会史論戦の系統を繼承するものとして、くだれば五〇～六〇年代の古代史分期問題の先駆となるものとして、学術史

上の鍵となる地位を占め続いている」と評されていることは、そのような背景を如実に物語ついている。

これに対して日本では当時、江戸時代の本居宣長以来の否定的中國觀に加え、明治時代における福澤諭吉「脱亞論」（『続福澤全集』第二巻、岩波書店、一九三三年）の發表や、それにつづく日清戰争の勝利などを経て、中國に対する侮蔑感がすでにひろく蔓延していた。そして西歐列強に植民地化されたアジアを解放し、それを代わりに日本が牽引すべきだとの論調も強まっていた。このような中で、多くの知識人は、アジアとの友好的な連帶を重視してともに歐米列強に立ち向かうべきだとする興亞思想を、福澤以来の脱亞思想（ひいては、アジアの中で日本だけが西歐化＝近代化に成功したとする考え方）に吸收させ、しだいに日本によるアジア支配を強調するようになつていった。このような日本主導のアジア近代化政策は、裏を返せば、日本以外のアジア諸国が外国の支援なくしては近代化できないこと、それらの中に近代化を妨げる社会的要因があることなどを前提にしていいる。このような後進的アジア像は本来、日本を含めたアジア諸国に対し、歐米列強が抱いていた考へであつたが、アジアでいち早く近代化に成功した日本は、それと似た考へを他のアジア諸国に抱くようになつていったのである（子安宣邦『「アジア」はどう語られてきたか』（藤原書店、一九〇三年）など参照）。かくして日本でも、そのような考への淵源に位置するジョン・ステュアート・ミルやグオルグ・ヴィルヘルム・ヘーゲル以来のアジア的停滯論が幅をきかすことになった。このような停滯史觀の隆盛は、子安宣邦「荻生徂徠と津田左右吉の間」（同『「事件」としての徂徠学』筑摩書房、一九〇〇年）が「他者否定の他者研究」と評する津田左右吉「シナ思想と日本」（『津田左右吉全集』第二〇巻、岩波書店、一九六五年）や、カール・ウイットフォーゲルの水力社会論をも理論的支柱として受容するにいたり、結局は戦前・戦中の日本の歴史学界を席巻することになる。しかも、一九三〇年前後の中国におけるアジア的生産様式論争の勃発は、日本の学界にも少なからぬ影響を与え、上記の停滯史觀をさらに助長させることに繋がつた。すなわち、竹内好「日本人の中国觀」（『竹内好評論集 日本とアジア』第三巻、筑摩書房、一九六六年）が指摘するように、「生産力という單一な物質で歴史を割り切ることで価値を量る決定論」たる生産様式論は、当時の中国の生産力が日本に劣つているという事実を背景として、「中国がいかに日本より近代化に立ちおくれているかを『科学的に』立証」するものとして日本のナショナリストに支持されるとともに、そのようなアジア的停滯という現象を前提とし、その解放を目指す日本のマルクス主義者にも支持されたのである。かくして当時の日本の学界でも、中國史を生産様式の展開過程とみなす史的唯物論が有力視されるようになり、それに基づく時代区分論争とアジア的生産様式論争が展開されることになる。それは、中国史における文化の役割を重視し、その段階的な時代的変遷を追うことで時代を区分しようとした内藤湖南「概括的唐宋時代觀」（『内藤湖南全集』第八巻、筑摩書房、一九六九年）などの先行研究をも取り込み、戦前日本（とくに一九三五年以前のマルクス主義弾圧以前）の歴史学界を席巻し、戦後日本の歴史学界にも影を落とすことになる。鈴木俊・西嶋定生編『中国史の時代区分』（東京大学出版会、一九五七年）は、そのときの歴史学界の様子を如実に反映している。

では、そのような状況下にあつて、中国古代貨幣經濟史の研究は、具体的にいかなる位置づけにあつたのか。そこで注目すべきは、じつは当時の

学界では、そのような研究が体系的にはほとんどなされなかつたという事実である。むろん、中には加藤繁や奥平昌洪のように、中国貨幣史に関する実証的研究で確たる業績をあげた者もいたが、加藤はそれを体系化する前に死去し、奥平はあくまでも古錢学者にとどまつた。また中国でも、中國古代貨幣經濟史研究の体系化は、少なくとも戦後の彭信威『中国貨幣史（第二版）』（上海人民出版社、一九六五年）を待たねばならなかつた。このことは、馬飛海「一個勇于開拓中國錢幣學新局面的學者——紀念彭信威先生和《中國貨幣史》出版四〇周年」（同編『中華錢幣論叢（一）』上海書店出版社、一九九六年）に詳しい。それでは、一体なぜ中国古代貨幣經濟史研究は、生産様式論争に基づく中国經濟史研究の隆盛にもかかわらず、ほとんど顧みられなかつたのか。その要因はさまざまあると思われるが、中でも注目すべきは、そもそも戦前の中国經濟史研究の隆盛が、既述のごとく、古典的マルクス主義の唯物史観に基づく生産様式論争に端を発するものであつたという事実である。というのもそれは、生産力の大小やその編制のあり方を指標として歴史的展開を把握しようとする試みなので、そこでは貨幣や貨幣經濟は、あくまでも「生産」を前提とする「余剰生産物の交換媒体や、それを中心とする經濟」としての副次的な役割しかもちえないからである。かかる論理構造の中で、中国古代經濟史における貨幣のあり方に注目が集まるることはありえない。後述するように、中国古代貨幣經濟史の体系的な理解は、俗的史的唯物論を回避もしくは超剋した先にしか、本来得られないはずなのである。現にマルクス・K.（岡崎次郎訳）『マルクス＝エンゲルス全集第一三巻 資本論 経済学批判（I）』（大月書店、一九六四年）も、「資本主義的生産様式の支配的である社会の富は、「巨大なる商品集積」として現われ、個々の商品は「の富の成素形態として現われる」とのべ、蔣斌と貨幣の分析を行う上でわざわざ検討対象を資本主義的生産様式に絞つてゐる。また宇野弘藏『宇野弘藏著作集』第一巻（岩波書店、一九七三年）も自身の經濟原論を生産論でなく流通論から議論を始めているが、これも分析対象を資本主義に限定した上でのことである。そしてそのような桎梏ゆえに、史的唯物論を掲げる中国では、中国古代において貨幣經濟が大きな地位を占めたはずはないとされ、戦後になつても中国古代貨幣經濟史研究が中国古代史研究の中心的地位に置かれるることはなかつた（本文で後述する前近代中国自然經濟論）。本稿本文で筆者は、じつは彭氏にも一定の限界があつたと指摘したが、それはこののような理由によるのである。

もつともその後、第二次世界大戦が終ると、とくに日本の学界では唯物史観の影響が徐々に薄くなり、それとは全くべつの角度からの中国古代貨幣經濟史の“マクロ歴史学的研究”が進められるようになつた。すなわち日本では、侵略戦争の正当化にも繋がつた戦前の対中国停滞史観への反動から、戦後は一転して發展史観が求められ、岸本美緒「時代区分」（『岩波講座 世界歴史1 世界史へのアプローチ』岩波書店、一九九八年）の表現によれば、「生産様式でなく、国策や世界觀、科学技術などさまざまな基準による時代区分」論が生まれ、中国古代貨幣經濟史の“マクロ歴史学的研究”も、そのような歴史的変化（停滞）を重視する潮流の中で台頭してきた。その思想的背景については、小熊英二『〈民主〉と〈愛國〉——戦後日本のナショナリズムと公共性——』（新曜社、二〇〇一年）なども参照。このように、俗的史的唯物論から離れた形で歴史的変化が追求されるようになつた背景には、その限界（単線史観批判・進歩幻想批判・重層的決定論・生産中心主義批判等々）が戦後明るみになつてきたことに加

え、西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』（東京大学出版会、一九六一年）などが全く新しい観点から停滞史観の克服に乗り出すようになったことが挙げられよう。その研究史については、堀敏一「コメント 多田猶介『戦国・秦漢期における共同体と國家』」『史潮』新二号、一九七七年）や、東晉次「秦漢帝國論」（谷川道雄編『戦後日本の中国史論争』河合文化教育研究所、一九九三年）など参照。だが、俗的史的唯物論の保留ないし放棄は、同時に、あらゆる歴史に通底する歴史の存立要因を追い求めるという俗的史的唯物論の意図をも徐々に喪失させる結果を招いた。とくに一九七〇年代以降の日本の中国古代史学界では、俗的史的唯物論関連の研究の減少とともに各研究内容の個別分散化が進み、俗的史的唯物論に代わる大きな史観は出てきていらない。これはまさに、リオタール・J. F.（小林康夫訳）『ポスト・モダンの条件——知・社会・言語ゲーム——』（書肆風の薔薇、一九八六年）のいう「大きな物語」から「小さな物語」へのポストモダン的潮流と合致する。しかも既述のとく、そのような変化のあつた一九七〇年代には、中国において新しい出土文字資料の発見も相次いだ。これは従来のミクロ歴史学的研究を部分的に崩壊させる内容を含んでいた。そのため多くの研究者は、改めてそのような新史料のミクロ歴史学的研究に従事せざるをえなくなった。あるいは、そのような基盤研究の不足している状態でマクロ歴史学的研究を展開することを危険視するようになつた。「現在は実証の積み重ねの段階」であるがゆえに「理論的・総体的言及を意図的に避ける」とする高村武幸「総序」（同『漢代の地方官吏と地域社会』汲古書院、二二〇〇八年）の言は、まさにこのことをしめしている。これに対して一部の研究者は、研究内容の個別分散化傾向と、そのような非体系的研究の量産される現状とを嘆き、マクロ歴史学的研究の再建を提言しているが、それも主流を占めてはいないようである。そこで本稿では、「人と人が何かを交わすという意味での広義の交換（communication）は、太古よりつづく人類の営為のひとつである。人びとは言葉を取り交わし、ところをくみ交わすのであり、それによつて社会といつものが形成される。それゆえ、ある時代・地域の歴史を解明しようとするばあいには、そこに存在する個別具体的な交換のあり方を検討せねばならない」と考へ、俗的史的唯物論に代わる新しい「大きな物語」（＝あらゆる歴史に通底する歴史の存立要因を追い求める物語）として「交換史観」を提唱した次第である。本稿はその実証研究の最初の試みとなる（本稿終章参照）。これはむろん排他的な主張ではないが、たんにポストモダンの潮流に乗つて相対主義的言説を容認するわけではなく、かといってたんなる実証主義的主張であるわけでもない。畠山明「出土法制定史料と秦漢史研究」（同『中国古代訴訟制度の研究』京都大学学術出版会、二二〇〇六年）の言葉を借りるならば、これは筆者が曲がりなりにも、「自らにとつて真に重要な事がらを、自らの方針に従つて追究し、自らの言葉によつて表現（四頁）」しようとするものに外ならない。

(2)メンガー・K.（八木紀一郎・中村友太郎・中島芳郎訳）『一般理論経済学 遺稿による「経済学原理」第二版』（みすず書房、一九八二年）は「人間の欲望を満足させる適性を有する物」を「効用物」とし、その中でも効用物として認識され支配可能なものを「財（＝物財）」と定義する。この理解は秀逸であるが、「欲望」の定義自体に検討の余地がある。すなわちメンガーは、人間とそれ以外の動物の「欲望」をほぼ同一視しているが、丸山圭三郎『ソシユールの思想』（岩波書店、一九八一年）によると、人間の「欲望」は言語による世界の分節化（言分け構造）から生じる「象徴

への志向」で、動物の「欲求」（言語による分節化とは関係なく、本能（身分け構造）的に欠乏を補おうとする）こと。生理的要請」とは異なる。そこで本稿では、そのような言分けと身分けによる二重の分節化によつて生じる「欲望」に根ざした有用物全般を「物財」と定義する。

(3)ケインズ・J. M.（塩野谷祐一訳）『ケインズ全集第七卷 雇用・利子および貨幣の一般理論』（東洋経済新報社、一九八三年）。

(4)宇野注1前掲書。

(5)ただし、清朝考証学（考拠学ともいう）やランケ史学には、実証の強調以外にもそれぞれの特徴や思想的背景があつた。濱口富士雄『清代考拠学の思想史的研究』（国書刊行会、一九九四年）やイッガース・G.（早島瑛訳）『二〇世紀の歴史学』（晃洋書房、一九九六年）参照。

(6)陶希望「編輯的話」（『食貨半月刊』第一卷第一期、一九三四年）。阮興『食貨』与二〇世紀三〇年代的中国経済社会史学界』（『中国社会経済史研究』二〇〇五年第二期）も参照。食貨学派による貨幣史研究として、韓克信「兩漢貨幣制度」（『食貨半月刊』第一卷第二二期、一九三五年）や非斯「金文中所覗見的西周貨幣制度」（『食貨半月刊』第四卷第七期、一九三六年）が挙げられる。

(7)工藤元男「睡虎地秦簡と中国古代社会史研究」（同『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』創文社、一九九八年）の「一九七〇年代が中国古代史研究において一つの画期をなすことは、研究者のあいだでほとんど異論のない共通認識となつていて」との書き出しが、その象徴である。

(8)ただしこのような基盤研究における各史料の取り扱いに関しては、研究者間に信古派・疑古派・积古派などの立場上の相違がある。田旭東『二十世紀中国古史研究主要思潮概論』（中華書局、二〇〇三年）など参照。

(9)加藤繁『中国貨幣史研究』（東洋文庫、一九九一年）、吉田虎雄『支那貨幣研究』（東亞經濟研究会、一九三三年）。また小竹文夫「中世支那社会経済発達史概論」（『支那研究』第三六号、一九三五年）は魏晋南北朝期における貨幣経済衰退に論及している。さらに戦後すぐに王名元『先秦貨幣史』（国立中山大学出版組出版、一九四七年）も中国古代貨幣経済盛衰論的觀点から経済史を描写している。

(10)濱田耕作「支那古代の貝貨に就いて」（『濱田耕作著作集 第三卷 東亞古代文化（一）』同朋社、一九八九年）、王国維「説丘朋」（同『觀堂集林』一九二一年）、吉田注9前掲書、王注9前掲書、彭注1前掲書、関野雄「先秦貨幣雜考」（同『中国考古学論叢』同成社、一〇〇五年）、王毓銓「中國古代貨幣的起源和發展」（『王毓銓史論集』上冊、中華書局、二〇〇五年）、賈谷文「商品貨幣与殷商奴隸制」（『考古』一九七六年第一期）、勞榦「漢代黃金及銅錢の使用問題」（『勞榦學術論文集』甲編下、芸文印書館、一九七六年）、戴志強「安陽殷墟出土貝化初探」（『戴志強錢幣學文集』中華書局、二〇〇六年）、傅築夫「古代貨幣經濟的突出發展及其對社會經濟所產生的深遠影響」（同『中国經濟史論叢』下卷、生活・讀書・新知三聯書店、一九八〇年）、蕭清『中国貨幣史』（人民出版社、一九八四年）、蔡雲章「西周貨幣購買力淺論——兼談西周物価的若干問題」（同『甲骨金文與古史新探』中国社会科学出版社、一九九六年）、冷鵬飛『中国社会商品經濟形態研究』（中華書局、一〇〇一年）、楊升南「貝是商代的貨幣」（『中国史研究』二〇〇三年第一期）、何茲全「春秋戰國之際的經濟社會變化」（『何茲全集第三卷 中国社会』中華書局、一〇〇六年）など。

- (11) 朱活「古幣探源——試論我国古代貨幣的問題」(同『古錢新探』齊魯書社、一九八四年)、劉精誠・李祖德『中國貨幣史』(文津出版社、一九九五年)、黃錫全『先秦貨幣通論』(紫禁城出版社、二〇〇一年)。
- (12) 郭沫若『郭沫若全集 考古編第一卷 ト辞通纂』(科学出版社、一九八二年)。
- (13) 近藤喬一「西周時代寶貝の研究」『アジアの歴史と文化』第三輯、一九九八年)。
- (14) 江上波夫「東アジアにおける子安貝の流傳」『江上波夫文化史論集2 東アジア文明の源流』山川出版社、一九九九年)。
- (15) 松丸道雄「西周時代の重量単位」『アジアの文化と社会II』汲古書院、一九九二年)。なお殷周宝貝と青銅貨幣のあいだに関連性をもとめるものとして、小島祐馬「春秋時代と貨幣經濟」『支那学』第一卷第七・八号、一九二一年)。
- (16) 吉田注⁹前掲書。
- (17) 全漢昇「中古自然經濟」(同『中國經濟史研究』第一冊、稻鄉出版社、一九八〇年)。
- (18) 牧野巽「中国古代の家族は経済的自給自足体に非ず——中国古代貨幣經濟の発展」(『牧野巽著作集 中国社会史の諸問題』第六巻、御茶の水書房、一九八五年)。
- (19) 牧野巽「中国古代貨幣經濟の衰退過程」(『牧野巽著作集 中国社会史の諸問題』第六巻、御茶の水書房、一九八〇年)。
- (20) 宮崎市定「六朝隋唐の社会」(『宮崎市定全集7 六朝』岩波書店、一九九二年)。
- (21) 稲葉一郎「漢代家族形態と經濟変動」(『東洋史研究』第四三巻第一号、一九八四年)、稲葉一郎「戦国秦の家族と貨幣經濟」(林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所、一九八五年)。また稲葉一郎「ブトレマイオスにおける黄金半島とカシチガラについて」(『古代文化』第二七巻第一二号、一九七五年)、稲葉一郎「桑弘羊「政治經濟論」管窺」(『人文論究』第三〇巻第三号、一九八〇年)は、漢代の錢と黄金の関係を「複本位制(筆者注：錢と黄金の価値関係が固定的・絶対的)」とした上で、前漢中期以降における黄金と絹織物の国外流出、ひいてはそれによる貨幣総量の減少にも言及しているが、それが「貨幣經濟の衰退」に直結するとは断定していない。
- (22) 彦注¹前掲書、労注¹⁰前掲論文。
- (23) 山田勝芳「貨幣の中国古代史」(朝日新聞社、二〇〇〇年)。またとくに戦国秦・前漢貨幣史に関しては山田勝芳「秦・前漢代貨幣史——東アジア貨幣史研究の基礎として——」(『日本文化研究所研究報告』第三〇集、一九九四年)、新代貨幣史に関しては山田勝芳「王莽代貨幣史」(『東北大学東洋史論集』第六輯、一九九五年)、後漢・三国貨幣史に関しては山田勝芳「後漢・三国時代貨幣史研究——古代から中世への展開——」(『東北アジア研究』第三号、一九九九年)、前漢後半期以降の貨幣經濟の衰退過程に関しては山田勝芳「漢代財政制度変革の經濟的原因について」(『集刊東洋学』第三一号、一九七四年)、山田勝芳「後漢財政制度の創設について(上)」(『北海道教育大学紀要』第一部B、第一七巻第二号、一九七七年)、

序 章 中国古代貨幣經濟史研究の意義と分析の視角

- (24) 佐原康夫「漢代の貨幣經濟と社会」(同『漢代都市機構の研究』汲古書院、一九〇〇年)にも「山田勝芳論文は、後漢時代の黄金の欠乏を、宮廷の黄金が民間に流出して退藏された結果とも考えている。だが宮廷に退藏されていた黄金が、民間に分散して退藏されても、「貨幣總量」は変わらないはずである。……また「黄金一斤＝一万錢」という比率について、山田論文は、後漢時代にはこの比率は単なる計算上の位取りに過ぎず、黄金の実勢価格は「これと無関係に高騰したとする。その場合、より少量の黄金がより大きな価値を担う」となるから、黄金の總量が減少しても、銅錢を基準とした「貨幣總量」は結局変わらない。つまり黄金の絶対量の減少による「貨幣總量の減少」は、宮崎説のように黄金の対銅錢比価を固定して考えなければ、実現しそうにないのである。」このあたり、「貨幣總量の減少」説には論理的混乱が見える(五二三頁)」とある。
- (25) この現象が魏晉南北朝の南朝で生じたことについては、川勝義雄「貨幣經濟の進展と侯景の乱」(同『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二年)。
- (26) 傅築夫「貨幣經濟的衰退与實物貨幣的代興」(同『中國經濟史論叢』下巻、生活・讀書・新知三聯書店、一九八〇年)。
- (27) Ebrey, P. (1986) *The economic and social history of later Han, The Cambridge history of China, vol. I, Twitchett, D. & Loewe, M. (eds.)*, London: Cambridge University Press。また曾延偉『兩漢社會經濟發展史初探』(中国社会科学出版社、一九八九年)は、後漢時代の幣制の混乱を指摘しつつも、それが衰えたとは明言しておらず、むしろ史料にみえる前漢時代の黄金に関する記載は信頼できない」と、後漢時代には商業が栄えていたことなどをのべ、前漢經濟と後漢經濟の差異を大きく見積る中国古代貨幣經濟史盛衰論と一線を劃している。
- (28) 葉茂「伝統市場与市場經濟研究述評・封建地主制前期(以戰國秦漢為中心)」(『中國經濟史研究』一九九四年第四期)。
- (29) 韓國磐『南北朝經濟試探(合刊本)』(中国史学社、一九六三年)、童書業『中國手工業商業發展史』(齊魯書社、一九八一年)。
- (30) 馬開樸『春秋戰國經濟史』(雲南大學出版社、一九〇三年)。
- (31) 吳榮曾「從秦簡看秦國商品貨幣關係發展狀況」(同『先秦兩漢史研究』中華書局、一九九五年)。
- (32) 一部の例外として、戰国秦における商品經濟と貨幣の高まりを強調する施偉青「論秦自商鞅變法後的商品經濟」(同『中国古代史論叢』岳麓書社、二〇〇四年)などがある。
- (33) 經君健「試論地主制經濟与商品經濟的本質連系」(『中國經濟史研究』一九八七年第一期)。
- (34) ヒルデブラント, B. (橋本昭一訳)『實物經濟、貨幣經濟および信用經濟』(未來社、一九七二年)。

(35) ウエーバー、M.（黒正巖・青山秀夫訳）『一般社会経済史要論』（岩波書店、一九五四年）。

(36) 林甘泉「秦漢の自然経済と商品経済」（『林甘泉文集』上海辞書出版社、二〇〇五年）。

(37) 方行「封建社会の自然経済と商品経済」（同『中国封建經濟論稿』商務印書館、二〇〇四年）。

(38) 郭庠林「自然経済と商品経済の互補と矛盾」（同『中国封建社会經濟研究』上海財經大学出版社、二〇〇五年）。ちなみに、このような方法論は、宋代経済史に関する斯波義信「問題の基本的考察」（同『宋代商業史研究』風間書房、一九六八年）も採用している。

(39) 木村正雄「総論」（同『中国古代帝国の形成（新訂版）』比較文化研究所、二〇〇三年）。木村正雄「中国古代貨幣制」（『東洋史学論集』第四、一九五五年）も参照。

(40) 西嶋定生『中国古代の社会と経済』（東京大学出版会、一九八一年）、足立啓二「專制国家と財政・貨幣」（中国史研究会編『中国専制国家と社会統合——中国史像の再構成II——』文理閣、一九九〇年）。また佐原康夫氏の研究には、佐原注24前掲論文以外にも、同『漢代都市機構の研究』（汲古書院、二〇〇二年）所収の「居延漢簡月俸考」、「漢代貨幣史再考」や、「中国古代の貨幣経済論と貨幣史認識をめぐって」（中国史学会編『中国の歴史世界——統合のシステムと多元的発展——』東京都立大学出版会、二〇〇二年）などがある。

(41) 関野雄「中国青銅器文化の性格——青銅の素材価値を中心として——」（同『中国考古学研究』東京大学東洋文化研究所、一九五六年）、関野雄「中國の古代貨幣」（『古代史講座』第九巻、学生社、一九六二年）、関野雄「貨幣からみた中国古代の生活」（同『中国考古学論攷』同成社、二〇〇五年）。先秦青銅貨幣に関する関野氏の論考に、同『中国考古学研究』（東京大学東洋文化研究所、一九五六年）所収の「[重]一両十四一銖」銭について、「先秦貨幣の重量単位」、「円体方孔錢について」、「漢初の文化における戦国的要素について」や、同『中国考古学論攷』（同成社、二〇〇五年）所収の「布錢の出土地と出土状態について」、「盧氏涅金考」、「先秦貨幣雜考」、「斬字考」、「刀錢考」、「刀錢考補正」、「三孔布釈義」がある。また「漢代青銅黃金両本位制」論については、関野雄「金餅考——戦国・秦漢の金貨に関する一考察——」（同『中国考古学論攷』同成社、二〇〇五年）にも考察がある。

(42) 何茲全「戰国秦漢商品経済及其与社会生産・社会結構変遷的関係」（『何茲全集第一巻 中国社会史論』中華書局、二〇〇六年）によると、戦国秦漢時代では農業生産力の発展による商品経済の発達があり、当時の人々はほとんどが城市に集住し、四〇～五〇%が農民で、他の農業生産に携わらない人々は商品交換に依存していた。そのため、当時は城市が農村を支配していた。さらに城市的商品交換が農村生活をまきこみ、自給自足的農村を破壊していった。何茲全「東晋南朝の錢幣使用と錢幣問題」（『何茲全集第一巻 中国社会史論』中華書局、二〇〇六年）も参照。さらに何茲全「城鄉經濟的衰落」（『何茲全文集第三巻 中国古代社会』中華書局、二〇〇六年）によると、戦国～前漢時代には「黄金一斤＝一万錢」のレートの

もとで錢・黃金が貨幣とされていたが、後漢時代になると黃金の使用は減少し、賞賜や贖罪などに徐々に布帛が代用されるようになり、それは魏晉期には主要貨幣になった。そして、とくに魏と西晋では洛陽などの大都市を除き、基本的には穀物・帛が貨幣として用いられたという。

- (43) 桑原隴藏「歴史上より観たる南北支那」(『桑原隴藏全集』第一巻、一九六八年)。
 (44) 岡崎文夫『魏晉南北朝通史』(弘文堂書房、一九三二年)、岡崎文夫「南朝の錢貨問題」(同『南北朝に於ける社会経済制度』弘文堂書房、一九三五年)。

- (45) 川勝注25前掲論文。

(46) 西嶋注40前掲書、劉・李注11前掲書。また薄福亜「魏晉南北朝時期的商品經濟和伝統市場」(同『魏晉南北朝經濟史探』甘肅人民出版社、二〇〇四年)は、「自然經濟Ⅱ以末補本經濟」とする林注36前掲論文の定義に従つた上で、それは魏晉期に北方で展開し、北魏孝文帝期以後に「商品經濟」に転じたとする。さらに南方では、漢代以降一貫して「商品經濟」が続いていたとする。瞿安全「關於南北朝商人的幾個問題」(『中國經濟史研究』二〇〇二年第一期)は、魏晉時代を自然經濟中心の時代とした上で、當時一般的であった商人を「中小商人」とし、彼らは北より南で發展していたとする。

(47) 越智重明「梁の武帝と貨幣經濟」(同『魏晉南北朝の人と社会』研文出版、一九八五年)。また伊藤敏雄「魏晉期樓蘭屯戍における交易活動をめぐて」(『小田義久博士還暦記念 東洋史論集』朋友書店、一九九五年)は、魏晉期樓蘭の交易について、官府が組織的に交易に関与していること、個人の交易への関与はその枠内であること、絹織物や穀物が交換の媒体となっていたこと、貨幣も少しは用いられていたことなどを指摘している。

(48) 張兆凱「試論南朝商業的幾点変化」(『中国社会経済史研究』一九九〇年第二期)は、南朝には抑商政策がなく、むしろ商業援助政策が布かれおり、水路整備なども進められていたとする一方で、基盤となる小農經濟が脆弱であり、そのため南朝經濟は「虛偽的繁榮」であったとする。

(49) 許輝・蔣福亞主編『六朝經濟史』(江蘇古籍出版社、一九九三年)の第七章「商業与交通」(邱敏氏の担当)。ただし邱敏氏は、南方でも錢の質・

(50) 近年では王怡辰『魏晉南北朝貨幣交易和發行』(文津出版社、二〇〇七年)などが、より詳細に時代と地域を分けた上で、魏晉南北朝時代の幣制の内実に論及しており、從來の理論的研究を実証的に検証しうるものと位置づけられる。

- (51) 永田英正「居延漢簡にみる候官についての一試論——破城子出土の〈詣官〉簿を中心として——」(同『居延漢簡の研究』同朋舎、一九八九年)。佐原氏の研究については本章第四節・第五節で後述。ちなみに、このように現在中国古代地域史研究が盛んになっている象徴として、『岩波講座世界歴史3 中華の形成と東方世界』(岩波書店、一九九八年)なども参照。
- (52) 宮澤知之「中国貨幣經濟論序説」(同『宋代中国の國家と經濟』創文社、一九九八年)。

(53) 影山剛「中国古代の商業と商人」（同『中国古代の商工業と専売制』東京大学出版社、一九八四年）。漢代経済の地域差と都市—農村差に関する初步的考察は、宇都宮清吉「西漢時代の都市」（同『漢代社会経済史研究』（補訂版）弘文堂書房、一九六七年）にもみえる。

(54) 江村治樹「戦国三晋諸国の都市の機構と住民の性格」（同『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』汲古書院、一〇〇〇年）、張繼海『漢代城市社会』（社会科学文献出版社、一〇〇六年）。

(55) 戰国貨幣に関する近年の研究として、矢澤忠之「戦国期三晋地域における貨幣と都市」（『古代文化』第六〇巻第三号、一〇〇八年）もある。

(56) このような議論に立脚したばかり、貨幣経済の地域的まとまりは国境に左右されないことになる。またそのような複数の貨幣経済が相互に影響しあうといった可能性も出てくることになる。これはまさにウォーラースteinの世界システム論に通底する視座であると考えられる。ウォーラースtein・I.（川北稔訳）『新板史的システムとしての資本主義』（岩波書店、一九九七年）によれば、近代世界システムにおいては、一国の低開発は先進国がかつて経験した未開発の段階とはまったく異なるもので、その低開発は当該国のが經濟・政治・社会・文化の諸特質の產物ではない。むしろ、先進国を中心とする近代世界システムに後発国が組み込まれ、先進国の収奪を受けるなどの有機的連関によって低開発に巻き込まれたのであり、中心の發展と辺境の低開発はメダルの表裏のことく、一つの過程の両側面を構成する。このような考え方をふまえれば、本文で挙げた多元的流通経済論も一種のシステム論であることができる。

(57) 黒田明伸『貨幣システムの世界史〈非対称性〉をよむ』（岩波書店、一〇〇三年）。

(58) 牧野注 19前掲論文。

(59) ブロント・M.（森本芳樹訳）『西欧中世の自然経済と貨幣経済』（創文社、一九八二年）。

(60) 武仙卿（宇都宮清吉・増村宏訳）『魏晉南北朝經濟史』（生活社、一九四二年）。

(61) 佐原注 24前掲論文など。

(62) 影山注 53前掲論文、影山剛『王莽の賒貸法と六筦制およびその經濟史的背景——漢代中国の法定金属貨幣・貨幣經濟事情・高利貸付・兼并等をめぐる諸問題——』（私家版、一九九五年）。

(63) 辛士城「論百越社會經濟的發展和特点」（『中國社會經濟史研究』一九九五年第一期）は、東周秦漢時代の越地經濟を現物交換經濟とする。また王穎「從包山楚簡看戰國中晚期楚國的社會經濟」（『中國社會經濟史研究』一〇〇四年第三期）は、戰國楚における貨幣經濟の發展に言及。陳曉鳴「漢代江南城市与商業問題述論」（『中國社會經濟史研究』一〇〇五年第四期）は、漢代江南における商業發達を指摘しつつ、一方で一定の限界もあつたとする。すなわち漢代江南には、①自給自足、②商品交換と生産の手工業作坊が未發達、③市場が少ないとし、その理由として、A自然資源が豊富で、人々は努力せざとも生活できる、B土地が広く、人が少なく、農村の剩余人口が少ない、C政治的中心地以外は未開発、D城市分布が稀で、規

模も小さいといった点を挙げている。

- (64) 中国古代史研究における「豪族」の定義は従来あまり厳密でないが、本稿では、増淵龍夫「中国古代国家の構造」(『古代史講座』第四巻、学生社、一九六二年)に従い、「経済的には独立した生計を営む貧農などのさまざまな同姓の家々(宗族)が、その中の有力な家を中心とし、そうした同姓的結合を中心として、郷里における他の異姓の戸に対しても大きな社会的規制力を及ぼすようになった土着勢力」としておく。
- (65) 永田英正「漢代人頭税の崩壊過程——特に算賦を中心として——」(『東洋史研究』第一八巻第四号、一九六〇年)。
- (66) 宇都宮注53前掲論文。前漢都市商人については、宇都宮清吉「史記貨殖列伝研究」(同『漢代社会経済史研究(補訂版)』弘文堂書房、一九六七年)、後漢莊園経済については宇都宮清吉「僮約研究」(同『漢代社会経済史研究(補訂版)』弘文堂書房、一九六七年)も参照。
- (67) 米田賢次郎「趙過の代田法——特に犁の性格を中心にして——」(同『中国古代農業技術史研究』同朋舎、一九八九年)。
- (68) 米田賢次郎「華北乾地農法と一莊園像——『斎民要術』の背景——」(同『中国古代農業技術史研究』同朋舎、一九八九年)
- (69) 岩井克人『貨幣論』(筑摩書房、一九九三年) 参照。
- (70) 漢代における豪族の位置づけに関する学説史については、小嶋茂穂「戦後日本の中国古代国家史研究——後漢時代史研究の視点から——」(同『漢代国家統治の構造と展開』汲古書院、二〇〇九年)など。
- (71) 多田狷介「漢代の地方商業について——豪族と小農民の関係を中心にして——」(同『漢魏晉史の研究』汲古書院、一九九九年)。多田氏の没落小農民の理解については、「後漢豪族の農業經營——仮作・傭作・奴隸勞働——」(同『漢魏晉史の研究』汲古書院、一九九九年)も参照。
- (72) 西嶋定生「秦漢時代の農学」(同『中国経済史研究』東京大学出版会、一九六六年)、西嶋注40前掲書。
- (73) 藤田勝久「後漢・崔寔『四民月令』の性格について」(同『中国古代國家と郡県社会』汲古書院、一〇〇五年)。
- (74) 丁筱媛「漢代商品経済的発展と影響」(『国立儒生大学先修班学報』第一一期、一九九三年)は、王莽の幣制改革の失敗、私鑄の盛行による貨幣の質の低下、錢・黄金の数量不足などによって後漢時代に商品経済が衰えたとする一方で、そのような商人達が土地所有者に転身して「田莊經濟」を営んでいたこと、その内部もしくは対外の商品経済も少しは営まれたとする。
- (75) 紙屋正和「前漢後半期以降の貨幣経済について」(川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』中国書店、一九九三年)。
- (76) 現代経済学では逆に、貨幣の動きに注目が集まり、商人論(貨幣経済の担い手)に対する考察が軽視される傾向にあるが、それには塩沢由典「市場のみえる手」(同『市場の秩序学』筑摩書房、一九九八年)などの批判がある。
- (77) 佐原注24前掲論文。
- (78) 佐原康夫「貝貨小考」(『奈良女子大学文学部研究年報』第四五号、一〇〇三年)。

(79) 太田幸男「書評 佐原康夫著 漢代都市機構の研究」(『東洋史研究』第六一巻第一号、一〇〇一年)は、佐原氏の論文「居延漢簡月俸考」が佐原注24前掲書の「貨幣經濟」の部に収録されていることに疑義を呈しているが、これは「貨幣＝錢」とする太田氏自身の先入観のあらわれであろう。

(80) ポランニー・K. (玉野井芳郎・平野健一郎編訳、石井溥・木畠洋一・長尾史郎・吉沢英成訳)『經濟の文明史』(筑摩書房、一〇〇三年)など、「」のようなポランニーの貨幣論に基づく代表的な事例研究に Bohanan, P. (1959) *The Impact of Money on an African Subsistence Economy, The Journal of Economic History*, vol.19, no.4, pp.491-503 などがある。

(81) 宮澤注52前掲論文、宮澤知之「魏晋南北朝時代の貨幣經濟」(『鷹陵史学』第一六号、一〇〇〇年)、宮澤知之『中国銅錢の世界——錢貨から經濟史へ——』(思文閣出版、一〇〇七年)。とくに『中国銅錢の世界——錢貨から經濟史へ——』に關しては、筆者も『史學雜誌』(第一一七編第一号、一〇〇八年)の新刊紹介欄でつきのように評価したことがある(新刊紹介文中に批判点は挙げなかつた)。

本書は、中國の銅錢(青銅貨幣)の歴史について論じたものである。まず中國最古の貨幣と目される、との多い殷代寶貝に関する研究状況をふまえた上で、春秋戰国時代～明清時代の銅錢の通史に包括的な検討を加えている。本書の筆者は宋代貨幣史を専門とし、すでに『宋代中国の國家と經濟』(創文社、一九九八年)などを執筆しているが、本書にもその成果が存分に生かされている。もつとも本書では、その要点が平易かつ端的な日本語で説明されているのみならず、随所に創見も含まれている。その意味で、本書はいわば概説書と研究書の中間的存在であるといえる。

本書を紹介する上で、何よりも注目されるのは、その方法論的斬新さである。

第一は、文献学・考古学・古錢学の成果を生かした多角的な通史的研究が展開されている点である。これまでにも中國貨幣史を通史的に概観したものとして、加藤繁『中国貨幣史研究』(東洋文庫、一九九五年)大正一四年～昭和一六年の講義録に基づくなどが出版されている。しかし、それはいまや古典的研究というべきもので、引用史料も不十分であつた。その後、中国では貨幣經濟通史がしばしば刊行されたものの、日本では山田勝芳『貨幣の中国古代史』(朝日新聞社、一〇〇〇年)など、やや絞り込んだ通史的研究が出版されるにとどまり、必ずしもそのような試みが十全になされたわけではなかつた。これに対して本書では、最新の出土文字資料や出土青銅貨幣、あるいは従来の古錢学・文献学にも配慮した通史が全面的に展開されている。明清時代以降の論述が比較的少なく、その内容も銅錢に限定されているとはい、これは画期的な試みである。

第二は、ポランニーの経済人類学的な方法論が導入されている点である。すなわち著者は、「貨幣」を、「ものを買つたり(交換手段)・価値を表示したり(価値尺度手段)・税金を払つたり(支払手段)・貯蓄したり(価値保存手段)といった諸機能を有するもの」と定義し、「注意する必要があるのは、これら貨幣機能がすべてそろつて始めて貨幣というのではなく、貨幣の諸機能を部分的にでも備えていれば貨幣と認める」とある」とする。その上で、交換手段・価値尺度手段・支払手段・価値保存手段としての機能を必ずしも完備していない歴代の銅錢を、改めて「貨幣」として捉えなおし、そこから經濟史を読み解こうとしている。これは歴代の銅錢を現代貨幣とほぼ同一のもの、あるいは現代貨幣の欠陥品と

みなしそれから明清時代以前の貨幣經濟史を不完全な市場經濟からの変化とのみ捉える旧来の諸研究とは一線を画していき。しかし、著者が「錢貨から經濟史へ」という副題を掲げた理由があつた。

(82) 太田注⁷⁹前掲書評。

(83) Li, Y. (2003) On the Function of Cowries in Shang and Western Zhou China, *Journal of East Asian Archaeology*, vol.5, no.1-4, pp.1-26' 岩澤注⁸¹前掲書。

また多元的貨幣論に立脚したことを明示した中国古代貨幣史関連の専論に、内崎曉「漢代武帝期の経済政策から見た国家と地域経済——五銖錢の普及過程を中心にして」(太田幸男・多田狷介編『中国前近代史論集』汲古書院、1100七年)もあるが、その大枠は足立氏・佐原氏・黒田氏の論考を踏襲しており、氏の立脚する平行本位制(複本位制)的な漢代貨幣經濟像自体も、氏の引用する拙稿「秦漢時代における物価制度と貨幣經濟の構造」(『史觀』第一五五冊、1100六年)の諸貨幣間の比価に関する実証研究を前提としている。つまり本論文の枠組みは、諸家の見解のパラフレーズに終始している感が強い。しかも学説史整理や史料考証にも検討の余地があり、「五銖」錢の問題に関しては筆者自身、別途全体的に検証すべきであると考えている。

(84) 黒田注⁵⁷前掲書。

(85) モース・M. (吉田禎吾・江川純一訳)『贈与論』(筑摩書房、1100九年)。

(86) モース・M. (吉田禎吾・江川純一訳)『贈与慣習』(筑摩書房、1100九年)。

未開社会における贈与慣習が概して互酬的であることは、(1)マリノフスキイ・B. (青木道夫訳)『未開社会における犯罪と慣習』(日本評論新社、1955年)の指摘がある。しかしマリノフスキイは、互酬性を社会的・法的基礎によるものと指摘するにとどまり、互酬性の存在意義をそれが有する「社会的結合を生み出す権利・義務の広範なネットワーク形成力」という有用性に求めており、(2)機能主義的限界が看取される。Gouldner, A. W. (1960) The Norm of Reciprocity: A Preliminary Statement, *American Sociological Review*, no25-2, pp.161-178 も、贈与慣習が互酬的であることを当該社会内の道徳的規範に立脚するものとして、それを社会のシステムを維持するために生み出された特殊なメカニズムとしており、互酬性の機能主義的解釈を支持している。これに対してもモースは、「全体的統合は部分の総和に還元できない」とのデュルケム社会学に立脚しつつも、社会的統合にとって贈与交換がどれほど有効に機能しているかだけでなく、その当該社会に生きる人びとにとつての存在意義と動因に論及しようとしている。それによるとモースは、贈与交換を「人類の岩盤の一つ」と解した上で、その動因を現地人の言説=思考(たとえば中国の面子)の中に求めている。ただしモースは、贈与交換を全体的社会事実と捉えており、つまり論理的には贈与交換の動因=面子=全体的社会現象と捉えており、面子の実態の具体的解明にまではほとんどふみこんでいない。また面子は、贈与交換当事者の意識に基づくものなので、このままでは贈与交換における当事者の無意識の影響はほとんど無視されないところになってしまふ。一方、レイヴィーストロース・C. (有地享訳)「マルセル・モース論文集への序文」(モース・M.『社会学と人類学I』弘文堂、1973年)は、贈与交換を「贈る義務」・「受け取る義務」・「返報する義務」に分け

るモースの方法論を批判し、全体的統合は部分の総和に還元できないがゆえに、贈与交換の三つの義務も統合的に理解されねばならないとし、そのような全体的社会現象を各社会における言語論的差異の体系（構造）に基づくものと解している。これはモースの曖昧さを払拭し、贈与交換が全体的社会現象であることをより前面に打ち出した解釈であると考えられる。これによれば、贈与交換の動因に対する当事者自身の説明の背後にはさらに「構造」の影響があつたことになる。しかしそのような「構造」の解析は、それが現実的に閉じられた有限システムの形で把握されないかぎりは不可能であり、それによって判明するのも互酬性の骨子だけで、その具体相をどう描き出すのかはレヴィ・ストロースも論じていない。

(87) ポランニー・K.（吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳）『大転換——市場社会の形成と崩壊』（東洋経済新報社、一九七五年）。

(88) ポランニーの論考には随所に誤りや飛躍もみられるが、私見によれば、これこそがもつとも首尾一貫したポランニー理解である。佐藤光（冷戦以後の世界とカール・ポランニー）（同『カール・ポランニーの社会哲学——『大転換』以後——』ミネルヴァ書房、一九〇〇六年）は「ポランニーは、細部の粗雑さや誤りにもかかわらず、あるいはそれらの粗雑さを通して、物事の本質を見事にいい当てる天才なのである。……」の型の天才の読解に相応しいのは、テキストの忠実な読解というよりもむしろ、数少ない欠陥に満ちたテキストやポランニーの言説に対する、こちらからの思い切った主体的な読み込みであるとするが、まことにそのとおりであろう。筆者が本章で挙げたポランニー理解は、筆者なりにポランニーのテキスト間の矛盾や誤りを排除した、まさに“ポランニーを可能性の中心において読んだ”。結果に外ならない。

(89) ただし「互酬（reciprocity）」の用語法については、じつは人類学者・社会学者のあいだに諸説ある。MacCormack, G. (1976) *Reciprocity, Man*, no.11-1, pp.89-103 や伊藤幹治「贈与交換における互酬性の概念」（同『贈与交換の人類学』筑摩書房、一九九五年）参照。ヒベリヤ・カーマンクは「互酬性」の用法が研究者「）」にあまりにも異なるため、学術用語としては極力それを使うべきではないとおえのべてい。

(90) 経済と社会、「交換」と「互酬・再分配」を区別する視点は、その後も多くの研究者に形を変えて引き継がれた。たとえば、「経済的交換」と「社会的交換」を区別するラウ、P. M.（間場寿一・居安正・塩原勉訳）『互酬性と女性の地位』（弘文社、一九八〇年）参照。また Gregory, C. A. (1982) *Gifts and Commodities*, London & New York: Academic Press は、商品交換と贈与交換を区別し、贈与交換の場合、当事者が求めてくるのは交換仮定で創出される双方の人格であり、やがてやれる物財それ自体ではないとする。ちなみに、制度化された贈与と予期せざる贈与を分ける Heath, A. (1976) *Rational Choice and Social Exchange: A Critique of Exchange Theory*, Cambridge: Cambridge University Press もある。一方、サーリング・M.（山内和訳）『石器時代の経済学』（法政大学出版局、一九八四年）は、交換の対極的なケースとして、惜しみない援助や親族・友人・近隣関係間の純粹贈与（一般的互酬性）と、自己の強奪（否定的互酬性）の二つを挙げ、すべての交換はその両端を結ぶ連続体のあいだに位置づけられるとした上で、その連続体全体を「互酬性（reciprocity）」と命名し、諸々の交換行為がどちらの性質をより強く有しているかは交換当事者間の社会的距離によるとしている。ただしサーリン

- (X6) 天秤やトルピュルの算算がおる。たゞバズ Brady, I. (1972) *Kinship Reciprocity in the Ellice Islands: An Evaluation of Sahlin's Model of the Sociology of Primitive Exchange*, *The Journal of the Polynesian Society*, no.81-3, pp.290-316 せ' キーハハのトルピュルは集団間の交換と個人間の交換の差異が説明困難である。また Davis, W. G. (1973) *Social Relations in a Philippine Market: Self-Interest and Subjectivity*, Berkeley: University of California Press せ' キーハハの懸念する複雑な社会構造のなまく規範體 (一級文化圈) を既然必ずしもかねておらぬと認識を取る事に難い。これは純粹貿易の不可能性に關する Derrida, J. (1992) *Given Time: I, Counterfeit Money*, Kamuf, X. P. (trans.), Chicago: University of Chicago Press の經理的考察による繋がる問題である。
- (91) Melitz, J. (1970) *The Polanyi School of Anthropology on Money: An Economist's View*, *American Anthropologist*, no.5, pp.1020-1040 なべ。
- (92) プローテル・E. (三木海一訳) 『物質文明・經濟・資本主義』五世紀一八世紀の一交換の歴史 (ふくら書房、一九八六年)。
- (93) Granovetter, M. (1985) *Economic Action and Social Structure, American Journal of Sociology*, no.91, pp.481-510°
- (94) Snelser, N. J. & Swedberg, R. (eds.) (2005) *Handbook of Economic Sociology* (2nd), Princeton, Oxford and New York: Princeton University Press and Russell Sage Foundation べふ。
- (95) Zelizer, V.A. (1994) *The Social Meaning of Money*, New York: Basic Books°
- (96) 吉沢英成『貨幣と象徴』(日本経済新聞社、一九八一年)。
- (97) ただし吉沢英成氏本人はプローテルやグリノヴェッター以降の諸研究にはあまりされておらず、それらをいつ認識していたかは不明である。これは佐原康夫氏も同様である。
- (98) あるゆる言語の指示対象が各言語体系内で恣意的に分節化され、それがのちに“物象化”したものにすぎないと云う言語学的知見 (このゆゑの言語論的轉回) をもあえるならば、そのような考え方人間の言語力の能力全体に疑問符を付すものであると言えふにふうる。このよくな考え方の先駆として、ソシユール・E. (小林英夫訳) 『一般言語学講義』(岩波書店、一九七一年) が挙げられる。ただし本書は、實際にはソシユールの弟子が筆記した受講ノートに基づくもので、隨所に問題があり、それを批判的に發展させた研究として丸山注2前掲書がある。また本稿本文では、言語による分節化によって生まれたコトがモノ化する過程を“物象化”と表現したが、これは廣松涉『廣松涉著作集物象化論』第一二巻(岩波書店、一九九六年)の用語法による。これは、本稿が貨幣經濟史研究を主題とし、隨所にマルクス経済学の用語を用いてゐるとかく、ソシユールでも一貫してマルクス主義的用語を採用したほうがよいのではないかとの筆者なりの配慮による (ただし)の“物象化”が、ルカーチ・G. (平井俊彦訳)『歴史と階級意識』(未来社、一九九八年)の“物象化”でないことは贅言するまでもない。
- (99) ただし、いのよな言語論的轉回が東洋史学内に大きな反響をもたらしたかと云うと、必ずしもそつとは限らない。現に、近藤一成「ハイイルド歴史学」の提案』(『史論』第110号、1100八年)は「東洋史学における「特別の実証主義的信念の強韌さ」は、素朴実証主義批判が自らには当

たらない」とくの経験的確信があり、それが言語論的転回の影響の希薄さをもたらしていく」とする。

- (100) 言語論的転回以降の歴史学の現状については、Jenkins, K. (1991) *Rethinking History*, London: Routledge & Jenkins, K. (2003) *Refiguring History*, London: Routledge、あるいは『岩波講座 哲学 11 歴史／物語の哲学』(岩波書店、一九〇〇九年)などに詳しい。
- (101) 「れはむろん竹内好「方法としてのアジア」(『竹内好評論集 日本とアジア』第三巻、筑摩書房、一九六六年)を意識した概念であるが、内容は全く異なる。筆者の理解によると、竹内氏はアジア内の多元的発展を念頭に置いた上で、なおかつ、それをも包括するアジア共通の内發的発展の仕方とその文化的特徴(≠西洋との視差によってみえる文化的特徴)を意図的に設定・強調し、それによって西洋文化の価値を相対化し、より高次の普遍的理想的な世界文化の構築を目指しているものと思われる(いわば、「方法としての中国」を提唱しつつ中国を单一国家として実体的に捉える溝口雄三『方法としての中国』(東京大学出版会、一九八九年)や、アジアを関係概念と捉えつつそのヨーロッパに対する「否」としての意義のみを強調する子安宣邦『「近代の超剋」とは何か』(青土社、一九〇〇八年)の解釈とはやや異なる)。
- (102) リアリティとアクチュアリティの違いについては木村敏氏の一連の著作参照。木村敏「偶然性の精神病理」序論(『木村敏著作集第七巻 臨床哲学論文集』弘文堂、二〇〇一年)に「つまり同じように『現実』とはいっても、リアリティが現実を構成する事物の存在に関して、これを認識し確認する立場から言われるのに対し、アクチュアリティは現実に向かってはたらきかける行為のはたらきそのものに関して言われる」とある。
- (103) 経済的流通手段としての貨幣の形成と展開について、従来もつとも成果を挙げてきたのは経済学である。それによると、この問題に関してはかつて、貨幣法制説(Cartal Theory of Money)と貨幣商品説(Commodity Theory of Money)という二つの学説があった。前者は、貨幣の形成を人為的な申し合わせ(勅令・契約・立法など)に求める説、後者は、人びとの交換欲求が高まるにつれて貨幣が必然的に形成されるとする説である。先生の議論のヴァリエーションは非常に多岐にわたるが、その大半は両者のどちらかに分類されうる。前者を主唱したのはクナップ・G. F. (宮田喜代蔵訳)『貨幣固定学説』(岩波書店、一九二二年)であり、後者を主唱したのはメンガー注2前掲書である。また後者は、現在では宇野派経済学などにも支持されている。ここでいう宇野派とは、マルクス経済学の批判的展開を試みた宇野弘蔵氏以来の学派のことであるが、彼らはマルクス注1前掲書の価値形態論を、人間の欲望を契機とする歴史的な貨幣形成論として再構成しており、その意味で、結果的にメンガードも近接しているのである。そのような宇野理論をめぐる諸学説については、宇野注1前掲書以降、たとえば、田中史郎「価値形態論の現在——主に一九八〇年代以降の研究を対象として——」(『状況と主体』第二八〇号、一九九九年)などに詳しい。では結局、貨幣法制説と貨幣商品説はどちらが妥当なのかな。いじで注意すべきは、前者の貨幣法制説が貨幣の形成を経済外的・^{ア・プリオリな}要因に求め、事實上それに対する経済学的な説明を放棄していることである。よって、もし貨幣の形成に^{ア・プリオリな}必然性があるとすれば、その論拠は貨幣商品説に求められるはずである。しかし、これは、必ずしも貨幣商品説の論理的優位性を証するものではない。つまり貨幣法制説の可能性を論理的・積極的に否定したものではない。これに関して近年、岩井注

69 前掲書をはじめとする一部の研究者は、このような貨幣法制説と貨幣商品説の両方を単なる仮構にすぎないと批判し、論理的にそのどちらか一方

に貨幣の起源を絞り込むことはできないと主張している。すなわち岩井氏によると、そもそも現代において貨幣が循環し続いているのは、ある者の支払った貨幣が相手に貨幣としてスムーズに受領されているからである。そしてそのときに、貨幣を受領した相手は、べつの支払相手がそれを貨幣として受領してくれることを前提としている。つまり貨幣の循環は、それが永遠に続くことを暗黙の前提としている。しかも、そのような循環がいつたん成立すると、ある個人がその循環から抜けたとしても、その体制自体は崩れない。よって、貨幣の循環する理由を、個々人の単なる主觀に求めるることはできない。むしろジジエク・S.（鈴木晶訳）『イデオロギーの崇高な対象』（河出書房新社、二〇〇〇年）が「彼らは、自分たちがその活動においてある幻想に従つてゐる」ということをよく知っている。それでも彼らはそれをやつていて（五四頁）と指摘するように、そのような貨幣循環は容易には止まらない。（一）には、貨幣に対する信頼とその使用との循環があるのみである（岩井氏自身がジジエクを引用しているわけではない）。これより岩井氏は、「この循環の起点を問う」とく、論理的に不可能であると結論づけているのである。これは要するに、他の物財よりも少しでも流動性の高い物財が貨幣として循環するようになると、その循環がさらなる信頼を生み出し、その信頼がさらなる循環を生み出すという累積的な過程を意味する。このときに多数の物財の中から貨幣が形成・展開する過程は、まさに丸山孫郎（佐藤敬三訳）『セカンド・サイバネティクス——逸脱増幅相互因果過程』（北川敏男・伊藤重行編『システム思考の源流と発展』九州大学出版会、一九八七年）のいう逸脱増幅相互因果過程（second cybernetics）に相当するものであろう。

もつとも岩井氏は、貨幣のない状況から貨幣のある状況への移行を論理的に説明しようとする先行研究の批判に重きを置いており、両者の関係をあえて静的に捉えている。そして、貨幣のない状況から貨幣のある状況への移行を「（論理的に説明できないという意味での）奇跡」と強調している。そのため、岩井氏のモデルはやや現実離れしている。というのも、歴史的にはこののような「奇跡」が繰り返しみられるからである。そこで注目すべきが安富歩『貨幣の複雑性』（創文社、一〇〇〇年）の説である。安富氏はコンピュータシミュレーションを用い、完全には経済合理主義的でない現実的な人間集団の内部で貨幣が自成ないし自壊する状況を見事に描き出している。これは要するに、貨幣が形成・消滅する状況を動的に描いたもので、岩井説よりも現実的なモデルと解される。もつとも安富説は、とりあえず利己的な主体が自らの経済状態を改善するために行動し、そのような行動の中から貨幣が自成もしくは自壊する過程を描いているという点で、まさしく貨幣商品説の発展形と解される。よって安富氏は、貨幣法制説のシミュレートを行っていない。とはいっても、そこで描かれている逸脱増幅相互因果過程は貨幣の形成過程の道筋の一つを具体的にしめすもので、貨幣の形成過程を歴史学的に分析する上で、大変参考になると思われる。

ただしここで注意すべきは、このような逸脱増幅相互因果過程にのみ注目したばあい、貨幣は絶えず生成と消滅を繰返していくことになり、それでは各時代に貨幣が安定して用いられるばあいもあるという現実をうまく説明できない点である。つまり、現実の貨幣経済は、概してもつと安定的

なのである。よって中国貨幣史を研究するばあいにも、その逸脱増幅相互因果過程による形成・消滅の過程だけでなく、各時代における貨幣経済の安定性にも注目せねばならない。黒石晋『欲望するシステム』(ミネルヴァ書房、一〇〇九年)が貨幣を「散逸構造」と解しているのは、このようない由による。これに関してすでに経済学者の多くは、各時代の貨幣の背後に、その価値を繋ぎ止めるようなアンカー(錨)が存在することを指摘している。一般には、ドイツにおけるレンテンマルク発行時の地租徵收權や、ブレトンウッズ体制(いわゆる金本位制)における黄金などがそれに対応するとされている。そして、「このようなアンカー探しは、「貨幣の経済学」などと命名されている。岩村充『貨幣の経済学——インフレ、デフレ、そして貨幣の未来』(集英社、一〇〇八年)参照。しかしアンカーは、そもそも各時代の人びとの物神崇拜(fetishism)に支えられている。よってその探索は、実際には理論経済学でなく、歴史学者の仕事である。ここに、上記のような経済学の成果をふまえた上で、中国古代貨幣史を歴史学的に研究する意義がある。つまり、経済的流通手段たる貨幣が実際の歴史の中で展開する過程と、それが安定的に循環する機制(メカニズム)を明らかにするには、結局、歴史学的な実証研究に頼らざるをえないものである。

(104)富永健一『行為と社会システムの理論——構造—機能—変動理論をめざして——』(東京大学出版会、一九九五年)は、社会学の学説史整理をし、現代社会の理解の仕方として、行為理論に軸をおくミクロ社会学と、社会システムに軸をおくマクロ社会学を区別して説明しているが、これらも社会の総体的把握が行為理論だけからでは得られないことを指摘したものと考えられる。

〔付表〕本稿で頻繁に利用した簡牘史料 (略号五十音順。図3参照)
尹湾漢墓簡牘 (前漢中期)

連雲港市博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・東海県博物館・中国文物研究所共編『尹湾漢墓簡牘』(中華書局、一九九七年)
額濟納漢簡 (前漢後半～後漢前半)

魏賢主編『額濟納漢簡』(広西師範大学出版社、一〇〇五年)
岳山秦牘 (統一秦)

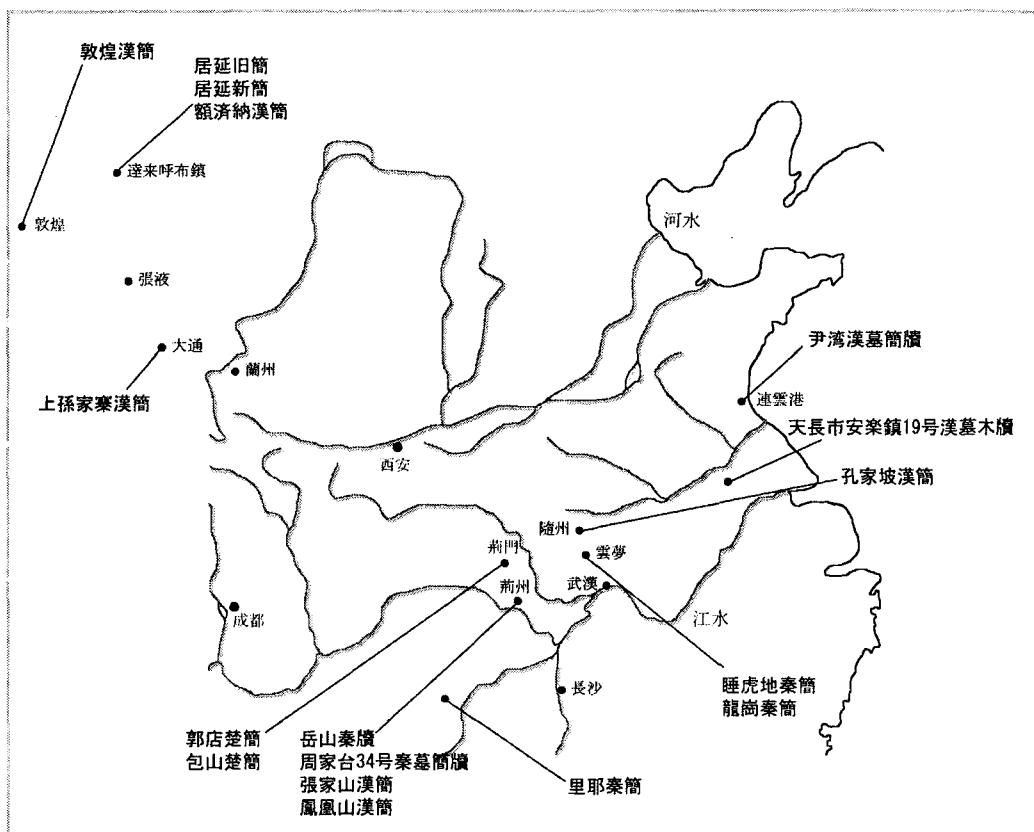
湖北省江陵県文物局・荊州地区博物館「江陵岳山秦漢墓」(『考古学報』一〇〇〇年第四期)
郭店楚簡 (戰国楚)

荊門市博物館編『郭店楚墓竹簡』(文物出版社、一九九八年)
合集 (殷代)

胡厚宣編『甲骨文合集叢文』(中国社会科学出版社、一九九九年)

序 章 中国古代貨幣經濟史研究の意義と分析の視角

- 居延旧簡（前漢後半～後漢前半）
刊之二十一、一九五七年
勞榦『居延漢簡 図版之部』（中央研究院歴史語言研究所専
- 謝桂華・李均明・朱國炤『居延漢簡积文合校』（文物出版社、一九八七年）
- 居延新簡（前漢後半～後漢前半）
一九八七年
甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・文物部古文献研究所・中国社会科学院歴史研究所編『居延新簡 甲渠候官与第四隧』（中華書局、一九九四年）
- 孔家坡漢簡（前漢初期）
湖北省文物考古研究所・隨州市市考古隊編『隨州孔家坡漢墓簡牘』（文物出版社、二〇〇六年）
- 周家台三四号秦墓簡牘（統一秦）
湖北省荊州市周梁玉橋遺址博物館『閨沮秦漢墓簡牘』（中華書局、二〇〇一年）
- 集 成（隨時記載）
中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』（中華書局、一九九四年）
- 中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』（香港中文大学中国文化研究所、二〇〇一年）
- 上孫家秦漢簡（前漢中期）
青海省文物考古研究所『上孫家秦漢晋墓』（文物出版社、一九九三年）
- 敦煌漢簡
達來呼布鎮
敦煌
張掖
大通
蘭州
西安
成都
郭店楚簡
包山楚簡
岳山秦簡
周家台34号秦墓簡牘
張家山漢簡
鳳凰山漢簡
河西
連雲港
尹湾漢墓簡牘
天長市安樂鎮19号漢墓木牘
孔家坡漢簡
隨州
荊門
荊州
武漢
長沙
雲夢
江水
里耶秦簡
睡虎地秦簡
龍崗秦簡



〔図3〕本稿で利用した簡牘史料の出土地

『雲夢睡虎地秦墓』編寫組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、一九八一年）

『睡虎地秦墓竹簡整理小組』『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）

張家山漢簡（前漢初期）

張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編著『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』（文物出版社、二〇〇一年）

彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令与奏讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七年）

天長市安樂鎮一九号漢墓木牘（前漢初期）

天長市文物管理所・天長市博物館「安徽省天長西漢墓發掘簡報」（『文物』二〇〇六年第一期）

敦煌漢簡（前漢後半～後漢前半）

大庭修『大英図書館藏敦煌漢簡』（同朋舎、一九九〇年）

甘肅省文物考古研究所編『敦煌漢簡』（中華書局、一九九一年）

鳳凰山漢簡（とくに鳳凰山一六八号漢墓出土天秤棒。前漢前半期）

紀南城鳳凰山一六八号漢墓發掘整理組「湖北江陵鳳凰山一六八号漢墓發掘簡報」（『文物』一九七五年第九期）

包山楚簡（戰國楚）

湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚簡』（文物出版社、一九九一年）

龍岡秦簡（統一秦）

中國文物研究所・湖北省文物考古研究所編『龍岡秦簡』（中華書局、二〇〇一年）

里耶秦簡（統一秦）

湖南省文物考古研究所編『里耶發掘報告』（岳麓書社、二〇〇七年）

第一章 殷周宝貝文化とその「記憶」——中国古代貨幣經濟史の始源に関する「記憶」の形成——

はじめに

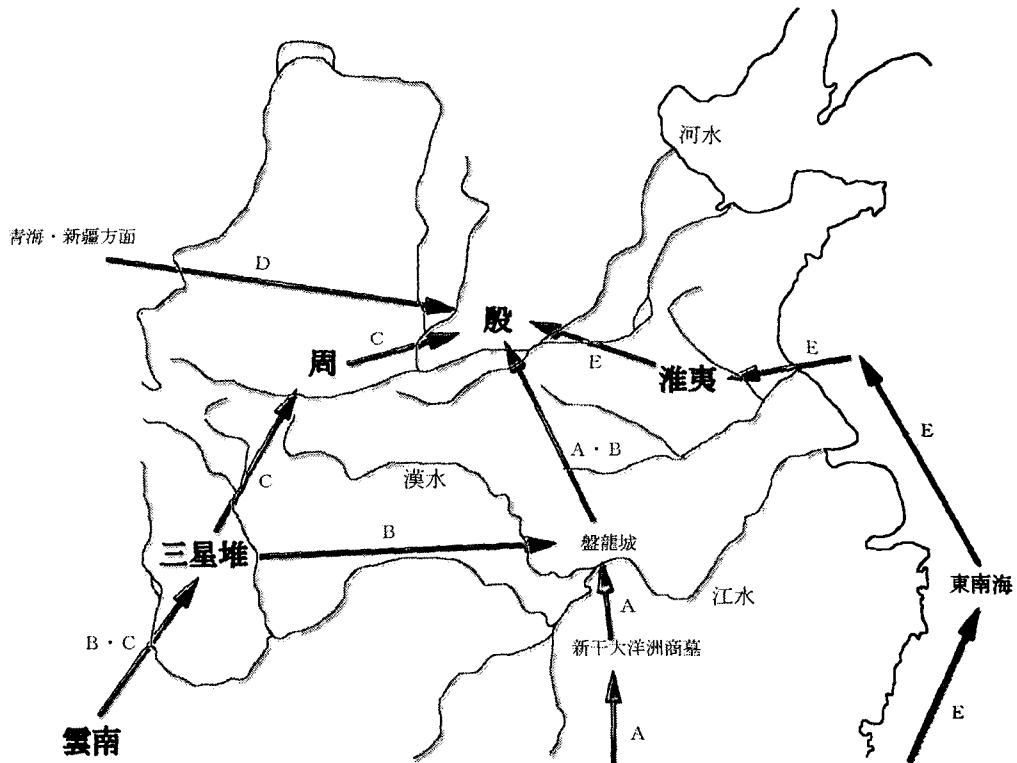
中国古代貨幣經濟の展開過程について検討するさいに、従来もつとも注目されてきたのは、殷周時代の宝貝が貨幣であったのか否かである。ここでいう宝貝とは、熱帯・亜熱帯地帯の海に産する腹足類の巻貝のことである。たしかに宝貝は、太古より世界各地で重視されてきた。新石器時代以降の黄河流域でもそれは同様で、とくに殷周時代の墓葬からは非常に多くの宝貝が出土している（付表1）。また甲骨文や金文にも宝貝を意味する「貝（貝）」字がみえ⁽²⁾、宝貝が重視されていたことを窺わせる（付表2）。しかも「貨幣」の「貨」には、「貝」字が含まれている。それゆえ先学の多くは、殷周時代やそれ以前の宝貝を中国最古の貨幣、もしくはそれに類するものとみなし、そこに中国貨幣史の原型を求めてきたのである⁽³⁾。

ところが近年、とくに中国以外の学界では、宝貝のもつ装飾品・呪物・贈与物・身分制的支払手段としての性格を強調し、貨幣としての機能を否定するか、あるいは特殊限定的なものと解する傾向が徐々に強くなってきている⁽⁴⁾。その原因の一つは、カール・ポランニーの経済人類学が広く知られるようになつたことにある⁽⁵⁾。すなわち、これまで宝貝を貨幣とみなしてきた多くの研究者は、中国古代の人びとが合理的な利潤の追求を基本的な行動原理とし、そのような経済的利己心から物々交換経済・貨幣経済を生み出したと想定してきたが、ポランニーはそのような人間像を近代市場経済以外の場において仮構すること自体に問題があると指摘しており、これが従来の通説を揺さぶる大きな論拠となつてているのである。これによれば、経済合理主義的な人間像を暗黙の前提とする自給自足経済・物々交換経済・貨幣経済などの概念は、殷周時代における交換のあり方を説明する上で、必ずしも有効でないことになる。現代資本主義経済と殷周経済の中からそれぞれ貨幣的なものを抽出することは、両者の社会的性格が全く異なる以上、後者に対する理解の妨げにすらなつてているといえる。現に岡村秀典氏によれば、殷周時代の経済行為は祭祀などの非経済的因素の中に深く埋め込まれており、当時の人びとは経済的利己心以外の行動原理をとりわ

け重視していたという⁽⁵⁾。すると、宝貝も第一義的には、そのような非経済的要因によって価値を得ていたとみるべきではないか。そこで本章では、このような観点に基づく近年の研究成果をふまえ、殷周宝貝の出土状況と宝貝に関する金文をも網羅した上で（付表1、2）、殷周宝貝の特殊具体的な社会的機能について詳細な検討を加える。その手順として、まず殷周宝貝がどこからどのように収集されたのかを確認する。つぎにそれがいかなる形で流布し、どのように用いられてきたのかを分析する。そして最後に、そのような宝貝を重視する文化（以下、宝貝文化）が殷周時代以降いかなる変化を遂げ、結果的に「宝貝リ中国最古の貨幣」という認識を形成するに至ったのかを跡づけてみたい。

第一節 殷周宝貝の収集経路——殷周王権と淮夷の関係——

殷周時代の墓葬から出土する宝貝のほとんどは、キイロダカラ（*Cypraea moneta*）とハナビラダカラ（*C. annulus*）である⁽⁶⁾。両者は殻長二～四センチ程度の巻貝で、他の宝貝類と同じく、浅い岩礁や珊瑚礁のある温暖な海域に棲息する。これらは現在、広東省以南のいわゆる南海に多く棲息している⁽⁷⁾。そのため先学の大半は、殷周宝貝も南海で収集され、「南海→南嶺→江淮→中原」という陸路に沿って殷都にもたらされたと推測している（図1A）⁽⁸⁾。たしかに、黃河流域の二里頭文化期の土器や玉器の出土状況を確認すると、それらは南海沿岸・四川地方・ベトナムなどにも及んでおり、殷代以前に各地に一定の物流があつたことを窺わせる⁽⁹⁾。よつて宝貝もこの物流の一枝に乗つて、南海から中原に陸路で運ばれた可能性がある。しかし、西周以前の南方遺址からは宝貝がほとんど出土していない（図2～4）⁽¹⁰⁾。そのばあい一見すると、宝貝を陪葬するのは中原文化の特徴で、それゆえ宝貝は南方遺址に陪葬されなかつたとも考えられなくはない。あるいは南海付近の人びとにとつて宝貝はいつでも容易に入手しうるがゆえに陪葬されなかつた可能性もないとはいきれない。しかし実際には、殷文化との関わりがある長江中流域の盤龍城遺址や新干大洋洲商墓などからも宝貝は出土していない⁽¹¹⁾。またこれらの遺址は、中原ほどではないが、やはり南海から遠く隔たつている。よつて、殷周宝貝が「南海→南嶺→江淮→中原」経由で運ばれたとする説には、文化的にも地理的にもまだ検討の余地がある。むしろ後述するように、これらの遺址が点在する長江中流域に宝貝が定期的に伝わるように



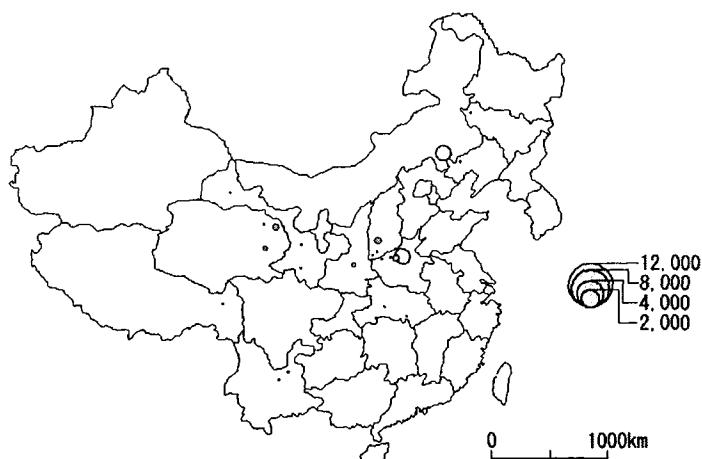
[図1] 殷周宝貝の流入経路に関する諸説

なつたのは、かなり後世になつてからである可能性の方が高い（付表1）。

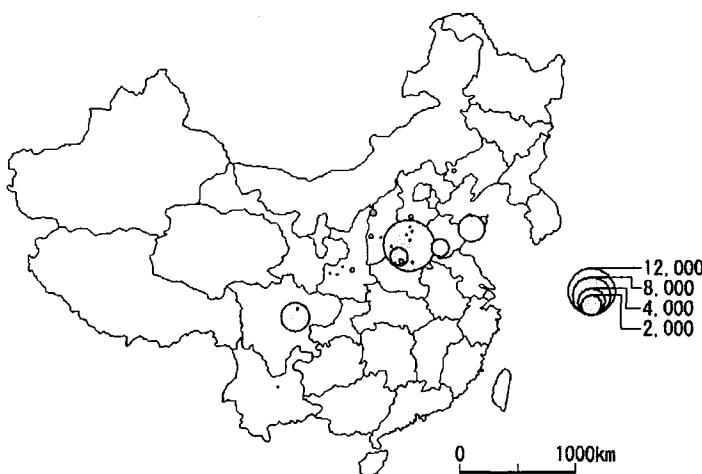
そこでつぎに検証すべきが、殷周宝貝がベンガル湾やハノイ沖から雲南・四川を経由し、長江中流域もしくは周原地域をつたつて中原に流入したとする説と（図1B・C）⁽¹³⁾、ベンガル湾などから新疆を経て中原に入ったとする説である（図1D）⁽¹⁴⁾。たしかに、ベンガル湾やハノイ沖は宝貝の産地として古来有名とされ、四川三星堆遺址や雲南元謀遺址からは宝貝が、雲南の戰国秦漢墓からは宝貝と貯貝器が出土しているので⁽¹⁵⁾、これらの説には全く根拠がないわけではない。しかもとくに新疆経由説に関しては、現に中国最古のものとおぼしき宝貝が青海地方から出土している。さらに殷墓からは新疆以西のものとされる玉が出土しており⁽¹⁶⁾、中原—新疆間に交易があつたことを窺わせる。しかし、紀元前千年前後のベンガル湾やハノイ沖と雲南とのあいだにおける宝貝の出土例はあまりにも少ない。また三星堆遺址からは大量の宝貝が出土しているが、それが長江中流域を経由して中原に流入したという確証もない⁽¹⁷⁾。むしろ既述のごとく、長江中流域に位置する盤龍城遺址などからは宝貝が出土していないので、当該経路で宝貝が輸送された可能性は低いであろう。その上、四川の宝貝よりも中原の宝貝の方が量的に圧倒的に多く、後者の方が起源

も古い。よって、中原から四川に周原經由で宝貝文化が伝播したことはあっても、四川から中原に宝貝が伝播することはなかったと考えられる。さらに新疆經由説に関しても、ベンガル湾—新疆間の殷周宝貝の出土例がほとんどなく、青海省で出土した新石器時代の宝貝も孤立しているので、まだ検討の余地がある。

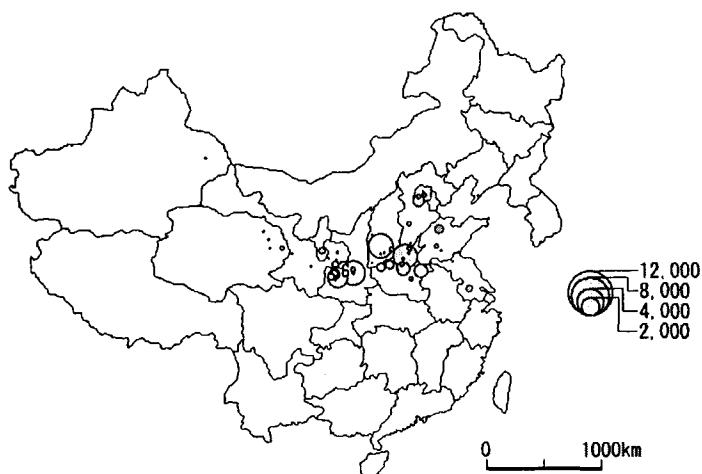
ここで最後に想定されるのは、「(南海) → 東南海沿岸 → 淮夷 → 中原」という経路の可能性である。⁽¹⁸⁾ (図1-E)。これはつとに江上波夫氏が指摘し、木下尚子氏の「(南海) → 東南海沿岸 → 山東半島 → 中原」説とも類似するもので、現に黄河下流域と淮



〔図2〕殷代以前の宝貝・倣貝出土地



〔図3〕殷代の宝貝・倣貝出土地



〔図4〕西周時代の宝貝・倣貝出土地

水下流域に挟まれた領域からは非常に多くの殷周宝貝が出土している。しかも殷周時代の墓葬からは、そもそも宝貝以外の海貝も出土しているが、それらはいずれも東南海産といわれている⁽²⁰⁾。これは、殷周時代に「東南海沿岸→中原」という交易路が存在したことの証左である。すると、殷周宝貝の主たる流入経路としては、やはり「(南海→) 東南海沿岸→淮夷(山東半島も含む)→中原」こそがむしろ妥当ではないか。現に殷周金文には、宝貝を担いで乗船する者の図象記号が散見し(集成1006・集成1838・集成3151)、宝貝の流入経路に水路が含まれていた可能性がある(殷代の東南海の平均海水温は現在よりも高く、海中には珊瑚礁も広がっていたといわれているので⁽²¹⁾、宝貝は現在よりもやや北側の海で採れた可能性もある⁽²²⁾)。そのばあい、孤例の青海省出土宝貝や三星堆遺址出土宝貝は周原地方などを経由して、やはり中原から輸入されたと推測できる⁽²³⁾。また西周金文をみると、そこにも殷周が、淮夷との交渉や戦闘を通じて宝貝を得ていたことがしるされている。

隹（ひ）十又九年、王、庶（すけ）に才（在）り。王姜（たまご）、乍（作）册（冊）畧（畧）に令して夷白（伯）を安んぜしむ。夷白（伯）、畧（冊）に貝・布を賓（おほく）り、王姜（たまご）の休（いた）に揚（たまつ）えて用て文考癸（癸）の寶障器（寶障器）を乍（作）る（作）（隹十又九年、王才庶。王姜令乍册畧安夷白。夷白賓畧貝・布、揚王姜休用乍文考癸寶障器。集成5407、旬139—西周I B⁽²⁴⁾、集成5989と関連）。

隹（ひ）れ王、東夷を伐（つ）。濂公、寧（寧）と史旗（旗）に令して曰（い）く、「師氏と有嗣後或（國）とを以（ひ）いて賈（賈）を裁伐せよ」と。寧（寧）、貝を孚（ふ）る。寧（寧）、用て寧公の寶障彝（寶障彝）を乍（作）る（作）（隹王伐東夷。濂公令寧宋史旗曰、「以師氏眾有嗣後或裁伐賈」。寧孚貝。寧用乍寧公寶障鼎。集成2740）。

叔（叔）に東夷、大いに反す。白懋父、殷の八自（自）を以（ひ）いて東夷を征す。唯れ十又一月、聶（聶）自より遣わされ、遂に東して海眉（海眉）を裁伐す。季（季）に厥（厥）の復歸して牧自（自）に才（在）り。白懋父、王令を承（う）け、自もて遠征して五より鰐（鰐）れる貝を易（賜）う。小臣謙、蔑歴せられ、眾（衆）び貝を易（賜）う。用て寶彝（彝）を乍（作）る（作）（叔東夷大反。白懋父以殷八自征東夷。唯十又一月、遣自聶（聶）自、遂東裁伐海眉。季厥復歸才牧自。白懋父承王令、易自遠征自五鰐貝。小臣謙蔑歴、眾易貝。用乍寶彝。集成4238）。

第一の史料は夷伯(淮夷の長)から作冊畧に宝貝と布が献呈されたこと、第二・第三の史料は寧と白懋父が東夷(=淮夷)を討伐したときに宝貝を得たことをしめすものである。これは、淮夷がもともと宝貝を保有していたことを意味する⁽²⁵⁾。その上、このような「夷」は、西周金文では「貢晦臣」や「貢晦人」とも称され、「貢(あるいは「賤」に作る)」・「貯(貯蔵物の類)」・「進(進入(奴隸の類))」を供出すべき存在とみなされており⁽²⁶⁾、その中の「貢(貴)」は「白(帛)」と「貝」の合文で、絹織物と

宝貝の総称と解釈できる⁽²⁷⁾。するとこれも、淮夷が本来宝貝などを西周に納付すべき存在とされていたことの証左ではないか。ともあれこれより、殷周宝貝はおもに「(南海→)東南海沿岸→淮夷→中原」という経路で輸入されていたと結論づけられる。第三節で述べるように、殷周宝貝は王権の維持に必要不可欠であったので、このように宝貝の流入経路上に位置する淮夷との関係は、殷周王権にとってまさに死活問題であったといえよう。するとここで改めて、金文に散見する殷周王朝の淮夷討伐の意義が問われることになる⁽²⁸⁾。これは從来、銅資源の確保、塩の確保、領土の拡大、生態環境の保護、殷の残党の追捕を目的としたもの等々と解されてきたが⁽²⁹⁾、以上の検討によれば、そこには宝貝の確保という目的もあったと推測されるのである。それでは、このように収集された宝貝は、一体どのような形で流布していたのか。

第二節 殷周宝貝の流布形態——「珏」字考——

甲骨文・金文をみると、宝貝は一般に「珏」単位で流布していたようである。その字釈に関してはつぎの四つの説がある。

第一は「珏=玆」とする説である⁽³⁰⁾。だが後漢・許慎『說文』玆部に

玆は、二玉相合^(あ)して一珏を爲す（玆、二玉相合爲一珏）。

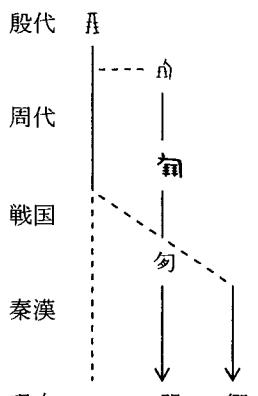
とあるように、「玆」は玉の単位であって、宝貝の単位ではない。しかも「玆」は一般に甲骨文字の「𠀤」にあたるとされるが、「玆」と「𠀤」は字形上明らかに異なる⁽³¹⁾。さらに「𠀤」は宝貝関係の文脈では全く用いられておらず、「玆」と「𠀤」には意味上の違いがあつたと考えられる。

第二は「珏=眞」とする説である⁽³²⁾。たしかに「眞」は、『說文』眞部に

眞は、頸飾なり（眞、頸飾也）。

とあり、貝製の頸飾を意味する。しかし両字は字形上全く合致しない。

第三は「玆=朋」とする説である⁽³³⁾。だが「朋」はそもそも現行の『說文』にみえない字なので、『說文』以前に「朋」字があつたか否かは確定できない。そこで「朋」の構成要素をみると、その祖形はつぎの四字のどれかに相当するとみられる。



〔図5〕「朋」の字形の変遷

(イ) 「月」。甲骨文では月の象形である「 (合集12973⁽³⁴⁾)」を作る。

(ロ) 「舟」。甲骨文で「 (合集16940)」、卜鼓文で「」を作り、本来「 (月)」とは字形が異なる。しかし、たゞれば『説文』系部の「勝」は、小篆では「舟」を構成要素にもつ字とされるが、現在では「月」を要素とする字とみなされてくる。また「朝」は本来「月」に従う字であるが、小篆では「舟」に従う字を作る」とがある⁽³⁵⁾。よって、「月」と「舟」が混同された傾向があつたといえる。

(ハ) 「舟」。甲骨文や「 (合集716正)」に作り、「 (月)」とは字形が異なる。しかし、戦国秦の睡虎地秦簡「為吏之道」

(714) では「」を作る⁽³⁶⁾。また同簡(684)では「舟」を構成要素にもつ「静」を「靜」を作る。よつて秦代以後に両字は混同された可能性がある。

(二) 「肉」。甲骨文で「 (合集21319° 肉の象形⁽³⁷⁾)」に作り、「 (月)」とは字源が異なるが、『説文』の小徐本が「 (月)」と「 (肉)」を区別する一方で、大徐本は「月」と「肉」の両方を「」を作る。よつて、両者の小篆は混同される傾向があつたといえる。

よつて、もし甲骨文に「朋」字の祖形があつたとすれば、それは「」・「」・「」・「」のどれかを構成要素とする字であつたと想定される。つまり「朋」の祖形は、「」とは全く異なるものであつたと考えざるをえない。ところが、甲骨文・金文には、「」・「」・「」が左右に連なつた字はなく、「」に従う「 (合集3246)」は「多」に釈されている。したがつて、「朋」の字源を構成要素の分析から探るには限界がある。

そこで注目すべきが、「」の字釈に関する第四の説、すなわち、必ず「」を後世に伝わらなかつた文字とし、やひに「」と「朋」とする季旭昇氏の新説である⁽³⁸⁾。たしかに、たとえば「朋友」という熟語をみると、それは金文に「」としてみえる。むつとも、「」は一般に「朋友」に釈されているが、金文には「」のヴァリエーションとして「 (集成12012B)」があり、戦国秦の睡虎地秦簡「日書」(413)にも「匁友」とあり、両者はともに「」を構成要素とする同一の字と解される。また、後漢の尹宙碑に「」、潘乾碑に「」

とあり⁽³⁹⁾、そこにも「𠂔」の残滓がみてとれる。よつてこれより、「𠂔→𠂔→𠂔→𠂔→朋」という一連の字形変化が想定されよう。つまり、「朋」の祖形は「𠂔」であったのである。そうすると、「𠂔」と「𠂔」が別字である以上、「朋」と「𠂔」も当然別字であつたことになる。これは、「𠂔=朋」説や「𠂔=朋」説が誤りであつたことを意味する。戦国秦漢時代の出土文字資料には小篆の繁文⁽⁴⁰⁾や省文⁽⁴¹⁾が頻繁にみえるので、おそらくのときには「𠂔」と「𠂔」の混同や、「朋（𠂔）」の繁文化（=朋）が生じたのであろう。つまり、季氏が指摘するように、「𠂔」が「朋」と「朋」を生む一方で、「𠂔」字 자체は戦国時代以降に廃れていったと考えられるのである（図5）。では結局、「𠂔」の意味を明らかにすることは困難なのであらうか。

そこで注目すべきは、「𠂔（朋友）」の語からもわかるように、そもそも「𠂔」が人間同士の繫がりを意味していたことである⁽⁴²⁾。これは、「𠂔」から人偏を除いた「𠂔」も、本来何らかの「繫がり」を意味していたことをしめしている。そのばあい金文には「貝胄（集成2839）」・「貝一具（集成5380）」などの語もみえるので、「𠂔」はそれらと区別されるような特定の形状の「繫がり」であつたと考えられる。そこで甲骨文・金文をみると、一つに繫がれた宝貝を首に担つた人の図象記号である「内（集成1006）」・「𠂔（集成3151）」がみえ、その「繫がり」の形状はまさに「𠂔」と合致する。また『今文尚書』盤庚篇下には「朕（われ）（=殷王盤庚）」は好貨を肩にせず（朕不肩好貨）。

とあり、この「好貨」が宝貝であるとするならば（『説文』貝部「古者貨貝」）、これも「内」の状態をさしたものと解釈できる。つまり本文は、殷王盤庚が貴重な物財たる宝貝を頸部に掛けた宝貝を頸部にかけて独占しないことを民の前で宣誓したものと解されるのである。とすると「𠂔」は、このような頸部に掛けた宝貝の繫がりを意味していたのではないか。現に、鄭州商城や西周琉璃河遺址などからは、頸部に掛けた宝貝の実物が出土している。

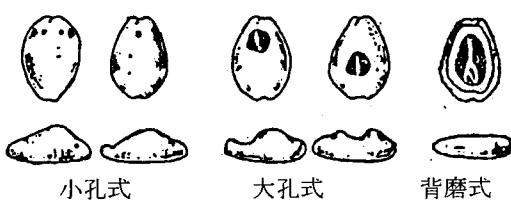
そうすると、最後に問題となるのは「𠂔」に含まれる宝貝の数である。これについては従来、貝一個⁽⁴³⁾・五個⁽⁴²⁾・一〇個⁽⁴³⁾・二〇～二六個⁽⁴⁴⁾・一〇〇個⁽⁴⁵⁾に相当する等々と推測されてきた。しかし、出土宝貝の種類や数量はじつに不規則で、「𠂔」を構成する宝貝の数が固定的であつたとは考えがたい⁽⁴⁶⁾。また宝貝は、既述の「内」・「貝胄」や「貝一具」などとしても賜与されることがあつたが、そのばあいもやはり宝貝の厳密な数量は不間に付されている⁽⁴⁷⁾ことである。よつてこれより、宝貝の厳密な数量自体はさほど重要ではなかつたと考えられる。つまり殷周宝貝は、その数が一、二、三、四個と増えるにつれてその価値も一、二、

四倍と正比例に増えていくような物財として流通していたのではなかつたのである。それにもかかわらず、殷周宝貝がしばしば「丑」単位で数えられているのは、そこに含まれる宝貝の厳密な数量が重要であつたからではなく、あくまでもシンボルとしての集合体である「丑」の数が一定の目安となつていたからではなかろうか。

以上本節では、宝貝の単位である「丑」が頸部に掛けた宝貝の繋がりを意味すること、それを構成する宝貝の数量が非固定的であつたことを論じた。そして宝貝の価値が、その厳密な総数ではなく、あくまでもシンボルとしての「丑」の数にあつた可能性を指摘した。では殷周宝貝は、なぜこのように価値ある物財として認められ、具体的にどのように用いられていたのか。

第三節 殷周宝貝の社会的機能——宝貝の呪術的価値と宝貝賜与形式金文——

殷周宝貝の主たる価値の所在については、従来、①貝殻の美しさにあつたとする説⁽⁴⁷⁾、②経済的交換手段としての有用性にあつたとする説（いわゆる「宝貝＝貨幣」説）、③入手の困難さ（希少性）にあつたとする説⁽⁴⁸⁾、④貝殻の堅さや、それに含まれるカルシウム成分の有用性にあつたとする説⁽⁴⁹⁾、⑤呪術的重要性にあつたとする説が出されてきた。⁽⁵⁰⁾また他にも、とくに西周宝貝については、⑥西周王権がそれを賜与し、代わりに受賜者に高価な青銅器を買わせて差益を得るための道具であつたとする説（＝宝貝自体は安価であつたとする説）などがある。⁽⁵¹⁾まことに、殷周宝貝の大半は背部が故意に削り取られており、その種類を識別する指標でもある背部の色彩が美的対象として重視されていたとは考えにくい（図6⁽⁵²⁾）。また腹部には独特の開口があり、それが美的対象であつた可能性もあるが、殷周宝貝には美的対象と解するだけでは説明困難な側面が多く含まれている（後述）。よつて、まず①には検討の余地がある。つぎに②に関してであるが、これにも疑問がある。前節でのべたごとく、そもそも宝貝の大半は「丑」としてシンボル化することで流布しており、それは厳密な意味での経済的有用性に基づくものではなかつた。また、殷周の人びとは宝貝を死者の口に含めたり、手に握らせて陪葬しており、宝貝にはべつの呪術的な意義があつたと解される。そし



[図6] 宝貝背部の開口

てこのような観点からみると、③・④・⑥もすべて説明が不十分といわざるをえない。しかも③は、宝貝が遠く南海に産する希少財で、かつ殷周王権だけがその収集経路を確保できた点に威信財たる宝貝の価値を求めていたが、そのような南海産の海貝には他にもマクラガイなどがある。さらにその説によれば、南海の海産物すべてが価値物たりえたことになり、宝貝のみが重視された理由を十分には説明できない。④は宝貝のカルシウム成分に着目する説であるが、そもそも殷周時代には宝貝以外にもさまざまな海貝・淡水貝が流布しており、これではなぜ宝貝のみが重視されたのか不明である。⑥も、なぜ賜与物が他の「安価な物」ではなく、宝貝でなければならなかつたのかが論証できていない（そもそも宝貝が青銅器より「安価」であった証拠もなく、そのような比較が可能か否かにも検討の余地がある）。

そこで最後に注目すべきが、宝貝の価値を呪術的重要性に求める⑤である。それは、殷周人が宝貝の腹部を女性性器に見立てることで宝貝を「生命と再生のシンボル」であるとみなし、それが死後の再生を願う呪術的信仰と結びついて、含貝・握貝などの習俗を生んだとする説である。たしかに、こうした習俗は通文化的に存在するので⁽⁵³⁾、殷周時代もそうであつた可能性が高い。現に、殷周宝貝の腹部のほとんどは無傷で残っている。殷周土器などにみえるいわゆる貝紋^(ばくもん)も、宝貝の腹部の形を強調したものである（ただし、含貝・握貝の対象には宝貝以外の海貝が選ばれることもある⁽⁵⁴⁾。また含貝・握貝に先行する習俗として含玉・握玉があり⁽⁵⁵⁾、その玉の形状は女性性器と異なる。よって含貝・握貝の慣行自体は、宝貝の形状から「宝貝＝生命と再生のシンボル」とみなす慣行と、それとはべつに発生した含玉・握玉の慣行が、後に習合して生まれたものと考えられる）。

では、このような原義を有する殷周宝貝は、具体的にどのように用いられたのか。そこで検討すべきが、いわゆる宝貝賜与形式金文である⁽⁵⁶⁾。宝貝賜与形式金文とは、上位者からの宝貝の賜与を記念して下位者（受賜者）の作つた青銅器の銘文のことである、宝貝に關係する金文の95%以上を占め、付表2によるとつぎのような特徴がある（これは、いわゆる偽器の可能性が低い1～19、46～89、132～151、164を中心とした特徴で、結果的に残りの事例とも矛盾しない）。

- I. 宝貝賜与形式金文は、ほとんどが授者・受者・授与動詞・宝貝・作器記事の五項目を含み、統一的な書式に則つて起草されたことを窺わせる。授者が誰（王や諸侯）であるかに関わらずあることから、この書式は殷周王朝の附属者に共有されていたと考えられる。ただし、宝貝賜与形式金文の文章構造をみると、A. 「賜与者十賜与動詞十貝十于十賜与者十作器」、B. 「受賜者十賜与動詞十貝十于十賜与者十作器」、C. 「休十賜与者十賜与動詞十貝十受賜者十作器」

という二つの構文があり、Aが大半を占め、残りのほとんどはBである。その原因は不明だが、Bは一例（集成5956）を除き、王以外の者による宝貝賜与の金文にみられるので、あるいはここに銘文起草主体の違いがあらわれているのかかもしれない。

II. 林巳奈夫氏の編年に従つたばあい、ほとんどが殷後期III～西周II Bに作られたものとなる。

III. 賜与者の大半は「王」である。

IV. 賜与を意味する動詞のほとんどは「易（錫）」・「賞」である。

V. 金文のほとんどが「父」のための青銅器（とくに大半が「（寶） 隱彝」）に鑄込まれている⁽⁵⁷⁾

VI. 「父」の名のほとんどが十干名である⁽⁵⁸⁾

VII. 宝貝とともに臣妾・羊・酒・青銅器・玉器・衣服・布帛・田などが賜与される例もある。

VIII. 図象記号の大半は「彝」・「亞」・「龜」・「冊」を含む⁽⁵⁹⁾

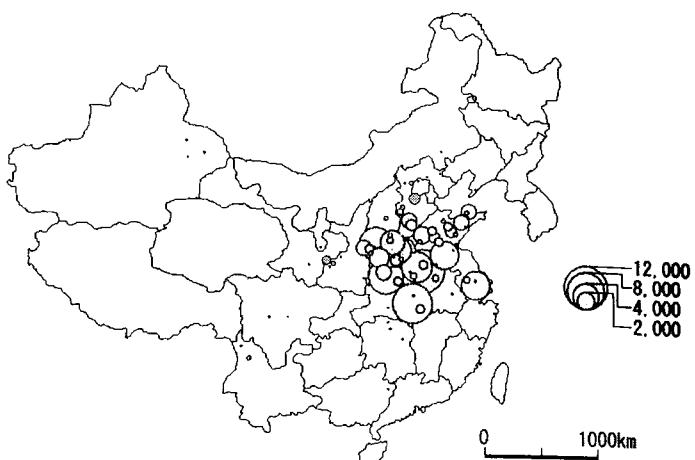
殷周宝貝は基本的に支配者層の墓葬で出土するので（付表1）、宝貝のあり方はまさに支配者層の宝貝賜与形式金文にこそ見出されると思われる。そこでその内容をみると、少なくとも西周前期以降の宝貝は、賜与者と受賜者のヴァリエーションが豊富で、一般に王権と服属諸氏族、もしくは服属諸氏族とその配下の贈与物としての役割を幅広く担つていたと考えられる。そしてそのような宝貝の賜与が行われると、受賜者はそれにおうじて、原則的に祖先祭祀用の青銅器を作つている（付表2）。そのプロセスについては、宝貝で青銅器を買つたとする説（いわゆる「宝貝＝貨幣」説）と、宝貝賜与を記念して青銅器を作つたとする説がある⁽⁶⁰⁾。しかし既述のとく、「宝貝＝貨幣」とは考えられない。また、賜与された「彝」の数と、その金文のある青銅器の規格も、必ずしも正比例には対応していない。しかも宝貝賜与形式金文では、宝貝とともに青銅器などを賜与する例（付表2の82）があるが、王などから直接授かれた青銅器をわざわざ売却して新しい青銅器を購入するというのも不自然である（しかもこの説によると、作器がいわゆる王室工房で行われたばあい⁽⁶¹⁾、賜与物は結局王室に回収されることになるので、王による賜与行為自体が無意味となる）。よって、前者の「宝貝＝貨幣」説には従いがたい。しからば宝貝は、やはりそれ 자체が「生命と再生のシンボル」としての価値を有し、それゆえに受賜者は賜与にこたえて祖先祭祀用の青銅器を作り、その恩恵を受賜者の祖先にまで及ぼそうとしたのではないか。これは、宝貝賜与形式金文に「某（授者）の休^{（たまぢ）}を對揚し⁽⁶²⁾、某器を作る」

などの表現がみえることからも裏づけられる。つまり、宝貝は受賜者一族の繁栄を象徴する役割を担つており、それによつて賜与者（王など）と受賜者（王朝中枢官や諸氏族）の紐帯を強化する役割を担つていたのである。

以上本節では、殷周宝貝が「生命と再生のシンボル」として支配者間の贈与交換に用いられていたことを論じた。また、宝貝賜与形式金文を収集・分類し、そのような宝貝を媒介とする贈与交換の実態について検討した。そこで改めて甲骨文・金文をみると、宝貝は基本的に「取貝六百（侯¹⁷⁽⁶³⁾）」・「陟貝（合集11428）」「俘貝（集成2740）」の¹⁸とく未加工の状態で収集され、「¹⁹」として再分配された¹⁹とくである（宝貝の中には未加工のまま賜与された例もあるので、宝貝の加工自体に欠くべからざる重要な意義があつたとは限らないが、殷周が宝貝を「¹⁹」として賜与することが多かつたことも事実である。よつて、当時の人びとが「¹⁹」を重んじる傾向にあつたことは疑いえない）。つまり殷周宝貝は、「（南海→）東南海沿岸→淮夷→中原」という経路をつたつて収集され、おもに「²⁰（頸部にかけた宝貝の繋がり）」として服属諸氏族などに再分配されたのであり、殷周王権はこれによつて服属諸氏族との結合関係を効果的に強めることができたのである。

第四節 殷周宝貝文化の拡散——宝貝賜与形式金文と冊命形式金文——

では、このような殷周宝貝文化は、時代が下るにつれてどのように変化したのか。ここで注意すべきは、そもそもこのようないい宝貝文化が殷代に急成長したという事実である。これは、中原における宝貝文化の主たる担い手が「殷系人（殷王族やその親族、あるいは殷王族と友好的もしくは統属的な結合関係を有する人びと）」であったことを意味する。すると、このような宝貝文化は、殷が勢力を拡大し、「殷系人」が地方に拡散するにつれて、各地に広まつていつた可能性が高い。そのばあい、宝貝は殷の支配者層が独占していたので、そのような宝貝文化の拡大は支配者層の意向に沿つて行われていたと考えられる。たとえば、盤龍城などの南方殷系遺址では宝貝が出土していないが、これは殷王権による当地への宝貝賜与が行われなかつたからであろう。その一証として、当地出土の殷系青銅器の中には宝貝賜与形式金文が一つもない。これより、長江中流域に宝貝が広く伝播したのは、その辺りで宝貝の出土がみられる西周中期後半以降のことであつたと推測される（付表1、図7）。



〔図7〕春秋戦国時代の宝貝・倣貝出土地

ところがその反面、西周中期後半（いわゆる西周II B）以降になると宝貝賜与形式金文は大きく減少する。宝貝の陪葬慣行がそれ以降も残存し続けている以上、これは、宝貝文化自体が消滅したり、宝貝の入手が急遽困難になるなどの物理的因素によるものではなく、それとはべつの要因によるものであつたと想定される。しかも、このような宝貝賜与の儀礼は、西周王権と服属諸氏族のあいだで交わされた金文だけではなく、服属諸氏族とその配下のあいだで交わされた金文にもみえなくなる。よつてこれは、西周主導の全国的な現象であつたと考えねばならない。そこで改めて当該金文の特徴（とくにV・VI・VIII）をみると、それも基本的には、もともと“殷系人”に関わるものであつたとみられる。すると、当該金文の急激な減少の背景には、“殷系人”が賜与対象に意図的に選ばれなくなった可能性と、宝貝以外の物財の賜与を重視するような儀礼上の変化があつた可能性の二つが想定されよう。

そこでまず前者の可能性を確認すると、賜与者の大半は周王であつたので（IV）、“殷系人”はこの頃から西周王権との関係を弱めていったことになる。これに連して白川静氏は、ちょうどこの頃に殷以来の神權政治を反映する「乍册」系の諸官が衰退し、代わりに「史」が台頭したとのべている⁽⁶⁴⁾。これは、西周王権の中核から“殷系人”的一部が離脱した可能性を強く裏づける。一方、後者の可能性（II 儀礼上の変化）については、西周中期後半以降に宝貝賜与形式金文が減少する一方で、西周II B以降にいわゆる冊命形式金文（後述）が急増したことが知られる⁽⁶⁵⁾。もつとも先学の一部は、このような「宝貝賜与形式金文から冊命形式金文への変化」を、たんに「軍功に対する恩賞から職事任命に対する恩賞への変化」と解するにとどまつてゐるようである。しかし実際には、前者のすべてが軍功報賞に関係しているわけではない（付表2）。また、前者は賜与物が宝貝であることを基準に分類された金文、後者は冊命儀礼の有無を基準に分類された金文で、そもそも両者の分類基準は異なつてゐる。よつて論理上は「宝貝賜与

冊命形式金文」もありうるはずであり、史料161はまさにその実例と解される（付表2）。しかし、冊命儀礼では宝貝がほとんど賜与されないことも事実である。では、冊命儀礼で宝貝以外のものが積極的に賜与されたのはなぜか。そこで改めて武者章氏による冊命形式金文の定義を確認すると、それは三つに分類される。⁽⁶⁶⁾

第一類 「冊令」・「冊命」・「冊」字を有する金文

第二類 冊命金文第一類に共通する内容・表現を有し、かつ職事に言及する金文

第三類 冊命金文第一類に共通する内容・表現を有し、かつ職事に言及しない金文

ただし、第二類・第三類における「冊命金文第一類に共通する内容・表現」の基準はやや曖昧で、それを冊命儀礼の金文とみるか否かには異説もある⁽⁶⁷⁾。そのため吉本道雅氏は、とりあえず第一類のみを基準として冊命儀礼を復元した上で、その賜与物が衣・市・黃・鳥・戈・攸勒・旂などであること、そしてそれらが賜与対象者の職事と対応関係にあることを指摘している⁽⁶⁸⁾。これによると、西周中期後半以降の賜与物は、対象者の拝命した各職事をはつきりと象徴するようなものへと編制されていくことになる。しかばなこれは、賜与物の弁別を通じて職事の区分を明確にしようとする西周王権の意志をもしめしているといえよう。現に松井嘉徳氏によれば、冊命形式金文の定式化以降、職掌を具体的に指示する「□辭」⁽⁶⁹⁾という表現の一般化や「辭□」⁽⁷⁰⁾という職名の定着が起こり、職事の配分がさかんに行われるようになつたという⁽⁷¹⁾。もつとも、そのような各職事はまだ固定的な職掌を伴つておらず、基本的には冊命時に隨時その権限が決定されるようなものであつたが⁽⁷²⁾。これは逆にいえば、だからこそ冊命時に各職事を象徴する物を賜与し、職事の分化を図つていたとも解釈できるのである。冊命形式金文の中には職事への言及がないものもあるが、これも、賜与物の種類から、与えられた職事の内容を受賜者が容易に認識できたことによる省略であろう。現に被冊命者の中には、冊命形式金文内に職事叙任の記載がないにもかかわらず、実際には職事を有していた者もいたことが知られている⁽⁷³⁾。つまり冊命形式金文とは、西周王朝が『殷系人』を中心とする神聖政治の体制から脱却し、西周独自の政治を行うための職事の編制と分化を推進する装置であり、かつ被冊命者自身が特定の権益を譲渡・配分されたことを提示・顕揚するための装置でもあつたと考えられるのである。すると、冊命儀礼に宝貝賜与が伴わない理由は、それが基本的に『殷系人』への賜与ではないからであるとともに、宝貝の「生命と再生のシンボル」という抽象的な性質が冊命による職事の分化にも結びつきにくいものであつたからであろう⁽⁷⁴⁾。これより、宝貝賜与形式金文の減少は、このような西周中期後半にお

ける政治形態と国家儀礼の両者の変化によるものであつたと結論づけられる。

第五節 殷周宝貝文化の「記憶」

前節では、殷周宝貝文化と宝貝賜与形式金文の関係について検討し、西周中期後半における政治形態と国家儀礼の変化こそが宝貝賜与形式金文の減少をもたらしたと論じた。ところがその一方で、宝貝を陪葬する慣行自体は、その後も各地に残存し続けた。そしてそれは、しばしば倣貝^{ブリカ}の陪葬という形をとり、各地に伝播していった（図7）。これは、宝貝賜与形式金文の廃止によつて西周王権が宝貝を積極的に収集しなくなつた結果、中原にのみ宝貝が集積されることがなくなり、さらに旧来の宝貝文化に属する「殷系人」の一部が権威を失つて各地に分散していくことを意味する。つまりこれ以降、西周王権による宝貝の「収集—再分配」という太い物流は解体し、宝貝は各地でそれぞれ収集されるようになつたのである。その実例として、たとえば春秋以降の楚では、殷周宝貝文化の保持者的一部が集まり、再び新たな宝貝文化を開花させている。このように楚で宝貝文化が根づいた理由はまだ不明であるが、殷室に仕えていたト官の一部が楚の公室に流れ込んだとする松丸道雄氏の推論によれば⁽⁷³⁾、あるいはそのような祖先祭祀の媒介たる宝貝文化も、それに伴つて楚に流入したのかもしれない（ただしそれにもかかわらず、楚などで宝貝賜与形式金文が復活することはなかつた。それは、各地の支配者層がかつてほど宝貝を権威の要と^{かなめ}は考へていなかつたこと、そしてそのような宝貝賜与に依存しない支配のあり方を見出していくことを物語る）。

では、このような殷周宝貝文化の「記憶」は、その後どのように伝達され、「宝貝＝貨幣」とする認識を生んだのか。そもそも殷周時代の宝貝が貴重な価値物として受容されていたことは周知の事実であり、これまでにも繰り返しのべてきたところである。ただしそれは「生命と再生のシンボル」として、受賜者一族の繁栄のために贈与交換され、必ずしも現代貨幣と同じような性格を有していたわけではなかつた。現に次章で論ずるように、春秋以前にいわゆる売買行為を意味する「賣る」・「買う」の語はなく、殷周時代に貨幣経済が発展していたとみるのは困難である。また現代貨幣は、究極的には「他者がそれを受け取るから自分もそれを受け取る」という期待に基づいて流通するものであるが、既述のごとく、殷周宝貝はそのような経済的

通手段としての側面よりも、むしろ呪術的な側面にこそ主たる存在意義があつたと考えられる。たとえば、宝貝賜与形式金文の中には地名を冠する宝貝が出てくるが（付表2の3・6・8・9・26・28・30・101・108・140）、これは宝貝が本来どこの「生命と再生のシンボル」であつたのかが重視されていたことを意味する⁽⁴⁾。これは、基本的に地縁性の希薄な現代貨幣との大きな違いである。これより、「宝貝＝貨幣」とする後世の認識は、必ずしも殷周宝貝文化のあり方を正確に伝えたものではないと考えられる。つまり宝貝を贈与物として重んじる殷周時代の「記憶」は、形を変えて後世に継承されたのである⁽⁵⁾。

そこで注目すべきは、次章以下で検討するように、戦国時代に錢・黃金・布帛を中心とする貨幣經濟が急速に各地で展開したという点である。しかもそのさいに錢などは、それ自体の物質的な使用価値や呪術的性質などによるよりも、むしろ基本的には国家による強制と、「他者がそれを受け取るから自分もそれを受け取る」という機制に基づいて流通していた。『漢書』卷

二四 食貨志上には

洪範八政に、「一に曰く食、二に曰く貨」と。食は農殖嘉穀の食すべきの物を謂い、貨は布帛の衣るべきもの及び金刀龜貝の財を分かち利を布きて有無を通ずる所以の者を謂うなり。二は生民の本にして、神農の世より興る（洪範八政、「一曰食、二曰」）。所謂農殖嘉穀可食之物、貨謂布帛可衣及金刀龜貝所以分財布利通有無者也。二者生民之本、興自神農之世）。

とある。とすると、「宝貝＝貨幣」とする「記憶」は、貨幣經濟の常識の中で生きる人びとが「古の宝貝＝（贈与物として）貴重なもの」という認識と、「貴重なもの＝貨」という認識、そして「貨＝財を分かち利を布きて有無を通ずる所以の者」という認識を混^{ブリコラージュ}交した結果⁽⁶⁾、新たに創造されたものではないか。現に前掲食貨志上をみると、まさしく漢代の班固が自らの認識^{フイ}ル組みを通して『今文尚書』洪範篇を拡大解釈し、そこから「宝貝＝貨＝財を分かち利を布きて有無を通ぜし所以の者」という「記憶」を補強していることがわかる。

では、このような「宝貝＝貨幣」とする「記憶」自体は、いつごろから形成されたのか。これについて佐原康夫氏は、それを漢代以降のことと推測している⁽⁷⁾。しかし次章以下で検討するように、貨幣經濟の展開は戦国時代に遡るので、そのような「記憶」もまた、戦国時代にすでに萌芽していた可能性がある。そこで戦国秦の睡虎地秦簡をみると

凡そ入月の五日、月不盡の五日には、以て室を筑（築）くも居せず、羊牢・馬廄を爲るも亦た居せず、以て垣宇を用いて貨貝を開^まれ（凡入月五日、月不盡五日、以筑室不居。爲羊牢・馬廄亦弗居、以用垣宇閉貨貝。「日書」甲種室忌篇第一〇三正毫簡）。

●吏に五失有り。……五に、士を賤みて貨貝を貴ぶを曰う（●吏有五失。……五曰賤士而貴貨貝。「為吏之道」第一三貳／第一八貳簡）。
 とあり、「貨貝」の語がみえる。これは一見すると「貨財」に読み替えるべきもののことであるが、睡虎地秦簡には別に「貨財」を意味する「貨材」の語がある。よつて本句は、そのまま「貨貝」と読むべきで、宝貝を高価な物財とする当時の認識をしめたものと解される。ところが実際には、戦国秦において宝貝はほとんど流通していなかつた。これは、「貨貝」の語が必ずしも当時の現実を反映しておらず、あくまでも物財一般の象徴とみなされていたことを意味する。つまり宝貝は、このときすでに殷周以来の呪術性・神聖性といった脈絡から切り離され、貨幣経済における物財一般の象徴となつていたのである。そして戦国時代以降の人びとは、このようにして生み出された「宝貝＝物財一般の象徴＝貨幣」という認識に基づいて殷周宝貝文化を再解釈し、それを貨幣誕生の記録として「記憶」化したのである。

おわりに

以上本章では、殷周宝貝文化の実態について検討し、その「記憶」が形を変えて戦国時代に伝達され、新たに「宝貝＝貨幣」という認識を生み出したことを論じた。すなわち殷周王権は、そもそも「（南海）→東南海沿岸→淮夷→中原」という経路で宝貝を収集し、「玆（頸部にかけた宝貝の繋がり）」の形で服属諸氏族に再分配して、彼らとの結びつきを維持していた。その内実をしめすのが、いわゆる宝貝賜与形式金文である。それによると、「生命と再生のシンボル」たる宝貝を賜与して、受賜者一族の繁栄を顕揚するという贈与慣行は、とくに“殷系人”に信奉されたようである。これに対して西周では中期後半以降、殷以来の神權政治からようやく脱却し、冊命儀礼による職事の分配に基づく周人独自の政治が積極的に目指されるようになった。その結果、從来神聖政治を担ってきた“殷系人”は退けられ、彼らを西周王権に結びつけるための宝貝賜与も行われなくなつた。そしてその代わりに、冊命儀礼に沿つた宝貝以外の物財の賜与が行われるようになつた。これが宝貝賜与形式金文の急激な減少をもたらした。しかし宝貝文化 자체は、宝貝賜与形式金文の消滅後も各地で残存した。さらに“殷系人”的地方分散化に伴い、宝貝文化も各地に伝播していく。とくに楚などでは全く新たな独自の宝貝文化が花開いた。そして「宝貝＝貴重品」

じゆる「記憶」は、形を変えて後世にも伝達され、新たに「殷周宝貝＝貨幣」という認識を生み出すに至ったのである。それでは結局、中国古代貨幣經濟史はどういかのよつて展開したのであらうか。次章ではこの問題について検討する。

-
- (1) 「記憶」の語は、ノラ・P. 編（谷川稔監訳）『記憶の場——フランス国民意識の文化＝社会史』（岩波書店、11001～110011年）。その含意については後掲注75参照。
- (2) 謝世平「**三字考**」（『甲骨学研究』一九八七年第一輯）は、「**鬯**」がむしゅん貝類全体（現在の貝や蚌など）をさす語で、その意味は宝貝に限定されないとする。しかし、たとえば「**買車軒**」（集成7048）は「**匱**（買）」である、「**鬯**」を「**匱**」に作る。よって「**鬯**」はむしより宝貝の象形字と解される。
- (3) 「殷周宝貝＝貨幣」説とその先行研究に関しては本稿序章注10参照。ちなみに筆者は、旧稿において、「殷周宝貝＝非貨幣」とする陳旭「商代使用貨幣弁析」（同『夏商文化論集』科学出版社、11000年）を、あたかも「殷周宝貝＝貨幣」とする論稿であるかのように引用してしまったが、これは完全な誤りである。この場をかりて陳旭氏をはじめ関係者の皆様に深くお詫び申上げる。
- (4) 佐原康夫「**貝貨小考**」（『奈良女子大学文学部研究年報』第四五号、11001年）、Li, Y. (2003) On the Function of Cowries in Shang and Western Zhou China, *Journal of East Asian Archaeology*, vol.5, no.1-4, pp.1-26' 高澤知之『中国銅錢の世界——錢貨からの経済史——』（思文閣出版、11007年）。
- (5) ポーリー・K.（吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳）『大転換——市場社会の形成と崩壊——』（東洋経済新報社、一九七五年）、ポーリー・K.（玉野井芳郎・平野健一郎編訳、石井溥・木畑洋一・長尾史郎・吉沢英成訳）『経済の文明史』（筑摩書房、110011年）など。
- (6) 岡村秀典『中国古代王權と祭祀』（学生社、11005年）。ただし Granovetter, M. (1985) Economic Action and Social Structure: The Problem of Embeddedness, *American Journal of Sociology*, vol.91, no.3, pp.481-580 が指摘するように、現代でも経済は社会から完全には離床していない。また現代経済学の仮構する経済合理的人間像に対しても、経済学の中やわべ、セバ・A.（大庭健・川本隆史訳）『合理的な愚か者——経済学＝倫理学的探求』（勁草書房、一九八九年）が揶揄して以降、行動経済学者や神経経済学者などの批判がある。これらの認識をふまえ、本章で述べた殷周經濟が社会にどのように埋め込まれていたのかに注目する。
- (7) 鍾柏生「**史語所藏殷墟海貝及其相關問題初探**」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』第六四本第三分、一九九三年）によると、殷墟出土宝貝にはホンダカ（C.tigris）・クチグロキヌタ（C.onyx）・ヤクシマダカ（C.arabica）・シマムラサキメダカラ（C.fimbriata）・ナシメダカラモニキ（C.cerones）・ベジュキダカ（C.erosa）などあるが、やはりキロダカラ・ハナムラダカラの出土数が傑出している。なお宝貝以外の貝類に関

しては、甲元真之「新石器時代の貝の採取活動」（同『中国新石器時代の生業と文化』中国書店、二〇〇一年）。

(8) 宝貝の現棲息地については、Lorenz, F. & Hubert, A. (2000) *A guide to worldwide cowries (2nd)*, Hackenheim: Conchbooks^o

(9) 郭沫若『郭沫若全集 歴史編第一卷 十批判書』（人民出版社、一九八二年）、王育銓「中国古代貨幣の起源和發展」（『王毓銓史論集』上冊、中華書局、二〇〇五年）など。

(10) 劉聰「香港大湾出土商代牙璋串飾初論」（『文物』一九九四年第一二期）。

(11) 先秦時代の南海考古に関しては、肖一亭『先秦時期的南海島民——海沙丘遺址研究』（文物出版社、一〇〇四年）も参照。

(12) 江西省博物館・江西省文物考古研究所・新干県博物館『新干商代大墓』（文物出版社、一九九七年）、湖北省文物考古研究所編著『盤龍城 一九六三—一九九四年考古發掘報告』（文物出版社、一〇〇一年）。

(13) 渡辺芳郎「中國新石器時代タカラガイ考」（『生產と流通の考古学』横山浩一先生退官記念事業会、一九八九年）は新石器時代の宝貝が雲南経由で流入した可能性に言及。また葉大槐「南叢路使用貝幣的浅見」（『西南金融』一九九三年第九期）などは三星堆出土宝貝が雲南経由で流入したとする。

(14) 彭柯・朱岩石「中国古代所用海貝來源新探」（『考古学集刊』第一二集、一九九九年）。

(15) 楊寿川編著『貝幣研究』（雲南大学出版社、一九九七年）参照。

(16) 中国社会科学院考古研究所『殷墟の発現和研究』（科学出版社、一九九四年）。

(17) 平尾良光編『古代東アジア青銅の流通』（鶴山堂、一〇〇一年）は、殷代中期に三星堆付近の鉛が盤龍城などを経由し殷に流入したとする。このとき殷から三星堆に宝貝が流入した可能性もあるが、盤龍城付近で宝貝が出土していない以上、やはりこの交易路は、「宝貝の道」ではなかったと考えられる。しかも平尾氏によれば、三星堆の鉛原料は殷墟二期以降に中原から消え去ったが、これは殷末以降の宝貝文化の拡大とは正反対である。

(18) 江上波夫「東アジアにおける子安貝の流傳」（『江上波夫文化史論集2 東アジア文明の源流』山川出版社、一九九九年）、渡辺注13前掲論文、近藤喬一「商代宝貝の研究」（『アジアの歴史と文化』第二輯、一九九五年）。ただし近藤氏は他説の可能性にも言及しており、やや曖昧である。

(19) 木下尚子「古代中国からみた琉球列島のタカラガイ」（『世界に拓く沖縄研究』第四回「沖縄研究国際シンポジウム」実行委員会、一〇〇一年）。木下氏は殷周宝貝と沖縄との関係にも言及する。

(20) 木下尚子「東アジアの貝珠文化」（後藤直・茂木雅博編『東アジアと日本の考古学III』同成社、二〇〇三年）。

(21) 何業恒「近五千年来華南氣候冷暖的變遷」（『中國歷史地理論叢』第一輯、一九九九年）。

(22) 渡辺注13前掲論文。なお鄭家相「古代的貝貨」（『文物』第三期、一九五九年）、彭信威『中国貨幣史（第二版）』（上海人民出版社、一九六五年）、鍾注7前掲論文は殷周宝貝を東海産とするが、生物学的・海洋学的・貝類学的にそこまでいえるかどうかは疑問である。

- (23) 新石器時代の黄河上流域の宝貝が中原から運ばれたことは渡辺注13前掲論文、三星堆出土宝貝が中原から運ばれたことは劉世旭「『南方叢綱路』出土海貝与貝幣浅論」(『中國錢幣』一九九五年第一期)も参照。
- (24) 林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究 殷周青銅器綜覽1』(吉川弘文館、一九八四年)。
- (25) 『周礼』春官宗伯疏引『尚書大伝』に「散宜生：之江淮之浦取大貝如車渠是也」とあるが、これも長江—淮水間(淮夷の勢力範囲)で殷周宝貝が入手されていたことを背景とする伝承か。一方、「呂行盡」(集成689)によると、宝貝は北伐でも得られたことであるが、拓本をみると本銘の「貝」字は通常と大きく異なり、別字の可能性も否めない。また本文をみても、白懋父がどこを起点に北伐したのかが不明で、しかもその討伐対象が北東の山東半島付近であつたばあい、それは淮夷の範囲に入ることになり、私見と矛盾しない。
- (26) 「師寰簋」(集成314、簋377—西周III B)、「莘白段」(集成431)、「兮甲盤」(集成10174、盤74—西周III B) 参照。
- (27) 「貞」に関しては、他にも帛と同義とする説や、『書』禹貢篇の「織貝(織物の一種)」とする白川静『字統』(平凡社、一九九四年)の説などがあるが、「乙未鼎」(集成2425)に「帛」、「舍父鼎」(集成2629)・「九年衛鼎」(集成2831)・「相侯段」(集成4136)に「帛金」とあり、金文には別途「帛」がみえるので、「貞=帛」説には問題がある。また白川説も伝世文献による推論にすぎない(しかも正義によると「織」と「貝」は二語に分けるべきものである)。
- (28) その時期には諸説ある。落合淳思『殷王世系研究』(立命館東洋史学会、一〇〇〇一年) 参照。
- (29) 青銅器原料の産地には、①淮夷産出説以外にも、②南方産出説、③中原産出説、④四川産出説があり、これらが併存していた可能性もある。
- (30) 王國維「說玆朋」(同『觀堂集林』卷三、一九二一年)など。
- (31) 島邦男編『殷墟卜辭綜類』(星文社、一九六七年)。
- (32) 徐中舒編『甲骨文字典』(四川辞書出版社、一九八八年)など。
- (33) 胡厚宣編『甲骨文合集叢文』(中国社会科学出版社、一九九九年)。
- (34) 胡注33前掲書。
- (35) 裴錫圭『文字学概要』(中華書局、一九九四年)。
- (36) 《雲夢睡虎地秦墓》編写組『雲夢睡虎地秦墓』(文物出版社、一九八一年)。
- (37) 白川静『白川静著作集別巻 說文新義』(平凡社、一〇〇一～一〇〇三年)。
- (38) 季旭昇『說文新証』上冊(藝文印書館、一〇〇二年)。筆者は旧稿で、季旭昇氏の論考の存在を知らずに、「𠙴=朋」説をあたかも筆者の創見であるかのように議論してしまったが、その後、東京大学人文社会系研究科准教授の大西克也氏から、それがじつは季氏の創見であることを御示教いた

- (39) 永田英正編『漢代石刻集成』(同朋舎出版、一九九四年)。
- (40) 西周金文の「朋友」には、親族とする説とそれ以外も含むとする説がある。池澤優「西周春秋時代の孝と祖先崇拜」(同『「孝」思想の宗教学的研究 古代中国における祖先崇拜の思想的発展』東京大学出版社、二〇〇二年)参照。
- (41) 『易』損卦六五・崔憬注、『漢書』卷二四食貨志下王莽即位年条・顏師古注。
- (42) 『詩』小雅・菁菁者莪・鄭箋。
- (43) 王注30前掲論文、蕭清『中国古代貨幣史』(人民出版社、一九八四年)、楊升南『商代經濟史』(貴州人民出版社、一九九二年)。なお近藤喬一「西周時代宝貝の研究」(『アジアの歴史と文化』第三輯、一九九八年)は、「丑」の宝貝数が時代ごとに変化した可能性に言及。
- (44) 江上注18前掲論文。
- (45) 唐蘭『西周青銅器銘文分代史徵』(中華書局、一九八六年)。
- (46) 喬志敏『貝』『朋』新論』(『中原文物』一九八八年第二期)。
- (47) 戴志強「安陽殷墟出土貝化初探」(『戴志強錢幣學文集』中華書局、二〇〇六年)は小孔式を装飾品とし、孔の拡大とともに貨幣化が進んだとする。
- (48) 古代宝貝全般を装飾品と解するものに柳田国男「海上の道」(『柳田国男全集1』筑摩書房、一九八九年)。
- (49) 郭沫若『郭沫若全集 考古編第七・八卷 西周金文辞大系』(科学出版社、二〇〇一年)、本田貴彦「殷代の金文について」(『立命館史学』第一三号、二〇〇二年)。また佐原注4前掲論文は、希少性と呪術性の両者に注目。
- (50) 原宗子「古代中国の貝」(『流通経済大学創立三十周年記念論文集』経済学部篇、一九九六年)。
- (51) アンダーソン、J. G. (松崎寿和訳)『黄土地帯—北支那の自然科學とその文化』(座右宝刊行会、一九四三年)、高去尋「殷礼的含貝握貝」(『中央研究院院刊 慶祝朱家驛先生六十歳論文集』第一輯、一九五四年)、近藤注18前掲論文など。高氏・近藤氏はとくに宝貝の呪術性と含貝を関連現象とする。また関野雄「先秦貨幣雜考」(同『中国考古学論叢』同成社、二〇〇五年)は、貨幣性・装飾性・呪術性(とくに後二者)に、天野元之助『中国社会經濟史 殷・周之部』(開明書院、一九七九年)は装飾性・呪術性に、それぞれ宝貝の主たる価値の所在を求めているようであるが、その論述は曖昧である。
- (51) 落合淳思「金文の賜与物と王權」(『東亞文史論叢』二〇〇六年特集号)。

(52) 戴注 47 前掲論文。戴氏は孔の開き方を時代差によるものとするが、付表 1 によると、そのような規則性は見出せない。

(53) アンダーソン注 50 前掲書。

(54) 甲元注 7 前掲論文。

(55) 近藤注 18 前掲論文。

(56) 『貝塚茂樹著作集第三巻 殷周古代史の再構成』(中央公論社、一九七七年)。

(57) 「父」が実父か否かには諸説ある。落合注 28 前掲書参照。

(58) 殷系文化の特徴の一つである十干名に関しては諸説ある。落合注 28 前掲書参照。

(59) 「斐」・「亞」は殷系、「奄」・「匄」はかつて殷を支持していた勢力の図象記号とされる。甲元真之『東北アジアの青銅器文化と社会』(同成社、二〇〇六年) 参照。「冊」は作冊の職事を授かった者の図象記号か。尹盛平主編『西周微氏家族青銅器群研究』(文物出版社、一九九一年) 参照。

(60) 江上注 18 前掲論文。

(61) 王室工房については、松丸道雄「西周青銅器製作の背景——周金文研究・序章——」(同編『西周青銅器とその国家』東京大学出版会、一九八〇年)。

(62) 年)

(63) 「對某休」とは、「某休」のことを彝器に記録する意。伊藤道治「西周金文とは何か」(同『中国古代国家の支配構造——西周封建制度と金文——』中央公論社、一九八七年) 参照。

(64) 董作賓「安陽侯家莊出土之甲骨文字」(『田野考古学報』第一冊、一九三六年)。

(65) 白川静「作冊考」(『白川静著作集別巻 甲骨金文学論叢「上」』平凡社、二〇〇八年)

(66) 冊命形式金文は官職車馬衣服賜与策命形式金文とも称され、貝塚注 56 前掲書以来の分類である。

(67) 武者章「西周冊命金文分類の試み」(松丸道雄編『西周青銅器とその国家』東京大学出版会、一九八〇年)

(68) 冊命形式金文に関する諸説は、岡本真則「冊命形式金文に見る周王と服属諸氏族の結合原理」(『史觀』第一四四冊、一〇〇一年) 参照。

(69) 吉本道雅「西周後半期の周王朝——冊命金文の分析——」(同『中国先秦史の研究』京都大学学術出版会、一〇〇五年)。

(70) 松井嘉徳「『王家』と宰」(同『周代国制の研究』汲古書院、一〇〇一年)。

(71) 吉本注 68 前掲論文・松井注 69 前掲論文。

(72) 武者章「三式癪鐘銘より見た西周中期社会の一動向」(『中国の歴史と民俗』第一書房、一九九一年)。

宝貝賜与が職事の分化にそぐわない点は、佐藤信弥「会同型儀礼から冊命儀礼へ——儀礼の参加者と賜与品を中心として見る——」(『中国古代史

論叢』四集、一〇〇七年）も指摘。

(73) 「シンポジウムペネルディスカッショ」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第二号、一〇〇一年）。

(74) 貝塚茂樹、「殷末周初の東方経略に就いて——特に山東省寿張県出土の銅器銘文を通じて」（『貝塚茂樹著作集』第三巻、一九七七年）も参照。

(75) の点は、佐原康夫「中国古代の貨幣經濟論と貨幣史認識をめぐって」（中国史学会編『中国の歴史世界——統合のシステムと多元的発展』東京都立大学出版会、一〇〇一年）も指摘する。ただし佐原氏は「作られた歴史」という表現を用いていながら、White, H. (1973) *Metahistory: The Historical Imagination in Nineteenth-Century Europe*, Baltimore: Johns Hopkins 大陸、Jenkins, K. (1991) *Rethinking History*, London: Routledge & Jenkins, K. (2003) *Refiguring History*, London: Routledge も指摘するようだ）、「歴史」は「過去」と異なり、認識論上は基本的にすぐり「作られた」ものであるべきだ。

なにかやあへへ。やいど本章ではノ注1前掲書に従い、あえて真偽対象とは次元の異なる「記憶」の語を用いた。
(76) のような戦国秦漢時代の人ひとの思考方法は、米芾コレヴィース・C.（大橋保夫訳）『野生の思考』（みすず書房、一九七六年）のい
うブリコラージュ（bricolage。あり合わせの道具・材料の集合による器用作業＝神話的思索）の好例であろう。

(77) 佐原注75前掲論文。

/

第二章 文字よりみた中国古代における貨幣經濟の展開

はじめに

前章では、殷周宝貝が貨幣であつたとする通説をさまざまな角度から批判し、その上で、そのあり方を可能なかぎり当時の社会的文脈に沿つて捉え直すべきことを主張した。そして殷周宝貝が、表面的には貨幣のようでも、実際には「生命と再生のシンボル」として全くべつの非経済的な存在意義を有していたことを指摘した。これは結果的に、殷周經濟と現代貨幣經濟との違い、ひいては前者の特殊性を浮き彫りにすることに繋がつた。では逆に、中国貨幣經濟史の始源は、結局どこに求められることがあるのであらうか。

この問題を検討するにあたり、前もつて注意すべき点が二つある。一つは史料の読解に関する点、もう一つは貨幣の定義に関する点である。すなわち、そもそもこの問題に答えるには、殷周時代の甲骨文・金文や考古資料、あるいはそれに関する伝世文献などを論拠とすることになるが、甲骨文・金文・考古資料の内容はいずれも断片的で、それを取り上げる研究者の視点次第でどのようにも解釈しうる箇所が多く、伝世文献も後世の認識枠組みを経ている可能性が高い。そのため、それらの解釈は往々にして分岐することが多い。だからこそ前章では、この点を考慮し、殷周宝貝に関する史料をできるだけ網羅的に収集した上で、極力当時の社会的文脈に沿つて殷周宝貝のあり方を捉え直すことに尽力したわけである。しかしこれも、殷周宝貝文化の内実を検討したものにすぎず、まだ必ずしも殷周經濟の全体像や、それと春秋戦国時代以降の經濟との関連を具体的に解明するには至つていない。また、もう一つの問題点として、上記の問題設定の前提となる貨幣の定義に関しても、貨幣の商品に対する直接的交換可能性の範囲が曖昧であることから、ある程度厳密性を欠くものとならざるをえない。というのも、貨幣が物神崇拜の対象となり、それによつて商品と区別されるには、貨幣が多数の商品との直接的交換可能性を独占的に有しないなければならないが、現実にはあらゆる商品に対して直接的交換可能性をもつ唯一万能の貨幣というのは存在したことがない

いからである。たとえば現在、各国の通貨はそれぞれの国外ではほとんど通用せず、国際通貨の米ドルでさえ、日本などで商品を購入するさいに常時使用できるわけではない。また同一国内であっても、いわゆる地域通貨のように、はじめから商品との直接的交換可能性が限定されているものも、一般に貨幣として認められている。よつて、貨幣と商品を区別する指標である、貨幣の商品に対する直接的交換可能性の及ぶ範囲というのは、じつのところ曖昧といわざるをえないものである。⁸⁾ しかも序章で指摘したとおり、そのような貨幣とそうでないものとの区別は、貨幣自体が集合表象であるがゆえに、個々の用例分析からは画定困難である。つまり、どんなに史料の中から物財の貨幣的用例を探し出してみても、それだけから中国古代における貨幣経済の展開過程を論ずることは難しいのである。

それでは結局、どのような視角から中国古代貨幣経済の継起的な展開過程を捉えるべきであろうか。上記二つの問題点がある以上、貨幣の全くない状況とある状況を峻別することは困難であり、それゆえ貨幣の生成する瞬間を押さえることもほぼ不可能といわざるをえない。しかしながら、たとえそのような限界があるとしても、貨幣経済の展開をしめす明確な指標さえあれば、中国古代貨幣経済の継起的な展開過程を大局的に捉えることは可能ではないか。もつともそなばあいの指標は、各史料の書き手の経済に対する個人的見解や、それらの史料の量的制約や内容的偏向に極力左右されることの少ないものでなければならない。そこで本章では、大多数の人びとの漸次的な意識変化の産物と解される文字に着目し、その中でもとくに貨幣経済における典型的な交換行為を意味する「売」や「買」などがいつ登場したのかを明らかにすることによって、この問題に検討を加えてみたい。

第一節 売買の成立

本節ではまず「売」と「買」の二字がいつ登場したのかを明らかにし、売買に対する中国古代の人びとの一般認識がどのように変化していくのかを確認する。

いわゆる売買行為というのは、「甲を売つて乙を得ること」と「乙によつて甲を買うこと」という二つの動作よりなる。そこ

では形式上、甲と乙が交換されることになるので、あたかも物々交換が展開されていることであるが、「売」・「買」の現代的な語法によれば、それはとくに乙が貨幣であることを前提とする。われわれはふつう、「貨幣で商品を買う」とはいうものの、「商品で貨幣を買う」とはいわないのである⁽²⁾。そのばあい、商品を入手して貨幣を手放すこと（＝買うこと）よりも、商品を手放して貨幣を入手すること（＝売る）の方が、基本的には困難を伴うことになる。これが、いわゆる『売る』と『買う』の違いである。では、このような意味での「売」・「買」はいつごろ登場したのか。両字が貨幣と商品の交換をあらわす以上、そのような意味をもつ文字の成立時期を確定すれば、それを貨幣と商品の区別が一定程度社会に定着した時期とみることが可能であろう。そこでつぎに、そのような意味の「売」・「買」がいつ登場したのかを確認する。

そもそも「買」は、殷代の甲骨文で「𦥑」・「𦥑」などに作る。字形のヴァリエーションは多岐にわたるが、その構成要素は「貝」と「网」に絞られる。「贝」は宝貝の象形、「网」は投網の象形で、それらを組み合わせた本字は、貝に従い网の声の形声字⁽³⁾、あるいは网を声義とする文字であつたなどとされている⁽⁴⁾。しかし、いずれにせよ現在残されている甲骨文の文例から「買」の形成過程とその原義を明らかにすることは困難である。「買」は西周金文にもみえるが、おもに国族名・人名として用いられている⁽⁵⁾。

ところが、その例外として、西周前期のものとされる「亢鼎」には

乙未、公大保、大瑩（寶）を茱亞より買す。才（財）五十朋。公、亢に令（命）じて茱亞に貝五十朋と𦥑·𦥑·牛一
を歸らしむ。亞、亢に津（驛）・金二匁（鈞）を賓る。亞の宝（寶）に對えて用て父己を乍（作）る。夫册（乙未、公大保
買大瑩于茱亞。才五十朋。公令亢歸茱亞貝五十朋以爲寶。𦥑·𦥑·牛一。亞賓亢津·金二匁。對亞宝用乍父己。夫册）。

とあり、西周中期のものとされる「任鼎」にも

隹れ王の正月、王、氐に才（在）り。任、蔑（蔑）曆（歷）せらる。爲を王に獻ぜしむるに、【王】劓（則）ち肅（盡）く
買す。王、孟聯父をして蔑（蔑）曆（歷）せしめ、豚牲・大牢と、又た箇束・大奔・苟井を易（賜）わしむ。敢えて天子
の休（たまもの）を對揚し、用て厥の皇文考父辛の寶麟彝を乍（作）る（隹王正月、王才氐。任蔑曆。事獻爲王、劓肅買。王事孟聯父蔑曆、易
豚牲・大牢又箇束・大奔・苟井。敢對揚天子休、用乍厥皇文考父辛寶麟彝）。

とあり、それらの中には動詞とおぼしき「買」がみえ、一見すると『買う』の意の⁽⁶⁾とくである。そこでまず「亢鼎」をみる

と、「公大保」は「才（財）五十朋」の「大瑩」を「買」するために「貝五十朋と^{ミツシ}牛・^{ミツシ}牛」を「歸」^{オベ}つてゐる。それを原文で確認すると「貝五十朋以^{ミツシ}牛」となつてゐる。こゝで注目されるのは、「貝五十朋」と「^{ミツシ}牛」が、並列関係をしめす「以」で句切られてゐる点である。その理由はおそらく、前者が「大瑩」の対価をあらわしているのに対し、後者はそれに付隨する贈与物をさし、両者の性質が異なるからであろう。こゝでこの点をふまえ、つぎに「任鼎」をみると、「買」の反対給付として「^{ミツシ}牛・大牢と、又た^{ミツシ}束・大奔・苟^カ若^カを易（賜）わしむ」とあり、そこでも「^{ミツシ}牛・大牢」と「^{ミツシ}束・大奔・苟^カ若^カ」が「又」で句切られている。しかば「任鼎」でも、「買」の対価（^{ミツシ}牛・大牢）と付隨物（^{ミツシ}束・大奔・苟^カ若^カ）が区別されていたと考えられよう。「任鼎」には一見すると「買」の対価に関する記載がないようであるが、以上の考察をふまえれば、それは「^{ミツシ}牛・大牢」であつたと推測されるのである。すると「買」の対価は、宝貝に限定されていなかつたことになる。つまり、両器の銘文から特定の排他的な貨幣ひいてはそれを中心とする貨幣經濟の存在を立証することは困難なのである。むしろ、両者の前後の文脈はいずれも贈与交換に関わり、「買」の対価も「貝五十朋」・「^{ミツシ}牛・大牢」とさまざまで、とくに後者の「大牢」は一般に供物の意とされているので、「買」は儀礼空間における一種の贈与交換をしめすものと解すべきではないか。それは建前上、交換当事者による自發的な贈与と返報の形をとつてゐるからである。そのばあい、上記の「買」は“受贈する”を意味することになる⁽⁸⁾。では、このように特殊な意味をもつと解される二つの用例を除くと、「買」が多用されるようになるのはいつごろからであろうか。

そこでつぎに、伝世文献にみえる「買」の早期の例を確認すると、『周礼』小宰・泉府・羊人・『管子』法禁・重令・小匡・七主七臣・明法解・輕重丁・輕重戊篇、『春秋左氏伝』昭公元年・昭公一四年、『墨子』經下・經説上・經説下篇、『莊子』逍遙遊篇など（以上、順不同）が挙げられる。すると、これらの諸篇は一般に戦国時代以後の作といわれてゐるので、「買」が頻繁に用いられるようになつたのも、とりあえず戦国時代前半ごろであつたと考えられよう（その具体的な意味については本章第三節で後述）。

これに対して「賣（^{ばい}売）」は、「買」から分出した比較的新しい文字とされてゐるが、その具体的な分出時期はこれまで判然としなかつた。たとえば白川静氏は、「賣（^{ばい}売）」・「買」を漢代以後に多くみえる文字とし⁽⁹⁾、ローラン・サガール氏も、その具体的な時期を後一世紀よりも少し前とする⁽¹⁰⁾。一方、たとえば『周礼』天官小宰に

官府の八成を以て邦治を經す。……七に曰く、賣買を聽すに質剤を以てす……（以官府之八成經邦治。……七曰、聽賣買以質剤……）。

とあり、同書地官司市に

量度を以て賈を成して價するものを徵す。……凡そ天患には、貴く價する者を禁じて、恆賈有らしむ。……凡そ會同・師役には、市司、賈師を帥いて從い、其の市政を治め、其の賣價の事を掌る。……凡そ賣價する者は質剤をもつてす。……其の詐偽・飾行して價慝する者を察して、之を誅罰す。……凡そ國の賣價には、各々其の屬を帥いて、嗣いで其の月を掌る（以量度成賈而徵價。……凡天患、禁賣價者、使有恆賈。……凡會同・師役、市司帥賈師而從、治其市政、掌其賣價之事。……凡賣價者質劑焉。……察其詐偽・飾行價慝者、而誅罰之。……凡國之賣價、各帥其屬而嗣掌其月）。

とあり、そこに「賣」という字がみえ、一般に「賣（売）」に理解されている⁽¹⁰⁾。これによると「賣（売）」は、『周礼』の成書以前から存在していたことになる。すると、『周礼』の成書年代については諸説あり、中には戦国時代とする説もあるので⁽¹¹⁾、「賣（売）」は戦国時代から存在していた可能性もあることにならう。しかも西周後期の金文とされる「亞鼎」（集成2838）には「𠂔」という字がみえ、多くの先学はこれを「賣（売）」としている⁽¹²⁾。これによれば、「賣（売）」は西周時代以来の文字である可能性もあることになる。

だが戦国秦の睡虎地秦簡「秦律十八種」金布律に

買い及び買（賣）るもの有らば、各々其の賈を嬰ねよ。小物の各々一錢に能ばざるは、嬰ぬる勿かれ（有買及買殿、各嬰其賈。小物不能各一錢者、勿嬰。136）。

とあり、戦国秦では“売る”と“買う”的両方を「買」字であらわしていた。すなわち、文中に「買A」とあるばあい、それは「（相手に対価を渡して）Aを受けとる」とあるいは「（相手から対価を受けとつて）Aを渡すこと」を意味していたのである。現に、睡虎地秦簡には「賣（売）」が一つもみえない。また戦国各国の金文・簡帛・陶文などにも「賣（売）」はみえない（「𠂔」については後述）。よって、戦国時代において「賣（売）・買」の二字は、まだ分化していなかつたと考えられる⁽¹³⁾。これに対し、統一秦の里耶秦簡や、漢初の張家山漢簡・孔家坡漢簡には「賣（売）」がみえる⁽¹⁴⁾。そのため、「賣（売）・買」の二字は、遅くとも秦代には分化していたとみられる。このような事例は他にもある。たとえば“貸す”と“借りる”的両方

を含意する「賣」が睡虎地秦簡にみえ、それは張家山漢簡において「貸」と「賣」に分化している。また“賞する”と“償う”的両方を含意する「賞」が睡虎地秦簡にみえ、それは、佐々木研太氏も指摘するように、統一秦の龍崗秦簡において「賞」と「償」に分化している⁽¹⁵⁾（また「假」と「假」の分化も同時期に起こった可能性が高い）。よつて、このような一連の文字の分化は、おそらく秦末漢初にまとめて起こったのであろう。周知のごとく、戦国文字は統一秦のときに整備されたといわれているので⁽¹⁶⁾、ここでいう文字の分化はそれに付随した現象かもしれない。

それでは、従来「賣（売）」に釈されたことの多かった「召鼎」の「賣」は、「賣（売）」以外のどの文字に相当するのか。「召鼎」が西周金文である以上、その中の「賣」は「賣（売）」以外でなければならない。「」で注目されるのが、後漢・許慎『說文』に、隸書や楷書の「賣」に相当する小篆が二種類みえる点である。すなわち出部に

賣、物貨を出だすなり。出に从い買に从う（賣、出物貨也。从出从買）。

とあり、貝部に

賣、銜なり。貝に从い齒の聲。齒は、古文の陸。読みて育の若し（賣、銜也。从貝齒聲。齒、古文陸。讀若育）。

とある。前者は「賣（売）」字。後者は「銜」を意味する「賣」字である。「銜」とは、行部に

銜、行き且つ賣るなり。行に从い言に从う。銜、或いは玄に从う（銜、行且賣也。从行从言。銜或从玄）。

とあるのによると、「銜」字の或体で、「歩きながら売る」ことを意味する。ただし「賣（売）」と「買」が通仮するのに対し、「賣」と「賣（売）」は通仮しない⁽¹⁷⁾。また両字の小篆にも字形上の相異がある。すなわち、「賣（売）」が「出」と「買」の合文である「賣」に作る一方で、「賣」は「齒（省）」と「貝」の合文である「賣」に作る⁽¹⁸⁾。よつて、両字は本来べつの字源をもち、それが現行の通用字になつてゆく過程で混同されるようになつたと考えられる。するとこれより、「召鼎」の「賣」は「賣」であつたと想定される。そこでその字形を確認すると、「あ（省）」と「ひ（貝）」よりなつており、たしかに「賣」と同系である。

以上の検討により、先秦時代における「賣（売）」の存在をしめす出土文字資料は一つもないことが確認された。するとこれより、前掲『周礼』などの伝世文献にみえる「賣」に関しては、つぎの可能性が想定される。すなわち、いわゆる先秦文献に「賣」が含まれていたばあい、それは「賣（売）」か「賣」のどちらかであり、もし前者であれば、それは秦漢時代以後に書き

改められたものである⁽¹⁹⁾。一方、その中に“売る”ことを意味する「買」が含まれていたばあい、その史料は先秦時代の原文を比較的正確に継承したものであろう⁽²⁰⁾。それでは、「賣（売）」以前に交換を意味する文字として用いられていた「賣」の原義はどういうものであったのか。

第二節 先秦時代の贈与交換

まず改めて問題となるのは、「**鬻（賣）**」をふくむ「**召鼎**」の内容である。これについては従来さまざまな解釈がなされてきたが⁽²¹⁾、これは松丸道雄・松井嘉徳・糸山明諸氏の解釈にほぼ従い⁽²²⁾、とりあえずその一部をつぎのように訓説する。

隹^ニ王の四月、既生霸、辰、丁酉に在り。井叔、異に在りて、□を爲す。**【召】**厥^その小子^子𦗨^𦗨をして、限^と以^{とも}に、井叔に訟せしむ。「我、既に女（汝）に五【夫】を^{鬻（賣）}するも、【效】父、匹馬・束絲を用てするのみ」と。限、詰^よみて曰く、「**酷**、則ち我をして馬を賞せしむ。效【父、則】ち厥の絲束を復せしむ」と。**酷**・效父、迺^チ詰^シして曰く、「王の參門の□□の木の榜において用賃征、茲の五夫を^{鬻（賣）}するに、百爭を用てす。五夫を出だすに非ずんば、效父には旂を、迺^チ酷に^{たが}は又た旂と鼓金を【賜らんことを】」と。井叔曰く、「王人に在りては、迺^チ（賣）□□、逆付せず。召よ、**酷**に貳^{わし}むる母かれ」と。**召**、則ち拝稽首し、茲の五【夫】の陪と曰うもの・恆と曰うもの・耕と曰うもの・含と曰うもの・省と曰うものを受く。**【井叔】**、一爭をして以て^ト酷に告げしめて曰く、「迺^チ召の酉及び羊・絲・三爭を以て□せしめ、用て茲の人^{に致すべし}」と。**召**、迺^チ酷に毎（晦）えて【曰く】、「汝、其れ^𦗨に矢五秉を^{あた}へよ」と。曰く、「必ずや尚^シく厥の邑に處らしめ、厥の田を田^{たづ}らしめよ」と。**酷**、則ち復命せしめて曰く、「諾」と（隹王四月既生霸、辰在丁酉。井叔在異、爲□。使厥小子^𦗨、以限、訟于井叔。「我既^ニ女五、父用匹馬・束絲」。限詰曰、「**酷**則卑我賞馬。效卑復厥絲束」。**酷**・效父、迺^チ詰^シ曰、「于王參門□□木榜、用賃征、茲五夫、用百爭。非出五夫、效父旂、迺^チ酷又旂衆鼓金」。井叔曰、「在王人、迺^チ□□。不逆付。召母貳于^ト酷」。召則拝稽首、受茲五日陪、曰恒、曰耕、曰含、曰省。使争以告^ト酷、「迺^チ召以召西及羊・絲・三争、用致茲人」。召迺每于^ト酷、「汝、其舍^ト𦗨矢五秉」。曰、「必尚卑處厥邑、田厥田」。**酷**、則鬼復命曰、「諾」）。

これによると本文は、旨という人物が小子収を代理人として限・酷・效父を訴え、勝訴したことをしめたものである（以下、旨側は原告、限側は被告）。すなわち原告によれば、原告は被告に「五夫」を「賣」したが、それに対しても被告は「四馬・東絲」を返報するのみであった。それゆえ原告は、この返報を不十分なものとし、「五夫」の返還を求めた。一方、被告は、原告に「四馬・東絲」を渡したことを事実と認めた上で、さらに原告には「百辱（銅）」をも渡したと主張した。そして、原告があくまでも「五夫」を渡さないのであれば、代わりに「旅・鼓金」を渡してほしいと請願した。しかし、結局被告は敗訴し、「五夫」は原告に返還された。

ここで確認すべきが「賣」の意味である。既述のごとく、本文の「賣」は、従来“ウル”・“カウ”と訓じられてきた。すなわち原告が「五夫」を売り、被告がそれを買ったと理解されてきたのである。そのばあい、被告から原告へと支払われる「百辱」は、いわゆる貨幣を意味するとされる。たしかにそのように解しても、文意は通じるがごとくである。しかし本字は「賣」（売）でなく「賣」なので、厳密にいうとその理解には検討の余地がある。「賣」（売）と「賣」の字源が異なる以上、ここでは両字の類義性でなく、むしろ「賣」の有する独自の意義をこそ究明すべきであろう。そこで前掲『説文』をみると、「賣」は歩きながら売ることとされている。しかし、それでは「旨鼎」の内容を整合的に解釈することができない。とすると、「賣」は、いわゆる売買行為あるいは「歩きながら売ること」と以外の交換行為を原義としていたのではないか。現に本文には、「賣」以外にも「賞」・「復」・「用」・「逆付」などの交換行為を意味する動詞がみえ、その中の「賞」は先秦時代において「賞（賞賜）」と「償（報償）」の両方を意味し、「復」・「用」・「逆付」は返報を意味する。よって、それらは必ずしも貨幣と商品の交換を意味しない。また同時代の史料をみても、確実にそのような非対称的な交換を意味する文字はみえない⁽²³⁾。したがつて本文を貨幣と商品の交換を意味するものとみるとには検討の余地がある。では本文は、どのように解釈されるべきであろうか。

ここで注目されるのが、「賣」・「債」・「贖」の関連である。「債」は、大徐本の『説文』人部に

債、賣なり。人に从い賣の聲（債、賣也。从人賣聲）。

とあり、「賣」の同義語である⁽²⁴⁾。また先学によると、「賣」・「債」は「贖」の祖形にあたる⁽²⁵⁾。するとこれより、「賣」・「債」→「贖」という継承関係が想定される。たしかに「贖」は戦国時代の「子禾子釜」（集成10374）に初見の字なので、それ以前は「賣」・「債」が「贖」の原義を担っていたと考えられる。そこで西周穆王期のものとされる「君夫殷」をみると⁽²⁶⁾

唯正月初吉乙亥、王、康宮大室に在り。王、君夫に命じて曰く、「乃^なの友をき（債）求せよ」と。君夫、敢て王の休^{たまもの}に毎（敏）揚して、用て文父丁蠭彝を作る。子子孫孫、其れ永く之を用いよ（唯正月初吉乙亥、王在康宮大室。王命君夫曰、「き」求乃友）。君夫敢毎、揚王休用作文父丁蠭彝。子子孫孫其永用之。集成⁴178)。

とある。これは、王が君夫の友事・友正の罪人を赦したことに、君夫が感謝の意をあらわしたものである⁽²⁷⁾。すると本文の「債」は、財によつて罪を贖うことと解され、「贖」と意味が通じる」となる。これより、「賣」・「債」は「贖」の祖形で、「贖う」の意であつたことがわかる。

ただし、前掲「苜鼎」をみると、「賣」は、物財を贖い取る行為のみならず、物財を渡す行為をも意味する。しかば、「賣」・「債」には、「贖」以外の意味も含まれていたことになろう。このことは百里奚の伝承に関する文からも窺える。すなわち、百里奚は春秋秦の穆公に仕えた賢臣であるが、彼がどのように登用されたのかについては諸説ある。たとえば、『孟子』万章章句上（以下、A）に

百里奚、自ら秦の牲を養う者に鬻ぐに五羊の皮【を以てし】、牛を^{やし}食いて以て秦の繆公に要む（百里奚自鬻於秦養牲者五羊之皮、食牛以要秦繆公）。

とあり、『史記』卷五秦本紀（以下、B）に

百里奚、秦より亡げて宛に走り、楚の鄙人、之を執う。繆公、百里奚の賢なるを聞き、重く之を贖せんと欲するも、楚人の與えざるを恐れ、乃ち人をして楚に謂わしめて曰く、「吾が勝臣百里奚、在らん。請う、五羖羊の皮を以て之を贖せん」と。楚人、遂に許して之を與う（百里奚亡秦走宛、楚鄙人執之。繆公聞百里奚賢、欲重贖之、恐楚人不與、乃使人謂楚曰、「吾勝臣百里奚在焉。請以五羖羊皮贖之」。楚人遂許與之）。

とある。A・Bは、「五（羖）羊」などの語を共有しており、同一の故事から分出した伝承とみられる。しかし、Aは百里奚が自ら仕官を申し出た話、Bは繆公が百里奚を贖つて登用した話となつてゐる。ここでA・Bの動詞である「鬻」・「贖」の意味を確認すると、「鬻」は百里奚が自らを「秦の牲を養う者」に引き渡す行為、「贖」は繆公が百里奚を贖い取る行為を意味している。すると両字は、正反対の方向性をもつていたことになろう。ところが、『大広益会玉篇』貝部に
賣、銜なり。或いは粥・鬻に作る（賣、銜也。或作粥・鬻）。

とあり、「鬻」は「賣」の或体とされる⁽²⁸⁾。また「贖」は、既述のことく、「賣」から分出した文字である。すると、「鬻」・「賣」・「贖」は相通じることになり、「賣」は人・物財を渡す行為と貰い取る行為の両方を含意していたことになる。これより、「賣」・「債」には「贖（貰い取ること）」以外の意味も含まれていたことがわかる。

では両字の意味する「人・物財を渡す行為」とは、具体的にどのような行為であろうか。そこで戦国楚の郭店楚簡「窮達以事」をみると

白（百）里迫（奚）、五羊を獲（賣）り、故（伯）の爲に牛を數（牧）い、板栓を釗（擇）るも、而るに鬻（朝）卿と爲るは、秦穆に堦（遇）えればなり（白里迫獲五羊、爲故數牛、釗板栓而爲鬻卿、堦秦穆。^[14]）。

とあり、「獲」という字がみえる。これは「獲」に釗され、「賣」に読み替えるべき文字で、文脈上“贈る”的意に解される⁽²⁹⁾とすれば、「賣」・「債」の意味する“人・物財を渡す行為”とは、“売る”ではなく、ある種の贈与をさすのではないか⁽³⁰⁾。

この点を立証する上で注目すべきが、百里奚の伝承と類似したプロットをもつ伊尹の伝承に関する文である。伊尹は殷の湯王の賢臣とされる人物で⁽³¹⁾、『史記』卷三殷本紀に

伊尹……湯に奸めんと欲すれども由無く、乃ち有莘氏の媵臣と爲り、鼎俎を負い、滋味を以て湯に説き、王道に致る。或ひと曰く、「伊尹は處士。湯、人をして之を聘迎せしむ」と（伊尹……欲奸湯而無由、乃爲有莘氏媵臣、負鼎俎、以滋味説湯、致于王道。或曰、「伊尹處士。湯使人聘迎之」）。

とあり、百里奚のばあいと同様、仕官にまつわる対極的な二つの故事が知られている。すなわち、伊尹が自ら仕官を申し出た話と、湯王から伊尹を登用した話である。中でも前者については、『後漢書』卷二九郅惲列伝に

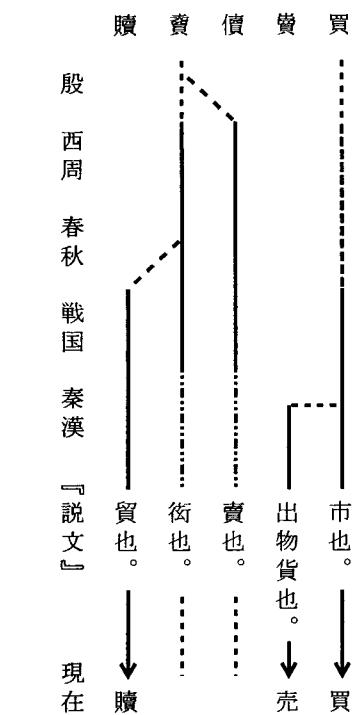
昔、伊尹、自ら鬻ぎて商を輔す（昔、伊尹自鬻輔商）。

という類似の異文がみえ、伊尹が自らを引き渡す行為は「鬻」と称されており、それは百里奚の当該行為が「鬻」と称されているのとまさしく同じである。また、伊尹の自薦行為は「負鼎之衒」（『後漢書』卷六〇蔡邕列伝下）、「すなわち鼎を背負って自己を「衒」することもされている。この「衒」は、既述の「賣」とく、「賣」の同義語である。するとこれより、伊尹は百里奚と同じく、「賣」という動詞の対象者であったと考えられる。そこで注目されるのが、桐本東太氏も指摘するように、「賣」の対象者である伊尹が「伊摯」（『孫子』用間篇）とも称され、戦国時代以前の段階で一般に「摯」=「贖」（犠牲として捧げられる贈

「与物」と認識されていたという事実である⁽³²⁾。これは、「賣」・「價」が「捧げる」・「贈与する」を意味し、その対象者である伊尹が「捧げもの」・「贈与物」とみなされていたことをしめすものであろう。つまり、百里奚や伊尹の伝承は、たんなる商品としての人身の売買をしめすものというより、むしろ当時の社会に通底する「捧げもの」・「贈与物」の慣習を反映したものと解されるのである。

それでは、当該字に含まれる贈与と贖罪の二義は、相互にどのように関連するのか。本字の原義を闡明するには、それらを統合的に解釈することが必須である。ここで参考すべきが、マルセル・モースの贈与論である⁽³³⁾。モースによれば、未開社会の「贈与」は返報の義務を伴うもので、その背景には、(α) 贈る義務、(β) 受贈する義務、(γ) 返報する義務という三つの観念が働いていたという⁽³⁴⁾。この解釈を援用すると、「賣」・「價」に含まれる贈与と贖罪の関係もつぎのように説明できる。すなわち、「賣」・「價」の意味する贈与は、(α)・(β)・(γ)の観念を伴う互酬的なもので、それゆえ贈与に対して十分な返報をしない者は社会的制裁を受けねばならなかつた。よつて返報は、社会的制裁の対象となる罪を回避するための一種の贖罪行為と解される。そのため、贈与と贖罪は表裏一体の行為とみなされていてゐるのであろう。

〔図1〕中国古代における交換を意味する文字の変遷



これは、「𦥑（賣）」の字形分析からも傍証される。すなわち、本字の構成要素である「𦥑（省）」の意味について小倉芳彦氏は、①巡視、②田獵、③征伐の三つがあつたとする聞一多氏の説を引いた上で⁽³⁵⁾、王者が地方に対する権威を確立し、それによって地方からの貢納を獲得するための行為全般をさすとする⁽³⁶⁾。すると、「𦥑」のもう一つの構成要素である「贝（貝）」は、西周時代以前の代表的な贈与物なので、「𦥑」・「贝」を合わせた「𦥑」の原義は、王が権威確立あるいは秩序づけのために宝貝などを地方へ贈与することと推測されよう。これは前章で検証した殷周宝貝の社会的機能ともほぼ合致する。そしてそのような原義がのちに引伸され、贈与・受贈・返報を意味する包括的な概念となつたのであろう。

」のようみてゆくと、前掲「召鼎」の内容もつぎのように理解できる。すなわち、「召鼎」にみえる「賣」・「賞」・「復」・「用」・「逆付」などの動詞は、いざれも贈与交換を意味する字であつた。したがつて本文は、原告による「五夫」の贈与に対し、被告が「匹馬・束絲」のみを返報したのか、それとも「匹馬・束絲」と「百守（銅）」の両方を返報したのかを争点とする訴訟を記録したものと解される。そうすると、「賣（贈与・受贈・返報）」のサイクルは、遅くとも西周後期には、慣習法的に義務化されていたことにならう。⁽³⁷⁾

以上の考証により、春秋時代以前には「買」・「賣」・「價」などが交換行為を意味する語として用いられていていたことが判明した。それは貨幣と商品による非対称的な交換、すなわち売買行為ではなく、贈与交換における物財や贊^{にえ}の授受を意味する語であつた。そして、その中の「賣」・「價」から、贖罪の意味をもつ「贖」が特化・派生したのであつた。ところが戦国時代になると、「買」が突出して用いられるようになつた。もつとも、それは当初、「賣（売）」・「買」兩字の祖形として用いられ、「売」と“買う”の二者は、少なくとも文字的に、まだ区別されていなかつた（図1）。しかし、「買」がのちに“買う”のみを意味し、“売る”を意味する「賣（売）」の対義語となるとともに事実である。よつて「買」の登場は、貨幣経済の少なからぬ進展をもしめしているといえよう。そしてそのような貨幣経済は、「買」と「賣（売）」の区分が確立した統一秦までに、まさに重要な地位を占めるに至つたと考えられる。では、戦国秦漢時代の「買」と「賣（売）」は、具体的にいかなる意味を有していたのか。つぎにこの点を確認したい。⁽³⁸⁾

第三節 戰国秦漢時代における貨幣經濟の展開

まず戦国時代の「買」は、既述のとく、『周礼』・『管子』・『春秋左氏伝』・『墨子』・『莊子』などにみえる。しかし、それらはいづれも後世の校訂を受けている可能性があり、それぞれの成書年代にも検討の余地があるので、そこから戦国時代の「買」の正確な意味を確定することは困難である。そこで睡虎地秦簡の「買」をみると、それが基本的には錢・黃金と他の物財との交換を意味していたことがわかる（表1）。つまり戦国後期の「買」は、たんに物財の対称的交換を意味していたのではなく、

基本的に「錢・黃金を支払って物財を入手すること」もしくは「物財を手放して代わりに錢・黃金を入手すること」を意味していたのである。秦律をみると、「買A」のAの位置に錢・黃金が入る例はないので、錢・黃金とそれ以外の物財とのこのような非対称的関係は、基本的に不可逆とみなされていたのであらう（図2）。すると、これこそ貨幣と商品の違いではないか。

ここで注目すべきは、「買」が、使用価値の異なるさまざまな商品が交換されるたびに錢・黃金を対価として繰り返し用いるという循環運動の存在をしめしていることである。これに従えば、交換における錢・黃金の使用頻度は、他の商品よりも高いことになる。そのばあい、商品がそれぞれ独自の使用価値をもつがゆえに、必ずしも全員に需要があるわけではないのに対し、錢・黃金はその材質的使用価値を欲する者だけではなく、他の商品を取得しようとする者からも経済的流通手段として求められるようになつていつたと考えられる。

錢・黃金さえあれば、商品を後から自由に購入できるからである。現に次章で検討するように、当時の錢はすでに立法上、材質的な使用価値を伴わずとも、流通するものとされていた。これはまさに貨幣の機制に相当する。しかも睡虎地秦簡をみると、「買」による取引にはまったく儀礼的もしくは贈与交換的な色彩がみられない。これより、睡虎地秦簡の錢・黃金は貨幣であり、戦国秦の「買」は、それと商品との非対称的交換を意味する特殊な文字であつたと考えられる。すると、そのような交換の起源は、少なくとも、「買」が頻繁に用いられるよう

貨幣	対象	出典（「買」字以外は校訂）
錢	馬・牛	其乘服公馬牛亡馬【牛】者而死縣、縣診而雜買（賣）其肉、即入其筋・革・角、及索入其賣錢(83~87)。
錢	猪・鷄	畜鷄離倉。用犬者、畜犬期足。猪・鷄之息子不用者、買（賣）之、別計其錢。倉(130)。
錢	一	有買及買（賣）也。各嬰其賣。小物不能各一錢者、勿嬰(136)。
—	公器	縣・都官以七月糞公器不可繕者、有久議者靡蠻之。其金及鐵器入以爲銅。都官輸大內、【大】內受買（賣）之、盡七月而畢。都官遠大內者輸縣、縣受買（賣）之。糞其有物不可以須時、求先買（賣）、以書時謁其狀内史。凡糞其不可買（賣）而可以爲薪及蓋轡者用之。母（無）用、乃燔之。金布(153~155)
金錢	脂・膠	官長及吏以公車牛糞其月食及公牛乘馬之糞、可也。官有金錢者自爲買脂・膠、母（無）金錢者乃月爲言脂・膠、期足。爲鐵攻、以攻公大車。司空(195~196)。
—	稟	●軍人買（賣）稟粟所及過縣、貲成二歲。同車食・敦長・僕射弗告、成一歲。縣司空・司空佐史・士吏將者弗得、貲一甲。邦司空一盾。●軍人稟所・所過縣百姓買其稟、貲二甲、入粟公。吏部弗得、及令・丞貲各一甲。●稟卒兵、不完善、丞・庫嗇夫・吏貲二甲、廢(339~343)。
錢	牛	人臣甲謀遣人妾乙盜主牛、買（賣）、把錢偕邦亡、出徵、得、論各何也。當城旦黥之、各畀主(375)。
錢	絲	甲盜錢以買絲、寄乙、乙受、弗智盜、乙論何也。母論(381)。
—	所盜	盜盜人、買（賣）所盜、以買它物、皆界其主。今盜盜甲衣、買（賣）、以買布衣而得、當以衣及布界不當。當以布及其它所買界甲、衣不當(393~394)。
—	它物	隸臣將城旦、亡之、完爲城旦、收其外妻・子。子小未可別、令從母爲收。●可（何）謂「從母爲收」。人固買（賣）、子小不可別、弗買（賣）子母謂也(486)。
—	人	盜出珠玉邦關及買（賣）于客者、上珠玉内史、内史材予購。●何以購之。其耐罪以上、購如捕它罪人。貲罪、不購(510)。
—	珠玉	告臣 爰書。某里士五甲縛詣男子丙。告曰、「丙甲臣、橋悍不田作、不聽甲令。謁買公、斬以爲城旦、受賣錢」(617~618)。
錢	丙	告臣 爰書。某里士五甲縛詣男子丙。告曰、「丙甲臣、橋悍不田作、不聽甲令。謁買公、斬以爲城旦、受賣錢」(617~618)。

〔表1〕睡虎地秦簡にみえる売買の例

になつた戦国初期にまで遡りうることにならう。

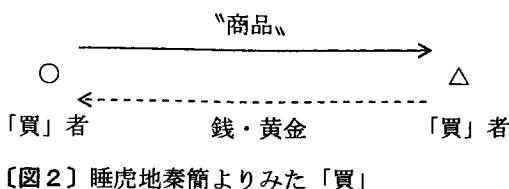
ではその後、秦漢時代になると、貨幣と商品による交換のあり方はどのように変化したのか。ここで重要な指標となるのが、統一秦における「賣（売）」の登場である。というのも、これにより「賣（売）」・「買」の二字が正式に分化し、いわゆる“売”・“買う”的概念上の区分もより明確になつたと考えられるからである。もつとも、『説文』をみると

賣、物貨を出だすなり（賣、出物貨也。出部）。
買、市うなり（買、市也。貞部）。

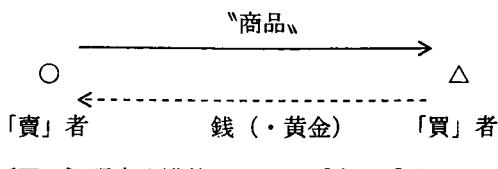
とあり、両字の意味する交換が貨幣による媒介を前提とするものであつたか否かは、そこからは必ずしも確認できない。それによると、「賣」は自らの有する物財を出すことを意味し、「買」は「市（商売）」を意味するのみで、そのときに交換されるのが商品か貨幣かは、文中にはとくに明記されていないからである。ところが、張家山漢簡の「賣」・「買」の用例をみても、「買

A」・「賣 A」の A は、おもに錢と交換されることで得られるものとされており、逆に、A の位置に錢が入る例は一つもない。これより、漢初の「賣（売）」・「買」も、たんに「物財を出すこと」・「商売をすること」ではなく、やはり「商品を手放して錢を入手すること」と「商品を入手して錢を支払うこと」を限定的に意味していたと考えられる（図3）。とすれば、漢律の錢は、秦律のそれと同様、やはり貨幣に相当するものとして特別視されていたと解すべきであろう。⁽³⁹⁾ これより、「売る」・「買う」の概念上の区分は統一秦のときまでに確立し、それとともに貨幣と商品の区別もより一般化していったと結論づけられる。

それでは、戦国秦漢時代における人びとの生活は、具体的にどの程度、錢・黄金などの貨幣と接するものであったのか。これまでの検討によれば、それは、「賣（売）」・「買」の分化が起つるほどには一般化していたといえよう。ただしここで注意すべきは、当時の人口の多くが識字率の低い農耕社会に属していたという事実である。⁽⁴⁰⁾ そのような人びとの多くは、「賣（売）」・「買」などの文字を知ることはおろか、それらの商業関係の語



〔図2〕睡虎地秦簡よりみた「買」



〔図3〕張家山漢簡よりみた「賣」・「買」

を話したり聞いたりすることさえ少なかつたであろう。つまり本章の検討結果は、あくまでも文字社会における貨幣の展開をしめすものなのである。これは、貨幣の受容について検討するさいに、当時の人びとの階層性に留意せねばならないということを意味する。

そこでつぎに、この点をふまえた上で先行研究を振り返つてみると、その多くが、戦国秦漢時代における錢中心の貨幣經濟の全面的展開を想定している点に注目される。その史料的根拠として、たとえば牧野異氏は、『漢書』卷二四食貨志上に收められている戦国魏・李悝「盡地力之教」に、錢を価値尺度手段とする農民の生計モデルが提示されていることを挙げ、農民が錢と不可分の生活を営んでいたことを指摘している。⁽⁴¹⁾これに対しても佐原康夫氏は、都市の商工業や国家財政において錢がある程度定着しておれば、農民の家計において現実的に錢があまり使用されておらずとも、「盡地力之教」は政策論として十分に成り立つとし、戦国時代における錢の実質的普及率に疑問を呈している。⁽⁴²⁾そして、「半両」錢が漢王朝の成立とともに急速に使われるようになつたこと、それが全国一律の錢納人頭税を柱とする財政制度の成立を背景とする現象であつたことを指摘している。⁽⁴³⁾これによれば錢は、秦代以前にはあまり使用されておらず、漢代以降もしばらくは、その貨幣としての実質的普及率が低かつたことになる。これは、本稿序章で紹介した「錢＝国家的決済手段論」の延長線上に位置づけられる説である。それでは、両者の説はどちらが妥当なのか。

まず「錢＝国家的決済手段論」に関しては、本稿第四章や第六章でも検証するとおり、たしかに実証されたものと考えられる。すなわち「半両」錢は、もともと戦国秦の「惠文王二年」に国家主導で鋳造された实体貨幣で、従来の銅地金や秤量青銅貨幣を媒介とする経済とも適合的であつたが⁽⁴⁴⁾、のちに実質重量の減少とともに名目貨幣化していった。これは实体貨幣の使用に慣れ親しんでいた民にとつては、少なくとも当初は受け入れにくいものであつたはずである。ところが、戦国秦漢時代には錢納稅制があり、官民間決済にも錢が多用されたので、民は錢を受領せざるをえなかつた。ここに「錢＝国家的決済手段論」の成立する余地が出てくるわけである。ところが、睡虎地秦簡「日書」甲種「夢」には

人に惡晉（夢）有り、譽（覺）むれば乃ち髪を繹（釋）き、西北面に坐し、之に鑄（禱）りて曰く、「皋、敢えて爾（なんじ）」
豹騎に告ぐ。某に惡晉（夢）有り、走りて豹騎の所に歸せん。豹騎は強飲強食なれば、某の大幅（富）を賜わん。錢に非
ずんば乃ち布、繭に非ずんば乃ち絮」と。則ち止む（人有惡晉、譽乃繹髮、西北面坐、鑄之曰、「皋。敢告爾豹騎。某有惡晉、走歸豹

崎之所。矜（き）躊躇（ちよ）強飲強食、賜某大幅。非錢乃布、非繭乃絮。^{（45）} 則止矣。883匁～882匁）。

とあり、それによると「錢」は「布（麻織物）」・「絮（絹綿（きぬわだ））とともに、すでに戦国秦のときに「大幅（大富）」の象徴となっていた。また錢と黃金に対する人びとの欲望の強さをしめすものとして、同「日書」甲篇（932正）、岳山秦牘「日書」（M36:43）、孔家坡漢簡「日書」などには

金錢良日（7貰）。

とある。これは、黃金・錢を入手するさいの「良日」をわざわざ選定したものである^{（46）}。すると、これらの「日書」は、戦国秦の漢初の人びとの日常生活やそれを支える通念と密接に関わる史料とされているので^{（47）}、これより、当時の人びとが錢・黃金・布帛を非常に重視していたことがわかる。つまり「半両」錢は、漢代に国家的決済手段として上から押しつけられていただけでなく、すでに戦国時代から民間でも、黃金・布などとともに、貨幣として広く求められていたのである。これは、錢・黃金・布帛を貨幣とする共通の価値空間が民間にすでに定着していたことを意味する。すなわち当時の交換は、共通の規則（貨幣）をもたない当事者が互いに探りあい、教えあい、学びあいながら共通の規則を練り上げてゆく過程でなされたといいうよりも、むしろすでに所与の規則（貨幣）を共有する集団（共同体）を前提としていたのであって、その意味で「貨幣共同体」の調整期にあたつていたと考えられるのである。これはあたかも牧野説を裏づけるかの^{（48）}とき結論である。では、これと佐原説は結局どのような関係にあるのか。

そこで注意されるのが、つぎの二点である。第一点目は、「日書」に錢を希求する文言がしるされているからといって、「日書」と関わりをもつ者全員が実際につねに錢を有していたとは限らないことである。なぜならそれらの者は、普段は錢を十分にもちえないからこそ、それを求めていたとも考えられるからである。しかも「日書」には、人びとの黃金・布帛に対する欲望も投影されており、それらが錢の代わりに貨幣として機能していたことを窺わせる。つまり「日書」と関わりをもつ者は、錢のみならず、黃金・布帛をも要素とする貨幣經濟のもとで生活を営んでいたと考えられるのである。これは、戦国時代以来の錢がすでに物神崇拜の対象であつたという見方を肯定するものであるとともに、たとえそれが人びとに十分行き渡らなくとも、布帛・黃金などがそれを代替することによって貨幣經濟が維持されたということを意味している。

第二点目は、貨幣の受容と人びとの階層性についてである。すなわち既述の「^{（49）}」とく、当時の人口の多くは無文字社会に属し、

その中で農耕を営んでいた。よつて、そのような農民が、現実に貨幣中心の生活、すなわち「賣（売）」・「買」中心の生活をしていたとは想定しにくい。そこで改めて「日書」をみると、それも一つの文字資料である。したがつて、そこにしめされている日常生活も、やはり文字社会と関わりをもつ者（識字者およびそれと関係のある非識字者）のものであつたとみられる。逆に言えば、「日書」にみえる貨幣中心の生活像と、識字率の低い農耕社会とは、比較的関係が希薄であつた可能性があるのである。むろんそのような農耕社会の人びとも、錢納人頭税を納めるため、あるいは生活必需品（農具・塩など）を購入するためには、前もつて自らの生産品を「賣（売）」り、錢などを入手しておく必要があつたであろう（本稿第八章も参照）。よつて、彼らが貨幣經濟にある程度組み込まれていたことは事実といわざるをえない。しかしそこから、そのような農耕社会における貨幣經濟の全面的展開を想定することにはやや疑問が残る。むしろ佐原説との整合性を考慮するならば、識字層の集中する都市部と、郊外に散在する農村部では、貨幣の使用度に相当の差があつたとみるべきではないか。これは本稿序章で紹介した“多元的流通經濟論”的妥当性を証するものである。

ともあれ、以上の二点をふまえれば、錢の実質的普及率が低いという点と、「日書」に錢などを追い求める人びとの姿が描かれているという点を整合的に理解できるであろう。つまり概括的にいえば、戦国秦漢初の貨幣は錢・黄金・布帛を主とするもので、それらはとくに識字層の集中する都市部を中心に受容されていていたと考えられるのである。

おわりに

本章では、中国古代の人びとの交換行為に対する一般認識の歴史的変容過程について、まず古文字学の観点から考察を加えた。というのも、中国古代貨幣經濟の展開過程に関する史料のうち、殷周時代の甲骨文・金文・考古資料などは断片的で、伝世文献も内容的に後世の認識枠組みを経ている可能性が高いのに対し、史料にみえる文字は人びとの漸次的な意識変化の産物であるがゆえに、歴史変化をたどるのに恰好の指標たりうると考えられるからである。その結果、これまで初出時期の不明であつた「賣（売）」・「買」のうち、貨幣による商品の購入を意味する「買」が戦国時代に急増すること、「賣（売）」が統一秦の

ときに登場したことを闡明した。そして、先秦時代における物財の交換の主要なあり方が、春秋時代～戦国時代に贈与交換的特質を徐々に失い（贈与交換を意味する「賣」・「債」などの語例の減少）、戦国時代～秦漢時代に商品交換的特質を強めてゆく傾向をもつこと（「賣（売）」・「買」の語例の増加）、戦国時代を境に貨幣と商品の概念上の相異がより厳密化したこと、数ある物財の中でもとくに錢・黄金・布帛が、識字層の多い都市部を中心に、貨幣として展開・定着したことを論じた（貨幣共同体の確立）⁽⁴⁷⁾。これは結果的に、序章で提示した『交換史観』に基づく歴史認識の実証に繋がる。それでは、以上の検討結果から何がいえるであろうか。

第一に、これによつて戦国秦漢貨幣經濟の成立背景が、従来の研究とは異なる角度から、より具体的に明らかとなつた。たしかに、これまでにも多くの先学が、戦国時代に貨幣經濟が急速に発展したこと、それが秦漢貨幣經濟の成立背景となつたことを論じている。しかし、本章冒頭でも指摘したように、それらはいずれも検討対象となる史料の量的制約や内容的偏向による影響を少なからず受けており、また理論的にみて、ポランニー以降の経済人類学的批判をふまえたものでもなかつた。そこで本章では、古文字学的觀点からこの問題を再検討し、「賣（売）」・「買」といった文字の登場を指標として、その論証を試みたのであつた。

第二に、これによつて物財の交換に関する比較史的検討が可能になつた。すなわち本章では、物財の交換に関する文字の時代的変遷を明らかにし、それによつて贈与交換を特色とする社会から商品交換を特色とする社会への漸次的な変化を検出したが、これは他の古代語における交換用語の変遷にも当てはまるようである。たとえばバンヴェニストによれば、インド＝ヨーロッパ語系のいくつかの古語では“贖い”を背景とする宗教概念が先行し、のちに商品交換を意味する売買概念が生まれたという⁽⁴⁸⁾。また福田徳三氏も、日本古代の貨幣による支払と宗教儀礼の祓除との関係を指摘した上で、売買概念の淵源に贖罪などのハライがあつたことを推測している⁽⁴⁹⁾。これらは、贖罪概念が売買概念に先行するという現象が、必ずしも中国古代特有のものではなかつたことを意味する。そこから析出されるのは、本章で検証した中国古代における社会の変化と同様、やはり贈与交換から商品交換への重点の移動であろう。では、なぜこのような現象が世界各地にみられるのか。その原因を今後探つてゆくことも、あるいは人類史的にみて意義のあることかもしれない。それでは、かくのごとき展開を遂げた戦国秦漢貨幣經濟とは、具体的に一体いかなる構造・実態を有していたのか。つぎにこの問題について検討することにしよう。

- (1) ハイエク・F・A・(川口慎二訳)『貨幣発行自由化論』(東洋経済新報社、一九八八年)なども、貨幣とそうでないものとのあいだに本質的な違いがないことを強調している。それは要するに貨幣を貨幣として用いるクリティカル・マスの生成の問題にすぎないのである。ただし、ここで重要なのが、そのクリティカル・マスが一国内に多種類並存・競合する場合もあるという点である。それを歴史学的に実証したものに、黒田明伸『貨幣システムの世界史〈非対称性〉をよむ』(岩波書店、二〇〇三年)がある。
- (2) 漢語大辞典編輯委員会・漢語大辞典編纂處編『漢語大辞典』(漢語大辞典出版社、一〇〇〇年)の「賈」条に「①購進。以錢購物」、「売」条に「①以貨物換錢。与買相對」とある。マルクス・K・(岡崎次郎訳)『マルクス＝エンゲルス全集第一三巻 資本論 経済学批判(I)』(大月書店、一九六四年)は売るとの困難さを「命掛けの飛躍(salto mortale)」と呼んでいる。
- (3) 加藤常賢『漢字の起源』(角川書店、一九七〇年)。
- (4) 白川静『白川静著作集別巻 説文新義』(平凡社、一〇〇一～一〇〇三年)。
- (5) 徐中舒主編『甲骨文字典』(四川辞書出版社、一九九八年)、周法高・張日昇・徐正儀・林潔明編『金文詰林』(香港中文大学、一九七五年)。
- (6) 「任鼎」と「亢鼎」については、馬承源「亢鼎銘文——西周早期用貝幣交易玉器的記錄」(同『中国青銅器研究』上海古籍出版社、一〇〇一年)、黄錫全「西周貨幣史料的重要發現——亢鼎銘文的再研究」(『中国錢幣論文集』第四輯、一〇〇一年)、王冠英「任鼎銘文考叢」(『中国歴史文物』二〇〇四年第二期)、李学勤「亢鼎賜品試説」(同『中国古代文明研究』華東師範大学、一〇〇五年)、董珊「任鼎新探——兼說亢鼎」(『黃盛璋先生八秩華誕紀念文集』中国教育出版社、一〇〇五年)、陳絜・祖双喜「亢鼎銘文与西周土地所有制」(『中国歴史文物』一〇〇五年第一期)、佐藤信弥「任鼎銘に関する一、三の問題」(『東亞文史論叢』特集号、一〇〇六年)など参照。ちなみに先学は、「亢鼎」を香港の骨董店で購入したものとし、「任鼎銘」の入手先および両器のスペーサーの有無については言及していないようである。今後の鑑定による裏づけが期待される。
- (7) 「これはむろん殷周時代に貨幣が存在しなかつた」との論拠にはならない。現に西周金文には、物財の交換時にその価値が「才二十朋」・「才八十朋」などとするされることがあり、西周宝貝が物財交換時に対価として用いられることが知られる。しかし本稿第一章で指摘したように、殷周宝貝は殷系人を中心に「生命と再生のシンボル」として流布しており、必ずしも「他者がそれを受領するから自分もそれを受領する」という循環論法に基づく貨幣ネットワーク(=貨幣経済)を形成していたわけではない。
- (8) 白川静『字統』(平凡社、一九九四年)。
- (9) Sapart, L. (1995) Chinese "buy" and "sell" and the direction of borrowings between Chinese and Hmong-mien: A response to Haudricourt and Strecker.

- (10) 本田二郎『周礼通釈』上巻（秀英出版、一九七七年）。
- (11) 平勢隆郎「『周礼』の構成と成書国」（『東洋文化』第八一号、二〇〇一年）。ただし平勢説に対しても、井上了「『周礼』の構成とその外族觀」（『中国研究集刊』第三〇号、一〇〇二年）などの批判もある。
- (12) 劉心源『奇觚室吉金文述』卷二（一九〇二年）に「賣、舊釋賣、非。賣从出買作賣、賣从貝旁作賣」とあるが、その後も当該説の支持者は多い。とくに書道関係の字書では、現在でも大半が「賣（売）」を貝部に分類し、それと「賣」（後述するように「賣」と同字）を区別していない。
- (13) 〔〕のように一つの字に反義対立する二訓が含まれる現象は、従来「反訓」とよばれ、古くからその存在が推測されてきた。小島祐馬「中国文字の訓詁に於ける矛盾の統一」（同『古代中国研究』平凡社、一九八八年）はこれを、中国古代の人びとが矛盾の統一としての弁証法的生活を営んでいたために生じた現象と解している。しかし白川静「訓詁に於ける思惟の形式について」（白川静著作集1『漢字1』平凡社、一九九九年）によれば、従来「反訓」と解されてきた字例は、本義の否定を通じて直接反義をも含むようになったものではなく、むしろ原義の漸次的な派生・転移によって結果的に正・反の二義を含むようになったもので、厳密な意味での「反訓」ではないという。たしかに「買」も、一般には「反訓」と解されているが、厳密には「購入」という本義が自己否定を通じて売却の意を連想・誘起せしめ、その結果、購入・売却という相反する二義を定立・内包するようになつた文字」ではない。むしろそれは交換行為を原義とし、それが後に「賣（売）」と「買」に分化したものであつて、あとからみると、矛盾する二義が先秦時代の「買」に内包されているようみえるだけであろう。
- (14) 張家山漢簡「奏讞書」案例一七（100）には“売る”を意味する「買」がみえるが、当該案例は秦王政二年のものなので、それは戦国秦の言葉遺いを踏襲した結果であろう。
- (15) 佐々木研太「龍岡秦簡をめぐる研究動向——『龍岡秦簡』の刊行に寄せて」（『松学舎大学人文論叢』第六八号、二〇〇一年）。
- (16) 『説文』叙「秦始皇帝初兼天下丞相李斯乃奏同之罷其不與秦文合者」。
- (17) 王力主編『王力古漢語字典』（中華書局、一〇〇〇年）。
- (18) 「賣」は、『説文』貝部賣条に「古文の陸」とあるが、「賣」を構成要素とする「贖」の右側上部が秦簡などで「省」に作ることから、「陸」ではなく「省」の変形したものと解される。
- (19) その史料自体が後世の偽作である可能性も否めない。
- (20) 前掲『周礼』小宰の「賣」を例にとると、それは「賣買」という熟語としてみえ、一見すると従来どおり「賣買（売買）」と釈すべきものの「賣」である。というのも、「賣（売）・「買」のように相反する文字が連結して熟語を構成する例は、他にも多くみえるからである。また、かりに「賣

- 買」と釈したばあい、第一字目は上古再構音の声調は入声、第二字目は上声となるが、丁邦新「国語中双音節並列語両成分間之声調関係」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』第三九本下冊、一九六九年）、丁邦新「論語、孟子、及詩經中並列語成分之間の声調関係」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』第四七本第一分、一九七五年）によると、「詩經」・『國語』・『論語』・『孟子』にみえる熟語は、一般に「上声十入声」という語順をとる。すると、小宰は時代的にこれらの文献と同様の傾向を有していた可能性が高いので、このことからも小宰の「賣買」は「賣買」ではなく「賣買（売買）」であったことである。ところが実際にそのように釈したばあい、第一字目は去声、第二字目は上声となるが、丁氏によると、前掲諸文献の熟語には「去声十上声」ではなく「上声十去声」が非常に多いという。とすれば、この解釈にも疑問がないことになろう。これより、小宰の「賣」が、「賣（売）」・「賣」のどちらであるのかはいまだ不明で、それが「賣」であった可能性も否めないと考えられる。つぎに、前掲『周礼』司市の「賣」を例にとると、これは以下の理由により、「賣」に釈される。第一に、司市には「賣價」という熟語がみえ、両字はあたかも対義語のようであるが、「賣（売）」の対義語は本来「買」のはずである。第二に、司市には「凡そ天患には貴く價する者を禁じて、恆賈有らしむ」とあり、その中の「價」は一般に“売る”的意に解されているが、そうすると「賣」には“買う”的意もあつたことになる。というのも、司市には、物の授受を意味する「賣價」という熟語がみえ、「賣」と「價」は、この文脈においては対義語であつたと考えられるからである。よって、「價」が“売る”を意味するにすれば、もう一方の「賣」は当然“買う”を意味することになろう。しかし周知のごとく、「賣（売）」は通常“売る”を意味する文字で、その中に売買両方の意味は含まれない。これに対し「賣」は、後述するように、物の交換における出入両方の意味を含む。したがつて、司市の当該字は、「賣（売）」ではないと考えられる。これより当該字は、残るもう一方の「賣」に釈される。なお、文字を指標として『周禮』の成書年代に再考を迫るのに、古屋昭弘「儒教と中国語学——出土文献と上古音——」（土田健次郎編『近世儒学研究の方法と課題』汲古書院、二〇〇六年）がある。
- (21) 「「曾鼎」の解釈に関する諸説については、松丸道雄・竹内康浩「西周金文中の法制史料」（滋賀秀三編『中国法制史——基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年）参照。
- (22) 「「曾鼎」の訓読については基本的に、松丸道雄「西周後期社会にみえる変革の萌芽——曾鼎銘解釈問題の初步的解決——」（『西嶋定生博士還暦記念 東アジア史における国家と農民』山川出版社、一九八四年）参照。ただし、その訓読に基づく松丸氏の日本語訳については、松井嘉徳（書評）批判があり、松丸・竹内注21前掲論文もそれを受けて訳を一部修正しているので、ここではその新訳に従つた。
- (23) 甲骨文・金文・簡帛・陶文などには、「賣」・「價」・「賞」・「復」・「用」・「逆付」・「買」以外にも、「錫（賜）」・「取」・「貸」・「商」・「市」・「貿」・「遺」・「歸」・「賣」・「沽」・「售」等々の交換行為に関する動詞がみえる。しかし、春秋時代以前のそれらも、必ずしも貨幣と商品による非対称的な

交換を意味するものではない。それらの具体的な意味については今後の検討課題としたい。

- (24) 小徐本に「債、見也」、段玉裁注に「賣即『周禮』之債字。今之鬻字。債訓見。即今之觀字也。釋詁曰、觀、見也。……按經傳今皆作觀。觀行而債廢矣。許書無觀字。獨存古形古義於此也。……大徐本竊取『周禮』改見爲賣、非是。『周禮』債訓買。『玉篇』作債買也。今又作賣。則誤之中又有誤焉」とある。しかし「債」が「賣」の省文である」と、そこに「見」以外の意味がある、とは明らかなので、……では大徐本に従つた。
- (25) 高田忠周『古籀篇』卷九九贖條に「古賣・贖爲同字、貿也、衙也。元一義之轉也」、楊樹達「召鼎再跋」(同『積微居金文說』中国科学院出版、一九五二年)に「銘文賣字作贖字用、余疑即贖之初文也」などとある。
- (26) 郭沫若『郭沫若全集 考古編第七～八卷 兩周金文辭大系』(科学出版社、一九〇〇一年)。
- (27) 白川靜『白川靜著作集別卷 金文通釈2』(平凡社、一九〇〇四年)。
- (28) 高享纂著『古字通假會典』(齊魯書社、一九八九年)も例示する所おり、「鬻」と「賣」は通假する。
- (29) 裴錫圭「窮達以事」篇注釈(9) (荊門市博物館編『郭店楚墓竹簡』文物出版社、一九九八年)、池田知久監修『郭店楚簡の研究(一)』(大東文化大学大学院事務所、一九九九年)。
- (30) 「原趙方鼎」(集成2730)に「唯王來格于成周年、厚趙又(侑)于譙公。趙用乍(作)厥文考父辛寶尊蓋。其子子孫永寶。」、「鉶蓋」(集成9300)に「吳。鉶駕(御)。弟史(鉶)馬弗左(差)。用乍(作)父戊寶尊彝」とある。林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究 殷周青銅器綜覽1』(吉川弘文館、一九八四年)によれば、前器の形は西周IIに特徴的なもので、後器の金文は「寶尊彝」の語をふくみ、西周I～IIの金文に多くみえるという。ここで問題となるのは、前器に「侑」、後器に「鉶」がみえることである。一見すると前者は「債」、後者は「債」に釈すべきものとのべくである。しかし劉釗「釤「債」及相関諸字」(同『出土簡帛文字叢考』台湾古籍出版、一九〇〇四年)によれば、両字の構成要素である「臼」は「田」と混同される場合があるので、両字は「債」・「遺」に釈し、「賣」に読み替えるべきであるという。かりにそうであれば、本文はいづれも賜与形式金文の体例に則するので、これらも「賣」が贈与物や贈与行為を意味する例といふことになる。
- (31) 甲骨文中の伊尹については、赤塚忠「甲骨文に見える神々」(同『中国古代の宗教と文化——殷王朝の祭祀——』角川書店、一九七七年)。
- (32) 桐本東太「中國古代の服属儀礼」(同『中国古代の民俗と文化』刀水書房、一九〇〇四年)。
- (33) モース・M. (吉田楨吾・江川純一訳)『贈与論』(筑摩書房、一九〇〇九年)。
- (34) 純粹贈与の不可能性については、Derrida, J. (1992) *Given time. I, Counterfeit money*, Kamuf, X. P. (trans.), Chicago: University of Chicago Press。
- (35) 聞一多「釤省省」(『聞一多全集乙集 古典新義』上海開明書店、一九四八年)。
- (36) 小倉芳彦「左伝における霸と徳——「徳」概念の形成と展開——」(『春秋左氏伝研究——小倉芳彦著作選III』論創社、一九〇〇一年)。ちなみに、

小南一郎『古代中国 天命と青銅器』（京都大学学術出版会、二〇〇六年）は、「省」を構成要素にもつ「徳」が秩序ある生命力を意味する」と、「省」に征伐・巡視・田獵の意があることから、「省」を秩序づけに関わる字とする。

(37) 久保正幡「ゲルマン古法における贈与行為の有償性」（同『西洋法制史研究』岩波書店、一九五一年）によると、ゲルマン古法でも、受贈者は贈与物を受領すると同時に、贈与者に対し返報の法的義務を負い（受贈者の報償義務）、もし受贈者がこの義務を履行しなければ、贈与者はすでに与えた物を受贈者から取り戻すことができたという（贈与者の贈与物取戻権）。これは「贈与の有償性」が法的拘束力を有していた実例として注目される。

(38) 包山楚簡（120）に「鄰僕歛（竊）馬於下鄒（蔡）、耐（而）價之於易城」、同簡（151～152）に「左駢番戍飲田於郎或齋邑。城田一、索・畔苑。戍死、斤子步鑿之。步死無子、斤弟番鑿鑿之。斂死無子。左尹士命斤從父之弟番歛鑿之。歛飲田、病於責、骨（剛）價之。左駢游唇骨（剛）賈之。又（有）五節」とあり、戦国中期の楚では「價」が完全に「売る」を意味していたかのとくである。ただし『説文』で「賣・價」と「賣（売）」が区別されていることも事実なので、やはり前者はまだ「賣（売）・買」と異なる語感を残すものと認識されていたのであろう。なお、前掲包山楚簡の「價」について、湖北省荊沙鉄路考古隊『包山楚簡』（文物出版社、一九九一年）は「價」に訛しているが、李學勤「包山楚簡中的土地売買」（『中国文物報』一九九二年三月二二日）以降は「價」とするのが有力なので、ここではそれに従つた。

(39) 戰国秦～漢代の黄金については、従来それを貨幣とする説がある一方で、貨幣とは認めない説も根強く存在する。なぜなら伝世文献には、戦国秦～漢代に黄金が貨幣であったことを明示する実例がほとんどないからである。たしかに本稿第六章でも論ずるように、黄金の商品に対する直接的交換可能性は、錢のそれよりも相対的に低かつたと考えられる。しかし一方で、『史記』卷三〇平淮書の論贊に「及至秦中、一國之幣爲三等。黄金以溢名、爲上幣。銅錢……爲下幣。而珠玉・龜貝・銀錫之屬爲器飾寶藏、不爲幣」とあり、稻葉一郎「秦始皇の貨幣統一について」（『東洋史研究』第三七卷第一号、一九七八年）が指摘するように、これは錢と黄金が戦国秦以来の「幣（貨幣）」で、「器飾・寶藏」の類とは異なっていたという」とを意味する。

(40) 国務院人口普查辦公室・国家統計局人口統計司編『中国一九八二年人口普查資料』（中国統計出版社、一九八五年）によると、一九八二年の中国でさえ、一二歳以上の「文盲・半文盲」は全人口の約三〇%で、六〇歳以上ならば約八〇%にのぼるという。このような非識字者について、費孝通（鶴間和幸・市来弘志・上田信・王瑞来・川上哲正・武内房司訳）『郷土中国』（学習院大学東洋文化研究所、二〇〇一年）は、彼らが本来文字の必要な生活を営み、逆にそこでしか役に立たないような局所的知識を用いて生活している点を強調している。これは中国古代でも同様であろう。現に、張繼海『漢代城市社会』（社会科学文献出版社、二〇〇六年）は、漢代の人口の大半が農民で、県城以上の「城市」でさえ商工業城市や消費性城市でなく農業生産を中心とするものであつたとのべている。しかば、商工業関連の文字を知らず、また必要ともせずに暮らしている者は、現在

よりもはるかに多かったに違いない。

- (41) 牧野巽「中国古代の家族は経済的自給自足体に非ず——中国古代貨幣經濟の發展——」(『牧野巽著作集 中国社会史の諸問題』第六巻、御茶の水書房、一九八五年)。
- (42) 佐原康夫「漢代の貨幣經濟と社會」(同『漢代都市機構の研究』汲古書院、一〇〇一年)。
- (43) 佐原康夫「漢代貨幣史再考」(同『漢代都市機構の研究』汲古書院、一〇〇一年)。
- (44) 松丸道雄「西周時代の重量単位」(『アジアの文化と社會II』汲古書院、一九九一年)。
- (45) 眠虎地秦簡「日書」を用いて貨幣經濟の發展を論じた研究に、吳小強『秦簡日書集解』(岳麓書社、一〇〇〇年)、施偉青「論秦自商鞅變法後的商品經濟」(同『中国古代史論叢』岳麓書社、二〇〇四年)がある。ただし両者は貨幣と社會階層の關係には言及せず、戰国秦における貨幣經濟の全面的展開を想定している点で、私見と異なる。
- (46) 「日書」が官民に共有された精神世界を編みこんだテクストであること、その占辞が秦や楚などの特定地域と必ずしも結びつかず、むしろ先秦社會の通念をあらわしていることについては、工藤元男『睡虎地秦簡よりみた國家と社會』(創文社、一九九八年)参照。
- (47) ただし、その後も贈与交換が社會から完全になくなつたわけではない。よつて今後は、戰国以後の両者の關係にも論究する必要があるが、それは、筆者の日本學術振興会特別研究員PD(二〇〇九～二〇一年)の研究課題「中国古代贈与交換史の研究——「貨幣經濟」と「贈与交換」の關係を中心にして」として検討予定。
- (48) バンヴェニスト、E. (前田耕作監修)『インドヨーロッパ諸制度語彙集I』(言叢社、一九八六年)。ちなみにバンヴェニストは、「買う」を意味する語から“売る”を意味する語が派生する現象もインドヨーロッパ語系の古語にみえるとする。また西郷信綱『市と歌垣』(同『古代の声増補版』朝日新聞社、一九九五年)は、日本語の「買ふ」も「交ふ」・「替ふ」と同源で、その背後に商品交換以前のきわめて深い生活史が隠れていたと推測している。すると、秦末漢初における「買」・「賣」(売)の分化も、世界史的にみて必ずしも特例ではないと考えられる。
- (49) 福田徳三「祓除と貨幣の關係に就いての愚考」(『國家学会雑誌』第二四巻第七号、一八八九年)。

第三章 戰国秦漢時代における物価制度と貨幣經濟の基本的構造

はじめに

前近代（とくに戦国時代～明清時代）の中国では、錢以外にも多種多様な物財（黄金や布帛など）が状況におうじて經濟的流通手段として使われていた。そこでは、どの物財を流通手段とするのかについて、素材自体の価値や國家権力あるいは民間の伝統に必ずしもよらない、ゆるやかな社会的合意が形成されることもあった。このような貨幣史像は、おもに錢の動きに注目する旧来の見方とは大きく異なるもので、現在では戦国～明清時代を研究対象とする經濟史家の多くに支持されている（本稿序章参照）。中でも戦国秦漢時代に関しては、佐原康夫氏が多元的貨幣論の立場から旧来の貨幣史像の全面的な再検討を試みている。その結果、戦国秦漢時代においては、史料上はほとんどの商品の価値が錢の枚数によって表記されているにもかかわらず、実際には布帛や黄金などの經濟的流通手段も排除されずに残っていたこと、むしろ錢は国家的支払手段としての性格が強く、經濟的流通手段としてはそれほど民間に受け入れられていなかつたことなどが指摘されている⁽³⁾。では、それらのあいだには具体的にどのような価値関係があつたのか。これについて現在多くの研究者は、秦漢時代を通じて「黄金一斤＝一万錢」という固定的比価があつたと推測している⁽⁴⁾。また錢と布帛に関しても、たとえば戦国秦に「一布＝一錢」という固定的比価があつたなどといわれている⁽⁵⁾。これに対して一部の研究者はつとにそれに疑義を呈しているが⁽⁶⁾、それらも当時の社会的・制度的背景をふまえて全関連史料の整合を図つたものではないため、十分な批判たりえていない。つまり現在の学界では、結局、戦国秦漢時代の錢・黄金・布帛の比価が固定されていたとする説がもつとも有力視されているのである。かりにこの定説に大きな誤りがないとすれば、錢の価値は、その実質重量がどれほど軽減されようとも、黄金や布などとの兌換が保証されているかぎり、維持されることになる。このことから導かれるのは、戦国秦漢時代にいわゆる金本位制・布本位制もしくはそれに類する制度があつたとする見方であろう。だが、戦国秦漢貨幣經濟の構造をそのように固定的なものとして捉えることは、本当

に妥当であろうか。もしそうでなければ、錢の価値の所在と黄金や布帛の存在とは、とりあえず切り離して考えてみなければならない。そこで本章では、まず戦国秦漢時代の物価制度全般（「平賈」制など）に検討を加え、その骨子を明らかにする。その上で、改めて主たる貨幣間（錢・黄金・布帛）の価値関係に論及することにしたい。

第一節 戰国秦漢時代の物価制度

戦国秦漢時代の物価、とくにその中でも、まず漢代の物価について考察するさいに注目されるのは、伝世文献や出土文字資料にみえる「平賈」である。その意味に關しては一般に、月ごとに官によつて評定される物価と解されている。そしてそれは、一定の目安として市での取引を安定させ、いわゆる豪強富商の恣意的な物価操作に歯止めをかける役割を担つており、「平賈」に反する行為は「過平」・「故貴」などとよばれて厳しく取り締まられたこと、前漢初期の張家山漢簡「二年律令」津閨令(510)「馬賈譖過平令」が「平賈」に反したばあいの罰則の一つであることなどが推測されている。またその一方で、漢代の市では、実際には「平賈」に従わない者が多く存在し、その者達のあいだでは違法行為の競りが頻繁になされていたともいわれている。要するに漢代の「平賈」は、官の課する強制的な統一価格であり、それは形式的で実効力にやや疑問の残るものであつたと解されてきたのである。⁽⁵⁾

そこでその解釈の是非について検討すると、まず「二年律令」田律に

頃の芻・稟に入るるや、頃ごとに芻三石を入れよ。上郡の地、惡しければ、頃ごとに二石を入れよ。稟は皆な二石とせよ。各々をして其の歳の有る所を入れ、陳^{古いもの}を入れるる母からしめ、令に従わざる者は罰黄金四兩とせよ。芻・稟を收め入るるや、縣は各々一歳に用いる芻・稟を度り、其の縣の用を足らしめ、其の餘は頃ごとに五十五錢を入れて、以て芻・稟に當てしめよ。芻は一石ごとに十五錢に當て、稟は一石ごとに五錢に當てよ。芻・稟、節^むし律より貴くば、芻・稟を入れる時の平賈を以て錢を入れよ（入頃芻・稟、頃入芻三石。上郡地惡、頃入二石。稟皆二石。令各入其歳所有、母入陳、不從令者罰黄金四兩。收入芻・稟、縣各度一歳用芻・稟、足其縣用、其餘令頃入五十五錢、以當芻・稟。芻一石當十五錢、稟一石當五錢。芻・稟節貴於律、以入

とあるのに注目される。」⁵⁾これは、芻・糓などを納税させるばあい、原則的に「芻一石＝一五錢」・「糓一石＝五錢」という固定的な比価に従つて錢納せし（以下、固定官価）、もし芻・糓の実勢価格がそれ以上であれば、そのときの「平賈」に従つて錢納させると、いう意味である。」⁶⁾で、「平賈」とは、「二年律令」金布律に

罰・贖・責（債）有りて、金に入るに當たり、平賈を以て錢を入れんと欲し、及び購・償を受くるに當たるも金母く、及び金・錢を縣官より出だすに當たるも以て其の罰・贖・責（債）を除せんと欲し、及び人の爲に除せんとする者は、皆な之を許し、各々其の二千石の官の治所の縣の十月の金の平賈を以て錢を予え、除と爲せ（有罰・贖・責、當入金、欲以平賈入錢、及當受購・償而母金、及當出金・錢縣官而欲以除其罰・贖・責、及爲人除者、皆許之、各以其二千石官治所縣十月金平賈予錢、爲除。427～428）。

とあり、居延旧簡に⁶⁾

二月戊寅、張掖太守の福・庫丞の承烹、丞の事を兼行し、敢えて張掖の農都尉・護田校尉・府・卒人に告げて縣に謂う。律に曰く、「它物の錢に非ざる者を減せば、十月の平賈を以て計れ」と。案するに、成田卒は官袍衣物を受け、利を貪り、貴賈もて貧困の民に貰予す。吏、禁止せんば、浸、益々多く、又た時を以て驗問せんば……（二月戊寅、張掖太守福・庫丞承烹兼行丞事、敢告張掖農都尉・護田校尉・府・卒人謂縣。律曰、「減它物非錢者、以十月平賈計」。案、成田卒受官袍衣物、貪利、貴賈貢予貧困民。吏不禁止、浸益多、又不以時驗問……。4.1）。

とあるように、原則的には錢を価値尺度手段とする公定価格で⁷⁾、少なくとも毎年十月に縣ごとに確定されるものであった。そしてそれは、出土文字資料や伝世文献にみえるその適用例を見るかぎり、とくに官署間・官民間の取引（官による商品価値の査定なども含む⁸⁾）において限定的に有効であった。逆にいえば、「平賈」は、必ずしも民同士の商取引において強制されたわけではなかつたようなのである。現に、『孟子』滕文公章句上には

【陳相曰く】「許行の道に従わば、則ち市賈に貳あらず、國中に偽り無からん。……」と。【孟子】曰く、「夫れ物の齊しからざるは物の情なり。……許子の道に従うは、相率いて偽りを爲す者なり……」と（……「從許子之道、則市賈不貳、國中無偽。……」）。曰、「夫物之不齊物之情也。……從許子之道、相率而爲偽者也……」）。

とあり、後漢・王充『論衡』卷一七是応篇には

儒者、太平の瑞應を論ず。……男女、路を異にし、市に二價無し。……夫れ儒者の言、溢美にして實言を過ぐる有り。……男女、相干さず、市價、相欺かざるを言うは可なるも、其の路を異にし、二價無きを言うは、之を裏むるなり。……太平の時に、商人無くんば則ち可なるも、如し有らば、必ず便利を求めて以て業を爲さん。物を買うに安んぞ肯えて賤きを求めざるや。貨を売るに安んぞ肯えて貴きを求めざるや。貴賤を求むるの心有れば、必ず二價の語有らん（儒者論太平瑞應……男女異路、市無二價。……夫儒者之言、有溢美過實言。……男女不相干、市價不相欺可也、言其異路、無二價、裏之也。……太平之時、無商人則可、如有、必求便利以爲業。買物安肯不求賤。賣貨安肯不求貴。有求貴賤之心、必有二價之語）。

とあり、『後漢書』卷八三逸民列伝に

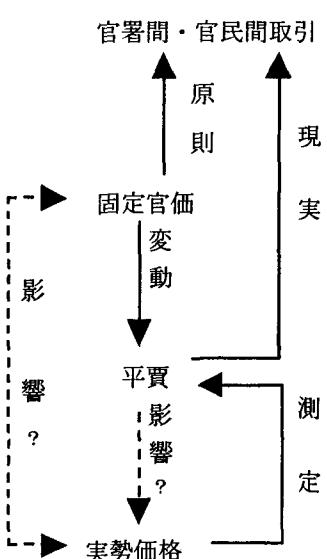
韓康、字は伯休……常に薬を名山に采りて、長安の市に賣る。口に二價せずして、三十餘年。時に女子有りて、康より薬を買わんとす。康、價を守りて移らず。女子、怒りて曰く、「公は是れ韓伯休なるか。乃ち二價せざるか」と。康、歎じて曰く、「我、本より名を避けんと欲するも、今、小女子すら皆な我有るを知る。何をか薬を用うるを爲さん」と。乃ち霸陵の山中に遯入す（韓康字伯休……常采藥名山、賣於長安市。口不二價、三十餘年。時有女子、從康買藥。康守價不移。女子怒曰、「公是韓伯休邪。乃不二價乎」。康歎曰、「我本欲避名、今小女子皆知有我。何用藥爲」。乃遯入霸陵山中）。

とあり、戦国秦漢時代の市では競りが行われ、市における各商品の統一的価格などは存在しないのが常であった。むしろ『三輔黃圖』卷二

長安九市条に

直市は、富平津の西南二十五里に在り。即ち秦の文公、造る。物に二價無ければ、故に直市を以て名と爲す（直市在富平津西南二十五里。即秦文公造。物無二價、故以直市爲名）。

とあるように、物価の完全に統制された市は固有名でよばれて特別視されるほどであった。またそれゆえに、たとえば漢代の民間取引では、双方の価格調整をするために民の中から仲介役が選定されることが多



[図1] 漢代の物価制度

く、そこに政府権力が介入してくる」とはほとんどなかった。その一証として、『史記』卷五九・五宗世家にはつぎのような記載もみえる。

趙王、權を擅^{ほし}にし、使をして縣に即きて賈人の權會を爲さしめ、國の經^{かくかい}むる租稅より多くを入る（趙王擅權、使使即縣爲賈人權會、入多於國經租稅）。

これは、景帝期～武帝期に諸侯王の一人である趙王彭祖が領内を「擅^{ほし}に」していたときの例で、役人を派遣して縣ごとに民間の「權會（商取引の仲介・管理⁽⁹⁾）」を司らせ、それによつて利益を上げたことが、趙王彭祖の悪行の一つとして挙げられている。これは逆にいえば、民間の「權會」が通常は民によつてなされていたことを意味する。このことからも、市における一物一価の原則があくまでも理想ないし特例とされていたことがわかる。よつて、「平賈」が民間の商取引さえも完全に統制していたとは考えがたい。むしろ「平賈」は、官署間・官民間にのみ適用される公定価格であり、それとはべつに実勢価格が存在していたとみるべきであろう。つまり当時の物価は、固定官価・「平賈」・実勢価格の三層構造になっていたのである（ただし、すべての商品に固定官価が設定されていたとは限らない）。以上の検討結果をまとめると図1のようになる⁽¹⁰⁾。

それでは、漢制を一時的に大きく改変した新代では、どのような物価制度が施行されていたのか。ここで注目すべきは、『漢書』卷二四食貨志下のつぎの文である。

諸々の司市は、常に四時の中月を以て掌る所を實定し、物の上・中・下の賈を爲し、各々自ら用て其の市平と爲し、它所に拘わる母し。衆民、五穀・布・帛・絲・縣の物を賣買し、民の用に周^{あまね}くして讐れずんば、均官の、以て厥の實を考檢する有りて、其の本賈を用て之を取り、折錢せしむる母し。萬物印貴し、平を過ぐること一錢ならば、則ち平賈を以て民に賣與す。其の賈、氐賈にして平を減ずる者は、民の自ら相與に市^{あきな}うに聽^{まか}せて、以て貴庚する者を防ぐ（諸司市常以四時中月實定所掌、爲物上・中・下之賈、各自用爲其市平、母拘它所。衆民賣買五穀・布・帛・絲・縣之物、周於民用而不讐者、均官有以考檢厥實、用其本賈取之、母令折錢。萬物印貴、過平一錢、則以平賈賣與民。其賈氐賈減平者、聽民自相與市、以防貴庚者）。

これは、王莽が施行したいわゆる「五均法」の概要をのべたものである⁽¹¹⁾。ここでいう「平賈」は、上中下の三等に分けられている点で、一見すると前漢時代の「平賈」とは異なるようである。後述するように、この三等構造は唐代「市估」制にもみられるので、両者は似たような機能を有していたのかも知れない⁽¹²⁾。ただしいずれにせよ、「萬物印貴し、平を過ぐること一錢な

らば」とあるように、「平賈」と実勢価格が分けられており、両者が食い違うばかりがあつたことが前提とされているという点で、新代の「平賈」と前漢のそれは同様であつたといえる。また後述するように、王莽期の黄金などには固定官価が定められていた。これより、新代にも固定官価・「平賈」・実勢価格があつたと想定される。

ではかかる三層の物価制度は、第一にいつごろ成立し、第二にどのような形で後世に継承されたのか。

第一の問題に関して注目すべきは、戦国秦の睡虎地秦簡「封診式」である。

告臣 爰書。某里の士五（伍）甲、男子丙を縛り詣る。告して曰く、「丙は、甲の臣なれども、橋（驕）悍にして田作せず、甲の令を聽かず。公に買（賣）りて、斬して以て城旦と爲し、賈錢を受けんことを謁う」と。……令史某をして「丙を診べしむるに、病あらず。●少内某・佐某をして市の正賈を以て丙を丞某の前に賈せしむ。丙は中人なれば、賈若干錢（告臣 爰書。某里士五甲縛詣男子丙。告曰、「丙甲臣、橋悍不田作、不聽甲令。謁買公、斬以爲城旦、受賈錢」。……令令史某診丙、不病。●令少内某・佐某以市正賈賈丙丞某前。丙中人、賈若干錢。617～619）。

そこには「正賈」という語がみえる。これは、『淮南子』時則訓「上帝以爲物平」の後漢・高誘注に

平は、正。讀みて評議の評（平、正。讀評議之評）。

とあるように、「平賈」に読み替えうる語である。よつて、戦国秦の「正賈」制は、漢代「平賈」制の前身に相当するものと推測される。「正」は、始皇帝の諱と同一の字、あるいはそれと通仮する字なので、おそらくのちに「正賈」から「平賈」に更名されたのであろう⁽³⁾。

第二の問題に関しては、池田温氏の説が参考になる。すなわち、唐代には「市估」とよばれる制度があり、それは「一般取引を規制する公定強制価格ではなく、又市場に提示される公示価格でもなく、時価を参照して市の官員により決定記録された公定市価に外なら」⁽⁴⁾ず、當時市場価格が完全に統一されていたわけではなかつたといふ。これに類する制度は、少なくとも元明代に至るまで存在していたことが確認されている⁽⁵⁾。「これらの「市估」はいずれも、実勢価格とはべつに存在した市場公定価格であるという点で、漢代の「平賈」制とほぼ合致するものである。そうなると、前近代中国の物価制度に関しては、戦国秦「正賈」制→漢「平賈」制→新「平賈」制（→後漢「平賈」制）→唐～明「市估」制という一連の継承関係が想定されることになろう。

以上より、戦国秦漢時代における物価制度の骨子がほぼ明らかとなつた。すなわち当時の物価には、固定官価・平賈（＝正賈）・実勢価格という三つの指標があつた。そして錢以外のすべての物財の価格は、基本的に錢を価値尺度手段とする前掲三つの指標に基づいて測定されていたと考えられる。それでは、錢・布・黄金のあいだには具体的にどのような価値関係があつたのか。それらの比価もまた、固定官価・平賈（＝正賈）・実勢価格の三つによつて重層的に決められていたのではないか。

第二節 錢・布・黄金の価値関係

一 錢と布の価値関係

戦国秦における錢と布の価値関係については、睡虎地秦簡「秦律十八種」金布律に

錢十一は一布に當てよ。其れ錢を出入して以て金・布に當つるには律を以てせよ（錢十一當一布。其出入錢以當金・布以律。134）。
とあり、「一布＝十一錢」と規定されている。整理小組によると、「錢十一」はいわゆる「半兩」錢十一枚のことである。また「一布」は麻織物のことで、「秦律十八種」金布律に

布は表八尺、福（幅）廣二尺五寸とせよ。布、惡しく、其の廣表、式の如くならざる者は行せざれ（布表八尺、福廣二尺五寸。布惡、其廣表不如式者不行。133）。

とあるように、その規格は長さ八尺・幅二尺五寸である。これより、前掲「秦律十八種」金布律（134）は一般に、秦錢一枚と麻織物（長さ八尺×幅二尺五寸）が等価であることをしめしたものと解されている。たしかに、「秦律十八種」金布律に
衣を裏せらるる者の、隸臣・府隸の妻母き者及び城旦は、冬に人（）とに百一十錢、夏に五十五錢とせよ。其の小者は冬に
七十七錢、夏に卅四錢とせよ。春は冬に人（）とに五十五錢、夏に卅四錢とせよ。其の小者は冬に卅四錢、夏に廿三錢とせ
よ。隸臣妾の老及び小にして自ら衣（き）る能わざる者は春の衣の如くせよ。●亡げて其の主及び官に不仁なる者の衣は隸臣妾
の如くせよ（裏衣者隸臣・府隸之母妻者及城旦冬人百一十錢、夏五十五錢。其小者冬七十七錢、夏卅四錢。春冬人五十五錢、夏卅四錢。
其小者冬卅四錢、夏卅三錢。隸臣妾之老及小不能自衣者如春衣。●亡不仁其主及官者衣如隸臣妾。161～163）。

とある。本条は、特定の刑徒に対する衣料支給の原則についてのぐたものであるが、そゝやは衣料の価値が錢数でしめされている（本稿第七章も参照）。そしてその数はすべて十一の倍数となってい。」れは明らかに前掲「秦律十八種」金布律（134）の「錢十一當一布」の規定を受けたものであろう。」れより、刑徒への衣料支給のばあいなどに、「一布＝十一錢」という固定官価が指標として用いられたことがわかる。

ところが、「錢十一當一布」が」のように成文化された固定官価と解される一方で、既述の「」と、戦国秦には「正賈」という可変的な公定価格もあつた。よつて、官署間・官民間で麻織物を取引するばあい、その価格は「正賈」で測定されていた可能性が高い。また民間における麻織物の商取引には可変的な実勢価格が適用されていたとも推測される。現に、戦国秦の睡虎地第四号秦墓木牘には⁽¹⁶⁾

……母、安陸の絲布の賤くして以て禪・裙・襦を爲るべき者を視ば、母、必ず之を爲り、錢と偕に來らしめよ。其れ絲布、貴くば、徒だ錢のみをば來らしめよ。黒夫、自ら以て此れを布とせん。……（……母視安陸絲布賤可以爲禪・裙・襦者、母必爲之、令與錢偕來。其絲布貴、徒錢來。黒夫自以布比……。11）

とある。これは、戦地にいる黒夫という者が郷里の母親に宛てた書信の一部である。」れによると、布（麻織物）の価格は地域」とに変化するものであつた。これは、前掲「秦律十八種」金布律「錢十一當一布（134）」が、必ずしも民間における布の価格（正賈や実勢価格）と同じものではなく、民間の商取引における公定強制価格でもなかつたことをしめしている。これより、戦国秦の布の価格も可変的なばあいがあつたと考えられる。また漢代でも、前掲居延旧簡（4.1）によると、官民間取引における物価は原則として「平賈」によって測定されており、布の価格が可変的であつたことを窺わせる⁽¹⁷⁾。

二 平準書にみえる「一黄金一斤」の解釈

錢と黄金の価値関係に関しては、従来、既述の「」とく、秦漢時代を通じて「黄金一斤＝一万錢」という固定的、あるいは標準的な比価があつたといわれてきた（以下、「黄金一斤＝一万錢」説）。その論拠の一つは、『史記』卷三〇平準書である。漢興りて秦の弊に接し、丈夫、軍旅に従い、老弱、糧餉を轉じ、作業劇にして財^{とば}置し。天子より鈞駒を具うる能わざして、將相或いは牛車に乗り、齊民は藏蓋無し。是に於いて秦錢重くして用い難きが爲に、更めて民をして錢を鑄しめ、「黄金一斤^{原文マ}」

とし、法を約して禁を省く。而して不軌にして利を逐うの民は、餘業を蓄積し、以て市物を稽う。物は踊騰し、糴米は石
子とに萬錢に至り、馬一匹は則ち百金なり。天下、已に平らぎ……（漢興接秦之弊、丈夫從軍旅、老弱轉糧饉、作業劇而財匱。自
天子不能買鈞駒、而將相或乘牛車、齊民無藏蓋。於是爲秦錢重難用、更令民鑄錢、一黃金一斤、約法省禁。而不軌逐利之民、蓄積餘業、以稽
市物。物踊騰、糴米至石萬錢、馬一匹則百金。天下已平……）。

本文の冒頭には、漢元年を意味する「漢興」の二字がある。またその後文には、楚漢戦争終結（＝漢五年⁽¹⁸⁾）を意味する「天下
已定」の四字がみえる。よつて、本文は「漢元年」～「漢五年」の出来事をしめしたものと解される。そのあいだに「一黃金
一斤」の五字がみえる。この意味に関しては、これまでに以下の三つの注釈がある。

- ① 「十貫＝金一斤」 説⁽¹⁹⁾
- ② 「一黃金＝金一斤」 説⁽²⁰⁾
- ③ 「一万錢＝金一斤」 説⁽²¹⁾

そしてその中の①と③が、後述するように、「黃金一斤＝一万錢」説の論拠となつてゐるのである。しかし、当該句をそのよう
に解することは、はたして本当に妥當であろうか。

①は、当該句を「十貫金一斤」の誤文とみなした上で、「十貫＝金一斤」の意に解する説である。たしかに『漢書』卷六武帝
紀の元狩四年条「初算縉錢」の顏師古注に

李斐曰く⁽²²⁾、「縉は、絲なり。以て錢を貫くなり。一貫」とに千錢とす。算二十を出だすなり」と（李斐曰、「縉、絲也。以貫
錢也。一貫千錢。出算二十也。）。

とあり、漢代には千錢をひとまとまりとする「貫」という単位があつたようである⁽²³⁾。よつて、もし「黃金一斤＝一万錢」とす
れば、「十貫＝一万錢＝黃金一斤」となる。しかし前掲平准書の文は、食貨志下では

漢興りて、以て秦錢重くして用い難きが爲に、更めて民をして莢錢を鑄しむ。黃金一斤とす（漢興、以爲秦錢重難用、更令民
鑄莢錢。黃金一斤）。

に作り、「一黃金一斤」の「一黃」は、「十貫」に読み替えられていない。よつて、①には従いがたい。

②は、当該句を「一黃金」と「一斤とす」と読み、このときに黃金の基準単位が「斤」に定められたと解する説である。た

しかに、統一秦では黄金を計量するさいに「溢」と「斤」の二つの単位が混用されていた⁽²⁴⁾。すると当該句は、それが「漢元年」「漢五年」に、「斤」に一本化されたことを意味するといふことになろう。そこで伝世文献を確認すると、『史記』卷五五留侯世家に

漢元年正月、沛公、漢王と爲り、巴蜀に王たり。漢王、【張】良に金百溢・珠二斗を賜う（漢元年正月、沛公爲漢王、王巴蜀）。

漢王賜良金百溢・珠二斗）。

とあるように、「漢元年」に黄金が「溢」単位で計量されていた例があるが、「漢元年」以降になると、前漢の領域内において黄金を「溢（鑑）」で計量する例はみえなくなり、むしろ「斤」で黄金を計量する事例が多くみえるようになる（付表3）。これより、②には大きな問題がないと考えられる。では、最後に残された③には、どのような論拠があるのであらうか。

③に関する現存最古の文は、唐・司馬貞『史記索隱』に

如淳云う、「時に錢を以て貨と爲し、黄金一斤直萬錢^{〔原〕}とす」と（如淳云、「時以錢爲貨、黄金一斤直萬錢」）。

とあるものである。ただし、『漢書』の顏師古叙例によると、如淳は三国魏の人である。よつて、如淳が漢初の経済状況を説明するには、そこに何らかの典拠があつたとみなければならない。しかし文中にそのことは明記されていない。その理由について清・瞿方梅『史記三家注補正』は

竊に疑うらくは、如【淳】、『史記』の本と當に「一萬金一斤」を作るべきに據る。故に其れ之を解すること此の若からん（竊疑、如據『史記』本當作「一萬金一斤」。故其解之若此）。

と推測している。ところが周知のことく、如淳は本来『史記』の注釈者ではなく、『漢書』の注釈者である。そこで『索隱』引如淳注の出典となつた『漢書』如淳注をさがすと、『漢書』卷五〇馮唐伝に

【馮】唐對えて曰く、「……李牧……百金の士十萬を選び、是を以て北のかた單于を逐い……」と（唐對曰、「……李牧……百金之士十萬、是以北逐單于……」）。

とあり、その中の「百金の士」に関する顏師古注に

如淳曰く、「黄金一斤直萬^{〔原〕}とす。富家の子弟の任すべき使を言うなり」と（如淳曰、「黄金一斤直萬。言富家子弟可任使也」）。とある。これと『索隱』引如淳注を比較すると、前者には後者の「富家の子弟」以下の文が、後者には前者の「時に錢を以て

貨と爲し」の箇所が欠けている。しかしこれは、同じ如淳注の原文を、のちに司馬貞と顏師古が別々に抄録したことによる差異であろう。というのも、両者を原文で比較してみると

(素隱) 時以錢爲貨黃金一斤直萬錢

(顏注) 黃金一斤直萬 言富家子弟可任使也

となり、これを校訂して一文にすると

時以錢爲貨。黃金一斤直萬錢。言富家子弟可任使也

とすることが可能で、それは前掲馮唐伝「百金の士」に対する首尾一貫した注釈とみなしうるからである。これより、如淳注は本来馮唐伝に付されたもので、平準書の「一黃金一斤」に付されたものではないと考えられる。そうなると、如淳注の論拠を『史記』の語句異同に求める瞿方梅の推論には問題があることになろう。

三 如淳注の論拠と居延漢簡の内容

そこで如淳注の論拠を、それ以前の『漢書』の注釈に求めてみると、そこに「黃金一斤ニ一万錢」説を裏づける記載はない。一方、如淳注以降の注釈をみると、『漢書』卷二惠帝紀即位年条に

孝惠皇帝……皇帝の位に即く。皇后を尊びて皇太后と曰う。民に爵一級を賜う。……給喪事者に賜うこと一千石ならば錢二萬、六百石以上ならば萬、五百石・二百石以下、佐史に至るまでは五千とす。視作斥上者には將軍ならば四十金、二千石ならば二十金、六百石以上ならば六金、五百石以下、佐史に至るまでは一金とし……(孝惠皇帝……即皇帝位。尊皇后曰皇太后。賜民爵一級。……賜給喪事者二千石錢二萬、六百石以上萬、五百石・二百石以下、至佐史五千。視作斥上者將軍四十金、一千石二十金、六百石以上六金、五百石以下、至佐史二金……)。

とあり、その中の「視作斥上者將軍四十金」に対する顏師古注に

晉灼曰ぐ、「……下に凡そ「黃金」と言うは、眞の金なり。「黃」と言わざんば、錢を謂うなり。食貨志に、「黃金一斤直萬錢」と」と(晉灼曰、「……下凡言「黃金」、眞金也。不言「黃」、謂錢也。食貨志「黃金一斤直萬錢」)。とある。これによると、晋・晋灼は「食貨志」を典拠としている。それはつきの文に比定される。

【王】莽、眞に即きて以爲えらく、「劉」字を書するに金・刀有り」と。乃ち錯刀・契刀及び五銖錢を罷めて、更めて金・銀・龜・貝・錢・布の品を作り、名づけて「寶貨」と曰う。小錢は、徑六分にして、重さ一銖、文に「小錢直一」と曰う。次は七分にして、三銖、「玄錢一十」と曰う。次は八分にして、五銖、「幼錢二十」と曰う。次は九分にして、七銖、「中錢三十」と曰う。次は一寸にして、九銖、「壯錢四十」と曰う。前の「大錢五十」に因る。是れ錢貨六品爲り。直は各^ハ其の文の如し。^{原文}黃金重一斤直錢萬とす（莽即眞以爲、「書「劉」字有金・刀」。乃罷錯刀・契刀及五銖錢、而更作金・銀・龜・貝・錢・布之品、名曰「寶貨」。小錢徑六分、重一銖、文曰「小錢直一」。次七分、三銖、曰「玄錢一十」。次八分、五銖、曰「幼錢二十」。次九分、七銖、曰「中錢三十」。次一寸、九銖、曰「壯錢四十」。因前「大錢五十」。是爲錢貨六品。直各如其文。黃金重一斤直錢萬）。

これは、王莽が公布した幣制改革の概要をのべた食貨志下の文である。これより晋灼は、漢初における黃金と錢の比価について付注するにあたり、新代の幣制に関する記述を典拠としたと考えられる。ところで、たとえば『漢書』卷四三叔孫通伝の顏師古注に

如淳曰く、「高祖の衣冠、藏せられ、宮中の寢に在り。……」と。晋灼曰く、「……如【淳】の「宮中」と言うは皆な非なり」と（如淳曰、「高祖之衣冠藏，在宮中之寢。……」。晋灼曰、「……如言「宮中」皆非也！」）。

とあるように、晋灼は如淳注を適宜参考していたものとみられる。よつて晋灼は、漢初における黃金と錢の比価について検討するにあたり、前掲如淳注を引証することも可能であつたはずである。また、かりに漢初の經濟状況に関する如淳注以外の信頼に足る史料が晋代に残存していたばあい、晋灼は食貨志下でなくそれらを典拠としたのであろう。というのも、王莽期の幣制に関する文を典拠にして漢初の幣制を復元することは、論証の方法としてあまり妥当とはいえないからである。だが、結果として晋灼は食貨志下の文を優先している。つまり晋灼は、漢初の出来事に関する如淳注を、漢初の幣制をしめす信頼に足る史料とはみなしていなかつたのである。これは、「黃金一斤^ハ一万錢」という比価の存在をしめす前掲食貨志下以外の確たる論拠が、すでに晋代には存在していなかつたことをしめすものであろう⁽²⁵⁾。これに関連して金少英氏はつとに「黃金一斤^ハ一万錢」説の原点が前掲食貨志下にあることを推測している⁽²⁶⁾。この仮説に関して、金氏は必ずしも論拠を提示していない。しかし、これまでの検討をふまえれば、これは十分に首肯しうる解釈であろう。よつて、新代以前の黃金と錢の比価を実証するには、新代に「黃金一斤^ハ一万錢」という比価が存在したこととおりあえず文献上認めうるものとし、そこから時代を遡つて両者の漢

初における比価を類推せねばならないのである。⁽⁸⁷⁾

そこで前漢後期における黄金と錢の比価をみると、『漢書』卷九九王莽伝上の平帝元始三年（後二年）条に有司奏す、「故事に、皇后を聘るには黄金二萬斤、と。爲ち錢二萬萬」と（有司奏、「故事、聘皇后黄金二萬斤。爲錢一萬萬」）。とある。この文に基づいて労幹氏は、王莽の始建國元年（後九年）の六年前にすでに「黄金二萬斤＝錢二萬萬」すなわち「黄金一斤＝一万錢」という比価が成立していたと論じている。また藤田高夫氏も、居延新簡に

▽期會。皆坐辨其官事不辨。論罰金各四兩直二千五百 (EPT57:1)。

とあり、居延旧簡に

□□□□當罰金二千五

□□□□亡人罰金五千 (231.115A.B)

とあり、それぞれ「罰金四兩直二千五百」と「罰金八兩直五千」の省略形とみられる」とから、すでに前漢後期には当該比価が存在していたとのべている。たしかに労氏の挙げる前掲王莽伝の文は、平帝期に当該比価があつたことを裏書するものようである。また、前掲居延旧簡は「建武（光武帝期）」の紀年を含む簡とほぼ同じ場所から出土し、前掲居延新簡は「本始（宣帝期）」～「始建國天鳳（王莽期）」の紀年を含む簡とほぼ同じ場所から出土しているから、これらは前漢宣帝期～後漢光武帝期の比価を反映している可能性が高い。したがつてこれより、「黄金一斤＝一万錢」という官価の存在は、とりあえず前漢後期にまでさかのぼる可能性があるといえよう（ただし次項で指摘するように、この官価は前掲の固定官価に相当する）。

四 「黄金一斤＝一万錢」説および金本位制説の批判

ところが、前掲「二年律令」金布律（427～428）によると、漢初において「罰・贖・責（債）・購・償」を黄金で給付もしくは支払うばあいには、「各々其の二千石の官の治所の、縣の十月の金の平賈を以て錢」に換算して決済する」とが認められていた。『晋書』卷三〇刑法志の魏新律序略引漢律にも

金布律に、「罰・贖・入るべき責（債）有れば、呈黄金を以て價と爲せ」と（金布律、「有罰・贖・入責、以呈黄金爲價」）。とあり、前掲「二年律令」金布律（427～428）の内容と類似する条文がみえる。「呈黄金」の「呈」は、基準・標準の意で、『説

呈は、平なり（呈、平也）。

とあるように、「平」字に読み替えうる。」の「平」は、「平賈」の省略形として食貨志下などに散見する。したがつて、「呈黃金」と「金平賈」は同内容の語句と解される。すると、前掲「二年律令」金布律（427～428）と魏新律序略引金布律はほぼ同様の規定と解され、その内容は前漢初期～三国時代まで有効であったと推測されよう。また、前掲居延旧簡（4.1）にも、錢以外の窃盜物一般（当然黄金を含む）の価値を「平賈」によつて計るべき」とが定められている。」れより、黄金の価値は、漢代を通じて、他の物財と同じく、「平賈」制に組み込まれていたと考えられる。そうなると、黄金の価値は官署間・官民間の商取引においても可変的であったことになるので、その実勢価格はさらに細かく変動したであろう。現に、張家山漢簡「算數書」（46）には「黃金一斤＝五〇四〇錢」⁽²⁸⁾、『九章算術』卷六均輸には「金一斤＝六二五〇錢」、同書卷七盈不足には「金一斤＝九八〇〇錢」である」とがのべられている。また、『管子』にも錢と黄金の比価に関する文がみえ、揆度篇に「金の平價は萬なり」、輕重甲篇に「金賈四千」とある。金谷治氏によると、両篇はともに武帝期後半もしくはそれ以降に成立したものであるという。⁽²⁹⁾だがそれにもかかわらず、両篇にしめされている比価にはかなりの食い違いがみられる。「これらは、「黄金一斤＝一万錢」を絶対的、あるいは標準的な比価と解することを困難である」とをしめしている。」れど、黄金の価値も他物と同じく固定官価・平賈・実勢価格のいずれかによって測定されていたと仮定すると、前掲の食貨志下・居延旧簡（EPT57:1）・居延新簡（231.115A.B）・『漢書』卷九九王莽伝上は黄金の固定官価、「二年律令」金布律（427～428）・居延旧簡（4.1）・『管子』揆度篇は黄金の「平賈」・『算數書』・『九章算術』・『管子』輕重甲篇は黄金の「平賈」もしくは実勢価格をそれぞれさるものと解され、史料間の矛盾はすべて解消する。」れより、黄金も当該三層の物価制度によつて価値が計られていたと演繹される（ただし、新代における黄金の「平賈」と実勢価格の有無については、「黄金一斤＝一万錢」という固定官価に関する前掲食貨志下の文以外に比較しうる史料がないため、具体的な実態の解明は今後の課題である）。

以上の考察により、戦国秦漢時代における錢と黄金の比価は、状況におうじて固定官価、「平賈（正賈）」、もしくは実勢価格によつて測定され、つねに固定されていていたわけではなかつたことが確認された。」のことは戦国秦漢時代の国家が、一般に想定されるような金本位制を採用してはいなかつたことをしめすものであらう。また既述の」とく、錢と布の比価も可変的であ

つたから、秦漢時代の錢の価値は布本位制に基づいていたわけでもなかつた。要するに、秦漢時代の錢の価値は、必ずしも布や黄金との固定的兌換に裏打されていたわけではなかつたのである。そうなるとつぎに問題となるのは、錢の価値がいかに保たれていたのかである。

第三節 錢の価値と錢文の関係

この問題に答えるには、当時の国家が錢をいかに機能させようとし、また民が実際にそれをどのようなものとして受容していたのかを明らかにせねばならない。そこで注目されるのが、秦漢時代（とりわけ前漢前半期）に錢が何度も改鑄されているという事実である。その関連史料を年代順に列記すると年表1のようになる⁽³⁰⁾。これらは、前漢前半期までに錢が民間にあまり定着していなかつたことを示唆するものであろう。むろん錢は、戦国秦漢時代における錢納税制の確立に伴い、必需品となつた。これにより、錢に対する社会的信用はある程度保障されたとみられる（序章で紹介した錢＝国家的決済手段論参照）。しかし、前漢前半期における度重なる改鑄の歴史は、錢に対する社会的信用がいまだ不十分であったことを物語つている。逆にいえば、幾度にもわたる改鑄は、国家が錢をどうにか民間に定着・受容させようとする試行錯誤の過程をしめすものと解されるのである。よつて、錢の価値の所在を明らかにするには、同時に、前漢前半期における改鑄の理由をも闡明せねばならない。

そこで参考となるのが、「二年律令」錢律である。

錢徑十分寸の八以上にして、鑄たるを缺くと雖も、文章頗る智（知）るべく、而して殊折し、及び鉛錢に非ずんば、皆な行錢と爲せ。金の青赤たらざる者は、皆な行金とせよ。敢えて擇びて行錢・金を取らざる者は、罰金四兩とせよ（錢徑十分寸八以上、雖缺鑄、文章頗可智、而非殊折及鉛錢也、皆爲行錢）。金不青赤者皆行金。敢擇不取行錢・金者、罰金四兩。197～198）。

- これは、以下の四つの基準を満たす錢を「行錢（流通を公認された錢⁽³¹⁾）」と認めたものと解される。
- ① 「錢徑（錢の直徑）」が十分の八寸（約1.85cm）以上である」と。
 - ② 「文章（＝錢文。錢の内部に鋳込まれた文字）」が少しでも読みとれる」と。

③ 錢自体に大きな損傷がみられないこと。

④ 「鉛錢（鉛を主成分とする錢）」ではないこと。

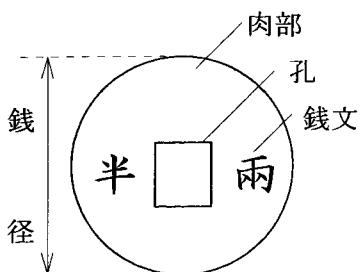
①は、漢錢が秤量貨幣としては官に受容されていなかつたことをしめすものである。かりに当時の錢が秤量貨幣と規定されていたばあい、そもそも錢径を決める必要がないからである。③は、表面上のキズ等によつて錢の価値を判断することを法的に禁じたものとみられる。これより、行錢の法定価値は、その精巧度に左右されるものでなかつたことがわかる。④は、錢の素材に対する規定で、鉛錢を行錢の範疇から除くものである。つまり官側は、錢の主成分を銅に定め、素材面から行錢の価値の画一化をはかつたと考えられるのである。

以上を要するに、前掲「二年律令」錢律は、行錢の最低限の大きさ・精巧度・材質を法的に規定したものと解される。ただし「二年律令」錢律には、錢の大きさ・精巧度・材質の上限をしめす規定が含まれていない。よつて、前掲「二年律令」錢律によると、行錢のあいだでも大きさ・精巧度・素材の質に差異が生じる可能性がある。要するに、精巧度があまり高くなく、「殊折（折れてバラバラになる）寸前まで軽量化されたような行錢も、規制されないで市場に残るばあいがある」ということである。前掲「二年律令」錢律のいう「敢えて擇びて行錢・金を取らざる者は、罰金四兩」とは、このようなあまり良質でない行錢の受領を渋る人びとの増加を防止するための規定であろう。それでは、一体何が行錢の価値の指標となつていたのか。

ここで注目すべきが②である。このように錢の「文章（錢文）」にこだわる律文内容はまさに、錢文を価値の指標とする官側の意向をしめしたものと推測される。食貨志下にも
又た民の錢を用うること、郡縣ごとに同じからず。或いは輕錢を用いて、百に若干を加え、或いは重錢を用いて、平稱、

	『史記』	『漢書』
漢初	爲秦錢重難用、更令民鑄錢（平準書）。	以爲秦錢重難用、更令民鑄英錢（食貨志）。
呂后 2	行八銖錢（名臣表）。	行八銖錢（高后紀）。
呂后 6		行五分錢（高后紀）。
文帝 5	英錢益多輕。乃更鑄四銖錢、其文爲半兩（平準書）。民得鑄錢（名臣表）。	爲錢益多而輕、乃更鑄四銖錢、其文爲半兩（食貨志）。更造四銖錢（文帝紀）。
建元 1		行三銖錢（武帝紀）。新壞四銖錢造此錢也。重如其文。見食貨志（師古注）。
建元 5	行三分錢（名臣表）。	罷三銖錢、行半兩錢（武帝紀）。
元狩 3 ~ 元狩 4	令縣官銷半兩錢、更鑄三銖錢（平準書）。	令縣官銷半兩錢、更鑄三銖錢、重如其文（食貨志）。
元狩 5	有司言、三銖錢輕易姦詐。乃更請諸郡國鑄五銖錢、周郭其下、令不可磨取差焉（平準書）。	有司言、三銖錢輕、輕錢易作姦詐。乃更請郡國鑄五銖錢、周郭其下、令不可摩取差焉（食貨志）。
		罷半兩錢、行五銖錢（武帝紀）。

〔年表 1〕 錢史関連年表（漢元年～元狩 5 年）



- ・名目重量=銭文に表示されている重量
- ・規定重量=法律上の基準重量
- ・実質重量=銭1つ1つの実際上の重量

〔図2〕銭の形状と名称・概念

受けず。法錢立たず。吏、急にして之を壹にせんとするや、則ち大いに煩苛と爲りて、力、勝うる能わざらん。縱にして呵せざるや、則ち市肆、用を異にし、錢文、大いに亂れん。苟くも其の術に非ずんば、何れに郷えれば可ならんや（又民用錢、郡縣不同。或用輕錢、百加若干、或用重錢、平稱不受。法錢不立。吏急而壹之慮、則大爲煩苛、而力不能勝。縱而弗呵慮、則市肆異用、錢文大亂。苟非其術、何郷而可哉）。

とある。これは、「孝文五年」に文帝が「盜鑄錢令」を撤廃して民間での鋳錢を許可したさい、輕錢と重錢が並存して經濟が混乱したことに関する賈誼の上奏文の一部である。その内容をみると、漢錢の民間における受容度が、實際にはその實質重量に左右されるばあいもあつたことがわかる。たとえば「法錢（＝行錢⁽³²⁾）」百枚分の商品を輕錢で買あいには、輕錢一〇〇枚十αが必要とされていることである。だがそれは、本来の行錢のあり方ではない。というのも、もし錢の価値が法的にその實質重量や規定重量によつて決定されていたのであれば、輕錢・重錢が混在する經濟状況というのは、そもそも問題視されないはずであるからである。ここでは、本来輕錢も重錢も「半兩」を錢文とし、それらは官からみればいずれも等価関係にあるべきものであつたからこそ、兩者の比価が実情として可変的であることが問題となり、賈誼は「錢文、大いに亂れん」と嘆いてゐるのであろう。これより、行錢の法的価値は、建前として錢文の画一性に依拠していたものと考えられる（以下、錢文原理⁽³³⁾）。

ただし周知のことく、漢代において商品の価値は、一錢・二錢・三錢……のように、錢の枚数の積算によつて計られていた（以下、個数原理）。したがつて、かりに同時代に異なつた錢文をもつ二種類以上の錢が並行的に流通したばあい、一錢」との価値に高低が生じることになり、一錢・二錢・三錢……がそれぞれどの錢何枚分に相当するのかが計算困難となる。それゆえ、異なる錢文をもつ漢錢は、建前上は同時並行的に流通しえなかつたはずである。そこで年表1をみると、前漢前半期には「半兩」・「三銖」・「五銖」という三種類の錢文をもつ錢が鋳造されている。そして「半兩」錢から「三銖」錢、「三銖」錢から「半兩」錢、「三銖」錢から「五銖」錢のように、旧錢

とは異なる錢文をもつ新錢が発行されたばあいには、旧錢が「銷」・「罷」・「壞」されたとある。⁽³⁴⁾ 一方、秦代の「半兩」錢から莢錢（小型「半兩」錢の一種）、莢錢から八銖錢（規定重量八銖の「半兩」錢）、八銖錢から五分錢（小型「半兩」錢の一種）、五分錢から四銖錢（規定重量四銖の「半兩」錢）への改鑄がなされたばあい、すなわち改鑄時に錢文が変更されなかつたばあいには、旧錢を「銷」・「罷」・「壞」したとは追記されていない。かかる記述上の差異は、二種類以上の錢文の並存によつて錢文原理と個数原理に基づく幣制が混乱することのないよう國家が建前上配慮した、なによりの証拠であろう。これより当時の国家は、錢文原理と個数原理に基づいて錢の統制をしていたと考えられる（図2）。つぎの前掲平準書の文は、この点をさらに裏書きする。

漢、興りて秦の弊に接し……是に於いて秦錢重くして用い難きが爲に、更めて民をして錢を鑄しむ（漢興接秦之弊……於是爲秦錢重難用、更令民鑄錢）。

これは漢初に、「半兩」錢の規定重量を名目重量よりも削減し（図2参照）、小型の「半兩」錢に改鑄したこととしめすものである。両者はともに「半兩」を錢文とし、どちらも一枚分が「一錢」と數えられる。したがつて、本来ならばその重量（規定重量や実質重量）に高低が生じてはならないはずである。にもかかわらず、「重くして用い難」いという理由で秦錢を軽量化しうるとされているのは、両者が同一の錢文をもつてゐるため、その重量（規定重量や実質重量）を変更しても錢文に基づく統一的な価値体系に齟齬が生じることはないという了解が官側にあつたからに他ならない。⁽³⁵⁾（当該幣制がいつどのように確立し、それがいかなる背景をもつっていたのかについては、第四章・第五章・第六章参照）。

では、なぜ錢文は前漢前半期にたびたび変更されたのであらうか。ここで注目すべきは、漢錢の現実上の価値がその実質重量に絶えず左右される傾向にあつた点である（前掲食貨志下の賈誼の上奏文参照）。これは、錢の実質重量を減らしても錢文原理と個数原理を維持できることとする官側の判断が、錢の実質重量を重んじる「民間の慣習」にそぐわなかつたことを意味する。このような「民間の慣習」は、西周時代に銅地金を秤量貨幣として用いるようになつて以来の根深い慣習で⁽³⁶⁾、輕錢と重錢を区別する戰国青銅貨幣經濟の歴史的背景にもなつていたとみられる。それゆえ前漢時代の国家は、この慣習と折り合いをつけるためにも、錢文を錢の実質重量に近づけねばならず、状況におうじてそれを「半兩」・「三銖」・「五銖」などと改変せざるをえないかつたのであらう。これは、国家による錢文を基準とした經濟統制の限界をしめすものである。そしてその中で、結果的にも

つとも定着したのが、前漢武帝期以来のいわゆる「五銖」銭であったのである（ただし「半両」や「五銖」といった錢文が採用された背景には、他にも聖数の問題が絡んでいた可能性がある。すなわち、戦国秦以来の「半両」銭は「半両（一二銖）」を錢文とするが、それは秦の聖数「一二」をふまえたものであつたといわれる⁽³⁷⁾。また武帝期初頭に一時的に铸造された「三銖」銭も「十一」の約数を冠しており、いまだ秦の聖数概念の影響から脱却できていないことを窺わせる。これに対しても「五銖」銭の「五」は、前漢の聖数「五」との関連が深い⁽³⁸⁾。よつて武帝は、それ以前の錢の実質重量が「五銖」に近づきつつあつたという理由だけでなく、秦以来の聖数概念から脱却し、前漢の聖数「五」を採用して国家の位置づけを明確にするためにも、積極的に「五銖」銭を採用した可能性があるのである）。

おわりに

以上の検討結果をまとめると、つぎのようになる。すなわち戦国秦漢時代には、固定官価・平賈（正賈）・実勢価格という三層構造の物価があり、錢以外のすべての物財は、錢を価値尺度手段とする当該物価制度に組み込まれていた。その中には黄金や布なども含まれていた。したがつて、戦国秦漢時代における錢は、金本位制・布本位制ないしそれに類する制度によって価値を保持していたのではなく、それとは異なるべつの要因によつて、価値体系の中核としての地位を保持し続けていたと考えられる。そこで注目すべきが、当時の国家が錢をいかに機能させようとし、また民が実際にそれをどのようにして受容していくのかである。この点に関して、前漢前半期における錢の改鑄の歴史は、錢が社会にある程度定着するまでのプロセスを描いたものとして、有力な手がかりを提供している。それによると戦国秦・統一秦・前漢は、当初、同一の錢文をもつ錢のみを流通させ、その枚数の積算によつて商品の価値をはかるという体制を維持しようとした。そして、錢文にしめされている名目重量よりも錢をさらに軽量化しようとした。しかし、民間では錢が秤量貨幣として扱われる傾向にあつたため、結局、輕錢は輕錢、重錢は重錢として受け取られることになり、民衆が錢文に従わなくなつた。その結果、官は民間の意向に沿い、より実質重量に近く、一定の価値物としてほどよく民間に受容されるような錢文を採用せざるを得なかつた。これが、前漢前半

期において錢がたびたび試鑄・改鑄された理由であろう（その社会的背景については、本稿第四章・第五章でも検討）。そしてそのような官民間の相互関係と試行錯誤の中で（当時の聖数概念をもふまえつゝ）生み出されたものこそ、前漢武帝期のいわゆる「五銖」錢であつたと考えられるのである。

(1) 佐原康夫「漢代の貨幣經濟と社會」（同『漢代都市機構の研究』汲古書院、二〇〇二年）など。

(2) 日本の研究として、平中英次「秦漢時代の經濟一般」（同『中国古代の田制と税法——秦漢經濟史研究——』東洋史研究会、一九六七年）、西嶋定生『中国古代の社會と經濟』（東京大学出版会、一九八一年）、宮崎市定『六朝隋唐の社會』（『宮崎市定全集7 六朝』岩波書店、一九九二年）、藤田高夫「秦漢罰金考」（梅原郁編『前近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究所、一九九六年）、関野雄「金餅考——戰國・秦漢の金貨に関する一考察」（同『中国考古学論叢』同成社、二〇〇五年）、中国の研究として、清・顧炎武『日知錄』卷一一黄金条、黄万里『中国貨幣史』（博修出版社、一九五三年）、劳榦「漢代黃金及銅錢的使用問題」（『劳榦学术論文集』甲編下、芸文印書館、一九七六年）、錢劍夫『秦漢貨幣史稿』（湖北人民出版社、一九八六年）、吳榮曾「秦漢時の行錢」（『中国錢幣』二〇〇三年第三期）、李劍農『中国古代經濟史稿』第一卷（武汉大学出版社、二〇〇五年）など。また山田勝芳『貨幣の中国古代史』（朝日新聞社、一〇〇〇年）は、本稿序章で佐原注¹前掲論文を引用しつぶれたように、黃金と錢の比価が変動的であったことに言及しつつも、行論上は黃金と錢が固定比価で結ばれていたことを前提としている。さらに堀毅（蕭紅燕訳）「秦漢盜律攷」（同『秦漢法制史論攷』法律出版社、一九八八年）、水出泰弘「戰国秦の「重一両十二（十四）一珠」錢について」（『中央大学アジア史研究』第七号、一九八三年）、若江賢三「秦律における贖罪制度」（『愛媛大学法文学部論集』第一八〇一九号、一九八五—一九八六年）などは、「黃金一斤＝一万錢」説を前提として刑法史や貨幣史に関する諸問題に取り組んでいる。なお、上記の諸説の中には「黃金一斤＝一万錢」を固定的比価とみているといわざるをえない。

(3) たとえば佐原康夫「漢代貨幣史再考」（同注¹前掲書、五〇二頁）に「銅錢一枚の価値として機能しているのは、銅錢の重さや含有する金属の価値ではなく、律で定められた、布への換算と交換の可能性だけである。」このことは秦代の銅錢が布に対する従属的下位貨幣であつたことを意味する」とある。

(4) 彭信威『中国貨幣史（第二版）』（上海人民出版社、一九六五年）、陳直「居延漢簡綜論」（同『居延漢簡研究』天津古籍出版社、一九八六年）、吳

鎮烽「半両錢及其相關的問題」(『秦文化論叢』第一輯、西北大学出版社、一九九三年)、林甘泉編『中国經濟通史 秦漢經濟卷(下)』(經濟日報出版社、一九九九年)、宋叙五「黃金与銅錢之比值問題」(同『西漢貨幣史』中文大學出版社、二〇〇一年)、何清谷「秦幣春秋」(同『秦史探索』蘭台出版社、二〇〇四年)など。また本章の元原稿「秦漢時代における物価制度と貨幣経済の構造」(『史觀』第一五五冊、二〇〇六年)の脱稿後に、朱紅林「試論竹簡秦漢律中有關貨幣的規定」(『中國出土資料研究』第一〇号、二〇〇六年)などが出されている。当該論文は、もともと筆者が朱氏に拙稿「秦漢時代における物価制度と貨幣経済の構造」の抜刷を送ったのに対する返信として草稿の形で筆者に送られてきたもので、それがのちに『中國出土資料研究』に掲載されたという経緯をもつ論文であるが、その引用史料・行論はほとんど拙稿と同じである。

(5) 池田温「中国古代物価の一考察——天宝元年交河郡市估案断片を中心として——(一)(二)」(『史学雑誌』第七七編第一~二号、一九六八年)、宋傑「漢代之『平賈』」(『首都師範大学学報(社会科学版)』一九九八年第二期)、錢注²前掲書、溫樂平「從張家山漢簡看西漢初期平価制度」(『秦漢史論叢』第九輯、二〇〇四年)、黃今言『秦漢商品經濟研究』(人文出版社、二〇〇五年) 参照。

(6) 居延旧簡(4.1)の読み方は、大庭脩『木簡』(学生社、一九七〇年)による。

(7) 錢の「平賈」を穀物で計るなどということは原則的にありえない。ただし、大庭脩「居延新出『侯粟君所賣寇恩事』冊書」(同『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年)が指摘するように、後漢初期の冊書では「平賈」が穀立てとなつていて、それが地域性によるものか、時代性によるものかは判然としない。

(8) 大櫛敦弘「漢代の『中家の產』に関する一考察——居延漢簡所見の『賈・直』をめぐつて——」(『史学雑誌』第九四編第七号、一九八五年)によると、漢代には、①国家との関係において用いられる特殊な資産表記の系統(貲算系)と、②日常社会において用いられる一般の資産表記の系統(家産系)が併存していたという。これは本章のいう固定官価ないし「平賈」と実勢価格とにそれぞれ対応するものかもしれない。

(9) 『史記集解』に「韋昭曰、「平會兩家買賣之賈也。權者、禁他家、獨王家得爲之」、『史記索隱』に「權音角。獨音權。謂酷權也。會音儉。古外反。謂賈人專權買賣之賈、儉以取利。若今之和市矣。韋昭則訓權爲平、其注解爲得」とある。

(10) これに対して池田注⁵前掲論文は、「唐代の市估は制度の沿革として漢の月平に由来し、観念的に明らかに連続しているが、両者の間には看過しえぬ差異が生れている。すなわち、月平から旬估へ精密化されると同時に、一般価格を規制しようとする積極性を減退した点は否めない。この相違は流通経済に対処する両代の官人、ひいては國家機構の差を示唆するものであるが、ここに漢代に比し唐代における流通経済への対応の相対的進化を読みとることも不可能ではないであろう(六三頁)」とし、漢代ではむしろ月平と実勢価格が合致していた可能性に言及している。たしかに、楊雄『法言』学行篇卷第一に「一闕之市、不勝異意焉。…一闕之市、必立之平」とあるがとく、「平賈」が実勢価格にまつたく影響を与えたかったとも考えにくい。また睡虎地秦簡「秦律十八種」金布律(136)に「有買及買(賣)歟(也)、各嬰其賈。小物不能各一錢者、勿嬰」とあり、戦国秦の

市では商品に値札が付けられていたので、当時の官吏は市を巡回して商品の実勢価格を適宜確認し、「平賈（正賈）」と照合することができたと推測される。これも、平賈と実勢価格のバランスを保つ一因になったのではないか。しかしそれにもかかわらず、本文で指摘したように、平賈と実勢価格が完全に一致していたとする解釈には従えないということは、ここで銘記しておく必要がある。

(11)影山剛『王莽の賒貸法と六筦制およびその経済的背景——漢代中国の法定金属貨幣・貨幣経済事情・高利貸付・兼并等をめぐる諸問題——』（私家版、一九九五年）参照。

(12)池田注⁵前掲論文によると、唐代における物価の三等構造は、商品の精粗差や市況の動きによる高値・安値の変動幅を勘案して、妥当な値幅を記録するために設定されたものであるという。

(13)ただしその後も「正賈」の語が「平賈」の意味で混用される」ともあったであろう。ちなみに、『周礼』天官小宰「以官府之八成經邦治…七曰聽賣買以質剤」の後漢・鄭玄注「質剤謂市中平賈今時月平是也」によると、先秦時代には「平賈」制の前身として「質剤」という制度もあった」とくるが、その実在および内容に関しては別途検討。

(14)池田注⁵前掲論文。

(15)宮澤知之「宋代の価格と市場」（同『宋代中国の国家と経済』創文社、一九九八年）。

(16)睡虎地第四号秦墓木牘は、一九七五～一九七六年に湖北省雲夢県睡虎地四号秦墓から出土した戦国秦の木牘。簡番号および写真図版は、『雲夢睡虎地秦墓』（編写組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、一九八一年）による。

(17)漢代における麻織物の価格の変化に関しては、堀毅（蕭紅燕訳）『秦漢物価攷』（同『秦漢法制史論攷』法律出版社、一九八八年）、綿織物に関しては、佐藤武敏『中国古代綿織物史研究』上（風間書房、一九七七年）など参考。

(18)平勢隆郎『新編史記東周年表 中国古代紀年の研究序章』（東京大学出版会、一九九五年）は戦国秦～漢初の紀年に関する定説に大幅な変更を迫つており注目されるが、その配列は本稿の扱う時代に関する限り、まだ一部しか提示されていない。そこで本章では、平勢紀年と『史記』の紀年との混合を避けるため、とりあえず便宜的に通説的な紀年に従つた。

(19)清・方苞『史記注補正』など。

(20)唐・司馬貞『史記索隱』『索隱』引の晋・臣瓊注、民国・李笠『史記訂補』など。

(21)『史記索隱』引の如淳注、清・梁玉繩『史記志疑』『志疑』引の王孝廉注、清・瞿方梅『史記三家注補正』、中井積徳『史記難題』、滝川龜太郎『史記会注考証』、吉田賢抗『新訛漢文大系史記四（八書）』（明治書院、一九九五年）など。

(22)『史記』『漢書』『後漢書』『晉書』など、『史記』の「秦始皇、不肖所出郡縣」とあるが、晋・晋灼注に李斐注が引かれ、李斐注に後漢・蔡邕の言が引用されているから、李斐は

後漢末～三国魏の人であろう。

(23)『史記』卷九七陸賈列伝の唐・張守節『史記正義』に「漢制、一金直千貫」とあるが、「黄金一斤＝一万錢」であれば、「黄金一斤＝千貫＝百万錢」となる。しかし他の史料と全く符合しないので、誤文であろう。

(24)彭注4前掲書。

(25)『春秋公羊伝』隱公五年条「百金之魚、公張之」の後漢・何休解詁に「百金猶百萬。古者以金重一斤、若今萬錢矣」とあるが、文中に「若今」とあるように、これは後漢時代の比価に関する文である。また、唐・馬總『意林』卷四引の後漢・應劭『風俗通義』佚文に「俗說、有功得賜金者、皆黃金也。按、『孫子兵書』「日費千金」。千金、萬錢也」とある。しかし、そこには典拠がしるされておらず、前漢時代の比価をしめしたものとは認めがたい。

(26)金少英集訳・李慶善整理『漢書食貨志集訳』(中華書局、一九八六年)。

(27)山田勝芳『秦漢財政収入の研究』(汲古書院、一九九三年)は、武帝期の武功爵を「黄金一斤＝一万錢」を基準にした制度とする。だが武功爵に関する文では、桜井芳朗「漢の武功爵に就いて」(『東洋学報』第二六巻第二号、一九三八年)もあり、まだ検討を要する。

(28)彭浩『張家山漢簡《算數書》注釈』(科学出版社、一〇〇一年)によれば、「算數書」は前三世紀後半の戦国秦で原形が作られ、のちに増補されたものである。

(29)金谷治『管子の思想』(岩波書店、一九八七年)。

(30)本表は、『史記』平準書・漢興以来将相名臣年表(名臣表と略)、『漢書』食貨志・高后紀・文帝紀・武帝紀より、前漢前半期の錢史に關係する文を抄録したものである。ただし、元狩年間の出来事に関しては年代に検討の余地があり、三銖錢の発行年代に関しても論争がある。

(31)「行錢」については本稿第四章参照。

(32)「法錢」は他にみえない語であるが、おそらく行錢の同義語であろう。というのも、食貨志下に「法、使天下公得顧租鑄銅錫爲錢、敢雜以鉛鐵爲它巧者、其罪黥」、『新書』鑄錢篇に「法、使天下公得顧租鑄錢、敢雜以鉛鐵爲它巧者、其罪黥。……名曰顧租公鑄法也」とあり、孝文五年以降、四銖錢が流通すると同時に、「顧租公鑄法」が施行されている。よって、当該の「法」に基づいた行錢という意味で、四銖錢を「法錢」ともよぶのである。伝世文献に四銖錢の重量を「法重」とよぶ事例もみえるが、これも「顧租公鑄法」施行下の専門用語と推測される。

(33)関野雄「中國青銅器文化の性格——青銅の素材価値を中心として——」(同『中国考古学研究』東洋文化研究所、一九五六年)も漢初の錢を名目貨幣と解しており、本章の議論と一致する。ただし関野氏は、前漢が黃金を独占し、「黃金青銅兩本位制(柿沼注：実質的には黃金と錢を固定比価で結んだ金錢複本位制の意)」に基づいて青銅名目貨幣の価値をコントロールしようとしたものべており、その点で本章と大きく異なる。

(34) 『漢書』建元元年条には、旧錢を「銷」・「罷」・「壞」したとする付記がないが、顏師古注に旧錢を「壞」したとあるので補つた。また、『史記』・『漢書』の元狩二・四年欄「有司言」以下の文にも付記がないが、これらはいづれも有司の新錢發行を促す上奏文なので、新錢發行後の旧錢に対する処置に関してはとくに言及がないだけであろう。後に、後漢・荀悅『漢紀』孝武皇帝紀四元狩四年条には「銷半兩錢、更鑄五銖錢、重如其文」とあり、そのときに旧錢をとかしたことが明記されている。ちなみに『漢紀』によると、元狩四年にとかした旧錢は「三銖錢」ではなく「半兩錢」とやられている。そもそも『漢紀』には、同紀建元五年条に「行半兩錢、罷三銖錢」とあり、それ以降元狩四年までに幣制が変更されたことをしめす文は含まれていない。それゆえ荀悅は、建元五年以来の「半兩錢」を元狩四年にとかし、代わりに「五銖錢」を铸造したと解しているのである。

(35) 錢文を価値基準とする貨幣価値の名目化は、漢初から新へとより洗練化された形で受け継がれた。たとえば「五銖」錢と「幼錢二十」錢は、錢徑と規定重量が同一であるにもかかわらず、等価関係はない。なぜなら、新代の錢幣の錢文は規定重量をしめしたものではないからである。ところが、居延旧簡に「校得錢八百其三三百小錢」(74.8)、「□泉五百大泉五枚」(240.26)、居延新簡に「小泉七百枚」(E.P.T.59:163)、「大黃布十三枚」(E.P.T.59:191-228)とあり、そこの伝統的な価値尺度のあり方と根本的に異なる錢の数え方がみえる。「小泉七百枚」は「小錢直一」七百枚の意に解されるが、本来それは「七百錢」と表記されるべきものであろう。また「大黃布」は千錢に相当する錢であるから、「大黃布十三枚」も「一萬三千錢」と表記するのが普通である。このような例外的表記法が中国古代の官制文書に採られていていたということとは、計算上「五銖錢×千枚=小錢直一×千枚=大黃布」となるはずの三種の錢が、現実的には異なる価値をもつものとみなされていていたことを示唆する。おそらく王莽の幣制改革が錢文による錢幣統制をあまりにも先鋭化すぎたために、王莽錢の多くは価値を落とし、規定よりもはるかに低い実勢價格を有していたのである。

(36) 松丸道雄「西周時代の重量単位」(『アジアの文化と社会II』汲古書院、一九九一年)。

(37) 栗原朋信「史記の秦始皇本紀に関する一・二の研究」(同『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年)。「一一」が秦の基本数である」とは、鎌田重雄「秦郡考」(同『秦漢政治制度の研究』日本学術振興会、一九六一年)なども指摘している。

(38) 新田大作「漢代における数「五」の性格」(『宇野哲人先生白寿祝賀記念東洋学論叢』宇野哲人先生白寿祝賀記念会、一九七四年)、福井重雅「五經の用語とその沿革」(同『漢代儒教の史的研究——儒教の官学化をめぐる定説の再検討——』汲古書院、二〇〇五年)。

第四章 戰国秦漢時代における「半両」銭の国家的管理

はじめに

戦国六国を武力統一した秦は、当時各地に存在していた刀銭・布銭・蟻鼻銭などの青銅貨幣を廃し⁽¹⁾、代わりに「半両」の二字を肉部に鋳込んだ青銅製のコイン（以下、「半両」銭）を全国的に施行しようとした。もつとも、統一秦はわずか十数年で滅ぼされたため、そのような「銭の統一」が十全になされたか否かには疑問も残る⁽²⁾。現に、漢代の墓葬からは旧六国の銭が出土することもあり⁽³⁾、それらが地域によっては統一秦以後も使用され続けたことを窺わせる。しかし大局的にみれば、前漢が秦の幣制を継承したことは確かで、「半両」銭は秦末漢初以降、広く各地に浸透していったようである（この「半両」銭がじつは戦国秦に淵源し、それが戦国後期に早くも民に広く求められていたことについては、本稿第一章と本章後節参照）。

このように「半両」銭が人びとに広く選好・受領されるようになった一因は、いうまでもなく、その経済的流通手段としての利便性に求められる。それが「半両」銭の生み出された直接の原因であったか否かはともかく、「半両」銭が少しでも循環するようになると、人びとは、他者がそれを経済的流通手段として受け取るからこそ、自分もそれを使用するようになり、その結果、「半両」銭を使用する人びとの数はさらに増加していくたと考えられる。

ただし本稿別章（とくに第一・三・六・七章）で検討するように、戦国秦漢時代には「半両」銭以外にも黄金や布帛などの経済的流通手段があり、それらの流動性は、当時の経済・制度・習俗の複雑な絡み合いを背景として、多様に変化するものであつた。よつて、六国統一後の地域経済が「半両」銭を介して完全に統一・制御されたとはいがたい。むしろ「半両」銭は、戦国秦漢貨幣経済における重要な構成要素の一つにすぎなかつたとみるべきであろう。とすると、「半両」銭が全国の人びとに広く受容されるようになつた原因を、その経済的流通手段としての利便性に求めるだけでは不十分である。戦国秦において青銅貨幣が広く流通する以前から、すでに黄金や布帛などが経済的流通手段として社会にある程度存在していた以上、ここでは

むしろ、そのような中から新たに「半両」銭だけが急速に求められるようになつていった原因こそが問われねばならない。

そこで注目すべきが、木村正雄氏・西嶋定生氏・足立啓二氏・佐原康夫氏も指摘するように、「半両」銭が国家的決済手段としての役割を強く有していたという点である。⁽⁴⁾（序章で紹介した銭＝国家的決済手段論）。たとえば戦国秦の睡虎地秦簡や前漢初の張家山漢簡といった出土文字資料には、後述するように、「半両」銭に関する記載が多く含まれており、「半両」銭が官署間・官民間の取引における重要な決済手段であったことをしめしている。また遅くとも漢代になると、銭納人頭税の制度も確立した。そうすると「半両」銭は、民間における自生的な物神崇拜によるだけでなく、むしろ納税上の必要性などからも、全国の人びとに広く受容されるようになつていったであろう。要するに、戦国秦漢時代の人びとが「半両」銭を受容し続けた背景には、これら二つの要因があつたのである（第二章参照）。しかば、このように「半両」銭が国家の財政の根幹に据えられ、しかもその制度が漢初以降も維持され続けたのはなぜか。この問題を解決するには、まず国家が「半両」銭をどのように機能させようとしていたのかを明らかにせねばならない。

これに関連して筆者は、すでに前章でつぎのように述べた。すなわち戦国秦漢時代の国家は、「半両」銭を鋳造すると、銭文・規定重量（あるいは銭径）・実質重量・材質といった諸条件の中でも、とくに銭文を価値基準とし、その画一化を通じて銭の価値の一元化を図り、その上で、銭の枚数の積算によつて商品の価値をはかる制度を整えようとした、と。現に、戦国秦漢時代の文献や出土文字資料においては、商品の価格を表示するのに「…（数字）…銭」という表記がなされている。これは、さまざまな重量・形状・銭文をもつ青銅貨幣を混用するような経済の下では、そもそも成立しえない表記法であろう。これは、秦漢帝国が少なくとも形式上、国内の銭を「半両」銭に一本化していたからこそ可能なものなのである（第三章参照）。するとこれより、「半両」銭は、細かい価格を表示でき、材質的に保藏にも優れ、価値尺度手段として統一的でもあつたという点で、理論上は黄金や布帛よりも安定的な流通手段・決済手段であつたといえるであろう。

ところが、「半両」銭がそのような機能を正常に維持するためには、それに関する法制が前もつて整備されていなければならぬ。では、そのようなものは本当に存在したのか。また存在したとすれば、それはどのようなものであつたのか。従来、この点を明らかにすることは困難であった。なぜなら銭に関する秦律・漢律の条文は、伝世文献に引用されているわずかなものを除いて、ほとんど現存していないからである。しかし本稿序章でも紹介したごとく、一九七五年に睡虎地秦簡が出土す

ると、戦国秦の幣制に関する法制史料が若干知られるようになり、さらに一〇〇一年には、呂后二年（前一八六）以前の漢律を含むとされる張家山漢簡も公表された。そしてその中の「二年律令」には、「錢律」と題された簡と、それに属するとみられたいくつかの条文も含まれていた。その結果、戦国秦～漢初における幣制を、法制的側面から具体的に検討することが可能になつた。そこで本章では、まずこれらの史料を用いて、戦国秦～漢初における「半両」銭の法制的側面に検討を加える。その上で、秦漢律令制がどのように「半両」銭の制度を維持しようとしていたのかを明らかにしたい。

第一節 戰国秦の「半両」銭

本節ではまず、「半両」銭がいつから铸造されたのかを確認する。既述のとく、秦漢帝国は「半両」銭を铸造し、その枚数の積算によって価値をはかる制度を整えようとしたのであるが、秦はこのような幣制を具体的にいつ開始したのか。これについて先学は、『史記』卷六秦始皇本紀卷末に付された年代記の惠文王二年条に

初めて錢を行す（初行錢）。(A)

とあり、同書卷一五・六国年表の惠文王二年欄に

天子、賀す。錢を行す（天子賀。行錢）。(B)

とあり、同表の秦始皇三七年欄に

子胡亥、立ちて一世皇帝と爲る。……復た錢を行す（子胡亥立爲一世皇帝。……復行錢）。(C)

とあることから、従来さまざまな説を提唱してきた⁽⁵⁾ たしかに(A)は、戦国秦の正統な記録である「秦記」（以下、「(亡)秦記」）とは別系統の「秦記」の残文で⁽⁶⁾、「(亡)秦記」の比較史料としての高い価値をもつとされる⁽⁷⁾ また、それと同内容の文が(B)にもみえる。よつて、両者の記述内容は比較的信頼できる。しかし、『史記』秦本紀惠文王二年条の本文の方には、「行錢」に関する文がみえず、その理由も判然としない。それゆえ、(A)・(B)にも全く検討の余地がないわけではない。しかも滝川資言が(C)に

行錢の初めは惠文よりして、以來、中間に錢を廢するを聞かず。何をか「復行」と云うか（行錢之初自惠文、以來、中間不聞廢錢。何云「復行」。『史記会注考証』）。

と付注しているように、從来は、「惠文王二年」～「始皇三七年」の幣制改革に関する具体的な史料がなく、(A)・(B)と(C)との関連も不明確なままであった。そのため、伝世文献だけから戦国秦の幣制を復元することには限界があった。

ところが近年、発掘簡報において戦国中期の埋葬墓とされている青川県第五〇号秦墓から七枚の「半両」錢が出土した⁽⁸⁾また、他の戦国墓とされている場所からも次々に「半両」錢とその錢範^(イガタ)が出土している⁽⁹⁾。それゆえ、秦の六国統一以前にすでに「半両」錢が存在していたという見方が考古学的に徐々に有力となりつつある。これに対し宋治民氏などは、それらの出土錢と関連遺址をすべて統一秦以降のものとするが⁽¹⁰⁾、秦の六国統一以前に「半両」錢が存在したという点はじつは他の出土文字資料からも裏づけられる。すなわち、睡虎地秦簡には「錢」字が頻出し、まず戦国秦における錢の存在が確認される。これに關して整理小組は、それを無批判に「半両」錢と解しているが⁽¹¹⁾、文中に「半両」の語はみえない。そこで秦漢時代の窃盜罪に關する水間大輔氏の説をみると、「臧物（不当に得た財物）」の金錢的価値と刑罰の関係は表1のようになり、「臧物」の金錢的価値が一一〇錢以上であれば、秦律・漢律ともに同じ刑罰を科していたことがわかる⁽¹²⁾。これは、秦律と漢律で同価値の錢を用いていたことを意味する。さもないに、「臧物」の価値を計るさいに、その錢の数に差異が生じるはずであるからである。すると、漢律は「半両」錢を基準としているので、秦律の「錢」も当然、「半両」錢であったことになる。

では、「半両」錢の発行時期はいつまで遡れるのかというと、現在では(A)・(B)に基づき、「惠文王二年」⁽¹³⁾とするのが有力である⁽¹⁴⁾。これについては他にもさまざまな説があるが、現在残されている(A)・(B)の文と、それに関する上記の検討結果をふまえるならば、たしかにそれは「惠文王二年」に遡る可能性があるといえる。ちなみに、『後漢書』卷八六南蛮西南夷列傳には

秦の惠王の巴中を并すに及び、巴氏を以て蠻夷の君長と爲し、世々秦の女を尚らしむ。其の民の爵

をば不更に比し、罪有れば爵を以て除くことを得しむ。其の君長は歳ごとに賦二千一十六錢を出だし、三歳に一たび義賦千八百錢を出だす。其の民は戸ごとに幪布八丈二尺・雞羽三十簇を出だす。

臧物の金錢的価値	戦国秦	統一秦	漢律
1～22錢未満	貨一盾	貨一盾	罰金一兩
22～110錢未満	貨二甲	貨二甲	罰金四兩
110～220錢未満	耐隸臣妾	耐隸臣妾	耐隸臣妾
220～660錢	完城旦春	完城旦春	完城旦春
660錢超	驛城旦春	驛城旦春	驛城旦春

【表1】臧物の金錢的価値と刑罰の関係

漢、興るや……（及秦惠王并巴中、以巴氏爲蠻夷君長、世尚秦女。）

其民爵比不更、有罪得以爵除。其君長歲出賦二千一十六錢、三歲一出

義賦千八百錢。其民戶出稼布八丈一尺・雞羽三十簇。漢興……。

とあり、「惠王（惠文王）」期に錢が流通していたことが明記さ

れている。本書は南朝宋・范曄の撰なので、それが戦国時代の

状況を正確に伝えたものか否かには疑問も残るが、もし正確と

すれば、この当時、国家的支払手段たりえた秦錢が「半両」錢

以外であつたとは考えにくいので、これも当然、「半両」錢であ

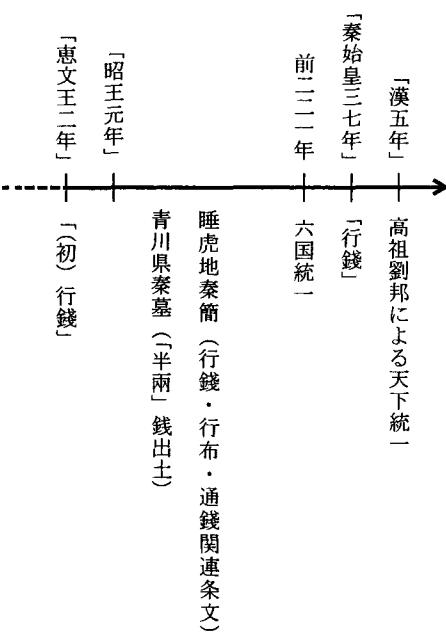
つたことになる（年表1）⁽¹⁵⁾

つぎに問題となるのは（C）である。（A）・（B）の内容を以

上の「ご」とく理解できることすれば、それに続く（C）はどのよう

に解釈すべきであろうか。ここで注意すべきが、「行」字の意味である。というのも、「行」は（A）・（B）・（C）のすべてに含まれるので、その語義を確定すれば、それらの文の正確な意味もわかると考えられるからである。そこで漢初～武帝元狩五年の幣制に関する文を伝世文献より抜粋すると、年表2のようになる。その中の「行」について多くの先学は、従来、錢を頒行もしくは発行させること、新旧貨幣を通用させること等々と解してきた⁽¹⁶⁾。しかし、それらは伝世文献の不十分な記載に基づくもので、必ずしも詳細な考証によるとはいがたい。一方、山田勝芳氏は、伝世文献と出土文字資料を網羅的に分析し、「行」を「國家が貨幣を独占的に鑄造すること」と論定している⁽¹⁷⁾。これによると、漢錢は呂后二年・呂后六年・武帝始元元年・建元五年・元狩五年に「行」されているので（年表2）、それらの時期には国家的専鑄がなされていたことになる。これは、従来の貨幣史理解に再検討を迫るものとして大いに注目される。そこでその是非を検証すると、たとえば「二年律令」錢律に

錢徑十分寸の八以上にして、鑄たるを缺くと雖も、文章頗る智（知）るべく、而して殊折し及び鉛錢に非ざるは、皆な行錢と爲せ。金の青・赤たらざるは、皆な行金とせよ。敢えて擇びて行錢・金を取らざる者は、罰金四兩とせよ（錢徑十分寸



〔年表1〕 戰国秦～前漢初期の幣制

八以上、雖缺鑄、文章頗可智、而非殊折及鉛錢也、皆爲行錢。金不青・赤者皆行金。

敢擇不取行錢・金者罰金四兩。197～198)。

とある一方で、同「二年律令」錢律に

錢を盜鑄し及び佐^{ナシ}くる者は、棄市とせよ（盜鑄錢及佐者棄市。201）。
とあり、たしかにこのばあい、「行錢」の規定を定めるとともに、民間での銅
錢が禁じられている。

といふがそうすると、前掲「二年律令」錢律（197～198）の「行金（＝黃金）」
も、論理的には「國家によつて独占的に铸造された定型の黃金」をわす」とい
なるが、「二年律令」金布律に

金を采る者は、之に租するゝと、人^ハとに口^ハふに十五分銖の一とせよ（采

金者租之、人日十五分銖^一）。438)

とあるように、漢初では、黃金の採集を國家が独占的に掌つていいたわけではな
かつた。「金を采る者」は、毎日一五分の二銖の黃金を租税として差し出せば、
黃金を採集することができたのである。すると、「行金」が「國家發行の黃金
」に限定されない以上、「行」を「國家發行」の意に限定することにも問題が
あることにならう。そこでつぎに「二年律令」錢律をみる。

人の錢を盜鑄するを智（知）りて、爲^{ため}に銅・炭を買ひ、及び爲^{ため}に其の新錢
を行し、若しくは爲^{ため}に之を通ずるは、與^{とも}に同罪とせよ（智人盜鑄錢、爲賣銅・
炭、及爲行其新錢、若爲通之、與同罪。203）。

とあり、この「行」は明らかに「流通させる」という意味である。というのも、本条の「行」を「國家發行」の意にとる
と、國家が錢を「盜鑄」していたことになつてしまふからである。またそれでは、「爲^{ため}に其の新錢（＝盜鑄錢）を行」した者と
「錢を盜鑄」した者がともに盜鑄錢を「發行」したことになり、それでは両者が意味的に重複することになる。またべつの

	『史記』	『漢書』
漢初	爲秦錢重難用、更令民鑄錢（平準書）。	以爲秦錢重難用、更令民鑄莢錢（食貨志）。
呂后 2	行八銖錢（名臣表）。	行八銖錢（高后紀）。
呂后 6		行五分錢（高后紀）。
文帝 5	莢錢益多輕。乃更鑄四銖錢、其文爲半兩（平準書）。民得鑄錢（名臣表）。	爲錢益多而輕、乃更鑄四銖錢、其文爲半兩（食貨志）。更造四銖錢（文帝紀）。
建元 1		行三銖錢（武帝紀）。新壞四銖錢造此錢也。重如其文。見食貨志（師古注）。
建元 5	行三分錢（名臣表）。	龍三銖錢、行半兩錢（武帝紀）。
元狩 3～元狩 4	令縣官銷半兩錢、更鑄三銖錢（平準書）。	令縣官銷半兩錢、更鑄三銖錢、重如其文（食貨志）。
元狩 5	有司言、三銖錢輕易姦詐。乃更請諸郡國鑄五銖錢、周郭其下、令不可磨取差焉（平準書）。	有司言、三銖錢輕、輕錢易作姦詐。乃更請郡國鑄五銖錢、周郭其下、令不可磨取差焉（食貨志）。
		龍半兩錢、行五銖錢（武帝紀）。

〔年表2〕錢史関連年表（漢元年～元狩5年）

例として『漢書』卷二四食貨志下をみると

【王】莽、眞に即き……凡そ寶貨は五物・六名・二十八品。……百姓憤亂し、其の貨、行せられず。民、私に五銖錢を以て市買し、莽、之を患う（莽即眞……凡寶貨五物・六名・二十八品。……百姓憤亂、其貨不行。民私以五銖錢市買、莽患之）。
とある。この文は、前漢の帝位を簒奪した王莽が幣制を改悪して「寶貨」を発行した結果、混乱が生じて新しい「寶貨」が流通せず、民間ではその代わりに前漢以来の「五銖」錢を用いていた状況を描いたものである。にもかかわらず、「其の貨（＝寶貨）、行せられず」の「行」を「發行」の意にとると、「寶貨」はそもそも発行されなかつたことになり、それでは文意が通らない。よつて、本文の「行」も、やはり「流通」の意に解すべきである。これより、戦国秦漢時代の幣制に関する「行」は、「流通させる」を意味するもので、錢の「發行」もしくは「國家發行」を意味する限定的な語ではなかつたと考えられる。
以上の検討に大過ないとすれば、前掲の（A）・（B）・（C）は、すべて「半両」錢の流通に関わる文であつたことになる。つまり秦は、「惠文王二年」に「半両」錢を国家公認錢として流通させ、「秦始皇三七年」にも似たような政策を打ち出したと考えられるのである。ただしそのようないくつかの「行」の解釈は、秦の「行」の解釈と、秦始皇三七年の「復行錢」という二つの政策は、結局どのように関連するのであらうか。

第二節 「通錢」の禁止と「錢の統一」

この問題を検討するにあたり、前もつて確認しておくべき点がある。それは、秦律・漢律において、錢や盜鑄錢が、「行」のみならず、「通」されるばあいもある点である。そこで本節では、いささか迂遠なようではあるが、まずそのような「通」の字義を明らかにし、秦律・漢律の内容をより正確に理解した上で、（A）・（B）・（C）の相関関係に論及する。

幣制に関する「通」の意味については、従来、①賄賂をおくること⁽¹⁸⁾、②錢を偽造して天下に通用させること⁽¹⁹⁾、③錢を流通させること⁽²⁰⁾、④他国の錢を流通させること⁽²¹⁾、⑤境外で私鑄した錢を国内に持ち込むことなどと解されてきた⁽²²⁾。では、これらの説は、「通」に関する文をすべて整合的に解釈しているであろうか。秦律・漢律の「通」に関する文を列挙すると、以下の「」と

くである。(I～IIIは睡虎地秦簡「法律答問」、IV～Vは「二年律令」錢律)。

I. 邦より亡ぐるもの、來りて通錢する」と萬を過ぎ、已に復る。後に來り盜みて得えらる。可(何)を以て之を論ずる。通錢を以てす(邦亡來通錢過萬、已復。後來盜而得。可以論之。以通錢。551)。

II. 人の錢を通ずるを智(知)りて、爲に臧(藏)し、其の主、已に錢を取り、人、後に臧(藏)者を告す。臧(藏)者、論ずるや論せざるや。〔不論〕衍字論せよ(智人通錢、而爲臧、其主已取錢、人後告臧者。臧者論不論。不論論。552)。

III. 甲、「乙は一錢を通ず。鯨城旦臯とせよ」と誣す。問う、甲の同居・典・老は論に當たるや當たひむか。當たひむか(甲誣「乙通一錢。鯨城旦臯」。問、甲同居・典・老當論不當。不當。553)。

IV. 人の錢を盜鑄するを智(知)りて、爲に銅・炭を買ひ、及び爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通すものは、與に同罪とせよ(智人盜鑄錢、爲買銅・炭、及爲行其新錢、若爲通之、與同罪。203)。

V. 錢を盜鑄し及び佐くる者、人の錢を盜鑄するを智(知)りて、爲に銅・炭を買ひ、及び爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通ずるものあるも、而るに能く頗る相捕え、若しくは先に自告し、其の與を告し、吏、捕えて頗る之を得ば、捕うる者の罪を除け(盜鑄錢及佐者、智人盜鑄錢、爲買銅・炭、及爲行其新錢、若爲通之、而能頗相捕、若先自告、告其與、吏捕頗得之、除捕者罪。206～207)。

そいだ①～⑤の諸説を(I)～(V)の文にあてはめてみると、それぞれつきのような問題点が析出される。

①は、「通」を「贈賄」の意に解する説である。たしかに、「二年律令」盜律に

人の羣盜を爲すを罰(知)りて、飲(飲)食を通じ、之に餽(饋)せば、與に同罪とせよ(智人爲羣盜、而通飲食、餽饋之、與同罪。63)。とあり、漢律にみえる「通」の中には、「提供・配布」の意に解すべきものもある。これを敷衍すれば、「通錢」=錢を提供・配布する=贈賄する」と解せなくもない。しかし、(IV)の「爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通ずるものは」の「通」をそのように解すると、なぜここで唐突に贈賄の議論が出てくるのか説明しにくい。しかも、(IV)・(V)のように、「行錢」と「通錢」が同一の条文に併記されることがある以上、両者は意味的に重複しないことになるが、そもそも錢を流通させるいとなく贈賄する」とは論理的に不可能ではあるまい。また、「二年律令」盜律に

賊を受けて以て法を枉げ、及び賊を行する者は、皆な其の臧(藏)に坐して盜と爲せ。罪、盜より重き者は、重きを以て

之を論ぜよ（受賊以枉法、及行賊者、皆坐其臧爲盜。罪重於盜者、以重者論之。60）。

とあり、『説文』貝部に

賊は、財物を以て法を枉^まげて相謝するなり（賊以財物枉法相謝也）。

とあるが、漢律では一般に賄賂を「賊」と称する⁽³⁾。

②は、「通」を「錢を偽造して天下に通用させる」とと解する説である。だが（IV）・（V）には、「爲に之（=新しく盜鑄された錢）を通ずる」とあるため、「通」自体に「錢を偽造する」の意が含まれていたとは考えられない。

③は、「通」を「流通させる」の意に解する説である。だが、それでは（I）・（II）・（III）で、「通錢」が有罪とされている理由をうまく説明できない。かりにそれらの中の「通錢」の「錢」を盜鑄錢と解せば、問題は解消する⁽³⁾とあるが、原文に「盜鑄」の一字はない。またこの解釈では、「通」と「行」がともに「流通させる」の意になり、両者の意味的な差異が不鮮明である。もともと、③を支持する研究者は、「行」を「流通させる」でなく「使う」と解している。しかし、「流通させる」と「使う」には、それほど大きな意味上の違いがあるとは思われない。しかも後者の意味を強調するばあいには、「秦律十八種」金布律に

官府の錢を受くる者は、千錢^{（せんせん）}とに一畚^{（ほん）}とし、丞・令の印を以て印せ。……錢を出だすには、封を丞・令に獻じ、乃ち發^{（ひ）}。之を用^{（い）}よ。百姓、市に錢を用^{（い）}るや、美・惡もて、之を雜え、敢えて異にする勿かれ（官府受錢者、千錢一畚、以丞・令印印。……出錢、獻封丞・令、乃發用之。百姓市用錢、美・惡雜之、勿敢異。131～132）。

とあるように、「用」字などを使うのが一般的である。

④は、「通」を「他国の錢を流通させる」とと解する説である。だが（IV）・（V）には、漢帝国内部で盜鑄した「半兩」錢の「通」に関する罰則がしるされている。そのため、「通錢」の意味をそのように限定する⁽³⁾とはできない。

⑤は、「通」を「境外で私鑄した錢を国内に持ち込む」とと解する説である。たしかに、これは一見すると、前掲の（I）・（V）と整合するようである。しかし、そもそも⑤を支持する研究者は、伝世文献に「通有于無（有を無に通ぜしむ）」の意の「通」字がみえる⁽³⁾とを論拠とするが、その中からなぜ⑤のような解釈が生まれうるのかがいまいち判然としない。というのも、もし「通」が「通有于無」を意味するばあい、「通錢」の「錢」は、錢の流通する国内（=有）から錢の流通していない境

外（＝「無」）に持ち出されることになるはずであり、それでは⑤の解釈と正反対であるからである。これより、⑤の論理にはやや飛躍があると考えられる。

そこで、「行錢」との対比から「通錢」の意味を考えると、前者が「錢を“国内”で“貨幣”として流通させること」であるとすれば、後者は、それとは異なる錢の動かし方をしめしたものということになる。すると、これより、「通」の意味については、つぎの二つの可能性が想定される。

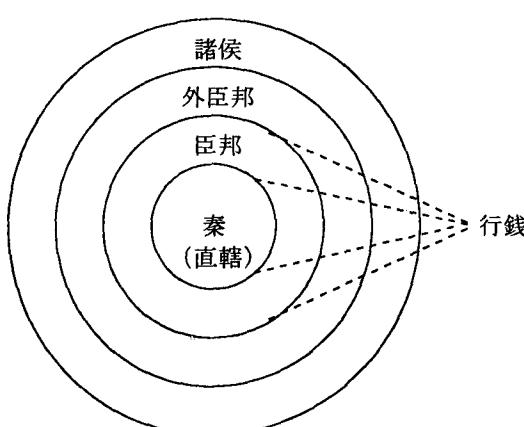
第一は、「錢を非“貨幣”的に、すなわち売買行為以外のやり方で使用すること」を意味する可能性である。その実例として、たとえば錢の提供や無償配布などが想定される。しかし、それは前掲①とほぼ同様の解釈なので従いがたい。

第二は、「通」が「錢を許可なく“國境”を挟んで流通させる」ことを意味する可能性である。⁽²⁴⁾ここでいう“國境”とは、「錢」を許可なく「行」することのできない法的な境界の謂である（その存否と、具体的な範囲については後述）。そこで「通」の用例を確認すると、たしかに（I）は、他の「邦」から来た者が「通錢」する例で、

“國境”に関わるものであつた可能性がある。また（II）・（III）の「通錢」も、

「“國境”の外に「半兩」錢を流出させること」ともしくは「“國境”の外の錢を秦国内に持ち込むこと」と解せば、とりあえず首尾一貫した条文として理解できる。さらに（IV）・（V）には、盜鑄錢が「通」されることがあるが、これも「盜鑄錢を“國境”を越えて流出させること」、もしくは「“國境”の外で盜鑄した錢を持ち込むこと」と解釈できる。すると、この仮定に大過ないとすれば、戦国秦には錢を“國境”を越えて許可なくやり取りすることを禁止する規定があり、前漢には盜鑄錢を、それと知った上で“國境”を越えてやり取りすることを禁止する規定があつたことになろう。

そこでまず、戦国秦の“國際關係”に関する先行研究をみると、一部解釈の定まっていないところもあるが、「秦（直轄地）」の周囲に「臣邦」・「外臣邦」・「諸侯」があつたこと、前掲『後漢書』南蛮西南夷列伝の「巴氏」などが「臣邦」に



〔図1〕 戰国秦の“國際關係”と「行錢」

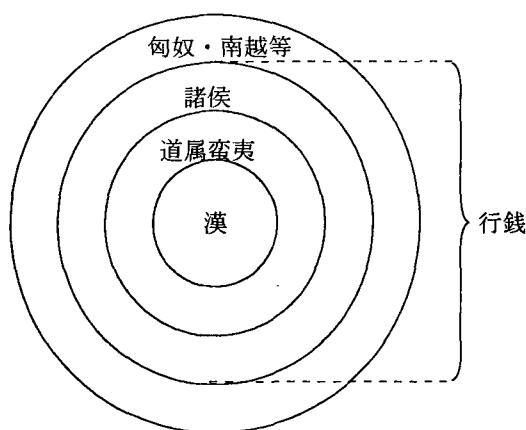
相当するものであつたことは、ほぼ定見のようである⁽²⁵⁾。すると、前掲南蛮西南夷列伝によれば、「巴氏」の君長は「賦」を「錢」で納めていたので、「臣邦」の上層部には「半両」銭が及んでいたことになる。一方、君長以外の「巴氏」の民は、錢以外の物財（幪布八丈二尺・雞羽三十錠）を納税しており、彼らに「半両」銭が及んでいたかどうかには疑問が残る。また「外臣邦」と「諸侯」に「半両」銭が及んでいたことを明示する史料もみあたらない。これより、とりあえず戦国秦の「半両」銭は、「秦」と「臣邦（の一部）」にのみ及んでいたと推測される⁽²⁶⁾（図1）。すると戦国秦の「通錢」は、このような「行錢」の流通範囲を越えて違法に錢をやりとりする行為をさすのではないか。

そこで改めて（I）をみると、「通錢」は「邦亡」罪と密接に関連しているようである。「邦亡」とは、「法律答問」に

一人を告して「邦亡す」と曰うものあるも、未だ徵⁽²⁷⁾を出でて闕亡⁽²⁸⁾せざれば、告不審なり。論は可（何）ぞや。告縣城旦不審と爲す（一告人曰「邦亡」、未出徵闕、告不審、論可證。爲告縣城旦不審。ナ18）。

とおり、「徵」を越えて亡命することである。しからば、戦国秦の「徵」は一体どこにあつたのか。殘念ながら、現在この点を明確にすることは困難である。しかし既述のごとく、「行錢」の流通範囲が「臣邦（の一部）」以内であつたとすれば、それも「秦」か「臣邦」の内部にあつたのであるう⁽²⁹⁾。

つぎに、漢初の“國際關係”を確認すると、それは以下のように復元される。すなわち周知のとく、前漢は県のほかに道という地方行政機構を設け、その中に異民族などを住まわせていた（以下、道属蛮夷）。また前漢直轄地の周囲には諸侯国が置かれ（いわゆる郡国制）、その外側にはさらに匈奴・南越なども残存していた。このような“國際關係”を念頭に、張家山漢簡「奏讞書」案例一（「」）をみると、そこで道属蛮夷が「實錢」（實布の代価となる錢）⁽³⁰⁾を納付すべき存在であるとされている点に注目される。これは道属蛮夷が、前漢の直轄地および諸侯国とともに、「半両」銭を人頭税とし、したがって、その流通圏に属していたことを意味する。一方、少なくとも前漢前半期における匈奴や南越が、あ



[図2] 前漢景帝期以前の“國際關係”と「行錢」

くまでも漢律に則つて「半両」銭を「行錢」としていた可能性は低いと考えられる。匈奴や南越に關する史料には、「半両」銭がほとんど登場しないからである。しかも周知のとく、匈奴や南越では、「漢法」が適用・準用されず、独自の「法」が布かれていた⁽²⁹⁾。これより、漢律の定める「行錢」の流通範囲は、原則的に諸侯国以内であつたと考えられる（図2）。このことを史料的に傍証するものとして、たとえば『史記』卷一二五佞幸列伝には

是に於いて、鄧通に蜀の嚴道の銅山を賜い、自ら銭を鑄るを得しむ。……景帝、立つや、鄧通、免ぜられて家に居る。居ること、何⁽³⁰⁾も無くして、人に「鄧通、徼外に鑄錢を盜出す」と告するもの有り（於是、賜鄧通蜀嚴道銅山、得自鑄錢。……景帝立、鄧通免家居。居無何、人有告「鄧通盜出徼外鑄錢」）。

とある。これによると前漢文帝の寵臣であつた鄧通は、景帝の即位後、すぐに「告（告發）」されている。その理由をさす「徼外に鑄錢を盜出す」という文を原文で確認すると

盜出徼外鑄錢

とあり、本来であれば構文上、「盜⁽³¹⁾に徼外に出でて銭を鑄る」とも読める⁽³²⁾。しかし、鄧通はこのとき鑄錢権を与えられていたので、その告發理由が「鑄錢」行為にあつたとは考えられない。しかも、『華陽國志』卷三蜀志臨邛縣条に

漢の文帝の時、鐵【山】・銅【山】を以て侍郎鄧通に賜う。通、民の卓王孫に假して、歲⁽³³⁾ごとに千匹を取る（漢文帝時、以鐵・銅賜侍郎鄧通。通假民卓王孫、歲取千匹）。

とあり、鄧通は卓王孫に実質的な銅山經營を任せ、その代わりに毎年「千匹（布帛千匹の意）」を受け取つていた⁽³⁴⁾。すると、銅山から採掘された銅原料はすべて卓王孫が管理していたことになるので、それを用いて銭を鑄造する作業も、当然卓王孫が主管していたと考えられる。しかし周知のことく、卓王孫は司馬相如の義父として、景帝期以降も処罰されずに財を成した。これは、鑄錢行為自体が加罰対象ではなかつたことをしめすとともに、卓王孫自身が「盜⁽³⁵⁾に徼外に出⁽³⁶⁾」などの不法行為を犯してもいなかつたことを意味する⁽³⁷⁾。さらに卓王孫は、鄧通に連坐もしていない。よつて鄧通の犯罪行為は、卓王孫との関わりが希薄なものであつたとみられる。これより、鄧通が告發された理由は、「盜⁽³⁸⁾に徼外に出でて銭を鑄⁽³⁹⁾」たことではなく、卓王孫とは無関係に、銭を別途「徼外」に持ち出したことにあつたと考えられる。すると本文も、「行錢」の流通範囲に一定の限界があつたことの証左といえよう⁽⁴⁰⁾。

では、「通盜鑄錢」の「国境」は、結局このような「行錢」の流通範囲の外縁と完全に一致するものであったのか。そこで「二年律令」津闕令をみると

二。御史に制詔すらく、其れ扞關・鄖關・武關・函谷【關】・臨晉關及び諸々の其の塞の河津に令して、禁じて黄金・諸々の黄金を奠（墳）する器及び銅を出だす母からしめよ。令を犯す【者】有らば……（一）。制詔御史、其令扞關・鄖關・武關・函谷・臨晉關及諸其塞之河津、禁母出黄金・諸奠黄金器及銅。有犯令……。⁴⁶²⁾

とあり、「扞關・鄖關・武關・函谷【關】・臨晉關及び諸々の其の塞の河津」の中であえ、黄金や銅などの移動が制約されたことがわかる。しかも本稿第八章で検討するように、「二年律令」金布律には直轄地（諸侯国より内側）だけを対象としているかの⁽³⁴⁾とき条文があり、直轄地と諸侯国に立法上の相異があつた可能性も否めない。これは、「行錢」の流通範囲内においても、「半兩」銭の移動が一部制約されていた可能性をしめすものであるう。よつてここでは、「通盜鑄錢」禁止規定が、諸侯国以内の地域における盜鑄錢の流通を規制するためのものであつたことだけを指摘しておきたい。

以上の検討により、戦国秦～漢初の「行錢」には流通範囲に限界があつたこと、そしてその外縁もしくは内部にも、一定の境界（すなわち上記の“国境”）が適宜設けられ、銭や盜鑄錢の流通が制限されるばあいがあつたことが明らかとなつた。もつとも、林巳奈夫氏によると、戦国秦の重量単位制は「一鈞（約七・五キロ）＝三〇斤＝四八〇両」で、それは他国の重量単位制と、「一鈞（秦）＝一〇鎰（魏・趙・韓）＝七二環（齊・燕）」という換算率で繋がつていた。⁽³⁵⁾ よつて、「半兩」銭の銭文自体が、そもそも他の青銅貨幣との両替・交換を意識して決められたものであつた可能性もないわけではない⁽³⁶⁾。しかし睡虎地秦簡には、既述のごとく、「…（数字）…錢」という銭の枚数の積算による価値尺度の表記がみえ、すでに戦国秦の国家公認銭が「半兩」銭に一本化されていたことがわかる。また考古学的にみても、「半兩」銭は、戦国六国の遺址からはほとんど発見されておらず⁽³⁷⁾、まれに発見されても、それらはすべて秦と他国の戰闘があつた場所で出土したものとされている。⁽³⁸⁾これらは、「通錢」禁止規定が戦国秦で有効に機能していたことを考古学的に傍証するものであるう。では、このような法則はいつごろ整備されたのか。

そもそも戦国末に戦争が激化すると、各都市の帰属先は転々とするようになつた。そのため、戦国秦が占領地にすぐさま「半兩」銭を「行錢」とする体制を布き、同時にそれまで当該地で使用されていた青銅貨幣を禁止できたか否かには疑問も残る。

たとえば、周知のことく秦は、かの長平の戦いで趙軍を大破すると、いったんは邯鄲にまで軍を進めた。しかしその後、魏の信陵君が二度にわたって秦軍を破つたので、秦軍は函谷関付近にまで撤退せざるをえなかつた。このときに秦が函谷關以東より邯鄲以西の地を占領した期間はそれほど長くない。したがつてそのような短期間に、秦がすぐに当地に「半兩」錢のみを流通させ、他の青銅貨幣を全面的に禁止しえたとは想定しにくい。そのような急激な幣制改革は、經濟の混乱を招くのみならず、現実的に困難であつたと推測されるからである。しかし一方で、戦国楚から奪つた郢都付近で出土した睡虎地秦簡に、すでに「行錢」・「通錢」の規定が含まれている。よつて、戦国秦が建前上、自國の幣制を占領地に漸次施行していくことも明らかである。しからば戦国秦では、法律上、他国の地を占領する」とに「半両」錢を「行錢」として施行し、さらに「通錢」を禁止する一方で、なお現実的には、占領地における被占領民による旧錢（占領前に当地で使用されていた錢）の使用をある程度許容せざるをえなかつたのではないか。

かりにそうであれば、本章第一節の冒頭で挙げた（C）も、つぎのように解釈できる。すなわち、それは從来、秦による「錢の統一」をしめすものと解されること多かつた。つまり秦は、「始皇三七年」に、新たに即位した二世皇帝の元で、はじめて「錢の統一」を試みたといわれてきたのである。ところが如上の分析によると、戦国秦は六国統一の過程で、占領地に漸次、秦の幣制を施行していった。そのため「錢の統一」は、法律上、秦が六国統一を果たした「始皇二六年」に、すでに完遂していたはずである。しかし、そのような急激な幣制改革は現実上不可能で、秦は幣制に関する法律と現実のギャップを埋める必要があつた。それゆえ二世皇帝は、天下統一後十年を経てもなお、各地で「半両」錢が着実に流通するよう積極的に働きかけねばならなかつた。このことをしめすのが（C）ではないか。これは一部の先学がつとに推測していくこととほぼ合致するが⁽³⁹⁾、以上の検討をふまえるならば、これこそもとも妥当な解釈であると思われる。とすると、（C）にみえる「復行錢」の「復」の意味も、つぎのように理解できる。すなわち、從来「復」は、「惠文王二年」の「行錢」を受けて再度錢を発行したことと解されてきたが、それでは前掲の滝川資言考証でのべられているような誤解を招く虞がある。そこでそれを「復ねて錢を行す」と訓読すれば、本文は、「始皇二六年」の「錢の統一」をさらに強化したことと理解できるのである。そこにはあるいは、残存する六国青銅貨幣を駆逐し、統一秦の定めた価値空間に人びとを従属させることを通じて、新たに即位した二世皇帝の威信をしめそうとする意図も含まれていたかも知れない。

ともあれ、かくして秦は、「半両」銭による価値尺度の一元化を図り、銭の枚数の積算によつて商品の価値をはかる制度を整えようとしたのであつた。では、前漢はこのよだな幣制を具体的にどのように継受・維持したのか。

第三節 銭律の再編

これまでの検討によると、戦国秦～漢初の中央政府は、「行錢」を統一し、「通錢」・「通盜鑄錢」を禁止することで、国内の銭を「半両」銭に画一化し、それを管理しようとした。そのような統一的名目貨幣制度は、途中で錢文・規定重量・錢径・材質などの変化があつたとはい、基本的には前漢を通じて維持された制度であつたようである。前漢の史料全般に、「…(数字)…銭」という銭の積算に基づく価値尺度の表記がみられるのは、その証左である。しかし周知のことく、前漢は「半両」銭の規定重量にしばしば変更を加えている(年表2)。その最大の理由は、第三章でのべたように、前漢が「半両」銭を唯一の銭とする統一的な幣制を目指し、さらにそれを背景として銭の実質重量の削減を試みたのに対し、民間では銭の実質重量を価値基準とみなす傾向があつたために、秦漢律令制の志向する幣制に齟齬が生じたからであろう。では前漢は、この問題を具体的にどのように解決しようとしたのか。本節では、「半両」銭に関わるこのよだな問題を、とくに「二年律令」銭律に注目しつつ、時系列順に検討してみたい。

項羽によつて秦王子嬰が殺され、秦が滅亡すると、項羽は諸侯を各地に封建し、みずからは西楚霸王と名乗り、彭城に居を定めた。これに対し、漢王に封建された高祖劉邦は、すぐさま項羽に反旗を翻した。かかる混乱期の幣制に関しては、『史記』卷三〇平準書に

漢興りて秦の弊に接し、……是に於いて秦錢重くして用い難きが爲に、更めて民をして錢を鑄しむ。……天下已に定まり
……(漢興接秦之弊、……於是爲秦錢重難用、更令民鑄錢。……天下已定……)。

とあり、『漢書』卷二四食貨志下にも

漢興りて、以て秦錢重くして用い難きが爲に、更めて民をして莢錢を鑄しむ(漢興、以爲秦錢重難用、更令民鑄莢錢)。

とある。これより、「漢興」～「天下已定」のいわゆる楚漢戦争期に、錢の民間铸造が許可されていたことがわかる。当時の錢は、平準書に「錢」、食貨志下に「莢錢」を作るが、清・蔡雲『癖談』卷五に

莢錢は榆莢の如きのみ。民間、其の薄小なるを嫌いて之を呼ぶも、決して本名に非ず。平準書に初めて鑄る時に莢字を著さず、而して之を孝文の時に著す。之を行すこと久しくして後に是の稱有るを見るべきなり（莢錢如榆莢耳。民間嫌其薄小而呼之、決非本名。平準書不于初鑄時著莢字、而著之孝文時、可見行之久而後有是稱也）。

とあるように、「莢錢」とは輕錢の俗称である。その規格に関するところは諸説あるが、いずれも伝世の古錢などをもとに類推したもので、確証とするには困難である。しかし、それが輕小な錢であつたことは確かである。その錢文については、従来、「漢興」説と「半兩」説があつたものの、出土漢錢に「漢興」錢がみえないことから、現在では後説が定見となつてゐる⁽⁴⁰⁾。これより、楚漢戦争期の漢錢は、とりあえず巷間で「莢錢」ともよばれた輕量の「半兩」錢であつたと論定される。では、このようないくつかの錢は、一体いつまで铸造され続けたのか。また、前漢による「半兩」錢の専鑄はいつ開始されたのか。⁽⁴¹⁾で注意すべきが、「二年律令」錢律である。

「二年律令」錢律については、当初、それを「八銖錢」の関連規定とみる説が有力であつた。「八銖錢」とは、『漢書』卷三高后紀の呂后二年条に

秋七月……八銖錢を行す（秋七月……行八銖錢）。

とあり、呂后二年七月以後に铸造された規定重量八銖の「半兩」錢の一種である。すなわち、たとえば山田勝芳氏は、「二年律令」の「二年」を呂后二年（前一八六）とした上で、錢律を「八銖錢」関連の律と解している⁽⁴²⁾。また閻曉君氏も、前掲「二年律令」錢律に

錢徑十分寸の八以上にして、鑠たるを缺くと雖も、文章頗る智（知）るべく、而して殊折し及び鉛錢に非ざるは、皆な行錢と爲せ（錢徑十分寸八以上、雖缺鑠、文章頗可讀、而非殊折及鉛錢也、皆爲行錢）。197～198。

とあり、そこみえる錢徑八分の錢が、秦の「半兩」錢よりも小さく、前漢の「五分錢」よりも大きいことから、山田氏と同様の結論に達している⁽⁴³⁾。即ち「五分錢」とは、『漢書』高后紀の呂后六年条に

六月……五分錢を行す（六月……行五分錢）。

とあり、呂后六年六月以降に流通した「半兩」銭の一種のことである。「五分」の意味については諸説あるが、いずれにせよこれが輕量の「半兩」銭であったことは確實とされている⁽⁴³⁾。ところが、山田説の前提である、「二年律令」の「二年」を呂后二年とする見解には異論が出されており⁽⁴⁴⁾。閻氏の説には、呂后二年以前の漢銭に対する考察が欠けている。一方、吳榮曾氏、京大班、王雪農氏・劉建民氏は、銭径八分を「莢錢」の規格としている⁽⁴⁵⁾。たしかに出土漢銭の規格をみると、銭径八分（約一八五センチ）は、「八銖錢」とされている銭の直径よりもかなり小さい⁽⁴⁶⁾。そこで「二年」ではとりあえず、「二年律令」銭律を、呂后二年七月よりも前に流通していた「莢錢」に関する規定と解しておく。

ただしそうすると、改めてつぎのことが問題となる。すなわち、「二年律令」銭律には

錢を盜鑄し及び佐くる者は、棄市とせよ。同居、告せんば、贖耐とせよ。正・典・田典・伍人、告せんば、罰金四兩とせよ。或るもの頗る告せば、皆な相い除け。尉・尉史・郷部・官嗇夫・士吏・部主者、得えんば、罰金四兩とせよ。人の錢を盜鑄するを智（知）りて、爲に銅・炭を買い、及び爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通ずるは、與に同罪とせよ。錢を盜鑄し及び佐くる者の死罪一人を捕えれば、爵一級を予えよ。其の以て罪人を免除せんと欲する者は、之を許し、一人を捕うる」とに死罪一人を免除せよ。若しくは城旦春・鬼薪白粲二人、隸臣妾・收人・司空三人ならば、以て庶人と爲せ。其の刑に當たるも未だ報ぜざる者は、刑する勿かれ。有（又）た告者一人を復し、身、與る所有の母かれ。吏に諍告し、吏、之を捕得せば、賞すること律の如くせよ。錢を盜鑄し及び佐くる者、人の錢を盜鑄するを智（知）り、爲に銅・炭を買い、及び爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通ずるものあるも、而るに能く頗る相い捕え、若しくは先に自ら告し、其の與を告し、吏、捕えて頗る之を得ば、捕うる者の罪を除け。諸そ錢を盜鑄せんと謀り、頗る其の器具を有し、未だ鑄せざる者は、皆な黥して以て城旦春と爲せ。知りて鑄錢具を爲る及び買う者は、與に同罪とせよ⁽⁴⁷⁾。（盜鑄錢及佐者棄市。同居不告贖耐。正・典・田典・伍人不告罰金四兩。或頗告皆相除）。尉・尉史・郷部・官嗇夫・士吏・部主者弗得罰金四兩。智人盜鑄錢及佐者、智人盜鑄錢、爲買銅・炭、及爲行其新錢、若爲通之與同罪。捕盜鑄錢及佐者死罪一人予爵一級。其欲以免除罪人者許之、捕一人免除死罪一人。若城旦春・鬼薪白粲二人、隸臣妾・收人・司空三人以爲庶人。其當刑未報者勿刑。有復告者一人、身母有所與。諍告吏、吏捕得之、賞如律。盜鑄錢及佐者、智人盜鑄錢、爲買銅・炭、及爲行其新錢、若爲通之、而能頗相捕、若先自告、告其與、吏捕頗得之、除捕者罪。諸謀盜鑄錢、頗有其器具、未鑄者、皆黥以爲城旦春。智爲及買鑄錢具者、與同罪。201～208）。

とあり、盜鑄錢禁止規定も含まれていたが、「二年律令」錢律が「莢錢」に関するものである以上、それに含まれている盜鑄錢禁止規定も当然、呂后二年七月より前に制定されていたことになる。しかし前述したように、漢初では民間での鑄錢が許可されていた。とすれば、かかる盜鑄錢禁止規定は、一体いつ制定されたのか。

そもそも盜鑄錢禁止規定は、平準書に

孝文の時、莢錢、益々多くして軽く、乃ち更めて四銖錢を鑄、其の文は半兩に爲る。民をして縦に自ら錢を鑄るを得しむ（孝文時、莢錢益多輕、乃更鑄四銖錢、其文爲半兩。令民縱得自鑄錢）。(D)

とあり、『史記』卷二漢興以来將相名臣年表文帝五年欄に

錢律を除く。民をして錢を鑄るを得しむ（除錢律。民得鑄錢）。(E)

とあり、『漢書』卷四文帝紀文帝五年条に

夏四月、盜鑄錢令を除く。更めて四銖錢を造る（夏四月、除盜鑄錢令。更造四銖錢）。(F)

とあり、『漢書』卷五一賈山伝に

其の後、文帝、鑄錢令を除く。【賈】山復た上書して「以て先帝の法を變うるは、是に非ず」と諫む（其後、文帝除鑄錢令。

山復上書諫「以變先帝法、非是」。(G)

とあり、すでに文帝五年より前には存在していたことが確認されている。しかも食貨志下には、この文帝五年の幣制改革時に、賈誼が

囊に錢を鑄るを禁ずるや、死罪、下に積む（囊禁鑄錢、死罪積下）。

と諫言したとあり、文帝五年以前に盜鑄錢者を死罪とする規定があつたことがわかる。すると、これと同内容の規定が「二年律令」錢律(201)にもみえるので、「二年律令」錢律に含まれる盜鑄錢禁止規定は文帝五年まで継続的に有効であつたことになる。

ところが一方、かかる盜鑄錢禁止規定の制定時期については、①呂后二年七月とする説⁽⁴⁸⁾、②惠帝期とする説⁽⁴⁹⁾、③惠帝期以前とする説⁽⁵⁰⁾、④楚漢戦争終結年～高祖崩御年とする説⁽⁵¹⁾、⑤高祖による天下統一以前とする説があり⁽⁵²⁾、これまで判然としなかつた。そこでつぎに、「二年律令」錢律の分析結果をふまえた上で、これらの諸説を検証してみたい。

①は、八銖錢を流通させた呂后二年七月に、同時に盜鑄錢禁止規定も制定されたとする説である。これを支持する山田氏は、

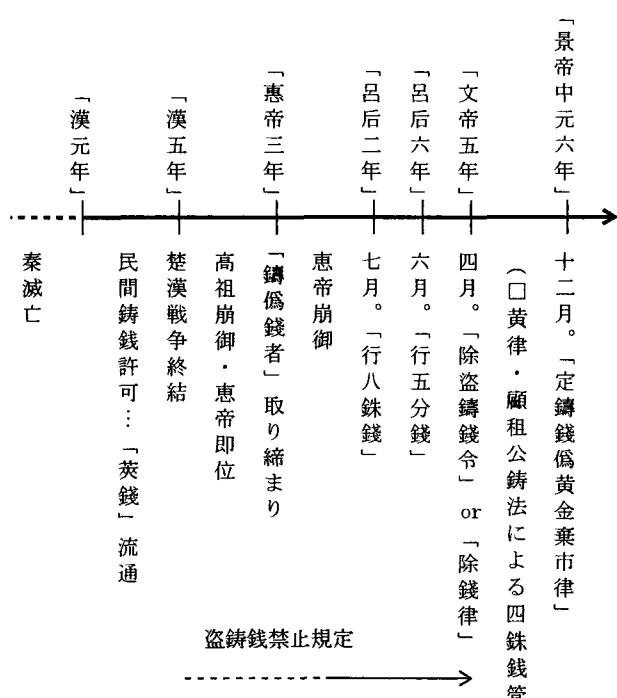
「行」を「国家による独占的鑄錢」の意に解した上で、それが前漢成立以来、前掲高后紀呂后二年条の「秋七月……行八銖錢」という文に初めてみえることから（年表2）、呂后二年七月以前には民間での鑄錢が許可されていたと論じている。ところが、既述のことく、山田氏の「行」の解釈には検討の余地があり、「二年律令」錢律にみえる錢の規格も、「八銖錢」ではなく「莢錢」のものと解される。

②は、『唐六典』卷一三侍御史の唐・李林甫注に

惠帝三年、相國、奏して御史を遣わし、三輔の不法の事を監せしむ。辭訟者・盜賊者・鑄偽錢者・獄不直者・繇賦不公平者・吏不廉者・吏苛刻者・踰侈及弩力十石以上者・作非所當服者有り。凡そ九條（惠帝三年、相國奏遣御史、監三輔不法事。有辭訟者・盜賊者・鑄偽錢者・獄不直者・繇賦不公平者・吏苛刻者・踰侈及弩力十石以上者・作非所當服者。凡九條）。

とあることから、惠帝三年に「偽錢」＝盜鑄錢」禁止規定が定められたとする説である。たしかに、南宋・王益之『西漢年紀』卷三引の『漢儀』にほぼ同内容の佚文がみえ、『北堂書鈔』設官部引の後漢・衛宏『漢旧儀』にも部分的にその残文が収められているので、前掲『唐六典』注は必ずしも論拠に欠けるものではないと考えられる。また「偽錢」は、後漢・王充『論衡』自然篇に、「五銖」錢の国家的專鑄がなされている時期のこととして淮陽、偽錢を鑄る。吏、禁ずる能わず（淮揚鑄偽錢。吏不能禁）。

とあり、一見すると、たしかに「盜鑄錢」の意に解すべきものだとくである。しかし『新書』銅布篇に



銅、下に布かば、則ち民の錢を鑄る者、大抵必ず雜うるに鉛・鐵を以てし、鯨罪、日々繁^{おお}からん。此れ一禍なり。銅、下に布かば、偽錢、止む無く、錢用、信ぜられず、民愈^{いよいよ}相疑わん。此れ二禍なり（銅布於下、則民鑄錢者大抵必雜以鉛・鐵焉、鯨罪日繁。此一禍也。銅布於下、偽錢無止、錢用不信、民愈相疑。此二禍也）。

とあり、盜鑄錢禁止規定を除いても「偽錢、止む無」ことあるので、厳密にいうと、「偽錢」と「盜鑄錢」は異なる概念であつたと考えられる。そこで「二年律令」錢律（200）をみると

偽金を爲る者は、鯨して城旦春と爲せ（爲偽金者鯨爲城旦春）。

とあり、「偽金」という類似の語がある。前掲「二年律令」錢律（197～198）によれば、「行金（國家で流通を公認されている黃金）」は、「金不青赤者」なので、「偽金」とはそのような「行金」の条件を満たしていない黃金のことであろう。すると、同じく「偽」字を冠する「偽錢」は、「行錢」の規格に満たない錢を意味し、それは官鑄・民鑄の問題とは無関係の概念であつたことになる。つまり「偽錢」には、盜鑄錢禁止規定のない時期に鑄造された規格外の民間鑄造錢と、いわゆる盜鑄錢の二つが含まれているのである。これより、前掲『唐六典』注は、惠帝期に「偽錢」が横行していたことをしめすのみで、盜鑄錢禁止規定の有無を判断する史料にはなりえないと考えられる。

③は、前掲（G）の「先帝」が呂后をさすとは思われないことから「先帝＝惠帝」とし、その上で、その惠帝期以前にも盜鑄錢禁止規定があつたとする説である。たしかに、『漢書』卷三五吳王濞伝には⁽⁵³⁾

會^{なまたま}孝惠・高后的時に天下初めて定まり、郡國の諸侯、各々務めて自ら其の民を拊循^{ふじゆん}す。吳に豫章^や（鄣）郡の銅山有り、即ち天下の亡命者を招致して錢を盜鑄し……（會孝惠・高后時天下初定、郡國諸侯各務自拊循其民。吳有豫章郡銅山、即招致天下亡命者盜鑄錢……）。

とあり、惠帝・呂后期に、吳王が「盜鑄」したとある。よつて、惠帝期には盜鑄錢禁止規定があつた可能性が高い。また惠帝以前には高祖もあり、「先帝＝高祖」とも考えられる。しかし前掲平準書に「漢興りて……更めて民をして錢を鑄しむ」とあることく、楚漢戦争期にまで盜鑄錢禁止規定の淵源を遡ることは困難である。

④は、盜鑄錢禁止規定の制定時期を、楚漢戦争終結年（高祖崩御年）にとめる説である。たしかに前段でのべたとおり、その可能性もあるが、管見の限り、そのことを明示する史料はみられない。しかも既述のことく、それは惠帝期の可能性もある。

⑤は、盜鑄錢禁止規定の制定時期を、高祖による天下統一以前に求める説である。しかしそれは、前掲平準書の「漢興りて……更めて民をして錢を鑄しむ」という文と矛盾し、しかも平準書の文を完全に否定するだけの直接的論拠もない。

」れより、盜鑄錢禁止規定の制定時期に関する諸説には、いざれも検討の余地があると考えられる。ただし、以上の考察から、文帝五年に撤廃された盜鑄錢禁止規定が、高祖による天下統一～惠帝期に制定された可能性の高いことが明らかとなつた。つまり、「二年律令」銭律に含まれる盜鑄錢禁止規定は、楚漢戦争終結時～惠帝期に制定されたと論定されるのである（年表3）。とすれば、「二年律令」銭律自体も、その時期に制定されたとみるのが妥当ではなかろうか。

以上、「二年律令」銭律の史料的性格を究明し、高祖期～呂後期の「莢錢」が、つねに民間で鑄造されていたわけではなかつたことを論じた。これは結果的につぎのような制度的変遷過程の存在をしめすものである。すなわち前漢は、「莢錢」の民間鑄造によって部分的に破壊された律令収取制度を立て直すため、まず民間鑄錢を停止し、「莢錢」の規格の下限を提示し、その上で、呂后二年に、より重い「半両」銭（＝八銖錢）を鑄造した、と。もつとも、既述の「」とく、その幣制は呂后六年に変更され、「五分錢（軽量の「半両」銭）」が鑄造された。しかしそのときにも、盜鑄錢に対する禁止規定は除かれず、あくまでも「行錢」の規格に修正が加えられたにすぎなかつた。つまり「二年律令」銭律の枠組みは、呂后六年以降も、ほぼ継受されたと考えられるのである。すると、かかる幣制は、文帝五年にどのように改革されたのか。

ここで改めて注目すべきは、「二年律令」銭律がじつは、（α）盜鑄錢禁止規定（201～208）と、（β）銭の規格に関する規定（197～198）よりなつており、後者は前者と無関係に機能しうるという点である。これは換言すれば、民間での鑄錢を完全に禁止するということと、銭の規格を定めた上で民間での鑄錢を許可するということとは、厳密に区別する必要があるということである。これをふまえて前掲（D）をみると、文帝は、（α）を撤廃するとともに、銭の規格を「重量四銖」と定めている。また食貨志下には

法、天下をして公に顧租して銅・錫を鑄て錢を爲るを得しめ、敢えて雜うるに鉛・鐵を以てし、它の巧を爲す者は、其の罪、黥とす（法使天下公得顧租鑄銅・錫爲錢、敢雜以鉛・鐵、爲它巧者、其罪黥）。

とある。これは文帝五年の幣制改革に対する賈誼の諫言で、文帝五年以降も銭の材質規制があつたことをしめしている。これらはいづれも（β）に分類される。一方、本文には、「天下をして公に顧租して……錢を爲」らせたともある。これは一般に、

「顧租公鑄法」とよばれている規定で、(α) 撤廃後の民間鋳造を規制するためのものであつたとみられる⁽⁵⁴⁾。すると文帝五年の幣制改革とは、「二年律令」錢律を構成する(α)・(β)のうち、(α)を撤廃して「顧租公鑄法」を代置し、さらに(β)を改良・継受したものとなることになるであろう。たしかにこのように解せば、(F)・(G)に「除盜鑄錢令」・「除鑄錢令」とあり、そこに(α)を廃したことのみが明記されている理由も首肯されよう。

もつとも、同じ文帝五年の幣制改革に関する(E)には、文帝五年に「錢律」を除いたともある。とすれば、文帝五年の幣制改革時には「錢律」という律名 자체が排除された可能性もあることになる。そうすると、もともと錢律に含まれていた(β)は、文帝五年以降、錢律以外のどの律に再編されたのであろうか。そこで鳳凰山第一六八号漢墓出土の天秤棒をみると⁽⁵⁵⁾正(引用者注:里正)、市陽の戸人嬰家の稱錢衡を爲る。錢を以て累と爲し、効(刻)して四銖と曰う。兩端□十。敢えて輕重の衡^{ばかり}を擇ぶ^{えら}こと、及び用いざることあらば、効して罰を論じ、里家に繇(徭)せしむること十日とせよ(正爲市陽戸人嬰家)。

稱錢衡。以錢爲累、効曰四朱。兩端□十。敢擇輕重衡及弗用、効論罰、繇里家十日)。

とあり、棒の側面に「□黃律」と墨書されている。同墓からは文帝一三年(前一六七)の紀年簡も出土しているので、本文は文帝五年以降の幣制の実態をしめすものと解される。それによると、この天秤棒は「稱錢衡(錢を秤量する衡)」で、四銖錢の重量を確認するのに用いられたようである。これは、錢同士の実質重量に大きな差異が生じるのを防ぐためのものであろう。というのも、当時の錢はいざれも「半兩」を錢文とし、それぞれ同一の名目価値をもつべきものとみなされていて、それにもかかわらず錢同士の実質重量に大きな開きができると、民間の人びとが法に反して輕錢と重錢を区別するようになり、幣制が混乱する虞^{おそれ}があるからである。すると本文は、(β)に属する規定と解され、それは「□黃律」(もしくは「黃律」)に分類されていたことになる。これより、文帝五年の幣制改革の実態とは、(α)を廃止して顧租公鑄法を代置し、(β)をべつの律(□黃律など)に再編したものであつたと考えられる。

それでは、このような「半兩」錢の制度は、その後どのように改編されていったのか。残念ながらこの問題に関しては、その後の幣制が「半兩」錢によるものであつたか、それとも「三銖」錢・「五銖」錢が発行されたのかで論争があり、「半兩」錢を主題とする本章において一括して論ずることは困難である。しかし、『漢書』卷五景帝紀中元六年条に

十二月……鑄錢僞黃金棄市律を定む(十一月……定鑄錢僞黃金棄市律)。

とおり、文帝五年に撤廃された（^a）が景帝中元六年にふたたび復元されたことは確かである。これは、流通錢関連規定と盜鑄錢関連規定による「行錢」の管理が、その後も繰り返されたことをしめすものであろう。⁽⁵⁶⁾

おわりに

以上本章では、戦国秦～前漢初期における「半兩」錢の国家による発行状況と、その管理のあり方について検討した。前章では、当時の錢のあり方が「國家の意向」と「民間の慣習」の両方の影響を受けていたことを指摘したが、本章ではそれをふまえて、さらにその中の錢に対する「國家の意向」について、より詳細な検討を加えたのである（ちなみに錢に対する「民間の慣習」に関しては次章でさらに詳述）。もつとも、これまでにも多くの先学がこの問題に取り組んできたが、文字資料（とくに法制資料）・考古資料が絶対的に不足しており、しかも偽錢と古錢を正確に区別できないなどといった伝統的古錢学のもつ限り性ゆえに、それらは一部で混乱も生んでいた。そこで本章では、この問題を検討するにあたり、最新の出土法制史料を用いて従来の諸説を再検証した。その要点を、当時の社会的背景をふまえて今一度まとめなおすと、つぎのようになる。

そもそも戦国時代では、各國・各都市が別箇にさまざまな錢を鋳造しており、それらは互いに異なる形状・重量のものであつたために、「…（数字）…錢」という統一的な数量単位は存在しえなかつた。ところが、「惠文王二年」に戦国秦で「半兩」錢が「行（國家公認錢として流通）」することになると、まず戦国秦の国内における錢の統一化事業が推進されることとなつた。また、戦国秦は同時に、「通錢（錢を“國境”を挟んで非合法にやり取りすること）」を取り締まり、「半兩」錢を唯一の「行錢（公認青銅貨幣）」とする幣制の確立に邁進した。その結果、「半兩」錢を数えるさいに「…（数字）…錢」という枚数の積算によつて商品価値をはかる方式がはじめて可能となつた。

このような幣制の確立は、以下にのべる」とく、戦国秦の経済的自立にも大きく貢献した。すなわち、そもそも「惠文王二年」以前の戦国秦では、「半兩」錢による青銅名目貨幣制度がまだ確立していなかつたので、もっぱらそれ以外の経済的交換手段（とくに青銅秤量貨幣・黄金・布帛などの実体貨幣）に依存していくとみられる。ところが、それらの産地の多くはじつは

東方六国にあつた。これは、戦国秦が経済的後進国として「受け身の貨幣經濟」⁽⁵⁷⁾を喰まざるをえなかつたことを意味する。そのため、戦国秦が經濟的に自立を図るには、そのような他国産の貨幣原料の多寡に直接左右される」との少ない幣制を確立する必要があつた。その点、上記の「半両」銭体制は、戦国秦主導の名目青銅貨幣制度であるがゆえに、外国から輸入する青銅原料の多寡の直接的影響を受ける」とが少ないものであつた。また「半両」銭は、黄金や布帛と必ずしも固定的比価関係を有してもいなかつたので（第三章）、それらの需給バランスの影響を受ける」とも少なかつた。つまり当該青銅名目貨幣制度は理論上、国内にある青銅原料をやりくりして「行銭」を統一・調整し、それによつて戦国秦の内発的經濟發展を支えうる制度であつたのである。これは、戦国秦がなぜ「惠文王一年」に「半両」銭を鋳造したのかといふ問題に、逆に一つの回答を与えるものである。すなわち、それは戦国秦が東方六国からの經濟的独立を図るために設けられたものであつた、と。ちなみに、そのとき「半両（十一銖）」といふ独自の銭文が採用された一因も、前章で栗原朋信氏の説を引用して確認したよ⁽⁵⁸⁾うに、おそらく十一が秦の聖数であつたがゆえに、秦の独自性をしめす上で好都合であつたからであつた⁽⁵⁹⁾。

それでは、このよ^うな青銅名目貨幣制度は、その後どのような変遷を遂げたのか。これについて本章では、当該幣制が統一秦を経て前漢にも継承されたとのべた。つまり前漢も秦と同様、一種類の銭文（＝「半両」）をもつた銭のみを「行銭」として普及させ、その枚数の積算によつて商品の価値をはかる一元的な価値尺度体制を維持しようとしたのである（本稿第三章も参照）。むへともそのあいだにも、刻々と流通銭の実質重量や質などは変化したようである。しかし、それらはいずれも「半両」を錢文とするので、官側はそれを名目上同価値たるべくものとして認定していた。だが、銭の重量・形状・質の実質的変動は、名目貨幣の価値基準に少なからず影響を与えた。これが、のちに盜鑄銭（＝偽銭）を禁止する理由となつた。国家はそれによつて錢同士の実質重量・形状・質のゆらぎをなくし、当該幣制を支える個数原理（本稿第三章）を維持しようとしたのである。」のことは、盜鑄銭関連規定が、「行銭」の規格規定や「通銭」・「通盜鑄銭」の禁止規定とは別次元において、制定されたり撤廃されたりするものであつた」とを意味する。そして、このよ^うな観点からみると、高祖による天下統一～惠帝期に制定されたと考へられる「二年律令」銭律の内容も、流通銭関連規定（197～198）と、盜鑄銭関連規定（199～208）に分類できる。またそれに大幅な手を加えた文帝五年の幣制改革も、銭律の一部である盜鑄銭に関する規定を撤廃して代わりに「顧租公鑄法」を定め、もう一方の流通銭に関する規定の一部を「□黄律」などに採録したものであつたと理解できる。つまり前漢は、結局

秦と同じように、流通錢閥連規定と盜鑄錢閥連規定の二つを状況におうじて適用し、それによつて錢の枚数の積算に基づく幣制を維持しようとしていたのである。このことは、当該二者の規定（もしくはその代替規定）が、錢文原理と個数原理に基づく戦国秦漢青銅貨幣制度（本稿第三章参照）の法的土台であったことを意味する。それでは、このような戦国秦漢貨幣經濟に対する法制は、実際にどの程度貫徹していたのか。つぎにこの問題について具体的に検討してみるとしよう。

第4章 戰国秦漢時代における「半兩」錢の国家的管理

- (1) 戰国青銅貨幣については、江村治樹『春秋戰国秦漢時代出土文字資料の研究』（汲古書院、一〇〇〇年）など。
- (2) 稲葉一郎「秦始皇の貨幣統一について」（『東洋史研究』第三七卷第一号、一九七八年）。
- (3) 戰国青銅貨幣が漢代にも用いられていたことは、つとに藤田亮策「朝鮮発見の明刀錢と其遺蹟」（同『朝鮮考古学研究』高桐書院、一九四八年）、関野雄「先秦貨幣雜考」（同『中国考古学研究』同成社、一〇〇五年）などの指摘があり、現在では、錢嶼・顧家熊「秦・漢・三国・兩晉・南北朝貨幣出土情況表」（馬飛海總主編『中国歴代貨幣大系2 秦漢三国晉南北朝貨幣』上海辞書出版、一〇〇二年）にまとめられている。
- (4) 木村正雄「中国古代貨幣制」（『東洋史学研究』第四卷、一九五五年）、西嶋定生『中国古代の社会と経済』（東京大学出版会、一九八一年）、足立啓二「專制國家と財政・貨幣」（中国史研究会編『中国專制國家と社会統合』文理閣、一九九〇年）、佐原康夫「漢代の貨幣経済と社会」（同『漢代都市機構の研究』汲古書院、一〇〇一年）。
- (5) 伝世文献・考古資料・伝世古錢に基づく幣制研究（とくに青川県秦墓出土以前の研究）として、たとえば清・蔡雲『癖談』は、「惠文王二年」に初めて半兩錢が発行され、天下統一後に銅資源の収集のため幣制が全面的に廃止され、「始皇三七年」に再び「半兩」錢が復活したとする。加藤繁『中国貨幣史研究』（東洋文庫、一九九一年「先秦・秦漢貨幣史の箇所は一九二五～一九二九年の講義ノートによる」）は、「惠文王二年」に布錢が発行され、天下統一後に「半兩」錢が発行されてすぐ停止され、「始皇三七年」に再び発行されたとする。王毓銓「中国古代貨幣的起源和發展」（『王毓銓史論集』上冊、中華書局、一〇〇五年）は、天下統一以降に「半兩」錢が出現したとする。沈仲常・王家祐「記四川巴県冬筍壩出土的古印及古貨幣」（『考古通訊』一九五五年第六期）は、「復行錢」を「惠文王二年」に統く二度目の円錢發行とする。王家祐「“半兩”錢年代問題」（『考古』一九六二年第十九期）は、「惠文王二年」に「半兩」錢が制度化されたとする。彭信威『中国貨幣史（第二版）』（上海人民出版社、一九六五年）は、「惠文王二年」に「環錢」を主とする幣制が秦に取り入れられ、さらに秦王政の在位時に「半兩」錢が鋳造されたとする。
- (6) 栗原朋信「史記の秦始皇本紀に関する一・二の研究」（同『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年）。

(7) 藤田勝久「『史記』秦本紀の史料的考察」(同『史記戦国史料の研究』東京大学出版会、一九九七年)。

(8) 四川省博物館・青川県文化館「青川県出土秦更修田律木牘——四川青川県戰國墓發掘簡報——」(『文物』一九八二年第一期)は、「半両」銭の出土した五〇号墓を「昭王元年」ころのものとする。

(9) 戰国秦のものとされる「半両」銭の出土例は、彭文・袁紅蕾「從考古資料看秦代幣制改革及其對商品經濟的影響」(『秦文化論叢』第六輯、西北大学出版社、一九九六年)、水出泰弘「秦の半両銭について」(『アジア史における制度と社会——アジア史研究 第二〇号』、一九九六年)、錢・顧注3前掲表など参照。

(10) 宋治民『宋治民考古文集』(科学出版社、二〇〇四年)など。

(11) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)。

(12) 水間大輔「秦律・漢律における窃盜罪の处罚」(同『秦漢刑法研究』知泉書館、二〇〇七年)。

(13) 「惠文王二年」については、前三三六年とする通説と、それは惠文公四年の誤文で、前三三五年とする平勢隆郎『新編史記東周年表 中國古代紀年の研究序章』(東京大学出版社、一九九五年)、平勢隆郎『中國古代紀年の研究——天文と暦の検討から——』(汲古書院、一九九六年)の説がある。ただしその配列は、本稿の扱う時代については、なお一部しか提示されていないので、ここでは平勢紀年と通説的理解との混在を避けるため、とりあえず便宜的に通説的な紀年に従つた。

(14) 青川県秦墓の出土以降、伝世文献・出土文字資料・考古資料に基づいて「半両」銭の鋳造開始時期を「惠文王二年」とする研究に、四川省博物館・青川県文化館注8前掲論文、稻葉一郎「戰国秦の家族と貨幣經濟」(林巳奈夫編『戰国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所、一九八五年)、千家駒・郭彥崗『中國貨幣史綱要』(上海人民出版社、一九八六年)、吳鎮烽「半両銭及其相關的問題」(『秦文化論叢』第一輯、西北大学出版社、一九九三年)、竜騰「四川蒲江戰國蜀國船棺葬出土秦半両和橋形幣」(『中國錢幣』一九九九年第二期)、山田勝芳『貨幣の中國古代史』(朝日新聞社、二〇〇〇年)、黃錫全『先秦貨幣通論』(紫禁城出版社、二〇〇一年)、何清谷「秦幣春秋」(同『秦史探索』蘭台出版社、二〇〇四年)、稻葉一郎「南郡の建設と戰国秦の貨幣制度」(『史林』第九〇巻第二号、二〇〇七年)などがある。一方、「惠文王二年」説を可能性の高い説と評価しつつも、それはなお推測の域を出ないとするものに、張南『秦漢貨幣史論』(廣西人民出版社、一九九一年)などがある。江村氏も、江村注1前掲書と江村治樹「中國における古代青銅貨幣の生成と展開(一)——円錢のテキストとしての特性——」(『総合テクスト科学研究』第二巻第二号、二〇〇四年)をあわせ読むかぎりでは、張南氏と同様、慎重論的立場のようである。他方、研究者の中には、「惠文王二年」以前から「半両」銭が流通していたとする者もいる。たとえば陳尊祥・路遠「首帖張堡窖秦錢清理報告」(『中國錢幣』一九八七年第三期)、杜維善『半両考』(上海書画出版社、二〇〇〇年)は、「半両」銭の発行開始を獻公七年の「初行爲市」以前とする。王裕翼「先秦半両錢始鑄時間試考」(『中國錢幣』一九九一年第

三期)は、孝公一二〇一四年の「初爲賦」頃、もしくはその一二〇二年後とする。

(15) 工藤元男「秦の領土拡大と国際秩序の形成」(同『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』創文社、一九九八年)が指摘するように、本文は戦国秦による法制支配の実態の一端をしめしたものなので、その内容は比較的信頼できると考えられる。

- (16) 「行」について、たとえば加藤注5前掲書は「錢の発行」、木村注4前掲論文は「新旧貨幣の通用」、王毓銓注5前掲書は「政府專鑄」、王獻唐『中国古代貨幣通考』(齊魯出版、一九七九年)は「新鑄・改鑄」とする。関連論文は他にも多数あり、とくに「二年律令」の公開以後のものとしては、李均明「張家山漢簡与漢初貨幣」(『中国文物報』二〇〇一年一月二二日)、曹旅寧「秦簡中の錢法和市法考」(同『秦律新探』中国社会科学出版社、二〇〇二年)、吳榮曾「秦漢時行錢」(『中国錢幣』二〇〇三年第三期)、邢義田「張家山漢簡『二年律令』讀記」(『燕京學報』新一五期、二〇〇三年)、閻曉君「試論張家山漢簡『錢律』」(『西北政法學院學報』二〇〇四年第一期)、劉森「我国最早用“錢”命名的幣制」(『西安金融』二〇〇四年第四期)、陳戰峰「從《張家山漢簡·二年律令》看兩種貨幣與漢初社會」(『西安電視科技大學學報』(社会科学版)二〇〇五年第一五卷第二期)、黃今言『秦漢商品經濟研究』(人民出版社、一〇〇五年)、富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究 訳注篇・論考篇』朋友書店、二〇〇六年。以下、京大班)、王雪農・劉建民『半兩錢研究与發現』(中華書局、一〇〇五年)、朱紅林『張家山漢簡『二年律令』集解』(社会科学文献出版社、一〇〇五年)、彭浩「關於《二年律令》“罰金”一詞注釈的補充說明」(簡帛)一〇〇五年一月一日、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=36所載)、邢義田「張家山漢簡『二年律令』行錢行金補註」(簡帛)一〇〇五年一月一四日、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=79#ednef3所載)等々がある。しかし、それらはいずれも「行」字をふくむ史料に網羅的な検討を加えていない。ただし吳榮曾氏は、伝世文献に一部検討を加え、「行」を「濫惡錢」とする異説を出している。だが、それによつて本章年表2をすべて整合的に解釈できるとは思われない。また、秦王政に反した弟の長安君と呂不韋がそれぞれ独自に铸造したとみられる「長安」錢・「文信」錢のうち、とくに後者には「行」字が明記されているが、吳氏の解釈では、この現象を説明することは困難であろう。呂不韋が自らそれを惡錢とするはずがないからである。むしろこれは、当時「行錢」であった「半兩」錢に対抗し、呂不韋が領内で「文信」錢を「行錢」として流通させようとしていたことをしめすものであろう。
- (17) 山田勝芳「前漢武帝代の三銖錢の發行をめぐって」(『古代文化』第四〇巻第九号、一九八八年)、山田注14前掲書。
- (18) 睡虎地秦簡注11前掲書、松崎つね子『睡虎地秦簡』(明徳出版社、一〇〇〇年)。
- (19) 水出注9前掲論文。
- (20) 京大班注16前掲訳注。
- (21) 山田勝芳『秦漢財政收入の研究』(汲古書院、一九九三年)。
- (22) 張世超・張玉春「『通錢』解——秦簡整理札記之二」(『古籍整理研究学刊』一九八六年第四期)。本論文について本稿本章の旧稿ではその存在に

気づかず、後日、彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令与奏讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七年）に本論文が引用されているのをみて、初めてその存在を知った。筆者は本論文の論証過程および結論に異議をもつていて、それを旧稿にて引用しなかつたのは筆者の過失であった。

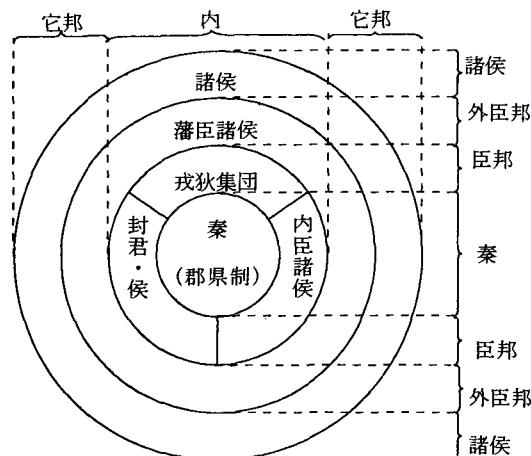
(23) 漢代の「賦」に関する先行研究として、たとえば富谷至「儀礼と刑罰のはざま——賄賂罪の変遷——」（『東洋史研究』第六六巻第二号、二〇〇七年）がある。ただし富谷氏によると、漢律では「受賦」・「行賦」だけで「枉法」しなければ罪にならないといい、旧稿では筆者もこの見解に従つたものの、現在は検討の余地があるものと考えている。これについては今後別途考えてゆくことにしたい。

(24) 越境行為を「通」と称する例として、たとえば『九章算術』卷六均輸や『新書』壹通篇に、関所を通過するという意味の「通」がみえる。また安徽省天長市安樂鎮一九号漢墓出土木牘（40-I0A）に「通亡桃（逃）」とあり、おそらく亡命者を国内に招き入れる行為をさすとみられ、これも越境に関連する語と思われる。天長市文物管理所・天長市博物館「安徽天長西漢墓發掘簡報」（『文物』二〇〇六年第一一期）参照。ちなみに「通錢」に対する私見は、商人の移動とその規制に関する問題とも密接に連動するようと思われるが、それについては、飯尾秀幸「中国古代における人の移動とその規制に関する基礎的研究」（『専修大学人文科学年報』第三七号、二〇〇七年）など参照。

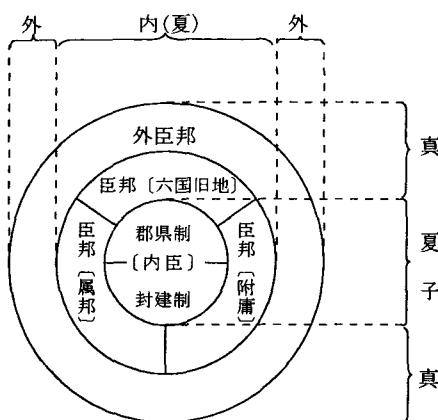
(25) 戰国秦・漢初の“國際關係”については、栗原朋信「文献にあらわれたる秦漢璽印の研究」（同『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年）を嚆矢とし、現在に至るまで非常に多くの研究がある。とくに睡虎地秦簡出土以降は、工藤元男「睡虎地秦墓竹簡の属邦律をめぐって」（『東洋史研究』第四三巻第一号、一九八四年初出）をはじめ、さかんに論争が繰り広げられている。中でも渡邊英幸「秦律の夏と臣邦」（『東洋史研究』第六六巻第二号、二〇〇七年）には、二〇〇七年以前の関連論文がほぼ網羅されている。その是非については筆者も、拙稿「書評 渡邊英幸「秦律の夏と臣邦」」（『東洋史研究』第六六巻第一号、二〇〇七年）（『法制史研究』第五八号、二〇〇九年）で検討し、そこでオリジナルな解釈をしめしたことがある。以下、その字句を数力所修正した版（大筋の内容は修正していない）を提示しておく。

戦国時代の秦は、自國と他国をどのように区別していたのか。また対外勢力や、そこに住む人びとをどのように分類し、それらをいかに取り込んでいったのか。これらは戦国時代の「中華」観に関わる大きな問題であり、従来多くの研究者がこの問題を取り組んできた。その中で、戦国秦の出土文字法制史料である睡虎地秦簡（とくに「法律答問」）などに着目し、そこに登場する他国出身者・他国人・諸蛮夷などの分類方法や扱われ方を分析することで、この問題に再検討を加えようとした試みの一つか、渡邊英幸「秦律の夏と臣邦」（『東洋史研究』第六六巻第二号、二〇〇七年）である。その所論を評者なりに整理・要約するとつぎのようになる。

秦律には秦・臣邦・外臣邦・諸侯という四つの区分がみえる。秦とは戦国秦の直轄地のことと、いわゆる郡県制が施行されている領域をさす。その周囲には微などが張り巡らされ、その外に逃亡する行為は邦亡とよばれて厳格に処罰された。これに対して秦の外部には臣邦・外臣邦・諸侯が広がっていた。これらは戦国秦の導入した分類であるが、厳密に言うと秦の行政機構ではなく、それぞれ独立した国（邦）であった。すなわち、



【図3】筆者柿沼の理解に基づく渡邊論文の「国際関係」



【図4】工藤氏の想定する「"プレ秦帝国"の支配体制」

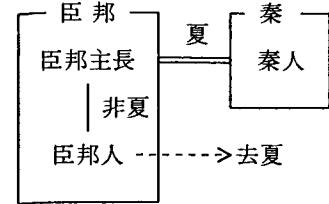
では秦・臣邦・外臣邦・諸侯の人びとの間にできた子は、具体的にどう位置づけられたのか。そこで秦律をみると、秦父・秦母の子と、秦父・臣邦母の子は秦、臣邦父・秦母の子は夏子、臣邦父・臣邦母の子と、它邦生まれの子は真であったと解される。また它邦父（外臣邦父・諸侯父など）と秦女の婚姻はそもそも禁止されていた。これより、「秦」は父親の血統によって継承される属性、夏子は秦母を通じて得られる属性であったと考えられ、純粋な秦人は秦、準秦人は夏子、純粋な非秦人は真であったと理解される。つまり「秦律は、まず父親の血統を以て「秦」と「臣邦」、「它邦」を分

まず臣邦は君長や君公の統率する国で、秦に従属していた。その例として、①秦の周囲にいた戎狄集団の一部、②秦の封建した封君・封侯、③内臣段階に至った諸侯（後掲工藤論文のいう附庸）が挙げられる。①はいわゆる異民族の集団のことで、秦による郡県支配と平行して残っていた国の謂である（その管轄には道が関わっていた）。また②・③は列侯などの爵位を有する者や、それとほぼ同様の存在となっていた諸侯の国のことである。秦とは区別されていた。もともと、そのような臣邦に住む人びと、すなわち臣邦主長や臣邦人は、秦を頂点とする階層的統属関係（夏）に組み込まれており、その関係から離脱する行為（去夏）は厳格に取り締まられていた。とはいっても、臣邦の統治自体は必ずしも秦が行っていたのではなく、君長などを媒介とした間接統治がなされていた。このように秦の外部に臣邦が設置された理由は、それらが郡県化の困難な地域であったからである。一方、臣邦の外部には外臣邦もあつたが、これもやはり何らかの形で秦に服属していた国であつた。戦国中期以降、秦の東方進出に伴い、韓・魏などは秦に服属して藩臣を称したが、これらが外臣邦と解される。逆に言えば、それらが内臣を称すると臣邦となり、さらにそれが秦に完全に編入（郡県化）されると秦となつた。他方、このような外臣邦の外側にはさらに諸侯という範疇も設けられていたが、これらは秦に服属していない東方の諸侯国の謂である（諸侯・外臣邦などは它邦と総称されることもある）。

類した上、とくに臣邦人に対して、母親の血統に基づく「夏子」と「眞」という区別を加え（二二頁）たのである。

以上が渡邊論文の要約である。それを評者なりに咀嚼して図式化すると図3のようになる。「これを一読してわかる」とは、まず当該問題に関する先行研究が非常に多いこと、そして渡邊氏がそれらを丁寧に検証していることである。すなわち、本論文の議題は、そもそも工藤元男「睡虎地秦墓竹簡の属邦律をめぐつて」（『東洋史研究』第四三卷第一号、一九八四年）が開拓して以来、鋤々たる研究者が討論しているものであるが、渡邊氏は敢えてこの渦中に飛び込み、従来にないオリジナルの解釈を提示しているのである。このことは、渡邊説（図3）と工藤説（図4。最新のものとして、工藤元男「秦の巴蜀支配と法制・郡県制」（早稲田大学アジア地域文化エンハンシングセンター編『アジア地域文化学の構築——21世紀COEプログラム研究集成——』雄山閣、二〇〇六年）参照）を比較してみれば一目瞭然である。その是非はともかく、このような先行研究のひしめく研究分野において、限られた史料を用い、あたかも針の穴に糸を通すかのように新説を提示した渡邊氏に、まずは深い敬意を表したいと思う。とくに本論文は、秦律における支配対象の分類に父系原則が機能していたことを論じているが、これは、秦律における母系原則の存在を重視する前掲工藤論文と真っ向から対立する。紙幅の関係上、ここでは本論文の骨子のみを紹介せざるをえないが、本論文の見所の一つは、まさにこのような先学との論争にあるといえよう。そのような意味で、読者には是非とも工藤論文などと併せて本論文を通読されることをおすすめしたい。論点が非常に多岐にわたっているので、評者が中途半端に裁定を下すよりも、むしろ読者諸君の理解・判断に委ねるのが穩当とも思うからである。ただし「書評」において具体的な検討を全く加えないというのも失当であるから、ここでは評者なりに二箇所の疑問点を取り上げ、それらに対する参考意見を提示してみたい。

第一は夏の定義に関するものである。すなわち本論文は夏を、「秦と「臣邦」の「主長」とを結ぶ統属関係に基づく概念（六頁）」とする一方で、



〔図5〕夏と去夏

「秦律は「秦—臣邦の主長—臣邦人」という階層的な統属関係の存在を前提に、そこから離脱する行為を「夏を去る」と認定している（六頁）」としているが、これでは、夏が具体的に秦—臣邦主長の二者関係をさすのか、それとも國と人間の関係をさすのか、それとも國同士の関係をさすのかも評者にはよくわからなかつた。そこでまず「法律答問」をみると「臣邦人不安其主長而欲去夏者、勿許。可（何）謂【去】夏。欲去秦屬是謂【去】夏（176）」とあり、臣邦人が「其の主長に安んぜずして夏を去る」とあり、「夏を去る」のは臣邦人なので、少なくとも「夏」は臣邦人に関わる概念であり、秦—臣邦主長の二者関係だけを意味する語ではなかつたと考えられる。ところが、「法律答問」に「眞臣邦君公有舉、致耐舉以上、令贖。可（何）謂眞。臣邦父母產子及產它邦而是謂眞。●可（何）謂夏子。●臣邦父・秦母謂殿（也）（177～178）」とあり、臣邦父と臣邦母の間の子、つまり純粹なる臣邦人同士の子は眞とされ、夏子

(夏の子)とはされていないので、臣邦人同士の結合関係（臣邦主長と臣邦人の関係を含む）も夏ではなかつたことになる。しかもこれより、臣邦と夏が完全に一致するとする解釈、もしくは秦と臣邦のたんなる総称が夏であつたとする解釈も成立しがたい。なぜなら、前掲「法律答問」(547) をみると、臣邦の子は必ずしも夏子（夏の子）であつたわけではないからである。その上、工藤元男「秦の領土拡大と国際秩序の形成」再論——いわゆる「秦化」をめぐって——（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第二号、二〇〇三年）が指摘するように、秦も夏と完全に同一の概念というわけではなかつた。そこで消去法的に想定されるのは、夏が、秦、臣邦、もしくは秦と臣邦のたんなる総称ではなく、あるいは秦—臣邦主長の二者関係や秦—臣邦主長—臣邦人の三者関係でもなく、むしろ秦—臣邦の国同士の結合関係 자체をあらわしていた可能性である。現に、夏は秦属とも称されているが、秦属の秦は秦人でなく秦国のことなので、秦属とは秦—臣邦という国同士の結合関係をしめすものと解釈できる。またそうすると、前掲「法律答問」(176) で、臣邦人が臣邦主長から離脱したことが去夏とされている理由も、その者が臣邦主長の支配下（＝臣邦）から離脱した結果、秦—臣邦という国同士の結合関係からも外れる」となつたためと説明できる（図5）。また既述のとく、臣邦父母の間にできた子は夏子ではないが、それも正確には秦—臣邦の結合関係（夏）によって生まれた子ではないからであろう。これより夏は、秦—臣邦という国同士の結合関係（夏）によつて生まれた子、つまり秦人と臣邦人の間の子はすべて夏子であつたはずである。そこで検討せねばならないのがつきの疑問点である。

すなわち、本論文に対する第二の疑問点は、本論文が秦父・秦母の子と、秦父・臣邦母の子を秦、臣邦父・秦母の子を夏子、臣邦父・臣邦母の子と、它邦生まれの子を真としている点である。これは秦父・秦母の子を夏子とし、秦父と非秦母の子については説明困難とする工藤説と大きく異なる。ところが睡虎地秦簡全体をみても、そもそも秦父の子に關する言及は一切ない。しかも睡虎地秦簡には秦母という語がみえるが、ここでの秦は臣邦・外臣邦・諸侯などと同じく国を意味し、出自（血統と出身地）を意味する夏子・真とは全く別次元の概念である。つまり秦母とは、正確に言えば「秦出身の母」ではなく、「出産時に秦に属している母」の謂なのである。また、前掲「法律答問」(176) には、臣邦人が秦属を去ることが去夏とされているが、この臣邦人は夏子と眞の両方を含むので、夏子（夏の子）でない者（眞）も論理上は去夏する場合があつたことになる。これより、夏と夏子もそれぞれ別次元の概念であつたと考えられる。そうすると秦律では、出自概念（夏子・眞）と、国および国家間の結合関係をしめす概念（秦・臣邦・外臣邦・諸侯・夏）が峻別されていたことになる。そこで改めて睡虎地秦簡をみると、出自に關する概念は夏子と眞の二つしかみえず、本論文のように別途「秦」という出自概念があつたとする史料的根拠はない。逆に言えば、秦父と臣邦の間の子が夏子であつた可能性はまだ十分に残されているのである。また工藤氏の指摘通り、秦父と秦母の間の子が夏子であつた可能性もある（その場合、夏は秦—臣邦間の結合関係だけでなく、秦国をも意味することになる）。もっとも、前掲「法律答問」(177～178) には秦父の子のことがみえないが、

それは、そもそも当該の文が非秦人に関する限定的規定であるからであろう。現存する限られた史料に基づき、その内的論理のみを突き詰めてゆくと、「」のように結論せざるを得ないのではなかろうか。

ただし秦律には、「它邦に生まれたるもの=真」とあるので、たとえどのような血縁関係を有していようと、他国で生まれた子はすべて真であつた。たとえば「歴代の秦王が外国出身の夫人を娶つていた事実（一六四頁）」を例にとると、まず外国出身の夫人は秦に嫁いできた段階で秦母となり、彼女が秦で生んだ子は秦父・秦母の子として扱われたはずである。一方、秦王政などは「它邦に生まれたるもの（趙母の子として邯鄲で生まれた子）」なので、たとえ秦父をもつといえども、真であつたと解される（だからこそ彼は趙姓なのかもしない）。それにもかかわらず政が秦王として即位できたのは、既述の「」とく秦人概念（秦父・秦母などの秦籍をもつ人）とその出自概念（夏子・真）とがそもそも異なる範疇に属するものであつたからである。後に「秦律雜抄」（332～333）には「●有爲故秦人出、削籍、上造以上爲鬼薪、公士以下刑爲城旦。●游士律」とあり、秦人が秦籍を有していたことがわかる。ところが、出自（夏子・真）というものは論理上変更不可能なもののはずである。よって当時の人びとは、出自がどこであるうとも、「（秦の）籍」を取りさえすれば、「秦人」となりえた。逆に言えば、出自がどこであるうとも、秦籍のない者は非秦人であつたと考えられる。

以上、渡邊論文の内容に関連して二点の私見をのべた。もつとも、「」これも限られた史料から類推される可能性にすぎない。それにもかかわらず、あえて「」で或説を提示したのは、逆に、本論文の議題がまだ検討の余地のあることを暗に浮き彫りにせんがためである。換言すれば、今後の史料の増加とともに、全くべつの解釈が生まれてくる可能性も残されているように思われるるのである。そのような意味で評者は、工藤氏が切り開いたこの研究領域に、渡邊氏が敢えて挑戦したことを高く評価するとともに、氏が今後どのように本論文の内容を止揚させてゆくのかに大いに期待したいと思う。

(26) 睡虎地秦簡をみると、「臣邦」には君長を特別待遇するなどの特殊規定が定められており、その民に秦人対応の秦律がすべて適用されていたとは考えにくく。よつて彼らがそのような秦人対応の秦律に従つて「半両」錢を「行錢」としていか否かには疑問が残る。しかも睡虎地秦簡には、「外臣邦」・「諸侯」を対象とする規定が一つもなく、そこには秦律自体及んでいなかつた可能性が高い。もつとも「外臣邦」は、その名の通り戦国秦に恭順していた国で、栗原朋信「漢帝国と周辺諸民族」（同『上代日本対外関係の研究』吉川弘文館、一九七八年）のいう漢代の「外臣（漢と直接関係をもつた君主たちだけが漢の礼・法を奉じ、その支配下では民族独自の礼・法が行われる地域の分子）」との関連も窺われるので、その君長には漢法が及んでいた可能性も完全には排除できない。しかし少なくとも現時点で「外臣邦」、ひいてはその君主・君長に秦律が及んでいたことをしめす史料はない。

(27) これはまさしく『慶元條法事類』卷二九「權禁門」、「銅錢金銀出界」の諸規定の原型ではないか。ちなみに「法律答問」に「人臣甲謀遣人妾乙盜主

牛、買（賣）、把錢偕邦亡、出徼、得、論各可（何）殿（也）。當城旦黥之、各畀主（375）とあり、錢を持つて「邦亡」しようとしたばあいに黥城旦春に処するとあるが、（三）によれば「通錢」は黥城旦春なので、これはまさしく「罪從重の原則に従つて「通錢」罪で处罚された」とをしめす実例かもしれない（現に（一）は、窃盜罪・邦亡罪・通錢罪の併罪例で、「通錢」罪が適用されている）。

(28) 古賀登「寶錢四十と板楯蛮」（同『四川と長江文明』東方書店、二〇〇三年）。

(29) 南越の法については、工藤元男「東アジア世界の形成と百越世界——前漢と閩越・南越の関係を中心に——」（早稲田大学アジア地域文化学エンハンシング研究センター編『アジア地域文化学の発展——二一世紀COEプログラム研究集成——』雄山閣、二〇〇六年）などが指摘するように、南越国宮署遺址出土木簡に関連する記載がみえる。

(30) 小竹文夫・小竹武夫『史記 現代語訳』（弘文堂、一九五六～一九五七年）、陳直『漢書新証』（天津人民出版社、一九七九年）、山田注14前掲書などは「徼外に鑄錢を盜出す」の意に、佐竹靖彦「漢代田制考証」（同『中国古代の田制と邑制』岩波書店、二〇〇六年）などは「盜に徼外に出でて錢を鑄る」の意に解している。ちなみに、後漢・王充『論衡』骨相篇に「景帝立、通有盜鑄錢之罪」、後漢・荀悦『前漢紀』卷七孝文皇帝紀に「及即位、以通盜去徼【外】鑄錢」とあるが、これらの構文の解釈も確定は困難と思われる。しかもこれらは、景帝期の同時代史料ではなく、あくまで後世の二次史料なので、『漢書』に基づいた王充・荀悦の解釈をしめしたものにすぎない可能性もある。

(31) 帝室財政に属する銅山などを製鉄業者などが「仮」り、その代わりに納税するという経営方式については、増淵龍夫「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」（同『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年）参照。

(32) 「嚴道」付近の郡県制・道制については、工藤元男「秦の巴蜀支配と法制・郡県制」（早稲田大学アジア地域文化エンハンシング研究センター編『アジア地域文化学の構築——21世紀COEプログラム研究集成——』雄山閣、二〇〇六年）など参照。

(33) 本稿第六章で論ずるように、前漢時代の錢は基本的に、匈奴などに対する国外賜与には用いられなかつた。これは本章で指摘した「通錢」禁止規定を背景とする現象かもしれない。

(34) ただし、漢と諸侯国がともに「半兩」錢を用いていたことは確かであり、その意味で両者は「漢法」という共通の基本的枠組みを有していたとみるべきである。

(35) 林巳奈夫「戦国時代の重量単位」（『史林』第五一巻第二号、一九六八年）。

(36) 山田注14前掲書。

(37) 関野注3前掲論文。
蔣若是『秦漢錢幣研究』（中華書局、一九九七年）。江村注1前掲書、江村注14前掲論文も参照。

(39) 水出注9前掲論文、杜注14前掲書、何注14前掲論文など。それは、秦律の徹底を促すために公布されたとみられる睡虎地秦簡「語書」のようなものであつたのかもしれない。

(40) 「莢錢」については、『史記』平準書の唐・司馬貞『史記索隱』に「按、『古今注』云、榆莢錢、重三銖。『錢譜』云、文爲漢興也」、『通典』卷八錢幣上「漢興以爲秦錢重難用、更令民鑄莢錢」の唐・杜祐注に「如榆莢。錢重銖、半徑五分、文曰漢興」などとある。

(41) 山田勝芳「秦・前漢代貨幣史——東アジア貨幣史研究の基礎として——」(『日本文化研究所研究報告』第二〇集、一九九四年)、山田注14前掲書。

(42) 閻注16前掲論文。

(43) 「五分錢」に関する諸説については、彭注5前掲書など参照。

(44) (43)「二年律令」の「二年」については本稿序章参照。

(45) 吳注16前掲論文、京大班注16訳注、王・劉注16前掲書。

(46) 錢・顧注3前掲論文。

(47) 本文の解釈について旧稿には一部誤りがあつたので訂正した。本稿第五章参照。

(48) 元・馬端臨『文献通考』、奥平昌洪『東亞錢志』(岩波書店、一九三八年)、加藤注5前掲書、木村注4前掲論文、李劍農『中国古代經濟史稿』第一卷(武漢大学出版社、二〇〇五年)、彭注5前掲書、西嶋定生『中国古代の社会と経済』(東京大学出版会、一九八一年)、馬大英『漢代財政史』(中国財政経済出版社、一九八三年)、蕭清『中国古代貨幣史』(人民出版社、一九八四年)、錢劍夫『秦漢貨幣史稿』(湖北人民出版社、一九八六年)、千・郭注14前掲書、杜注16前掲書、山田注14前掲書など。ちなみに以上の中で、史料を具体的かつ網羅的に挙げて自説を展開しているのは、山田氏だけである。

(49) 吉田虎雄『支那貨幣研究』(東亞經濟研究会、一九三三年)、林甘泉主編『中国經濟通史 秦漢經濟卷(下)』(經濟日報出版社、一九九九年)など。なお吉田氏は(G)を論拠として自説を展開しているが、(G)だからそのような見解を導き出すことはできないと思われる。

(50) 閻注16前掲論文。

(51) 孫毓棠「漢初貨幣官鑄制之成立」(『孫毓棠學術論文集』中華書局、一九九五年)、三森定男「前漢の貨幣」(『北海学園大学経済論集』第一〇巻第二号、一九七一年)、勞幹「漢代黃金及銅錢的使用問題」(『勞幹學術論文集』甲編下、芸文印書館、一九七六年)、紙屋正和「前漢前半期の貨幣制度と郡県支配体制」(『福岡大学人文論叢』第三二巻第二号、一九八五年)、総論編写組「総論」(馬飛海総主編『中国歴代貨幣大系2 秦漢三国兩晋南北朝貨幣』上海辞書出版、二〇〇二年)など。

(52) 宋叙五「高祖時曾否令民自由鑄錢」(同『西漢貨幣史』中文大学出版社、二〇〇一年)、朱注16前掲書。

(53)『史記』卷一〇六吳王濞列伝の版本の中には、「盜鑄錢」を「益鑄錢」に作るものもあるが、紙屋注51前掲論文の考証に従い、「盜鑄錢」を作る。

(54)顧祖公鑄法の内容をめぐっては諸説あり、最近では好並隆司「賈誼と顧祖公鑄法」(同『前漢政治史研究』研文出版、二〇〇四年)などがある。

(55)本条の釈文・訓読については諸説あるが、鳳凰山第一六八号漢墓と天秤棒に関する以下の先行研究を参考に、私見を提示した。①紀南城鳳凰山一六八号漢墓発掘整理組「湖北江陵鳳凰山一六八号漢墓発掘簡報」(『文物』一九七五年第九期)、②俞偉超他「閔于鳳凰山一六八号漢墓座談紀要」(『文物』一九七五年第九期)、③種志成「江陵鳳凰山一六八号漢墓出土一套文書工具」(『文物』一九七五年第九期)、④舒之梅「从江陵鳳凰山一六八号墓看漢初法家路線」(『考古』一九七六年第一期)、⑤華泉・種志成「閔于鳳凰山一六八号漢墓天秤衡權文字的釈讀問題」(『文物』一九七七年第一期)、⑥晁華山「西漢称錢天秤与法馬」(『文物』一九七七年第一期)、⑦駢宇騫「江陵鳳凰山一六八号漢墓天秤衡權文字釈讀」(『社会科学戰線』一九八〇年第四期)、⑧黃盛璋「江陵鳳凰山漢墓出土称錢衡・告地策与歴史地理問題」(同『歴史地理与考古論叢』齊魯書社、一九八二年)、⑨湖北省文物考古研究所「江陵鳳凰山一六八号漢墓」(『考古学報』一九九三年第四期)、⑩佐原康夫「江陵鳳凰山漢簡再考」(『東洋史研究』第六一卷第三号、二〇〇四年)、⑪鶴山明「秦漢刑罰史研究の現状」(同『中国古代訴訟制度の研究』京都大学学術出版会、二〇〇六年)、⑫小澤正人「鳳凰山一六八号墓からみた前漢初の葬制」(『社会イノベーション研究』第二卷第一号、二〇〇六年)。

(56)ただし、それ以降の幣制については、「半兩」銭がそのまま発行され続けたのか、それとも「三銖」銭・「五銖」銭が発行されたのかで論争があるので、「半兩」銭体制の国家的管理方法に関する本章の中で一括して論ずるわけにはいかない。ちなみに「三銖」銭の発行年代については従来、『史記』と『漢書』の記載が異なることから、どちらが正確であるのかをめぐって多くの議論がなされてきた。日本においても加藤繁「三銖錢鑄造年分考」(『支那經濟史考証』上、東洋文庫、一九五二年)や、湯本豪一「三銖錢發行に関する疑点について」(『法政史学』第三九号、一九八七年)、あるいは山田注17前掲論文のあいだに見解の相違がみられ、まだ決着をみていない。だが、加藤氏に対する批判として提出された山田説は、じつは「行錢」が國家發行錢である点を前提としたものである。よって、この前提自体に問題があることになれば、「三銖」銭の発行年代に関してはさらには再考の余地があることになろう。

(57)山田注14前掲論文。
(58)栗原注6前掲論文。

第五章 戰国秦漢時代における盜鑄錢と盜鑄組織

はじめに

戰国中期になると、諸國の人びとは青銅貨幣を競つて鑄造するようになつた。そのようにして生まれた青銅貨幣の中には、都市単位で鑄造されたものも多數含まれていた。三晋地域ではそのような傾向がとくに強く、各都市の商人がそれぞれ独自に青銅貨幣を発行していたとさえいわれている⁽¹⁾。その結果、三晋地域を中心とするいわゆる中原諸国では、さまざまナヴァリエーションの青銅貨幣が鑄造された。これに対し戦国秦では、遅くとも戦国後期になると、「半両」錢が唯一の「行錢」（＝国家公認錢）⁽²⁾とされ、それ以外の青銅貨幣の流通は規制されるようになつた（第四章参照）。また「半両」錢の民間鑄造も禁止され、その禁を犯した者は盜鑄錢者として処罰された。戦国秦の出土法制資料である睡虎地秦簡「封診式」には、そのときに「半両」錢を盜鑄して検挙された者の例がみえる。

某里の十五（伍）甲・乙、男子丙・丁及び新錢百一十錢・容（鎔）二合を縛り詣り、告して曰く、「丙、此の錢を盜鑄し、丁、鑄を佐く。甲・乙、捕え、其の室を索（索）めて此の錢・容（鎔）を得、來りて之を詣らしむ」と（某里士五甲・乙縛 詣男子丙・丁及新錢百一十錢・容二合、告曰、「丙盜鑄此錢、丁佐鑄。甲・乙捕、索其室而得此錢・容、來詣之。」599～600）。

これらの政策は、国内の青銅貨幣を「半両」錢に統一し、さらにその規格と質を一化し、安定させることをめざしたもので、さまざまな青銅貨幣の流通を容認していた中原諸国の幣制とあざやかな対照をなしている。これは戦国秦が他国よりも強力な専制的権力を有していた点に一因があろう⁽³⁾。

しかし、戦国秦で強力な律令制が施行されたことの裏には、絶えることのない盜鑄錢者の存在が見え隠れする。たとえば稻葉一郎氏は、戦国秦へ統一秦のものとされる出土「半両」錢が大小輕重さまざまであることから、当時はさかんに民間鑄錢がなされていたと推測している⁽⁴⁾。そのことを裏づけるものとして、『太平御覽』卷八三五資産部錢上引『楚漢春秋』には

項梁、陰に生（死）士九十人を養う。……併りて室中に疾み、大錢を鑄て以て甲兵を具う（項梁陰養生九十人。……併疾於室中、鑄大錢以具甲兵）。

とある。これは、反秦の兵を挙げようとしていた項梁が、ひそかに「大錢（大型の「半両」錢か）」を鋳造し、それを軍資金として武具を調達したこととしめすものである。このような民間での鋳錢行為は、前漢が成立してもどまることがなかつた。漢代には盜鋳錢禁止規定のある時期とない時期の両方があつたが、民間での鋳錢はそのような律令制の有無に影響を受けつとも、ほぼ絶えることなく続けられたのである。その理由は、漢錢が民間における物神崇拜の対象で、かつ財政上必要不可欠な国家的決済手段であつたからであろう（第二章）。つまり民間での鋳錢は、錢に対する人びとの欲望のあらわれなのである。では、それは具体的にどのようになされたのか。

従来、このように民間鋳錢者の側から中国古代貨幣經濟史の研究が進められたことはほとんどなかつた。その原因の一つは、戦国秦漢時代に関する史料の大半が官側の人間によつて著されたもので、民間での鋳錢の実情を伝える体系的な記載があまり残されていなかつたからである。しかし、近年公表された張家山漢簡には、呂后二年（前一八六）以前の漢律が含まれており、とくにその中の「二年律令」錢律には、高祖による天下統一から惠帝末期までのあいだに制定され、文帝五年に撤廃された盜鋳錢禁止規定がみえる（第四章）。もつとも、これも官側のテクストではあるが、その中には当時の民間鋳錢のあり方が投影されていると思われる。「Aという者がBという罪を犯したばあい刑罰に処する」という条文の存在は、当時Aという者が存在し、Bという罪を犯す可能性があつたことを意味すると考えられるからである。そこで『漢書』卷一四食貨志下をみると、たしかにそのことが裏づけられる。すなわち、「二年律令」錢律に含まれている盜鋳錢禁止規定が文帝五年に解除されたことに対して、当時文帝の側近であった賈誼が、それ以前の状況を

囊に錢を鑄るを禁ずるや、死罪、下に積む（囊禁鑄錢、死罪積下）。

と回顧しているのである。これは、「二年律令」錢律に違反して死罪となつた者が当時非常に多く存在したことをしめすものである。そこで本章では、まず「二年律令」錢律を分析し、漢初の盜鋳錢者と盜鋳組織の構造を復元する。その上で、盜鋳錢の原料と道具の調達過程にも検討を加え、最後にそれらを包括する盜鋳組織の実態に論及してゆくこととしたい。

第一節 「二年律令」 錢律よりみた盜鑄錢者

一 盗鑄錢既遂罪

まず本節では、漢初の律令制が盜鑄錢者をどのように分類・把握していたのかを確認し、そこから盜鑄錢の製造過程を窺うこととする。そこで「二年律令」錢律の盜鑄錢禁止規定を条文(1)と列記すると以下のようである。

(1) 錢を盜鑄し及び佐くる者は、棄市とせよ。同居、告せんば、贖耐とせよ。正・典・田典・伍人、告せんば、罰金四兩とせよ。或もの頗る告せば、皆な相除け。尉・尉史・郷部・官嗇夫・士吏・部主者、得えんば、罰金四兩とせよ。(盜鑄錢及佐者棄市。同居不告、贖耐。正・典・田典・伍人不告、罰金四兩。或頗告、皆相除く。尉・尉史・郷部・官嗇夫・士吏・部主者弗得、罰金四兩。201~202)。

(2) 人の錢を盜鑄するを智(知)りて、爲に銅・炭を買い、及び爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通ずるは、與に同罪とせよ。(智人盜鑄錢、爲買銅・炭、及爲行其新錢、若爲通之、與同罪。203)。

(3) 錢を盜鑄し及び佐くる者の死罪一人を捕えれば、爵一級を予えよ。其の以て罪人を免除せんと欲する者は、之を許し、一人を捕うるごとに死罪一人を免除せよ。若しくは城旦春・鬼薪白粲二人、隸臣妾・收人・司空三人ならば、以て庶人と爲せ。其の刑に當たるも未だ報ぜざる者は、刑する勿かれ。有(又)た告者一人を復し、身、與る所有の母かれ。吏に詶告し、吏、之を捕得せば、賞する」と律の如くせよ(捕盜鑄錢及佐者死罪一人、予爵一級。其欲以解除罪人者許之、捕一人免除死罪一人。若城旦春・鬼薪白粲二人、隸臣妾・收人・司空三人、以爲庶人。其當刑未報者勿刑。有復告者一人、身母有所與。詶告吏、吏捕得之、賞如律。204~205)。

(4) 錢を盜鑄し及び佐くる者、人の錢を盜鑄するを智(知)り、爲に銅・炭を買い、及び爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通じ、而るに能く頗る相捕え、若しくは先に自ら告し、其の與を告し、吏、捕えて頗る之を得ば、捕うる者の罪を除け(盜鑄錢及佐者、智人盜鑄錢、爲買銅・炭、及爲行其新錢、若爲通之、而能頗相捕、若先自告、告其與、吏捕頗得之、除捕者罪。206~207)。

(5) 諸そ錢を盜鑄せんと謀り、頗る其の器具を有し、未だ鑄せざる者は、皆な黥して以て城旦春と爲せ。智(知)りて鑄錢

具を爲る及び買う者は、與に同罪とせよ（諸謀盜鑄錢、頗有其器具、未鑄者皆黥以爲城旦春。智爲及買鑄錢具者與同罪。208）。

これらの中とくに總則的な位置を占めるのが（I）である。これは「二年律令」錢律の発効時に、「盜鑄錢」者と「佐者」が原則的に棄市に処されていたことを意味する（以下、両者を盜鑄錢者と総称）。では「佐者」とは、具体的にどのような存在であつたのか。残念ながら、（I）にはその点が明記されていない。ところが（IV）をみると、①「佐者」・②「盜鑄錢」者・③「人の錢を盜鑄するを智（知）りて、爲に銅・炭を買」う者・④「人の錢を盜鑄するを智（知）りて、……爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通ずる」者が、それぞれ異なる犯罪者として併記されている。すると①は、少なくとも後二者とは異なる存在であつたことになる。それでは後二者は、具体的にどのような者達であつたのか。

まず②は、錢范（イガタ）などを用いて自ら錢を鑄造する者とみてほぼ間違いない。當時その中には、かなりの鑄錢技術を有する者もいたようで、たとえば王莽は、『漢書』卷九九王莽伝下地皇二年条に

民、犯して錢を鑄ば、伍人、相坐し、没入して官奴婢と爲さしむ。其の男子は車に檻し、兒・女子は歩かしめ、鐵鎖を以て其の頸を琅當し、傳りて鍾官に詣らしむ。十萬を以て數う。到らば夫婦を易えしむ。愁苦して死する者、什の六、七（民犯鑄錢、伍人相坐、沒入爲官奴婢。其男子檻車、兒・女子歩、以鐵鎖琅當其頸、傳詣鍾官。以十萬數。到者易其夫婦。愁苦死者什六七）。

とあるように、盜鑄錢罪に関連する者を捕えてわざわざ鍾官（鑄錢を掌る官）に護送し、國家の鑄錢作業を手伝わせている。これは王莽が、盜鑄錢者の中にも国家的鑄錢に役立つ者がいるという認識を有していたことをしめしている。（V）に、それらの者に対する城旦・春という男性刑・女性刑の名がみえることから、そのような者の中には男性だけでなく女性もいたのであろう。

つぎに③をみると、それは「錢の鉱物原料と燃料の調達者」のことと解される。漢初の「半兩」錢は銅を主原料とし、さらにはその鋳造には燃料としての炭などが必要であったからである。もつとも、「人の錢を盜鑄するを智（知）りて」は「人の錢を盜鑄せんとするを智（知）りて」とも読みうる。しかしそのばい下文は盜鑄錢未遂罪の関連規定ということになるが、それに関しては別途（V）に規定がある（後述）。よつて、「人の錢を盜鑄するを智（知）りて」の「人」、すなわち盜鑄錢者は、すでに他所で錢の盜鑄を開始していたと考えられる。この点をふまえて、つぎにその内容を確認すると、まず本条は、盜鑄錢以外の目的で銅・炭を購入する者には適用されなかつたとみられる。後述するように、當時銅は、関中の売買・流通が許可さ

れていたからである。また「炭」も、とくに木炭は鉱石製錬時の必需品なので、民間の鉱物業者はそれを適宜購入せざるをえなかつたはずである（民間の鉱物業者については後述）。その上、前漢中期の天長市安樂鎮一九号漢墓木牘（40-12A）によるとある⁽⁵⁾とく、それは暖をとるための生活必需品でもあつた。よつて、「銅」・「炭」を購入しただけの者が刑罰に処されたとは考えにくい。これより、本条の犯罪者は、他人が銭を盜鑄しているのを知つた上で、その「爲⁽⁶⁾」に「銅・炭を買⁽⁷⁾」つた者に限定されていたと結論づけられる。

ただし、当時の「半両」銭は、銅以外にも、錫などを不可欠の原料とするものであつた⁽⁸⁾。それゆえ、本条の「銅」は、実際には、銅（Cu）だけでなく、盜鑄銭に必要な鉱物原料全般を含意する語であつたはずである。また铸錢の燃料も、必ずしも炭だけでなく、燃えやすいワラや家畜の糞なども火をおこすときなどに適宜使用されたとみられる（ただし大半が木炭である）ことは確かである⁽⁹⁾。よつて本条の「炭」も、木炭をはじめとする燃料全般を意味する包括的な概念であつたと考えられる。するとこれより、③は「銭の鉱物原料と燃料の調達者」であつたことになる。

最後に④をみると、それは他所で盜鑄された銭を入手し、それを盜鑄銭と認識した上で「行」・「通」した者のことと解される。逆にいえば、盜鑄銭をそれと認識していない者は、その中に入つていなかつたはずである。一旦市場に出回つた盜鑄銭を官銭と識別する」とは現実的にほぼ不可能で、それにもかかわらず盜鑄銭に関わつた者をすべて捕えようすれば、膨大な数の一般民までがその対象になつてしまふからである。するべく、「行」とは銭を流通せぬ、「通」とは銭を「国境」を挟んで出入させた者」を意味することにならう。ちなみに盜鑄銭をそれと知らずに入手した者であつても、「[一年律令] 錢律（199）」に故に行錢を毀⁽¹⁰⁾ち銷⁽¹¹⁾して、以て銅・它的物を爲る者は、臧（贓）に坐して盜と爲せ（故毀銷行錢、以爲銅・它物者、坐臧爲盜）。とある」とく、それを溶かして他物を製造するような行為をしたばあいには、窃盜罪で処罰された。

以上の検討に大過ないとすれば、②は直接盜鑄をした者のこと、③・④はいずれも盜鑄行為が他所ですでになされている事実を知つた上で、それに加担するような行為をした者であつたことになる。すると、それらの者と区別される①「佐者」は、②とともに盜鑄の現場に駐在しつつも、なお直接的には盜鑄を行なわなかつた者といふことにならう。その者は具体的には、

②と連係して、鉱物原料を手元に準備したり、炭をくべたりする帮助作業に携わっていたと考えられる。前掲「封診式」(599～600)には、まさにその例がみえ、「盜鑄(＝②)」と「佐(＝①)」の区分が秦律に遡ることをしめすとともに、両者がペアになつて同一の「室」で鑄錢していたことを明示している。

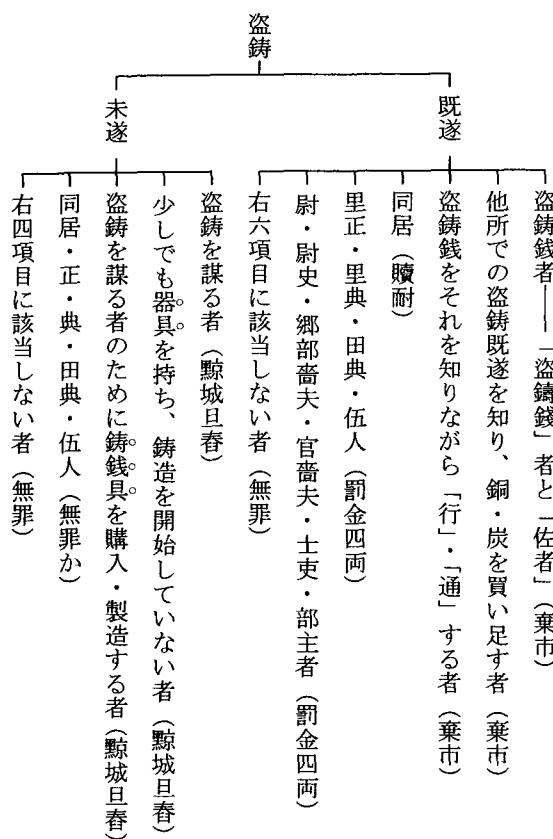
二 盗鑄錢未遂罪

以上の検討により、盜鑄錢既遂罪に相当する者がどのように分類されていたのかがほぼ明らかとなつた。それでは、盜鑄錢未遂罪の者は、どのように把握されていたのか。ここで注目すべきが(V)である。それをまず原文で確認すると、つぎのごとくである。

諸謀盜鑄錢頗有其器具未鑄者皆黥以爲城旦春罰爲及買鑄錢具者與同罪

本条の「謀盜鑄錢頗有其器具未鑄者」については、それを一つの犯罪とみる見方と、「謀盜鑄錢」と「頗有其器具未鑄者」の二つに分ける見方がありうる。しかし水間大輔氏は、「皆」字が一般には秦律・漢律で「上文に記された複数の罪はみな」の意に用いられていることから、本句は「諸謀盜鑄錢」と「頗有其器具未鑄者」という二つの犯罪をさすとのべており⁽⁹⁾、本章でもとりあえずこの説に従う。

それでは、本条の「器具」とは具体的に何をさすのか。ここで問題となるのが、それと「銅・炭」との違いである。すなわち、(II)には鑄錢の鉱物原料と燃料を意味する「銅・炭」に関する規定があるが、それらと(V)の「器具」とは具体的に何が異なるのか。なぜ(V)の当該箇所には、「銅・炭」でなく「器具」とあるのか。そこで注目すべきは、鑄錢にはじつさいには「銅・炭」だけでなく、錢范などの鑄錢器具も必要不可欠であつたという点である。この点をふまえると、まず(II)の「人の錢を盜鑄するを智(知)りて、爲に銅・炭を買」つた者のばあい、「人の錢を盜鑄するを智(知)りて」の「人」は、既述のごとく、錢の盜鑄を開始していたので、すでに錢范などを有していたと考えられる。それゆえ(II)では、そのような盜鑄錢者に「銅・炭」を買い足す行為が犯罪とされているのであろう。一方、(V)の盜鑄錢未遂者には、「銅・炭」を有していない者だけでなく、錢范やフイゴさえ有していない者も含まれる。よつて(V)には当然、「銅・炭」だけでなく錢范・フイゴなどの入手をも禁止する規定が含まれていたはずである。すると、だからこそ(V)では、「銅・炭」でなく、より広義の「器具」



という語が用いられ、銭范などの有無が取り上げられているのではないか。現に、『説文』品部をみると

器、皿なり。器の口に象る。犬は之を守る所以なり（器、皿也。象器之口。犬所以守之）。
とあり、「器具」の「器」は容器を意味し、たしかに銭范とも解しうる。また残る「具」も、とりあえず銭范以外の道具・材料の総称と解釈できるようである。すなわち、(V)の後文には、「器具」だけでなく、「鑄錢具」という語もみえ、「器」と「具」は分離可能な別々の語であつたと考えられる。よつて「器」が銭范である以上、「具」はそれ以外の道具や材料の総称ということになるのである。もつとも、それが鉱物資源と燃料だけを意味するのであれば、「銅・炭」と明記されたはずである。そうならないのは、ここでいう「具」に、「銅・炭」以外のフイゴなども含まれていたからであろう。これより、(V)の前半は、「銭を盜鑄しようとした者、盜鑄錢のための「器（銭范）」・「具（それ以外の道具・材料）」を少しでも所持しながら、まだ鑄錢を実行していない者は黥城旦春に処する」の意に解される（第二節冒頭も参照）。

では、(V)の後半の「智爲及買鑄錢具者與同罪」

〔図1〕「二年律令」 錢律よりみた盜鑄錢禁止規定

は何を意味するのか。そこで改めて(I)をみると、それは盜鑄錢者を棄市に処することを定めたもので、その同居・正・典・田典・伍人（以下、同居等）は「告」する義務があり、その義務を果たせなければ贖耐（黄金一二両を納入させる刑罰）⁽⁸⁾に罰金四両に処された。また、ある者から盜鑄行為がなされているとの報告を受けた尉・尉史・郷部嗇夫・官嗇夫・士吏・部主者（以下、尉等）は盜鑄錢者を捕得する義務があり、その任務を遂行できなければ罰金四両に処された。つまり盜鑄錢の発生は、里⁽⁹⁾とに予防され（同居等の相互監視）、郷吏と県吏（尉等）もその監督に当たつていたの

である。ところが（I）では、「告」を義務とする同居等に対する罰則の説明の直後に、「告」を受けて追捕を開始する尉等に対する罰則が続いており、両句のあいだに同居等以外の民に対する罰則の文はない。よって、同居等以外の民は当該罪に連坐することなく、盜鑄錢者を「告」する義務もなかつたと考えられる。つぎに（II）をみると、その中の「人の錢を盜鑄するを智（知）りて」・「爲に銅・炭を買ひ」・「爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通ずる」は、あたかも別々の犯罪構成要件をさしているかの⁽⁹⁾とくである。しかし既述のことく、同居等以外の者は、盜鑄錢者を「告」する義務を有していなかつたので、「人の錢を盜鑄するを智（知）りて」だけでは罪にならなかつたことになる。これより（II）は、人が錢を盜鑄していることを知つた上で「爲に銅・炭を買ひ」、あるいは「爲に其の新錢を行し、若しくは爲に之を通ずる」者を棄市に処する規定と解される。この点をふまえた上で、最後に（V）をみると、（I）・（II）が既遂罪に関する条文であるのに対し、（V）は未遂に關する条文とみられる。それによると、錢の盜鑄を企てた者や、「器具」を有しながらまだ鑄造を開始していない者は、いずれも鯨城旦春に処された。すると、これと（I）を比較すればわかるように、錢の盜鑄行為に關しては既遂よりも未遂の方が罪が軽いことになる。よって、盜鑄の既遂に連坐する同居等は贖耐^ム罰金四両が科されているので、盜鑄未遂者の同居等はそれよりも減刑されるか、無罪とされていた可能性が高い。そこで再度（V）をみると、「智爲及買鑄錢具者」について先学は、「爲すを智（知）り及び鑄錢の具を買う」、あるいは「智（知）りて鑄錢具を爲る及び買う」と解している⁽¹⁰⁾。しかし既述のことく、同居等以外の民は、他人が盜鑄しているのを知つているだけでは罪にならなかつたので、盜鑄の既遂よりも罪の軽い「諸そ錢を盜鑄するを謀り、頗る其の器具を有し、未だ鑄せざる者」について知つているだけの者が罪に問われたとは考えられない。よつて「智爲」を「爲すを智（知）る及び…」と読み、「爲すを智（知）る」を一つの犯罪構成要件と解することは困難である。そこで本稿では後説を探る⁽¹⁰⁾。これより本句は、「智（知）りて鑄錢具を爲る及び買う」と訓読される。そのばあい他の条文のように「智（知）りて」の下に「爲に」の語がない理由は、「爲る及び買う」対象たる「鑄錢具」が、「鑄錢」の二字を冠しており、ここから「爲る及び買う」が盜鑄錢関連の行為であることが確認できるからであろう。また「鑄錢具」にのみ「買う」だけでなく「爲る」ばあいが想定されているのは、既述のことく「鑄錢具」に「銅・炭」だけでなくフイゴなどの設備も含まれるからであろう。

以上の検討により、「二年律令」錢律発効時に政府が盜鑄錢に関連する犯罪者をいかに分類・把握していたのかが明らかとな

つた（図1と図2の一部参照）。その結果、漢初の政府が、盜鑄銭の原料と道具の購入から錢の民間鋳造とその流通までを「盜鑄銭」関連の罪として規制し、またそれを予防するために里人に相互監視させ、郷吏や県吏にも責任を負わせていましたことが確認された。さらにこのような検討結果をふまえた上で「二年律令」錢律をみると、当時の盜鑄銭者が一般に「鑄錢具（錢范以外の原料と道具）」を市場で「買（購入）」していたことも推論される。そこで本節での基礎的な検討をふまえ、つぎにこれらの者が道具・原料・燃料などをどこでどのように入手していたのかを闡明する。

第二節 盗鑄銭の材料とその管理

一 鑄錢具の売買

前節で論じたように、漢初の盜鑄銭には、鉱物原料・燃料、そして錢范やフイゴなどが必要不可欠とされ、その中の「具（錢范以外の道具・原料・燃料）」は基本的に市場で「買」えたようである。（一）二年律令 錢律には「器（錢范）」の入手方法に関する言及がないが、当時は錢自体が禁止されていたので、それは公には購入できず、盜鑄銭者自身が秘密裏に製造するか、他者から違法なルートを通じて入手せざるをえないようなものであつたはずである）。現に、（II）には「爲に銅・炭を買い……」とあり、当時の人びとが「具」の一部を「買」えたことが確認され、（V）にも「鑄錢の具を買う」とあり、錢范以外の道具や材料が「買」えたことが前提とされている。しかも「二年律令」津閥令（492）には

（一）御史に制詔す。其れ扞關・鄖關・武關・函谷【關】・臨晉關及び諸々の其の塞の河津に令して、禁じて黄金・諸々の黄金を奠（填）する器及び銅を出だしむる母かれ。……（二）制詔御史。其令扞關・鄖關・武關・函谷・臨晉關及諸其塞之河津、禁母出黄金。……）。

とあり、これによると当時銅の全国的流通には制限が設けられていたが、これは逆に、「扞關・鄖關・武關・函谷【關】・臨晉關及び諸々の其の塞の河津」の内部における銅の一定の販売・流通を前提としたものとも解釈できる。では盜鑄銭者は、それらを具体的にどこで購入したのか。前節で論じたように、それらを購入しただけの者は罪に問われなかつたので、それらは一

般に市場に出回っていたはずである。すると、それを取り扱っていた商人も当然存在したことになろう。これより、当時の盜鑄錢者は、市場に出回っていた銅原料などを買い、それで錢を盜鑄し、利益を得る存在であつたと考えられる。では、鉱物原料・燃料・フイゴなどの販売者は、そもそもそれらをどこで仕入れたのか。

二 燃料

燃料は一般に、家内消費分程度であれば、各家で調達がなされたとみられる。周知の「とく、漢代の一般小農民の生産物の中には、芻^{カツクサ}や藁^{ワラ}があり、それらは燃料としても使用できたからである。また木炭であつても、前漢・王褒『僮約』（宇都宮清吉氏校訂⁽¹⁾）に

斧を持ちて山に入り……薪を焚きて炭を作り……日暮れば以て歸り、當に乾薪兩三束を送るべし（持斧入山……焚薪作炭……日暮以歸、當送乾薪兩三束）。

とある「とく、ある程度は自家調達した者もいたと考えられる。これに基づいて影山剛氏は、漢代の製炭業が小生産・家内奴隸制的生産を主とするものであつたと推測している⁽²⁾。しかし盜鑄錢の燃料ともなれば、一度に必要とされるその分量はかなり大きかつたに違いない。そのばあい家内消費分程度の燃料では不十分であつたと推測される。現に、前掲「二年律令」銭律では、盜鑄錢者が「炭（木炭など）」を「買」うことが前提とされている。これは、當時「買（購入）」が盜鑄錢の燃料調達の一般的なプロセスで、盜鑄錢者の多くが「炭」の商人や製造者と密接な関係を有していたことを意味する。そこでつぎに、そのような漢初の製炭業について検討すると、『漢書』卷九七外戚伝竇皇后伝に

孝文の竇皇后……孝惠七年、景帝を生む。……文帝、立ちて數月……竇姫、皇后と爲る。……弟廣國、字は少君。年四、五歳の時、家貧しく、人の略賣する所と爲り、其の家、處^{ところ}を知らず。十餘家を傳わりて宜陽に至り、其の主人の爲に山に入りて炭を作る。暮に岸下に臥すもの百餘人あり。岸、崩れ、盡く臥す者を壓殺し、少君のみ獨り脱して死せず。自らトするや、數日にして當に侯と爲るべし、と。其の家に從いて長安に之き、皇后の新たに立つるを聞く（孝文竇皇后……孝惠七年……生景帝。……文帝立數月……董姬爲皇后。……弟廣國字少君。年四、五歳時、家貧、爲人所略賣、其家不知處。傳十餘家至宜陽、爲其主人入山作炭。暮臥岸下百餘人。岸崩、盡厭殺臥者、少君獨脫不死。自ト、數日當爲侯。從其家之長安、聞皇后新立）。

とあり、百人以上の作業員を擁する製炭組織の存在が確認される。これは竇皇后の弟の竇廣国が製炭場で働いていたことをしめすものであるが、これによると竇皇后は、惠帝六年以前に入宮し、それ以前に弟の竇廣国と生き別れている。そしてその後、各家を転々とした竇廣国は、最終的にこの製炭場に行きつき、文帝元年に竇皇后と再会するまで、そこで働き続けた。これより、この製炭場は呂后期前後～文帝期のものであつたと考えられる。すると本稿第四章でのべたごとく、「二年律令」銭律の盜鑄錢禁止規定は惠帝期前後～文帝五年のものなので、前掲竇皇后伝の製炭業者はまさしくその当時のものであるといえよう。これは、当時の製炭業が一度に百人以上を動員してなされるばあいがあつたこと、その現場が危険を伴うものであつたこと、「山」で営まれるものであつたことをしめしている。前述のごとく、盜鑄錢には膨大な量の燃料が必要で、そのような盜鑄錢者と密接に関わる製炭業者は大規模なものが多かつたと考えられるので、前掲竇皇后伝は、まさにそのような大製炭業者の実態をしめす史料であるといえる。その具体的な作業は、張家山漢簡「算數書」負炭に

炭を山中に負うものあり、日^一に成炭七斗を爲りて車に到る。一日を次ぎ、而して炭を負うもの、車を道^{みち}きて官に一石を到る（負炭山中、日爲成炭七斗到車。次一日而負炭道車到官一石。126～127）。

とあるように、おそらく製炭・歩行運搬・車両運搬などよりなつていたのであらう（製炭の立地については後述）。これより、漢初における盜鑄錢者の多くは、このような製炭業者などから直接的に、あるいは商人を通じて間接的に炭入手し、それによつて錢を盜鑄していたと考えられる。

三 漢初の鉱山経営

つぎに、盜鑄錢の原料となる鉱物については從来、武帝期のいわゆる塩鐵専売制の問題との関係で、しばしば議論がなされてきた。その結果、銅の採掘状況などが解明されている。しかし、「二年律令」銭律発効時における銅・錫の管理についてはまだ不明な点が多い。その理由は、漢初の鉱物に関する史料がほとんどないからである。しかし「二年律令」金布律に

……銀を采るものあらば、之に租し、縣官は、橐^{ふく}を給せよ。銀は、十三斗^一とに一石と爲し、□石^一とに縣官は、□鉅^三斤を税せよ。其町也、牢橐^一は、石^一とに三錢とし、其の金を出だすに租して二錢を税せよ。賣穴者に租して十錢^一とに一を税せよ。鐵を采る者には、五^一とに一を税せよ。其の鼓銷して以て成器を爲るものには、有（又）た五^一とに一を税せ

よ。鉛を采る者には、十人^ハと一を税せよ。金を采る者は、之に租する人と人^ハとに田^ハムニ十五分銖の一^ハセよ。民の私に丹を采る者は、之に租する人と男子は月^ハと六斤九兩、母（女）子は四斤六兩とせよ（……采銀、租之、縣官給銀。鉛十二斗爲一石、口石縣官稅口鉛三斤。其^ハ也、牢橐石三錢^ハ、租其出金、稅一錢^ハ。租賣穴者十錢稅^ハ。采鐵者五稅^ハ。其鼓銷以爲成器有五稅一^ハ。采鉛者十稅一^ハ。采金者租之人日十五分銖一^ハ。民私采丹者租之男子月六斤九兩^ハ、母子四斤六兩。436～438）。

とあり、漢初の鉱物管理に関する条文がみえ、大いに注目される。むつとも先学の中には、本条に鉛の規定も含まれてゐるとする者もいるが⁽¹³⁾、私見によれば、本条に鉛（および錫）の規定は含まれていない。とはいへ、本条が漢初の鉱物業の実態を反映しているのも確かで、その内容を理解することは、当時の律令制が鉱物業者をどのように分類・把握していたのかを知る手がかりになると思われる。しかも『漢書』食貨志下に、文帝五年の幣制改革に対する賈誼の諫言として

法、天下をして公に顧租して銅・錫を鑄て錢を爲るを得しめ、敢えて雜^{ハジ}うるに鉛・鐵を以てし、它的巧を爲す者は、其の罪、黥^{ハシ}とす。然れども錢を鑄るの情、^{ハシ}雜^{ハジ}して巧を爲すに非ずんば、則ち^{ハシ}贏^{ハシ}を得べからず。^{しか}而も之に^{ハシ}雜^{ハジ}する^{ハシ}と甚だ微にして、利を爲す^{ハシ}こと甚だ厚し（法使天下公得顧租鑄銅・錫爲錢、敢雜以鉛・鐵爲它巧者、其罪黥。然鑄錢之情、非^{ハシ}雜^{ハジ}爲巧、則不可得贏。而^{ハシ}殺之甚微、爲利甚厚）。

とあるように、盜鑄錢者が利益を得るには、たんに官錢のばあいと同じように銅や錫を用いるのではなく、鉛なども混ぜる必要があつた。それは漢初でも同様であつたとみられ、「二年律令」錢律には

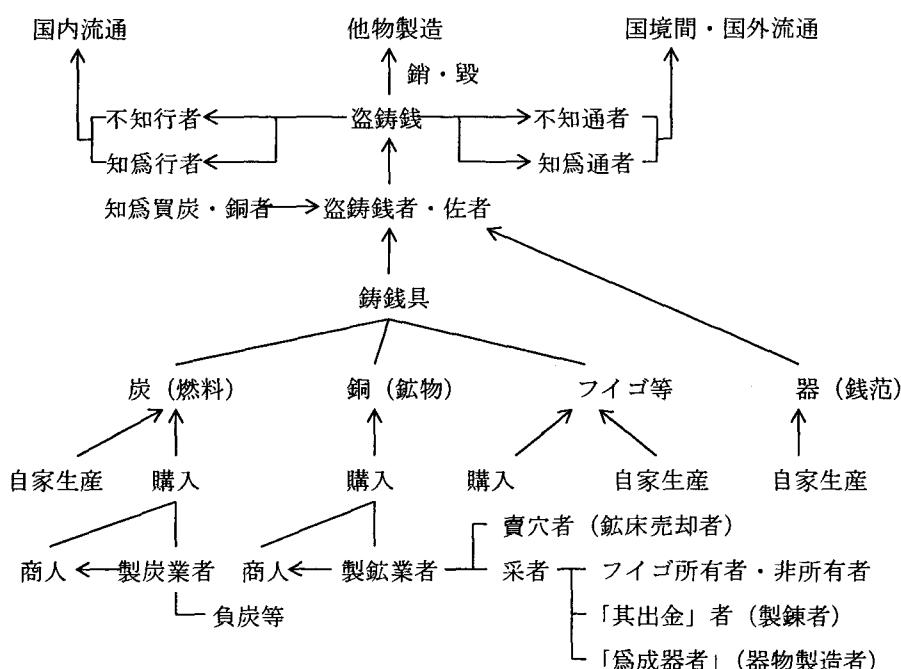
錢徑十分寸の八以上にして、鑄たるを缺くと雖も、文章頗る智（知）るべく、而して殊折し及び鉛錢に非ずんば、皆な行錢と爲せ（錢徑十分寸八以上、雖缺鑄、文章頗可智、而非殊折及鉛錢也、皆爲行錢^ハ。197）。

とあり、「鉛錢」が禁止されており、これも漢初の盜鑄錢が往々にして鉛などを多く含んでいた実情を示唆している。よつて、盜鑄錢者の実態を明らかにするには、銅・錫だけでなく、鉛などの採掘状況にも目を向けねばならないのである。そこで前掲金布律をみると、そこには鉛をはじめとする諸鉱物（銀・鉄・黃金・丹）に対する課税のあり方が列記されている。その課税方法は、民に鉱物を採取・採掘させ、入手した現物の量などを自己申告させ、それに課税するというものである。これはまさに占租（自己申告納稅制⁽¹⁴⁾）に該当する。その内容を試みに意訳する^{ハシ}ものとなる。

銀を採掘する者には課税し、国家はフィヨ^ハを支給せよ。採掘した銀（精鉱か）は、およ^ハ十二斗（約260）ハシムニ区分けし

て「一石」とし、「□石」として國家が□鉛（製鍊後の銀）三斤（秀744g）を徵収せよ。其鉛也、牢橐（支給用のフイゴ）の使用者には、それを用いて「一石」を製鍊することに三錢を課税し、その金属製鍊者に二錢を課税せよ。採掘坑を売却する者には、売上金一〇錢ごとに一錢を課税せよ。鉄を採掘する者には、五分の一の税を課せ。フイゴを用いて鉄を溶かし、それによつて鉄製器物を作る者には、また五分の一の税を課せ。鉛を採掘する者には、十分の一の税を課せ。黄金を採集する者には、一人当たり毎日十五分の一銖（秀87mg）の黄金を課せ。民間で私的に丹砂を採集する者には、男子であれば毎月六斤九兩（秀1628g）、女子であれば毎月四斤六兩（秀1085g）を課税せよ。

これによると漢初の製鉱業者は、漢律において少なくとも、①「采者（製鉱業者一般）」、②「牢橐」者（「采者」の中でも官製フイゴを支給されている者）、③「其出金（金属製鍊）」者、④「賣穴者（鉛床売却者）」、⑤「爲成器」者（器物製造者）に分類され課税されていたようである。たとえば銀の採掘者は①～④に分類され課税された。また鉄のばあい①・⑤、鉛・黄金・丹砂のばあい①に課税された。もつとも、銀の採掘方法と、鉄・鉛のそれはほぼ同様であったと考えられるので、鉄・鉛にも②～④の分類があつた可能性もあるが、原文からは確認できない。ともあれこれより、漢初の律令制は鉱物業者を細かく分類・把握していたことがわかつた。



〔図2〕盜鑄銭の基本的な製造・流通過程

る。これは前掲金布律から初めて明らかになったことであるが、そうすると、銀などと同様の採掘方法に則っていたであろう製銅業者や製錫業者もまた、法制上いくつかの部門に分類・把握されていたと推測される。つまり漢初の盜鑄錢者は、このように分類・管理された製鉱業者などから直接的に、あるいは商人を通じて間接的に鉱物原料を入手し、それによつて錢を盜鑄していたと考えられるのである。

以上、第一節と第二節での検討結果をふまえ、「二年律令」に投影されている盜鑄錢の製造・流通過程を復元すると、ほぼ図2のようになる。これより、盜鑄錢が多種多様な行為の複合の上に成り立つていたこと、その中には非合法的な行為のみならず、合法的な行為も混じついていたことがわかる。これは、錢が本来一大産業ともなりうるもので、多くの人びとに直接的・間接的な利益をもたらすものであつたことを意味する。漢初の製炭業者や製鉱業者は、必ずしも盜鑄錢者のために働いていたわけではなくとも、盜鑄錢者による原料の購買を通じて、結果的に利益を得ていたはずである。これは逆にいえば、盜鑄錢の禁止が、製炭や製鉱を生業とする者に不利益をもたらすばあいがあつたということを意味する。盜鑄錢の禁止により、錢の数が規制されると、鉱物や燃料の民間需要が減り、製炭業者や製鉱業者は結果的に売り上げを減らすことになるからである。これより、「二年律令」錢律の発効時には、図2のほぼ全産業が一定の打撃を受けていたと考えられる。

しかし既述のとく、漢初において盜鑄錢が完全になくなることはなかつた。つまり図2には、現実上の担い手がいたのである。とすれば、當時実際にはどのような者が錢を盜鑄していたのであろうか。

第三節 盗鑄組織の実態

漢初における盜鑄錢者の基本的なあり方を検討する上で、まず念頭に置くべき点がある。それは盜鑄錢者が基本的には、中間マージンの獲得を生業とする技術者であつたことである（図2）。すなわち盜鑄錢者の利益は、原料の価格におうじて高下するものであった。たとえば銅や錫の採掘が、銀などと同じように細かく課税されていとすれば、それらの鉱物原料の価格は上昇し、盜鑄錢者の利益はより少なくなつたはずである。また一方で、そのように盜鑄した錢を用いて他の商品を購入するに

は、当然それを受領してくれる取引相手がいなければならぬ。ところが、盜鑄銭者が利益を得るには、盜鑄銭自体の質をある程度落とす必要があるので（前掲食貨志下参照）、盜鑄銭の使用時には、取引相手にそれが発覚しないよう駆け引きをすることが求められる。それは、『鹽鐵論』錯幣篇に

商賈、美（惡）を以て惡（美）に貿え、半を以て倍に易う（商賈、以美質惡、以半易倍⁽¹⁵⁾）。

とあるのによれば、まさしく「商賈」の技とよぶべきものである。もつとも本文は、「五銖」銭の国家的專鑄以降、民間で撰錢^(えりせに)がなされるようになつた状況をのべたものではあるが、漢初の「商賈」の中にも当然そのような行為に及ぶ者がいたであろう。そうすると、盜鑄銭者が高い利益を継続的に得るには、原料製造者と商賈的存在との連係が不可欠であつたはずである。むしろ既述のごとく、盜鑄銭者が同居等の密告や尉等の探索につねに晒されていた以上、その多くは防衛上の理由からも組織化していた可能性が高い。盜鑄銭の製造過程で、関係の希薄な商人などを介在させれば、それだけ“足がつく”危険が高まるからである。そこで前掲（IV）をみると、盜鑄組織に属していた者でも仲間を密告すれば罪を除くとあり、そのような盜鑄組織の存在が前提とされている。これは、漢初の盜鑄銭者がすでに組織化する傾向にあつたことを示唆するものであろう。

では、実際にどのような者がこの組織を担つていたのか。ここでとくに注目すべきが、「游侠」・「少年」・「賓客」などのいわゆる任侠的な遊民層（以下、任侠）である。增淵龍夫氏や東晋次氏の例示によると、彼らは然諾を重んじ、身を以て他人の窮状を救うという任侠的心性を強く有する一方で、しばしば犯罪行為にも手を染めており、その一部は漢代社会において隠然たる勢力を有していた。そしてその中には、盜鑄銭の関係者も多数いたようである⁽¹⁶⁾。たとえば『史記』卷一二四游侠列伝には

郭解は、軼の人なり。……解の父、任侠を以て、孝文の時に誅死す。……【解】少^{わか}き時……軀を以て交を掛け、仇を報じ、
【亡】命を藏して姦を作^なし、剽^{ひょうこう}攻^{こう}して休まず。錢を鑄て冢を掘るに及ぶこと、固より勝^ちげて數うべからず。……解の年の長^{なが}ずるに及び、更めて節を折^まげて儉を爲し、德を以て怨に報い、厚く施して薄く望む。……少年、其の行を慕う（郭解軼人也。……解父以任侠、孝文時誅死。……少時……以軀借交、報仇、藏命作姦、剽攻不休。及鑄錢掘冢、固不可勝數。……及解年長、更折節爲儉、以德報怨、厚施而薄望。……而少年慕其行）。

とあり、代表的な任侠の一人である郭解が、若かりし頃、盜鑄銭者であつたと明記されている。また『史記』卷一二九貨殖列伝には

其の閭巷の少年に在りては、攻剽して椎埋し、人を劫して姦を作し、冢を掘りて幣を鑄、任俠にして兼を并せ、交を借けて仇を報じ、幽隱を纂逐し、法禁を避けず、死地に走く」と驚るが如きも、其の實は皆な財用の爲なるのみ（其在閭巷少年、攻剽椎埋、劫人作姦、掘冢鑄幣、任俠并兼、借交報仇、纂逐幽隱、不避法禁、走死地如驚者、其實皆爲財用耳）。

とあり、郭解に追従していた「少年（任俠の一種）」も、一般に「鑄幣（＝鑄錢の意）」を生業としていたことがわかる。前掲『楚漢春秋』には項梁が鑄錢したとあり、增淵氏によれば項梁も任俠なので、そのような任俠的盜鑄錢者の起源は、あるいは秦代以前に遡るといえるかもしれない。それでは、盜鑄組織は、なぜ任俠によるばあいが多かつたのか。これにはつぎの二つの理由が想定される。

第一は、盜鑄錢が高い利益をもたらすからである。他の違法行為も厭わない任俠にとって、それは、群盜などの表立つた武力行為によらずに莫大な資金を稼ぎうる有効な方法の一つであつたとみられる。現に、前掲貨殖列伝には「少年」が「皆な財用の爲」に「幣を鑄」たと明記されている。

第二は、任俠が告発されにくい存在であつたからである。既述の「」、「一年律令」、錢律では、盜鑄錢者を一網打尽にするため、強力な連坐制・密告制を推進していた。これに対して任俠の倫理においては、国家の法制よりも個人的紐帶を重んじるので、仲間内で密告される危険性が比較的低い。しかも密告したばあい、密告された側も任俠なので、密告者が任俠特有の「捉ともいえる「報仇（前掲游侠列伝参照）」の対象となることは間違いない。それは密告を防止する役割を果たしたであろう。また任俠の中には、官吏とも手を結び、逮捕されるのを未然に防止できた者もいたようである。たとえば游侠列伝には、郭解が尉史に法を枉げさせたというエピソードが残つており⁽¹⁷⁾、尉史とはまさしく盜鑄錢者を取締るべき官の一つであつた（前掲「一年律令」錢律（I）参照）。これは、郭解がそれらの官吏に影響を及ぼし、それゆえ自分や配下の「少年」が鑄錢で検挙されるのを未然に防止できた可能性を示唆する。また建武六年七月一八日の紀年をもつ官制文書の居延新簡（E.P.F22:38A-39）にも建武六年七月戊戌朔乙卯、甲渠都守候、敢えて之を言う。府の移りし大將軍莫府の書に曰く、「姦黠の吏民、賓客を作使して私に錢の薄小にして法度に如かざるを鑄作し、及び冢を盗み發き、公に衣物を都市に賣らしめ、知ると雖も譴苛する莫し。百姓、之に患苦す。書、到りて今より以來、獨り縣官のみをして錢を鑄作せしめ、法度に應ぜしめよ。吏民に禁じて錢を鑄作し及び行錢に不ざるを挾むを得る母からしめ、輒ち法を行せよ。諸々の冢より發きし衣物を都市に販賣するも

のは、輒ち收して縣官に没入し、四時に犯者の名状を言え」と。●謹しみ案するに、部吏に犯すもの母し。敢えて之を言す（建武六年七月戊戌朔乙卯、甲渠鄣守候敢言之。府移大將軍莫府書曰、「姦黠吏民作使賓客私鑄作錢薄小不如法度、及盜發家、公賣衣物於都市、雖知莫譴苛。百姓患苦之。書到自今以來、獨令縣官鑄作錢、令應法度。禁吏民母得鑄作錢及挾不行錢、輒行法。諸販賣發冢衣物於都市、輒收沒入縣官、四時言犯者名状」）。

●謹案、部吏母犯者。敢言之）。

とあり、「吏民」・「賓客」・「鑄錢」の語がみえ、吏民が「賓客（任侠の一種）」と手を組み、鑄錢していた実情が明記されている。これより、強力な任侠の支配する盜鑄組織は、とくに長く存続したと考えられる⁽⁴⁸⁾。

第三は、増淵氏が明らかにしたとおり、任侠が広大な人的ネットワークを有していたからである。既述のごとく、盜鑄銭によつて利益を得るには、原料製造者と、商賈的 existence との組織的連係が必要不可欠であつた。常識的に考えて、一技術者たる盜鑄銭者がそのような人脉を得るか、あるいは一人三役を演じることは困難であつたはずである。しかし、盜鑄銭者がファイクサ一的な存在の任侠であれば、それらの人的資源を確保するのは比較的容易であつたであろう。現に、大任侠者たる郭解のものには「少年」が參集したとあり（前掲游侠列伝参照）、彼らはまさしく鑄錢の実働部隊であつたと考えられる。

以上の検討により、漢初の盜鑄銭者の多くが任侠であつたこと、それらがしばしばグループを形成していたことが明らかとなつた。しからば逆に、「二年律令」銭律の盜鑄錢禁止規定の発効時において、如上の「游侠」・「賓客」・「少年」以外に大規模な盜鑄組織を形成していた者はいなかつたのであろうか。

そこで除外してはならないのが、官側の有力者の存在である。前掲居延新簡に明記されているごとく、漢代にはいわゆる任侠と結んで盜鑄銭を行なう官側の人間があとを絶たなかつた。たとえば『漢書』食貨志下にも、元狩～元鼎年間のこととして白金・五銖錢を造りしより後五歳にして、吏民の金錢を盜鑄するに坐して死すべき者を赦すこと數十萬人。其の發覺せずして相殺す者、勝げて計うべからず（自造白金・五銖錢後五歳、赦吏民之坐盜鑄金錢死者數十萬人。其不發覺相殺者、不可勝計）。

とあり、「吏民」の盜鑄銭への関与が明記されている。さらにその最たる例として吳王濞にも注目せねばならない。吳王濞は高祖劉邦の兄の子で、高祖～景帝期に吳王の座に君臨し、鑄錢（文帝五年以前は盜鑄錢罪に該当）を財源の一つとしていた。『史記』卷一〇六吳王濞列伝にはつぎのようにある。

會リ孝惠・高后の時、天下初めて定まり、郡國の諸侯、各々務めて自ら其の民を拊循す。吳に豫章（鄣）郡の銅山有り。

濞、則ち天下の亡命者を招致して錢を盜鑄し、海水を煮して鹽を爲り、故を以て賦無く、國用富饒なり。……佗の郡國の吏の來りて亡人を捕えんと欲する者、訟するも、共に禁じて予えず。……【鼂錯】上に説きて曰く、「……【吳】山に即きて錢を鑄、海水もて鹽を爲り、天下の亡人を誘いて、亂を作さんと謀る……」と。……吳の會稽・豫章（鄣）郡を削るの書の至るに及び、則ち吳王、先づ兵を起こす。……袁盎、對えて曰く、「吳に銅・鹽の利有り、と。則ち之有るも、安んぞ豪桀を得て之を誘わんや。誠に吳をして豪桀を得しめば、亦た且に王を輔けて義を爲さんとし、反せざらん。吳の誘う所は皆な無賴の子弟・亡命の鑄錢・姦人するものなれば、故に相率いて以て反す」と。鼂錯曰く、「袁盎の之を策する」と善なり」と（會孝惠・高后時、天下初定、郡國諸侯各務自拊循其民。吳有豫章郡銅山。濞則招致天下亡命者盜鑄錢、煮海水爲鹽、以故無賦、國用富饒。……佗郡國吏欲來捕亡人者、訟共禁弗予。……説上曰、「……即山鑄錢、海水爲鹽、誘天下亡人、謀作亂。……」及削吳會稽・豫章郡書至、則吳王先起兵。……袁盎對曰、「有銅・鹽利。則有之、安得豪桀而誘之。誠令吳得豪桀、亦且輔王爲義、不反矣。吳所誘皆無賴子弟・亡命鑄錢・姦人、故相率以反」。鼂錯曰、「袁盎策之善」）。

本文は、諸侯国の抑圧に乗り出した中央政府に対し、吳王濞が反乱を起こすまでの過程がしるされている。これがいわゆる吳楚七国の乱である。その直接の引き金になつたのは、中央政府による「吳の會稽・豫章（鄣）郡」の没収である。鄣郡には銅山があり、吳はそこで鑄錢をしていたので、これはまさしく吳の財源の没収を意味する。先学の指摘するとおり、吳王濞が挙兵を急いだ理由はこの点にあるう⁽²⁰⁾。では、吳王濞は具体的にどのように錢を盜鑄していたのか。そこで本文をみると、それが「無賴の子弟・亡命」を主体とし、「山に即」いてなされていたことがわかる。吳は、森林・鉱物の豊かな山で「無賴の子弟・亡命」を使役し、原料調達から鑄錢までの一連の作業を行なわせていたのである⁽²¹⁾。そして「無賴」とは「小兒の多く詐きて猶きもの」（『方言』卷一〇）、ここでいう「亡命」とは他の郡国から逃亡してきた者などのことで⁽²²⁾、それぞれ「少年」と「賓客」に類する存在と解される。よつて彼らも、血縁的・氏族制的紐帶から乖離し、代わりに任侠的心性を濃厚に有する遊民的存在であつたと考えられる。すると、このような遊民を抱える吳王濞の盜鑄組織こそ、當時もつとも純利益が高く、かつ安定的なものであつたといえるのではないか。それは、図2の盜鑄錢製造・流通過程のすべてを翼下におさめ、技術に長けた任侠を実働部隊とする官吏主導型の盜鑄組織で、余分な費用や労力があまりかからず、その成員が逮捕される危険も基本的にはないものであつたからである。

これまでの検討により、「二年律令」錢律の中の盜鑄錢禁止規定発効時（天下統一～惠帝期に制定され、文帝五年に撤廃。本稿第四章参照）に存在した盜鑄錢者の多くが組織化され、それらが任侠や、それと結託した官側の人間、とくに吳王濞などに率いられたものであつたことが明らかとなつた。つまり、そのような者達が、図2の主たる担い手であつたのである。すると以上の検討結果は、「二年律令」錢律の適用範囲の限界をもしめしているといえよう。任侠と末端の官吏は事実上協力して錢を盜鑄していたので、そこには律令制の網が届きにくかつたと考えられるからである。そうすると、任侠を翼下におさめた吳王濞の盜鑄組織は、まさしく「二年律令」錢律に含まれる盜鑄錢禁止規定の最大の敵であつたことになる。その規定がそれに歯止めをかけることができないまま文帝五年に撤廃されたことを鑑みれば、むしろ吳王濞の組織は「二年律令」錢律の実質的な破壊者であつたとさえいえるかもしれない。結局吳王濞の組織は、吳楚七国の乱の鎮圧という物理的な手段によつてしか、止めることができないものであつたのである。

おわりに

本章では、「二年律令」錢律に含まれる盜鑄錢禁止規定の発効時における、盜鑄組織の構造と実態について検討した。その結果、それが図2のように図式化されること、その担い手の多くがいわゆる任侠、あるいはそれと手を結んだ官の経営する盜鑄組織に属していたことを論じた。つまり本章では、いわゆる貨幣制度史と社会史の接合を図つたのである。その結果みえてきたのは、そのような戦国秦漢時代、とくに前漢前半期までにすでに任侠をはじめとする多くの人が法の網をかいくぐつて組織的な盜鑄行為に及んでいたということであつた。このことは、国家による錢に対する法的支配（第三章・第四章参照）が、じつはそれほど厳密には貫徹していかつたことを意味するとともに、その背後に当時の人びとの錢に対する強力な物神崇拜があつたことを意味する。では錢は、そのような状況下において、結局いかなる貨幣として人びとに受容されたのか。そこで注意すべきは、本稿序章でとりあげた“錢＝國家的決済手段論”者が指摘するように、錢が半ば強制的に民に押しつけられた決済手段であつただけでなく、じつは民の中にも自発的にそれを受容し、利用する者が多いたということである。これは、盜

鑄組織の蔓延していた前漢初期の状況をみれば一目瞭然である。すなわち盜鑄組織の蔓延は、錢に対する人びとの需要の高さをしめすものであるが、それは、錢が“民に押しつけられた決済手段”であつただけでなく、すでに経済的流通手段としても民間に自発的に広く受容されていたためであると考えられる。逆にいえば、だからこそ国家は、民衆支配の道具としても機能しうる錢の統御方法を、絶えず意識せざるを得なかつたのである。そしてそのような錢に対する“國家の意向”と“民間の慣習”のあいだの齟齬が、“盜鑄錢”という概念を生んだのであつた。では、そのような漢初の盜鑄錢の世界は、いかなる時代的特徴をもち、それはその後どのように変化していったのか。最後にこの点を展望しておきたい。

そこで注目すべきは、盜鑄錢の原料地の立地条件である。まず漢代の鉱山は、その大半が川沿いの低い山や大きな山系の麓にあり、都市に近く、侵食によつて露出した鉱脈や、浅い鉱床を選んで採掘されるものであつたことが知られる⁽²³⁾。これによれば鉱物原料の大半は、漢代を通じて都市近郊で入手できることになる。ところが、盜鑄錢のもう一つの原料である「炭（木炭）」の産地たる森林は、前漢中期以降、とくに黃河流域で相当減少していくことが指摘されている⁽²⁴⁾。すると黃河流域のばあい、製炭部門・製鉱部門を併せ持つような盜鑄組織は、「炭」を確保するため、僻遠の山中に進出せざるを得なかつたはずである。そしてその過程で、未開拓の鉱山を新たに発見していく可能性が高い。そうすると、盜鑄組織の中には、むしろ官側の規制を避け、そのような僻遠の地に進んで拠点を構えるような者も出現したであろう。『塩鐵論』禁耕篇には、そのような者の存在が明記されている。

鹽・治の處、おおよせ大傲皆な山川に依り、鐵・炭に近く、其の勢、咸^みな遠にして劇を作^なす（鹽治之處大傲皆依山川、近鐵・炭、其勢咸遠而作劇）。

ところが長江流域には、まだ広大な森林が広がっていた。よつて、当該地域の盜鑄錢者の大半は、まだ鉱物・燃料の両方を都市近郊で入手しうるばあいが相対的に多かつたと考えられる。つまり、前漢中後期以降の盜鑄組織の立地は、北と南で徐々に地域差を生じる傾向にあつたのである。以上の展望に大過ないとすれば、これこそ盜鑄組織の時代的変化の一端をしめすものといえよう。

- (1) 江村治樹『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』(汲古書院、一〇〇〇年)。
- (2) 江村注1前掲書。
- (3) 稲葉一郎「秦始皇の貨幣統一について」(『東洋史研究』第三七卷第一号、一九七八年)。
- (4) 『詩』卷一七鳩鷺「福祿來爲」の鄭箋に「爲、猶助也」とあることく、上記の者を助ける意か。ちなみに旧稿発表時に他大学の某氏(匿名希望)より、「爲」を「タメニ」の意で読むばあい、「爲」字の直後に人がくるのが普通ではないかとの指摘を受けたが、たとえば天長市安楽鎮一九号漢墓木牘に「故自亟爲所以請謝者(故に自ら亟かに爲に請謝する所以の者なり)」とあることく、「爲十人」の人が省略される例は他に散見する。
- (5) 佐原康夫「漢代貨幣史再考」(同『漢代都市機構の研究』汲古書院、一〇〇一年)。
- (6) 佐原康夫「漢代鉄專壳制の再検討」(同『漢代都市機構の研究』汲古書院、一〇〇一年)。
- (7) 水間大輔「秦律・漢律における未遂・予備・陰謀罪の处罚」(同『秦漢刑法研究』知泉書館、一〇〇七年)。
- (8) 「二年律令」具律(119)参照。
- (9) 富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』(朋友書店、一〇〇六年。以下、京大班)。
- (10) 筆者は当初、「智(知)りて鑄錢具を爲る及び買う」という漢文訓読には問題があるとし、「智(知)りて爲に鑄錢具を買う」「に及ぶ」という訓読を採用した。これは、他条文に「智(知)りて爲に」という表現が散見すること、「鑄錢具を爲る及び買う」という訓読では訓点をふることが困難であることを理由としたものであった。ところがその後、「二年律令」賊律に「微外人來入爲盜者、要斬^く。吏所興能捕若斬一人、擇爵一級。不欲擇爵、及非吏所興、購如律。61」とあり、「捕若斬一人」の「とく」V1若+V2+Oという構文がありうることを知り、また「鑄錢具」に「鑄錢」の二字が冠されている意義にも配慮した結果、「智(知)りて鑄錢具を爲る及び買う」という訓読を採る方がよいと考えるに至った。この訓読に関しては、じつは前々から埼玉大学教授の糸山明氏などからも私信を通じて御示教いただいたが、筆者としてはまだ上記のような自分なりの論拠を発見するには至っていないから、あくまでも私見を譲持した。しかし今、上記のような自分としても納得のいく論拠を得るに至り、私見を改めた次第である。「(二)に、筆者の不明を恥じるとともに、辛抱強くいろいろと御示教くださった先生方に改めて深く御礼申し上げる。
- (11) 宇都宮清吉「僮約研究」(同『漢代社会経済史研究』(増訂版)弘文堂書房、一九六七年)。
- (12) 影山剛「前漢時代の奴隸をめぐる一、二の問題の覚書」(同『中国古代の商工業と専売制』東京大学出版会、一九八四年)。
- (13) 山田勝芳「張家山第二四七号漢墓竹簡「二年律令」と秦漢史研究」(『日本秦漢史学会会報』第三号、一〇〇一年)。

- (14) 平中英次「漢代の営業と「占租」」（同『中国古代の田制と税法——秦漢經濟史研究——』東洋史研究会、一九六七年）。
- (15) 佐藤武敏訳注『塩鉄論——漢代の経済論争——』（平凡社、一九七〇年）の訳を参照して校訂。
- (16) 増淵龍夫『新版 中国古代の社会と国家』（岩波書店、一九九六年）。ただし増淵氏が任侠的結合関係を当時の全社会集團に共通な人的紐帶とするのに對し、東晋次「中国古代の社会的結合——任侠的習俗論の現在——」（『中国史学』第七卷、一九九七年）、東晋次「漢代任侠論ノート（一）」（三）『三重大学教育学部研究紀要（人文・社会科学）』第五一～五三巻、二〇〇〇～二〇〇一年）は遊民層特有のエートスと解する。ただし増淵氏も氏族制の代補的結合原理として「任侠」を捉えているので、いざれにせよ氏族制に捉われにくい遊民的存在が任侠的心性をとくに強く有していた点には異論のないはずである。
- (17) 游侠列伝「解出入、人皆避之。有一人獨箕倨視之、解遣人問其名姓。客欲殺之。解曰、居邑屋至不見敬。是吾德不脩也。彼何罪。乃陰屬尉史曰、是人吾所急也。至踐更時脫之。每至踐更、數過、吏弗求。怪之、問其故。乃解使脫之。箕踞者乃肉袒謝罪。少年聞之、愈益慕解之行」。
- (18) ただし大室幹雄『劇場都市』（筑摩書房、一九九四年）が指摘するように、強力な任侠がトップでない組織は意外に分解しやすく、とくに武帝期になると、しばしば酷吏などに屈したようである。
- (19) 本文の解釈については、加藤繁『中国貨幣史研究』（東洋文庫、一九九二年）、紙屋正和「前漢前半期の貨幣制度と郡県支配体制」（『福岡大学人文論叢』第三二巻第一号、一九八五年）も参照。
- (20) 稲葉一郎「吳楚七国の乱について」（『立命館文学』第三六九・三七〇号、一九七六年）。
- (21) 長江流域の銅山については、裘士京『江南銅研究——中国古代青銅銅源的探索』（黃山書社、二〇〇四年）なども参照。
- (22) 「亡命」については「亡人」「亡命」「無名數」とする定説と、そうではないとする保科季子「亡命小考——秦漢における罪名確定手続き——」（富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』（朋友書店、二〇〇六年）がある。ただし『史記』吳王濞列伝の「亡命」は文中で「亡人」に換言されており、いずれにせよ「亡人」を含む語であつたと考えられる。
- (23) 佐原注6前掲論文。
- (24) 原宗子「大田穀作」主義の古代的極限——尹湾漢墓木牘「集簿」——（同『農本』主義と「黄土」の發生 古代中国の環境と開発2』研文出版、二〇〇五年）。

第六章 戰国秦漢時代における錢と黃金の機能的差異

はじめに

歳入（錢）	266642506
歳出（錢）	145834391
穀物収入（石）	506637
穀物支出（石）	212581
口数	1397343
戸数	266290
歳入（1人：錢）	190
歳出（1人：錢）	104
穀物収入（1人：石）	0.36
穀物支出（1人：石）	0.15

〔表1〕集簿よりみた東海郡

これまで本稿では、戰国秦漢時代の錢のあり方について、錢に対する“國家の意向”と“民間の慣習”的両方に留意しつつ、検討を加えてきた（第三章・第四章・第五章）。それによると当時の国家は、錢文・規定重量（あるいは錢径）・実質重量・材質といった諸条件の中でも、とくに錢文を価値基準とし、それを画一化することで、錢の価値の一元化を図っていた。その上で、錢の枚数の積算によって商品の価値を尺度する制度を整えようとしていた（第三章・第四章）。そしてそのような制度を通じて、錢を安定的な国家的決済手段として運用し、それを媒介とする国家支配を貫徹させようとしていた。だが民間では、錢を秤量貨幣として扱う傾向が強かつた（第三章・第五章）。そのため錢は、このような“國家の意向”と“民間の傾向”的狭間で、なんとか經濟的流通手段・国家的決済手段としてのバランスを維持するにとどまつた。これが、当時の錢に対する統制經濟の実態であり、その限界でもあつた。では、以上の考察により、戰国秦漢貨幣經濟の全体的な把握は本当に十分になしえたといえるであろうか。そこで注目すべきが、戰国秦漢時代における錢以外の貨幣の存在である。

すなわち佐原康夫氏によると、漢代では、史料上は商品の価値が錢の数で表記されることが多いものの、実際には黄金や布帛などの經濟的流通手段も排除されずに残つていたという。⁽¹⁾ たしかに、前漢武帝期～平帝期に铸造された「五銖」錢の総量が約二八〇億枚とされているのに対し、⁽²⁾ 前漢中晚期の尹湾漢墓簡牘「集簿」(YMD1)によれば、東海郡の歳入は一人あたり約一九〇錢である（表1）。これを当時の総人口の概数にあたる五四〇〇万人とかければ⁽³⁾、全国の歳入に用いられた錢の総量は、約一〇三億錢となる。そうなると、錢の少なくとも三分の一以上が、漢代財政の潤滑油として機能していくことになる。そこから国庫に備蓄されている錢などを除けば、

現実に民間で流通していた錢の総量はさうに少なものとなろう。つまり佐原氏も指摘するように、民間での商取引が錢のみを媒介としてなされていたとは考えにくいのである。それでは、錢以外にどのような物財が経済的流通手段として機能していたのか。戦国秦漢貨幣經濟の全体的特質と、それを媒介とする國家支配の実相を明らかにするには、当然この問題にも答えなければならない。

そこで注意すべきは、既述の⁽¹⁾とく、佐原氏が当時の貨幣として錢のほかに黃金と布帛を挙げていることである。たしかに従来、戦国秦漢時代の貨幣としてもつとも注目されてきたのは、錢・黃金・布帛の三つであった（第二章も参照）。とくに黃金は、『史記』卷二〇平準書の論贊に

秦の中⁽²⁾に至るに及び、一國の幣を⁽³⁾等と爲し、黃金は溢を以て名づけ、上幣と爲す。銅錢は識して「半兩」と曰い、重さは其の文の如く、下幣と爲す。而して珠玉・龜貝・銀錫の屬は器飾・寶藏と爲し、幣と爲さず⁽⁴⁾（及至秦中、一國之幣爲三等、黃金以溢名、爲上幣。銅錢識曰「半兩」、重如其文、爲下幣。而珠玉・龜貝・銀錫之屬爲器飾・寶藏、不爲幣）。

とあるように、戦国秦以来、錢とならんと「幣」とよばれ、「器飾・寶藏」の類とは区別されていた。もつとも歴史上、どの物財を経済的流通手段とするのかは、それが有する素材価値や國家権力、あるいは民間の伝統に必ずしも左右されないので⁽⁵⁾、戦国秦漢時代においても、他のさまざまな物財が経済的流通手段として用いられていた可能性がある。現に、漢代の居延地方における貨幣經濟は、内地から輸送されてくる錢に強く依存しており、それゆえ内地で異変が起こつたばあいには、穀物などが錢の代わりに機能していたともいわれている⁽⁶⁾。しかし、前掲平準書に「黃金は……上幣と爲す。銅錢は……下幣と爲す」とある以上、錢と黃金が漢代貨幣經濟においてとくに重要であったことは疑いえない。だからこそ先学の多くは、後述するように、戦国秦漢貨幣經濟史を研究する上で、まず錢と黃金のあり方に着目してきたのである。その結果、当時の黃金については、つぎのような見方がほぼ定見となっている。すなわち日本では、加藤繁氏以来、漢代の黃金はたんなる計算手段というよりも賜与物として選好される傾向にあつたとされている⁽⁷⁾。佐原氏も、前掲平準書の文を引用し、黃金が皇帝の威信を帯びた「上幣」であつたことを強調する上で、賜与物としての黃金はそれと経済的に同価値の錢よりも高い付加価値をもつていたと論じている⁽⁸⁾。また藤田高夫氏も、漢代の罰金刑と黃金賜与の事例の分析を通じて、黃金が爵と同じく皇帝に対する奉仕の褒賞として賜与されるものであつたことを指摘し、佐原氏の見解に賛同している⁽⁹⁾。一方、関野雄氏は、前漢において黃金と錢はともに經濟

的流通手段として機能していたとのべた上で、漢帝国は黃金を独占することによって貨幣經濟を統制していたと論じ⁽¹⁰⁾、山田勝芳氏もこの説を支持しているが⁽¹¹⁾、これらの研究者も、決して黃金の賜与物としての役割を軽視しているわけではない。他方、中國の学界でも、黃金を經濟的流通手段とみなしうるか否かについては見解が分かれているものの⁽¹²⁾、漢代の黃金が賜与物として錢よりも選好されていたという点については、これまでにほとんど異論がないのである。しかし、錢と黃金の機能的差異をそのよう理解することは、はたして妥当であろうか。もしそうでなければ、漢代における黃金の意義のみならず、その当時の錢と黃金の関係についても全面的に再検討せねばならなくなるであろう。そこで本章では、戰国秦漢時代の錢と黃金のあり方を多角的に考察し、それらの多様な側面に目を向けることによって、如上の論点を再検証してみたい。その手順として、まず秦律・漢律などにみえる「購」という制度に着目し、そこからみられる錢と黃金の扱われ方の違いを明らかにする。その上で、他の事例よりみた錢と黃金の機能的差異にも言及し、それらがもつ意味について検討してゆくことにしよう。

第一節 購の社会的機能

「購」とは第一に、犯罪者や敵兵を「捕」「告」「斬」した者などに金錢を与える、いわゆる褒賞金・懸賞金の規定である。その対象となる犯罪者や敵兵に関する情報は、各地に通達され、たとえば前漢中期（後漢初期）の額濟納漢簡に

- 扁に胡虜の講（購）賞を書せよ。二亭^{ニチ}ごとに扁一とせよ。編をして幣（弊）絶せしむる勿かれ（●扁書胡虜講賞。二亭扁一。
母令編幣絶。99ES16ST1:4）。

とあるように、亭などの交通の要衝に設置された「扁（掲示）」などを通して布告された。これにより、その対象者は厳しく取り締まられたとみられる。

その細則については、戰国秦の睡虎地秦簡や統一秦の龍岡秦簡に関する考察に基づき、従来さまざまな解釈がなされてきた⁽¹³⁾。しかし後述するように、それらにはまだ検討の余地が残されているようである。さらに近年、前漢初期の張家山漢簡「二年律

令」が公表されたことにより、新たに漢代の「購」についても分析することが可能になった。そこで本節では、まず秦代の「購」に関する先行研究を整理し、漢代の「購」についても考察した上で、両者の社会的機能を比較してみることにしたい。

秦律にみえる「購」関連の文は、以下の「J」とくである（A～Jは睡虎地秦簡「法律答問」、Kは龍崗秦簡）。

A. 甲、乙の牛を盜むを告す。今、乙、人を賊傷するも、牛を盜むに非ざるなり。問う、甲は論に當たるか當たらざるか。論に當たらず。亦た購にも當たらず。或ひと曰く、「告不審と爲せ」と（甲告乙盜牛。今、乙賊傷人、非盜牛歟。問、甲當論不

當。不當。亦不當購。或曰、「爲告不審」。414）。

B. 「投書有るも、發く勿かれ。見ば輒ち之を燔け。能く捕うる者には臣妾を購する」と一人。投書者を轄（繫）ぎて鞠審し、之を讞せよ」と。謂う所は、書を見るも、而るに投者を得えずんば、書を燔きて發く勿く、投者を得えれば、書、燔かず、鞠審して之を讞するの謂なり（「有投書、勿發。見輒燔之。能捕者購臣妾二人。般投書者鞠審、讞之」。所謂者、見書く、而投者不得、燔書勿發、投者得、書不燔、鞠審讞之之謂歟。423～424）。

C. 甲、乙の人を賊傷するを告す。問うに、乙は人を賊殺するも、傷つくるに非ざるなり。甲は、購に當たるか。購は幾可（何）か。購二兩に當たる（甲告乙賊傷人。問、乙賊殺人、非傷歟。甲當購。購幾可。當購二兩。504）。

D. 亡ぐる完城旦を捕え、購は幾可（何）か。購二兩に當たる（捕亡完城旦、購幾可。當購二兩。505）。

E. 夫・妻・子五人共に盜み、皆な刑城旦に當たり、今、中（甲）、盡く之を捕・告す。問う、甲は購幾可（何）に當たるか。人（））とに購二兩（夫・妻・子五人共盜、皆當刑城旦、今中盡捕・告之。問、甲當購幾可。人購二兩。506）。

F. 夫・妻・子十人共に盜み、刑城旦に當たるも、亡ぐ。今、甲、其の八人を捕得す。問う、甲は購幾可（何）に當たるか。購に當たること、人（））とに二兩（夫・妻・子十人共盜、當刑城旦、亡。今、甲捕得其八人。問、甲當購幾可。當購人二兩。507）。

G. 甲、乙を捕え、丞の印を盜書して以て亡ぐるを告す。問うに、亡ぐるは一日なるも、它は甲の如し。已に論じて乙を耐とす。問う、甲は購に當たるか當たらざるか。當たらず（甲捕乙、告盜書丞印以亡。問、亡二日、它如甲。已論耐乙。問、甲當購不當。不當。不當。508）。

H. 有秩吏、闖亡者を捕え、以て乙に界えて詣らしめ、購を分かつを約す。問う、吏及び乙の論は可（何）ぞや。貲各二甲に當たり、購する勿し（有秩吏捕闖亡者、以界乙令詣、約分購。問、吏及乙論可歟。當貢各二甲、勿購。509）。

I. 「朱（珠）王（玉）を邦闢より盜み出^いだし、及び客に買（賣）る者は、朱（珠）王（玉）を内史に上^{たがまつ}り、内史、材りて購を鼠（予）えよ」と。●可（何）を以て之に購する。其れ耐臯以上ならば、購は它的臯人を捕うるが如くす。貲臯ならば、購せず（盜出朱王邦闢、及買于客者、上朱玉内史、内史材鼠購）。●可以購之。其耐臯以上、購如捕它臯人。貲臯、不購。510)。
J. 或ひと、人の奴妾の百一十錢を盜むを捕・告す。問う、主、之を購するか、且つ公、之を購するか⁽¹⁴⁾。公、之を購す（或捕告人奴妾盜百一十錢。問、主購之、且公購之。公購之。511)。

K. 罪、購金一兩。相與□（罰、購金一兩。相與□。145)。

以上の文のうち、C～Jに関して基礎的な検討を加えたものに橋本由美氏の研究がある。そのおもな論点は以下のとくである。

①「購」とは、犯人逮捕を義務としない者が「告」した結果、犯人が逮捕されるか、みずから犯人を捕えて官側に引き渡してばあいに発せられる「賞」であり、いわば政府が犯人を買い取る性格の規定である。

②「購」は、「耐⁽¹⁵⁾」以上の重い刑罰にあたる犯罪者を捕えた者に与えられる。

③「告」の内容が不正確な者には、原則的に「購」を与えない。しかし、「告」された者の罪が、「告」の内容の延長線上にあり、しかもそれより重いばあいには、「告」者に「購」を与える。

④「購」の数量単位である「兩」は、錢の総重量をさす。

⑤「購」の額面は、捕えた犯罪者の刑罰の重さには左右されず、むしろ捕えた人数の多寡によって増減する。

まず注目すべきは、「購」の基本的性格に関する①である。A～Kの文がしめすとおり、秦の「購」はいざれも犯罪者と交換する形で支払われるものであるから、一見すると、「購」は國家が犯人を買い取る規定であつたかのようである。だが「二年律令」金布律に

不幸にして流さるるものあり、或ひと能く一人を産（生）拏（拯）せば、購金二兩とせよ。死者を拏（拯）わば、購一兩とせよ。何人なるかを智（知）らずんば、廁（剝）^{えん}狸（夷）^{まい}して之を讀めよ。流者、拏（拯）うべきも、同食・將吏及び津嗇夫・吏、拏（拯）わづんば、罰金一兩とせよ。亡船の用うべき者を拏（拯）わば、購二兩とせよ。七丈に盈たざる以下は、丈^{（丈）}とに購五十錢とせよ。識者有らば、予えて自らをして之を購せしめよ⁽¹⁶⁾（不幸流、或能産拏一人、購金二兩^{（二丈）}。拏死者、購一

兩^く。不智何人、廻^レ而讒之^く。流者可拏、同食・將吏及津嗇夫・吏、弗拏、罰金一兩^く。拏亡船可用者、購二兩。不盈七丈以下、丈購五十錢。

有識者、予而令自購之。430～432)。

とあり、そこでは溺れている者を生得したばあい「購金二兩」、溺死者を引きあげたばあい「購金一兩」とある。つまり、漢代の「購」の対象は、犯罪者に限定されないのである。よつて漢代の「購」は、むしろ民に何らかの貢献をさせるために国家が広範に設けたインセンティヴ (incentive) であつたと解すべきであろう。すると秦の「購」は、そのような制度の祖形であつたのであるから、それも「國家が犯人を買い取る規定」に限定されるものではなかつたかも知れない。

つぎに②の是非を確認すると、たしかに「購」が「耐」未満の犯罪者に適用された例は、秦律のみならず、これから検討していく漢律にもみられない。既述の「」とく、少なくとも漢代の「購」は、犯罪者のみを対象とするものではないが、それが犯罪者に適用されたばあいには、やはり「耐」以上の者を対象としているのである。よつて②は、秦律・漢律いずれにおいても有効な原則であつた可能性が高い。③に関しても、現在のところ秦律・漢律ともに齟齬する例はみられない。ところが、④には以下のようないわゆる問題がある。すなわち後述するように、漢律には「購」を錢で支払う例がみえ、そのばあいには「購：兩」ではなく「購：錢」という書式が採られている。また、「兩」という単位は、秦律・漢律では一般に黄金の重量をさす語として用いられている。よつて、秦律・漢律にみえる「購：兩」の「兩」は、いざれも錢ではなく黄金の重量単位をしめしたものと考えられる。

⑤については、たしかにB・K以外の文において、「購」の額面が一律に黄金二両とされている。またE・Fによれば、「購」の金額は家族関係・年齢などに左右されるものでもなかつた。よつて戦国秦の「購」は、額面の偏差が少ないものであつたと考えられる⁽¹⁷⁾。ところが、「二年律令」捕律に

凶亡人・略妻・略賣人・強奸・印を偽寫する者、棄市の罪ならば、一人^人とに購金十両とせよ。刑城旦春の罪ならば、購金四両とせよ。完城^口二^二兩とせよ(凶亡人・略妻・略賣人・強奸・偽寫印者棄市罪、一人購金十両。刑城旦春罪、購金四両。完城^口二兩。137～138)。

とあるように、漢代の「購」には段階的な額面的差異があつた。これはつぎの「」とを意味する。すなわち「購」は、既述のように、ある貢獻に対して支払われるインセンティヴとして広範に設けられたわけであるが、秦律のばあい、いくつかの特例を

除いて、その金額の高低差はあまりないので、その効果には限界があつた。一方、漢律では、「捕」・「告」・「斬」の対象となる犯罪者が受け刑罰の輕重差と、その者に対する「購」の額面とのあいだに段階的な照應関係が構築されており、「購」の有するインセンティヴの効果がより鮮明になつてゐる。つまり漢律の「購」は、秦律のそれとは異なり、貢献度が高ければ高いほど、高額の金錢を与えるものであつたのである。これより、秦律の「購」と漢律のそれのあいだには、いくつかの共通点はあるものの、インセンティヴの効果に関するかぎり、後者は前者よりも効果的なものに改良されてゐたと考えられる。

つぎにこれまでの基礎的考察をふまえた上で、漢律における「購」の内容をさらに細かく分析してみるとしよう。そのさいにとくに注目すべきは、漢代の「購」に、黃金で支払われるばあいと、錢で支払われるばあいがあることである。

第二節 「二年律令」にみえる「購金」と「購錢」

從來、「購」を錢で支払う規定（以下、「購錢」）は、秦末漢初に關する伝世文献や出土文字資料にみえず、前漢中期以後の居延漢簡などに初めてみえることから、黃金の總量が前漢後期に減少し、「購」を黃金で支払う制度（以下、「購金」）を維持できなくなつたことにより設けられた、前漢後期以降の規定であるなどといわれてきた。⁽⁴⁸⁾ ところが、漢初の「二年律令」に、すでに「購錢」に関する規定が含まれている。よつて「購錢」の有無は、時代的な黃金總量の増減によるのではなく、むしろそれはべつの要因によるものであつたと想定される。そこでつぎに、「二年律令」にみえる「購錢」の事例を確認する。第一に、捕律。

諸侯（侯）より來りて聞を爲す者一人を捕えれば、爵一級を擣（拜）し、有（又）た購二萬錢とせよ。爵を擣（拜）するに當たらざる者は、級ごとに萬錢を賜い、有（又）た其の購を行なえ。數人、共に罪人を捕えて購賞に當たり、相移（おも）らんと欲せば、之を許せ（捕從諸侯來爲聞者一人、擣爵一級、有購二萬錢。不當擣爵者級賜萬錢、有行其購。數人共捕罪人而當購賞、欲相移者、許之。150～151）。

本条の「從諸侯來爲聞者」は、賊律に

□來誘及び間を爲す者は、磔。亡之□（□來誘及爲間者磔。亡之□。3）。

とあることから、「磔⁽¹⁹⁾」にあたるとされている⁽²⁰⁾。これより、以下の三点が析出される。

- ①諸侯国からきた間者は磔に処する。
- ②その間者を捕えた者には爵一級と「購（二万錢）」を与える。
- ③その間者を捕えた者が受爵対象外であれば⁽²¹⁾、爵の代わりに一万錢を与え、さらに購（二万錢）を与える。

第二に、盜律。

相與に謀りて人を劫さんとし、人を劫し、而るに能く其の與を頗捕し、若しくは吏に告し、吏、捕えて之を頗得せば、告者の罪を除し、有（又）た錢を購すること人に五萬とせよ。捕・告して得うる所の者多くば、人の數を以て之を購し、而して其の人を劫して得る所の贓（贓）を責むる勿かれ。告ぐる所あるも得うる母き者、若しくは盡くは其の與を告せざるものには、皆な罪を除するを得ざらしめよ。諸そ人を劫す者に錢財を予え、及び人の爲に劫さるる者の同居、智（知）りて吏に告せんば、皆な人を劫す者と同罪とせよ。人を劫す者去り、未だ一日に盈たずして、能く自ら頗捕し、若しくは偏（徧）く吏に告せば、皆な除せよ（相與謀劫人、劫人、而能頗捕其與、若告吏、吏捕頗得之、除告者罪、有購錢人五萬。所捕・告得者多、以人數購之、而勿責其劫人所得贓。所告母得者、若不盡告其與皆不得除罪）。諸予劫人者錢財、及爲人劫者同居、智弗告吏、皆與劫人者同罪。劫人者去、未盈一日、能自頗捕、若偏告吏、皆除。71～73）。

本条にみえる「劫人（人を略取する罪）」・「相與謀劫人」は、盜律に

人を劫すもの、人を劫して錢財を求めるものは、未だ得ず、若しくは未だ劫さずと雖も、皆な之を磔とせよ（劫人、謀劫人求錢財、雖未得、若未劫、皆磔之。68）。

とあるのによると、磔にあたる。これより、以下の三点が析出される。

- ①「相與謀劫人」・「劫人」は磔に処する。
- ②「相與謀劫人」・「劫人」を行なつた者が、のちに共犯者を裏切り、犯行グループの全員を「捕・告」し、それによつて吏が共犯者全員を捕縛したばあい、「捕・告」者には一人あたり「購（五萬錢）」を与える。また吏に与⁽²²⁾した者が犯行グループに属していたときに入手した「贓（財物）」に関しては、そのときの罪を問わず、その者に与える。

③「告」した人数よりも犯人全員の人数が上回っていたばあい、「告」者には、逮捕した人数分の購を与える。また「告」者が犯行グループに属していたときの「賊」に関しては、そのときの罪を問わず、その者に与える。

第三に、前掲金布律(229～232)。その中の金錢に關係のある箇所は、つぎのようにまとめられる。

①溺れている者を生得すれば購金二両。

②溺死者を引きあげれば購金一両。

③溺れている者を助ける義務を有する「同食」・「將吏」・「津嗇夫」・「吏（＝津吏）」などが、救助可能な状況であるにもかかわらず、その救助をしなかつたばあい罰金一両。

④使用可能な「亡船（遭難船）」を引きあげたばあい、その船が七丈（秀1.61m）以上であれば購金二両、それ以下は一丈⁽²³⁾とに購金五〇。「識者（亡船の関係者）」には、その船を引き渡して、「購」の代金を支払わせる。

これらの条文では、なぜ「購」が錢納なのであろうか。第三の条文に関しては、支払われる「購」の金額がきわめて低いからであるとみて大過なからう。むしろ問題は、重罪人の「購」が錢納である点である。すなわち第一・第二の条文における「購」の対象は、いずれも磔にあたる者であるが、磔とは棄市よりも重い死刑の等級なのである⁽²²⁾（なお、磔にあたる罪人を捕えたばかりでも、第一と第二の例では、「購」の額面に差異がみられることから、「購」の額面は、刑罰の等級でなく、その犯罪の性質によって上下した可能性が高い）。それでは、棄市よりも重い磔以外の死刑のばあいはどうであろうか。

漢律には、磔以外にも「要斬（腰斬）⁽²³⁾」という棄市以上の死刑の等級がある。そこでつぎに、腰斬にあたる者を「捕」・「告」・「斬」したばあいにどれほどの「購」が与えられたのかを確認すると、「二年律令」賊律に

微外の人、來入して盜を爲さば、要（腰）斬とせよ。吏の興する所のもの、能く一人を捕え若しくは斬せば、爵一級を擗（拜）せよ。爵を擗（拜）するを欲せず、及び吏の興する所に非ずんば、購すること律の如くせよ（微外人來入爲盜者、要斬^く。吏所興能捕若斬一人、擗爵一級。不欲擗爵、及非吏所興、購如律。6）。

とある。「爵を擗（拜）するを欲」しない者と、「吏の興する所に非」ざる者には、「二年律令」爵律に諸そ賜に當たりて爵を受（授）けんとするも、而るに爵を擗（拜）するに當たらざる者には、級ごとに萬錢を予えよ（諸當賜受爵、而不當擗爵者級予萬錢。393）。

とある」とく、爵一級の代わりに一万錢が「購」として与えられたとみられる。これより、以下の三点が析出される。

①徴外から来て徴内で窃盜をした者は腰斬に処する。

②吏に「興（徵發）」された者が、その犯人を「捕」・「斬」すれば、爵一級もしくは「購（一万錢）」を与える。

③吏に「興」されていないにもかかわらず、犯人を「捕」・「斬」した者、あるいは爵を欲しない者には、「購（一万錢）」を与える。

これによると、腰斬にあたる者を「捕」・「斬」した者にも、爵一級や「購錢」が与えられたと考えられる。

つぎに「購錢」に関連する可能性のある条文も確認する。第一に、捕律。

……能く羣盜一人を産（生）捕し、若しくは二人を斬せば、爵一級を擇（拜）せよ。其れ一人を斬り、若しくは爵、大夫を過ぎ、及び爵を擇（拜）するに當たらざる者は、皆な之に購する」と律の如くせよ。……（……能産捕羣盜一人、若斬一人、擇爵一級。其斬一人、若爵過大夫、及不當擇爵者、皆購之如律。……。148）。

ハ」でいう「羣盜」とは、五人以上の者が共同で人の物財を強奪することおよび、そのような犯行を生業とする集団のことである。⁽²⁴⁾

盜律に

羣盜及び羣盜に亡從し、毆りて人の枳（肢）を折り、體を失（昧）せしめ、及び彼（跛）蹇（蹇）せしめ、若しくは縛守して人を將いて之に強盜し、及び投書し、人の書を縣（懸）け、人を恐禦して以て錢財を求め、人を盜殺傷し、家を盜發し、人を略賣し、若しくは已に略するも未だ賣らず、橋（矯）りて相以て吏と爲し、自ら以て吏と爲して以て盜まば、皆な磔とせよ（羣盜及亡從羣盜、毆折人枳、失體、及令彼蹇、若縛守將人而強盜之、及投書、縣人書、恐禦人以求錢財、盜殺傷人、盜發家、略賣人、若已略未賣く、橋相以爲吏、自以爲吏以盜、皆磔。65～66）。

とあり、磔に処された。以上の諸条文と前掲「二年律令」爵律（393）とを総合すると、以下の四点が析出される。

①「羣盜」は磔に処する。

②「羣盜」の一人を生得した者、もしくは二人を「斬」した者には爵一級を与える。

③条件②を満たし、爵を授かるにあたり、すでに五級爵「大夫」をもつてゐる（ために、これ以上受爵できない⁽²⁵⁾）者、もしくはべつの何らかの理由で受爵できない者には、前掲「二年律令」爵律（393）に従い、爵一級の代わりに「購（一万錢）」

を与える。

- ④ 「羣盜」の一人を「斬」した者には「購」を与える。そのばあいの「購」の額は、一見すると「羣盜」一人を「斬」したとき（爵一級もしくは一級）とに購一万錢。（②・③参照）より少額であったかのようであるが、前掲「二年律令」捕律（148）をみると、「羣盜」の一人を「斬」したばあいと「購（一万錢）」を受け取るばあいとが並記されており、前者のばあいも「購（一万錢）」であつた可能性の方が高い⁽²⁶⁾。

第二に、錢律。

錢を盜鑄し、及び佐くる者の死罪一人を捕えれば、爵一級を予えよ。……（捕盜鑄錢、及佐者死罪一人、予爵一級。……。204）。本条の「盜鑄錢、及佐者」は、同錢律に

錢を盜鑄し、及び佐くる者は、棄市とせよ。……（盜鑄錢及佐者、棄市。……。201）。
とあるように、棄市に処された。これより以下の三點が析出される。

- ① 錢を盜鑄した者とその補助者は棄市に処する。
- ② 錢を盜鑄した者とその補助者一人を捕えた者には爵一級を与える。
- ③ 条件②に従つて爵を授かるにあたり、その者が何らかの理由で受爵できなければ、前掲「二年律令」爵律（393）に従い、

爵一級の代わりに一万錢を与える。

ここには、盜鑄錢関連の犯罪者を捕えた者に爵を与えること、もしくはその代わりに一万錢を与えるべきことが定められているが、この一万錢が「購」であるとは明記されていない。しかし、前掲「二年律令」錢律（204）は、盜鑄錢者を捕えるよう人びとを駆り立てるための規定であり、そのさいに与えられる爵はインセンティヴとしての機能を有していたと考えられる。よつて、このような爵の代わりに与えられる一万錢も、やはりインセンティヴの一つであり、いわゆる「購」と同様の性質をもつものであったと推測される。そうすると「購錢」は、「棄市」よりも上の重罪人にのみ適用されるのではなく、「棄市」相当の罪人の逮捕にも適用されるばあいがあつたことになろう。既述のとく、同じ「棄市」でも犯罪の性質によつて「購」の額面に差異が生じた可能性があるため、本条のように、「棄市」の者が「購錢」の対象とされているのは、あるいはそのような盜鑄錢罪の性質（凶悪性）を勘案した特例なのかもしれない⁽²⁷⁾。

ともあれ以上の検討により、少なくとも「二年律令」の「購」には、黄金で支払われるばあいと、錢で支払われるばあいの二つがあることが明らかとなつた。しかも「購錢」の方は、とくに「棄市」以上にあたる重罪人に関わる規定であつたとみられる。では、その理由は何であろうか。

第三節 漢代軍功褒賞制と「購錢」の関係

これまで漢代の黄金については本章冒頭でものべたように、つぎのように理解されてきた。すなわち黄金は、たんなる計算手段というより、賜与物として選好される性格を有していた。それは皇帝の威信をおびた「上幣」であり、爵と同じく、皇帝に対する奉仕の褒賞として頻繁に賜与された。そして、そのような賜与物としての黄金は、それと経済的に同価値の錢よりも、高い付加価値をもつていた、と。

ところが前節までの検討により、皇帝から与えられる「購」は、黄金に限られないことが判明した。しかも「購」が、黄金でなく錢で支払われるばあいというのは、むしろきわめて重い犯罪者の「捕」・「告」・「斬」だけに関わるものであった。またそのときに、褒賞を受ける者が「購」のみならず受爵するばあいもある点に注目される。では、「棄市」以上の重罪人に對する「購」は、なぜ黄金でなく錢で支払われ、またそのときに爵が与えられることもあつたのであろうか。

この問題を検討するさいに注目すべきは、漢代軍功爵制のメカニズムである。軍功爵とは、戦場において敵兵を「捕」・「斬」した者や、軍の後方整備を滞りなく行なつた者などに爵を与える規定であり、金錢・田宅の賜与などをも含む、いわゆる軍功褒賞制の一部をなすものである。そしてそこに、拜爵と賜錢の結びつく傾向が看取される。その一例として、前漢前期の上孫家寨漢簡には⁽²⁸⁾

□各リ二級とし、爵、左庶長を過ぐる母かれ。斬首捕虜せば、爵各リ一級を拜せよ。車千□□□、首虜二級を斬捕せば、各リ一級を拜し、五級を斬捕せば、爵各リ二級を拜し、八級を斬捕せば、爵各リ三級を拜せよ。數に満たずんば、錢を賜うこと級ごとに千とせよ。斬首捕虜は、人ごとに三級を過ぐる母かれ。爵を拜すること、皆な五大夫を過ぐる母かれ。必

ず頗る主有り、以て法状に從わざるものを驗せよ（□各二級、爵母過左庶長。斬首捕虜、拜爵各一級。車千□□□、斬捕首虜二級、拜各一級、斬捕五級、拜爵各二級、斬捕八級、拜爵各三級。不滿數、賜錢級千。斬首捕虜母過人三級。拜爵、皆母過五大夫。必頗有主、以驗不從法状。184～185）。

とある。（つまり漢代軍功褒賞制と、「棄市」以上の重罪人に対する「購」は、それらを受ける者に爵と錢を与えるという点で共通しているのである。そこで漢代軍功褒賞制と「購錢」との関連をさらに考究すると、敦煌漢簡に

■右。能く興黨與・粟次伯等の一人を捕えれば、購錢十萬とせよ。區處を知りて吏に語り、吏、其の言を以て之を捕得せば、購錢は人^ノとに五萬とせよ。起從人三萬……（■右。能捕興黨與・粟次伯等一人、購錢十萬。知區處語吏、吏以其言捕得之、購錢人五萬。起從人三萬）。（792）。

尚書臣、昧死して以て聞す。制して曰く、「可なり。校尉に購するに、錢は人^ノとに五万とせよ。校尉丞・司馬・千人・候（侯）は、人^ノとに三万とせよ。校尉史・司馬・候（侯）丞は、人^ノとに二万とせよ。書佐・令史は、人^ノとに万とせよ」と（尚書臣昧死以聞。制曰、「可。購校尉錢人五万。校尉丞・司馬・千人候人三万。校尉史・司馬・候丞人二万。書佐・令史人万。1300⁽²⁹⁾）とある。また、居延新簡の「●捕斬匈奴虜反羌購償⁽³⁰⁾（賞）科別（E.P.F.22.222）」と題される後漢初期の冊書の一部に

其れ匈奴の將率者の百人以上を將いるもの一人を斬せば、購錢十萬とし、吏は二等を増秩せよ。不欲□（其斬匈奴將率者將百人以上一人、購錢十萬、吏增秩二等。不欲）。（E.P.F.22.224）。

能く匈奴の間候（侯）一人を生捕得するもの有らば、吏には二等を増□秩し、民には購錢十【萬】を與え□人命者、其の罪を除せよ（有能生捕得匈奴間候一人、吏增□秩二等、民與購錢十□人命者、除其罪。E.P.F.22.225）。

能く眾兵と俱に先登・陷陣を追いて一級を斬首せば、購錢五萬とせよ。比の如くせよ（能與眾兵俱追先登・陷陣斬首一級、購錢五萬。如比。E.P.F.22.226）。

●能く反羌の傲外より來りて爲に動靜を聞候（侯）するもの・中國の兵の寇盜して人民を殺略せんと欲するものを生捕得するもの有らば、吏は二等を増秩し、民は購錢五萬を與え、從奴・它は、購を與うると比の如くせよ（●有能生捕得反羌從傲外來爲間候動靜・中國兵欲寇盜殺略人民、吏增秩二等、民與購錢五萬、從奴・它與購如比。E.P.F.22.233）。

□言吏。吏、其の言を以て之を捕得せば、購錢五萬とし、眾と俱に先登を追いて□（□言吏。吏以其言捕得之購錢五萬、與眾俱

追先登[□]。E.P.F.22:234)。

とある。さらに居延旧簡にも

□書、七月己酉に下る。一事。丞相の奏する所の臨淮の海賊・樂浪・遼東[□]渠率一人を得えれば、購錢卅萬とす。詔書、八月己亥に下る。一事。大[□] (□書、七月己酉下)。一事。丞相所奏臨淮海賊・樂浪・遼東[□]得渠率一人購錢卅萬。詔書、八月己亥下)。一事。大[□] (33.8)。

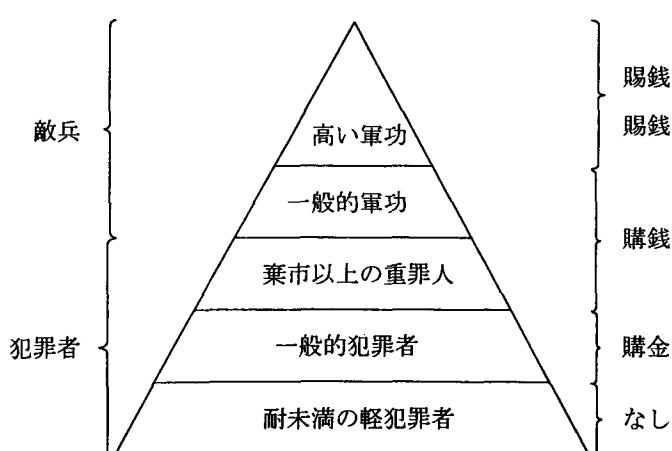
羣輩、吏卒を賊殺するも、大いには爽。(責)めらるる母し。宜しく時を以て誅に伏せしむべし。愿(願)わくは、購賞を設け、能く嚴歛・君闌等の渠率を捕斬するもの有らば、一人^二とに購錢十萬とし、黨與は五萬とし、吏の強力なる者を捕斬するものは三輔に比せしめんことを(羣輩賊殺吏卒、母大爽。宜以時伏誅。愿設購賞、有能捕斬嚴歛・君闌等渠率、一人購錢十萬、黨與五萬、吏捕斬強力者比^二輔。503.17)。

とある。これらによると、漢代の軍功褒賞において錢を与えるばあいにも、「購錢」の語が用いられていたことがわかる。

もつとも軍功褒賞が、爵・錢のみならず黄金でなされたばあいもないわけではない。たとえば敦煌漢簡には

陷陳・却適(敵)する者は黄金十斤を賜う(陷陳・却適者賜黄金十斤。1665A)。とある。ただしこれは厳密に言うと「購」でなく「賜」の例であり、しかもそれはきわめて高い軍功をあげた者に限られていたようである。また付表3をみると、そのような者には錢が賜与されることもあった(35・37・59・101・195)。つまり、冠絶した軍功を挙げた者に対する褒賞は、じつに不規則なものであつたのである。

以上の考証により、漢律の「購錢」がおもに「棄市」以上の重罪人に対する規定であること、それと同名の類似規定が、同時代の軍功褒賞制にもみえることが



[図1]「購」よりみた黄金と錢の再分配

確認された。そうなるとつぎに考察すべきは、漢律における「購銭」の対象者（A）と、軍功褒賞制における「購銭」の対象者（B）の関係についてである。というのも、両者がいずれも「購銭」の対象である以上、そこには何らかの関連性があつた可能性が高いからである。

そこで（A）をみると、それはおもに腰斬と磔にあたる者であるが、これについて石岡浩氏が、腰斬を諸侯国関連の集団犯罪に適用される死刑、磔を諸侯国関連の犯罪もしくは集団犯罪に適用される死刑とし、それらの「捕」・「告」・「斬」には軍隊の出動が要請されたとのべている点に注目される⁽³¹⁾。というのも、かりにこの解釈に問題がないとすれば、（A）も、本来（B）と同じく、軍功褒賞の対象者とみなされていた可能性が出てくるからである。もつとも（A）には、既述のとく、棄市の者も含まれている。棄市は、数ある死刑（梶首・車裂・戮・腰斬・磔など）の中でも、もつとも軽いものであり、その捕得につねに軍隊があたつていたとは考えにくい。しかし、「二年律令」で「購銭」の対象とされている棄市の者は、盜鑄銭関連の犯罪者に限られており、錢律によると、その者の「得（逮捕）」には「尉・尉史・官嗇夫・士吏・部主者（201～202）」があたるとされている。そして、少なくともその中の「尉」・「尉史」・「士吏」は、漢代の居延地方にも配備されていた武官である⁽³²⁾。また「二年律令」捕律（140～143）によると、それらの官吏が盜賊などを前に恐れ怯んだばあいには、「畏夷（懦）」の罪に処されるとあり、この畏懦とは、『漢書』卷六武帝紀天漢三年条の顏師古注に

如淳曰く、「軍法に、行きて逗留・畏懦する者は、要（腰）斬とせよ、と」と（如淳曰、「軍法、行逗留・畏懦者要（斬）」）。

とあるように、「軍法」用語である⁽³³⁾。よってこれより、（A）はいづれも社会の秩序を乱す勢力をもつ者で、（B）と同じく、その「捕」・「告」・「斬」には軍隊（のような武装組織）があたつていたと考えられる⁽³⁴⁾。そうすると、「二年律令」の「購銭」と挙爵はいづれも「軍功」を褒賞するためのものであつたことになろう。つまり、「二年律令」において、きわめて重い刑事上の犯罪者は、いわゆる軍事的敵対者と同一視されていたのである。

以上の分析結果をふまえた上で、刑事的犯罪者と軍事的敵対者、「購金」と「購銭」の関係を統合すると、ほぼ図1のようになる。するとこれより、漢代では「刑事」の延長線上に「軍事」があり、その境界線が不明確であること、漢代における黄金と銭の賜与がそれぞれ固有の意味を有していたことが明らかとなるであろう。

第四節 漢代における錢と黃金の関係

前節までの検討により、漢代の黃金は、賜与物として錢よりもつねに選好されていたわけではなかつたことが明らかとなつた。現に付表3をみても、皇帝からの賜与物には、錢と黃金の両方がみられ、賜与物としてつねに黃金が偏重されていたわけではなかつたことがわかる。

これに対しても、あるいはつぎのような批判もあるかもしれない。すなわち「購金」は、名目上黃金で支払われるべきものであつたが、実質的には錢納であつたのではないか。そして、それにもかかわらずこの語の中で「金」字が使われているのは、黃金での賜与がとりわけ重視されていたからではないか、と。しかし「二年律令」金布律をみると

罰・贖・責（債）有りて、金に入るに當たり、平賈を以て錢を入れんと欲し、及び購・償を受くるに當たるも金母く、及び金・錢を縣官より出だすに當たりて、以て其の罰・贖・責（債）を除せんと欲し、及び人の爲に除せんとするは、皆な之を許し、各々其の二千石官の治所の、縣の十月の金の平賈を以て錢あたを予え、除と爲せ（有罰・贖・責、當入金、欲以平賈入錢、及當受購・償、而母金、及當出金・錢縣官、而欲以除其罰・贖・責、及爲人除者皆許之、各以其二千石官治所、縣十月金平賈予錢、爲除。427～428）。

とある。その内容を整理すると、以下の四点が析出される。

- ① 「罰金」・「贖」・「責（債）」があり、黃金を官に納入するにあたり、それを錢で払いたいと望むばあい、許可して「除（決済）」する。
- ② 「購」・「償」によつて黃金を受けるにあたり、（それを支払うべき官や民に）黃金の蓄えがないばあい、受納者に同価値分の錢を与えることとし、「除」する。
- ③ （「購」・「償」によつて黃金・錢を受けるにあたり、官側から）黃金・錢を出すとき、それによつて（受納者が）みずからの「罰金」・「贖」・「責（債）」を取り除くことを望むばあい、それを許可し、「除」する。
- ④ （「購」・「償」によつて黃金・錢を受けるにあたり、官側から黃金・錢を出すとき、受納者がそれによつて）他人の「罰金」

・「贖」・「責（債）」を取り除くことを望むばあい、それを許可し、「除」する。

これより、律文に「購金」とあるばあいには、渡す側に黄金の蓄えがないばあいを除いて、文字どおり黄金が支払われ、それと「購錢」は区別されていたことがわかる。

それでは、「購」よりみた錢と黄金のこのようないき方の関係は、他にどのようななばあいに見出され、そこにはいかなる歴史的背景があつたのか。本節ではこれらの問題について考察する。

まず「購錢」と「購金」が使い分けられている理由について検討を加えてみよう。ここで注目すべきは、「購錢」が軍功爵制に関わるもので、かつ秦律にみえない制度であるという点である。そもそも漢代軍功爵制は戦国秦以来の制度であるが、李開元氏によると、秦・漢初の軍功褒賞にはしばしば田宅賜与が付随し、それは高祖期以降も景帝期に、金錢賜与に代替されていったという⁽³⁵⁾。すると、軍功褒賞としての「購錢」と爵位の組み合わせは、とりあえずそのような制度の改定以後のものであつたことになる。そこで秦律を確認すると、たしかにその中に「購錢」の語はみえない。もつとも、現存する秦律は必ずしも秦律の全てを網羅しているわけではないが、本章第一節で指摘したように、戦国秦の「購」には等級差が少なく、かつ現存の秦律に「購金」しかない以上、やはりそれ以外に「購錢」があつた可能性は低いであろう。これより「購錢」は、漢初に新たに設けられた軍功褒賞の規定であつたと考えられる（現段階では、秦末からあつた可能性も否定できない）。つまり、まず“刑事”的犯罪者に対する「購金」制が整備され、のちに「購錢」制が付加されたのである。

これはおそらく以下のようないき方の背景に基づくものであろう。すなわち戦国秦において初めて「購」が設けられたとき、戦国中期以降に「行」されるようになつた「半両」錢は、価値ある物財としてまだ十分には民間に受容されていなかつた（第三章・第四章参照）。そのため戦国秦の政府は、当時すでに価値尺度手段として広く認められていた黄金を、まず褒賞金制度の根幹に据えた。その後、軍功褒賞制の一環として「購」が広範に設けられるようになると、膨大な量の黄金が戦争のたびに必要となつた。ところが、政府の備蓄金には限界がある。しかも、当時の従軍者の大半は、軍功褒賞によって家計を支えんとする成年男子であつたとみられるが、それらの者が、納税手段にも使はず小口の取引にも向かない黄金を、當時好んで受け取つたとも考えにくい。これに対して漢錢は、国家的決済手段としての役割を果すもので、民からの税金として毎年国庫に回収され

るものであった。それゆえ漢代では、軍功褒賞制の一環として新たに設けられた「購」を、錢納としたのではなかろうか。（なお、冠絶した軍功をあげた者に対しては、錢と黃金の国庫貯蔵量などに基づき、錢と黃金のどちらで支払うのかが適宜決められたのであろう）。

つぎに、秦漢時代における錢と黃金の非対称性が、他にも見出されるかどうかを確認する。そこで付表3をみると、錢を使えばあいと黃金を使うばあいに一定の規則性のあることが確認される⁽³⁶⁾。たとえば、対匈奴政策などの一環として漢帝国から国外に賜与を行えばあいには、錢でなく黃金が用いられる傾向にある。これは、漢錢を常用する範囲が帝国本土以外には及んでいかなかったためであろう。というのも、漢錢を使用しない諸外国にそれを与えても、賜与物としての効果をあまり期待できないからである（むしろ本稿第四章によれば、錢を国外に出すこと 자체が罪であった可能性が高い）。また、官吏に対するいわゆる退職金にも黃金が頻繁に用いられた。『漢書』卷七 疏廣伝に

疏廣……上疏して骸骨を乞う。……黃金二十斤を賜う。皇太子は贈るに五十斤を以てす。……廣、既に郷里に歸り、日リ家をして共具して酒食を設けしめ、族人・故舊・賓客を請き、與に相娛樂す。數々其の家の金の餘りの尚お幾所有るかを問い合わせ、趣し賣りて以て共具せしむ。……廣曰く、「……此の金は、聖主の老臣を惠養する所以なり。故に樂みて郷黨・宗族と共に其の賜を饗し、以て吾が餘日を盡くすも亦た可ならざるや」と（疏廣……上疏乞骸骨。……賜黃金二十斤。皇太子贈以五十斤。……廣既歸郷里、日令家共具設酒食、請族人・故舊・賓客、與相娛樂。數問其家金餘尚幾所、趣賣味以共具。……廣曰、「……此金者聖主所以惠養老臣也。故樂與鄉黨・宗族共饗其賜、以盡吾餘日不亦可乎」）。

とあり、それは「老臣を惠養」するため、老後の資金として与えられたとみられる。ただし本文に、疏廣が黃金を「賣」つて「共具」したとあるように、黃金の購買力は錢よりも低く、つねにそれで他の物資を直接購入できたわけではなかつたようである。このように黃金を売買した例は、他にも『史記』卷一〇三萬石張叔列伝に

塞侯直不疑は、南陽の人なり。郎と爲り、文帝に事う。其の同舎に告歸するもの有り、誤ちて同舎の郎の金を持ちて去り、而して金の主、覺り、妄に不疑を意い、不疑、之を有するを謝し、金を買ひて償う。而して告歸する者、來りて金を歸し、前の郎の金を亡う者、大いに慙ず。此れを以て稱せられて長者と爲る（塞侯直不疑者南陽人也。爲郎、事文帝。其同舎有告歸、誤持同舎郎金去、而金主覺、妄意不疑、不疑謝有之、買金償。而告歸者來而歸金、而前郎亡金者大慚。以此稱爲長者）。

とある。それにもかかわらず、錢でなく黄金が退職金として常用された理由は、やはり黄金に、錢ではない一種の勲章としての顯示的機能が部分的に備わっていたからではなかろうか。

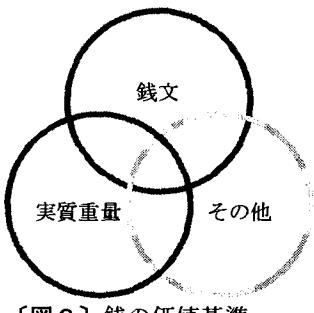
一方、新設の県などに民を移住させ、当地を開拓させるばあい、その民には政府から資金が提供されたのであるが⁽³⁷⁾、そのやいには必ず錢が用いられた。その背景には、ときに数十万におよぶ徙民全員に与えるだけの黄金の備蓄が国庫になかつたといふ、新たに生活を営む徙民への賜与物としては、黄金よりも実用性が高く、小口の取引に向いている錢の方が効果的であつた」となどの要因が挙げられる。あるいは徙民は、戦線の後方整備を行なつたとみなされ、その結果、そのような者をも対象とする軍功褒賞制が適用され、それによつて錢が賜与されたのかもしれない。その他、香典の類（①葬儀のさいに贈られる「賛錢」、②自然災害などで死亡した民衆に対する政府からの給付金、③「棺錢」（政府から賜与される棺購入用の錢）・④「瘞錢」（埋納錢の一種⁽³⁸⁾）など）にも錢が常用された。①に関しては鎌田重雄氏の専論などがあり⁽³⁹⁾、つとにその存在が知られている。②・③の実例は付表3より看取される。とくに③は、「二年律令」賜律⁽⁴⁰⁾。

棺・享（椁）を賜うも、而るに齎を受けんと欲する者あらば、卿以上には棺錢を予うる」と級⁽⁴¹⁾に千、享（椁）は級⁽⁴²⁾とに六百とせよ。五大夫以下には棺錢【を予うること】級⁽⁴³⁾とに六百、享（椁）は級⁽⁴⁴⁾とに三十五とせよ。爵母き者には棺錢三百とせよ（賜棺・享、而欲受齎者、卿以上予棺錢級千、享級六百。五大夫以下棺錢級六百、享級三百。母爵者棺錢三百。289）。

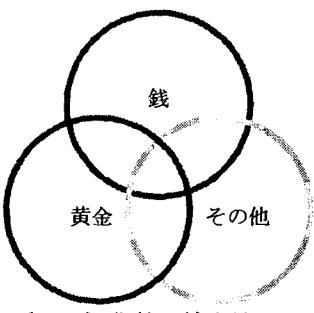
とあるように、出土文字資料からも裏づけられる。また④の「瘞錢」は、のちに「紙錢（葬送時に紙でつくられた錢を燃やして死者を弔う習俗）」に変化していくことが知られ⁽⁴⁰⁾、①とともに、葬送における錢の呪術的重要性を物語つている。なお前漢では、「餓別（旅行・出張などで旅立つ者へ贈られる金品）」にも錢が多用された。これもまた、贈与物としての錢の重要性をしめすものであろう⁽⁴¹⁾。

おわりに

以上の検討により、漢代における錢と黄金の使われ方には大きな違いがあるといい、そこには一定の規則性があることがわか



〔図2〕 錢の価値基準



〔図3〕 貨幣の補完性

つた。それによると、賜与物・贈与物としての黄金と錢の価値は、必ずしも上下関係にあるわけではなかった。むしろ錢と黄金は、それぞれ全く異なる流通回路を有しており、贈与物・賜与物・呪物などとして各自独自に流通していた。すなわち前漢時代の錢には、錢文と実質重量（もしくは材質）のあいだで揺れ動く経済的価値のみならず、それ以外の個別具体的な用途・価値があり（図2）、また黄金にも経済的価値以外の利用価値が別途あった。そしてそれらの使用頻度は、必ずしも市場原理によるのではなく、前漢独自の制度や、各地域の習俗によつても決まるものであつた。つまり、前漢の貨幣の回転数・流通速度は、経済・制度・習俗の複雑な絡み合いによつて、それぞれ独自に規定されていたのである⁽⁴²⁾。

このことは、ある貨幣の増減が、べつの貨幣の需要に必ずしも影響を及ぼさないということを意味する。貨幣それが、重複する機能を有するとともに、相互に代替できない機能をも有していた以上（図3）、ある貨幣の不足をべつの貨幣で補うことが困難なばあいも当然あつたと推測されるからである⁽⁴³⁾。すると、たとえば錢と黄金の実勢比価が、前漢を通じて全く変化しなかつたとは考えがたい。これは、秦漢時代に「黄金一斤＝一万錢」という絶対的比価が存在したとする定説を批判した本稿第三章での検討結果を傍証するものである。

また、錢や黄金の価値がそれぞれ自在に変化したということ、両者が必ずしも相互規定的な関係にないということは、国家にとつてそのバランスを維持することが容易ではなかつたことをしめしている。むしろ錢や黄金の流通速度が、経済的・制度的・習俗的な要因によつて重層的に決定されるものであつた以上、漢代には、市場原理が比較的機能する地域とそうでない地域、中央政府の制度が及ぶ地域とそうでない地域、特定の貨幣（たとえば黄金）を偏重する習俗のさかんな地域とそうでない地域等々が、十分に均一化されないままに並存していたとみるべきであろう。するとこれより、漢代における錢や黄金の地域的偏在が改めて問題となる。ここで注目されるのが、工藤元男氏の「四川モデル」である。

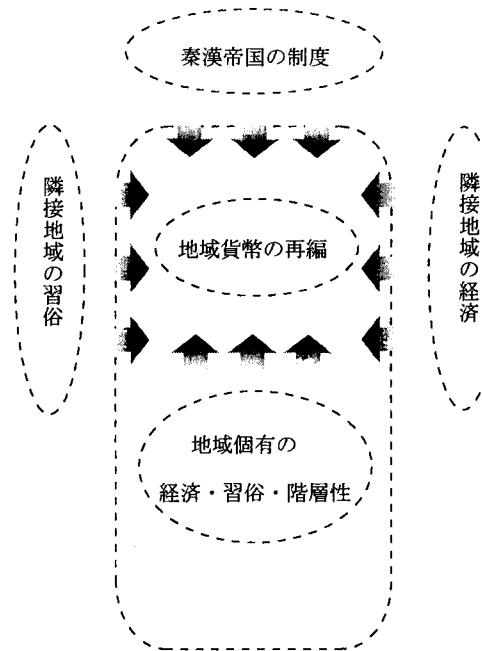
新石器時代にまで遡る東アジア各地の地域文化は、秦漢帝国の成立にともなつて形成される中国文明によつて消滅し、その地域は帝国統治下の一地方に組み込まれてしまう。しかし地域が帝国の版図に組み込まれたことで、中央との、さらに

は地域間の交流が盛んになり、また新たな地域文化が再編され、立ち上がつてくる。このように秦漢帝国と地域文化の関係は、地域文化の形成と展開の一層的的局面、それが消滅してゆく二層的局面、さらに新たな地域文化が再編されてくる三層的局面を内包する。このような重層的な局面から地域文化の諸相を分析する方法が“四川モデル”である⁽⁴⁴⁾。

これは、秦漢時代における地域経済の展開過程にもオーバーラップさせて考へることができるのでないか。すなわち秦漢時代における地域経済の展開過程も、刀銭・布銭・蟻鼻銭などに彩られた戦国時代の地域経済が並存する一次的的局面、それが秦末漢初に「半両」銭を共通の要素とするものへと変化する二次的的局面、さらに中央と地域もしくは地域同士の経済交流によって旧来の地域経済が再編され、その結果新たに地域経済が立ち上がつてくる三次的的局面に大別できるのである。そして本章での検討結果をふまえると、このときに地域経済・地域通貨の形成・再編の要因となるものこそ、経済・制度・習俗であったと考えられる。しかば、秦漢帝国の成立に伴ういわゆる“貨幣の統一”とは、このような経済・制度・習俗の複雑な絡み合いによつて生じた貨幣の地域的偏在を内包するものであつたと想定されよう（図4）⁽⁴⁵⁾。それでは、戦国秦漢貨幣経済の主たる構成要素である錢・黃金・布帛のうち、残る布帛は一体どのような社会的位置づけにあつたのであろうか。つぎにこの問題について検討してみるとしよう。

(1) 佐原康夫「漢代の貨幣経済と社会」（同『漢代都市機構の研究』汲古書院、二〇〇一年）。

(2) 宮澤知之「五銖銭の鑄造額」（『文学部論集』第八六号、二〇〇二年）。



〔図4〕秦漢時代における地域貨幣の再編

- (3) 東海郡の人口は、「集簿」によると一三九万四一九六人、『漢書』巻二八地理志上によると一五五万九三五七人で、両者の人口比はほぼ一三九・一五五である。そこで「集簿」の筆写時における総人口(X)と、地理志にみえる総人口(約六〇〇〇万人)を対比すると、一三九・一五五=X・六〇〇〇万人となり、X=約五四〇〇万人となる。「集簿」をみると、当時各郡では人口の流入・流出が頻繁に起こっていたようであるから、この数值には若干の増減があつたと考えられるが、ここではとりあえずこれを当時の総人口の概数をしめすものと解した。
- (4) 稲葉一郎「秦始皇の貨幣統一について」(『東洋史研究』第三七巻第一号、一九七八年)の読み方に従う。
- (5) 黒田明伸『貨幣システムの世界史(非対称性)をよむ』(岩波書店、一〇〇三年)。
- (6) 高村武幸「前漢河西地域の社会——辺境防衛組織との関わりを中心に——」(同『漢代の地方官吏と地域社会』汲古書院、一〇〇八年)。
- (7) 加藤繁「隋以前及び元以後に於ける金銀」(同『唐宋時代に於ける金銀の研究』分冊第二、東洋文庫、一九二五年)、西嶋定生『中国古代の社会と経済』(東京大学出版会、一九八一年)など。
- (8) 佐原注¹前掲論文。
- (9) 藤田高夫「秦漢罰金考」(梅原郁編『前近代中国の刑法』京都大学人文科学研究所、一九九六年)。
- (10) 関野雄「金餅考——戰國・秦漢の金貨に関する一考察——」(同『中国考古学論叢』同成社、一〇〇五年)。
- (11) 山田勝芳『貨幣の中国古代史』(朝日新聞社、一〇〇〇年)。
- (12) 王裕翼「西漢金属貨幣研究——兼黄金非貨幣説」(馬飛海主編『中華錢幣論叢』第一輯、一九九六年)など。
- (13) 睡虎地秦簡や龍岡秦簡を用いた「購」に関する先行研究に、橋本由美「賞について——告姦のばあい」(『中国古代史研究』第五、雄山閣、一九八二年)、若江賢三「睡虎地秦墓竹簡と張家山漢墓竹簡——秦律から漢律へ——」(『資料学の方法を探る(3)』、一〇〇四年)、佐々木研太「龍岡秦簡をめぐる研究動向——『龍岡秦簡』の刊行に寄せて」(『一松学舎大学人文論叢』第六八号、一〇〇二年)などがある。
- (14) 本条の「且」字は、『經伝釈詞』巻八に「且、猶抑也」、『春秋左氏伝』昭公八年「抑臣又聞之」の西晋・杜預注に「抑、疑辭」とあることから、「あるいは」・「それとも」の意に解する。
- (15) 「耐」については諸説ある。水間大輔「秦律・漢律の刑罰制度」(同『秦漢刑法研究』知泉書館、一〇〇七年)など。
- (16) 笔者の「有識者」の解釈について廣瀬薰雄「書評 柿沼陽平『漢代における錢と黄金の機能的差異』(『中国出土資料研究』第一一号、一〇〇七年)」(『法制史研究』第五八号、一〇〇九年)は、「有……者」が通常「もしだけ……であつたばあい」を意味することから、「有識者」=亡船の関係者とする私見を批判し、「もし識(所有者を特定できる標識)があつたばあい」の意に解する。これは語法上まさに妥当な解釈と思われる。しかし、本条の「有識者」をそのように解すると、「有識者、予而令自購之」の「自」が浮いてしまうのではないか。そこでとりあえずここでは私見を護持

しておくる。

(17) 秦律の「購」に額面的偏差が少ない理由については、それを秦律が未整備である点に求める佐々木注¹³前掲論文と、一定のロジックがあつたとする若江注¹⁴前掲論文がある。しかし佐々木説には積極的な論拠がなく、若江説にもつぎのような問題点がある。すなわち若江氏は、秦律で「耐隸臣妾」・「完城旦春」・「刑城旦春」などの労役刑徒が逃亡したばあい、罪の輕重差を問わず、一律に「購二兩」が懸けられている理由を、それらの刑徒がいざれも一日あたりの労働力が八錢分に相当する者で、官側からみればそれらの労働力は経済的に同価値とみなされる点に求めている。また秦律では貲罪の者を「捕」・「告」しても購の対象にはならない点を挙げ、逃亡した貲の受刑者を再度捕えたとしても、その者に労役をさせることができないからであるとする。そしてここから、秦律の「購」には経済優先思想が伏在していると結論づけている。たしかに「購」を設定するさいに、そのような経済効果が見込まれていた可能性もないわけではない。しかし第一に、貲の対象者を捕えたばあい、官側はその者から金銭ないし換刑による労働力を入手することができるので、その者を「捕」・「告」した者は「購」の対象とされて然るべきであるが、橋本氏がのべるように、「耐」以下の罪人には「購」が懸けられていない。第二に、秦律には「賊殺」の罪を犯した者を誤って「賊傷」を犯したと「告」した者が「購」を受けている事例（C）があるが、「賊殺」した者は「二年律令」によれば「棄市」に處されおり、秦律でも同様に「棄市」に處されていた可能性が高い。よつて「賊傷」を犯した者は、労役の対象とならず、そのような逃亡者を「捕」・「告」しても、国家が新たな労働力を確保したことにはならない。よつて、若江説にも全面的には従いがたい。

(18) 山田注¹⁵前掲書。

(19) 「磔」については諸説ある。水間注¹⁶前掲論文など。

(20) 石岡浩「張家山漢簡『二年律令』盜律にみる磔刑の役割——諸侯王國を視野におく嚴罰の適用——」『史学雑誌』第一四編第一一号、二〇〇五年など。

(21) 一定の功績を挙げたにもかかわらず、受爵できないばあいについては、石岡浩「張家山漢簡『二年律令にみる二十等爵制』——五級大夫を中心にして——」『中国史研究（大韓民国）』第二六号、二〇〇三年。

(22) 水間大輔「秦律・漢律における殺人罪の処罰」（同『秦漢刑法研究』知泉書館、二〇〇七年）。

(23) 「要（腰）斬」については、水間注¹⁷前掲論文など。漢律には「梶首」に関する律文もふくまれているが、それが「棄市」以上の刑罰として「磔」・「要（腰）斬」などとともに正式な法定刑であつたか否かには諸説ある。水間注¹⁸前掲論文、石岡注¹⁹前掲論文、富谷至「生命の剥奪と屍体の処刑」（同編『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』朋友書店、二〇〇六年）など。

(24) 水間大輔「秦律・漢律における殺人罪の処罰」（同『秦漢刑法研究』知泉書館、二〇〇七年）。

(25) 石岡注 21 前掲論文。

(26) そうすると無批判に「爵一級＝一万錢」とは断定できないことになろう。爵一級が一万錢に換算されるのはあくまでも対象者が授爵できないばかりに有効であり、一方で「購（一万錢）」を直接受けるばあい、それで買爵することはできず、両者は非対称的関係にある。よつてその意味で、爵一級は「購（一万錢）」よりも価値が高いといえ、それが群盜一人を斬るか一人を斬るかの違いを生んでいるとも考えられよう。

(27) 石岡注 20 前掲論文も、「二年律令」錢律にみえる盜鑄行為が、刑法上特別な位置づけにあつたことを指摘している。

(28) 本簡の内容については、藤田高夫「漢代の軍功と爵制」（『東洋史研究』第五三卷第二号、一九九四年）なども参照。

(29) 胡平生・張德芳編撰『敦煌懸泉漢簡釈粹』（上海古籍出版社、一〇〇一年）は、「購」を「賜」に作る。しかしその按語によると、やはり本簡を軍功褒賞に関するものと解している。

(30) 「捕斬匈奴反羌購償（賞）科別」の内容に關しては、藤田高夫「漢簡中に見える軍功賞賜について」（『古代文化』第四五卷第七号、一九九三年）などの先行研究があり、後漢初期の冊書であることが指摘されている。

(31) 石岡注 20 前掲論文。

(32) 拙稿「張家山第二四七号漢墓竹簡訳注（四）錢律訳注」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第四号、二〇〇六年）。

(33) 早稲田大学長江流域文化研究所「『後漢書』西羌伝訳注（二）」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第五号、二〇〇七年）。

(34) 『爾雅』釋獸「熊虎醜其狗絶有力喪」の西晋・郭璞注に「律曰、捕虎一、購錢五千。其狗半之」とあり、虎の捕獲者および狩獵犬にも「購錢」が与えられていた。これが漢律であつたか否かは判然としないが、かりにそうであるとしても、虎も本来田獵などの集団行動によつて捕獲すべき対象であるから、「購錢」対象となつていて、「購錢」と問題はない。

(35) 李開元「漢初軍功受益階層の成立」（同『漢帝国の成立と劉邦集団——軍功受益階層の研究——』汲古書院、一〇〇〇年）。ただし、「法律答問」（422）に「廣衆心、聲聞左右者、賞。將軍材以錢若金賞、母（無）恒數」とあるため、戦国秦の一般的な軍功褒賞では錢が用いられる」ともあつたと考えられる。

(36) 『漢書』卷二惠帝紀即位年条の顏師古注に「諸賜言黃金者、皆與之金。不言黃者、一金與萬錢也」とあり、佐原注 1 前掲論文も「前漢の賞賜は「黃金（金）」と書かれる場合は黃金が、「（金）」と書かれる場合は相当額の錢が支給され、両者は戴然と分かれている」とする。しかし付表 3 をみると、『史記』で「黃金」とある箇所を、『漢書』では「金」と表記している例があり（5 参照）、両者は混同されていたことが窺われ、その一方で「黃金＝金」の賜与と「錢」の賜与は截然と区別されていたことが確認される。

(37) 「このような移民の例については、久村因「古代四川に土着せる漢民族の來歴について」（『歴史学研究』第二〇四号、一九五七年）など参照。

- (38)『史記』卷一二二「酷吏列伝」會人有盜發孝文園塗錢の『史記集解』引如淳注に「瘞埋錢於園陵以送死」とあるように、「瘞錢」とは葬送のために陪葬される錢のことで、財産保藏などの理由で一時的に埋められたものではない。そいでのでは、橋口定志「錢を埋める」と—埋納錢をめぐる諸問題——（歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、一九九九年）を参考に、とりあえず「瘞錢」を「埋納錢」とよぶ。
- (39)鎌田重雄「漢代轉錢考」（同『漢代史研究』川田書房、一九四九年）。
- (40)伊藤富雄「紙錢習俗考」（『支那学研究』第七号、一九五一年）。
- (41)高村武幸「漢代地方官吏の社會と生活」（同『漢代の地方官吏と地域社會』汲古書院、一〇〇八年）など。
- (42)『墨子』經下篇の「異類は叱せず。説は量に在り」に対応する経説下篇には「爵・親・行・賈の四者は孰れか貴き」とあり、爵（爵制的秩序原理）・親（家族原理）・徳行（任侠的結合原理）・価格（市場原理）が並存していた状況が象徴的に描き出されている。渡邊卓『古代中国思想の研究』（創文社、一九七三年）によると、この篇は戦国末～統一秦のものとされているが、当該四者はさらに漢代を通しても存在していた要素である。よって漢代には、貨幣で買えるものと買えないものとが、とくにこのようないくつかの原理によって規制されていたと考えられる。これについては、本稿終章でもひに検討する。
- (43)Kuroda, A. (2008) What is the complementarity among monies? --An introductory note, *Financial History Review*, no.15-1, pp.7-15 はいれを「貨幣の補完性」とよび、その理論化を図つてゐる。
- (44)工藤元男「あとがき」（長江流域文化研究所編『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』雄山閣、一〇〇六年）。
- (45)本図は、高橋龍三郎「研究成果の総括と“アジア地域文化論”」（早稲田大学二一世紀COEプログラムアジア地域文化エンハンシング研究センター編『国際シンポジウム「アジア地域文化學の構築Ⅳ」資料集』二〇〇六年一〇月二八日～一九日、於早稲田大学）が図式化した“四川モデル”をさらに改めたものである。

第七章 戰国秦漢時代における布帛の流通と生産

はじめに

前章では、戦国秦漢時代における錢と黃金の関係、ひいては両者の地域的偏在のあり方について検討した。それによると、当時の錢と黃金は、それぞれ異なる流通回路を有しており、ともに経済的流通手段として機能する一方で、贈与物・賜与物・呪物などとして各自独自に機能していた。そしてそれらの使われ方は、必ずしも市場原理のみによるのではなく、前漢独自の制度や、各地域の習俗によつても決まるものであつた。つまり貨幣の回転数・流通速度は、当時の經濟・制度・習俗の複雑な絡み合いを背景として、それぞれ独自に規定されていたのである。これは、当時の国家による貨幣統制の限界をしめすとともに、その時代の貨幣經濟の特質をしめしていると考えられる。では、戦国秦漢貨幣經濟における主たる貨幣とされる錢・黃金・布帛のうち、残る布帛は、その中で具体的にいかなる社会的機能を果たしていたのか。

そもそも本稿でもこれまで再三のべてきたとおり、当時の布（麻織物）と帛（綢織物）が価値ある物財として重視されたことは周知の事実である。戦国秦漢時代の伝世文献や出土文字資料には、布帛に関する記載がとくに多くみえ、それが当時の典型的な物財の一つであったことを窺わせる。その理由の一つは、贅言するまでもなく、その衣料としての有用性に求められる。衣服は現在と同様、当時の人びとにとつても必需品であり、その中には布帛製のものが含まれていたからである。ところが一方で、一部の先学によると、布帛は貨幣としても機能していたといわれている⁸⁾。その論拠の一つが、『漢書』卷二四食貨志下のつぎの文である。

凡そ貨は、金錢布帛の用なり。夏殷以前は、其の詳、記する靡しと云う。太公、周の爲に九府の圜法を立つ。黃金は方寸にして重さ一斤とす。錢は圜にして方を函れ、輕重は銖を以てす。布帛は廣さ二尺二寸を幅と爲し、長さ四丈を匹と爲す。故に貨は金より寶ばれ、刀より利く、泉より流れ、布より布き、帛より束む（凡貨金錢布帛之用。夏殷以前其詳靡記云。太公爲

周立九府圜法。黃金方寸而重一斤。錢圜函方、輕重以銖。布帛廣二尺二寸爲幅、長四丈爲匹。故貨寶於金、利於刀、流於泉、布於布、束於帛)。

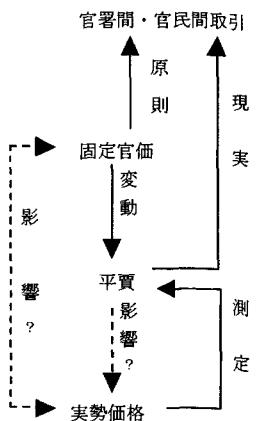
これによると漢代の布帛は、黃金や錢と同様、たしかに貨幣としての機能を有していたようである。もつとも、食貨志下には秦、天下を兼せ、幣を二等と爲す。黃金は溢を以て名と爲し、上幣とす。銅錢、質は周錢の如く、文に「半兩」と曰い、重さは其の文の如し。而して珠玉・龜貝・銀錫の屬は、器飾・寶藏と爲し、幣と爲さず(秦兼天下、幣爲二等。黃金以溢爲名、上幣。銅錢質如周錢、文曰「半兩」、重如其文。而珠玉・龜貝・銀錫之屬爲器飾・寶藏、不爲幣)。

とあり、一見すると、統一秦以降の布帛は、正式な貨幣ではなかつたとも考えられる。しかし、食貨志下のもとをなす『史記』卷三〇平準書の論贊には

秦の中に至るに及び、一國の幣を二等と爲し、黃金は溢を以て名づけ、上幣と爲す。銅錢は識して「半兩」と曰い、重さは其の文の如くし、下幣と爲す。而して珠玉・龜貝・銀錫の屬は器飾・寶藏と爲し、幣と爲さず⁽²⁾(及至秦、中一國之幣爲三等、黃金以溢名、爲上幣。銅錢識曰「半兩」、重如其文、爲下幣。而珠玉・龜貝・銀錫之屬爲器飾・寶藏、不爲幣)。

とあり、戦国秦中期～前漢には「三等」の「幣」があつたと明記されている。すると、現存する平準書には「上幣(黃金)」と「下幣(錢)」の一等に關する記載しかないといえ、當時実際には、いわゆる「中幣」という分類もあり、それが布帛であつた可能性も出てくる。このような理由により、一部の先学は、錢と黃金のみを戦国秦漢時代の貨幣とする見方に疑問を唱えてゐるのである。

しかも近年、戦国秦の睡虎地秦簡が出土し、その中には錢・黃金・布の価値関係や、その規格を定めた条文が含まれていた。その結果、錢・黃金・布帛が戦国秦以来の正式な貨幣であつたとする説は、さらに有力視されるようになつた。また佐原康夫氏は、前漢後半～後漢前半の居延漢簡を精査し、地方官吏の月俸が布帛で支払われる例のあつたことを指摘した上で、その説をより強固なものとしている⁽³⁾。これは、居延地方の官吏の生計が布帛を媒介にして成り立ち得るものであつたことを意味する。そこで筆者も、本稿第二章でこれをべつの角度から検証し、戦国秦漢貨幣經濟の特徴をつぎのように指摘した。すなわち戦国秦漢時代になると、人びとはさかんに商品交換をするようになり、その結果、とくに錢・黃金・布帛が、都市部を中心には貨幣として定着した、と。するつぎに求められるのは、錢・黃金・布帛それぞれのあり方と、当該三者の具体的な関係を明らかにしてゆくことであろう。



〔図1〕漢代平賈制と物価

この点に関連して、筆者はすでに本稿第三章・第六章において、当該三者の価値関係と、前二者の機能的な差異についてつぎのように論じた。すなわち、まず戦国秦漢時代の物価は、基本的に錢を基準とする固定官価（官署間・官民間の取引に原則的に用いられる固定的比価）・平賈（＝戦国秦の正賈。少なくとも毎年十月に各郡で決定され、実際の官署間・官民間取引に多用された比価）・実勢価格の三層構造になつており、黄金や布帛の価値もそれらに基づいて測定された（図1）。また前漢時代の錢と黄金の使われ方には大きな違いもあり、そこには当時の経済状況と貨幣制度の施行状況、そして各地域特有の習俗による影響があつた、と。しかし、戦国秦漢時代の布帛の具体的な物流（生産～流通）とその存在意義については、まだ十分な検討を加えていない。そこで本章では、まず布帛に関する先行研究を検証し⁽⁴⁾、近年公開された出土法制史料を加味した上で、この問題について詳細に考察する（後漢の布帛については本稿終章で検討）。その手順として、まず市における布帛の流通状況と、その貨幣としてのあり方を確認する。その上で、布帛独自の物流（生産～流通）の過程にも言及し、秦漢貨幣経済における布帛の存在意義を明らかにしたい。

第一節 貨幣としての布帛

一 戰国秦の布帛

戦国秦漢時代における布帛の基本的なあり方を検討するさいに、まず注目すべきは、それを規定している秦律・漢律である。中でも睡虎地秦簡「秦律十八種」と、漢初の張家山漢簡「二年律令」には、布帛に關連する重要な条文が含まれている（I～IIIは「秦律十八種」、IVは「二年律令」）。

- I. 布は袤八尺、幅廣二尺五寸とせよ。布、悪しく、其の廣袤、式に如かざる者は行せざれ。金布（布袤八尺、幅廣二尺五寸。布惡、其廣袤不如式者不行。金布。133）。

II. 錢十一は一布に當てよ。其し錢を出入して以て金・布に當つるには、律を以てせよ。金布（錢十一當一布。其出入錢以當金

・布、以律。 金布。 134)。

III. 賈市して列に居る者及び官府の吏は⁽⁵⁾ 敢えて行錢・布を擇ぶ母かれ。行錢・布を擇ぶ者あるも、列伍長、告せず、吏、

之を循るも謹めんば、皆な有⁽⁶⁾ とせよ。金布（賈市居列者及官府之吏、母敢擇行錢・布。擇行錢・布者、列伍長弗告、吏循之不

謹、皆有⁽⁷⁾。金布。 135)。

IV. 繪布の幅二尺二寸に盈たざる者を販賣せば、之を沒入せよ。能く捕・告する者には、以て之を界⁽⁸⁾えよ。 線緒・縞繙・縫縁・朱縷・綴(罽)・縉布・穀(穀)・荃蓑には、此の律を用いされ（販賣繪布幅不盈二尺二寸者、沒入之。能捕・告者以界之。 線緒・縞繙・縫縁・朱縷・綴・縉布・穀・荃蓑不用此律。 258～259)。

その中の（I）・（II）によると、戦国秦では表⁽⁹⁾八尺（約185cm⁽⁶⁾）、幅廣⁽¹⁰⁾一尺五寸（約57.8cm）の布だけが「行（貨幣としての流通。本稿第四章参照）」を認められ、「一布一一錢」とされていた。ただし、この比価は官署間・官民間で原則的に採用される固定官価にすぎず、実際に布を販売・購入するときには正買や実勢価格が適用された（前掲図1。本稿第三章参照）。そのさいに、行布はすべて一定の品質を維持すべきものとされていたが（I参照）、実際にはその中にも品質の差はあつたはずなので、やはりその正買や実勢価格は変化したであろう。では戦国秦は、なぜ行布の規格をわざわざ（I）のように定めたのか。これに関連して佐藤武敏氏は、前漢の布帛の規格が衣服の製作にちょうど良い寸法に合わせて定められたものであつたことを指摘している⁽¹¹⁾。これによれば、秦律・漢律の規格も、購入者側の利便性に配慮したものであつた可能性がある。しかしそれだけでは、規格外の布の販売が違法とまでされる理由を説明するにはやや不十分と思われる。そこで指摘すべきは、そのように布の規格を統一することが、政府による行布の計量・管理を容易にするという事実である。するとこれより、行布の規格が強制された主たる理由は、そのような官にとつての利便性にあつたと考えられよう。

この点をふまえてつぎに問題とすべきは（III）である。これは一見すると、「賈市して列に居る者及び官府の吏」による撰錢（錢の中から良錢を選び取ること）と撰布（布の中から良質の布を選び取ること）を禁止する規定の⁽¹²⁾とくである。そのばあい布の名目価値は統一されていたことになるはずである。そうでなければ、良布は高価で、悪布は安価でそれぞれ流通しうることになり、そもそも撰布の禁止規定などは存在しなくなるからである。そこで（II）をみると「一布一一錢」とあり、

「これは從来、錢と布の絶対的な比価と解されてきた⁽⁸⁾。」の解釈によれば、たしかに戦国秦には撰布の禁止規定があり、それが（III）であったとも考えられなくはない。しかし既述のことく、布の価格は実際には可変的であった。よつて、（III）も当然べつの意味に解釈せねばならない。そこで改めて（III）をみると、それは撰錢と撰布の両者を禁止したものではなく、むしろ整理小組も指摘するように、「賈市して列に居る者及び官府の吏」が錢と布を貨幣として受け取るときに、その一方を意図的に選好することを禁止したものと解される⁽⁹⁾。たとえば、市に店舗をもつ賈人が商品を販売するときに、その賈人は、買い手が錢で支払おうとも布で支払おうとも、そのどちらか一方を恣意的に選んでも受領することはできなかつたのである。これは、戦国秦が「賈市して列に居る者及び官府の吏」を通じて錢と布を同等の貨幣として平等に流通させようとしていたことを意味する。ただし（III）は、「賈市して列に居る者及び官府の吏」以外の者によるそのような選好を禁止してはおらず、それらの者は逆に、錢と布を自由に使い分けることができたとみられる。よつて厳密にいえば、戦国秦は「賈市して列に居る者及び官府の吏」を通じて錢と布を同等に流通させようとしたつても、なお両者の民間における使い分けを一定程度容認していたと考えられる⁽¹⁰⁾。

二 前漢の布帛

では、前漢時代の布帛はどのように流通していたのか。漢律の（IV）によれば、前漢では繪（絹織物）と布、すなわち布帛両方の規格が幅二尺二寸以上とされ、それ未満の布帛を販売することは原則的に禁止されていた。とはいへ、緜緒（葛織物の一種）・縞繙（白絹の旌幡）・纁縁（有色の絹製の縁）・朱縷（赤色の絹織物）・羅（罽。毛織物の類）・縉布（紵麻。白色で目の細かい麻織物）・穀（穀。絹絲を用いた織物の一種）・荃蕘（不明）の販売規格には制限がなかつた⁽¹¹⁾。また上記の布帛の規格も、あくまでも販売対象とされた布帛に課されたものにすぎなかつた。現に（IV）によると、規格外の布帛を販売した者を捕縛・告発した者には、その布帛が界えられており、規格外の布帛を界えられた者がそれを所有すること自体は法的に容認されていだとみられる。これより前漢では、販売対象としての布帛の規格化のみが推進されていたと考えられる。しかもこのような規格は、漢初以降も存在し続けた⁽¹²⁾。その理由をしめす直接的な史料はないが、これもおそらくは秦律と同様、政府がそれを計量・管理するために定められた規格であろう。

以上の検討に大過ないとすれば、漢律にみえる布帛は、商品として販売されているときのみ、規格が課されていたことに

なる。これは、貨幣としての布に規格を課している秦律との大きな違いである。しかし実際には、このように規格の定められた布帛は、やはり貨幣としても機能することがあったと考えられる。規格化された布帛は、比較的価値が安定するので、商品と商品をつなぐ結節点としても有効に機能しうるからである。現に前掲食貨志下には、布帛が規格化された結果、たんなる使用価値を越え、「金より寶ばれ、刀より利く、泉より流れ、布より布き、帛より束む」ようになつたとある。また『華陽国志』卷三蜀志には

漢の文帝の時、鐵【山】・銅【山】を以て侍郎鄧通に賜う。通、民の卓王孫に假して、歲^{そく}とに千匹を取る（漢文帝時、以鐵・銅、賜侍郎鄧通。通假民卓王孫、歲取千匹）。

とあり、漢初において鄧通は卓王孫に銅山の經營権を移譲する代わりに、毎年「（布帛類）千匹」を受領していたとある。さらに『史記』卷三〇平準書には

初め大農、鹽鐵を筦して、官布多ければ、水衡を置きて、以て鹽鐵を主らしめんと欲す（初大農筦鹽鐵、官布多、置水衡、欲以主鹽鐵）。

とあり、いわゆる塩鉄専売によつて官が布を得たとある。これらは、衣料などとして布帛が用いられていたことをしめすものではなく、むしろ明らかに漢代の布帛が安定的な貨幣として重視されていたことをしめしている。これより、規格化された布帛は、漢初以降、貨幣としても認識されていたと結論づけられる。

以上の検討により、戦国秦の布と前漢の布帛が、一定の規格に則り、貨幣として流通していたことが確認された。しかも戦国秦の錢と布は、可変的な価値関係を有しつつも、同等の国家的決済手段として扱われており、前漢の錢と布帛の関係も、それと同様であつたと思われる。つまり両者は、衣料として生産・消費されるだけでなく、いわゆる平行本位制的な貨幣であったのである⁽⁴³⁾。それでは逆に、錢と布帛のあいだには機能的な差異がなかつたのであろうか。

第二節 布帛独自の社会的機能

戦国秦漢時代の布帛の主たる流通回路については、これまでにも加藤繁氏や佐藤武敏氏の研究があり⁽⁴⁾、とくに帛に関しては、売買による流通のみならず、贈与による流通もあったことが確認されている。すなわち、まず加藤氏は、漢代の賞賜一般の例として、つぎの一〇点を挙げている（①～⑩の番号は筆者が仮称）。

- ①定期の賞賜。
- ②善言嘉行や優れた技芸などが歎感に入ったときの賞賜。
- ③格段な功労に酬いるための賞賜。
- ④大官退任時の賞賜。
- ⑤大官卒去時の賞賜。
- ⑥嬖倖に対する賞賜。
- ⑦天子の即位や崩御時の賞賜。
- ⑧立皇后・立太子時の賞賜。
- ⑨瑞祥出現時の賞賜。
- ⑩災異発生時の賞賜。

そして①～⑥を通常賞賜、⑦～⑩を特別賞賜とし、原則的に前者は国家財政、後者は帝室財政の支出であったとする。これをふまえて佐藤氏は、①～③と⑤～⑩に帛の賜与例があることを指摘している。また①②③⑤⑥の対象がほぼ諸侯王・列侯・官吏であるのに対し、⑦⑧⑨⑩の対象は三老・孝・弟・力田や高年者・鳏寡孤独などであつたとする⁽⁵⁾。

以上の見解は史料的な裏づけを伴うもので、ほぼ定見といつてよい。ただし後述するように、戦国秦漢時代の布帛には上記以外の用途もあつた。また、このような布帛の用途が、錢・黃金の使用例と比較して、どこに共通性をもち、どこに独自性をもつのかについても、まだ検討の余地がある。そこで本節では、『史記』・『漢書』にみえる布帛の使用例を抽出し、それを新たに分類した（付表4）。その結果、当時の布帛の使われ方として、つぎの六つの特徴が検出された。

第一に、布はほとんど史料にみえず、帛とは異なり、賜与物として常用されたとは考えにくい。蜀の特産品たる「布」を蜀出身者の者に送った特例（22）以外に、「布帛」の賜与例は三つしかなく（16・36・40）、その中には『史記』に「布帛」とあ

るのを『漢書』で「帛」に作る例が含まれ（36）、他の二例（16・40）の「布帛」もたんなる織物の総称である可能性がある。

第二に、帛は黄金と同様、外国関連の取引や賜与に用いられることが多い、逆にそのときに錢が使用される」とはほとんどない（付表3）。その理由は、漢錢の流通範囲が外国に及んでいなかつたのに対し⁽¹⁶⁾、帛や黄金は諸外国において高級衣料・贈与物として重んじられていたからであろう。また帛は、漢の邊郡（居延や敦煌など）でも、そのような外国との交易上の必要性から選好されていた可能性が高い⁽¹⁷⁾。居延などでは内郡からの定期的な賦錢の流入もあつたので⁽¹⁸⁾、おそらく当地では錢が国内の取引に、帛が国内外の取引に用いられ、あるいは両者が状況におうじて頻繁に併用されていたのであるう。

第三に、前漢においては国家から民に帛が賜与されるばあい、それは基本的に、一定の社会的名望・地位を有する民や、社会的福祉の必要な弱者を対象とするものであつた。佐藤氏は、前者の例として三老（五〇歳以上で善行があり、よく民衆の師たるべき者として選ばれた郷三老、あるいは県三老）・孝（親に仕えて孝行な者）・弟（悌。長幼の序をわきまえた者）・力田（農業に精励する者）を⁽¹⁹⁾、後者の例として鰥（老鰥夫）・寡（老寡婦）・孤（幼少で父なき者）・獨（高齢で子のいない者）・高年（高齢者）を挙げている⁽²⁰⁾。そして前者への賜与は“郷村社会の秩序強化”、後者への賜与は“社会福祉”的施策であつたとする⁽²¹⁾。たしかに帛は、郷里社会の秩序維持に関わる行義者・貞婦順女や（59・85）、社会福祉の対象たる貧民などにも賜与されている（40）。しかしそれだけでは、なぜ彼らに賜与される物の大半が、錢や黄金でなく、帛でなければならなかつたのかが判然としない。そこで本稿付表3をみると、黄金は基本的に高位の官吏や名家、あるいは皇帝に直接寵愛されているような者にしか賜与されておらず、錢も軍功褒賞・徒民・葬式などの特例を除き、民に一律に賜与されることがほとんどないものであることがわかる（本稿第六章参照）。これに対して帛は、事例6などによると、その暖かさゆえに多くの民に賜与されている。するとこれより、上記の民などに帛が賜与される理由は、その温もりを通じて対象者を⁽¹⁷⁾慰労し、それによつて皇帝の恩徳を民に直接伝えることについたと考えられる。

第四に、帛は、錢・黄金とは異なり、病気の見舞いなどに多用された。その理由は史料に明記されていないが、これもおそらくは帛を暖かい織物とする認識に基づき、病人にそのような暖かい絹織物を与え、病気の本復を願うためであろう。前漢中期の天長市安樂鎮一九号漢墓木牘にも、病気の知人に宛てた書信の一節として

寒時なれば、少しく酒食を進め、衣・炭口を近くせば、病自ずから愈（癒）えん（寒時、少進酒食、近衣・炭口、病自愈。40-12A）。

とある。これは、「寒時」のこととはいえ、漢代の人びとが体を温めることで病気を治せると考えていましたことをしめすもので、如上の推測を裏づける。

第五に、帛は中級以下の官吏に対する賜与物として多用され、それは官吏全般に対する黄金や錢の賜与とはかなり明瞭に区別されていた。二千石以上の高官に帛を賜与する例もないわけではないが、それらは皇太后からの特別な賜与例や（29・30・86・87・88）、帛以外の物財も一緒に賜与されている霍光・王莽の特例で（64・142）、それ以外の例は二つしかない（93・127）。つまり事例の多さからいつても、帛が中級以下の官吏に賜与される傾向にあつたことは明らかなのである（3・8・15・22・23・45・46・47・48・54・55・58・60・61・63・69・76・90・94・97・112・118・130・137）。また賜与例の中には、『漢書』卷七昭帝紀の始元四年条に

長公主・丞相・將軍・列侯・中二千石以下、郎吏・宗室に及ぶまで錢・帛を賜うこと各々差有り（賜長公主・丞相・將軍・列侯・中二千石以下及郎吏・宗室錢・帛各差有）。

とあるごとく、誰に帛を賜与したのか曖昧なものもあるが（18・50・57・62・66・73・98・114・125・133・136）、これも右の傾向に従えば、その中の中級以下の官吏には帛が賜与されたと考えられる。要するに、帛の流通する過程には身分的な制約もあつたのである。

第六に、帛は葬式関係に用いられたことがあつた（²²）（68・113・138）。そのばあい帛は、死者の着用する衣服（玉衣など）とはべつに賜与されている。本稿第六章で指摘したごとく、漢代では錢が香典の類（①葬儀のさいに贈られる「贈錢」、②自然災害などで死亡した民衆に対する政府からの給付金、③「棺錢」（政府から賜与される棺購入用の錢）・④「瘞錢」（埋納錢の一種）など）に常用され、錢には習俗上の重要性があつたと考えられるが、あるいは帛にも同様の性質が付帯していたのかもしれない。ちなみに『漢書』卷九四匈奴伝上には、单于の葬送儀礼に関して

其の死を送るや、棺椁・金銀・衣裳有るも封樹・喪服無し。近幸の臣妾の死に従う者、多きは數十百人に至る（其送死、有棺椁・金銀・衣裳而無封樹・喪服。近幸臣妾從死者、多至數十百人）。

とあり、匈奴では一般的に錢・帛以外の物財（棺椁・金銀・衣裳）が陪葬品として用いられたようである（衣裳と布帛とは区別すべきであろう）。これは逆にえば、錢や帛を陪葬する習俗の範囲に一定の限界があつたことを示唆する。

以上本節では、戦国秦漢時代における布帛独自の機能について検討し、その特徴として上記の六点を析出した。その結果、布帛が錢・黄金とは異なる用途をもつていたこと、布と帛のあいだにも機能的な差異があつたこと、それが使用者をとりまく地理的・身分的な制約と、「絹織物＝暖かい衣料」とする認識や、絹織物の有する習俗上の重要性などに起因するものであつたことを論じた。要するに当時の錢・黄金・布帛は、経済的流通手段としての共通の機能を有するとともに、それぞれその授受において独自の社会的機能をも有していたのである。これは、錢と黄金の機能的差異に関する本稿第六章での検討結果を傍証し、補うものである。

では、このように第一節・第二節で検討してきた布帛の流通の起点（つまり生産過程）は、誰によつてどのように支えられていたのか。本章では最後にこの点を論究し、布帛の全体的な流れを復元した上で、その独自の存在意義を闡明したい。

第三節 布帛の生産——「男耕女織」観の再検討——

戦国秦漢時代の布帛が誰によつてどのように作られていたのかについては、従来つきのような考え方が一般的であった。すなわち、戦国時代以降の農村では、副業として布帛がさかんに作られた⁽²³⁾。また中国には太古以来、「男耕女織」という社会通念があり、それは布帛の生産がもつぱら婦女子の仕事であつたことを物語る。とくに漢代以降、儒家思想が浸透するようになると、この通念は強く意識されるようになつた。そして前漢では、歴代の皇后に「親桑親蚕」の儀礼を行なわせ、採桑・養蚕・紡績・機織・裁縫などが女性本来の任務であることを天下にしめすとともに、女性がこれに専念することを求めた。かくしてこの通念は徐々に強化され、魏晋期になると、ついに各戸の男女に田租と布帛を課する税制までもが生み出されるに至つた、と⁽²⁴⁾要するに、戦国秦漢時代の布帛は、おもに農婦の家内分業によつて作られて來たと理解されてきたのである。

これに対しても、鶴間和幸氏は、この「男耕女織」という通念が必ずしも当時の社会的実態を反映したものではなかつた可能性を指摘している⁽²⁵⁾。さらに原宗子氏は、武帝期以前にそのような通念が存在したこと自体に疑義を呈し、むしろ当時の布帛の生産が専門的な女工集団によつてなされて來たと論じている⁽²⁶⁾。これらの中でもとくに原氏の見解は、従来の「男耕女織」

観に根本的な再考を迫るもので、大いに注目される。

では結局、どう考えるのがもつとも妥当なのか。そこで注目すべきが、「秦律十八種」金布律（史料①）である。

衣を稟せらるる者の、隸臣・府隸の妻母き者及び城旦は、冬に人ごとに百一十錢、夏に五十五錢とせよ。其の小者は、冬に七十七錢、夏に卅四錢とせよ。春は、冬に人ごとに五十五錢、夏に卅四錢とせよ。其の小者は、冬に卅三錢とせよ。隸臣妾の老及び小にして自ら衣る能わざる者は春の衣の如くせよ。●亡げて其の主及び官に不仁なる者の衣は、隸臣妾の如くせよ（裏衣者隸臣・府隸之母妻者及城旦冬人百一十錢、夏五十五錢。其小者冬七十七錢、夏卅四錢。春冬人五十五錢、夏卅四錢。其小者冬卅四錢、夏卅三錢。隸臣妾之老及小不能白衣者如春衣。●亡不仁其主及官者、衣如隸臣妾。161～163）。

これは

(一) 城旦春 (小城旦春を含む)

(二) 隸臣・府隸の妻母き者

(三) 隸臣妾の老及び小にして自ら衣る能わざる者

(四) 亡げて其の主及び官に不仁なる者

に対する衣料のための織物支給を規定したものである。これは一見すると、戦国秦が城旦春や隸臣妾などに直接織物の費用を賜与する規定のことである^②。しかし、「秦律十八種」司空律（史料②）には

舉^み有りて以て貲・贖するもの及び責（債）を公に有するものは、其の令日を以て之を問い合わせ、其し入ること及び賞（債）すること能わざんば、令日を以て之を居せしめよ。日^ごとに八錢を居せしめよ。公食する者は、日^ごとに六錢を居せしめよ。……●凡そ自ら衣^きる能わざる者は、公、之に衣せ、其の衣を居せしむること、律の如く然れ。其し日、未だ備わらざるも、錢を被^さき入るる者は、之を許せ。日を以て刑に當つるも、自ら衣・食する能わざる者も亦た衣・食せしめて、之を居せしめよ（有舉以貲・贖及有責（債）於公以其令日問之、其弗能入及賞（債）、以令日居之。日居八錢。公食者日居六錢。……●凡不能自衣者公衣之、令居其衣如律然。其日未備而被入錢者許之。以日當刑而不能白衣・食者亦衣・食、而令居之。133～139）。

とある。これによると、織物を自給できない刑徒には官がそれを支給し、その費用は当該刑徒の毎日の労働を錢に換算した分から差し引かれた。つまり戦国秦の刑徒にはつぎの両者が存在したのである。

(A) 織物を自給する者

(B) 自給できずに官からの支給による者

すると史料①は、まさしく（B）に対する織物支給を定めたものではないか。また史料②の「凡そ自ら衣る能わざる者は、公、之に衣せ、其の衣を居せしむる」と、律の如く然り」の「律」は、史料①をさすのではないか。

そこで前掲（一）～（四）が本当に（B）であつたかどうかを確認すると、まさ（一）と（二）に関しても、「秦律十八種」司空律（史料③）に

隸臣妾・城旦春の司寇の貲・贖・責（債）に居するもの、城旦春に般（繫）せらるるものは、衣・食を責むる勿かれ。其も
し城旦春と作する者あらば、之に衣・食せしむること、城旦春の如くせよ。隸臣の妻・妻更有るもの及び外妻有る者は、
衣を責めよ。人の奴妾の城旦春に般（繫）せらるるものは、衣・食を公より貳りよ（隸臣妾・城旦春之司寇居貲・贖・責、般城
旦春者勿責衣・食。其與城旦春作者、衣・食之、如城旦春。隸臣有妻・妻更及有外妻者責衣。人奴妾般城旦春貳衣・食公。208～209）。

とある。「これによれば、「隸臣妾・城旦春の司寇の貲・贖・責（債）に居するもの」・「城旦春に般（繫）せらるるもの」・「城旦
春と作する者」は（B）であつた。すると秦律では、鬼薪白粲・隸臣妾・司寇・候を含む耐刑の刑徒およびそれと同等の者が
居貲贖債するばあい、城旦春と同じ待遇で労働に従事せねばならず⁽²⁸⁾。上記の三者は城旦春と同じ待遇を受けていたと考えられ
るので、当該三者が（B）である以上、城旦春も（B）であつたことになる。また本条中段に「隸臣の妻・妻更有るもの及び
外妻有る者は、衣を責めよ」とあり、妻のいる隸臣が（A）であつたことがわかるが、これは逆にいえば、妻のいない隸臣が
(B)であつたということであろう。「秦律十八種」属邦律（史料④）にも

道官、隸臣妾・收人を相輸するに、必ず其の已に稟せられし年日月と、衣を受けしか未だ受ざるか、妻有るか有る母きか
を署せ。受くる者は、律を以て續けて之に食・衣せしめよ（道官相輸隸臣妾・收人、必署其已稟年日月、受衣未受、有妻母有。受者
以律續食・衣之。268）。

とあり、妻の有無が隸臣に対する織物支給の指標となつていたことがわかる。すると、残る「府隸」も、その実態は不明とはい
え、やはり妻がいるばあいには（A）、妻がないばあいには（B）であつたことだけは確かであろう⁽²⁹⁾。これより、（一）と

(1) はいずれも (B) であったと論定される。

つぎに (3) をみると、「衣を自らする能わざる者」と明記されており、これも (B) であったことは確実である。

最後に (4) をみると、これについて史料①には「衣は隸臣妾の如し」とあるので、やはりその中の非妻帯者は (B)、女性と妻帯者は (A) に分類されていたと解される。

以上の検討により、史料①の織物支給対象者はいずれも (B) に属することが確認された。つまり当該四者には官が織物を支給し、その費用は対象者の毎日の労働を錢に換算した分から差し引かれたのである。すると、史料①に支給される織物の価格が明記されている理由もつぎのように説明できる。すなわち、それは織物費を後で返済させるための目安として記されたものである、と。それはすべて一一の倍数で、前掲「秦律十八種」金布律(134)の「一布ニ一錢」という固定官価に基づくものと考えられるので、おそらく官は、表1の(3)とく (B) に織物を支給した上で、その代価を原則的に固定官価に従つて天引きしたのであろう。⁽³⁰⁾

では、(A) と (B) はそもそも何を基準に分けられたのか。ここで再度史料①～④をみると、まず城旦春が (B) に分類されている理由は、その家族・財産が収(没官)され⁽³¹⁾、自らも激しい労役に服するので⁽³²⁾、ともに織物を自給できる状態にないからであろう。

つぎに隸臣妾について確認すると、妻のいない隸臣は (B)、妻のいる隸臣と隸妾は (A) に分類されている。⁽³³⁾ここで城旦春と隸臣妾を比較すると、後者の財産は没官されない点に注目される。これは、隸臣妾が本来織物を自費で購入できた可能性を示している。ところが、それにもかかわらず、ここでは妻の有無が指標とされている。つまり、財産があるうとなからうと、妻のいない隸臣が (B)、妻のいる隸臣および隸妾が (A) であること

	夏	冬
城旦	5布(55錢)	10布(110錢)
小城旦	4布(44錢)	7布(77錢)
春	4布(44錢)	5布(55錢)
小春	3布(33錢)	4布(44錢)
隸臣有妻	自給	自給
隸臣母妻	5布(55錢)	10布(110錢)
小隸臣有妻	自給	自給
小隸臣母妻	4布(44錢)	7布(77錢)
老・小隸臣(不能白衣)	4布(44錢)	5布(55錢)
府隸有妻	自給	自給
府隸母妻	5布(55錢)	10布(110錢)
小府隸有妻	自給	自給
小府隸母妻	4布(44錢)	7布(77錢)
隸妾有夫	自給	自給
隸妾母夫	自給	自給
小隸妾有夫	自給	自給
小隸妾母夫	自給	自給
老・小隸妾(不能白衣)	4布(44錢)	5布(55錢)

[表1] 睡虎地秦簡よりみた織物支給とその価格

に変わりはないのである。そこで注目すべきは、隸臣妾のばあい家族も没官されないという点である⁽³⁴⁾。これは、隸臣に妻がいたばかり、規定上はまだ妻と隸臣との婚姻関係が維持されており、その妻が彼の衣料用の織物を作れる状況にあつたことを意味する。また既述のことく、隸妾は、夫の存否や財産の有無に関わらず、織物を自給せねばならなかつた。するとこれより、原則的に男性刑徒の妻は夫の織物を、女性刑徒本人は自分の織物を作りうる存在とされていたことになる（ただし、男性刑徒に母娘・姉妹がいても、彼女たちが当該刑徒に織物を作ることにはなつていらない）。

以上の検討に大過ないとすれば、戦国秦にはすでに“機織＝女事”と“家内分業としての婦織”という二つの政策的意図（#社会通念・社会的実態）があつたことになる。そして、一番目の政策的意図の背後には、さらに“家内消費分の衣料用の織物は婦⁽³⁵⁾が織り、それ以外の女性親族は関わらない”という原則もあつたと想定される。もつとも、漢初における刑徒と織物支給量との関係を規定した「二年律令」金布律（418～420）には

諸そ縣官に冗作するもの及び徒隸の大男には、冬に布袍表裏七丈・絡絮四斤、綺（袴）二丈・絮二斤を裏せよ。大女及び使小男には、冬に袍五丈六尺・絮三斤、綺（袴）丈八尺・絮一斤とせよ。未使小女には、冬に袍二丈八尺・絮一斤半斤とせよ。未使小女には、冬に袍二丈・絮一斤とせよ。夏に皆な襪を裏するに、各^々其の丈數を半ばし、而して綺（袴）を裏する勿かれ。夏は四月を以て六月を盡すまで、冬は九月を以て十一月を盡すまで之を裏せよ。布は皆な八縷・七縷とせよ。裘の皮綺（袴）を以て袍の綺（袴）に當つるも可なり（諸冗作縣官及徒隸大男冬裏布袍表裏七丈・絡絮四斤、綺二丈・絮二斤。大女及使小男冬袍五丈六尺・絮三斤、綺丈八尺・絮二斤。未使小女冬袍二丈・絮一斤半斤。未使小女冬袍二丈・絮一斤。夏皆裏襪、各半其丈數、而勿裏綺。夏以四月盡六月、冬以九月盡十一月裏之。布皆八縷・七縷。以裘皮綺當袍綺可）。

とあり、前掲秦律のような区分はないようであるが⁽³⁶⁾、前掲三原則が戦国秦に存在し、さらに周知のことく、「男耕女織」が前漢武帝期以降に通念化する以上、「女織」という政策的意図は当然前漢前半期にもあつたであろう。これより、戦国秦漢時代の布帛の流通の起点（生産過程）と、それに基づく布帛の流通量やその方向性は、女性の労働状況に強く左右されるものとして早くから国家に指向されていたと結論づけられる。このような傾向は“機織＝女事”的関連史料が急増する武帝期になると、より実体化し、さらに強化されたものとみられる。すると、戦国秦の布と前漢の布帛、とくに武帝期以降の布帛は、衣料として家内消費や売買に供されるだけでなく、いわば“民間供給型貨幣”でもあつたことにならう。

おわりに

以上本章では、まず布帛の貨幣としての機能を確認し、それと錢・黄金との関係にも論及した。すなわち、戦国秦の錢・黃金・布と、前漢の錢・黄金・布帛には貨幣としての共通性がある一方で、それぞれ独自の社会的機能もあった。これは本稿前章で指摘した³⁵⁾とく、ある貨幣の増減が、べつの貨幣の需要に必ずしも影響を及ぼさない³⁶⁾ことを意味する。よつて三者の実勢価格は、戦国秦漢時代を通じて多様に変化したと考えられる。これは、錢・黄金・布帛間に絶対的・標準的比価が存在したとする定説を批判した第三章・第六章での検討結果を傍証し、かつ補うものである。これは当時の国家が貨幣経済に及ぼす統制力の限界、ひいては当時の貨幣経済の時代的特質をしめしている。

また布帛は、その生産過程にも大きな特徴があつた。すなわち、戦国秦漢時代には“機織＝女事”・“家内分業としての婦織”・“家内消費分の衣料用の織物は婦が織り、それ以外の女性親族は関わらない”という二つの政策的意図があつた³⁷⁾。また、もしその女性に家族がいたばあい、その家族も女性の機織労働から恩恵を受けるべきものと規定されていたと考えられる。つまり布帛は“民間供給型貨幣”として位置づけられていたのである。既述の³⁸⁾とく、前掲の三原則は秦律の前提とされているので、このような布帛のあり方は、それが社会通念や社会的実体であつたか否かとは関わりなく、まさしく政府の意向に沿うものであつたとみられる。これは、基本的に“国家供給型貨幣”であつた錢とは大きく異なる点である。すなわち錢は、一時的に漢初において民間鑄造が許可されたこともあつたが（第四章）、基本的には官で鑄造されていた。とくに武帝期における「五銖」錢の国家的専鑄以降、錢はそのような性格をいつそう強めていった。とすると、このような“布帛＝民間供給型貨幣”・“錢＝国家的供給型貨幣”という区分は、「五銖」錢の国家的専鑄体制と、“機織＝女事”原則がほぼ整つた武帝期頃に確立したといえるのではなかろうか。

以上の検討に大過ないとすると、戦国秦漢貨幣経済のいわゆる時代的な変化についても、つぎのように説明できる。すなわち、戦国秦漢時代の錢は一般的に国家の衰退・滅亡とともに使用されなくなつたといわれているが、これは錢が国家供給型貨

幣であつたからである。一方、布帛は国家の支配体制の不安定であつた魏晉南北朝以降も使用され続けたが、これは布帛が民間供給型貨幣であつたからである、と。換言すれば、戦国秦漢時代の錢は、国家的決済手段として民に使用が強制され、すでに民間でも積極的に受容されていたとはいえる（第二章・第五章参照）、やはり主たる供給源が国家の側にあつたがゆえに、魏晉期に不安定にならざるをえなかつた。これに対して布帛の流通は、「男耕女織」政策に支えられつつ経済的流通手段や国家的決済手段として用いられていたという点では錢と同じく国家的統制下にあつたものの、「男耕女織」政策自体が布帛の「民間供給」を目指すものであり、民にも受け入れやすい生活様式であつたがゆえに、魏晉期以降も比較的安定的に供給されたと考えられるのである。⁽⁸⁾

- (1) 離雷「秦代貨幣考」『中国錢幣』一九八九年第一期、艾俊川・周衛榮「布・布幣与早期貨幣新論」『中国錢幣論文集』第四輯、一九九一年、何清谷「秦幣春秋」（同『秦史探索』蘭台出版社、一九九四年）は、後掲平準書の「秦幣ニ三等」説などを引証し、千家駒・郭彥崗『中国貨幣史綱要』（上海人民出版社、一九八六年）、錢劍夫『秦漢貨幣史稿』（湖北人民出版社、一九八六年）、張弘『戰國秦漢時期商人和商業資本研究』（齊魯書社、二〇〇三年）は、他の史料を引証した上で、秦漢時代の布帛を貨幣と解する。一方、山田勝芳『貨幣の中国古代史』（朝日新聞社、一九九〇年）は、戦国秦で三等幣制、統一秦と前漢で二等幣制（錢と黃金）が布かれていたとする。これに対して戦国秦漢時代（とくに前漢時代以前）の布帛を非貨幣と解するものに、何茲全「城鄉經濟的衰落」（何茲全文集第三卷『中国古代社会』）中華書局、一九九〇年などがある。
- (2) 稲葉一郎「秦始皇の貨幣統一について」（『東洋史研究』第三七卷第一号、一九七八年）の解釈を参照。
- (3) 佐原康夫「居延漢簡月俸考」（同『漢代都市機構の研究』汲古書院、一九九一年）。居延の地方官吏の月俸が布帛で支払われる例については、陳直「居延漢簡綜論」（同『居延漢簡研究』天津古籍出版社、一九八六〔一九六二〕年）にも指摘がある。ただし陳氏は、それを錢の輸送が困難であった居延地方特有の現象としているが、布帛の方が痛みやすく高張るので、その解釈には従いがたい。
- (4) 佐藤武敏『中国古代工業史の研究』（吉川弘文館、一九六二年。以下、佐藤注4前掲書A）、佐藤武敏『中国古代絹織物史研究』上（風間書房、一九七七年。以下、佐藤注4前掲書B）など。
- (5) 「賈市居列者」については山田勝芳「中国古代の商と賈——その意味と思想史的背景——」（『東洋史研究』第四七卷第一号、一九八八年）参照。
- (6) 丘光明編『中国歴代度量衡考』（科学出版社、一九九二年）。

(7)前漢の布帛の規格について佐藤注4前掲書Aは、それが衣服の製作にちょうど良い寸法であったためと推測している。これは秦律・漢律にみえる規格にも当てはまるものであろう。ただしそれだけでは、規格外の布の販売が違法とまでされる理由を説明するにはやや不十分と思われる。

(8)佐原康夫「漢代貨幣史再考」(同『漢代都市機構の研究』汲古書院、一〇〇二年)など。

(9)睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)。

(10)ちなみに(I)～(III)には帛の規定がないので、帛は国家公認の正式な貨幣ではなかった可能性がある。佐藤注4前掲書Bによると、前漢以前の帛の産地は函谷關以東に偏在し、それは後漢時代によく四川などに普及したといわれているので、これは戦国秦で帛があまり浸透していないかつたことに起因する現象かもしれない。

(11)織物の名称については、岡本真則担当「□市律」訳注(彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令与奏讞書』上海古籍出版社、一〇〇七年)。

(12)佐藤注4前掲書B参照。

(13)平行本位制とは、二つの法貨の比価を固定することなく相並んで流通させる制度で、両者の比価を固定したいわゆる複本位制とは区別される。松永達「金銀複本位制」(本山美彦編著『貨幣論の再発見』三嶺書房、一九九四年)なども参照。

(14)加藤繁「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」(同『支那經濟史考証』上巻、東洋文庫、一九五二年)、佐藤注4前掲書A・B。

(15)佐藤注4前掲書A。

(16)漢錢の流通範囲については本稿第四章・第六章参照。シルクロード貿易の性格については佐藤注4前掲書B参照。なお熊谷滋三「後漢の異民族統治における官爵授与について」(『東方学』第八〇輯、一九九一年)によれば、異民族に対する賜与物の量は被賜与者に授与された印授のランクに左右された。

(17)現に佐原注3前掲論文が述べることく、居延の官吏の月俸には帛で支払われているものがある。

(18)永田英正「居延漢簡にみる候官についての一試論——破城子出土の〈詣官〉簿を中心として——」(同『居延漢簡の研究』同朋舎、一九八九年)、高村武幸「前漢河西地域の社会——辺境防衛組織との関わりを中心に——」(同『漢代の地方官吏と地域社会』汲古書院、一〇〇八年)。なお居延地方における貨幣の使用傾向については、角谷常子「居延漢簡にみえる売買関係簡についての一考察」(『東洋史研究』第五二巻第四号、一九九四年)なども参照。

(19)三老・孝・弟・力田については、鎌田重雄「漢代郷官考」(同『漢代史研究』川田書房、一九四九年)も参照。

(20)『孟子』梁惠王章句下「老而無妻曰鰥。老而無夫曰寡。老而無子曰獨。幼而無父曰孤」。また鰥・寡・孤・獨・高年については、王文濤『秦漢社

会保障研究——以災害救助為中心的考察』（中華書局、一九〇〇七年）も参照。

(21) 佐藤注4前掲書B。

(22) 木島史雄「古代中国の衣の位相」『人文学報』第八六号、一九〇〇年によれば、衣は葬礼にも用いられ、故人の社会性を表現する手段として用いられた。

(23) 佐藤注4前掲書A・B。

(24) 上田早苗「漢代の家族とその労働——夫耕婦績について——」『史林』第六二編第三号、一九七九年。なお先学は「女績」・「女織」・「婦績」などの語を混用しているが、本章では後掲注30の議論に従い、あらかじめ「女織」の語を採用し、その是非を中心に検討する。

(25) 鶴間和幸「戦国・秦・漢」『史学雑誌』一九七九年歴史学界——回顧と展望——第八九編第五号、一九八〇年。

(26) 原宗子「麻をめぐって」（同『古代中国の開発と環境——『管子』地員篇研究——』研文出版、一九九四年）。

(27) 楊巨中「從雲夢秦簡看秦的生產關係」『人文雑誌』先秦史論文集一九八一年五月）。ちなみに史料①を継受したとみられる張家山漢簡「金布律」（418～520）では、冬服期間の織物支給量が夏服期間の一倍に統一されている。これは、冬服に裏表のある綿入れの長着、夏服に一重の長着を支給していることに起因する差異であると考えられる（拙稿「張家山第一四七号漢墓竹簡訳注（五）——一年律令訳注（五）金布律訳注」『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第五号、二〇〇七年）参照）。すると、漢初の刑徒の夏服と冬服は、一重か二重（綿入れ）かの違いをもつだけで、長袖・半袖といったデザインの違いや、糸の繕り方、織物の密度などは違わず、基本的には長着に統一されていたことになる。ところが史料①では、刑徒に支給される夏服と冬服の織物が被支給者ごとに異なる。これは秦律と漢律の大きな違いの一つで、前者が後者よりも未整備な印象を受ける。前者にも一定の規則性があつた可能性も捨てきれないが、現段階でその点を確証することは困難と思われる。

(28) 石岡浩「秦の城旦春刑の特殊性——前漢文帝刑法改革のもう一つの発端——」『東洋学報』第八八卷第一号、一九〇六年。

(29) 「府隸」は、おそらく「腐隸」と読み、宮隸臣と似たような者であつたと推測される。水間大輔「秦律・漢律の刑罰制度」（同『秦漢刑法研究』知泉書館、二〇〇七年）は、腐刑に付加刑としての重いものと隸臣と組み合わせて科される軽いものがあつた可能性を指摘しているが、すると「府隸」は後者に相当しよう。

(30) 角谷常子「秦漢時代の女性労働——主に衣料の生産からみた——」『古代文化』第五〇巻第二号、一九九八年）は、当時の人びとの多くが「張羅」を何年も着続けていた可能性を指摘しているが、そうすると織物の多くは修繕などにも用いられたかもしれない。なお（B）には既製の衣服ではなく織物が支給されている。これは（B）が、老若男女を問わず、官より支給された織物を自ら裁縫し、衣服を作らねばならなかつたことを意味する。また秦律をみると、採桑・養蚕・採麻・紡績も妻帯の有無とは関係がない。「」で妻帯の有無の指標となつているのは、あくまでも機織だけなの

である。」これより、「秦律十八種」においては、機織以外の採桑・養蚕・採麻・紡績・裁縫は、必ずしも婦（妻）特有の労働とは規定されていなかつたと考えられる。ただし採桑・養蚕・採麻・紡績が女の仕事であったことを窺わせる史料であれば、他にも散見する。たとえば睡虎地秦簡「法律答問」(377)「或盜人桑葉、臧（贓）不盈一錢、可（何）論。貲絲（徭）三旬」が課され、徭役対象となつていないと可能性がある。

(31) 角谷常子「秦漢時代における家族の連坐について」(富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』論考篇、朋友書店、二〇〇六年)。

(32) 石岡注 28 前掲論文。

(33) 角谷注 31 前掲論文。

(34) 角谷注 31 前掲論文。

(35) 金布律の訓説・訓詁については、拙稿注 27 前掲訳注。

(36) これは、当時の女性による布帛の生産に余剰が生じたばあいに、彼女たちがそれを媒介として貨幣経済に参加できるような存在として国家にみなされていた可能性を示唆する。これは妻帯農民の布帛を非妻帯者が手に入れるという物流の存在をも示唆するが、それが牧野巽「中国の古代家族は經濟的自給自足体にあらず——中国古代貨幣經濟の發展——」(『牧野巽著作集 中国社会史の諸問題』第六巻、御茶の水書房、一九八五年)の指摘する「とく売買によるか、桐本東太「分袂考」(同『中国古代の民俗と文化』刀水書房、一〇〇四年)ののべるような贈与交換によるかは別途検討をする。」を要する。

(37) 野中敬「魏晉戸調成立攷」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要 哲学・史学編』別冊第一四集、一九八七年)は、魏晉期に布帛徵収・戸単位課税の二原則に基づく税制が成立したことについて、男耕女織を行う小農民を戸ごとに掌握し、そのような生産の場を再建するための政策であったとする。これによれば、布帛の民間供給型貨幣としての位置づけは、國家の意向によって支えられており、後漢末にいつたん衰え、魏晉期に再強化されたことになる。つまり布帛もまた、錢と同じく国家意思を背景とした貨幣であることに代わりはないのである。それにもかかわらず、國權の動搖した魏晉期に布帛が選好された理由は、それが錢とは異なり、国家にとつて民間の生活様式を活用することで比較的容易に流布させえたからであろう。

第八章 戰国秦漢時代における塩鉄政策と国家的専制支配の機制

——男耕女織政策・塩鉄専売制・均輸平准による三位一体的支配体制の確立——

はじめに

これまで本稿では、中国古代においていつどのように貨幣経済が展開したのか、そしてそれがいかなる特質をもつていたのかについて具体的に検討してきた。それによると、中国古代では戦国秦漢時代に貨幣経済が急成長し、とくに錢・黄金・布帛が都市部を中心に貨幣として定着したと考えられる。中でも錢は、戦国秦以来の錢納稅制確立とともに、原則的にすべての人々が用意しておかねばならないものとなつた⁽¹⁾。そのため、普段は商品交換にあまり関わらないような者（着の身着のままで働き続ける貧農など）でもが、自家生産した穀物や衣料などを売りに出して、なんとか錢を入手せねばならなくなつた。戦国秦漢貨幣経済が農村へと浸透する契機の一つは、まずこの点に求められる。

ところが、戦国秦漢貨幣経済と農村とのあいだにはもう一つ、べつの接点もあつた。一般小農民による食塩の購入である。食塩は当時、穀物や衣服と同じ生活必需品でありながら、一般小農民による自給が困難なものであつた⁽²⁾。というのも彼らは、「商鞅の変法以降、穀物生産を特に奨励し、移動の自由を必要とする牧畜業と狩猟・採集業とを制限しようとする政策」によつて規定された「大田穀作者（広大な面積に单一の穀物を栽培する農業に従事する者）」であつたからである⁽³⁾。それゆえ一般小農民は、食塩を購入するために、別途貨幣を準備しておかねばならなかつた。また食塩以外にも、一般小農民に非常に重視されたものとして鉄があつた。鉄は、当時徐々に用いられるようになつて、いた鉄製農具の材料で、農業生産上、重要なものの一つとなつていた⁽⁴⁾。その結果、一般小農民はこの鉄製農具を購入するためにも、貨幣を準備しておかねばならなかつたのである。では戦国秦漢時代において、国家はこれらの塩鉄を具体的にどのように管理していたのか。国家による統制経済と物流支配のあり方を闡明するには、これまでに筆者が取り組んできた錢・黄金・布帛などの貨幣に対する国家支配の問題のみならず、それによつて購入される商品、とくに一般小農民が購入せねばならなかつた塩や鉄に対する国家支配のあり方にも当然論究せ

ねばならない。そこで本章では、まず戦国秦～前漢前半期（この間では武帝期の塩鉄専売制以前をさす）の塩鉄政策の内容を確認する。つぎに前漢武帝期の施行した塩鉄専売制と均輸平準の機制について論ずる。そして最後に、それら一連の政策が戦国秦漢貨幣経済に与えた影響について考察することにしたい。

第一節 専売制以前の塩鉄業

一 民営塩鉄業

戦国秦～前漢前半期の塩鉄業に関しては従来、つぎのような史料の存在が指摘されてきた（以下、便宜上史料に番号を付した。なお、先学の引証する関連史料には『管子』なども含まれるが、成書年代やその記述内容のしめす年代が必ずしも確定できていないので、ここでは検討対象から外した）。

①大夫曰く、「昔、商君、秦に相たるや……山澤の税を收む。……鹽鐵の利は、以て百姓の急を_{なす}けて、軍旅の費を足す所なり……」と。文學曰く、「昔、文帝の時、鹽鐵の利無きも、民富む。……」と（大夫曰、「昔商君相秦也……收山澤之税。……鹽鐵之利所以佐百姓之急、足軍旅之費……」。文學曰、「昔文帝之時、無鹽鐵之利、而民富。……」。『塩鉄論』卷二「非鞅篇」）。

②董仲舒、上に説きて曰く、「……商鞅の法を用い……又た川澤の利を_{もづ}らにし、山林の饒を管し、……田租口賦_{もづ}鹽鐵の利は古に二十倍す。……漢興るや、循_{たど}いて未だ改めず。……」と（董仲舒説上曰、「……用商鞅之法……又鹽鐵之利、管山林之饒、……田租口賦鹽鐵之利二十倍於古。……漢興、循而未改。……」。『漢書』卷二「食貨志上」）。

③赧王五年……成都縣は、本赤里街に治す。【張】若、徙して少城に置き、内城に廣府舎を營む。鹽鐵市官を置き、並に長・丞あり。里闐を修整し、市には列肆を張り、咸陽と制を同じくす。其の城を築くに土を取るは、城を去ること十里。因りて以て魚を養う。今の萬歳池、是れなり。惠王二十七年なり（赧王五年……成都縣本治赤里街。若徙置少城、内城營廣府舎。置鹽鐵市官、並長・丞。修整里闐、市張列肆、與咸陽同制。其築城取土去城十里。因以養魚。今萬歳池、是也。惠王二十七年也。『華陽國志』卷二蜀志⁽⁵⁾）。

④【蜀守李冰】又た水脈を齊うるを識り、廣都の鹽井・諸々の陂池を穿つ（又識齊水脈、穿廣都鹽井・諸陂池。『華陽國志』蜀志）。

⑤然して秦の惠文・始皇、六國を克定し、輒ち其の豪俠を蜀に徙し、我が豊土に資す。家ごとに鹽・銅の利有り、戸ごとに山川の材を専らにし、居ごとに給し人ごとに足り、富を以て相尚ぶ（然秦惠文・始皇克定六國、輒徙其豪俠於蜀、資我豊土。家有

鹽・銅之利、戸專山川之材、居給人足、以富相尚。『華陽國志』蜀志）。

⑥臨邛縣。……秦始皇は、上郡の民を徙して之を實たす。……火井有り……井に二水有り。井火を取りて之を煮せば、一斛の水ごとに五斛の鹽を得。家火もて之を煮するも、得ること幾も無きなり。古石山有り、石礦有り……火燒して之を合せば、流れを成して鐵を支くること甚だ剛なり。因りて鐵官を置く。……漢の文帝の時、鐵【山】・銅【山】を以て侍郎鄧通に賜う。通は民の卓王孫に假し、歳ごとに千匹を取る（臨邛縣。……秦始皇徙上郡民實之。……有火井……井有二水。取井火煮之、一斛水得五斛鹽。家火煮之、得無幾也。有古石山、有石礦……火燒合之、成流支鐵甚剛。因置鐵官。……漢文帝時、以鐵・銅賜侍郎鄧通。通假民卓王孫、歲取千匹。『華陽國志』蜀志）。

⑦江水は東して廣都縣を逕り……李冰、水脈を識察し、縣の鹽井を穿つ（江水東逕廣都縣……李冰識察水脈、穿縣鹽井。『水經注』卷三十三江水注）。

これらの史料の一部に基づき、先学の多くは、戰国秦～前漢前半期に民營塩鉄業があつたこと、國家がそれに課税していたことを指摘している⁽⁶⁾。さらに諸氏は、③の「鹽鐵市官」や⑥の「鐵官」（もしくは後掲⑬の「主鐵官」）を民營塩鉄業者・販売者に対する課税担当官とする⁽⁷⁾。これらの官が本当に徵稅を担当していたか否かはともかく、たしかに⑤も、民間の家々に塩の收入があつたことをしめしている。またつぎの卓氏と孔氏も一般に民營鉄業者の例と解されており、妥当な解釈と思われる。

⑧蜀の卓氏の先は、趙人なり。鐵冶を用て富む。秦、趙を破るや、卓氏を遷す。……之を臨邛に致す。……鐵山に即きて鼓鑄し、籌策を運らして滇蜀の民を傾け、富は僅千人に至る（蜀卓氏之先趙人也。用鐵治富。秦破趙、遷卓氏。……即鐵山鼓鑄、運籌策傾滇蜀之民、富至僅千人。『史記』卷一二九貨殖列伝）。

⑨宛の孔氏の先は、梁人なり。鐵冶を用て業と爲す。秦、魏を伐つや、孔氏を南陽に遷す。大いに鼓鑄し、陂池を規⁽⁸⁾ち、車騎を連ね、諸侯と遊び、因りて商賈の利を通ず（宛孔氏之先梁人也。用鐵治爲業。秦伐魏、遷孔氏南陽。大鼓鑄、規陂池、連車騎、游諸侯、因通商賈之利。『史記』貨殖列伝）。

とくに孔氏は、⑨に「車騎を連ね、諸侯と遊び」とあるとく、漢代において中央政府直轄地のみならず諸侯王国とも交流しており、鉄生産力の高さだけでなく、その流通網の広さをも窺わせる。しかも①・②によれば、戦国秦の塩鉄政策は漢初にそのまま継承されたようであるが、漢初の張家山漢簡「二年律令」金布律には、まさしく民営塩鉄業者に関する規定が含まれている（本節次項末尾でのぐるよう、文帝期には課税が廃止されたので、本条はそれ以前の規定と解される）。

⑩諸そ私に鹵（鹵）鹽を爲るもの、濟・漢に煮するもの、及び私の鹽井（井）有りて煮する者あらば、之に税し、縣官は一を取り、主は五を取れ。銀を采るものあらば、之に租し、縣官は橐を給せよ。釣（銀）は十三斗^ハとに一石と爲し、□石^ハことに縣官は□釣三斤を税せよ。其釣也、牢橐は石^ハとに三錢とし、其の金を出だすものに租して一錢を税せよ。賣穴者に租して十錢^ハとに一を税せよ。鐵を采る者には五^ハとに一を税せよ。其の鼓銷して以て成器を爲るものには有（又）た五一^ハとに一を税せよ。……（諸私爲鹵鹽、煮濟・漢、及有私鹽并煮者税之、縣官取一、主取五^ハ。采銀、租之、縣官給橐。釣十三斗爲一石、□石縣官、税□釣三斤。其釣也、牢橐石三錢^ハ、租其出金税一錢^ハ。租賣穴者十錢税一。采鐵者五稅一。其鼓銷以爲成器有五稅一。：：

本条は、民に「私」に製塩・採鉱・製鉄・鉄器製造などを行なうことを許可した上で、入手した現物の量などを自己申告させ、それに課税すべきことを規定したものである。つまり漢初の塩鉄業（の一部）は、いわゆる占租制（自己申告納税制^⑩）に基づく民営業によるものであったのである。すると、これより、戦国秦にもやはり民営塩鉄業者がおり、このような占租制が課されていたと考えられよう（ただし、本章第一節で後述するが、じつは諸侯王国の民営業に関してはさうに考察を要する）。

一 官営塩鉄業

ところが先学の中には、当時官がすでに鉄の生産（採鉱・製鉄）を担っていたとする者もいる^⑪。その論拠の一つは、戦国秦の睡虎地秦簡「秦律雜抄」である。

⑪采山重殿ならば、嗇夫に貲すること一甲、佐に一盾とせよ。二歳比殿ならば、嗇夫に貯する」と「一甲にして灋（廢）せよ。殿なるも費を負わんば、貯する勿かれ。歲紅（功）を賦し、未だ省を取らざるも之を亡^{ハシナ}い、及び備えんば、其の曹長に貯すること一盾とせよ。大官・右府・左府・右采鐵・左采鐵課殿ならば、嗇夫に貯する」と一盾とせよ（采山重殿、貯嗇

夫一甲、佐一盾。三歲比殿、貲嗇夫一甲而灋。殿而不負費、勿賈。賦歲紅、未取省而止之、及弗備、貲其曹長一盾。大官・右府・左府・右采

鐵・左采鐵課殿、貲嗇夫一盾。349～351)。

「これはたしかに、官営鉄山の官吏の勤務評定に関する規定と解され、そ」に採鉱を管掌したとみられる「采鐵」の官名がみえる。また、当該官吏には評定基準が定められており、それは具体的には採鉱量でなく、製鉄量に基づくものであったとみられる。というのも、採掘された鉱石にはまだどれほどの鉄が含まれているのかが確定できないので、明確な評定基準たりえないと考えられるからである。すると、⑪の官営「采山」には、やはり製鉄者もいた」とになる。「このような官営鉄山は漢初にもあつたようで、張家山漢簡「奏讞書」案例一〇にも「采鐵長」という官名がみえ、それが中央直轄地の蜀郡に置かれていたことがわかる。

⑫●●蜀守、灋(讞)す、「采鐵長の山、私に城旦田・春女をして薦^{草刈り}の爲^{ため}に内作せしむ」と。書を廷に解るや、佐憎等は簿^{草刈り}を詐りて徒養と爲す。疑うべくは罪あらん。●廷、報ず、「憎は偽書を爲るなり」と(●●蜀守灋、「采鐵長山私使城旦田・春女爲^{草刈り}薦令内作」。解書廷、佐憎等詐簿爲徒養。疑罪。●廷報、「憎爲偽書也」。56)。

「」のような「采」字を冠する官名は、西安市相家巷出土秦封泥にも「采青丞印」・「西采金印」・「鄆采金印」・「采珠」・「采銀」・「鄆采金丞」などとあり⁽¹⁰⁾、県単位で各鉱物の採掘・採集を管掌していた」と、その中に長・丞などがいた」とがわかる⁽¹¹⁾。これより、戦国秦～前漢前半期の官営鉄山には、采山嗇夫を含む佐・采鐵長・采鐵丞などの官吏と、城旦春などの刑徒がいたと考えられる。

また戦国秦～前漢前半期の官営鉄山には「鐵官」もいたようである。すなわち、前掲⑥には「鐵官」、戦国秦～統一秦の史料⁽¹²⁾には「主鐵官」、史料⁽¹³⁾には「鐵官」、相家巷出土秦封泥には「鐵官丞印」とある⁽¹²⁾。

⑬【司馬】昌、秦の主鐵官と爲る。始皇の時に當たる(昌爲秦主鐵官。當始皇之時。『史記』卷一三〇太史公自序)。

⑭辛亥、鐵官に宿る。……壬子、鐵官に治す。……癸丑、鐵官に治す(辛亥、宿鐵官。……壬子、治鐵官。……癸丑、治鐵官。周家台第三〇号秦墓簡牘「秦始皇三十四年曆譜」)。

では、嗇夫・佐・采鐵長・采鐵丞・城旦春などと鉄官とは、具体的にどういう関係にあつたのか⁽¹³⁾。そ」で臨淄故城内の製鉄遺址で出土したとされる前漢前半期の封泥をみると、「齊采鐵」・「采鐵」・「齊鐵官印」・「齊鐵官長」・「齊鐵官丞」・「臨淄鐵丞」と

ある（以下、臨淄出土封泥⁽¹⁴⁾）。よつて、「采鐵」のいた場所は、鐵官長・鐵官丞などのいた「鐵官」、あるいはその関連部署であつた可能性が高い。だが、現段階で両者の関係をこれ以上論ずることは困難である。そこでここでは、戦国秦～前漢前半期にすでに官營鐵山を主管する「鐵官」がいたこと、その他に「采鐵」なども併置されていたことだけを指摘しておきたい。

つぎに戦国秦～前漢前半期の塩業について確認すると、戦国秦の蜀守李冰が塩場^{しおば}を開発していることから（④・⑦）、これも官營業を含んでいたと推測される。そこで相家巷出土秦封泥をみると「西鹽」・「江左鹽丞」・「江右鹽丞」とあり、当時すでに「鹽」とよばれる官署があつたことがわかる。また、つぎの「奏讞書」案例二にも「巴縣の鹽」とあり、中央直轄地の巴県に「鹽」があつたことが窺われる。これらの「鹽」は、おそらく「鹽官」の省略であろう。

⑯律に曰く、「諸そ縣官の事有るも、父母若しくは妻の死する者は歸寧卅日。大父母・同產は十五日」と。勢（赦）悍ならば完して城旦春と爲し、鐵もて其の足を頽ぎ、巴縣の鹽に輸せよ（律曰、「諸有縣官事、而父母若妻死者歸寧卅日。大父母・同產十五日」。勢悍、完爲城旦春、鐵頽其足、輸巴縣鹽。181）。

そうすると、漢初の塩業が戦国秦のそれを繼受したものである以上（②）、この史料⑯もまた、戦国秦～前漢前半期に官營塩業があつたことの証左となろう。

以上の検討によると、戦国秦～前漢前半期の塩鉄業の中には、塩鉄官（采鐵との関連は不明）の主管する“官營業”と、民に「私」に塩鉄業を運営させた上で占租（自己申告納税）させる形態の“民營業”的二つがあつたことになる。これは結果的に一部の先学の推論と合致するもので⁽¹⁵⁾、本節ではそれらをふまえ、諸史料に対する解釈を再度検証し、そこに新史料を加味して、上記の解釈を補強した次第である。

もつとも、前掲①に「文帝の時、鹽鐵の利無きも、民富む」とあるのによると、このような二元的塩鉄支配は、漢初以降、早くも文帝期には改定されたようである。すなわち当該史料によると、「鹽鐵の利無き」とあり、文帝は民營塩鉄業に対する課税を廃止したとみられる。しかしこのことは、必ずしも官營塩鉄業の全廃をも意味するものではない。むしろ前掲①は、あくまでも、従来の民營業に対する課税廃止のみを意味したものと解すべきであろう。というのも、前掲⑥をみると、鄧通はわざわざ文帝から鉄山を賜わったとあり、文帝期以降もすべての鉄山が民に完全に開放されていたわけではなかつたからである。また、そもそも前漢前半期に塩鉄官が全廃されたとする史料は皆無である。よつてこれより、文帝期以降の塩鉄業も官營業と

民営業に分かれていたと考えられる。では、このような前漢前半期における二元的塩鉄支配は、本当に全国一律に施行されたものであったのか。周知のとく、前漢前半期には郡県制支配による直轄地だけでなく、随所に諸侯王国も置かれていたが、そこでは具体的にどのような塩鉄政策が営まれていたのか。つぎにこの点を、史料に即して確認してみることにする。

第二節 諸侯王国の塩鉄業

前漢前半期における諸侯王国の塩鉄業について検討する上で、再度注目すべきが前掲⑩である。そこには諸私（およ）に鹹（鹹）（鹹）鹽を爲るもの、濟・漢に煮するもの、及び私の鹽井（井）有りて煮する者あらば、之に税し、縣官は一を取り、主は五を取れ（諸私爲鹹鹽、煮濟・漢、及有私鹽井煮者、税之、縣官取一、主取五）。

とあり、つぎの三者に対する採塩規定がしるされている。

- (A) 「私に鹹鹽を爲るもの」。
- (B) 「(私に)濟・漢に煮するもの」。
- (C) 「私の鹽井有りて煮する者」。

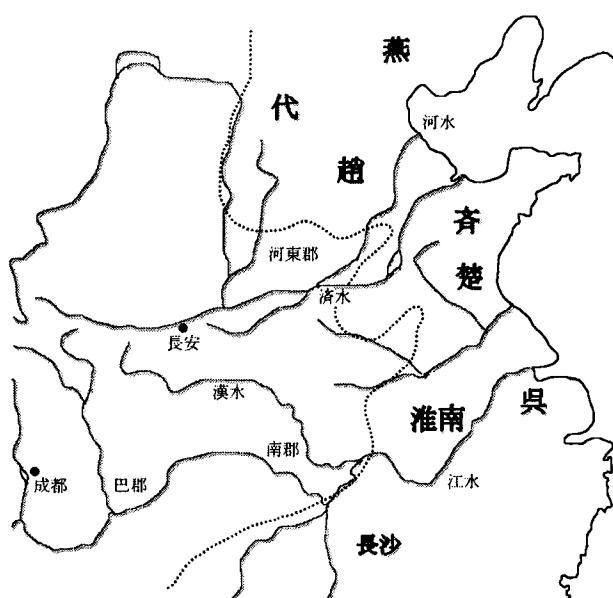
その内容を確認すると、まず(A)の「鹹鹽」は、『説文』鹹部に

⑯鹹は西方の鹹地なり（鹹、西方鹹地也）。

とあり、同鹽部に

⑰鹽は鹹なり（鹽、鹹也）。

とあることから、鹹地（西方の塩場）の塩と解される。「西方」とは中国大陸のことと、そこには有名な河東の塩池があるので、おそらく「鹹鹽」とはそれらの地域の塩をさすのであろう。「鹹鹽」は「鹽鹹」ともよばれ、



〔図1〕漢初の勢力図と塩地の分布

『史記』貨殖列伝に

⑯ 山東は海鹽を食らい、山西は鹽鹵を食らう（山東食海鹽、山西食鹽鹵）。とある」とく、山西（内陸部）⁽¹⁶⁾の特産品として、山東（海岸部）の海鹽と並び称されるほどの生産量を誇っていた⁽¹⁷⁾。これより（A）は、河東の塩池などで「私」に採塩した者をさすと考えられる。

つぎに（B）をみると、まず「煮濟漢」の「煮」が煎熬^(せんこう)（塩水を煮詰めて塩を採取すること）を意味する点には異論がないようである。しかし、「濟漢」の二字については、つぎの三つの説がある。

（I）済水・漢水とする説⁽¹⁸⁾。

（II）「中央から漢水を渡り臨江国に入る」とする説⁽¹⁹⁾。

（III）「漢水上流、四川盆地の塩井での製塩や済水河口の海鹽を指す」とする説⁽²⁰⁾。

この中でも（II）はやや特異で、つぎのような行論に基づいている。すなわち、（I）・（III）が前掲⑩の冒頭句を「諸私爲鹵鹽、煮濟・漢及……」と断句し、「濟・漢」を二つの河川名とするのに対し、（II）は、たとえば『春秋左氏伝』、『太平御覽』卷七六六引『帝王世家』、『管子』などに「濟漢」の語がみえ、いずれも「漢（＝漢水）を濟る」の意に解されることから、前掲⑩を「諸私爲鹵鹽煮、濟漢及……」と断句し、句中の「濟漢」を「漢を濟る」の意に解する。その上で、当時漢水の南方にあつたのは諸侯国の臨江国であつたとし、本句を「中央から漢水を渡り臨江国に入る」とするのである。では上記三説のうち、どれがもつとも妥当であろうか。

そこでまず（II）の是非を確認すると、そもそも臨江国は項羽によつて初めて置かれ、高祖五年に除かれ、景帝二年に再置された国で⁽²¹⁾、本条制定時にあつたか否かは不明である。また本条の「濟漢」を「中央から漢水を渡り臨江国に入る」と解したばあい、なぜ他の諸侯国に関する規定がないのかも説明困難である。よつて（II）には従いがたい。つぎに（III）をみると、たしかに「漢水上流、四川盆地の塩井での製塩や済水河口の海鹽」は古来有名である。しかし前掲⑩には「煮鹽」の二語があるのみで、そもそも（III）にしめされているような詳細かつ限定的な説明はなく、「鹽井」に関しては別途（C）に規定がある。さらに、これではなぜ前掲⑩に吳の海鹽などが含まれていないのかについても説明できない。よつて（III）にも検討の余地がある。そこで最後に注目されるのが（I）である。これは消去法的にもつとも穩当な説で、かつ訓読上も無理のな

い解釈と思われる。ただし厳密に言うと、濟水と漢水は内陸に発する大河で、古来淡水であつたと考えられるので、濟水・漢水の水を煎熬しても塩を得ることはできない。よつて本句は、正確には「濟水・漢水付近の塩場において煎熬する」の意に解される（図1⁽²²⁾）。そなばあい、本条になぜ濟水流域と漢水流域のことのみが特記されているのかが問題となるが、これに関しては後述）。

最後に（C）の塩井（塩水を産する井戸）は、一見すると地域的制限がないようであるが、実際には四川方面特有の製塩法であることが知られている⁽²³⁾。よつて（C）は、四川地方における「私」の製塩に対する課税を規定したものと考えられる。すると、以上の（A）・（B）・（C）に対する課税を規定した前掲⑩は、全体的にみて、河東地方・四川地方・濟水流域・漢水流域の製塩者に対する課税方法を規定したものと論定される。

しからば前掲⑩には、一体なぜこのような特定地域の民営塩業に関する規定のみがしるされているのか。そもそも当時の塩業といえれば、たとえば中国の東海・東南海沿岸部の海塩を擧げることができる。また前掲の（A）・（B）・（C）以外の陸地（たとえば旧戦国燕の領域）にも多数の塩場が存在したことことが知られる⁽²⁴⁾。ところが、それにもかかわらず、本条では上記のように規定対象となる塩場が限定されている。これは、まことに奇妙なことといわねばならない。そこで注目すべきは、それらの塩場が、じつはどれも中央政府の直轄地に部分的ないし全体的に包括されているという事実である（図1参照）。このことは、前掲⑩がもとより中央政府直轄地限定の規定であった可能性を示唆する。すなわち本条は、中央政府直轄地内に含まれる河東地方・四川地方・濟水流域・漢水流域の製塩者に対する課税規定であつたと推測されるのである。むろんこれは、「二年律令」全体がそのような史料的性格を有していたという意味ではないけれども、少なくとも前掲⑩の課税対象が地域的に限定される理由は、そう解することで初めて整合する。逆にいえば、そのように考へないかぎり、前掲⑩の課税対象者がなぜ河東地方・四川地方・濟水流域・漢水流域の製塩者に限定されているのかをうまく説明することは困難と思われるのである。これより前掲⑩は、漢初の中央政府直轄地に対する規定であつたと演繹される。

そうすると、ここで改めて、前漢前半期における二元的塩鉄支配体制の地域的範囲が問題となる。というのも、前掲⑩の適用範囲が上記のように限定されていたとする、それを諸侯王国の塩鉄政策に無批判に適用することはできなくなるからである⁽²⁵⁾。そこで前掲臨淄出土封泥をみると「齊鐵官印」などとあり、諸侯王国内の塩鉄官の存在が窺われる⁽²⁶⁾。またその一方で、

前掲⑨には、漢初の民営鉄業者の孔氏が「諸侯と遊び、因りて商賈の利を通」じたとあり、諸侯王国で民営鋳鉄の売買が許可されていたことも確認できる。さらに『史記』貨殖列伝にも、諸侯王国内の民営塩鉄業のこととが描かれている。

⑯魯人の俗は、儉嗇にして、曹の邴氏は、尤も甚し。鐵治を以て起こり、富は巨萬に至る。……貴貸行賈は郡國に偏し。……

・齊俗は奴虜を賤しむも、刀閒は、獨り之を愛貴す。桀黠の奴は人の患う所なるも、唯だ刀閒のみ收取し、之をして漁鹽黠奴人之所患也、唯刀閒收取、使之逐漁鹽商賈之利。

するとこれより、諸侯王国の塩鉄業にも官営業と民営業の二つがあつたことになる。もつともそのばあいに、前漢前半期の全諸侯王国に一律に二元的塩鉄支配体制が布かれていたか否かには異論もある⁽²⁷⁾。たとえば山田勝芳氏は、当時の諸侯王国には塩鉄専売制を施行していた国もあつたとし、その例として『史記』卷一〇六吳王濞列伝を挙げている⁽²⁸⁾。

⑰會々孝惠・高后の時、天下初めて定まり、郡國の諸侯、各々務めて自ら其の民を拊循す。吳に豫章（鄭）郡の銅山有り。濞、則ち天下の亡命者を招致して錢を盜鑄し、海水を煮して鹽を爲り、故を以て賦無く、國用富饒なり（會孝惠・高后時、天下初定、郡國諸侯各務自拊循其民。吳有豫章郡銅山。濞則招致天下亡命者盜鑄錢、煮海水爲鹽、以故無賦、國用富饒）。

たしかに漢初の吳国では、吳王劉濞自身が「天下の亡命者」を招致して「盜鑄錢」や「煮海」を行なつていた。しかし、「」という「盜鑄」とは、そもそも中央政府の規定を基準とする概念である。というのも、もし吳王濞自身が立法権を有していたのであれば、彼の主管する銅錢が「盜鑄」と称されるわけがないからである。すると、本文で「盜鑄錢」と並記される「煮海」も、本来は中央政府の規定に基づく行為で、それにもかかわらず吳王濞はそれを勝手に行なつていたと考えられよう。それは、ここでいう「中央政府の規定」とは何か。ここで改めて注目されるのが前掲⑩である。それは既述のごとく、基本的には中央直轄地を対象とした律であるが、以上の分析をふまえると、現実的には諸侯王国の民営塩業者にも準用されていた可能性があるのである⁽²⁹⁾。

以上第一～二節では、戦国秦～前漢前半期の塩鉄業に官営業と民営業の二つがあつたことを論じた。また、そのような体制が諸侯王国にも準用されていた可能性に言及した。では、このような二元的塩鉄支配体制は、一体いつまで続いたのか。

第三節 前漢武帝期の塩鉄専売制

一 塩鉄専売制の成立

そこで注目されるのが、武帝元狩四年（前一二九）のいわゆる塩鉄専売制である⁽³⁰⁾。従来これについては、『史記』平准書のつぎの文に基づき、さまざまな点が指摘されてきた。

①山海天地之藏也皆宜屬少府陛下不私以屬大農佐賦願募民自給費因官器作煮鹽官與牢盆浮食奇民欲擅管山海之貨以致富羨役利細民其沮事之議不可勝聽敢私鑄鐵器煮鹽者鈎左趾沒入其器物郡不出鐵者置小鐵官便屬在所縣使孔僅東郭咸陽乘傳舉行天下鹽鐵作官府除故鹽鐵家富者爲吏吏道益雜不選而多賈人矣

これを文脈上八つに分けて訓読すると、以下のようになる（③の訓読は後掲）。

②山海は天地の藏なり。皆な宜しく少府に屬すべきも、陛下は私せずして以て大農に屬せしめ、賦を佐く。

③願募民自給費因官器作煮鹽官與牢盆。

④浮食奇民、擅に山海の貨を管して以て富羨を致さんとし、細民を役利す。

⑤其の事を沮むの議は勝げて聽くべからず。

⑥敢えて私に鐵器を鑄、鹽を煮する者あらば、鈎左趾とし、其の器・物を沒入せん。

⑦郡の鐵を出ださざる者には、小鐵官を置き、便ち在所の縣に屬せしめん。

⑧孔僅・東郭咸陽をして乘傳して天下の鹽鐵を舉行せしめ、官府を作り、故の鹽鐵家の富者を除して吏と爲す。

⑨吏道、益々雜にして選せられず、而して賈人多し。

この中の②～⑦は武帝への上言で、とくに②は直轄地（ひいては諸侯王国⁽³¹⁾）の塩鉄収入の大農への移管をしめすもの、それ以外（③～⑦）は塩鉄専売制の骨子をしめすものとされている。しかし本文には、断句の仕方や省略の有無を認めるか否かで解釈の分かれる箇所があり、先学はそれをめぐって激しい論争を繰り広げてきた。とくにその最大の争点となってきたのが前掲③であつた。だが、多くの先学がこの論争に参加し、ほぼすべての関連史料が俎上に載せられ、それらに綿密極まる考証が加

えられたにもかかわらず、結局、⁽²³⁾の解釈は現在に至るまで確定していない。⁽²²⁾

そこで視点を変えて前掲⁽²⁶⁾をみると、「私に鐵器を鑄、鹽を煮する」ことが一切禁止されている。この「私」は、近年出土した前掲⁽¹⁰⁾にもみえる語で、そこでは民営塩鉄業を意味する（第一節・第二節参照）。すなわち、専売制以前の「私」の塩鉄業者には、占租が課されるばあい（前掲⁽¹⁰⁾参照）とそうでないばあい（第一節末尾参照）、官器（橐など）が支給されるばあいとそうでないばあい（前掲⁽¹⁰⁾参照）があつたけれども、それらはいずれも民営業者を意味していた。これは逆にいえば、「私に鐵器を鑄、鹽を煮する者」に対する処罰を定めた前掲⁽²⁶⁾が、たんに占租や官器支給の有無などを規定したものではなく、むしろ従来の民営業（製塩・採鉱・製鉄・鉄器製造を含む）全体を禁止したものであつたということである（この点は、後述する官器の支給問題にも大きな解釈上の影響を与える）。すると既述のごとく、秦漢帝国には当初から塩鉄官が設けられていたので、民営塩鉄業者はこのときに初めて官営業に一本化されることになる。現に、そのような文脈に従つたばあい、前掲⁽²⁷⁾に「小鐵官を置き」、前掲⁽²⁸⁾に「官府を作り」とあるのも、そのような民営業者の吸收に伴う塩鉄官の増設を意味するものと解釈できる。またそうすると、前掲⁽²³⁾も民営塩鉄業の廃止とその代案を含んでいたとみられることになり、その中の「募民自給費」もそのような文脈に沿つて解されることになる。

以上の点をふまえた上で、改めて前掲⁽²³⁾を読み直すと、「募民自給費」は「元の民営塩鉄業者の中から専売制実施後も塩鉄官での官営業に従事することを希望する者を募り、その移行に伴う諸費用を自己負担させる」の意に理解でき、必ずしも民営業の存続を裏づける史料ではないことになる。そのばあい、「その移行に伴う諸費用」とは、民営業者が元來所有していた関連設備・道具などを無償で官側に提供・移管することを意味するのである。これは、彼らが「吏」として官に編入される以上、当然かつ必要不可欠な規定であり、武帝期に「入物補官（物財を国家に提供することで官吏になること）」が常識化していくとする松崎つね子氏の指摘とも符合する⁽³³⁾。もつともこれは、逆にいえば、官営業に移行せずに廃業する者がいたばあい、彼らが設備・道具を官側に提供・移管する義務が必ずしもなかつたということを意味する。「自給費」以下の規定はあくまでも「募民」の「民（専売制以降も官営塩鉄業に従事することを希望する者）」のみを対象としており、そこに廃業者は含まれていないからである。では廃業者の設備・道具は、専売制後にどう扱われたのか。そこで想定されるのは、廃業者がそれらを仕方なく官側に譲渡したケースと、官がそれらを買い取ったケースである。ただし、塩鉄専売制はそもそも金銭面に余裕のない國家が打開

策として制定したものなので、前者が譲渡であることはよいとしても、後者の買い取り価格もきわめて低額であつたはずである。よつて、これは設備・道具などの財産の実質的な没官であり、廃業者にとつてはきわめて理不尽な規定であつたとみられる。だが、そうであるからこそ前掲²³には、その対応策として、それに納得できない者が官営塩鉄業に従事しうる途が「募民」という形で残されており、ここに当該政策の立案者の周到さが看取されよう⁽³⁴⁾。

二 「牢盆」の解釈をめぐつて

すると、つぎに問題とすべきは、前掲²³の後半部分「因官器作煮鹽官與牢盆」である。この中で従来争点となつてきたのが「牢盆」である。その意味に関しては、おもに五つの説が出されている。

(1) 「牢」(雇用者に対する)手当、「盆」(煮塩盆)とする説⁽³⁵⁾

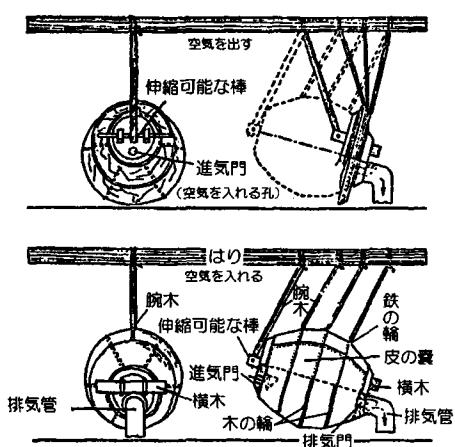
(2) 「牢」(賃貸の)、「盆」(煮塩盆)とする説⁽³⁶⁾

(3) 「牢」(堅牢な)、「盆」(煮塩盆)とする説⁽³⁷⁾

(4) 「牢盆」(塩の生産に携わる雇用者の)手当とする説⁽³⁸⁾

(5) 「牢」(手当)、「盆」(製塩の手当として塩を盛つたもの)とした上で、「牢盆」(製鉄・製塩に携わる雇用者の)手当とする説⁽³⁹⁾

ところが前掲¹⁰をみると、そこに「牢橐」という語がみえる。ここでいう橐とはフイゴである⁽⁴⁰⁾。前掲¹⁰は前掲²¹と同じく塩鉄関連の文なので、その中の牢橐はやはり牢盆の関連語であろう。すると牢橐の牢と、牢盆の牢は同義と推測され、牢字の後には橐字がつくばあいと盆字がつくばあいがあつたことになるので、牢と盆を不可分な専門用語とする(4)にはまず問題があることになる。つまり牢橐は牢と橐に、牢盆は牢と盆にそれぞれ分割できると考えられるのである。そこでつぎに牢に関する諸説をみると、「手当」とする(1)・(5)の説、「賃貸の」とする(2)の説、「堅牢な」とする(3)の説がある。しかし、前掲¹⁰の牢を「手



〔図2〕漢代のフイゴ

当」としたばあい、「牢橐石三錢」は「雇用者の手当・フイゴは一石⁽³⁾」とに三錢」か、「雇用者の手当としてのフイゴは一石⁽³⁾」とに三錢」となり、それでは文意が通じない。また（3）も、当時の橐が皮袋製のフイゴである以上（図2⁽⁴⁾）、そのような伸縮自在のフイゴが「堅牢な」という修飾語を伴うとは考えがたいので、やはり検討の余地がある。そこで再度前掲⑩をみると、前文に「橐を給す」とあるので、後文の「牢橐石三錢」はフイゴを「給」された者がそれを使用したばあいの税率をのべたものと解される。これより前掲⑩の牢橐は、フイゴの使用税に関する文の主語とみなされる。これをふまえて（2）の説を適用すると、前掲平準書の「官與牢盆」は「官は賃貸の煮塩盆を支給する」、前掲⑩の「牢橐（橐）石三錢」は「賃貸のフイゴには「一石」とに三錢を課税する」となり、いずれの文も解釈できる。しかし、いわゆる「賃貸の」の意にとるべき牢字の用例は他にみえないでの、やはりこれも推測の域を出ない⁽⁵⁾。そこで牢盆に関する古注を改めて振り返つてみると、『史記集解』引の三国魏・如淳注に

⑩牢、廩食なり。古は廩を名づけて牢と爲すなり。盆は煮鹽の盆なり（牢、廩食也。古名廩爲牢也。盆者煮鹽之盆也）。

とあり、古⁽⁶⁾（＝前漢）は「廩」を「牢」とも称したとある。そのばあい、「廩」の通假字の「橐」は「二年律令」にもみえ、「支給する」を意味するので、「牢」もそのような意味をもつていたと考えられる⁽⁷⁾。すると、前掲⑩の牢橐は「支給されたフイゴ」や「支給用のフイゴ」、前掲平準書の「與牢盆」は「牢盆を與う（支給用の煮塩盆を与える）」や「與に盆を牢う（官は煮塩に携わる者のために煮塩盆を支給する）」と読むことができ、いずれも文意が通じる。これより、塩鉄関連の牢は「支給された」という形容詞か、「支給する」という動詞であつたと考えられる。そもそも戦国秦漢時代の煎熬⁽⁸⁾には、釜形器具だけなく尖底杯なども用いられたので⁽⁹⁾、前掲⑩の「與牢盆」はそれを「盆」に統一したこと、あるいはそのような製塩量の計量基準を特定の規格の「盆」に統一したことの意味するのかもしれない。

以上の検討に大過ないとすれば、前掲⑩の「願募民自給費因官器作煮鹽官與牢盆」の「願募民自給費」は塩鉄業、「官與牢盆」は塩業。関連の句となるので、その中間の「因官器作煮鹽」は塩鉄業もしくはその片方に關する句といふことになる。すると本句は、（A）「官器に因りて煮鹽を作り」、（B）「官器に因りて作・煮鹽し」⁽¹⁰⁾、（C）「官器に因りて作し、煮鹽（官は牢盆を與う）」と訓読し、塩鉄業者もしくはその片方に官有器具（煮塩盆以外。フイゴなど）を与えることを意味するか、あるいは（D）「官に因りて器作・煮鹽し」⁽¹¹⁾と訓読し、前文の「願募民自給費」の「民」が今後官営塩鉄業に従事すべきことを意味したもの

と考えられることになる⁽⁴⁸⁾。ただし、いざれの解釈を探るにせよ、前項でのべたとおり、その主旨が塩・鉄業両方の官営化にあつたことは動かない（先学の注目する官器支給の有無も、前項で指摘したように、それが官営か民営かを決める論拠にはならない）。これは、本節前項の検討結果を傍証するものである。

三 塩鉄官の人員

以上の分析をふまえて、前掲②③を通読すると、「元の民営塩鉄業者の中から専売制実施後も塩鉄官での官営業に従事することを希望する者を募り、元来所有していた設備・道具を官に移管する。その上で、彼ら（塩業者、鉄業者もしくはその両方）に官有器具（盆以外、フイゴなど）を与える、とくに塩業者には煮塩盆も支給する」、もしくは「元の民営塩鉄業者の中から専売制実施後も塩鉄官での官営業に従事することを希望する者を募り、元来所有していた設備・道具を官に移管する。その上で、彼らを塩鉄官に従事させ、とくに塩業者には煮塩盆を支給する」となる。ただしそうすると、いざれの解釈を探るにせよ、元民営業者は元来所有していた設備・道具を官に移管した上で、丸腰のまま塩鉄官に従事したことになるので、どのように収入を得たのかが改めて問題となるが、本句にはそのような収入源に関する記載がない。そこで想定されるのはつぎの二つの可能性である。

（α）生産した塩鉄を官が買い取り、それが生産者の収入源になった。

（β）官が生産物を回収した上で、生産者に別途給金を与えた。

そのばあい、（β）は生産者に対する給金と解されるが、（α）はあたかも民営業者と官吏との商業取引を意味するかのことである。しかし実際には、本節第一項で論じたごとく、生産者はすべて塩鉄官に属することになつたはずなので、（α）のばあいであつても、生産者が官による塩鉄の買い取り価格を云々できる立場にあつたとは考えられない。むしろ（α）は実質上、いわゆる歩合制の給与と解すべきであろう。これより、専売制実施後の塩鉄業従事者は、定額制もしくは歩合制の給与によつていたことになる。この点は、前掲②③に明記されておらず、どちらが妥当かは確定困難であるが、いざれにせよ論理上そのようすに推定される。以上を総括すると、塩鉄専売制の骨子はつぎのようであつたことになる。

元の民営塩鉄業者の中から専売制実施も塩鉄官での官営業に従事することを希望する者を募り、彼らがそれまでに所有し

ていた自前の器具・設備などをそのまま官に譲渡・移管させる（塩鉄官での従事を希望しない者は、そのまま廃業とし、それまでに所有していた自前の器具・設備などは官に譲渡ないし売却させる）。その上で、塩業従事者に煮塩盆（あるいは塩鉄業従事者に官有器具）を支給し、官はその生産物をすべて回収した後、別途彼らに（定額制もしくは歩合制の）給金を与える。

すると、「願募民自給費」の「民」は、専売制実施後、原則的にすべて官営塩鉄業の機関に属していたことになろう。もつとも前掲²⁸によると「故の鹽鐵家の富者」だけが正式に「吏」に任命されたようであるが、実際にはそれ以外の民も、従来のようになん営業的形態で塩鉄業に従事していたわけではなく、あくまでも「吏的存在」として官営業に関わり、やはり官から給与を受け取っていたのであろう。現に、つぎの史料をみると、専売制下の塩鉄官には「吏」・「卒（徭役従事者）」・「徒（刑徒など）」などがおり⁴⁹、それ以外の「民」は「（臨時的）繇役」によつて徵發される以外、原則的には塩鉄業に従事していなかつたことがわかる⁵⁰。

(31) 【貢禹】又た言す……今、漢家の鑄錢【官】及び諸^々の鐵官は皆な吏・卒・徒を置き、山を攻めて銅・鐵を取り、一歳^二との功は十萬人已上（又言……今漢家鑄錢及諸鐵官皆置吏・卒・徒、攻山取銅・鐵、一歲功十萬人已上。『漢書』卷七一貢禹伝）。

(32) 故の扇水都尉彭祖、寧歸して鹽鐵の令品を言す、「令品甚だ明らかなり。卒・徒は縣官に衣・食し、鐵器を作鑄し、給用は甚だ眾^{おお}く、民に妨げ無し。而るに吏、或いは良ならず、禁令行なわれず。故に民、之に煩苦す」と（故扇水都尉彭祖、寧歸言鹽鐵令品、「令品甚明。卒・徒衣・食縣官、作鑄鐵器、給用甚^{多く}、無妨於民。而吏或不良、禁令不行。故民煩苦之」。『鹽鐵論』復古篇）。

(33) 大夫曰く、「卒・徒・工匠は、縣官と以に日^ハ公事を作し、財用^{ゆう}饒^{ゆたか}にして、器用備わる。家人合會し、日に^{せま}編^くして用に勤むるも、鐵力銷煉せず、堅柔和せず。故に有司、鹽鐵を總べて、其の用を一にし、其の賈を平にして、以て百姓公私に便ならしむるを請う。……」と。賢良曰く、「〔卒^衍・徒^字・工匠〕故、民の占租して鼓鑄・煮鹽するを得るの時、鹽と五穀とは賈を同じくし、器は利と和して用に中^{あた}る。今、縣官、鐵器を作るも、苦惡多く、用費は省かれず、卒・徒煩くして力作盡きず。……今、其の原を總べ、其の賈を壹にし、器には堅^{かた}多^く、善惡は擇ぶ所無し。吏は數^々在らず、器は得難く、家人、多く儲^{たわら}うる能わず。多く儲えれば則ち鎮生^{ママ}（鉢）す。膏腴^{こうよ}の日を棄て、遠く田器を市わんとせば、則ち良時に後れ、鹽鐵の賈貴く、百姓便ならず。貧民或いは木耕手耨^うし、土もて^ゆし、淡食す。鐵官、器を賣るも售れざれば、或いは頗る民に賦

與し、卒・徒の作、呈に中らざれば、時に命じて之を助けしむ。發徵に限り無く、更繇は以て均しく劇し。……」と（大）夫曰、「卒・徒・工匠以縣官日作公事、財用饒、器用備。家人合會、編於日而勤於用、鐵力不銷煉、堅柔不和。故有司請總鹽鐵、一其用、平其賣、以便百姓公私。……」。賈良曰、「卒徒工匠。故民得占租鼓鑄・煮鹽之時、鹽與五穀同賣、器和利而中用。今縣官作鐵器、多苦惡、用費不省。卒・徒煩而力作不盡。……今總其原、壹其賣、器多堅硬、善惡無所擇。吏數不在、器難得、家人不能多儲。多儲則鎮生。棄膏腴之日、遠市田器、則後良時、鹽鐵賣貴、百姓不便。貧民或木耕手耨、土耰、淡食。鐵官賣器不售、或頗賦與民、卒・徒作不中呈、時命助之。發徵無限、更繇以均劇……。」『塩鉄論』水旱篇）。

前漢中後期の尹湾漢墓簡牘「東海郡吏員簿」(YMD22)によると、専売制下の塩鉄官は「官長—丞—令史—官嗇夫—佐（亭長）」という吏員編制であったので、「卒」・「徒」はそれらの「吏」（“吏的存在”を含む）に従属していたのであろう。これより、専売制以降の塩鉄官には、おもに吏・吏的存在・卒・徒がいたと結論づけられる。

第四節 塩鉄専売制と均輸平準の関係

では、専売制下の塩鉄は具体的にどのように流通したのか。塩鉄生産が塩鉄官に独占されていて以上、その販売経路の発信源も基本的には塩鉄官に独占されていては必ずある。現にその反動により、塩鉄官の置かれていない地域では、塩鉄不足が深刻化したようである⁽⁵¹⁾（前掲⁽³³⁾、後掲⁽³⁵⁾）。そこので実施されたのが、いわゆる均輸と平準であつた。その具体的な内容については諸説あるが⁽⁵²⁾、少なくともつきの史料によれば、それは均輸と平準という二つの官を通じて、塩鉄の流通の円滑化を図るものであつたようである。

⁽³⁴⁾【元鼎二年】桑弘羊、大農丞と爲りて、諸々の會計の事を筦し、稍稍均輸を置きて以て貨物を通ぜしむ。……【元鼎六年】大農、均輸を以て鹽鐵を調して賦を助け、故に能く之を贍らしむ。……元封元年……桑弘羊、治粟都尉と爲り、大農を領し、盡く【孔】僅に代わりて天下の鹽鐵を筦す。弘羊、諸官の各々自ら市い、相い與に争い、物故に騰躍して天下の賦輸或いは其の倅費を償わざるを以て、乃ち請う、「大農部丞數十人を置き、部を分かちて郡國を主らしむ。各々往往にして縣

に均輸鹽鐵官を置き、遠方をして各々其の物の貴き時に商賈の轉販する所の者を以て賦と爲して、相灌輸かんゆせしむ。平準を京師に置き、都な天下の委輸を受けしむ。工官を召して車・諸器を治めしめ、皆な給を大農に仰がしむ。大農の諸官は盡く天下の貨物を籠し、貴くば即ち之を賣り、賤くば則ち之を買う。此の如くんば、富商大賈、大利を牟なまほる所無く、則ち本に反りて萬物は騰踊するを得ぞらん。故に天下の物を抑う。名づけて平準と曰う」と（桑弘羊爲大農丞、筦諸會計事、稍稍置均輪以通貨物矣。……大農以均輸調鹽鐵助賦、故能贍之。……元封元年……桑弘羊爲治粟都尉、領大農、盡代僅筦天下鹽鐵。弘羊以諸官各自市、相與爭、物故騰躍而天下賦輸或不償其僦費、乃請、「置大農部丞數十人、分部主郡國。各往往縣置均輸鹽鐵官、令遠方各以其物貴時商賈所轉販者爲賦、而相灌輸。置平準于京師、都受天下委輸。召工官治車・諸器、皆仰給大農。大農之諸官盡籠天下之貨物、貴即賣之、賤則買之。如此、富商大賈無所牟大利、則反本而萬物不得騰踊。故抑天下物。名曰平準」。『史記』平準書）。

これによると均輸は、元鼎二年（前一一五）に初めて「置」かれた官で、元封元年（前一一〇）には塩鐵の流通をも司るようになった（以下、均輸塩鐵官）。ただし本文には「（元鼎六年）大農、均輸を以て鹽鐵を調して」ともあり、一見すると元鼎六年にすでに均輸塩鐵官があつたかのゞとくである。そこで注目すべきが、均輸塩鐵官と均輸政策の違いである。すなわち、前漢初期の「二年律令」（227）には「■均輸律」とあり、すでに漢初より均輸関連の律があつたゞとがわかる⁽⁵³⁾。よつて元鼎六年の「均輸」も、均輸塩鐵官の設置前である以上、均輸塩鐵官のことではなく、律名ないしそれに基づく政策名と解される。現に、『漢書』卷六四下・終軍伝をみると

③元鼎中、博士徐偃……制を矯め、膠東・魯國をして鹽鐵を鼓鑄せしむ。……【終】軍、偃を詰りて曰く、「……鹽鐵は郡な」とに餘減有り。正し二國廢するも、國家は以て利害を爲すに足らず。……膠東は、南のかた琅邪に近く、北のかた北海に接し、魯國は、西のかた泰山に枕し、東のかた東海有り、其の鹽鐵を受く。……と（元鼎中、博士徐偃……矯制、使膠東・魯國鼓鑄鹽鐵。……軍詰偃曰、「……鹽鐵郡有餘減。正二國廢、國家不足以爲利害。……膠東南近琅邪、北接北海、魯國西枕泰山、東有東海、受其鹽鐵……」）。

とあり、郡国は「元鼎中（前一一六～前一一一）」つまり均輸塩鐵官の設置された「元封元年（前一一〇）」の前であるにもかかわらず、塩鐵を互いに調整・補完し合つていた⁽⁵⁴⁾。これは均輸（均しく輸する）の語義と合致する政策内容で、まさに元鼎六年の「均輸を以て鹽鐵を調して」（つまり均輸政策）の実態と解される。これより、均輸官による塩鐵業の管理自体は、そのよ

うな均輸政策とは異なり、「元封元年」に開始され、それ以前にみえる「均輸」はすべて、「貨物を通ぜしむ」るために試験的に設置された均輸官か、あるいは漢初以来の均輸政策のことであつたと考えられる。そのばあい、漢初以来の国家的陸運組織の一部は⁽⁵⁵⁾新しい均輸政策のもとで均輸塩鉄官に組織化されたことになる。

では当時の人びとは、このように官が集積した塩鉄をいかに購入していたのか。⁽⁵⁶⁾で注目すべきは、塩鉄の専売制と均輸塩鉄官の利益が、史料上、おもに布帛（麻織物・絹織物）立てで計算されていることである。

⑯ 初め大農、鹽鐵を筦して官布多ければ、水衡を置きて以て鹽鐵を主らしめんと欲す（初大農筦鹽鐵官布多、置水衡欲以主鹽鐵。『史記』平準書）。

⑰ 【元封元年……】一歳の中に、太倉・甘泉の倉滿^みつ。邊は穀・諸物を餘し、均輸の帛は五百萬匹（一歳之中、太倉・甘泉倉滿。邊餘穀・諸物、均輸帛五百萬匹。『史記』平準書）。

⑱ 過ぐる所の賞賜には帛百餘萬匹を用い、錢・金は巨萬を以て計り、皆な足を大農より取る（所過賞賜用帛百餘萬匹、錢・金以巨萬計、皆取足大農。『史記』平準書）。

⑲ 文學曰く、「古者の税を民に賦するや……農人は其の穫を納れ、女工は其の功を效す。今、其の有る所を釋て、其の無き所を責む。……聞者郡國或いは民をして布絮を作らしめ、吏は恣^{ほじま}に留め難じて之と市^{あきない}を爲す。吏の入る所は、獨り齊阿の縑・蜀漢の布のみに非ざるなり。亦た民間の爲る所のみ。姦を行ひ平を賣り、農民は苦を重ね、女工は税を再ぬ。未だ輸の均なるを見ざるなり。……」と（文學曰、「古者之賦稅於民也……農人納其穫、女工效其功。今釋其所有、責其所無。……聞者郡國或令民作布絮、吏恣留難與之爲市。吏之所入、非獨齊阿之縑・蜀漢之布也。亦民間之所爲耳。行姦賣平、農民重苦、女工再稅。未見輸之均也。……」。『塩鉄論』本議篇）。

これより、塩鉄の専売と均輸によって官に布帛が集積されたこと、その総量が百万匹以上に及んだことがわかる。すると塩鉄の購入者（一般小農民など）は、基本的に布帛を代価として官に納めていたことになろう。実際に前掲⑲には、官が「市」を通じて民間の布帛を得たとあり、布帛が対塩鉄用の決済手段であつたことを窺わせる。その一因は、本稿第七章で検討したように、当時の布帛が国家によつて「民間供給型貨幣」として位置づけられていたからであろう⁽⁵⁶⁾（ただし前掲⑲では、このような状況が「其の有る所を釋て、其の無き所を責む」とも批判されているが、後文にしるされているように、これは全国一律

に塩鉄—布帛間の売買を強制した結果、官が布帛生産量の少ない地域からもそれを買い上げたり、「農民は苦を重ね、女工は税を再ぬ」るほどの大量の布帛を強制的に買い上げたりしたことに起因する弊害であったと考えられる。要するに、戦国秦漢貨幣経済が農村に浸透する一契機となつた『一般小農民による塩鉄の購入』は、概して布帛を対価とするものであつたのである。

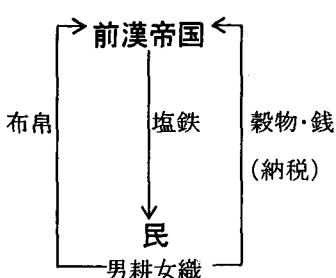
おわりに

以上本章では、戦国秦～前漢時代の塩鉄政策について検討した。その結果、まず戦国秦～漢初の塩鉄業に、塩官・鉄官が運営するものと、民に「私」に運営させた上で占租させるものの二系統があつたことを論じた（二元的塩鉄支配体制）。つぎに当時の諸侯王国でも官営業と民営業の共存を認めていたことを推論した。そして最後に、武帝期の塩鉄専売制が

元の民間塩鉄業者の中から専売制実施後も塩鉄官での官営業に従事を希望する者を募り、彼らがそれまでに所有していた前の器具・設備などをそのまま官に譲渡・移管させる（塩鉄官での従事を希望しない者は廃業とし、それまでに所有していた以前の器具・設備などは官に譲渡ないし売却させる）。その上で、塩業従事者に煮塩盆（あるいは塩鉄業従事者に官有器具）を支給し、官はその生産物をすべて回収した後、別途彼らに（定額制もしくは歩合制の）給金を与える。という具体的な新規法案に基づくこと、それに元封元年の均輸塩鉄官と平準の設置が加わったことをのべた。そしてその結果、塩鉄専売制と均輸塩鉄官の利益として布帛が計上され、それが大農に集積されたことを論じた。

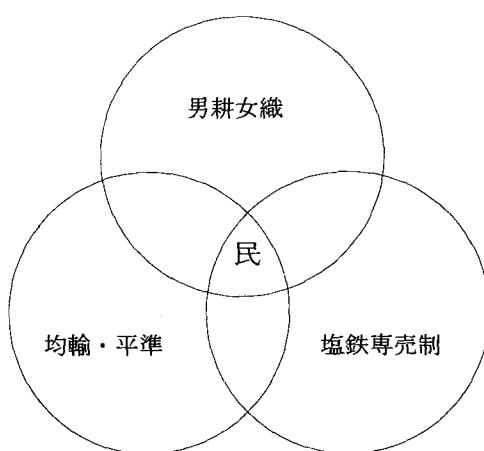
するとここで改めて、つぎのような流れが想定される。すなわち本稿第七章で指摘したように、

そもそも戦国秦～前漢では「男耕（大田耕作）」政策が推進されていたが、それは穀物などの植物性食料の増加、ひいては動物性食料の摂取の相対的減少を招いた。そしてそのことは、動物性食料などに含まれる塩分を一般小農民が食事の過程で摂取する機会の減少にも繋がつた⁽⁵⁷⁾。また「男耕」政策は、鉄製農具の需要を必然的に高めることになつた。その結果、多くの人びとが食塩を別途購入し、かつ鉄製農具などをも外部から購入せねばならなくなつていた。また、これ



〔図3〕武帝期の国家的物流

実践する定住農耕民の生活様式に適合的であるのみならず、もし国家に逆らえば、人びとは生産した布帛を売ることも、塩鉄を入手することもできないという意味で、強力な支配政策でもあった。もつとも、このような支配政策と被支配的実態とが必ずしも一致することは限らず、あるいは一般小農民の中には上記施策に何らかの抜け道をみいだした者もいるかもしれない。また何よりも、当時の人びとの多くが実態として本当に農業だけを営んでいたのかどうかという問題もある⁽⁵⁸⁾。しかし、少なくとも上記の三位一体的施策が、結果的に“民間供給型貨幣”たる布帛の管理を通じて、国家の専制支配を貫徹させようとするベクトルを有していたことは確かである。すると、これこそ合理的な国家的専制支配の真骨頂というべきではなかろうか。つまり戦国秦漢時代（とくに前漢武帝期以降）の国家は、本稿全体を通してのべてきたとおり、結局のところ貨幣経済を構成する銭・黄金・布帛のすべてに一定の統制を加え、それを通じた民衆支配と利益収奪を試みていたのであり、ここに前漢という國家の根強さの秘密が看取されるのである。



【図4】三位一体的支配体制

も第七章で指摘したように、戦国秦～前漢では「女織」政策も推進されたので、武帝期になると民間には、布帛もある程度蓄積された。つまり戦国秦以来の「男耕女織」政策は、間接的に“塩鉄を外部から購入し、かつ布帛を自給する農民層”を生み出したのである。その人数は「男耕女織」の通念化した武帝期に急増したと考えられる。ところが本章での検討によると、武帝は、塩鉄専売制を実施し、さらに漢初以来の均輸政策に加えて均輸塩鉄官と平準を設置し、農民から布帛を買い上げて、代わりに塩鉄を専売する制度を整えた。これは結果的にみれば、“官が民の剩余生産物（布帛）を買い上げ、代わりに生活に必要な物資（塩鉄）を高値で売りつける”という合理的な搾取体制の確立を意味する。つまり武帝は、戦国秦以来の「男耕女織」政策に塩鉄専売制と均輸塩鉄官および平準の設置を加えた三位一体的施策によって、結果的に“国家に依存せざるを得ない定住農耕民”を作り上げることに成功したのである（図3、図4）。これは、「男耕女織」を

- (1) ただし、重近啓樹「算賦制の起源と展開」（同『秦漢税役体系の研究』汲古書院、一九九九年）が「後漢は国家の税制上、建前としては人頭課税の均等課税制をひきついだのであるが、実際の徵収においては郷が大きな権限を持ち、郷段階では負担戸口数に基づいて算出された賦（人頭税）の総額を、戸の資産の多寡に応じて戸毎に差をつけて配分し、郷全体として平均して総額にあわせた」と指摘し、それを大津透「批評・紹介 重近啓樹著『秦漢税役体系の研究』」（『東洋史研究』第五八巻第四号、一〇〇〇年）、大津透「律令制的人民支配の特質」（同『日唐律令制の財政構造』岩波書店、二〇〇六年）が「古代人頭税の本質的なあり方」として再定義しているように、「ここでいう錢納人頭税も、必ずしも現実的に全人民に均等かつ厳密に賦課されたとは断定できない。とくに郷里社会内に貧富の差があつて莊園のようなものが築かれているばあいには、たとえば米田賢次郎「華北乾地農法と一莊園像——『齊民要術』の背景——」（同『中国古代農業技術史』同朋舎、一九八九年）が後漢以後のこととして「莊園で生産できない生活必需品の購入は、商品作物を握る莊園主が、自身の必要とする商品と併せて、莊園に働く純小作・小自作者等の生活必要品も一括して購入していた」と指摘するように、物流の「窓口一本化」がなされ、錢納人頭税も莊園主が一括して払い、莊園内の小農民はそのつど錢以外の物財を莊園主に代納していたという可能性もある。あるいは『塩鉄論』未通篇の文学の言に「……往者軍陣數起、用度不足。以訾征賦、常取給見民、田家又被其勞。故不齊出於南畝也。大抵通流皆在大家。吏正畏憚不敢篤責、刻急細民。細民不堪流亡遠去……」とあることく、「大家」には錢納人頭税の請求そのものが現実上困難であった可能性もある。よつてここに、原則（律文などに規定されている錢納人頭税の内容）と実態との差異が生じうる。そこで本文では錢納人頭税制の意義について論ずるさいに「原則的に」と留保した。
- (2) 戰国秦漢時代の民にとって塩が生活必需品であったこと、遠隔地交易によつて購入するしかなかつたことは、『漢書』卷二四食貨志下「莽知民苦之、復下詔曰、夫鹽……酒……鐵……非編戶齊民所能家作、必仰於市、雖貴數倍、不得不買」などを博覧引証する影山剛『中国古代の商工業と専売制』（東京大学出版会、一九八四年。以下本書を参照するさいには適宜章番号を付記する）などを参考。ちなみに宮崎市定「賈の起源に就いて」（同『宮崎市定全集5 史記』岩波書店、一九九一年）は、そのような塩の重要性につとに着目しており、中国における商業の起源が塩の取引にあつたのべているが、影山前掲書（Ⅲ章）が指摘するように、塩業・塩商に関する記載は戰国以後の史料に多く、それ以前の状況は必ずしも明瞭でない。
- (3) 原宗子「終章」（同『農本』主義と「黃土」の発生 古代中国の開拓と環境2』研文出版、一〇〇五年）。
- (4) 鉄器の起源・使用状況・技術史については諸説ある。敷内清「中国古代の銅と鉄」（同『中国文明の形成』岩波書店、一九七四年）や、佐藤武敏「春秋戦国時代の製鉄業」（同『中国古代工業史の研究』吉川弘文館、一九六一年以下。佐藤A）、佐藤武敏「漢代における鉄の生産——とくに製鉄遺墳を中心にして」（『人文研究』第一五巻第五号、一九六四年。以下、佐藤C）、影山注2前掲書、関野雄「中国初期鉄器文化の一考察——銅鉄過渡期

の解説に寄せて」（同『中国考古学研究』東洋文化研究所、一九五六年）、井口喜晴「漢代の鐵器について——中原出土の農工具を中心にして——」（『愛知大学文学論叢』第五〇輯、一九七二年）、五井直弘「中國製鐵史序説——中國前近代の科学を抹殺したもの——」（同『中国古代の城郭都市と地域支配』名著刊行会、一九〇一年）、五井直弘「鐵器牛耕考」『中国古代の城郭都市と地域支配』（名著刊行会、一九〇一年）、潮見浩『東アジアの初期鐵器文化』（吉川弘文館、一九八一年）、大柳敦弘「中国古代における鐵製農具の生産と流通」（『東洋史研究』第四九卷第四号、一九九一年）、佐原康夫「漢代鐵專売制の再検討」（同『漢代都市機構の研究』汲古書院、一九〇一年。後掲注で引用する佐原論文はすべて本論文）、佐原康夫「漢代の製鐵技術について」（同『漢代都市機構の研究』汲古書院、一九〇一年）、佐原康夫「南陽瓦房漢代製鐵遺跡の技術史的検討」（同『漢代都市機構の研究』汲古書院、一九〇一年）など参照。ちなみに、戦国秦漢時代の塩鉄業に関しては、近年中国や西洋でも研究が進み、たとえば白雲翔（佐々木正訳）『中国古代の鐵器研究』（同成社、一九〇九年）や Wagner, D.B.(2001) *The state and the iron industry in Han China*, Copenhagen: NIASなどの専門書も出版されており、技術史研究の面では参考すべき点も少なくないが、戦後日本における塩鉄専売制関連論争がふまえられていない。

- (5)『華陽國志』の引用には、任乃強による校訂本『華陽國志校補圖注』（上海古籍出版社、一九八七年）を用いた。
- (6) 戰国秦～前漢前半期の民営塩鉄業とそれに対する課税の存在については、内田銀藏「塩鉄論に就きて」（同『日本經濟史の研究』同文館、一九二一年）、加藤繁「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」（同『支那經濟史考証』上巻、東洋文庫、一九五二年）、吉田虎雄『兩漢租稅の研究』（大安、一九四二年）、佐藤注4前掲論文A、佐藤武敏「中国古代の製塩業」（同『中国古代工業史の研究』吉川弘文館、一九六二年。佐藤B）、増淵龍夫「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」（同『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年）参照。またとくに戦国秦～前漢前半期の民営鉄業に関しては、木村正雄「大規模治水水利事業の展開と第二次農地の形成」（同『中国古代帝国の形成 新訂版』比較文化研究所、二〇〇三年）、戦国秦～統一秦の民営鉄業に関しては、角谷定俊「秦における製鉄業の一考察」（『駿台史学』第六二号、一九八四年）、才谷明美「秦の鉄官及び製鉄業——角谷定俊説に関連して——」（『明大アジア史論集』第三号、一九九八年）なども参照（その傍証として『漢書』卷一九・百官公卿表上「少府、秦官。掌山海池澤之稅、以給共養」が引用されることもあるが、百官公卿表上の記載と統一秦以前の実際の官制とは食い違うことがあるので、本文には引用しなかった）。一方、逢振鎬「略論秦代の塩鉄政策」（同『秦漢經濟問題探討』華齡出版社、一九九〇年。以下、逢A）、逢振鎬「試論漢代の塩鉄政策」（同『秦漢經濟問題探討』華齡出版社、一九九〇年。以下、逢B）は、民営塩鉄業が武帝期まで存在したことを見めた上で、戦国秦～統一秦には民営塩鉄業者に対する課税があり、それは前漢前半期に廃止されたとする。ただし民営鉄業者に対する国家的影響力については、秦の強力な統制力を強調する影山注2前掲書（IV章）、逢前掲論文A、角谷前掲論文の説や、民営業者と国家の相互利用関係・共存共榮関係を強調する才原前掲論文の説があり、評価が確定していない。ちなみに、このような戦国秦～前漢前半期における民営塩鉄業の存在を認めると諸説に対しても、山田勝芳「秦漢財政收入の研究」（汲古書院、一九九三年）などは戦国秦～統一秦に塩鉄専賣制（小規模生産者の存在を許容す

る)があつたとするが、前掲⑤に戰国秦～統一秦のこととして「家」とに鹽銅の利有り、戸ことに山川の材を専らにし」たと明記されているので從えない。

(7) 民營塩鐵業者に対する課税担当官について、吉田注6前掲書・増淵注6前掲論文・木村注6前掲論文・角谷注6前掲論文・才谷注6前掲論文などは、③の「鹽鐵市官」や⑥の「鐵官」(もしくは後掲⑬の「主鐵官」)に基づき、秦代から「鐵官」がおり、当該官が徵稅を担当していたとする。しかし、諸氏の挙げる史料だけから戰国秦～統一秦の「鐵官」の存在を確証する」とは困難である(後掲注12参照)。一方、加藤注6前掲論文は、『漢書』卷一九・百官公卿表上治粟内史条「初、幹官屬少府、中屬主爵、後屬大司農(顏師古注引如淳注「幹音筦、或作幹。幹、主也。主均輸之事。所謂幹鹽鐵而榷酒酤也。」)の「幹官」が塩鐵稅を管理していたとする。また佐原注4前掲論文は、「本来鐵資源は山林藪沢に産する多くの資源の一つに過ぎず、專売制以前の段階で鐵だけが別に扱われる理由はない」とし、鐵稅は市で徵收されたとする。他方、山田注6前掲書は、秦代以前における「鹽官」・「鐵官」という総称の存在には懷疑的で(五〇一頁)、「主鐵官」は采鐵官・冶鐵官の別称であつたとする。しかし山田氏は、「咸陽においても」のようないくつかの鐵官・鹽官が置かれていた(五〇七頁)とものべており、記述に混乱がみられる。

(8) 平中英次「漢代の營業と「占租」(同『中国古代の田制と稅法——秦漢經濟史研究——』(東洋史研究会、一九六七年))。

(9) 「鐵官」の役割について、木村注6前掲論文は民間鐵業からの徵稅と官營鐵業の生産・販売を司つたとする。逢注6前掲論文Aは、鐵器鑄造・売買を司つたとする。角谷注6前掲論文は、民間鐵業からの徵稅と官營鐵業の生産・貸与を司つたとする。佐原注4前掲論文は、官營鐵業の生産のみを司つたとする。才谷注6前掲論文は、民間鐵業からの徵稅と、官營鐵業の生産・貸与を司つたとし、その中でも官の鐵器貸与は限定的であつたとする。山田注6前掲書は、漢初の鹽鐵官は租稅徵收と直接生産の両方を行なつたとする。しかいづれも推測の域を出ない。

(10) 相家巷出土秦封泥は当初、西安市劉寨村出土封泥として骨董市に出回つていたが、收藏家夢斎氏(北京文雅堂主人?)などの尽力で、一九九五年冬に西北大学歴史博物館や北京市古陶文明博物館に収藏され(千枚余、約二百種)、一部は同年末の西北大学文博学院考古專業成立四十周年祝賀大會で披露され、『西北大學學報』一九九七年第一期所収の諸論文や、周曉陸・路東之・龐睿「秦代封泥的重大發見」(『考古與文物』一九九七年第一期)、周曉陸・路東之・龐睿「西安出土秦封泥補說」(『考古與文物』一九九八年第二期)、周曉陸・路東之『秦封泥集』(三秦出版社、二〇〇〇年)、周曉陸・劉瑞・李凱・湯趙「在京新見秦封泥中的中央職官內容——紀念相家巷秦封泥發現十周年」(『考古與文物』二〇〇五年第五期)などに公表された。西安市中國書法藝術博物館なども別途秦封泥を收集し、傅嘉儀『秦封泥匯考』(上海書店、二〇〇七年)を公刊した。その間に、上記の諸封泥が劉寨村でなく相家巷(漢長安城桂宮東北外側)出土の戰國秦～統一秦の封泥であることが判明した。また二〇〇〇年夏には相家巷で発掘が行われ、中國社會科学院考古研究所漢長安城工作隊「西安相家巷遺址秦封泥的發掘」、劉慶柱・李毓芳「西安相家巷遺址秦封泥考略」(『考古學報』二〇〇一年第四期)に新出土封泥が掲載された。本文ではこれらをすべて「相家巷出土秦封泥」として扱う。ちなみに相家巷出土秦封泥には「采司空印」

もあるが、「采十鉱物」の原則に則していないので、「采」ではとりあえず検討から除外する。

(11) 孫慰祖主編『古封泥集成』(上海書店、一九九四年)に「楚采銅丞」という封泥もあり、銅山に「采銅」がいたこと、そこに丞が置かれていたことがわかる。このことからも、「采十鉱物名」が一種の部署名であり、その中に丞などがいたことが窺える。

(12) 戰国秦・前漢前半期に「鐵官」がいたことは先學も推測するが(前掲注7参照)、諸氏の挙げる論拠(③・⑥・⑬)は不十分と思われる。すなわち、③の「鹽鐵市官」は「鹽官・鐵官・市官」の略とも「鹽市官・鐵市官」の略とも解釈可能で、その証拠に相家巷出土秦封泥には「鐵市丞印」とある。また⑥の鐵官は、始皇帝條と漢文帝條の中間にみえ、角谷注6前掲論文も指摘するように、漢初以降の記録であつた可能性もある。さらに⑬の「主鐵官」は『漢書』卷六「司馬遷伝」に「秦王鐵官」を作るもの、「史記」では「主鐵官」と訓読され、正式な官名ではなかつた可能性が否めない。そうすると、實際に戦国秦・統一秦の「鐵官」が確認されたのは、じつは史料⑭が初めてであつたことになる。そしてそれを念頭にして、ようやく③・⑥・⑬も「鐵官」関連の史料として生きてくるものと考えられる。それゆえ本文では、現時点で確認しうる史料をすべて挙げた上で、改めてこの点を検証した次第である。ちなみに山田注6前掲書は、「齊王国では、臨淄采鐵から齊采鐵に名が変わり、また秦代以来の治鐵官と採鐵官とが合体した治鐵担当の官の名称として「鐵官」が前漢時代前期に現れたものとみられる。そしてこのことは、漢中央においても鐵官という名称の鐵治担当の役所が存在していたことを意味する」とし、さらに「大多数の郡においては、某郡鐵官のように郡名であり、それが変わって県名を冠するようになるのは後漢末以降」とするが、本文で検討したように、「采鐵」と「鐵官」は戰国秦以降、同時期に併存している。また、前漢中後期の尹湾漢簡「東海郡吏員簿」には、早くも県名・鄉名を冠する「鹽官」・「鐵官」がみえる。

(13) 「采鐵」と「鐵官」の関係について、たとえば吳榮曾「西漢王國官制考実」(同『先秦兩漢史研究』中華書局、一九九五年)は「采鐵」を秦特有の官とするが、漢代の「齊采鐵」封泥などからその可能性は低い。佐原康夫「戰国時代の府・庫」(同『漢代都市機構の研究』汲古書院、二〇〇二年)は「采鐵」を、「通常の采山とは別格で地方の県に命じうる中央官署(少府の属官)」とするが、史料⑯や「西采金印」・「鄧采金印」などをみるとかぎり、それは地方に設置された官(中央官署との繋がりは不明)であつたと考えられる。

(14) そもそも臨淄で封泥が出土したのは、清代(光緒二三年に臨淄城北劉家寨付近の農田から百余枚取得。その収録先は不明。江村治樹「陳介祺旧藏の封泥の形式と使用法」(同『春秋戰国秦漢時代出土文字資料の研究』汲古書院、一〇〇〇年)など参照)に遡る。その後、多くの者が封泥探索に乗り出し、たとえば丁樹頓の得た封泥は周進・周明兄弟の手を経て『統封泥攷略』に収録された(上海博物館藏)。また、郭裕之の得た封泥は『封泥存真』に収録され(北京大学藏)、のちに他の封泥と併せて羅振玉『齊魯封泥集成』に収録された(大谷大学図書館藏)。さらに一九三〇年代には、県城東門外や劉家寨付近から出土した封泥を含む多くの封泥が、王獻唐「臨淄封泥文字叙」(嚴一萍補輯『美術叢書』第六集第十輯第三〇冊、一九七五年)、群力「臨淄齊國故城勘探紀要」(『文物』一九七一年第五期)も参照)に収録された。その上、

- 一九五八年には臨淄考古隊が、劉家寨付近を正式に考古調査して封泥四〇余枚（T101・T102）を得、前漢前半期の齊國のものと同定された。さらによつて本文では、各研究者が独自に収集した臨淄出土封泥も公表され、その一例として劉創新編著『臨淄新出土漢封泥集』（西泠印社、二〇〇五年）がある。そこで本文では以後、これらの一部を「臨淄出土封泥」として引用する。これらは正式な考古発掘を経ていないものも多いが、その中には「采鐵」などのように、「二〇世紀前半にすでに各書に「臨淄出土封泥」として納められていたものの、他に類例がなく、その後、一九七〇年代の睡虎地秦簡出土などで初めてその存在が確認された官名があり、それらはそもそも一九七〇年代以前に偽造されるはずがなく、確實に真物と考えられる。よつて本文では、それらと同出した封泥も真物と判断し、その中の臨淄出土のものを「臨淄出土封泥」とした。その使用年代について、たとえば陳直『兩漢經濟史料論叢』（陝西人民出版社、一九五八年）は、濰縣郭氏所藏封泥（北京大学歴史系蔵）として「琅琊左鹽」・「琊左鹽印」・「齊鐵官印」・「齊鐵官長」・「齊鐵官丞」・「臨淄鐵丞」を引用し、高祖・景帝期のものとする。また羅振玉『齊魯封泥集存』に「琅左鹽丞（田字格）」とあり、吉開将人「印からみた南越世界（前篇）——嶺南古璽印考——」（『東洋文化研究所紀要』第一三六冊、一九九八年）によると田字格官印は高祖期以前のものなので、これも漢初以来の「鹽官」の証拠と解される。現に、後掲注26で指摘するように、臨淄出土封泥の「齊」字は齊國（高祖・武帝元朔二年、武帝元狩五年～武帝元封元年）をさすと考えられる。ちなみに、閔野雄「臨淄封泥考」（同『中国考古学論攷』同成社、二〇〇五年）によると、封泥にみえる官名は文書送信者のものなので、封泥の官名とその出土地点にあつた官署とは基本的に合致しないはずである。しかし閔野氏自身が認めるように、臨淄出土封泥の一部（齊鐵官丞や齊采鐵印）は劉家寨南の製鉄遺址で出土したとされているので、それらは例外的に、当該製鉄遺址で鉄器梱包などに用いられたと推測される。
- (15) 内田6前掲論文、逢注6前掲論文A・B。また秦代鉄業に関しては木村注6前掲論文や角谷注6前掲論文、専壠制以前の鉄業に関しては佐原注4前掲論文が官営業と民営業の両立を指摘している。ただし先学の論拠には検討の余地があり（前掲諸注参照）、本文ではその点を補足した。
- (16) 邢義田「試探漢代的關東・關西与山東・山西」（同『秦漢史論稿』東大図書公司印行、一九七七年）は、「山西」が「関西」・「關内」・「關中」などと互用されていたとする。
- (17) 影山注2前掲書（III章）は「鹽鹵」を内陸産の池塩・土塩の総称とする。
- (18) 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編著『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』（文物出版社、二〇〇一年）。
- (19) 王子今「張家山漢簡《金布律》中的早期井鹽史料及相關問題」（『塩業史研究』二〇〇三年第三期）。
- (20) 富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究 訳注篇・論考篇』朋友書店、二〇〇六年。京大班と略）。
- (21) 周振鶴『西漢政区地理』（人民出版社、一九八七年）。
- (22) 藤田勝久「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会——包山楚簡と張家山漢簡から——」（同『中国古代国家と郡県社会』汲古書院、二〇〇五年）を参考

に作図した。ちなみに私見によると、前掲⑩には漢水流域（当然荊楚地方も含まれる）と四川地方が規定対象として含まれていることになるが、從来、当該地方の塩業についてはあまり知られておらず、四川地方の塩業も前漢武帝の塩鉄専売制以後に全国的に有名になつたとされてきたので（影山注2前掲書（III章））、これは従来の説に再検討を促すものとして注目される。それを証する他の史料はないが、これは前掲⑩の演繹的な分析によつて証明済と思われ、むしろ今後はその実例となる史料の増加が待たれる。

(23) 影山注2前掲書（III章）。

(24) 影山注2前掲書（III章）。

(25) 直轄地と王国、ひいては各王国間に塩鉄政策の差があつたことは、内田注6前掲論文や山田注6前掲書も言及する。

(26) 「齊鐵官印」は、一見すると齊郡鉄官印の可能性もあるが、孫注11前掲書に「楚采銅丞」とあり、諸侯王国の「采銅」の例もあるので、齊国鉄官印とも解釈できる。むしろ臨淄出土封泥「齊鐵官印」と同出（T102）の封泥に「齊內官印」・「齊中尉印」・「齊郎中丞」があるが、それらは通常郡には置かれておらず、王国の官吏と考えられる。よつて「齊鐵官印」の「齊」も齊王国のものと解される。王国の官制については、厳耕望『中国地方行政制度史』甲部（中央研究院歴史語言研究所、一九九〇年）、安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』（齊魯書社、二〇〇七年）など参考照。

(27) 山田注6前掲書。

(28) 本文の解釈は、紙屋正和「前漢前半期の貨幣制度と郡県支配体制」（『福岡大学人文論叢』第三二巻第二号、一九八五年）による。

(29) このことは、「二年律令」秩律に中央政府直轄と考えられる官名のみが列記されていることとも関連するのではないか。ちなみに江村治樹「雲夢睡虎地出土秦律の性格」（同『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』汲古書院、一〇〇〇年）は、戦国秦の睡虎地秦簡「秦律十八種」について、関中にしか適用できない律が含まれていること、そのままでは現状に適用困難な古い律が含まれていることなどから、それらは地方の郡で準用されたと推測しており、「二年律令」に対する私見との関連に注目される。

(30) 塩鉄専売制の政策案が、もともと誰の発案によるのかについては、従来、東郭咸陽・孔僅とする説、大司農鄭當時とする説、御史大夫張湯とする説の是非が問われてきたが、筆者自身は具体的な私案をもつに至つておらず、今後の検討課題である。

(31) 加藤注6前掲論文によると、塩鉄收入は元狩三年に帝室財政から國家財政に移管された。紙屋正和「前漢諸侯王国の財政と武帝の財政増収策」（『福岡大学研究所報』第三七号、一九七八年）も、そのような移管の時期を元狩一～四年とする（ただし紙屋氏は、元狩四年の可能性が高いとするが、対匈奴戦争による財政逼迫時に武帝のみが私財たる帝室財政を擲^{なげ}つたとは考えにくいので、やはり加藤氏の指摘どおり、諸侯王にも元狩三年までに私財たる王室財政の捻出が求められたと思われる）。

(32) 本句に関する研究は、とくに日本の学界で展開した。その代表例として、加藤注6前掲論文、吉田注6前掲書、陳注14前掲書、佐藤注4前掲論文A・C、佐藤注6前掲論文B、影山注2前掲書（とくにV・VI・VII章）、藤井宏「漢代製塩業の問題点——「牢盆」の解釈をめぐつて——」（『鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢』三陽社、一九六四年。以下、藤井A）、藤井宏「漢代塩鉄専売の実態（一）（二）——史記平準書の記載をめぐる諸問題」（『史学雑誌』第七九巻第一・二号、一九七〇年。以下、藤井B）、伊藤徳男「漢代の塩鉄専売制について——『史記』平準書の記載に関する一考察——」（『東北大学教養部紀要』第二五号、一九七七年）、伊藤徳男「漢代塩鉄専売制の実施について」（『東北学院大学論集歴史学・地理学』第一〇号、一九八〇年）、伊藤徳男「再び漢代の塩鉄専売制について——影山氏の新著を読んで——」（『古代文化』第三八号、一九八六年）、楠山修作「牢盆考」（『古代文化』第四五巻第五号、一九九三年）、山田注6前掲書、佐原注4前掲論文が挙げられる。紙幅の関係上それらに対する疑問のすべてを俎上に挙げることはできないが、結果的に私見と矛盾する確たる史料は一つも見出しえなかつた」とだけは指摘しておきたい。

(33) 松崎つね子「漢代の國家と商人——武帝期を中心に——」（『駿台史学』第四四号、一九七八年）。

(34) この点は藤井注32前掲論文Bも指摘する。

(35) 加藤繁訳注『史記平準書・漢書食貨志』（岩波書店、一九四一年）は「牢＝労働に対する手当」、吉田注6前掲書は「牢＝製塩業者が納付した塩に対して政府より代償として交付される手当」とする。佐藤注6前掲論文Bは漢代牢盆の実例として『隸叢』卷三「巴官鐵盆」、同書卷一四「脩官鐵盆」を挙げる。

(36) Swann, N.L.(1950) *FOOD & MONEY IN ANCIENT CHINA*, Princeton: Princeton University Press。

(37) 藤井注32前掲論文A・B、伊藤注32前掲諸論文。また山田勝芳「張家山第一四七号漢墓竹簡「二年律令」と秦漢史研究」（『日本秦漢史学会会報』第二号、一九〇〇年）は、後掲「二年律令」金布律（436～438）の「牢」字の分析を通じて「牢＝堅牢」の意に解する説は裏づけられたとする。

(38) 影山注2前掲書（とくにV章）など。

(39) 楠山注32前掲論文など。

(40) 「橐」の技術史については、楊寬『中国古代冶鉄技術発展史』（上海人民出版社、一九〇〇四年）。

(41) 葉照涵「漢代石刻治鉄鼓風爐図」（『文物』一九五九年第一期）に基づいて王振鐸「漢代冶鉄鼓風機的復原」（『文物』一九五九年第五期）が復元したフィゴの図を日本語に訳した。

(42) 藤井注32前掲論文B。

(43) 「粟＝牢」は賃貸にも類似する概念だが、漢律には「貸」・「責」が別途みえるので、とりあえず賃貸のニュアンスもいめて「支給」と訳した。牢は小牢・大牢などの生贊に用いられる語なので、そこから転じて粟（支給）の意に用いられるようになった可能性がある。ちなみに唐雜律（418）

「諸造器用之物及絹布之屬、有行濫・短狭而賣者、各杖六十。不牢謂之行、不眞謂之濫。即造橫刀及箭鏃用柔鐵者、亦爲濫」にも「牢」字がみえ、これは規格を意味するようである。とすると、漢代の「牢」も支給でなく規格を意味する可能性もじつは捨てきれない。だがいざれにせよ本論で展開した筆者の塩鉄専売制理解は崩れない。

(44) 李水城・羅泰主編『中国塩業考古』第一集（科学出版社、一〇〇六年）所収の巴塩「尖底杯・一種可能用于制塩的器具」や孫華・曾憲龍「尖底陶杯与花辺陶釜——兼説峽江地区先秦时期的魚塩業」など参照。

(45) 加藤注35前掲訳注など。

(46) 中井積徳『史記雕題』 藤井注32前掲論文A・Bなど。

(47) 山田注6前掲書。

(48) これら以外の訓読として、南化本は「官器に因りて竟鹽官と牢盆とを作る」と訓読するが、明らかに無理があるので、検討対象外とした。

(49) 「卒」・「徒」については諸説あり、たとえば藤田勝久「漢代の徭役労働と兵役」（同『中国古代国家と郡県社会』汲古書院、一〇〇五年）に先行研究が紹介・総括されている。

(50) 後掲③には「工匠」もみえるが、「塩鉄論」などには他にほとんど用例がない。これに関連して藤井注32前掲論文Bは、後掲②「卒・徒衣食縣官、作鑄鐵器」を、卒・徒が鉄器鋳造の技術面を担当した史料としてではなく、卒・徒が採鉱部門の重労働・冶鍊・鋳造部門の雜役に從事した史料と解した上で、そこに冶鍊・鋳造・鍛造関係の「工匠」が含まれていないことから、冶鍊・鋳造・鍛造関係部門の多くは実質的には民営業者の工匠によって担われていたとする。しかし工匠の語は後掲③にもみえ、彼らは「縣官」に從事していた。また鉄官從事者の卒・徒のうち、たとえば技術の優れた徒（刑徒など）が「工隸臣」のように「工」字を冠するばあいもあつたことは周知の事実で、後掲③「卒徒工匠」の工匠も必ずしも卒・徒とは峻別できない。史料上「吏」と「工」とは異なるが、部下の「卒」・「徒」は「鐵官」從事者であつたわけであるから、「工」とはおそらく「卒」・「徒」より選ばれた技術者、ないしは筆者のいう「吏的存在」に該当する存在であろう。

(51) 塩鉄専売制の効果と弊害に関しては、吉田注6前掲書も参照。

(52) 武帝期の「均輸」に関する代表的な研究としてつぎの諸研究が挙げられる（私見との微細な違いは多岐にわたり、紙幅の関係上すべてを挙げる」とはできないので、ここでは諸説の要旨と大きな相異点のみを挙げる）。

吉田注6前掲書は、均輸を「一種の商業官営」とし、「均輸とは、租稅（物品と錢とを問わず）と諸侯の貢献を、各地の生産量が多く価格の下落しているものに換えて上納させ、官はそれを、当該物の乏しく高価な地方に転送して販売し、物価を調節するとともに利益を上げる方法（空間的価調整法）」・「平準とは、委府を京師に置き、各種の貨物を集積し、ある種の貨物の市価が下落すればそれを買い入れ、騰貴すれば官よりそれを売

り出し、物価を調節する方法（時間的物価調整法）」とする。そして「均輸」は元鼎二年に試行され、元封元年に長安に「平準」を設置することもに全国的に施行されたとする。

影山剛「均輸・平準と塩鉄専売」（『岩波講座世界歴史4 東アジア世界の形成I』岩波書店、一九七〇年）、影山剛「桑弘羊の均輸法試論」（『東洋史研究』第四〇巻第四号、一九八二年）は、高祖一年以来の貢献制（郡国が毎口六三錢を帝室財政に供出する制度）を再編し、それを各地の特産物（實際には布帛類などに限定）に替えて租税とするのが「均輸」（中央財政収入）、そのようにして中央に集積された均輸の特産品や工官製器具を用いて物価を調整するのが「平準」であるとし、それらは抑商と歳入増加を目指したものとする（ただしこれは、経済的利潤を第一とする「官営商業」とは異なる）。

山田勝芳「均輸平準と桑弘羊——中国古代における財政と商業——」（『東洋史研究』第四〇巻第三号、一九八一年）、山田勝芳「均輸平準の史料論的研究（一）・（二）」（『歴史』第六一～六二輯、一九八三～一九八四年）、山田注⁶前掲書は、桑弘羊が元鼎二年に「均輸」を創設し、物資の調達とその運搬を行わせたこと、元鼎六年に「均輸」を専売制下の塩鉄輸送にあてたこと、元封元年に全国的に「均輸官」を設置したことを指摘する。その上で均輸を、「賦錢（算賦）」の中央上供分（獻費（高祖一年以来の毎口六三錢）を商品価値の高い物品（とくに商品価値の高い布帛など）に転換して京師その他において販売させ収益を上げるものであつたとし、さらに京師には平準が設置され、官需物資の購入と工官製作器物の売買による物価の平準化と売買収益獲得を目的とする官営商業が営まれたとする。

渡辺信一郎「漢代の財政運営と国家的物流」（『京都府立大学学術報告 人文』第四一号、一九八九年）は、高祖一年以来の獻費（一人あたり六三錢）を、郡国内の算賦・田租・口賦・更賦などの錢立の中央上供分（大司農財政の総額、約四〇億錢）とした上で、それ以外にも各郡国には財政的備蓄（委積）があり、それを中央の財政的需要に応じて上供する「委輸」と、他の地方の財政的需要に応じて互配する「委輸（調均ともいう）」という二つの委輸によって大量に流動化させるのが、武帝期の均輸・平準であつたとする。

重近啓樹「均輸法をめぐる諸問題」（『日本秦漢史学会会報』第六号、一〇〇五年）は、漢初の獻費（六三錢）は算賦の中央上供分である」と、獻費（算賦の中央上供分）と、上計吏の運搬する郡国貢献物とは別物であること、漢初の算賦は皇帝の家産的性格をもつていたので上供分は「獻費」とよばれていたが、惠帝・呂后期に算賦が國家財政に入ると、「委輸」・「賦輸」などとよばれ、それと郡国貢献物との総称が「貢輸」とされたこと、漢初の均輸と武帝期の均輸法は区別すべきこと、武帝期の均輸法は「賦（算賦を含む、地方で收取・蓄積された錢立の財物）」を、他の商品価値の高い輕貨（次第に布帛などに整理限定された）に替えて上供・転送するものであつたことなどを指摘する。

以上が「均輸」をめぐる代表的な研究の骨子である。たしかに『塩鉄論』本議篇によると、「均輸」は「民財を足す」もので、その「民財」とは「養生送終之具」たる「山海之貨」をさし、「輸官」がそれらを「相給運して遠方の貢を便にす」るものである。しかしそのときに輸送される「民

財」は、じつは基本的にほとんど塩鉄と解釈できる。たとえば本議篇に挙げられている「民財」の例に「隴・蜀之丹漆旄羽、荆・揚之皮革骨象、江南之楠梓竹箭、燕・齊之魚鹽旃裘、兗・豫之漆絲繡紵」があるが、それらは厳密には「聖人」の輸送したもので、肝心の鉄も含まれておらず、武帝期「均輸」の輸送対象であつたとは考えられない。これに対しても他の史料に均輸対象として散見する「其物」・「方物」などの語は、文脈上すべて、各地方特産の塩鉄と理解できる。むしろ「大農を管領し……萬物流通」（つまり均輸を成功）させた桑弘羊の業績が「鹽鐵の福」とされているように（輕重篇）、『史記』・『漢書』・『塩鉄論』には「均輸」の対象を塩鉄と解した方が整合する箇所が多い。後述する均輸と布帛との関係も、上記の点をふまえれば、均輸の輸送対象が布帛であつたことを意味するのではなく、むしろ塩鉄の均輸によって得られた利益が布帛立て計上されたものと考えるべきである。とくに後掲⑬は従来、地方特産品を布帛で代納したことをさすと解ってきたが、これでは、専売制によつて各地の塩鉄官に集積された塩鉄を均輸せず、わざわざ布帛を均輸したことになり、塩鉄が各地に滞留したままになつてしまふ。また布帛は錢などよりもかさばるので、たとえば錢立分の献費を布帛に代替したのでは、せつかくの均輸の利便性が失われてしまう。そこで「均輸之物、府庫之財、非所以賈萬民而專奉兵師之用。亦所以賑困乏而備水旱之災也（本議篇）」をみると、「均輸之物」は災害避難民救済用の生活必需品で、軍事費の財源として「萬民に賈」されるものでもあつた。すると、「均輸之物」はやはり塩鉄で、その「賈」による利益が布帛などで計上されたと考える方が妥当であろう。現に後掲⑯には「初め大農、鹽鐵を筦して官布多ければ」とあり、塩鉄専売制と布帛収入の連関が説かれているが、これを従来の見解で説明しきるのは困難であろう。

- (53) 均輸政策の詳細は不明だが、たとえば『九章算術』卷六均輸には、距離・人口・物価・運賃などを勘案してその負担を均等化する「輸を均しくす」方策が算術問題の前提としている。あるいはそれは、従来武帝期以前の均輸政策の骨子と通底する点があるかもしれない。ちなみに、「均輸」の語自体は、『越絕書』卷二にも「西倉名曰均輸」とみえ、陳直『漢書新証』（天津人民出版社、一九七九年、一七七頁）はそれがすでに戦国末にはあつたと推測するが、山田注52前掲論文（一九八四）も指摘するように、それは倉庫名にすぎず、「均輸」の原義とは合致しない。
- (54) 本文に関しては大槻敦弘「漢代の鉄専売と鉄器生産——『徐偃矯制』事件よりみた——」（『東洋文化』第六八号、一九八八年）は、「秦漢國家一般の陸運組織」が県を主体とするもので、それが専売・均輸・平準によって拡張して従来の大商人による陸運組織を圧倒していくとする。
- (55) ただし後述するように、この政策は専売制支配の真骨頂ともいふべきもので、現実上の民の負担も大きかつたために、批判が相次ぎ、始元六年に塩鉄會議が開かれた（前掲⑬）。
- (56) 影山注2前掲書（III章）に「鉄製農具と役牛の使用による犁耕農業の成立と発展が、従来に比して極めて大量の人口を養い得るような量の、農産物の生産増加をもたらしたことは明らかであるが、このことは、食料の総生産量において穀物を始めとする農産物等の植物性食料の占める地位を相

対的に高くし、反面で動物性食料の占める比率を低下せしめる作用を伴つた」とし、「狩猟・漁撈の収穫物等を始めとする動植物性食料からの分離が進行したということは、日常的食事における食物の自然状態において、食事の過程自体の中で食塩を摂取する機会がそれだけ縮小し、抽出した食塩でもってこれを補給することの生理的 requirement を増大せしめた」とある。

(58) 原注 3 前掲書参照。

終 章 戰國秦漢貨幣經濟の特質とその時代的変化

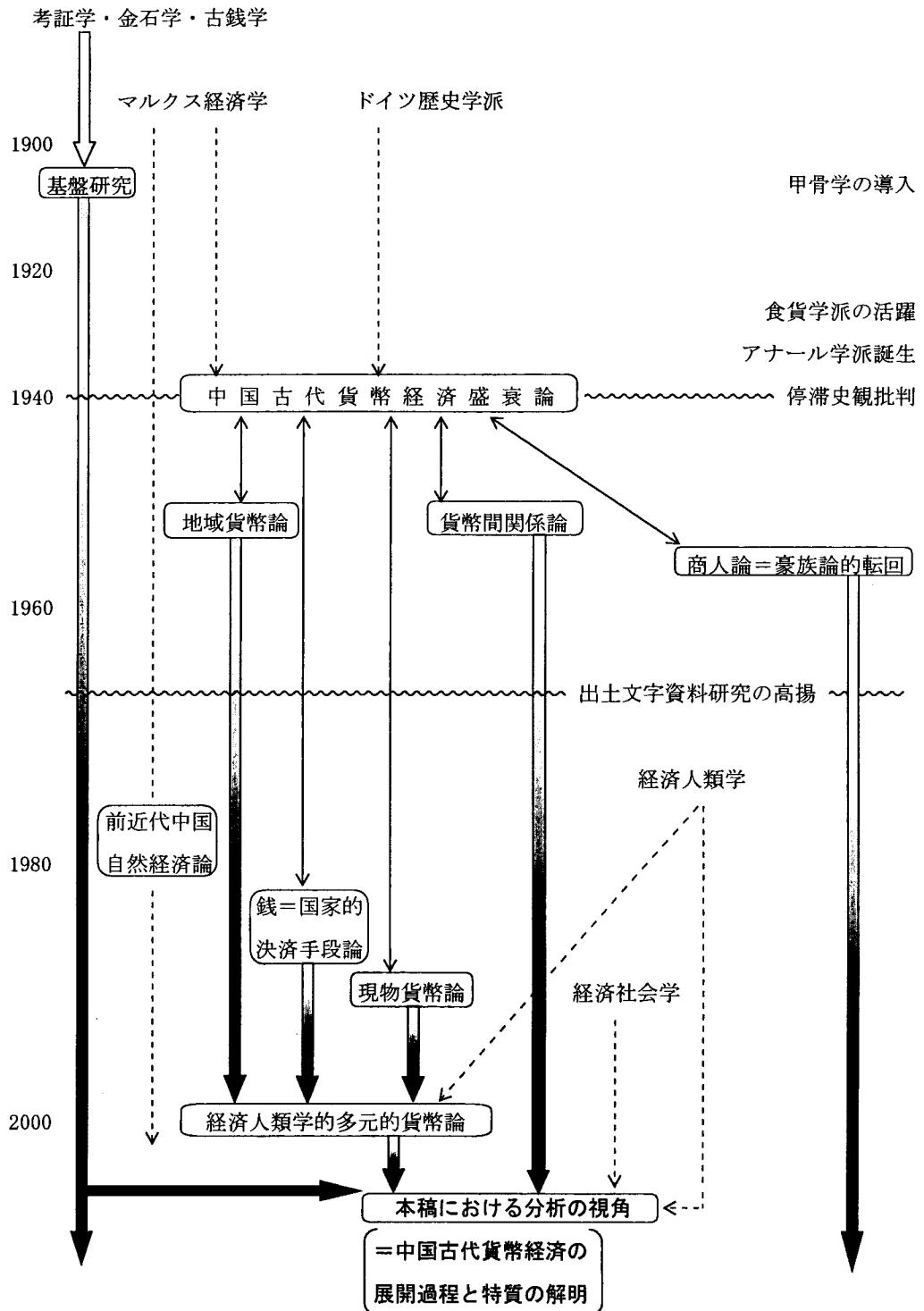
本稿ではこれまで一貫して、中国古代において貨幣經濟がいつどのように展開し、それがいかなる特質を有していたのかを問題としてきた。その結果みえてきたのは、それが殷周時代における贈与交換の隆盛をへて、戦國秦漢時代（とくに前漢時代）に急成長したこと、そしてそれがきわめて独特な性質を有していたことであつた。そこで本章では、このような中国古代貨幣經濟史の展開過程とその特質に関する本稿の問題設定と、それに対するアプローチの仕方、そしてそのアプローチをふまえた各章の検討結果などを今一度振り返り、本稿の内容を簡単に総括する。その上で、後漢貨幣經濟史にも若干言及し、戦国秦漢貨幣經濟が時代を経るにつれてどのように変化したのかを展望したい。また、以上の考察をふまえた上で、今後どのように戦国秦漢時代の全体像の把握に向かうべきかについても、大まかな指針を提示するつもりである。

それではまず、各章の内容を整理・要約し、その論旨と意義とを今一度確認することにしよう。

序章では、中国古代貨幣經濟の展開過程とその特質について検討するにあたり、まずその先行研究を整理した。それによるところ、一九〇〇年以来の学界では、それ以前から続く考証学・金石学・古錢学や、二〇世紀に急成長した甲骨学・文献史学・考古学・経済学・人類学・民俗学などの成果をふまえた、基礎的な歴史研究が進められてきた。それは史料考証を中心とする基盤研究として、一九三〇年代の中国食貨学派の活躍や、一九七〇年代以降の出土文字資料研究などを追い風とし、現在に至るまで継続的に進められている。一方、多くの研究者は、そのような基盤研究とはべつに、それらの成果を統合して中国古代貨幣經濟史の大まかな流れを復元することにも早くから取り組んできた。それは、細部の史料考証に力点を置く基盤研究たる“ミクロ歴史学的研究”に対して、いわば“マクロ歴史学的研究”とでもいうべきもので、一九三〇年代以降の学界では、中国史の体系的把握を目指すにあたり、とくに重視されてきた。その中から最初に台頭したのが“中国古代貨幣經濟盛衰論”であつた。これは、中国古代において貨幣經濟が周代以前（東周の滅亡以前）に誕生し、それを中心とする經濟が前漢前半期にピークを迎える、前漢後半期もしくは魏晋南北朝以降に衰退したという説で、とくに戦後日本の歴史学界では、多くのヴァリエーシ

ヨンに分かれつつも、長いあいだ定説とされてきた。これに対して中国の学界では、前近代中国経済を一貫して「自然経済」とする説が有力であったが（前近代中国自然経済論）、その中にも、中国古代における貨幣の存在を認め、その時代的変化をみようとする研究は多数含まれていた。ところが一九六〇年前後になると、このような「貨幣経済の盛衰」もしくは「貨幣経済か自然経済か」といった二項対立的な議論は、徐々にさまざまな角度から脱構築されることになった。その過程で生まれたのが、おもにつぎの五つの潮流であつた。

- ①錢＝国家的決済手段論……錢の普及と使用が、民間における自生的な物神崇拜ではなく、むしろ国家的な強制（錢納人頭税の賦課など）によるものであったことを強調する説。これは、中国古代の錢と現代貨幣との質的差異をしめすもので、貨幣経済の盛衰をその数量の多少に還元する従来の説の批判にもなっている。
 - ②貨幣間関係論……錢や黄金などの貨幣同士の関係に注目する説。複数並存する貨幣の関係に注目することで、たんに貨幣経済の盛衰を論じるのではなく、その時代的な質的変化に言及しているという点で、①と同様、中国古代貨幣盛衰論批判としての意義を有する。
 - ③地域貨幣論……貨幣経済の盛衰に時代差だけでなく、地域差もあつたとする説。従来の中国古代貨幣盛衰論が地域差を勘案していない点を批判する。ここから、都市－農村間、都市間にも経済的差異を認める『多元的流通経済論』も生まれた。
 - ④現物貨幣論……錢・黄金などの金属貨幣だけでなく、布帛や穀物などの現物貨幣をも「貨幣経済」の要素とする説。従来の中国古代貨幣盛衰論が金属貨幣の増減のみを指標としている点を批判する。
 - ⑤商人－豪族論的転回……貨幣経済の時代的変化を論じる上で、従来あまり検討されてこなかつた貨幣経済の担い手（商人・豪族・小農民など）の動向に注目する説。
- しかも一九九〇年代になると、①～④をふまえ、さらにポランニー派経済人類学の成果を織り込んだ、いわゆる『多元的貨幣論』が登場した。これは、「貨幣経済の盛衰」や「貨幣経済か自然経済か」といった従来の二項対立的な問題設定 자체を批判し、中国古代貨幣経済史の時代的・地域的な質的変化を問題視するというもので、非常にすぐれた見解であると考えられる。ただし、これに関する先行研究をみると、そこにはまだ理論的な問題提起にとどまっている箇所が多く、随所に矛盾するような箇

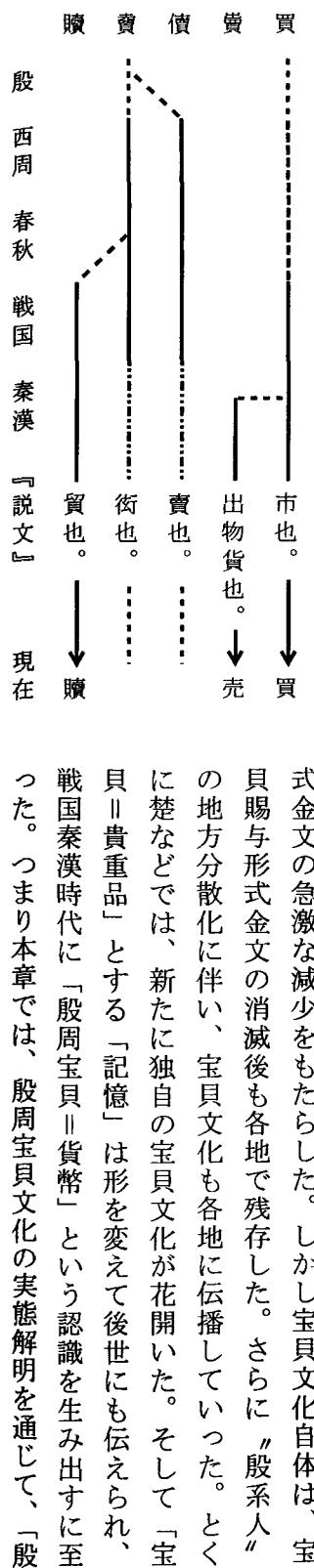


〔図1〕中国古代貨幣經濟史に関する先行研究と本稿の位置づけ

所もみられる。しかもそこには、近年急成長した出土文字資料研究などの“ミクロ歴史学的研究”も十分には反映されていない。そこで序章では、このような動向をふまえた中国古代貨幣經濟史に関する新たな“マクロ歴史学的研究”が求められていることを指摘し、さらに近年の経済人類学・経済社会学などの成果をふまえた上で、とりあえず便宜的に、「多くの商品を直接購入する」とのできる媒介物で、かつその利便性ゆえに多くの者から欲せられている物財」を貨幣とし、そのような貨幣を結節点とするネットワーク（貨幣經濟）の中国古代における展開過程と特質の解明を本稿の課題とする旨をのべた（図1）。

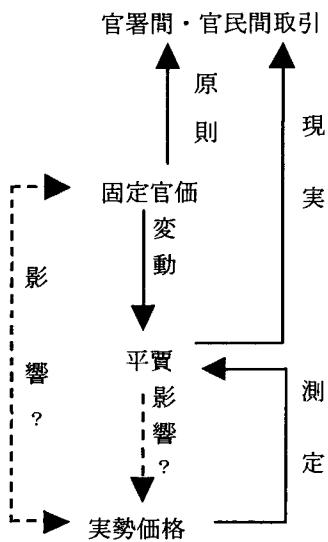
第一章では、従来中国最古の貨幣と目されることの多い殷周時代の宝貝のあり方について検討し、その実態に関する「記憶」が誤伝され、戦国時代に「宝貝＝貨幣」とする認識を生み出したことを論じた。すなわち殷周王権は、そもそも「（南海→）東南海沿岸→淮夷→中原」という経路で貴重な宝貝を収集し、それを「珏（頸部にかけた宝貝の繋がり）」などの形で服属諸氏族に再分配し、彼らとの結びつきを維持していた。その内実をしめすのが、いわゆる宝貝賜与形式金文であった。それによると「生命と再生のシンボル」たる宝貝を賜与し、受賜者一族の繁栄を顕揚するという贈与慣行は、とくに“殷系人（殷王族やその親族、あるいは殷王族と友好的もしくは統属的な結合関係を有する人びと）”に信奉されていた。これに対して西周では中期後半以降、殷以来の神權政治からようやく脱却し、冊命儀礼による職事の分配に基づく周人独自の政治が目指されるようになった。その結果、それまで神聖政治を担つてきた“殷系人”は退けられ、彼らを西周王権に結びつけるための宝貝賜与も行われなくなつた。そしてその代わりに、冊命儀礼に沿つた宝貝以外の物財の賜与が行われるようになった。これが宝貝賜与形式金文の急激な減少をもたらした。しかし宝貝文化自体は、宝貝賜与形式金文の消滅後も各地で残存した。さらに“殷系人”的地方分散化に伴い、宝貝文化も各地に伝播していった。とにかく楚などでは、新たに独自の宝貝文化が花開いた。そして“宝貝＝貴重品”とする「記憶」は形を変えて後世にも伝えられ、戦国秦漢時代に「殷周宝貝＝貨幣」という認識を生み出すに至つた。つまり本章では、殷周宝貝文化の実態解明を通じて、「殷

〔図2〕中国古代における交換を意味する文字の変遷

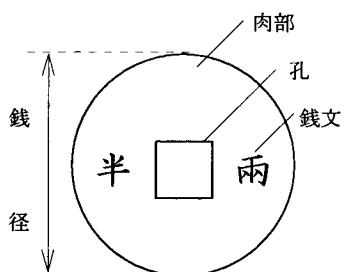


周宝貝＝中国最古の貨幣」とする通説を批判し、それによつて殷周經濟の特質を浮き彫りにすることを試みたのである。それでは結局、貨幣は中国古代においていつどのように展開したのか。これについて文字学的観点から考察したのが次章である。

第二章では、中国古代貨幣經濟の展開過程について検討した。その方法論として本章では、物を交換する行為および交換物を意味する当時の語彙に着目し、その文字学的変遷をたどることで、各時代の主たる交換のあり方がどのように変化したのかを跡づけ、それによつて殷周經濟から戰国秦漢經濟へのなだらかな推移を究明した。その結果、先秦時代の交換とは、春秋時代から戰国時代にかけて贈与交換的特質を強めてゆく傾向をもつもので（贈与交換を意味する「賣」・「債」などの語例の減少）、戰国時代から秦漢時代にかけて商品交換的特質を強めてゆく傾向をもつもので（売買行為を意味する「賣（売）」・「買」の登場）、その中間に位置する戰国時代は、贈与交換を主とする社会形態から商品交換を主とする社会形態への過渡期にあたるものであつたことを論じた（図2）。そのさいに睡虎地秦簡・龍岡秦簡・張家山漢簡などの出土文字資料にも着目し、秦末漢初に「賣」と「買」、「賞」と「償」、「貸」と「貢」などの語が分化したことを闡明した上で、それらがとくに秦の始皇帝によるいわゆる“文字の統一”に伴う現象であった可能性を指摘した。そしてそのような商品交換の中から、とくに錢・黄金・布帛を中心とする戰国秦漢貨幣經濟が胚胎したことなどを論じた。では、そのような貨幣經濟は、具体的にどのような実態をもつものであつたのか。次章以降では、この問題について検討した。



〔図3〕漢代の物価制度

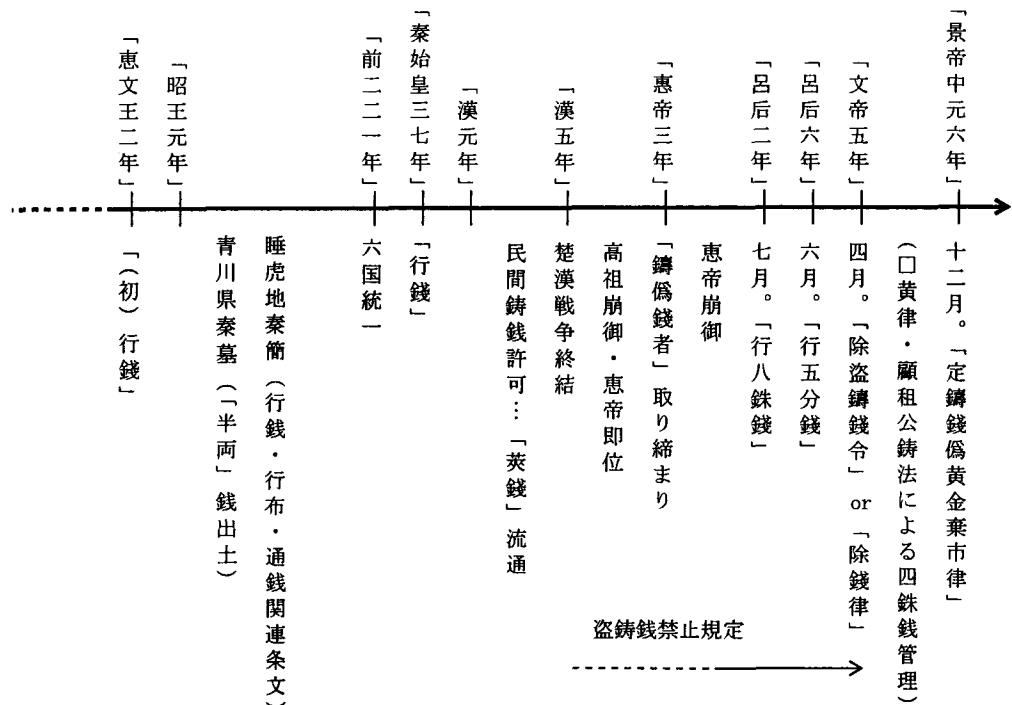


- ・名目重量＝錢文に表示されている重量
- ・規定重量＝法律上の基準重量
- ・実質重量＝錢1つ1つの實際上の重量

〔図4〕錢の各部名称と重量区分

第三章では、戰国秦漢貨幣經濟の基本的構造を具体的に検証した。その手順として、まず当時の物価制度を復元した上で、当時の主たる貨幣とされる錢・黄金・布帛の三者関係（とくに比価）の解明を試みた。それによると戰国秦漢時代には、固定官価（官署

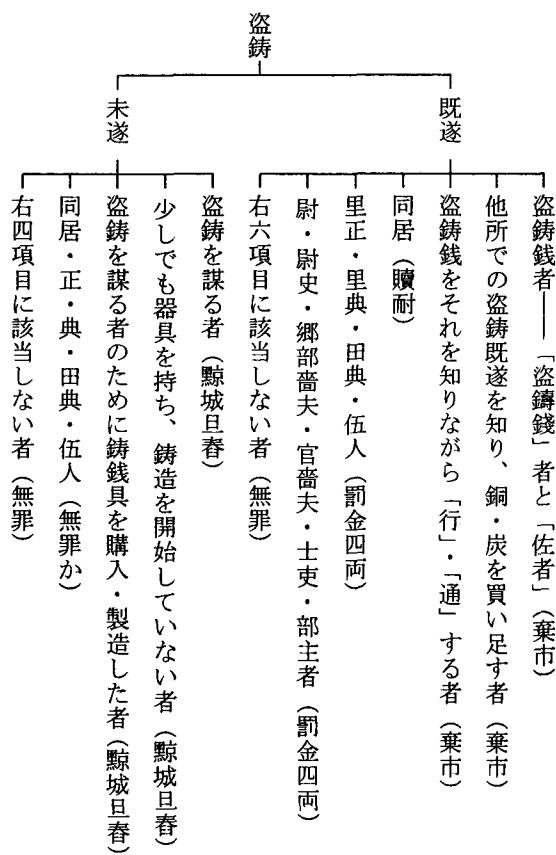
間・官民間の取引に原則的に用いられる固定的比価)・平賈(=戦国秦の正賈。少なくとも毎年十月に各县で決定され、実際の官署間・官民間取引に多用された比価)・実勢価格という三層構造の物価制度があり、錢以外のすべての物財は、錢を価値尺度手段とする当該物価制度に組み込まれていた。その中には黄金や布帛なども含まれていた(図3)。よって、戦国秦漢時代の錢は、いわゆる金本位制・布本位制ないしそれに類する制度によつて価値を保持していたのではなく、それとは異なるべつの要因によつて、価値体系の中核としての地位を保持し続けていたと考えられる。そこで、前漢前半期における「半両」の改鑄の歴史を振り返つてみると、国家は当初、同一の錢文(錢の肉部表面に鋳込まれている文字。このばかり「半両」の二字)をもつ一種類の錢のみを流通させ、その上で、その枚数の積算によつて商品の価値を計るという体制を維持しようとした。またその一方で、錢文にしめされている名目重量よりも錢の規定重量(錢の公定重量)。錢文に表記されている重量とはしばしば異なる)・実質重量をさらに軽量化しようとした(図4)。しかし、民間では軽錢と重錢が区別される傾向にあつたため、結局、軽錢は輕錢として受け取られることになり、民衆が錢文に従わなくなつた。その結果、官は民間の意向に沿



〔図5〕 戰国秦～前漢初期の幣制

い、より実質重量に近く、一定の価値物としてほどよく民間に受容されるような錢文に改変せざるを得なかつた。これが、前漢前半期において錢がたびたび試鑄・改鑄された主たる理由であつた（ただしそこには、当時の聖教觀念も絡んでいた可能性がある）。そしてそのような官民間の相互關係の中で生み出された均衡点こそが、いわゆる「五銖」錢であつた。つまり戦国秦漢時代の錢のあり方は、「官側の意向」と「民間の慣習」の両方から大きな影響を受けていたのである。では、このような錢をめぐる「官側の意向」と「民間の実情」とは、それぞれ具体的にいかなる背景をもつものであつたのか。これについて検討したのが、第四・五章である。

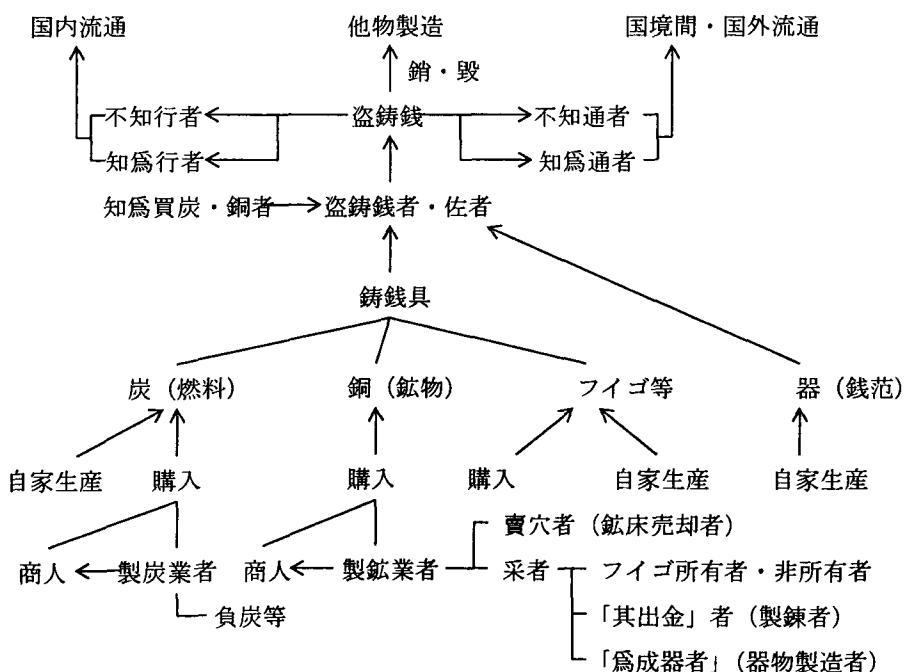
第四章では、錢（とくに「半兩」錢）に対する「官側の意向」の法制的背景について検討した。それによると戦国時代では、そもそも各国・各都市が別箇にさまざまな錢を铸造しており、それらは互いに異なる形状・重量のものであつたために、「…（数字）…錢」という統一的な数量単位は存在しなかつた。そのため戦国秦では、「惠文王二年」に「半兩」錢を「行錢（国家が流通を公認した錢）」とし、「通錢（錢を“国境”を挟んで非合法にやり取りすること）」と盜鑄錢を取り締まることで、国内における錢の統一化事業を推進した。つまり流通錢関連規定と盜鑄錢禁止規定の両方を適用したのである。その結果、「半兩」錢を数えるさいに「…（数字）…錢」という枚数の積算によって価値をはかる制度が初めて有効となつた。これに対して前漢では当初、民間での錢が一時的に許可されたが、錢の重量・形状・質の実質的な変動が大きくなるつれ、名目貨幣の信頼性に悪影響が出た。そこで結局は、盜鑄錢禁止規定が加えられ、「通盜鑄錢（盜鑄錢を“国境”を挟んで非合法にやり取りすること）」も禁止された。その内実をしめす「二年律令」錢律は、天下統一期（惠帝期）に制定されたと考えられ、やはり流通錢関連規定



〔図6〕「二年律令」錢律よりみた盜鑄錢禁止規定

と盜鑄錢禁止規定の両方を主幹としていた。また、これは文帝五年に改訂され、前者は「□黃律」などに採録され、後者は「顧租公鑄法」に代置されたが、それも従来の流通錢関連規定と盜鑄錢禁止規定をそれぞれ継受した規定であった。しかもこの二つの規定は、結局、景帝中元六年に復活させられた（図5）。かくして本章では、錢に対する“官側の意向”が、基本的に国家による流通錢関連規定と盜鑄錢禁止規定、もしくはその類似規定の適用によつて支えられていたと結論づけた。

第五章では、“民間の慣習”を検討するにあたり、前漢初期の盜鑄錢と盜鑄組織に注目し、それを通じて錢が当時の民にいかに必要とされていたのかを裏づけた。それによると、「二年律令」錢律には盜鑄錢禁止規定が含まれており、その内容は図6のごとくであつた。しかしその一方で、実際には当時多くの民が組織的に盜鑄錢に携わっていた（図7）。そして、そのような盜鑄者は、概して任侠的心性を色濃く有する遊民的存在（いわゆる任侠）や、それと手を結んだ官の經營する盜鑄組織に属じており、その最たる例が吳王濞であった。これより本章では、戦国秦漢時代の民が錢をいかに必要としていたのかを確認し、それが國家の法制的枠組みを打ち破るほどであつたことを指摘した上で、錢に対する國家的支配が実際にはそれほど貫徹していなかつたことを論じた。それでは、このように“官側の意向”と“民間の慣習”的にいかないで揺れ動く錢は、他の黄金や布帛といった貨幣と具体的にいかないで

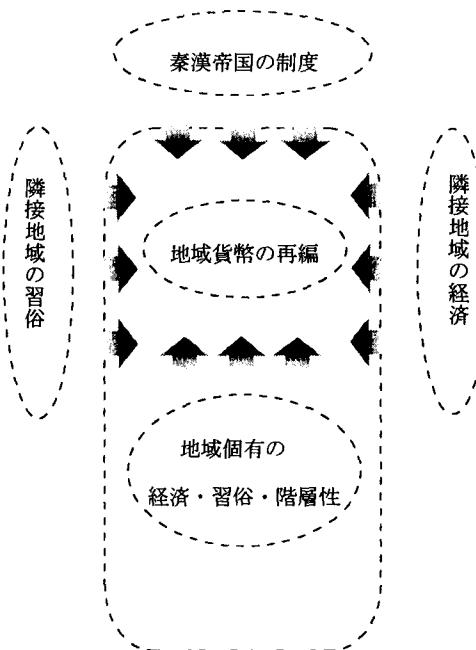


〔図7〕 盜鑄錢の基本的な製造・流通過程

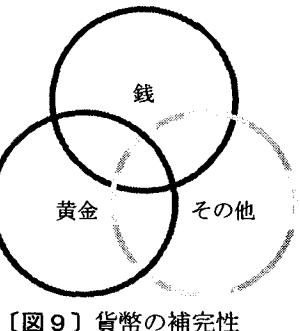
る関係にあつたのか。これについて検討したのが第六・七章である。

第六章では、戦国秦漢時代における錢と黃金の機能的差異に注目し、そこに一定の規則性があることを論じた。それによると、贈与物・賜与物としての黃金と錢の価値は、必ずしも上下関係にあるわけではなかつた。むしろ錢と黃金は、それぞれ異なる流通回路を有しており、贈与物・賜与物・呪物などとして各々独自に流通していた。漢代の錢には、錢文と實質重量（もしくは材質）のあいだで揺れ動く経済的価値のみならず、それ以外の個別具体的な価値があり、また黃金にも経済的価値以外の利用価値が別途あつた。そしてそれらの使用頻度は、必ずしも市場原理によるのではなく、國家独自の制度や、各地域の習俗によつても決まるものであつた。つまり、それぞれの貨幣の回転数・流通速度は、経済・制度・習俗の複雑な絡み合いによつて、各々独自に規定されてきたのである。このことは、ある貨幣の増減が、べつの貨幣の需要に必ずしも影響を及ぼさないということを意味する。貨幣それぞれが、重複する機能を有するとともに、相互に代替できない機能をも有していく以上、ある貨幣の不足をべつの貨幣で補うことが困難なばあいも当然あつたと考えられるからである。しかも貨幣の回転数・流通速度が経済・制度・習俗の複雑な絡み合いによつて多様に変化していくとするならば、戦国秦漢時代には、それによる錢・黃金の地域的偏在も生じていたと想定される（図8）。それでは、錢・黃金の二者と布帛との関係はいかなるものであったのか。これについて検討したのが次章である。

第七章では、秦漢貨幣經濟の布帛のあり方について検討した。それによると、戦国秦の錢・黃金・布と、前漢の錢・黃金・布帛には貨幣としての共通性がある一方で、それぞれ独自の社会的機能もあつた。これは前章で指摘したごとく、ある貨幣の増減が、べつの貨幣の需要に必ずしも影響を及ぼさないということを意味する。よつて三者の実勢価格は、戦国秦漢時代を通して



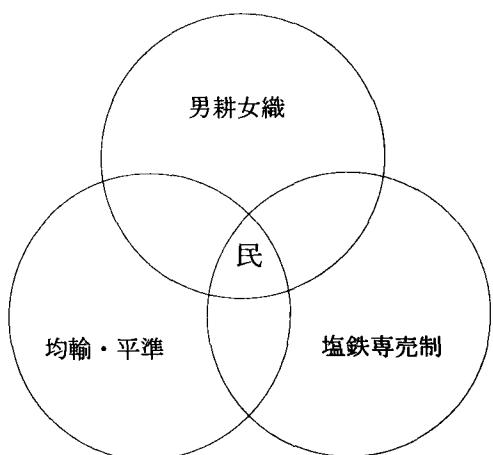
[図8] 秦漢時代における地域貨幣の再編



〔図9〕貨幣の補完性

じて多様に変化していたと論定される。また布帛は、その生産過程に大きな特徴があつた。すなわち、戦国秦には“機織＝女事”・“家内分業としての婦織”・“家内消費分の衣料用織物は婦^{ヲ主}が織り、それ以外の女性親族は関わらない”という三つの政策背景（+社会的実体・社会的通念）があつた。つまり布帛は、国家によつて早くから“民間供給型貨幣”として規定されていたのである。これは、漢初の一時期を除いて基本的に国家的専鋸が目指されていた“國家供給型貨幣”的錢とは大きく異なる点である。そしてこのような区分は、“機織＝女事”という社会的通念が確立して実体化し、錢の国家専鋸体制も整えられた前漢武帝期にまさに完成したと考えられる。これより本章では、戦国秦漢時代における錢・黄金・布帛の機能的共通性とそれぞれの性格の違いを総括し、それらが各々の機能をはたすことで、戦国秦漢貨幣経済が補完されていたことを論じた（図9）。それでは当時の国家は、このような生産管理の困難な布帛をどのように財政的に位置づけていたのか。また、布帛のみならず、錢・黄金をも主幹とする戦国秦漢貨幣経済は、結局当時の社会にどの程度浸透していたのか。これについて検討したのが第八章である。

第八章では、戦国秦漢時代の農民の大半が外部から塩鉄を購入せねばならなかつた実情に着目し、そのような塩鉄の購入こそが、貨幣経済の農村への流入の契機となつたと論じた。そしてそのような塩鉄業がどのように営まれ、それを国家がいかに管理しようとしていたのかを検討した。その結果、まず戦国秦～漢初の塩鉄業に、国家の塩鉄官が運営するものと、民に「私」に運営させた上で占租（自己申告納税）させるものの二系統があつたことを論じた。つぎに、当時の諸侯王國の塩鉄政策に言及し、そこでも国営と民営の共存を認めていたことを推論した。そして最後に、前漢武帝期のいわゆる塩鉄専売制が上記の二系統を官営に一元化するものであつたことを論じ、それを補うために元封元年にいわゆる均輸・平準が設置されたことをのべた。そしてその結果、塩鉄専売制と均輸の利益として布



〔図10〕三位一体的個別人身支配

帛が計上されていたことを指摘し、その意義をつぎのように概括した。すなわち、そもそも戰國秦漢時代では、「男耕（大田耕作主義）」政策が推進され、穀物の主食化が進められたために、多くの人がびとが食鹽を別途購入し、かつ鉄製農具などを揃えねばならなくなっていた。また「女織」政策も推進されたので、民間には布帛も蓄積された。その結果、『塩鐵を外部から購入し、布帛を自給する農民層』が生み出された。その人数は男耕女織の通念化した武帝期までに急増したと考えられる（第七章）。ところが武帝は、塩鐵專売制と均輸平準を実施し、農民から布帛を買い上げて、代わりに塩鐵を専売する制度を整えた。これは結果的にみれば、「官が民の剩余生産物（布帛）を安値で買い上げ、代わりに生活必需品（塩鐵）を高値で売りつける」という合理的な搾取体制の確立を意味する。つまり武帝は、戰國秦以来の男耕女織政策に塩鐵專賣制と均輸平準を加えた三位一体的施策によって、結果的に『漢帝国に依存せざるを得ない定住農耕民』を作り上げたのである、と。以上より本章では、このような貨幣經濟を媒介とした中国古代帝国の支配体制を『三位一体的個別人身支配』と命名し、それを個別人身支配の究極形態として位置づけた（図10）。

以上終章では、全九章（序章～第八章）の内容を今一度整理・確認した。その結果みえてきたのは、殷周贈与交換經濟が春秋戰国時代に徐々に後景に退き、代わりに錢・黃金・布帛を中心とする多元的な戰國秦漢貨幣經濟が登場したこと、そしてそのような貨幣經濟の主導権をめぐり、國家と民が相補的ないし対立的な関係を築いていたことであった。またその中で、国家がじつに巧妙に錢・黃金・布帛をあやつり、とくに武帝期にそれらを国家支配の道具として活用していたことであった。結果的には、これが前漢武帝期の版図拡大を支える経済的な原動力となつた。ただし、そのような貨幣經濟を媒介とした民衆支配は、民間に滯留していた人的資源や財力を貨幣によつて数値化し、それを国家が合理的に活用するのには有効であつたものの、そのぶん民間活力の急激な減退をもたらした。武帝期の強引な版図拡大の弊害は、まさにこの点に求められる。

それでは、このような特質を有する戰國秦漢貨幣經濟は、その後どのように変化したのか。序章で総括したように、これに關しては非常に多くの説があり、別途詳細な検討が必要である。しかし現段階での展望として、とりあえずつぎの点は指摘できよう。すなわち、『後漢書』にみえる錢・黃金・布帛の用例を収集すると、従来指摘されているように、黃金に関する記載はたしかに激減している。ところが、錢と布帛に関する記載の数は、じつは『史記』・『漢書』にみえる前漢時代の用例数とほとんど差がない（付表3、4、5）。これより、前漢前半期以降に貨幣經濟が徐々に衰退したとする通説には、はじめから問題があ

あるといわざるをえない。そこで改めて前漢時代と後漢時代における錢と布帛の使用例を比較すると、そこには明らかに用途上の違いが看取される。たとえば、官吏退職時に前漢では黃金、後漢では錢が使用されることが多い。また後漢時代の用例中には布（麻織物）の賜与例が相対的に多い。これらはいずれも前漢貨幣經濟と後漢貨幣經濟の質的差異をあらわすものである。とすると、本稿で検証した戦国秦漢貨幣經濟は、従来指摘されているように前漢前半期以降に衰退したというよりも、むしろその後も存在し続け、後漢時代になつて質的に変化したという方が妥当ではないか。しかば、その社会的背景は一体いかなるものであったのか。そしてそれは、魏晉經濟にどう接合してゆくのか。また、そのような戦国秦漢貨幣經濟の質的変化を担う人びとは、時代的にいかなる変化を遂げたのか。今後はこれらの問題に対する考察が求められる。

以上のような戦国秦漢貨幣經濟史に対する理解は、さらにもう一つ、べつの論点も惹起する。すなわち、上記の検討結果によれば、経済的流通手段としての貨幣（錢・黃金・布帛など）は、民間における貨幣共同体の存在を前提とし、とくに戦国秦漢時代に展開し、それは現代貨幣と同じく多くの商品を買える便利なものとして人びとに欲せられたと考えられるが、それでは逆に、戦国秦漢時代の人びとの欲望の対象はまことにそれだけであつたのであらうか。換言すれば、当時の人びとの価値観は、本当に貨幣の多寡のみに左右されるものであつたのであらうか。なるほど、着の身着のままで働き続ける貧農などにとつては、「市」などで生活必需品などを購入できる貨幣こそが至高の価値物であつたかもしない。しかし一方で、貨幣經濟のいぢじるしく発展した現代社会においてさえ、「世の中にはカネで買えないものがある」と考えている人は少なからず存在している。とするならば、そのような貨幣經濟が根づいたばかりの中国古代にも、当然そのような思考の持ち主がいたのではないか。そこで注目すべきが、『墨子』經下篇の「異類は毗せず。説は量に在り（異類不毗。説在量）」に対応する經説下篇の一文である。

爵・親・行・賈の四者は、孰れか貴き（爵・親・行・賈四者孰貴）。

ここでいう「爵」とは爵位の高さ（以下、爵制的原理）、「親」とは人間同士の親密度の高さ（以下、家族的原理）、「行」とは徳行の高さ（以下、任侠的原理）、「賈」とは価格の高さ（以下、市場原理）をそれぞれ意味する。これによると本文には、「爵・親・行・賈」という四つの価値基準が相互に比較不可能な「異類」として並存していた状況が、当時の常識として描き出されていることになる。この篇は、渡邊卓氏によると戦国末～統一秦のものとされているが⁴⁹、周知のことく、当該四者は漢代にも存在していた制度・習俗に基づいており、漢代にも通ずる価値基準のあり方をしめしたものと解される。つまり当該四者は、

戰国秦漢時代において、一貫してどれも“価値のあるもの”であり、当時の人びとはそれらを価値観の根底に据えていたと考えられるのである（以下、四肢的世界觀）。これは、当時の人びとが市場原理のみを行動基準としていたわけではなかつたことを如実に物語つてゐる。では、戰国秦漢時代における貨幣ないし貨幣經濟の展開は、そのような四肢的世界觀を有する人びとにとつて、具体的にどのようなものとして捉えられていたのか。また、このような四肢的世界觀に立脚した戰国秦漢時代は、總体として結局どのような時代であつたのであらうか。これに関連して多くの先學は、すでに現在までに、爵制的原理・家族的原理・任侠的原理・市場原理に関する論考を多く發表している⁽²⁾。しかしながら、それらは概して各原理の個別的な分析に重点を置いており、まだ必ずしも上記四原理の併存關係と、それらを柱とする戰国秦漢時代の全体的な復原には取り組んでいないようである。だが前掲『墨子』によれば、むしろそのような四原理の統合的な理解こそが今の戰国秦漢史研究には求められているのではないか。しかも筆者は、序章冒頭でも提示したように、そもそも「人と人が何かを交わすという意味での広義の交換（communication）」は、太古よりつづく人類の當為のひとつである。人びとは言葉を取り交わし、こころをくみ交わすのであり、それによつて社会といつものが形成される。それゆえ、ある時代・地域の歴史を解明しようとするばあいには、そこに存在する個別具体的な交換のあり方を検討せねばならない」という“交換史觀”的重要性を指摘したが、上記の爵制的原理・家族的原理・任侠的原理もまさに入間同士の「交換（communication）」に関わる現象と解釈できる。よつて、戰国秦漢時代の爵制的原理・家族的原理・任侠的原理に関する研究も、じつはすべて“交換史觀”を軸に考え直すことが可能である。とするならば、今後求められるのは、貨幣經濟に関する本稿での考察をふまえ、さらに四肢的世界觀に立脚する戰国秦漢時代の全体像を“交換史觀”を軸に復元することではないか。そのとき本稿は、そこへの一里塚であつたとも位置づけられるであらう。

(1) 渡邊卓『古代中国思想の研究』（創文社、一九七三年）。

(2) 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造－二十等爵制の研究』（東京大学出版会、一九六一年）、尾形勇『中国古代の「家」と國家 皇帝支配下の秩序構造』（岩波書店、一九七九年）、増淵龍夫『増補 中国古代の社会と国家』（岩波書店、一九九六年）、影山剛『中国古代の商工業と專売制』（東京大学出版会、一九八四年）等々。

付

表

[付表1] 殷周宝貝出土地一覧

	地点	時代	遺址	数量	質	形態	出典
殷以前	西藏昌都	新石器	房址	10	真	半枚 穿孔	昌都
	陝西臨潼	仰韶 半坡	頭口腹	30	真		姜寨 p410
	陝西西安	殷前	頭胸脚	13	真		老牛p49
	陝西西安	殷前		22	真		老牛p54
	吉林白城	新石器	堆積層	不明	真		文參58·11
	青海樂都	新石器	墓葬	3	真		文物76·1
	青海樂都	新石器	墓葬	15	真	穿孔	青海柳灣
	青海樂都	新石器		6	石	菱形	青海柳灣
	青海樂都	夏殷		36	真		青海柳灣
	青海樂都	新石器			骨 石		考古76·6
	青海貴南	齊家	墓葬	多數	真		論文集2
	青海樂都	馬家窯	墓葬	18	真		論文集2
	青海樂都	馬家窯	墓葬		石		論文集2
	青海樂都	齊家	墓葬	36	真		論文集2
	青海貴南	夏殷			真		考古86·4
	青海貴南	夏殷			骨		工作
	青海大通	新石器			真	裝飾	文物78·3
	山西臨汾	陶寺早			石	一孔	文物98·12
	山西臨汾	陶寺		169	石 灰		學報99·4
	山西芮城	新石器	遺址		真		起源p11
	山西夏縣	夏殷		1	真	小孔	夏縣p207
	雲南元謀	新石器	墓葬	2	真		學報77·1
	雲南祿勸	新石器	洞穴	20+	真	磨孔	考古93·3
殷代	甘肅蘭州	新石器		1	陶		學報80·2
	甘肅玉門	夏	口等		真		工作
	甘肅卓尼	寺洼		1	石		文物94·1
	內蒙赤峰	夏殷	墓葬	659	真	穿孔	大甸子 p183
	內蒙赤峰	夏殷	墓葬	552	做		大甸子 p185
	內蒙赤峰	夏殷			銅		大甸子 p191
	內蒙敖漢	殷前			真		考古75·2 文物76·1
	遼寧北票	夏殷	頸部	10	真	成串	考古76·3
	湖北洪湖	新石器	採集		1	微殘	考古87·5
	湖北清江	早殷	堆積		1	真	文物95·9
	河南偃師	夏	遺址		真		考古65·5
	河南偃師	夏	墓葬	128	真		考古86·4
	河南偃師	夏	棺內 北等	12	真	一孔	考古76·4
	河南偃師	夏	遺址	7	真	穿孔	考古92·4
	河南偃師	二里頭			3	特殊	二里頭p69
	河南偃師	二里頭			2	石	二里頭 p121
	河南偃師	二里頭			1	真	二里頭 p240
	河南偃師	二里頭			1	骨	二里頭 p333
	河南偃師	二里頭			5	真	二里頭 p333
	河南偃師	二里頭			1	真	二里頭 p365
	河南恐縣	二里崗	なし		1	真	華夏93·2
	河南登封	二里頭	穿孔	7	真		中原06·3
	河南	夏殷			1	骨	三門峽 學報60·1
	河南開陽	夏	胸側	5	真		文叢5
	河南鄭州	夏	足	4	骨 石	一孔	考古66·1
	河南鄭州	殷前			460	真	文叢1
	河南鄭州	二里崗			460+	真	有孔 學報57·1
	河南鄭州	殷前			数百	真	文物57·8
	四川成都	殷後			4600	真	三星堆
	四川成都	殷中			62	真	三星堆
	四川成都	殷晚			1	玉	文物04·4
	四川廣漢	殷代	銅頭 像			真	文物87·10
	河南鄭州	殷晚				真	文物54·6
	河南鄭州	殷代	墓葬	93	真	首飾	文物03·4

河南鄭州	殷代		6	真		華夏96·3
河南偃師	殷代			真 磨孔	考古65·5	
河南安陽	殷代	腰坑	1	真 小孔	考古83·2	
河南安陽	殷晚	遺址等	7	真		考古63·4
河南安陽	殷代		6	真 小孔	考古86·2	
河南安陽	殷晚	墓葬等	7	真		通訊58·8
河南安陽	殷晚	墓葬	120	真		通訊58·10
河南安陽	殷代	口	1	真 小孔	考古86·12	
河南安陽	殷晚	祭祀坑	4	真 背磨	考古77·1	
河南安陽	殷代			真		考古72·5
河南安陽	殷晚		2459	真		學報79·1
河南安陽	殷晚		2	銅		學報79·1
河南安陽	殷晚	口	4	真 磨孔	學報81·4	
河南安陽	殷代	腰坑	21	真 小孔	學報87·1	
河南安陽	殷代		1	真 小孔	中原86·3	
河南安陽	殷代		300+	真		考古61·2
河南安陽	殷代	殉坑	3堆	真		考古60·7
河南安陽	殷晚		35+	真		考古64·8
河南安陽	殷代			真		集刊2
河南安陽	殷晚	文化層	11	真 小孔	學報58·3	
河南安陽	殷晚		50+	真		考古55·9
河南安陽	殷晚		3	銅		考古55·9
河南安陽	殷晚	殉死坑	多數	真		考古61·12
河南安陽	殷代	口等	1	真 一孔	考古88·10	
河南安陽	殷代		100+	真 馬飾	考古88·10	
河南安陽	殷代	口	多數	真		考古89·2
河南安陽	殷代	口		真 墓	考古91·2	
河南安陽	殷晚	口手灰坑	238	真		學報55·9
河南安陽	殷代		2 大			文物93·10
河南安陽	殷代		6	真		文物93·10

河南安陽	殷晚		160	真		安陽發掘4
河南安陽	殷代	口手足	603	真 小孔	殷墟	
河南安陽	殷代	祭祀坑	718	真 小孔	殷墟	
河南安陽	殷代		6880+	真		婦好
河南安陽	殷代		6	松石		婦好
河南安陽	殷代		11	真		學報92·1
河南安陽	殷代	口內	40	真		華夏97·2
河南安陽	殷代	口內	100	真 穿孔	華夏97·2	
河南安陽	殷代		16	真 穿孔	華夏97·2	
河南安陽	殷代		20	真		華夏95·1
河南安陽	殷代		13	真 一孔	華夏92·1	
河南安陽	殷代	墓葬	73	真 穿孔	考古05·1	
河南安陽	殷代	墓葬	53	真 穿孔	考古06·1	
河南安陽	殷代		5	真		考古07·1
河南安陽	殷代	袋等	718	真		考古07·6
河南安陽	殷代	墓葬	3	真 一孔	集刊15	
河南安陽	殷代		1	真 小孔	集刊9	
河南安陽	殷代	墓葬	20	真 小孔	考古04·5	
河南安陽	殷代	墓葬		真		考古04·1
河南安陽	殷代	墓葬	8	石 大孔	考古98·10	
河南安陽	殷代		302	真 大孔小孔	郭家p66	
河南孟縣	殷晚		2	真		考古61·1
河南輝縣	殷晚			真		輝縣
河南輝縣	殷代		1548	包金		文物74·8
河南杞縣	殷代			真		文物94·8
河南登封	殷代		3	真 穿孔	登封p169	
河北邯鄲	殷代	灰坑		真		考古59·10
河北磁縣	殷代			真		學報79·2
河北藁城	殷代	口腰間	55	真 小孔	藁城p86,142	
河北藁城	殷代			真		文物79·6

河北邢台	殷代		真		学報58·4
河北邢台	殷代	文化層	1 真		文參58·10
河北武安	殷中		真		學報92·3
山東滕州	殷晚	棺底等	1432 真 磨背		學報92·3
山東滕州	殷晚		163 真 穿孔		學報92·3
山東滕州	殷周		多數 真		前掌p474
山東青島	殷晚	墓葬	3 真		海岱1
山東青島	殷晚	墓葬	3790 真		文物72·8
遼寧喀左	殷周		77 真 穿孔		遼海89·2
陝西西安	殷晚		12 真		老牛p232
陝西西安	殷晚		106 真		老牛p303
陝西扶風	殷代	頸部	真		文物84·7
陝西彬縣	殷代		20 真 大孔		學報99·1
陝西寶鶲	殷代		真		考古98·4
陝西寶鶲	殷晚	青銅器口	7 真		考文00·5
雲南元謀	殷晚		2 真		學報77·1
湖北巴東	殷代		貝紋		考古99·1
山西靈石	殷晚	腰坑胸	2 真		文物86·11
山西石樓	殷晚		真		文物59·3
山西石樓	殷代		2 真		文物58·1
山西石樓	殷晚	墓葬	5 真		文物81·8
山西石樓	殷代		真		考古72·4
山西保德	殷晚		112 真		文物72·4
山西保德	殷晚		109 銅		文物72·4
山西長子	殷代		50 真		文物59·2
山西柳林	殷晚		3 真		考古81·3
西周	新疆哈密	殷周	頭手	4 真	學報89·3
	青海循化	殷周	大量	真	青考3
	青海循化	殷周	1 真		考古85·7
	青海西寧	殷周		真	青考3

青海貴德	殷周	胸	28	真		學報87·2
青海貴德	殷周		7	石		學報87·3
青海布吟	西周		4	真 小孔		考古78·1
青海大通	西周			真		考古86·4
青海大通	西周			金石		工作
遼寧大連	西周早		2	骨 二孔		文物83·9
甘肅靈台	西周		52	真 小孔		考古81·6
甘肅靈台	西周		22	真 穿孔		考古76·1
甘肅靈台	西周		130	真		學報77·2
甘肅慶陽	西周	口足	37	真 背磨		考古85·9
甘肅永靖	西周		1	真 小孔		考古80·4
甘肅涇川	西周早	頸手	7	真		文物77·9
甘肅崇信	西周	頭腰手	19	真 小孔		考文86·1
甘肅西峰	西周晚		40+	陶 穿孔		文博91·3
甘肅甘谷	西周晚		1	陶 一孔		學報87·3
寧夏固原	西周	腰	195	真 磨孔		考古83·11
北京房山	西周	口頸脚手	多數	真		考古84·5
北京房山	西周	身傍	500+	真 穿孔		考古74·5
北京	西周	口腳骨盤等	多數	真 一孔		琉璃河p241 文物96·6
北京	西周早				一孔	考古90·1
北京	西周	窖藏	70	真 大孔		錢幣90·3
北京昌平	西周	頭箱	10	真 背磨		考古76·4
河北磁縣	西周	灰坑	2	真 小孔		學報75·1
河北磁縣	西周	口腰	15	真		文物60·1
河北元氏	西周	墓葬	56	真 磨背		錢幣94·2
陝西武功	西周	墓葬	37	真 磨孔		考古88·7
陝西旬邑	早周?	墓葬	28	真 磨背		考文84·4
陝西銅川	西周	墓室外	3	真 小孔		考古86·5
陝西銅川	西周	口頭腹	43	真		考文87·2
陝西岐山	西周			真		考古76·1

陝西岐山	西周		201	真	穿孔	文叢8
陝西岐山	西周		35	真	小孔	文博85·5
陝西岐山	西周	口		真	小孔	集刊3
陝西岐山	西周		10+	真		文物72·6
陝西岐山	西周	口		真		考古63·12
陝西岐山	西周			玉		考古63·12
陝西岐山	西周		38	玉	一孔	文叢8
陝西岐山	西周		6	石	一孔	考古76·1
陝西岐山	西周	二層台	1	玉	一孔	文博85·5
陝西宝鸡	西周	頸胸		真		文物83·2
陝西宝鸡	西周	椁外	数枚	真	加工	文博85·2
陝西宝鸡	西周	刻齒	1	玉		魚國
陝西宝鸡	西周		23	真		魚國p388
陝西宝鸡	西周中			真		文物76·4
陝西宝鸡	西周	墓葬	85	真		考文96·3
陝西宝鸡	西周早	器內口	3	真		考文00·5
陝西鳳翔	西周中	口頭胸	95	真		考文87·4
陝西鳳翔	西周初	口頭胸	61	真		考文82·4
陝西鳳翔	西周晚		6	真		考文85·1
陝西扶風	西周初		330+	真		文物73·1
陝西扶風	西周	手	330+	真		文物86·8
陝西扶風	西周中			真		文物76·6
陝西扶風	西周			真		文物80·4
陝西扶風	西周		53	玉		文物80·4
陝西扶風	西周	頭	5+	真		文物84·7
陝西扶風	西周	口体	86	真		考古60·8
陝西扶風	西周	口樟	30	真	一孔	文博87·4
陝西扶風	西周		5	真	穿孔	文博86·5
陝西扶風	西周		167	真		論文集3
陝西扶風	西周		271	石		論文集3

陝西扶風	西周			69	玉		論文集3
陝西扶風	西周中晚			17	真		案板
陝西扶風	西周	車馬坑		57	真	穿孔	文物05·4
陝西扶風	西周	車馬坑		4	玉		文物05·4
陝西扶風	西周中晚	墓葬		84	真		考文94·3
陝西扶風	西周中晚	墓葬		8	玉		考文03·4
陝西扶風	西周後	脚胸手口		17	真	穿孔	考文98·6
陝西扶風	西周	二層台			真		考文03·4
陝西扶風	西周	窖藏		1	真		新典p7·8
陝西扶風	西周	窖藏		3	玉		新典p7·8
陝西扶風	西周			293	石	なし	文博94·5
陝西扶風	西周			2	玉		文博94·5
陝西扶風	西周			13+	真		文博94·5
陝西扶風	西周	口等	35+	真			文博90·3
陝西鳳翔	西周			85	真	一孔	考文07·1
陝西西安	西周	車馬坑等	800+	真			考古81·1
陝西西安	西周	口頸	4	真			考古84·9
陝西西安	西周	口		真	一孔		考古86·3
陝西西安	西周	二層台	300	真			考古86·11
陝西西安	西周	口手		真			考古87·1
陝西西安	西周	馬飾	数百	真	二孔		文物86·1
陝西西安	西周	馬飾腰	1000+	真	玉	一孔	澧西p128
陝西西安	西周			11	石		考古65·7
陝西西安	西周	口頸		真	玉		文物94·11
陝西西安	西周				真		學報00·2
陝西西安	西周	頭	1	真			文叢5
陝西西安	西周中			137	真	部分小孔	文博88·1
陝西西安	西周	馬飾		真			考古59·10
陝西西安	西周早	口腰	11	真			考古62·1
陝西西安	西周			58	真		文物55·2

陝西西安	西周早	頭腳	69	真	磨孔	學報54·8, 學報57·1
陝西西安	西周中	腰坑	56	真	一孔	學報57·1
陝西西安	西周中		7	真	磨孔	考古64·9
陝西西安	西周	口等	多數	真	一孔	學報80·4
陝西西安	西周		40	玉 石		學報80·4
陝西西安	西周	口手	多數	真		考古87·1
陝西西安	西周	口等		真		考古88·9
陝西西安	西周	口		真		考古89·6
陝西西安	西周	棺		真		考古90·6
陝西西安	西周	口脚		真		考古94·10
陝西西安	西周後	墓葬	1	真		考古04·9
陝西西安	西周早			真		文物77·8
陝西渭南	西周初		10	真	磨孔	文叢3
陝西淳化	西周早	棺椁內	180	真	大孔 背磨	考文80·2
河南新鄭	西周晚		21	真		文叢2
河南新鄭	西周晚		990	骨		文叢2
河南鄭州	西周早		多數	真		中原01·2
河南安陽	西周	墓葬	123	真		考古05·1
河南安陽	西周		4	真	穿孔	華夏06·4
河南洛陽	西周	口	115	真	背磨	中州p60
河南洛陽	西周	口手足	23	真		文物81·7
河南洛陽	西周早	頭	12	真		考古72·2
河南洛陽	西周初	頭 腰坑	3	真	加工	考古56·1
河南洛陽	西周		27	真	一孔	文物72·10
河南洛陽	西周			真		考古72·3
河南洛陽	西周早中	胸脚	15	真		文物92·3
河南洛陽	西周早	狗肚上	1	真		文物99·3
河南洛陽	西周		1	真		洛陽p99
河南洛陽	西周早	墓葬	1	真	大孔	文物06·3
河南洛陽	西周早	墓葬	24	骨		文物03·12

河南洛陽	西周晚	墓葬	105	真		文物99·9
河南新蔡	西周			真		文物55·5
河南登封	西周			1	真	登封p183
河南浚縣	西周	体傍	3472	真	小孔 背磨	辛村p67
河南浚縣	西周 春秋	填土	若干	骨		辛村p69
河南湯陰	西周早			真		中原77·1
河南鹿邑	西周初	墓葬	995	真		考古00·9, 鹿邑p198
河南平頂山	西周晚	椁頂	95	骨		華夏88·1
河南三門峽	西周	棺椁 間		石	穿孔	文物00·12
河南三門峽	西周晚		23	真		虢國p180
河南三門峽	西周晚		15	玉		虢國p184
河南三門峽	西周晚		65	真		虢國p295
河南三門峽	西周晚		240	真		虢國p378
河南三門峽	西周晚		41	石		虢國p397
河南三門峽	西周晚		6	石		虢國p400
河南三門峽	西周晚		14	真		虢國p402
河南濮寧	西周		1	骨	穿孔	集刊10
山東濟陽	西周早	足	77	真	穿孔	文物81·9
山東濟陽	西周早	棺椁 間	1	真	一孔	文物85·12
山東曲阜	西周	頸		真		文物82·12
山東曲阜	西周	墓葬				論文集3
山東曲阜	西周	頭	50	真	一孔	曲阜
山東濟陽	西周前		460	真	磨背	文物96·12
山東滕州	西周初	墓葬		真		考古00·7
山東滕州	西周初	車馬 坑		真		考古00·7
山西翼城	西周			真		考古63·4
山西長子	西周		50	真	穿孔	文物59·2
山西長子	西周		50+	真		論文集1
山西洪洞	西周		2000+	真		文物55·3
山西洪洞	西周早	口腰 足		真		文物55·4

山西洪洞	西周	棺椁間	650	石		文物87·2
山西洪洞	西周	棺椁間	180+	真		文物87·2
山西洪洞	西周早			骨		文物57·8
山西洪洞	西周	墓葬	61	真		三晋1
山西洪洞	西周	墓葬	248	石		三晋1
山西芮城	西周	馬飾	12	骨 穿孔		考古89·10
山西曲沃	西周早中	椁內		石		文物01·8
山西曲沃	西周早中	棺蓋上		真		文物01·8
江蘇丹徒	西周	墓葬	180+	真		史前85·2
江蘇新沂	西周	文化層		真		論文集3
江蘇新沂	西周	遺址內		真		考古60·7
江蘇丹徒	春秋初	疑頭	178	真 磨貝		考古85·11
江蘇丹徒	春秋晚	頭上	10+	骨 二孔		東南88·4
江蘇東海	春秋早中	頸椎	5	真 磨穿		考古86·12
江蘇無錫	春秋	墓葬		綠松 二孔		真山p21
江蘇邳州	戰國			銅		學報64·2
江蘇邳州	春秋晚	墓葬	數千	真		考古02·5
江蘇邳州	春秋晚	墓葬		真		考古99·11
江蘇蘇州	春秋中晚	墓	數千	真 磨背		文物96·2
江蘇蘇州	春秋中晚	墓	122	綠松 磨背		文物96·2
陝西寶雞	春秋早	棺外頭側	3	真 磨背		考古65·7
陝西寶雞	春秋中晚	左棺外	4	石		考古65·7
陝西鳳翔	春秋戰國	椁內	38	真		文叢3
陝西鳳翔	春秋戰國	椁內	5	石		文叢3
陝西鳳翔	春秋戰國			玉		文叢3
陝西長武	春秋戰國		30	真		考文84·3
陝西丹鳳	戰國早		2	真		丹風p154
陝西臨縣	春秋早		290+	石 一孔		文物88·11
陝西臨縣	春秋早	椁內	126	石		考文86·6

陝西韓城	春秋早	葬具	603	真		考文07·2
陝西韓城	春秋早	葬具	869	石		考文07·2
北京延慶	西周春秋	頸	1	真		文物89·8
內蒙赤峰	春秋早		4	真 磨背	赤峰	
內蒙寧城	春秋早	胸前頭側	104	真 一孔	學報75·1	
寧夏	春秋晚	墓葬	5	真 一孔	考古90·5	
河北平山	春秋早	椁內	101	真 磨背	集刊5	
河北平山	戰國	椁內	4	銀		文物79·1
河北靈壽	戰國	墓葬	11	骨		靈壽p86
河北靈壽	戰國	車馬坑	11	真 磨背	靈壽p243	
河北靈壽	戰國	車馬坑	22	真 磨背	靈壽p248	
河北平泉	西周春秋	頸	10	真		考古77·1
河北邢台	戰國晚	墓室	389	骨		考古59·7
河北邢台	春秋戰國	墓葬	532	包金銅		考古01·2
河北邢台	春秋戰國	墓葬	2	骨 二孔		考古01·2
河北邢台	春秋戰國	墓葬	328	真		考古01·2
河北易縣	戰國晚		1	骨 二孔		考古65·11
河北易縣	戰國早		216	骨 二孔		學報65·2
河北易縣	戰國早		515	石 二孔		學報65·2
河北邯鄲	戰國中		619	骨 大孔		學報62·12
河北平山	戰國		5	銀		晉墓p154
河南三門峽	西周春秋		275+	真 穿孔		上村p23
河南三門峽	西周春秋	棺椁蓋上	216	陶		上村p23
河南三門峽	西周春秋	棺椁蓋上	794+	石 有孔		上村p22
河南三門峽	東周	墓葬	984	真		山彪p44
河南三門峽	戰國		1	骨 二孔		華夏03·4
河南安陽	東周		2	骨 穿孔		華夏00·2
河南淮陽	戰國		296	銅 孔		考古90·12
河南淮陽	戰國晚	旗上	數千	真		文物84·10

陝西韓城	春秋早		1	玉		考文07-2
河南新鄭	戰國		5	骨石		文叢3
河南新鄭	戰國晚		1	骨	二孔	華夏90-2
河南新鄭	春秋中	口	數十	真	一孔	中原87-4
河南輝縣	春秋		800+	骨	二孔	文叢2
河南輝縣	戰國		210			輝縣
河南輝縣	東周	墓葬	1000+	包金		山彪p44
河南輝縣	東周	墓葬	9	銅		山彪p44
河南輝縣	東周	墓葬	1100	真		山彪p44
河南輝縣	東周	填土	785	真		輝縣
河南輝縣	東周		210	骨		輝縣
河南衛輝	戰國		3000+	真	磨背	山彪p42
河南衛輝	戰國	墓葬	3000+	真		山彪p40
河南洛陽	戰國中		34	石	一孔	文叢9
河南洛陽	戰國		22	骨	磨背	中原84-3
河南洛陽	戰國早	頭	38	真	磨背	文物92-3
河南洛陽	戰國早	頭	223	骨	磨背	文物92-3
河南洛陽	東周		700	骨		學報00-3
河南洛陽	東周		1	真		學報00-3
河南洛陽	戰國中	墓葬	39	骨		文物03-12
河南洛陽	春秋晚	二層台	466	真	磨背	考古81-1
河南洛陽	戰國早	右臂		真		學報58-2
河南洛陽	戰國		70	真	磨背	考古80-6
河南洛陽	東周		1008	骨		中州p115
河南洛陽	春秋晚		48	石	二孔	文物81-7
河南洛陽	春秋中晚		1	石	一孔	考古85-6
河南洛陽	東周	盜洞 填土	19	真		文報99-5
河南洛陽	東周	盜洞 填土	26	包 金 銅		文報99-5
河南洛陽	東周	盜洞 填土	3	銅		文報99-5

河南淮陽	戰國	填土	1	銅		中原80-1
河南洛陽	戰國晚	墓葬	1	骨		文物99-8
河南洛陽	春秋中晚		20	石	二孔	文物99-8
河南洛陽	春秋中晚		520	骨	磨背 二孔	考文03-2
河南浙川	春秋晚	墓葬	609	石		和尚p212
河南浙川	春秋晚	墓葬	6	真		和尚p214
河南浙川	春秋晚	墓葬	40	真		和尚p114
河南浙川	春秋晚	墓葬	1008	石		和尚p171
河南浙川	戰國早	墓葬	32	石		和尚p329
河南浙川	戰國早	墓葬	4	石		和尚p342
河南浙川	戰國中	墓葬	265	石		和尚p348
河南浙川	戰國中	墓葬	221	石		和尚p242
河南浙川	戰國晚	墓葬	160	真		和尚p21
河南浙川	春秋晚		4432	真		文物80-10 浙川p203
河南浙川	春秋晚		137	骨		浙川p292, p307
河南浙川	戰國早中		200?	石	二孔	文物04-3
河南登封	春秋前	棺椁間	271	真		文物06-4
河南登封	春秋前	棺椁間	364	玉		文物06-4
河南新野	春秋 戰國		14	銅		文物95-3
河南新野	春秋 戰國		467	骨		文物95-3
河南新野	春秋早	墓坑底		石	一孔	文叢2
河南新野	春秋早			骨		文物73-11
河南鄭州	春秋中		3	真		文物56-3
河南舞陽	戰國		1	銅		考古58-2
河南正陽	戰國 中晚	頭箱	26	木	削制	華夏88-2
河南上蔡	戰國		126	石		考文86-6
河南上蔡	戰國		85	骨		中原86-1
河南上蔡	戰國	樽內	多數	骨		華夏92-2
河南西峽	戰國	罐	1298	銅	鑄文	中原86-1

河南洛陽	戰國中前	墓葬	5	真		文物04·7
河南洛陽	戰國晚	墓葬	1	玉		文物99·8
新疆哈密	春秋早晚?	体側	3	真		学報89·3
新疆鄯善	春秋戰國	盆骨下	2	真		考古84·1
新疆木垒	戰國			真	磨背	考古85·6
山東海陽	春秋			石		考古96·9
山東淄博	戰國早	串		真	有孔	学報77·1
山東淄博	春秋晚		137	銅		考古91·6
山東淄博	春秋晚		226	骨		考古91·6
山東梁山	戰國中	墓葬	126	真		考古99·5
山東栖霞	戰國早		9	石		考古92·1
山東曲阜	西周春秋		28	石		曲阜
山東曲阜	春秋晚	墓葬	7	真		新典p16
山東曲阜	春秋晚	墓葬	588+	銅		新典p16
山東曲阜	春秋晚	墓葬	170	骨		新典p16
山東陽谷	春秋晚		1700	骨	二孔	考古88·1
山東沂水	春秋	器上頭		金玉		文物84·9
山東沂水	戰國晚		704	石	大孔	文物92·5
山東莒縣	春秋晚	器坑	117	骨	二孔	学報78·3
山東蓬萊	春秋	体側	16	石		考古90·9
山東蓬萊	戰國		112	石		考古90·9
山東平度	戰國		1212	石		考古62·10
山東平度	戰國		18	骨		考古62·11
山東濟南	戰國?			骨		文物95·3
山東濟南	春中晚	馬飾	500+	真		文物98·9
山東長島	戰國早		600	骨		学報93·1
山東長島	戰國早		460	真		学報93·1
山東長島	戰國早		450	石	磨背	学報93·1
山東昌樂	西周戰國	口	12	真		学報90·1
山東滕州	春秋早中		380	真		学報91·4

河南偃師	春秋戰國	墓葬		1	真	小孔	考古04·12
新疆哈密	西周春秋				真		新疆考古
安徽壽縣	春秋晚	墓葬	128	真	磨背	壽縣56	
安徽壽縣	戰國早	墓葬	多數	真			文參55·8
安徽宿州	戰國				銅		文物56·12
安徽臨泉	戰國		3000+	銅			中原85·1
安徽臨泉	戰國	陶罐	3,355				中原85·1
安徽臨泉	戰國		3000+	銅	鑄文	考文85·2	
安徽臨泉	戰國		2355	銅	鑄文	文物85·6	
安徽亳州	春秋戰國		368	骨			考古61·6
安徽亳州	春秋戰國		98	陶			考古61·6
安徽亳州	東周		4	真	穿孔	考古06·9	
安徽繁昌	戰國			銅范			文物90·10
河北宣化	春秋戰國		6	真			文物87·5
河北灤平	戰國早	頸	若干	真			文叢7
河北邯鄲	戰國	馬飾	63	真	磨背		考古82·6
河北邯鄲	戰國中		61	真	一孔		考古62·12
河北平山	春秋早		177	石			集刊5
河北平山	東周			真等			新典p18·19
河北懷來	春秋晚		138	真	磨背		考古66·5
河北靈壽	戰國	墓葬		真金			文物86·6
四川雅江	戰國中晚			1	真	一孔	考文83·4
四川寶興	戰國中晚				貝	磨背	學報99·3
山西長治	戰國		99	真			學報57·1
山西長治	戰國		1000+	真			文物72·4
山西長治	戰國早	樽內	352	真			考古64·2
山西長治	春秋中	樽	8	真	一孔		學報74·2
山西長治	春秋戰國		1641	骨			學報74·2
山西長治	戰國		98	骨			學報57·1
山西長治	戰國		10+	包金			文物72·4

山東滕州	春秋早中		3	玉		学報91-4
山東広饒	東周	腰	56	真		海岱1
山西長子	戦国中		126	骨	二孔	学報84-4
山西長子	戦国中晚	樽内	126	骨 玉	二孔	学報84-4
山西太原	春秋晚	墓葬	151	真		太原p163
山西侯馬	春秋 戦国	墓葬	1000+	真		錢幣91-4
山西侯馬	春秋 戦国	墓葬	4	鉛		錢幣91-4
山西侯馬	春秋 戦国	墓葬	600+	銅		錢幣91-4
山西侯馬	春秋 戦国	墓葬	40+	包 金		錢幣91-4
山西侯馬	春秋 戦国	墓葬	2000+	骨		錢幣91-4
山西侯馬	春秋 戦国	墓葬	180+	石		錢幣91-4
山西侯馬	春秋早中	墓葬	8	真		考古63-5
山西侯馬	春秋早中	墓葬	1600+	銅		考古63-5
山西侯馬	春秋早中	墓葬	100	骨		考古63-5
山西侯馬	春秋早中	墓葬	32	包 金		考古63-5
山西侯馬	春秋 戦国		1	骨	二孔	侯馬
山西侯馬	春秋 戦国		45	銅 范		文物87-6
山西侯馬	春秋早	頸	3	真		文物88-3
山西侯馬	春秋 戦国		536	真		上馬p94
山西侯馬	春秋 戦国		2	包 金		上馬p94
山西潞城	戦国初		100+	真		文物86-6
山西潞城	戦国初	棺椁角	30+	包 金	二孔	文物86-6
山西芮城	戦国早	棺椁間	66	骨	二孔	文物87-12
山西聞喜	春秋 戦国	墓葬		真		三晋1
山西臨猗	東周	墓	400+	骨		考古91-11
遼寧大連	戦国		1	真	穿孔	考古60-8
遼寧大連	春秋		2	真	大孔	双砣p86
湖北江陵	春秋		32	骨	二孔	考古84-6
湖北江陵	戦国中			骨		文物66-5
湖北大悟	戦国中		1	銅		江漢85-3

山西長治	戦国早		21	骨	二孔	考古85-4
山西長子	戦国中		12	真		学報84-4
湖北孝感	戦国中晚			銅	有文	文物94-4
湖北黃岡	戦国		430	銅	鑄文	考古84-12
湖北黃岡	戦国晚		8	銅	鑄文	学報01-2
湖北荊州	戦国中		26	骨	一孔	文物99-4
湖南常德	戦国			銅		考古59-4
湖南常德	戦国中			銅		文物64-9
湖南長沙	戦国			銅		文物56-4
湖南臨澧	戦国中		2	陶		湖輯3
甘肅礼県	春秋早	墓葬	9	真		文物02-2
甘肅礼県	春秋早	墓葬	4	石		文物02-2
甘肅礼県	春秋 中晚	墓葬	3	玉		文物05-2
広西賀州	戦国晚		12	真		考古93-4
黒龍江 泰来	春秋 戦国	墓葬		銅 真		考古89-12
黒龍江 泰来	春秋 戦国			真	磨製	考古89-12
黒龍江 泰来	春秋 戦国	墓葬	25	真		平洋p117
黒龍江 泰来	春秋 戦国	墓葬	9	真		平洋p154
雲南劍川	春秋 戦国	頭	47	真	磨背	文物86-7
雲南劍川	戦国 ~漢	頭等	47	真		学報90-2
雲南德欽	春秋早		1	真	両面 磨	考古83-3
その他	山西侯馬	殷~戦	棺椁	2100+	銅	文物89-6
	山西侯馬	殷~戦	棺椁	1200+	骨	文物89-6
	内蒙林西	夏家店			骨	考文04-1
	内蒙林西	夏家店		2	銅	考文04-1
	内蒙赤峰	夏家店				考古92-4
	内蒙赤峰	夏家店上		4	骨	北方06-4
	遼寧金州	不明		1	真	穿孔
	遼寧凌源	夏家店上		1	石	遼海92-1
	青海湟中	卡約		40	真	集刊8

湖北孝感	戦国		5000+	銅		考古65・12				9	骨		集刊8
湖北孝感	戦国		4000+	銅		考古64・7				12	真		文物94・3
青海化隆	卡約早		9	石		考古98・4				17	真		考古98・1
青海化隆	卡約	墓葬		真		考古96・8				9	真	貝飾	学報94・4

※本表は、先秦宝貝の出土地・出土状況・出土数などを管見の限り収集・列記したものである。「先秦貨幣出土情況表」(馬飛海『中国歴代貨幣大系(先秦貨幣)』東方書店、1988年)、彭柯・朱岩石「中国古代所用海貝来源新探」(『考古学集刊』第12集、1999年)、黄錫全『先秦貨幣通論』紫禁城出版社、2001年)も照合。発掘報告書の大半は宝貝に関する記載が曖昧で、海貝と淡水貝の区別や海貝同士の区別、宝貝の数量、形状、出土状況、時代などの点で不明確な点も多く、1つの発掘内容が異なる雑誌に掲載されている例も少なくないが、ここでは現時点での報告を収集・掲載し、そのおおまかな傾向を把握することを目的とし、細部の分析は今後の課題とする。

※出土地には省名と市県名を、時代欄にはおよそその出土宝貝の属する時代をした。質は宝貝の質。出典は、まず2007年12月までに刊行された報告。すなわち、文物は『文物』、考古は『考古』、学報は『考古学報』、考文は『考古与文物』、錢幣は『中国錢幣』、遼海は『遼海文物学刊』、通訊は『考古通訊』、中原は『中原文物』、集刊は『考古学集刊』、文叢は『文物資料叢刊』、青考は『青海考古会刊』、北方は『北方文物』、内蒙古は『内蒙古文物与考古』、東南は『東南文化』、華夏は『華夏考古』、江漢は『江漢考古』、湖輯は『湖南文物輯刊』、文參は『文物参考資料』、海岱は『海岱考古』、三晋は『三晋考古』、文報は『中國文物報』、史前は『史前研究』、また論文集は『中国錢幣論文集』、赤峰は『赤峰紅山後』(東亞考古学会、1938)、輝県は『輝縣發掘報告』(科学出版社、1956)、寿県は『寿縣蔡侯墓地出土遺物』(科学出版社、1956)、起源は王毓銓『我國古代貨幣的起源和發展』(北京出版社、1957)、山彪は『山彪鎮与琉璃閣』(科学出版社、1959)、上村は『上村嶺虢國墓地』(科学出版社、1959)、中州は『洛陽中州路』(科学出版社、1959)、辛村は『濬縣辛村』(科学出版社、1959)、澧西は『澧西發掘報告』(文物出版社、1963)、工作は『文物考古工作三十年 1949-1979』(文物出版社、1979)、婦好は『殷墟婦好墓』(文物出版社、1980)、青海柳湾は『青海柳湾 楽都柳湾原始社会墓地』(文物出版社、1984)、藁城は『藁城台西商代遺址』(文物出版社、1985)、昌都は『昌都卡若』(文物出版社、1985)、殷墟は『殷墟發掘報告』(文物出版社、1987)、姜寨は『姜寨 新石器時代遺址發掘報告』(文物出版社、1988)、魚國は『寶雞魚國墓地』(文物出版社、1988)、夏県は『夏縣東下馮』(文物出版社、1988)、洛陽は『洛陽發掘報告』(北京燕山出版社、1989)、平洋は『平洋墓葬』(文物出版社、1990)、浙川は『浙川下寺春秋楚墓』(文物出版社、1991)、登封は『登封王城崗与陽城』(文物出版社、1992)、侯馬は『侯馬鑄銅遺址』(文物出版社、1993)、上馬は『上馬墓地』(文物出版社、1994)、琉璃河は『琉璃河西周燕國墓地1973-1977』(文物出版社、1995)、太原は太原『太原晉國趙卿墓』(文物出版社、1996)、大甸子は『大甸子—夏家店下層文化遺址与墓地發掘報告』(科学出版社、1996)、双砣は『双砣子与崗上—遼東史前文化的發見和研究』(科学出版社、1996)、『眞墓—戰國中山國國王之墓』(文物出版社、1996)、郭家は『安陽殷墟郭家莊商代墓葬』(中国大百科全書出版社、1998)、真山は『真山東周墓地』(文物出版社、1999)、虢国は『三門峽虢國墓』(文物出版社、1999)、二里頭は『偃師二里頭』(中国大百科全書出版社、1999)、三星堆は『三星堆祭祀坑』(文物出版社、1999)、扶風は『扶風案板遺址發掘報告』(科学出版社、2000年)、金沙は『金沙淘珍』(文物出版社、2002)、老牛は『老牛坡』(陝西人民出版社、2002)、和尚は『浙川和尚嶺与徐家嶺楚墓』(大象出版社、2004)、靈壽は『戰國中山靈壽城—1975~1993年考古發掘報告』(文物出版社、2005)、鹿邑は『鹿邑太清宮長子口墓』(中州古籍出版社、2000)、丹鳳は『丹鳳古城楚墓』(三秦出版社、2006)。

※本稿第1章の図2,3,4,7は、付表1を地図表記したものである。当該図では、GISのデータ処理上、全宝貝出土地の宝貝数に初めから10を付加した。また「不明」は10、「多数」は100、「数百」は500、「数千」は5000、「数字+」は数字+10、「堆」は100、「数枚」は5、「若干」は10として算入した。

[付表2] 宝貝賜与形式金文一覽

	授者	動詞	受者	貝	作器	图像	金文	林編年	集成	出土	收錄	引得	備考		
1	殷代	王	易	小臣邑	貝十朋	母癸 隣彝	亞吳	癸巳、王易小臣邑貝十朋。用乍母癸隣彝。隹王六祀夕日。才四月。亞吳。	殷後II (釋85)	殷代	—	9249	2368	殷8	
2		司	商易	羿姪	貝	父乙彝	—	羿姪商易貝于司。乍父乙彝。	殷後III (方鼎31)	殷~西周早	伝出于河南 2433 2434	3791	—		
3		焜	商	又正	瓊貝才 穆朋二 百	母己 隣彝	彘侯 亞吳	丁亥、焜商又正瓊貝才穆朋二百。 焜商用乍母己隣彝。彘侯亞吳。	殷後III (方鼎17)	西周早	遼寧喀左 2702	3935	金38付		
4		王	易	一	貝	父己 隣彝	亞鬯	己亥、王易貝。才鬯。用乍父己 隣彝。亞鬯。	殷後III	殷代	伝出于洛陽 3861	4807	—		
5		子	商	小子省	貝五朋	父己 寶彝	𠁧	甲寅。子商小子省貝五朋。省揚 君商用乍父己寶彝。𠁧。	殷後III (卣26)	殷代	—	5394	2803	殷17	
6		弭師	易	肆戶	貝	父乙 寶彝	𠁧	戊辰、弭師易肆戶肆貝。用 乍父乙寶彝。才十月一。隹王 日祀鬯日。遘于匕戌武乙𠂇、象 一。𠁧。	殷後III	殷代	—	4144	4943	殷9	
7		子	易	小子	貝二朋	母辛彝	𠁧母 辛	乙巳、子令小子先以人于莫、 子光商貝二朋。子貝佳蔑女 曆。用乍母辛彝。才十月。 月隹子曰令望人方彝。𠁧母辛。	殷後III (卣35)	殷代	—	5417	2825	殷12	
8		王	易	釐亞	𧈧奚 貝？	父癸彝	—	丙申、王易釐亞𧈧奚貝。才彝。 用乍父癸彝。	殷後III (角7)	殷代	—	9102	988	—	
9		王	易	小臣餘	變貝	—	—	丁巳、王省變宜。王易小臣餘變 貝。隹王來正人方。隹王十祀又 五彫日。	殷後III	殷代	山東 壽張	5990	2101	殷10 金37e	
10		子	光商	小子啟	貝	文父 辛隣彝	𠁧	子光商小子啟貝。用乍文父辛隣 彝。𠁧。	殷後III (觚形尊 38)	殷代	—	5965	2077	殷19	
11		王	易	宰橈	貝五朋	父丁 隣彝	𠁧册	庚申、王才諸。王各。宰橈 从。易貝五朋。用乍父丁隣 彝。才六月。隹王廿祀翌又 五。𠁧册。	殷後III (角5)	殷代	—	9105	989	殷15	
12		姪	易賞	羿姪	貝	父乙彝	—	羿姪易賞貝于姪。用乍父乙 彝。	殷後III A (觚126)	殷代	河南輝縣	7311	1407	—	
13		王	商	戊嗣子	貝廿朋	父癸 寶𠁧	犬魚	丙午、王商戊嗣子貝廿朋。才𠁧 室。用乍父癸寶𠁧。隹王審𠁧大 室。才九月。犬魚。	殷後III B (鼎127)	殷代	安陽後崗	2708	3944	殷11付	
14		王	易	寔魚	貝	父丁彝	—	辛卯、王易寔魚貝。用乍父丁 彝。	—	殷代	殷墟 西区	9101	959 新141	—	
15		王	易	亞魚	貝	兄癸 隣	亞魚 父丁	壬申、王易亞魚貝。用乍兄癸 隣。才六月。隹王七祀翌日。亞 魚父丁。	—	殷晚	殷墟 西区	—	3910 新140	—	
16		王	易	子黃	貝百朋 等	—	—	乙卯、子見才大室。白口口一琅 九、上百牢。王商子黃瓊—貝 百朋。子光商奴貝。用乍己口 盤。𠁧。	—	殷~ 西周早	陝西 長安	6000	2109	殷20	
17		子	易	姒	貝	己口 盤	𠁧	—	—	—	—	—	—		
18		匱	易	亞	貝	父乙 寶隣彝	亞彘 侯吳	亞彘侯吳。匱易亞貝。乍父乙 寶隣彝。	—	殷代	伝出于 盧溝橋	9439	2288	金38b	
19		沚	光賞	鄧	貝	父口彝	𠁧	乍父口彝。沚光賞𠁧貝。用 參口。才𠁧。王庚寅。𠁧。	—	殷代	伝近出	741	—	亞內	
20		王	易	寢 攷口	貝二朋	且癸 寶隣	—	辛亥、王才寢。寢攷口貝二 朋。用乍且癸寶隣。	—	殷代	—	3941	4833	—	
21		卿旆	易	小子	貝二百	父丁 隣殷	𠁧	乙未、卿旆易小子𠁧貝二百。 用乍父丁隣殷。𠁧。	—	殷代	—	3904	4828	—	

王	易	?	貝	父丁 隣彝	亞受	戊寅、王曰啟鳴馬。彤。易 貝。用乍父丁隣彝。亞受。	—	殷代	—	2594	3889	—	
王	商	宗 庚 豐	貝二朋	父丁 幣	亞甾	乙未、王商宗庚豐貝二朋。彤日 乙。豐用乍父丁幣。亞甾。	—	殷代	—	2625	3902	殷7付 作器	
王	賞	戊 甾	貝二朋	父乙 彝	亞印	丁卯、王令宜子迨西方于省。 隹返。王賞戊甾貝二朋。用乍父 乙彝。亞印。	—	殷代	—	2694	3933	—	
尹	商	邇	貝	父丁 彝	𠂔	乙亥、王鍛在鼐師。王鄉酉。尹 光邇、隹各商貝。用乍父丁彝。 隹王正井方。𠂔。	—	殷代	—	2709	3942	殷2	
乍 冊 友 史	易	需 農	疋貝	父乙 隣	羊冊	庚午、王令瘠蔑省北田四品。才 二月。乍册友史易齒貝。用乍 父乙隣。羊冊。	—	殷代	—	2710	3941	—	
王	商	乍 冊 豐	貝	父己 寶徵	—	癸亥、王述于乍册般新宗。王商 乍册豐貝。大子易東大貝。用 乍父己寶徵。	—	殷代	—	2711	3945	—	
大 子	易	麗	貝二朋	大子 丁	睂須	辛巳、王禽多亞。取畜京。麗易 貝二朋。用乍大子丁。睂須。	—	殷代	—	3975	4854	左上	
王	光 商	𠂔	沚貝	父乙 彝	—	辛巳、御尋令。才小圃。王光商 𠂔沚貝。用乍父乙彝。	—	殷代	—	3990	4871	亞內	
姤	商	小 子 離	貝十朋	文父 丁隣彝	𢙐	癸巳、姤商小子離貝十朋。才上 龜。隹姤令伐人方。𢙐用乍文 父丁隣彝。才十月四。𢙐。	—	殷代	—	4138	4932	殷13 作器?	
子	易	需	貝	凡彝	虧	辛卯。子易需貝。用乍凡彝。 虧。	—	殷代	—	5353	2766	—	
王	易	姤	貝朋	母乙 彝	—	丙寅。王易姤貝朋。用乍母乙 彝。	—	殷代	—	5367	2779	—	
姤	易	孝	貝	且丁 彝	亞彘 侯吳	丁亥。姤易孝貝。用乍且丁 彝。亞彘侯吳。	—	殷代	—	5377	—	—	
王	易	取	貝一具	父己 隣彝	戠?	戠。辛巳。王易取)(貝一具。用 乍父己隣彝。	—	殷代	—	5380	—	—	
王	光 宰	甫	貝五朋	寶幣	—	王來獸自豆彖。才禳師。王鄉 酒。王光宰甫貝五朋。用乍寶 幣。	—	殷代	—	5395	2804	—	
姤	賞	小 子 夫	貝二朋	父己 隣彝	𢙐	姤賞小子夫貝二朋。用乍父己隣 彝。𢙐。	—	殷代	—	5967	2081	—	
子	易	口	貝	文嫁 己寶 彝	𢙐	丙寅、子易口貝。用乍文嫁己 寶彝。才十月又三。	—	殷代	—	9301	2402	—	
姤	易	麋 婦	貝	辟日 乙隣彝	戠	甲午、麋婦易貝于姤。用乍辟日 乙隣彝。戠。	—	殷代	—	7312	1408	金90a	
子	易	奄 妣	貝	父癸 隣彝	—	甲寅、子易奄妣貝。用乍父癸 隣彝。	—	殷代	—	9100	986	—	
王	商	趙	貝	父癸 寶隣	—	癸未、王才圃舊京。王商趙 貝。用乍父癸寶隣。	—	殷代	—	9890	2151	—	
康	商	黹	貝十朋	丁宗 彝	—	己酉、戊鈴隣宜于𤞵。康庸黹 九律。黹商貝十朋、万𧆑。用室 丁宗彝。才九月。隹王十祀。 𠂔日。五佳來束。	—	殷代	—	9894	2154	殷1	
黹	万	康	𧆑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
王	商	𧆑 反	貝	父丁 寶隣彝	魚	乙未、王賓文武帝。乙乡日自𦨇 𠂔王返入𦨇。王商𠂔〔𧆑反〕 貝。用乍父丁寶隣彝。才五 月。隹王廿祀又二。魚。	—	殷晚	—	—	新1566	殷11, 𠂔?	—
王	賞	𧆑	貝二朋	𧆑隣彝	—	𧆑董于王。癸日、賞𧆑貝二 朋。用乍𧆑隣彝。	—	殷~ 西周早	—	2579	3889	—	

46	西周初期		侯	易	復	貝三朋	父乙 實 隣 彝	鑿	侯賞復貝三朋。復用乍父乙實隣彝。鑿。	西周IA (鼎144)	西周早	北京 琉璃河	2507	3837	金38付 作器
47	王	易	匱父	貝	厥實隣彝	—	休王易匱父貝、用乍厥實隣彝。	西周IA (方鼎52)	西周早	—	2453 2454 2455	3798	金46		
48		商	獻侯頤	貝	丁侯 隣彝	奄	唯成王大卒。才宗周。商獻侯頤貝。用乍丁侯隣彝。奄。	西周IA (高鼎81)	西周早	—	2626 2627	3906	金29		
49	口子	易	矧	貝廿朋	父丁 隣彝	—	辛未、口子易矧貝廿朋。矧用乍父丁隣彝。	西周IA (簋117)	西周早	—	3905	4811	作器		
50	王	賓	卿其	貝五朋	—	亞模 父丁	丙辰、王令卿其兄啓于峯田。 賓貝五朋。才正月。遘于匕丙彤日。大乙夾。隹王二祀。既 矧于上下帝。	西周IA (卣76)	殷代	河南 安陽	5412	2818	殷4		
51	王	易	卿其	貝	—	亞模 父丁	乙巳、王曰隣文武帝乙宜。才幣 大廟。遘乙翌日。丙午鬯、丁未 己酉、王才祫。卿其易貝。 才四月。隹王四祀、翌日。	西周IA (卣65)	殷代	河南 安陽	5413	2822	殷5		
52	王	易	匱刦	貝朋	朕高 且缶 尊彝	—	王征樹。易匱刦貝朋。用乍朕 高且缶尊彝。	西周IA (觚形尊 61)	西周早	—	5977	2087	金18		
53	王	易	𠂇	貝卅朋	口公 實隣 彝	—	(𠂇尊。長文なので省略)	西周IA (觚形尊 83)	西周早	陝西 寶雞	6014	2117	金補		
54	周公	易	小臣單	貝十朋	實隣 彝	—	王後坂克商。才成師。周公易小 臣單貝十朋。用乍實隣彝。	西周IA (解85)	西周早	—	6512	1674	金9		
55	公大僕	賞	御正良	貝	父辛 尊彝	鑿	隹四月既望丁亥。公大僕賞御正 良貝。用乍父辛尊彝。鑿。	西周IA	西周早	—	9103	960	金8		
56	朕公君匱侯	易	圉	貝	實隣 彝	—	休朕公君匱侯易圉貝用乍實隣 彝。	西周IB (方鼎72)	西周早	北京 琉璃河	2505	3822	金38付		
57	王	商	子	貝	—	—	乙亥、子易小子𠂇王商貝。才襄 𦗩。𦗩用乍父己實隣彝。鑿。	西周IB (高鼎95)	殷代	—	2648	3909	殷16 作器		
58	子	易	小子𠂇	貝	父己 實隣	鑿	—	—	—	—	—	—	—	—	
59	王	易	𠂇	貝廿朋	實隣 彝	—	隹三月、王才成周。延斌福自鑄 咸。王易𠂇貝廿朋。用乍實隣 彝。	西周IB (方鼎62)	西周早	—	2661	3919	金54		
60	王	賞	奠	貝十朋	實彝	—	癸卯、王來奠新邑【二】旬又 四日。丁卯、【往】自新邑于 東。王賞貝十朋。用乍實彝。	西周IB (鬲鼎101)	西周早	伝出于 扶風任 家村	2682	—	—		
61	大保	賞	堇	貝	大子 癸實 隣彝	鍊	匱侯令堇大保于宗周。庚 申、大保賞堇貝。用乍大子癸實 隣彝。鍊。	西周IB (鼎190)	西周早	北京 琉璃河	2703	3937	—		
62	?遣我?	易	貝五朋 等	父己 實隣 彝	亞若	—	隹十月又一月丁亥、我乍𠂇衆且 乙匕乙、且己匕癸。𠂇𠂇。二 母咸與、遣酒二贝五朋。用乍 父己實隣彝。亞若。	西周IB (方鼎 73,74)	西周早	伝出于 洛陽	2763	3976	金16c		
63	王?	易	史𠂇	貝十朋	彝?	—	乙亥、王𠂇畢公。迺易史𠂇貝十 朋。𠂇由于彝。其于之朝夕監。	西周IB (簋151)	西周早	陝西 岐山	4030 4031	4885	金50		
64	王	易	遣	采	姑實 彝	—	隹十又三月辛卯、王才序。易 遣采。曰趙。易貝五朋。遣對王 休。用乍姑實彝。	西周IB (卣148,解 形尊3)	西周早	—	卣5402 解5992	2102	金17		
65	貝五朋		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

66	商	賞	庚姬	貝卅朋	一	一	隹五月辰才丁亥。帝司。賞庚姬 貝卅朋。忒𠂔廿守、商用乍文辟 日丁實隙彝。𡇗。	西周IB (觚形尊 115, 直 131)	西周早	陝西 扶風	觚5404 直5997	2105	殷22· 金補 15a	
67	庚姬	忒	商	𠂔廿守	文辟 日丁 寶隙 彝	𡇗	隹十又九年。王才序。王姜令乍 册賈安夷白。夷白賓賈貝布。 揚王姜休用。乍文考癸寶隙 器。	西周IB (直139)	西周早	—	5407	2816	尊5989 と関連 金22	
68	夷白	賓	乍	冊賈	貝等	文考 癸寶 隙器	—	才戊辰。匱𠂔易白矩貝。用乍父 戊隙彝。	西周IB (高17)	西周早	北京 琉璃河	689	4182	金38付
69	匱𠂔	易	白	矩	貝	父戊 隙彝	—	匱𠂔賞復門衣·臣妾·貝。用乍 父乙寶隙彝。𡇗。	西周IB (觚形尊 100)	西周早	北京 琉璃河	5978	2090	金38付
70	王	易	𠂔士卿	貝朋	父戊 隙彝	子黑	丁巳王才新邑。初掣。王易𠂔士 卿貝朋。用乍父戊隙彝。子黑。	西周IB (觚形尊 86)	西周早	伝出于 洛陽	5985	2095	金27	
71	公	商	隣	貝	父乙 寶隙 彝	—	隹公遼于宗周。隣從公弔覲。 洛于官。商隣貝。用乍父乙寶隙 彝。	西周IB (觚形尊 94)	西周早	河県 辛村	5986	2097	—	
72	夷白	賓	余乍	冊賈	貝等	朕文 考日 癸肇 寶	入	才序。君令余乍册賈安夷白。夷 白賓用貝布。用乍朕文考日癸 肇寶。入。	西周IB (觚形尊 105)	西周早	—	5989	2100	直5407 と関連 金22b
73	匱季受	休	歛	貝二朋	考付 父隙 彝	—	歛休于匱季受貝二朋。揚厥休用 乍考付父隙彝。	西周IB (觚形尊 96)= 西周II B(觚形尊 136)	西周中	—	5981	2091	左上	
74	王	易	白姜	貝百朋	寶隙 彝	—	隹正月既生霸。庚申王才葬京。 溼宮天子旣室白姜。易貝百朋。 白姜對揚天子休。用乍寶隙彝。 用旣夜明置于邵白日庚。 天子萬年。離孫孫子子受厥屯 魯。白姜日受天子魯休。	—	西周早	陝西 長安	2791	3994	—	
75	王	易	弔歸	貝	寶隙 彝	—	弔歸易貝于王復。用乍寶隙 彝。	—	西周早	9888 (は 河南 洛陽)	尊5962 直5988	2150	9888;繙 →輯	
76	王	易	闔	貝	寶隙 彝	—	王闔于成周。王易闔貝。用乍 寶隙彝。	—	西周早	北京 琉璃河	935 直3824 (は 遼寧 喀左)	4761 直3825 直5374	4859 5179	—
77	王	商	乍	冊般	貝	父己 隙	來冊	王宜人方無赦。咸。王商乍冊般 貝。用乍父己隙。來冊。	—	西周早	北京 琉璃河	944	5184	殷14
78	公中	易	𠂔	貝	寶隙 彝	—	乙丑、𠂔易貝于公中。用乍寶隙 彝。	—	西周早中	北京 琉璃河	6509	新1355	—	
79	公仲	易	庶	貝十朋	寶隙 彝	—	乙丑、公仲易庶貝十朋。庶用乍 寶隙彝。	—	西周早中	北京 琉璃河	6510	1673	作器	
80	孟口	休	孟員	貝十朋	季寶 旅彝	—	孟口父休于孟員易貝十朋。孟員 口用乍季寶旅彝。	—	西周早中	陝西 長安	—	新696 新697 3903	—	
81	王	易	?	貝廿朋 等	安公 寶隙 彝	—	乙卯、王審葬京。王収辟舟臨 舟龍、咸収。白唐父告備。王各 口辟舟、臨収白旗、用射口口虎 豬白鹿于辟池咸収。口蔑晉。易 矩鬯一·直·貝廿朋、對揚王 休、乍安公寶隙彝。	—	西周早中	陝西 長安	—	新698	—	

83	王	易	?	貝五朋	寶器鼎	—	兄厥師眉崩。王爲周廟。易貝五朋。用爲寶器鼎。二殷二其用盲。于厥帝考。	—	西周早中	鳳翔(2705)	鼎2705 簋4097	3938	—
84	庚宫	易	保侃母	貝	寶殷	—	保侃母易貝于庚宫。乍寶殷。	—	西周早	伝出于河北	3743 3744	4714	金72g
85	王	易	嵩詔	貝	兄癸彝	𠂔	丁巳、王易嵩旣貝。才𠀤。用乍兄癸彝。才九月。隹王九祀旣日。	—	西周早	伝得于鄭	5397	2805	殷3
86	公	易	乍册饗	貝等	父乙寶隙彝	册殷舟	隹明僕殷成周年、公易乍册饗鬯貝。饗揚公休。用乍父乙寶隙彝。册殷舟。	—	西周早	伝出于洛陽	5400	2809	金26
87	王	替	士上·史寅	豚	父癸寶隙彝	臣辰册	隹王大龠于宗周、徂密葬京年。才五月既望辛酉。王令士上采史寅旣于成周。替百生豚眾貞貞。貝。用乍父癸寶隙彝。臣辰册	—	西周早	傳出于河南洛陽	卣5421 卣5422 盃9454	2827	金30
88	百生	賞	貝等	—	—	—	—	—	—	尊5999	2110	—	—
89	周公	賞	塑	貝百朋	隙鼎	—	隹周公于征伐東夷。豐白·專古、咸哉。公歸鼎于周廟。戊辰禽秦禽。公賞塑貝百朋。用乍隙鼎。	—	西周早	伝出于陝西鳳翔	2739	3962	金10g
90	姬	休易	厥溯史	貝	隙寶彝	—	姬休易厥瀕史貝。用乍隙寶彝。	—	西周早	—	643	4162	—
91	—	易	—	貝	母辛共彝	—	易貝。用乍母辛共彝。	—	西周早	—	2327	3730	左上
92	王	易	祐	貝廿朋	寶隙彝	—	王易祐貝廿朋。用乍寶隙彝。	—	西周早	—	鼎2405 簋2733	3767	金54a
93	白姜	易	從	貝卅朋	寶鼎	—	白姜易從貝卅朋。從用乍寶鼎。	—	西周中	—	2435	3789	作器
94	亥	易	中	貝三朋	且癸寶鼎	—	亥易中貝三朋。用乍且癸寶鼎。	—	西周早	—	2458	3815	—
95	王	易	交	貝	寶彝	—	交從舊待郎。王易貝。用乍寶彝。	—	西周早	—	2459	3808	—
96	尹	商	啻	貝三朋	父丁隙彝	—	口卯、尹商啻貝三朋。用乍父丁隙彝。	—	西周早	—	2499	3820	—
97	康亥	易	乍册壺	貝	寶彝	—	康亥才朽自。易乍册壺貝。用乍寶彝。	—	西周早	—	2504	3851	金15
98	王	易	累	貝	且乙隙	田告亞	己亥、王易累貝。用乍且乙隙。田告亞。	—	西周早	—	2506	3833	—
99	雷公	易	小臣𠂇	貝五朋	寶隙彝	—	雷公口匱、休于小臣𠂇貝五朋。用乍寶隙彝。	—	西周早	—	2556	3874	金44
100	王	賞	區疾旨	貝廿朋	又始寶隙彝	—	區疾旨初見事于宗周。王賞旨貝廿朋。用乍又始寶隙彝。	—	西周早	—	2628	3907	金38
101	天君	賞	厥征人	刀貝	父丁隙彝	奄	丙午、天君鄉殺酉。才𠀤。天君賞厥征人刀貝。用乍父丁隙彝。奄。	—	西周早	—	2674	3924	金72付
102	王	易	庚嬴	貝十朋等	寶鼎	—	佳廿又二年四月既望己酉。王命廩宮、衣事。丁巳、王蔑庚嬴曆易裸帆·貝十朋。對王休用乍寶鼎。	—	西周早	—	2748	3968	金80a
103	王	易	小臣麥	貝等	季娘寶隙彝	—	正月、王才成周。王式于楚釐。令小臣麥先省楚應。王至于式應。無譴。小臣麥易貝、易馬兩。麥拜頭首。對揚王休用乍季娘寶隙彝。	—	西周早	—	2775	3983	—
104	—	—	驥白寰	貝十朋又四朋	寶隙彝	—	驥白寰乍寶隙彝。用貝十朋又四朋。	—	西周早	—	3763	4725	金100a 作器

105	小臣易	易央	貝三朋等	父丁 賈彝	—	易央曰、趙弔。休于小臣貝三朋·臣三家。對厥休用乍父丁賈彝。	—	西周早	—	4042 4043	4888	—	
106	公炳	易奢	貝	父乙 賈彝	—	隹十月初吉辛巳、公銅易奢貝。才葬京。用乍父乙賈彝。其子孫永寶。	—	西周早	—	4088	4908	金72d	
107	王	易弔	貝十朋等	寶賈彝	—	王易弔臣多十人·貝十朋·羊百。用乍寶賈彝。	—	西周早	—	3942	4835	金53	
108	我天君	商厥	斤貝	父丁 賈彝	奄	癸亥、我天君鄉飲酉。商貝。厥征斤貝。用乍父丁賈彝。奄。	—	西周早	—	4020	4878	—	
109	王	易厥臣父 父焚瓊	瓊	寶賈彝	—	隹正月甲申、焚各。王休易厥臣父焚瓊。王裸貝百朋。對揚天子休用乍寶賈彝。	—	西周早	—	4121	4929	金58b	
110	王	裸	貝百朋										
111	王姜 ↓王	易	小臣伯	貝二朋	寶鼎	—	隹二月辛酉、王姜易小臣伯貝二朋。揚王休用乍寶鼎。	—	西周早	—	—	新1696	—
112	王	商臣高	貝十朋	文父 丁寶 彝	鼎	乙未、王商臣高貝十朋。用乍文父丁寶彝。鼎。	—	西周早	—	—	新1749	—	
113	王	易	—	貝二朋等	父辛 彝	口父丙	戈北單冊冊。王寅。州子曰僕麻余易帛·蟲貝、蔑女。王休二朋。用乍父辛彝。口父丙。	—	西周早	—	—	新1753	—
114	侯	?	搏	貝五朋等	口中好寶	—	隹十月初吉壬申、口戎大出于口口。搏戎執口隻馘口侯口口馬四匹·臣一家·貝五朋。口揚侯休用乍口中好寶。	—	西周早	—	—	新1891	偽?
115	公	賓	𦥑	貝十朋等	癸寶 彝	—	隹十又一月。初吉辛亥。公令𦥑伐于昆白。白蔑𦥑厯。賓口𦥑廿·貝十朋。𦥑對揚公休。用乍癸寶彝。	—	西周早	—	4146	4944	—
116	—	賞	小臣豈	貝	父乙彝	—	賞小臣豈貝。用乍父乙彝。	—	西周早	—	5352	2772	—
117	王?	易	网劫	貝朋	朕高且 寶彝	亞?	王征𢂇。易网劫貝朋用乍朕高且寶彝。	—	西周早	—	5383	2790	亞內
118	姜	易	息白	貝	父乙 寶彝	—	隹王八月。息白易貝于姜。用乍父乙寶彝。	—	西周早	—	5385 5386	2798	金22b
119	王	易	呂	貝三朋等	寶彝	—	辛子、王祭口。才成周。呂易鬯一卣·貝三朋。用乍寶彝。	—	西周早	—	—	新1894	—
120	公	易	遑	貝	父乙 寶彝	冉	公易遑貝。對公休用乍父乙寶彝。冉。	—	西周早	—	5975	2086	—
121	厥咎公	易	能甸	貝	文父日乙 寶彝	鼎	能甸易貝于厥咎公。矢箇五朋。能甸用乍文父日乙寶彝。	—	西周早	—	5984	2096	—
122	公	易	臣衛宗 翻	貝四朋	父辛 寶彝	—	唯四月乙卯。公易臣衛宗翻貝四朋。才新喬。用乍父辛寶彝。	—	西周早	—	5987	2099	—
123	公	易	乍册	貝等	父乙 寶彝	册	隹明僚殷成周年。公易乍册饗鬯·貝。饗揚公休用乍父乙寶彝。册。	—	西周早	—	5991	2103	—
124	庚姜	易	保攸母	貝	鑿彝	—	保攸母易貝于庚姜。用乍鑿彝。	—	西周早	—	10580	5755	金72h

125	公仲?	易	蹠	貝五朋	父辛 隣彝	𠂇	隹八月甲申。公仲才宗周。易 蹠貝五朋。用乍父辛隣彝。 𠂇。	—	西周早	—	10581	5756	金55b
126	? 易	三	貝卅朋	文父 宗祀 隣彝	—	乙亥…丙…隣…天子…或…于… 易三貝卅朋。乍文父宗祀隣 彝。	—	西周早	—	—	3940	—	
127	公 易	望	貝	父甲 寶彝	—	公易望貝。用乍父甲寶彝。	—	西周早	—	9094	956	金130b	
128	焜 商	征	貝	父辛 彝	亞長	丁未、焜商征貝。用乍父辛彝。 亞長。	—	西周早	—	9099	987	金16b	
129	昇 白	賈	孟	貝	父寶 隣彝	—	隹王初収于成周。王令孟寧昇 白。寶貝。用乍父寶隣彝。	—	西周早	—	9104	961	金35
130	公 彙	茱亞	五十朋 等	父己	夫册	乙未、公大保買大瑩于茱亞。才 五十朋。公令亢歸茱亞五十朋以 口口鬯口牛一。亞賓亢口金二 匁。亢對亞宜用乍父己。夫 册。	—	西周早	—	—	新1439	—	
131	王 易	蔡	貝十朋	宗彝	—	王才魯。蔡易貝十朋。對揚王 休。用乍宗彝。	—	西周 早中	—	5974	2085	—	
132	西周中期	侯 易	窩	貝等	鬻白 父辛 寶隣 彝	—	隹九月既生霸辛酉。才匱。侯易 鬻貝金。揚侯休、用乍鬻白父 辛寶隣彝。鬻萬年子子孫孫。 寶光用大仔。	西周II A(鼎209)	西周早	山東 壽張	2749	3969	金40
133		侯 賞	攸	貝三朋	父戊 寶隣 彝	—	侯貢攸貝三朋。攸用乍父戊寶隣 彝。啟乍綦。	西周II A(簋234)	西周早	北京 琉璃河	3906	4829	金38付 作器
134	王姜 → 侯王	商	乍册 矢令	貝十朋 等	丁公 寶殷	鳥形 冊	隹王于伐楚。白才炎。隹九月。 既死霸丁丑。乍册矢令隣宜于王 姜。姜商令貝十朋·臣十家·鬲百 人·公尹白丁父兄于戌戊冀嗣 三·令敢揚皇王室。丁公文 報。用韻後人宮。隹丁公報。令 用奔辰于皇王。令敢辰皇王室。 用乍丁公寶殷。用隣史于皇 宗。用鄉王逆遷。用殷寮人。 婦子後人永寶。鳥形冊	西周II A(簋267)	西周早	洛陽	4300 4301	5038	金24
135	王 易	草白 取	貝十朋	朕文 考寶 隣	—	隹王伐遼魚。徂伐津黑。至燎于 宗周。易草白取貝十朋。敢對 揚王休用乍朕文考寶隣。殷其 萬年。子子孫孫其永實用。	西周II B(簋295)	西周早	伝出于 西安	4169	4961	金80付	
136	兮公	窩 孟	貝十朋 等	父丁 寶隣 彝	𧆑	兮公窩孟鬯束·貝十朋。孟對揚 公休用乍父丁寶隣彝。𧆑。	西周II B(卣202)	西周早	伝出于 陝西	5399	2808	金35a	
137	王 易	庚嬴	貝十朋 等	厥文 姑寶 隣彝	—	隹王十月既望、辰才己丑。王迨 于庚嬴宮。王穡庚嬴曆易貝十朋 又丹一辟。庚嬴對揚王休用乍 厥文姑寶隣彝。其子子孫孫。 萬年永實用。	西周II A(卣179)	西周早	—	5426	2828	金80	
138	王 易	公	貝五十 朋	—	—	隹四月初吉甲午。王蒧于嘗、 公東宮內鄉于王。王易公貝五十 朋。公易厥涉子效王休貝廿朋。 效對公休。用乍寶隣彝。烏 庫。效不敢不萬年。爌夜奔走 揚公休。亦其子子孫孫永實。	西周II A(解形尊 10)	西周中	伝出于 洛陽	卣5433 尊6009	2115	金81	
139	公 易	厥涉 子效	王休貝 廿朋	寶隣 彝	—	—	—	—	—	—	—	—	—

140	王易	白懋父	自五鷩貝	—	—	啟東夷大反。白懋父以殷八自征東夷。唯十又一月。遣自營自。述東陰。伐海眉。寧厥復歸才牧自。白懋父承王令。易自遷征自五鷩貝。小臣諱蔑采易貝。用乍寶隙彝。	西周IIA (簋259)	西周早	伝出于 浚県	4238 4239	4997	金63	
141	王?	易	小臣諱	貝	寶隙彝	—	—	—	—	—	—	—	
142	王易	刺	貝卅朋	黃公 隙彝	—	唯五月、王才衣、辰才丁卯。王啻用牡于大室、啻即王。刺即。王易刺貝卅朋。天子萬年。刺對揚王休用乍黃公隙彝。期孫孫子子永寶用。	西周IIB (鼎239)	西周中	—	2776	3981	金97	
143	大昧	易	豈	貝等	父辛 寶隙彝	木羊册	隹六月。既生霸乙卯。王才成周。令豈殷大昧。大昧易豈金貝。用乍父辛寶隙彝。木羊册。	西周IIB ~IIIA (卣221) =西周II B(麟形 尊23)	西周中	陝西 扶風	5403 5996	2812 2107	金補2e
144	白雍父	易	录	貝十朋	文考 乙公 寶隙彝	—	王令或曰。啟、淮夷敢伐內國。女其以成周自氏戊于袖自。白雍父蔑𠂇曆易貝十朋。录拜頤首、對揚白休、用乍文考乙公寶隙彝。	西周IIB (卣199)	西周中	—	5419 5420	2826	金91b
145	公易	品	貝五朋	辛公 殼	—	隹正月。初吉丁卯。品造公。公易品宗彝一徵。易鼎二。易貝五朋。品對揚公休。用乍辛公殼。其萬年孫子寶。	西周IIB (簋281)	西周中	—	4159	4948	金57	
146	王易	不指	貝十朋	寶隙彝	—	隹八月既望戊辰。王才上庚應率裸。不指易貝十朋。不指拜頤首、對揚王休用乍寶隙彝。	西周II (方鼎77)	西周中	陝西 扶風	2735 2736	3961	金補2b	
147	王易	呂夫	貝卅朋	寶斂	—	隹五月既死霸、辰才壬戌。王寢昏大室、呂延于大室。王易呂夫鬯三百、貝卅朋。對揚王休用乍寶斂。子子孫孫永用。	西周II (方鼎80)	西周中	—	2754	3972	金96	
148	公易	旅	貝十朋	父丁 隙彝	𠂔	隹公大保侍來伐反夷。年才十又一月。庚申、公才懿自。公易旅貝十朋。旅用乍父丁隙彝。𠂔。	—	西周中	黃県	2728	3957	金5 作器	
149	王易	義	貝十朋	寶隙益	—	隹十又一月。既生霸甲申。王才魯。卿即邦君。者疾。正。又嗣大射。義蔑曆。眾于王。遂義易貝十朋。對揚王休。用乍寶隙益。子子孫孫其永寶。	—	西周中	陝西 長安	9453	—	—	
150	王噬	戶白	貝十朋	尹姞 寶殼	—	隹王征月初吉、辰才壬寅。戶白戶于西宮、噬貝十朋、敢對揚王休用乍尹姞寶殼。子子孫孫永寶用。	—	西周中	陝西 扶風	—	新667	—	
151	王易	師遽	貝十朋	文考 旄弔 隙殼	—	隹王三祀四月既生霸辛酉、王才周、客新宮。王徂正師氏。王乎師朕、易師遽貝十朋。遞拜頤首。敢對揚天子不休休。用乍文考旄弔隙殼。世孫子永寶。	—	西周中	伝出于 陝西 岐山	4214	4988	金100	
152	王易	穆公	貝廿朋	寶皇 殼	—	隹王初女廟。迺自商自復還至于周口夕。鄉禮于大室。穆公睿口王。今宰口易穆公貝廿朋。穆公對王休。用乍寶皇殼。	—	西周中	—	4191	4969	—	

153	白氏	易	敲	貝五朋等	—	—	唯八月初吉丁亥。白氏寶鼓。易 敲弓矢束馬匹貝五朋。鼓用從。 永揚公休。	—	西周中	—	4099	4912	金93a
154	師淮父	易	耜	貝卅等	文考日乙寶隙彝	戊	稻從師淮父、戊于古自。蔑暦易 貝卅等。稻拜頤首。對揚師淮父 休用乍文考日乙寶隙彝。其子 子孫。永寶。戊。	—	西周中	—	5411	2821	金90c
155	王	易	鬲	貝	父甲寶隙彝	—	鬲易貝于王。用乍父甲寶隙 彝。	—	西周中	—	5956	2072	—
156	王	易	懋	貝	父丁寶壺	—	隹八月既死霸戊寅、王才葬京。 灤宮。寢令史懋路策。咸。王呼 伊白易懋貝。懋拜頤首對王休。 用乍父丁寶壺。	—	西周中	—	9714	1799	—
157	王	?	鮮	貝廿朋等	—	—	隹王卅又四祀。唯五月既望戊 午。王才葬京。啻于瑩王。鮮 蔑暦。裸王朝裸玉三品·貝廿 朋。對王休用乍子孫其永寶。	—	西周中	—	10166	5404	—
158	王	易	小臣靜	貝五十朋	父丁寶隙彝	—	隹十又三月。王客葬京。小臣 靜卽事、王易貝五十朋、揚天 子休、用乍父丁寶隙彝。	—	西周中	—	—	2813 新1960	金84b
159	王	易	再身	貝卅朋等	文考釐公隙彝	—	隹王十又一月初吉丁亥、王才 姑。王弗忘應公室。●寶再身。 易貝卅朋·馬三匹。再對揚王不 顯休質。用乍文考釐公隙彝。 其萬年用夙夜明享。其永寶。	—	西周中	—	—	4989	—
160	晉侯	休	口	貝十朋等	寶毀	—	隹七月初吉丙申。晉侯令口追于 廟休又禽侯釐口祿育毋戈弓矢 束貝十朋受茲休用乍寶毀。其孫 孫子子永用。	—	西周中	—	—	新1445	—
161	王	賓	土山	貝等	文考釐中寶隙般盃	—	隹王十又六年九月既生霸甲申。 王才周新宮。王各大室卽立。 士山入門立中廷北卿、王乎乍冊 尹冊令士曰。于入葬侯偕口口 口口服眾大虛服履六孳服革侯 口口寶貝金山拜頓首。敢對揚 天子子不顯休用乍文考釐中寶 隙般盃。山其萬年永用。	—	西周中	—	—	新1555	冊命
162	王	易	再	貝卅朋等	文考釐公寶隙	—	隹王十又一月初吉丁亥、王才 姑。王弗忘應公室、滅宮再身易 貝卅朋·馬四匹。再對揚王不顯 休。室用乍文考釐公寶隙。其 萬年用夙夜明享其永寶。	—	西周中	—	—	新1606	—
163	王	易	𠂇老來	貝廿朋等	寶毀	—	隹十又一月既生霸卯申、王才周 康宮、鄉醴。來郜。王蔑𠂇老 來暦、易五十又二數·貝廿朋。 來拜頓首曰。天子其萬年來其 永老妾來、敢對揚王休、用乍 寶毀。其孫孫子子用。	—	西周中	—	—	新1958 新1959	—
164	西周後期	王	齋	𠂇士	貝卅朋等	寶隙彝	隹十又四月、王肅大冊赤。才 成周咸収王乎殷卑士、齋弔矢以 口衣·車馬·貝卅朋、敢對王休用 乍寶隙彝。其萬年對揚王光𠂇 士。	—	西周晚	山西天 馬曲村	—	新915	—
165		王?	噬	敖弔	貝十朋	寶毀	隹王三月。初吉癸卯。敖弔微 于西宮。噬貝十朋。用乍寶 毀。子子孫孫。其萬年永寶 用。	—	西周晚	—	4130	—	—

166	王	釐	敵	貝五十朋等	障殷	-	隹王十月、王才成周。南淮夷遷及內伐淮昴參泉裕甸陰陽洛。王令敵追罿于上洛𤞤谷。至于伊、班。長檮𠂇首百·執訊四十、奪守人四百。獻于炎白之所。于憲衣諱、復付厥君。隹王十又一月、王各子成周大廟。武公入右敵、告禽馘百·訊四十。王蔑敵脣、事尹氏受。釐敵圭章·筭·貝五十朋。易田于畝五十田、于早五十田。敵敢對揚天子休用作障殷。敵其禩年。子子孫孫永寶用。	-	西周晚	-	4323	5051	金164
167	王 妃	易	僕 侃 母	貝	寶壺	-	王妃易僕侃母貝。揚妃休用乍寶壺。	-	西周晚	-	9646	1767	-
168 不明	王	易	嬴 氏	貝	公寶 障彝	-	丙戌、王格于公室。嬴氏蔑脣、易貝、用乍公寶障彝。	-	-	-	-	-	金80付
169	白 口 父	易	彖	貝十朋	文考 乙公 寶障 彝	-	王令戎曰、叡淮夷敢伐內國、女其以成周師氏戌于口自。白口父蔑彖脣、易貝十朋、彖拜頓首、對揚白休用乍文考乙公寶障彝。	-	-	-	-	新1961	-

注1 本表は宝貝に関する金文を収集・整理したものである。出典は林編年・収録・引得。黄然偉『殷周史料論集』(三聯書店、1995)も適宜参照。「林編年」は林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究 殷周青銅器綜覽1』(吉川弘文館、1984年)、「編年」と「収録」は中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成叢文』(香港中文大学中国文化研究所、2001年)、「引得」は教育部人文社会科学重点研究基地・華東師範大学中国文字研究与應用中心編『金文引得(殷商西周卷)』(広西教育出版社、2001年)、当該欄の「新+数字」は鍾柏生・黄銘崇・陳昭容・袁国華編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』(芸文印書館、2006年)による。

注2「出土」は青銅器出土地。「備考」には白川静の『金文通釋』の収録番号(金+番号)と『殷文札記』の収録番号(殷+番号)を付した。また金文が「亞」字形内に記されている場合は「亞内」、金文に作器者が明記されている場合は「作器」、金文が左上から書き始められている場合は「左上」、偽器の可能性がとりわけ高いものは「偽?」と注記した。

〔付表3〕前漢・新における錢と黃金の授受

	年号	錢・黃金	授者	受者	理由	詳細	出典	
高祖	1 漢1	金百溢	高祖	張良	賜与	沛公爲漢王、王巴蜀。漢王賜良金百溢・珠二斗、良具以獻項伯。	s55 k40	
	2 漢1~7	金二十溢	項羽	陳平	軍功	漢王還定三秦而東…項羽乃以（陳）平爲信武君、將魏王咎客在楚者以往、擊降殷王而還。項王使項悍拜平爲都尉、賜金二十溢。	s56 k40	
	3 漢1~7	四萬斤 s56: 黃金 四萬斤	高祖	陳平	策略	予陳平金四萬斤、以閒疏楚君臣。	s8 s56	
	4 高祖6	金五百斤 k1: 黃金五百斤	高祖	家令	賜与	高祖五日一朝太公、如家人父子禮。太公家令說太公曰「…如此、則威重不行」。後高祖朝、太公擁篲、迎門卻行。…於是高祖乃尊太公爲太上皇。心善家令言、賜金五百斤。	s8 k1	
	5 高祖6?	黃金五百斤 k1: 金五百斤	高祖	田肯	賜与	田肯…說高祖曰「…夫齊、東有琅邪・即墨之饒、南有泰山之固、西有濁河之限、北有勃海之利…故此東西秦也。非親子弟、莫可使王齊矣」。高祖曰「善」。賜黃金五百斤。	s8 k1	
	6 漢7	金五百斤	高祖	叔孫通	賜与	(叔孫通の定めた礼法施行) …於是高帝曰「吾迺今日知爲皇帝之貴也」。迺拜叔孫通爲太常、賜金五百斤。…叔孫通出、皆以五百斤金賜諸生。	s99 k43	
		五百斤金 k43: 五百	叔孫通	諸生	賜与			
	7 高祖10	金	高祖	豨將	策略	趙相國陳豨反代地。上…聞豨將皆故賈人也。上曰「吾知所以與之」。乃多以金啗豨將、豨將多降者。	s8	
	8 高祖12	金五十斤 k1: 黃金五十斤	高祖	醫	賜与	高祖擊布時、爲流矢所中…呂后迎良醫…高祖嫚罵之曰「…命乃在天、雖扁鵲何益」。遂不使治病、賜金五十斤罷之。	s8 k1	
呂后	高祖12	錢萬	惠帝	外郎不滿二歲 & 謁者、執楯、執載、武士、驕不滿二歲)	慶事	高祖崩。五月丙寅、太子即皇帝位、尊皇后曰皇太后。賜民爵一級。中郎・郎中滿六歲爵三級、四歲二級。外郎滿六歲二級。中郎不滿一歲一級。外郎不滿二歲賜錢萬。宦官尚食比郎中。謁者・執楯・執載・武士・驕比外郎。太子御駿乘賜爵五大夫、舍人滿五歲二級。賜給喪事者、二千石錢二萬、六百石以上萬、五百石・二百石以下至佐史五千。視作斥上者、將軍四十金、二千石二十金、六百石以上六金、五百石以下至佐史二金。	k2	
		錢二萬						
		萬						
		五千						
		四十金			陵墓 造營			
		二十金						
		六金						
		二金						
	10 呂后8	千金 以秩賜金	呂后遺詔	諸侯王 將相列侯 郎吏	遺詔	高后崩、遺詔賜諸侯王各千金、將相列侯郎吏皆以秩賜金。大赦天下。	s9 k3	
	11 不明	千斤金	呂后	張卿	賜与	張卿…乃風大臣語太后、太后朝、因問大臣。大臣請立呂產爲呂王。太后賜張卿千斤金。	s51	

文帝 12	文帝1	金五千斤	文帝	周勃	軍功	(呂氏討伐後) 益封太尉勃萬戶、賜金五千斤。丞相陳平・灌將軍嬰邑各三千戶・金二千斤。朱虛侯劉章・襄平侯通・東牟侯劉興居邑各二千戶・金千斤。封典客揭爲陽信侯、賜金千斤。	s10 s57 k40 k99上
		金二千 s56, k40: 金千斤					s10 s56 k4 k40
		金二千斤 s95, k41: 金千斤					s10 k4 k41
		金千斤					s10 s52 k4
		金千斤					s10 k4
		金千斤					s10 k4
		金千斤					s10 k4
13	文帝2?	金錢	文帝	竇廣國	賜与	竇皇后兄竇長君、弟曰竇廣國、字少君。少君年四・五歲時…爲人所略賣…聞竇皇后新立…上書自陳。竇皇后言之於文帝、召見…果是。…乃厚賜田宅金錢、封公昆弟、家於長安。	s49
14	文帝 16?	累千金	文帝	新垣平	賜与	新垣平以望氣見上…文帝親拜霸渭之會、若光輝然屬天焉。…於是貴平上大夫、賜累千金。	s28 k25
15	後元7	金錢…各 有差	文帝遺詔 or 景帝	諸侯王以 下至孝悌 力田	賜与 or 遺詔	賜諸侯王以下至孝悌力田金錢帛各有數。	k4
16	不明	金錢	文帝	羣臣張武 等	賜与	羣臣如張武等受賂遺金錢、覺、上乃發御府金錢賜之、以愧其心、弗下吏。	s10
17	不明	金五十斤	慎夫人	袁盎	賜与	上幸上林、皇后・慎夫人從。…袁盎引卻慎夫人坐。…上亦怒…。盎因前說曰、「臣聞尊卑有序則上下和。…陛下獨不見人彘乎」。於是上乃說、召語慎夫人。慎夫人賜盎金五十斤。	s101
18	不明	累巨萬 s125: 巨萬 以十數。 k42: 累鉅	文帝	鄧通	賜与	是時太中大夫鄧通方隆愛幸、賞賜累巨萬。	s96 s125 k42
景帝 19	景帝3	金五千斤	吳王濞	能斬捕大 將者 列將 裨將 二千石 千石 如得二千 石、其小吏	軍功	孝景帝三年正月甲子、初起兵於廣陵。發使遺諸侯書曰「…能斬捕大將者、賜金五千斤、封萬戶。列將、三千斤、封五千戶。裨將、二千斤、封二千戶。二千石、千斤、封千戶。千石、五百斤、封五百戶。皆爲列侯。其以軍若城邑降者、卒萬人、邑萬戶、如得大將、人戶五千。如得列將、人戶三千。如得裨將、人戶千。如得二千石、其小吏皆以差次受爵金。佗封賜皆倍軍法」。	s106
		三千斤					
		二千斤					
		金千斤					
		金五百斤					
		金					
20	景帝3	金千斤	景帝	竇嬰	賜与	吳楚反。…乃拜嬰爲大將軍、賜金千斤。嬰乃言袁盎・繫布諸名將賢士在家者進之。所賜金、陳之廊廡下、軍吏過、輒令財取爲用、金無入家者。	s107 k52
21	景帝5	錢二十萬	景帝	民	徙民	募徙陽陵、予錢二十萬。	s11 k5
22	後元3	k5: 黃金二 斤 百錢	景帝遺詔	吏二千石 天下戶 k5: 吏民戶	遺詔	孝景皇帝崩。遺詔賜諸侯王以下至民爲父後爵一級、天下戶百錢。出宮人歸其家、復無所與。k5: 遺詔賜諸侯王列侯馬二駟、吏二千石黃金二斤、吏民戶百錢。出宮人歸其家、復終身。	s11 k5

	23	不明	千金	梁孝王	公孫詭	賜与	公孫詭多奇邪計、初見王、賜千金、官至中尉。	s58 k47
	24	不明	可直千餘金	太后・長公主	韓安國	賜与	梁孝王、景帝母弟、竇太后愛之。…天子聞之、心弗善也。太后知帝不善、乃怒梁使者、弗見、案責王所爲。韓安國…言…、帝心乃解、而免冠謝太后曰「兄弟不能相教、乃爲太后造謠」。悉見梁使、厚賜之。…太后・長公主更賜安國可直千餘金。	s108
武帝	25	不明	金百斤	太后	郅都	賜与	郅都…嘗從入上林、賈姬在廁、野彘入廁、…上欲自持兵救賈姬、都伏上前曰「亡一姬復一姬進、天下所少寧姬等邪。陛下縱自輕、奈宗廟太后何」。…太后聞之、賜都金百斤、上亦賜金百斤。	k90
			金百斤	景帝	郅都	賜与		
武帝	26	武帝初～太始4	錢	武帝	東方朔	賜与	東方生名朔…數召至前談語、人主未嘗不說也。時詔賜之食於前。飯已、盡懷其餘肉持去、衣盡汙。數賜繢帛、檐揭而去。徒用所賜錢帛、…所賜錢財盡索之於女子。	s126
	27	武帝初～太始4	錢財	武帝	東方朔	賜与	朔曰、…遠方當來歸義…其後一歲所、匈奴混邪王果將十萬衆來降漢。乃復賜東方生錢財甚多。	s126
	28	建元2	累千金	武帝	衛青	賜与	建元二年春、青姊子夫得入宮幸上…有身。…上…乃召(衛)青爲建章監、侍中、及同母昆弟貴、賞賜數日間累千金。	s111 k55
	29	建元2～	千金	武帝	衛青	軍功	大將軍既還、賜千金。是時王夫人方幸於上。甯乘說大將軍曰「…今王夫人幸而宗族未富貴、願將軍奉所賜千金爲王夫人親壽」。大將軍乃以五百金爲壽。天子聞之、問大將軍、大將軍以實言、上乃拜甯乘爲東海都尉。S126:甯乘を東郭先生に作る。	s111 k55
	30	建元3	黃金百斤	武帝	東方朔	賜与	因奏『泰階』之事、上乃拜朔爲太中大夫給事中、賜黃金百斤。	k65
	31	建元3	錢二十萬	武帝	徙茂陵者	徙民	賜徙茂陵者戶錢二十萬・田二頃。	k6
	32	建元6?	金錢	竇太后遺詔	長公主嫖	遺詔	竇太后後孝景帝六歲崩、合葬霸陵。遺詔盡以東宮金錢財物賜長公主嫖。K97上の顔注に元光は建元の誤である。	s49 k97上
	33	建元	黃金三十	武帝	東方朔	賜与	賜朔黃金三十斤。董君之寵由是日衰。	k65
	34	元朔5?	黃金二十餘萬斤	武帝	捕斬首虜之士	軍功	漢遣大將將六將軍、軍十餘萬、擊右賢王、獲首虜萬五千級。…捕斬首虜之士受賜黃金二十餘萬斤。	s30 k24
	35	元狩2	凡百餘巨萬	武帝	受賞賜及有功之士	軍功	驃騎仍再出擊胡、獲首四萬。其秋、渾邪王率數萬之衆來降、於是漢發車二萬乘迎之。…受賞賜及有功之士。是歲費凡百餘巨萬。	s30 k24
	36	元狩2?	累千金	武帝	金日磾	賜与	日磾既親近、未嘗有過失、上甚信愛之、賞賜累千金。	k68
	37	元狩3	數十巨萬	武帝	霍去病ら	軍功	渾邪王與休屠王等謀欲降漢…渾邪王裨將見漢軍而多欲不降者、頗遁去。驃騎…斬其欲亡者八千人、遂獨遣渾邪王乘傳先詣行在所…降者數萬、號稱十萬…天子所以賞賜者數十巨萬。	s111 k55
	38	元狩3	黃金百斤	武帝	趙食其	軍功	趙食其…以主爵都尉從大將軍、斬首六百六十級。元狩三年、賜爵關內侯、黃金百斤。	k55
	39	元狩4	五十萬金	武帝	兵ら	軍功	大將軍・驃騎大出擊胡、得首虜八九萬級、賞賜五十萬金。	s30 k24
	40	元狩4	黃金百斤	武帝	遂成	賜与	唯西河太守常惠、雲中太守遂成受賞、遂成秩諸侯相、賜食邑二百戶、黃金百斤、惠爵關內侯。	k55
	41	元狩6	金	武帝	丞相～吏二千石	賜与	賜丞相以下至吏二千石金、千石以下至乘從者帛、蠻夷錦各有差。	k6
	42	元鼎4	黃金十斤	武帝	壽王	賜与	及汾陰得寶鼎、武帝嘉之…。壽王對曰「…此天之所以與漢、乃漢寶、非周寶也」。上曰「善」。…是日、賜壽王黃金十斤。	k64上

昭帝	43	元鼎5	金萬斤	武帝	欒大	聘物	乃拜（欒）大爲五利將軍。居月餘、得四金印、…賜列侯甲第・僮千人。乘輿斥車馬帷帳器物以充其家。又以・長公主妻之、齎金萬斤、更名其邑曰當利公主。	s12 s28
	44	元鼎6	金六十斤 k24, k58: 黃金四十斤	武帝	卜式	賜与	齊相卜式上書曰「…南越反、臣願父子與齊習船者往死之」。天子下詔曰「卜式雖躬耕牧、不以爲利、有餘輒助縣官之用。今天下不幸有急、而式奮願父子死之、雖未戰、可謂義形於內、賜爵關內侯・金六十斤・田十頃」。	s30 k24 k58
	45	元鼎?	黃金再百斤	武帝	桑弘羊	賜与	弘羊又請令吏得入粟補官、及罪人贖罪。令民能入粟甘泉各有差、以復終身、不告緝。…一歲之中、太倉・甘泉倉滿。邊餘穀諸物均輸帛五百萬匹。民不益賦而天下用饒。於是弘羊賜爵左庶長、黃金再百斤焉。	s30
	46	元封1	錢金以巨萬計 k24: 巨→鉅	武帝	民?	賜与	天子北至朔方、東到太山、巡海上、並北邊以歸。所過賞賜、用帛百餘萬匹、錢金以巨萬計、皆取足大農。	s30 k24
	47	太初3	直四萬金	武帝	士卒	軍功	貳師之伐宛也、…天子爲萬里而伐宛、不錄過、封廣利爲海西侯。又封身斬郁成王者騎士趙弟爲新時侯。軍正趙始成爲光祿大夫、上官桀爲少府、李哆爲上黨太守。軍官吏爲九卿者三人、諸侯相・郡守・二千石者百餘人、千石以下千餘人。奮行者官過其望、以適過行者皆紓其勞。士卒賜直四萬金。	s123
	48	太始3	五千錢	武帝	行所過戶	巡幸	（武帝）行幸…。冬、賜行所過戶五千錢、鰥寡孤獨帛人一匹。	k6
	49	後元2	錢二百萬	武帝	順成侯有姊君姁	賜与	昭帝即位、追尊鉤弋健仔爲皇太后、發卒二萬人起雲陵、邑三千戶。追尊外祖趙父爲順成侯、詔右扶風置園邑二百家、長丞奉守如法。順成侯有姊君姁、賜錢二百萬、奴婢第宅以充實焉。諸昆弟各以親疏受賞賜。趙氏無在位者、唯趙父追封。	k67上
	50	武帝初	金幣	武帝	烏孫王	國外	始張騫言烏孫本與大月氏共在敦煌間。今烏孫雖彊大、可厚賂招、令東居故地、妻以公主、與爲昆弟、以制匈奴。…武帝即位、令騫齎金幣往。	k96下
	51	武帝期	金千斤	武帝	平陽主	賜与	平陽主求諸良家子女十餘人、飾置家。武帝…望見、獨說衛子夫。…得幸。…賜平陽主金千斤。	s49
	52	不明	錢二百萬	武帝	蘇嘉 (長君)	葬送	前長君爲奉車、從至雍棫陽宮、扶輦下除、觸柱折轍、効大不敬、伏劍自刎、賜錢二百萬以葬。	k54
	53	不明	或數千萬	武帝	卜筮者	賜与	至今上即位…會上欲擊匈奴、西攘大宛、南收百越、卜筮至預見表象、先圖其利。…上尤加意、賞賜至或數千萬。	s128
	54	不明	錢凡九千	陳皇后	醫	賜与	陳皇后求子、與醫錢凡九千萬、然竟無子。	k49
	55	不明	錢千萬	武帝	脩成君 & 王太后?	賜与	王太后在民間時所生一女者、父爲金王孫。…武帝已立…自往迎取之。武帝奉酒前爲壽、奉錢千萬、奴婢三百人・公田百頃、甲第、以賜姊。	k49 k97上
	56	不明	錢百萬	卓王孫	司馬相如	聘物	卓王孫不得已、分予文君僮百人・錢百萬、及其嫁時衣被財物。文君乃與相如歸成都、買田宅、爲富人。	s117
	57	不明	金錢	淮南王劉安	田蚡	賜与	蚡…謂安曰「上未有太子。…非大王立、尚誰立哉」。淮南王大喜、厚遺金錢財物。	k52
	58	始元1	金錢各有差	昭帝	諸侯王、列侯、宗室	慶事	黃鵠下建章宮太液池中…。賜諸侯王・列侯・宗室金錢各有差。	k7
	59	始元1	錢百萬	昭帝	雋不疑	軍功 or 賜与	齊孝王孫劉澤謀反、欲殺青州刺史雋不疑、發覺皆伏誅。遷不疑爲京兆尹、賜錢百萬。	k7 k71
	60	始元3	錢	昭帝	民(徙民)	徙民	秋、募民徙雲陵、賜錢・田宅。	k7

61	始元4	錢…各有差	昭帝	長公主，丞相，將軍，列侯，中二千石～郎吏，宗室	慶事	春…立皇后上官氏。赦天下。…夏六月、皇后見高廟。賜長公主・丞相・將軍・列侯・中二千石以下及郎吏・宗室、錢帛各有差。	k7	
62	始元4	錢十萬	昭帝	富人	徙民	徙三輔富人雲陵、賜錢戶十萬。	k7	
63	始元6	錢百萬 k54：錢二百萬	昭帝	蘇武	賜与 or 軍功	蘇武前使匈奴、留單于庭十九歲乃還、奉使全節、以武爲典屬國、賜錢百萬。K54：拜爲典屬國、秩中二千石、賜錢二百萬・公田二頃・宅一區。常惠・徐聖・趙終根皆拜爲中郎、賜帛各二百匹。其餘六人老歸家、賜錢人十萬、復終身。	k7 k54	
64	始元6	k54：錢十萬		其餘六人				
65	元鳳2	人錢二十萬	昭帝	宗室子	慶事	上自建章宮徙未央宮、大置酒。賜郎從官帛、及宗室子錢人二十萬。吏民獻牛酒者賜帛一人匹。	k7	
66	元鳳4	金（黃金）	昭帝	樓蘭王	國外	（傳）介子與士卒俱齋金幣、揚言以賜外國爲名。至樓蘭…謂曰「漢使者持黃金錦繡行賜諸國、王不來受、我去之西國矣」。	k70 k96上	
67	元鳳4	金	昭帝	諸侯王，丞相，大將軍，列侯，宗室～吏民	慶事	帝加元服、見于高廟。賜諸侯王・丞相・大將軍・列侯・宗室下至吏民金帛牛酒各有差。賜中二千石以下及天下民爵。毋收四年・五年口賦。三年以前逋更賦未入者、皆勿收。令天下酺五日。	k7	
68	元鳳5	金錢 k7：錢二千萬，黃金二百斤 k63：錢二千萬，黃金二千斤	昭帝	廣陵王胥	賜与	會孝武帝崩、孝昭帝初立、先朝廣陵王胥、厚賞賜金錢財幣、直三千餘萬、益地百里、邑萬戶。k7：廣陵王來朝、益國萬一千戶、賜錢二千萬・黃金二百斤・劍二・安車一・乘馬二駒。k63：昭帝初立、益封胥萬三千戶。元鳳中、入朝、復益萬戶、賜錢二千萬・黃金二千斤、安車駒馬寶劍。	s60 k7 k63	
69	元平1	黃金二百斤	昭帝	蔡義	賜与	拜爲少府、遷御史大夫、代楊敞爲丞相、封陽平侯、以定策安宗廟益封、加賜黃金二百斤。	k66	
70	元平1	黃金千斤	昌邑王	侍中君卿	賜与	爲書曰「皇帝問侍中君卿。使中御府令高昌奉黃金千斤、賜君卿取十妻」。	k68	
71	元平1	金錢	昭帝	與遊戲者	賜与	發御府金錢刀劍玉器采繪、賞賜所與遊戲者。	k68	
72	元平1	金錢	昭帝	諸侯王以下、至吏民鳏寡孤獨	慶事	立皇后許氏。賜諸侯王以下金錢、至吏民鳏寡孤獨各有差。	k8	
73	不明	錢三千萬	昭帝	燕王旦	賜与	（燕王）復…上書言「竊見孝武皇帝躬聖道…請立廟郡國」。…時大將霍光秉政、褒賜燕王錢三千萬、益封萬三千戶。	k63	
宣帝	74	本始1 ～	黃金前後五千斤	宣帝	廣陵王胥	賜与	賜胥黃金前後五千斤、它器物甚衆。	k63
	75	本始2?	黃金七千斤，錢六千萬	宣帝	霍光	賜与	孝宣皇帝…下詔曰「夫褒有德、賞元功、古今通誼也。大司馬大將軍光宿衛忠正、宣德明恩、守節秉誼、以安宗廟。其以河北・東武陽益封光萬七千戶」。與故所食凡二萬戶。賞賜前後黃金七千斤・錢六千萬・雜繪三萬疋・奴婢百七十人・馬二千疋・甲第一區。	k68
	76	本始3	金	宣帝	烏孫貴人有功者	國外	復遣（常）惠持金幣還賜烏孫貴人有功者。 k96下：漢遣（常）惠持金幣賜烏孫貴人有功者。	k70
	77	本始4	金錢	宣帝	丞相～郎吏從官	慶事	立皇后霍氏。賜丞相以下至郎吏從官金錢帛各有差。赦天下。	k8
	78	本始4	棺錢	宣帝	死者	葬送	關東西十九郡同日地動、或山崩、壞城郭室屋、殺六千餘人。上乃素服、避正殿、遣使者弔問吏民、賜死者棺錢。	k75
	79	本始～元康	黃金三十斤	宣帝	張敞	賜与	勃海・膠東盜賊並起、敞上書自請治之…天子徵敞、拜膠東相、賜黃金三十斤。	k76

80	地節2	金錢	宣帝	霍光	葬送?	光薨、上及皇太后親臨光喪。…中二千石治莫府冢上。賜金錢・緝絮・繡被百領・衣五十襲・璧珠璣玉衣・梓宮・便房…。	k68
81	地節2 ～五鳳 年	黃金二十 斤	宣帝	杜延年	賜与	延年乃選用良吏、捕擊豪強、郡中清靜。…上使謁者賜延年璽書・黃金二十斤。	k60
82	地節3	黃金千斤	宣帝	廣陵王	慶事	立皇太子、大赦天下。賜御史大夫爵關內侯、中二千石爵右庶長、天下當爲父後者爵一級。賜廣陵王黃金千斤、諸侯王十五人黃金各百斤、列侯在國者八十七人黃金各二十斤。	k8
		黃金百斤		諸侯王十五人			
		黃金二十 斤		列侯在國者八十七人			
83	地節3	金百斤	宣帝	賢老	慶事	立太子、五月甲申賢老賜金百斤（「五月…百斤」は倒書）。	s22
84	地節3	金	宣帝	丞相賢	退職	丞相賢賜金免。	k19
85	地節3	黃金百斤	宣帝	韋賢	退職	以老病乞骸骨、賜黃金百斤、罷歸、加賜第一區。	k72
86	地節～	黃金百斤	宣帝	夏侯勝	賜与	勝…受詔撰『尚書』『論語說』、賜黃金百斤。年九十卒官、賜家塋、葬平陵。太后賜錢二百萬、爲勝素服五日、以報師傅之恩、儒者以爲榮。	k75
		錢二百萬			葬送		
87	元康2	錢	宣帝	丞相以下至郎從官	慶事	立皇后王氏。賜丞相以下至郎從官錢帛各有差。	k8
88	元康2	金二十斤	宣帝	狂王	賜与	漢遣中郎將張遵持醫藥治狂王、賜金二十斤・采繪。	k96下
89	元康4	黃金百斤	宣帝	故右扶風尹翁歸子	賜与	賜故右扶風尹翁歸子黃金百斤、以奉其祭祀。又賜功臣適後黃金、人二十斤。	k8
		黃金二十		功臣適後	賜与		
90	元康4	黃金十斤	宣帝	縕曾孫長安公士禹	賜与	縕曾孫長安公士禹詔賜黃金十斤復家、死、亡子、復免。	k16
91	元康4	黃金十斤	宣帝	喜玄孫茂陵不更孟嘗	賜与	喜玄孫茂陵不更孟嘗詔賜黃金十斤、復家。	k16
92	元康4	黃金十斤	宣帝	盼曾孫猗氏大夫胡	賜与	盼曾孫猗氏大夫胡詔賜黃金十斤、復家。	k16
93	元康4	黃金十斤	宣帝	武孫霸陵公乘談	賜与	武孫霸陵公乘談詔賜黃金十斤、復家、亡子、絕。	k16
94	元康4	黃金十斤	宣帝	卿玄孫昌上造光	賜与	卿玄孫昌上造光詔賜黃金十斤、復家。	k16
95	元康4	錢五十萬	宣帝	衛青孫	賜与	詔賜青孫錢五十萬、復家。	k18
96	元康4?	黃金二十 斤	宣帝	疏廣	退職	疏廣…父子並爲（太子）師傅。皇太子年十二、通『論語』『孝經』。廣…曰「吾聞知足不辱…歸老故鄉…不亦善乎」。…廣遂稱篤、上疏乞骸骨。上以其年篤老、皆許之、加賜黃金二十斤、皇太子贈以五十斤。	k71
		五十斤					
97	元康4	黃金百斤	宣帝	尹翁歸	賜与	（尹翁歸）病卒。家無餘財、天子賢之、制詔御史「…朕甚憐之。其賜翁歸子黃金百斤、以奉其祭祀」。	k76
98	神爵1	黃金百斤	宣帝	故大司農朱邑子	賜与	賜故大司農朱邑子黃金百斤、以奉祭祀。（朱邑）卒。天子閔惜、下詔稱揚曰「大司農邑、廉潔守節…可謂淑人君子。遭離凶災、朕甚閔之。其賜邑子黃金百斤、以奉其祭祀」。	k8 k89
99	神爵4	黃金百斤 k90:金	宣帝	黃霸	賜与	黃霸…爲揚州刺史、潁川太守。善化、男女異路、耕者讓畔、賜黃金百斤、秩中二千石。s96:賜爵關內侯・黃金百斤。k8:秩中二千石、賜爵關內侯、黃金百斤。及潁川吏民有行義者爵、人二級、力田一級、貞婦順女帛。k89:賜爵關內侯、黃金百斤、秩中二千石。而潁川孝弟有行義民・三老・力田、皆以差賜爵及帛。k90:時黃霸在潁川以寬恕爲治、郡中亦平。…下詔稱揚其行、加金爵之賞。	s20 s96 k8 k89 k90

100	神爵~甘露	黃金二十斤	宣帝	嚴延年	賜与	(嚴延年) 竊竟其姦、誅殺各數十人。郡中震恐、道不拾遺。…遷河南太守、賜黃金二十斤。豪彊脅息、野無行盜、威震旁郡。	k90	
101	神爵	錢四十萬 十五萬錢 二萬 三千 千錢	宣帝	斬大豪有罪者一人 斬中豪有罪者一人 斬下豪有罪者一人 斬大男有罪者一人 斬女子及老小有罪者	軍功	先零…果反。…充國…告種豪「大兵誅有罪者、明白自別、毋取并滅。天子告諸羌人、犯法者能相捕斬、除罪。斬大豪有罪者一人、賜錢四十萬。中豪十五萬、下豪二萬、大男三千、女子及老小千錢、又以其所捕妻子財物盡與之」。	k69	
102	五鳳3~5?	黃金百斤	宣帝	杜延年	退職	五鳳中…是時四夷和、海內平、延年視事三歲、以老病乞骸骨、天子優之、使光祿大夫持節賜延年黃金百斤・酒、加致醫藥。	k60	
103	甘露2	黃金六十斤	宣帝	趙充國	退職	充國乞骸骨、賜安車駟馬・黃金六十斤、寵就第。	k69	
104	甘露2	金錢	宣帝	諸侯王、丞相、將軍、列侯、中二千石	慶事	詔曰「乃者鳳皇甘露降集、黃龍登興、醴泉滂流、枯槁榮茂、神光並見、咸受禎祥。其赦天下。減民算三十。賜諸侯王・丞相・將軍・列侯・中二千石金錢各有差。賜民爵一級、女子百戶牛酒、鳏寡孤獨高年帛」。	k8	
105	甘露2	黃金二十斤、錢二十萬	宣帝	呼韓邪單于	國外?	呼韓邪單于…朝天子于甘泉宮、漢寵以殊禮、位在諸侯王上、贊謁稱臣而不名。賜以冠帶衣裳、黃金璽鑾綬・玉具劍・佩刀・弓一張・矢四發・棨戟十・安車一乘・鞍勒一具・馬十五匹・黃金二十斤・錢二十萬・衣被七十七襲・錦繡綺縠雜帛八千匹・絮六千斤。…單于就邸、留月餘、遣歸國。	k94下	
106	宣帝初	黃金	宣帝	龔遂	賜与	宣帝即位、久之、渤海左右郡歲飢、盜賊並起…丞相御史舉遂可用…加賜黃金、贈遣乘傳。至渤海界。	k89	
107	不明	黃金二百斤	宣帝	犁汗王	國外	屬國千長義渠王騎士射殺犁汗王、賜黃金二百斤・馬二百匹、因封為犁汗王。	k94上	
108	不明	錢十萬	宣帝	婢則	賜与	武帝末、巫蠱事起…時宣帝生數月、以皇曾孫坐衛太子事繫、(丙)吉見而憐之。又心知太子無事實…吉擇謹厚女徒、令保養曾孫…婢則令民夫上書、自陳嘗有阿保之功…詔免則為庶人、賜錢十萬。	k74	
109	不明	錢	宣帝	胡組・郭徵卿	賜与	丙吉…選擇復作胡組養視皇孫…令留與郭徵卿並養數月…組・徵卿皆以受田宅賜錢。	k74	
110	不明	黃金五十斤	憲王	張博	賜与	憲王有外祖母。舅張博…到淮陽、王賜之少。…令弟光恐云「王遇大人益解、博欲上書為大人乞骸骨去」。王乃遣人持黃金五十斤送博。	k80	
元帝	111	初元1	黃金 錢	元帝 or 宣帝遺詔	諸侯王、公主、列侯 吏二千石以下	賜与 or 遺詔	孝宣皇帝葬杜陵。賜諸侯王・公主・列侯黃金、吏二千石以下錢帛、各有差。大赦天下。	k9
	112	初元1~	黃金二百斤	元帝	孔霸	賜与	元帝即位、徵霸、以師賜爵關內侯、食邑八百戶、號成君、給事中、加賜黃金二百斤・第一區、徙名數于長安。	k81
	113	初元2	錢二十萬 十萬	元帝	列侯 五大夫	慶事	立皇太子。賜御史大夫爵關內侯、中二千石右庶長、天下當為父後者爵一級、列侯錢各二十萬、五大夫十萬。	k9
	114	永光1	黃金六十斤	元帝	于定國	退職	定國遂稱篤…上乃賜安車駟馬・黃金六十斤、寵就第。	k71
	115	永光1	黃金六十斤	元帝	大司馬車騎將軍史高	退職	以歲惡民流、與丞相定國・大司馬車騎將軍史高俱乞骸骨、皆賜安車駟馬・黃金六十斤、寵。	k71

116	永光1	金	元帝	丞相定國	退職	丞相定國賜金、安車駟馬免。	k19
117		金	元帝	大司馬嘉	退職	大司馬嘉賜金免。	
118	永光1	黃金	元帝	史高	退職	(史) 高…乞骸骨、賜安車駟馬黃金、罷就第。薨、謚曰安侯。	k82
119	永光2	黃金	元帝	諸侯王、公主、列侯	慶事	詔曰「…今朕…失牧民之術。是皆朕之不明、政有所虧。…其大赦天下、賜民爵一級、女子百戶牛酒、鳏寡孤獨高年・三老・孝弟力田帛」。又賜諸侯王・公主・列侯黃金、中二千石以下至中都官長吏各有差、吏六百石以上爵五大夫、勤事吏各二級。	k9
120	永光3	黃金六十斤	元帝	馮奉世	軍功	下詔曰「羌虜…甚逆天道。左將軍光祿勳奉世前將兵征討、斬捕首虜八千餘級、鹵馬牛羊以萬數。賜奉世爵關內侯、食邑五百戶、黃金六十斤」。裨將・校尉三十餘人、皆拜。	k79
121	建昭3	黃金百斤	元帝	甘延壽、陳湯	賜与	元帝取安遠侯鄭吉故事、封千戶、衡・顯復爭。乃封延壽為義成侯、賜湯爵關內侯・食邑各三百戶、加賜黃金百斤。	k70
122	建昭5?	黃金四十斤+α	元帝	召信臣	賜与	荊州刺史奏信臣為百姓興利、郡以殷富。賜黃金四十斤。遷河南太守、治行常為第一、復數增秩賜金。	k89
123	竟寧1	黃金百斤	元帝	陳湯	賜与	封騎都尉甘延壽為列侯。賜副校尉陳湯爵關內侯・黃金百斤。	k9
124	不明	錢	元帝	孔霸	葬送	及霸薨、上素服臨弔者再、至賜東園祕器錢帛、策贈以列侯禮、謚曰烈君。	k81
125	不明	錢百萬錢	元帝	貢禹	葬送	為御史大夫數月卒、天子賜錢百萬。	k72
126	不明	棺錢	元帝	民?	葬送	(翼) 奉…曰「…今陛下明聖、深懷要道、燭臨萬方、布德流惠、靡有闕遺。罷省不急之用、振救困貧、賦醫藥、賜棺錢」。	k75
127	不明	黃金三十斤	趙王	張博	策略	趙王使謁者持牛・酒・黃金三十斤、勞博、博不受。	k80
128	不明	金二百斤	趙王	張博	聘物	(趙王) 復使人願尚女、聘金二百斤、博未	k80
129	不明	二百萬	淮陽王憲	張博	借金代納	(張) 博言「負責數百萬、願王為償」。王…報博書曰「…今遣有司為子高償責二百萬」。	k80
130	不明	金錢	淮陽王憲	張博	賜与	璽書曰「皇帝問淮陽王。有司奏王、王舅張博數遺王書、非毀政治、謗訕天子、襃舉諸侯、稱引周・湯。以調惑王、所言尤惡、悖逆無道。王不舉奏而多與金錢…」。	k80
131	不明	錢百萬	元帝	[歐陽生の] 子	賜与 or 葬送	戒其子曰「我死、官屬即送汝財物、慎毋受。汝九卿儒者子孫、以廉潔著、可以自成」。及地餘死、少府官屬共送數百萬、其子不受。天子聞而嘉之、賜錢百萬。	k88
132	建始1	黃金	成帝	諸侯王、丞相、將軍、列侯、王太后、公主、王主、吏二千石	宗廟火災	皇曾祖悼考廟災。…賜諸侯王・丞相・將軍・列侯・王太后・公主・王主・吏二千石黃金、宗室諸官吏千石以下至二百石及宗室子有屬籍者・三老・孝弟力田・鰥寡孤獨錢帛各有差、吏民五十戶牛酒。詔曰「乃者火災降於祖廟…咎孰大焉。…其大赦天下、使得自新」。	k10
		錢		宗室諸官吏千石～二百石、宗室子有屬籍者、三老、孝弟力田、鰥寡孤獨			
133	建始3	金二百斤	成帝	嘉	退職	遣光祿勳詔嘉上印綬免賜金二百斤。	s22
134	建始～陽朔	黃金百斤	成帝	張禹	賜与	禹與鳳並領尚書、內不自安、數病上書乞骸骨、欲退避鳳。上報曰「朕以幼年執政、萬機懼失其中、君以道德為師、故委國政。君何疑而數乞骸骨、忽忘雅素、欲避流言…」。加賜黃金百斤・養牛・上尊酒、太官致餐、侍醫視疾、使者臨問。禹惶恐、復起視事。	k81

135	建始～陽朔	黃金二百斤	成帝	王鳳	賜與	上欲專委任鳳、乃策嘉曰「將軍家重身尊、不宜以吏職自累。賜黃金二百斤、以特進侯就朝位」。	k97下
136	河平1	黃金百斤	成帝	王延世	賜與	上曰「東郡河決、流漂二州、校尉延世隄防三旬立塞。…惟延世長於計策、功費約省、用力日寡、朕甚嘉之。其以延世爲光祿大夫、秩中二千石、賜爵關內侯、黃金百斤」。	k29
137	河平1	黃金百斤	成帝	王延世	賜與	河復決平原、流入濟南・千乘、所壞敗者半建始時、復遣王延世治之。…六月乃成。復賜延世黃金百斤。	k29
138	河平4	錢人二千	成帝	已葬者	葬送	其爲水所流壓死、不能自葬、令郡國給棺槨葬埋。已葬者與錢人二千。	k10
139	河平～陽朔	金四十斤	成帝	陳立	賜與	徙爲天水太守、勸民農桑爲天下最、賜金四十斤。	k95
140	河平～綏和	黃金二十斤	成帝	王尊	賜與	於是制詔御史「東郡河水盛長、毀壞金隄…百姓惶恐奔走。太守身當水衝…以安衆心、吏民復還就作、水不爲災、朕甚嘉之。秩尊中二千石、加賜黃金二十斤」。	k76
141	鴻嘉1	金	成帝	丞相禹	退職	丞相禹賜金、安車駟馬免。	k19
142	鴻嘉1	黃金百斤	成帝	張禹	退職	鴻嘉元年以老病乞骸骨、上加優再三、乃聽許。賜安車駟馬・黃金百斤、罷就第、以列侯	k81
		前後數千萬	成帝		賜與	朝朔望、位特進、見禮如丞相、置從事史五人、益封四百戶。天子數加賞賜前後數千萬。	
143	鴻嘉1?	累千金	成帝	史丹	賜與	丹盡得父財、身又食大國邑、重以舊恩、數見褒賞、賞賜累千金、僮奴以百數、後房妻妾數十人…。	k82
144	鴻嘉3	黃金百斤	成帝	班婕妤	賜與	趙飛燕譖告許皇后・班婕妤挾媚道、祝詛後宮、置及主上。…婕妤對曰「…修正尚未蒙福、爲邪欲以何望…故不爲也」。上善其對、憐憫之、賜黃金百斤。	k97下
145	鴻嘉4	黃金百斤	成帝	趙護	軍功	廣漢鄭躬等黨與浸廣、犯歷四縣、衆且萬人。拜河東都尉趙護爲廣漢太守、發郡中及蜀郡合三萬人擊之。或相捕斬、除罪。旬月平、遷護爲執金吾、賜黃金百斤。	k10
146	鴻嘉	黃金三十斤	成帝	孫寶	賜與	會益州蠻夷犯法、巴蜀頗不安、上以寶著名西州、拜爲廣漢太守、秩中二千石、賜黃金三十斤。蠻夷安輯、吏民稱之。	k77
147	鴻嘉	千萬數	成帝	延放	聘物	(延)放以公主子開敏得幸。放取皇后弟平恩侯許嘉女、上…賞賜以千萬數。	k59
148	鴻嘉?	金	成帝	蕭咸	賜與	(蕭)咸字仲…張掖・弘農・河東太守。所居有迹、數增秩賜金。	K78
149	永始3	黃金五十斤	成帝	史丹	退職	病乞骸骨、上賜策曰「左將軍寢病不衰、願歸治療。朕愍以官職之事久留將軍、使躬不瘳、使光祿勳賜將軍黃金五十斤、安車駟馬、其上將軍印綬」。	k82
150	永始3	黃金百斤	成帝	嚴訢	軍功	山陽鐵官徒蘇令等二百二十八人攻殺長吏、盜庫兵、自稱將軍、經歷郡國十九、殺東郡太守・汝南都尉。遣丞相長史・御史中丞持節督趣逐捕。汝南太守嚴訢捕斬令等。遷訢爲大司農、賜黃金百斤。	k10
151	永始4	金	成帝	大司馬商	退職	大司馬商賜金、安車駟馬免。	k19
152	元延1?	金二十斤	成帝	貴人姑莫匿等三人	國外	子拊離代立、爲弟日貳所殺。漢遣使者立拊離子安日爲小昆彌。日貳亡。…安日使貴人姑莫匿等三人詐亡從日貳、刺殺之。都護廉賜姑莫匿等金人二十斤・繒三百匹。	k96下
153	元延2?	金	成帝	段會宗	策略	漢欲以兵討之而未能、遣中郎將段會宗持金幣與都護圖方略、立雌栗靡季父公主孫伊秩靡爲大昆彌。	k96下
154	元延	黃金百斤	成帝	段會宗	軍功	會宗還奏事、公卿議會宗權得便宜、以輕兵深入烏孫、即誅番丘、宣明國威、宜加重賞。天子賜會宗爵關內侯、黃金百斤。	k70

155	綏和1	金	成帝	諸侯王・列侯	慶事	詔曰「朕承太祖鴻業…其立欣爲皇太子。封中山王舅諫大夫馮參爲宜鄉侯、益中山國三萬戶、以慰其意。賜諸侯王・列侯金、天下當爲父後者爵、三老・孝弟力田帛、各有差」。	k10
156	綏和1	金 k98:黃金五百斤	成帝	王根	退職	大司馬票騎將軍根更爲大司馬、七月甲寅賜金、安車駟馬免。k98:時根輔政五歲矣。乞骸骨、上乃益封根五千戶、賜安車駟馬、黃金五百斤、寵就第。	k19 k98
157	綏和1?	錢	成帝	士	賜与	聘諸賢良以爲掾史、賞賜邑錢悉以享士、愈爲儉約。	k99上
158	綏和2	棺錢三千	成帝	死者	葬送	詔曰「…乃者河南・潁川郡水出、流殺人民、壞敗廬舍。…已遣光祿大夫循行舉籍、賜死者棺錢人三千。其令水所傷縣邑及其他郡國災害什四以上、民貨不滿十萬、皆無出今年租賦」。	k11
159	綏和2	金 k99上:黃金五百斤	成帝	王莽	退職	大司馬莽賜金、安車駟馬免。k99上:莽復乞骸骨、哀帝賜莽黃金五百斤、安車駟馬、寵就第。	k19 k99上
160	綏和2	金	成帝	傅喜	退職	衛尉傅喜爲右將軍、十一月賜金寵。	k19
161	綏和2	金	成帝	劉常	退職	安丘侯劉常爲太常、四年病、賜金百斤、安車駟馬、免就國。	k19
162	綏和	錢五百萬	成帝	延放	退職	丞相方進復奏放、上不得已、免放、賜錢五百萬、遣就國。	k59
163	成帝初	黃金百斤	成帝	野王	賜与	成帝立、有司奏野王王舅不宜備九卿。以秩出爲上郡太守、加賜黃金百斤。	k79
164	不明	黃金百斤	成帝	孔光	賜与	遷諸吏光祿大夫、秩中二千石、給事中、賜黃金百斤、領尚書事。	k81
165	不明	金錢…前後千餘萬	許皇后	淳于長	策略	許皇后坐執左道廢處長定宮…遺長、欲求復爲婕仔。長受許后金錢乘輿服御物前後千餘萬。	k93
166	不明	錢百萬	成帝	王商	遷職	特進成都侯商…爲大司馬衛將軍…商輔政四歲、病乞骸骨。天子憫之、更以爲大將軍、益封二千戶、賜錢百萬。	k98
167	建平1	金錢	哀帝	諸侯王、公主、列侯、丞相、將軍、中二千石、中都官、郎吏	賜与	賜諸侯王・公主・列侯・丞相・將軍・中二千石・中都官、郎吏金錢帛各有差。	k11
168	建平4	黃金十斤	哀帝	揚雄	賜与	單于上書願朝五年。上…難之。…揚雄上書諫…天子寤焉、召還匈奴使者、更報單于書而許之。賜雄帛五十四・黃金十斤。	k94下
169	元壽1	金	哀帝	衛將軍、傅晏	退職	大司馬衛將軍明更爲大司馬票騎大將軍、特淮孔鄉侯傅晏爲大司馬衛將軍。辛亥、賜金・安車駟馬、免。	k19
170	元壽2	黃金	王莽	彭宣	退職	會哀帝崩、新都侯王莽爲大司馬、秉政專權。(彭)宣上書言「…乞骸骨歸鄉里…」。…莽恨宣求退、故不賜黃金・安車駟馬。	k71
171	哀帝初	黃金五十斤	哀帝	彭宣	退職	哀帝…乃策宣曰「有司數奏言諸侯國人不得宿、將軍不宜典兵馬、處大位。朕唯將軍任漢將之重、而子又前取淮陽王女、婚姻不絕、非國之制。使光祿大夫曼賜將軍黃金五十斤・安車駟馬、其上左將軍印綬、以關內侯歸家」。	k71
172	不明	黃金二十斤	哀帝	蕭育	賜与	哀帝時、南郡江中多盜賊、拜育爲南郡太守。上以育耆舊名臣、乃以三公使車載育入殿中受策、曰「南郡盜賊羣輩爲害、朕甚憂之。以太守威信素著、故委南郡太守…」。加賜黃金二十斤。	k78
173	不明	黃金百斤	哀帝	傅喜	遷職	賜喜黃金百斤、上將軍印綬、以光祿大夫養病。	k82
174	不明	黃金	哀帝	師丹	賜与	陛下以臣託師傅、故亡功德而備鼎足、封大國、加賜黃金、位爲三公、職在左右。	k86

	175	不明	十萬錢	諸官	倉頭奴婢	賜与	賈家有賓婚及見親、諸官並共賜及倉頭奴婢人十萬錢。	k86
平帝	176	元始1?	黃金百斤	平帝	中山王・中山后	賜与	夫義賈善、聖王之制、其以中山故安戶七千益中山后湯沐邑、加賜及中山王黃金各百斤、增傅相以下秩。	k97下
	177	元始2	葬錢五千 葬錢三千 葬錢二千	平帝	死者一家六戶以上 死者一家四戶以上 死者一家二戶以上	葬送	郡國大旱、蝗、青州尤甚、民流亡。…賜死者一家六戶以上葬錢五千、四戶以上三千、二戶以上二千。	k12
	178	元始3	黃金二萬斤、爲錢二萬萬(受四千萬) 三千三百 復益二千三百萬	平帝	王莽	聘物	有司奏「故事、聘皇后黃金二萬斤、爲錢二萬萬」。莽深辭讓、受四千萬、而以其三千三百萬予十一媵家。羣臣復言「今皇后受聘、踰羣妾亡幾」。有詔、復益二千三百萬、合爲三千萬。莽復以其千萬分予九族貧者。	k99上
	179	元始4	三千七百 錢千萬	平帝	王莽	聘物	加后聘三千七百萬、合爲一萬萬、以明大禮。…莽乃復以所益納徵錢千萬、遺與長樂長御奉共養者。	k99上
	180	元始5	金	平帝	諸侯王二十八人、列侯百二十人、宗室子九百餘人	賜与	祫祭明堂、諸侯王二十八人、列侯百二十人、宗室子九百餘人徵助祭。禮畢、皆益戶、賜爵及金帛、增秩補吏、各有差。 k99上：祫祭明堂、諸侯王二十八人、列侯百二十人、宗室子九百餘人、徵助祭。禮畢、封孝宣曾孫信等三十六人爲列侯、餘皆益戶賜爵、金帛之賞各有數。	k12 k99上
	181	元始5	金錢	王莽、太后	孔光	葬送	光年七十、元始五年薨。莽白太后、使九卿策贈以太師博山侯印綬、賜乘輿祕器、金錢雜帛。	k81
	182	不明	錢	太后	民	賜与	太后所至屬縣、輒施恩惠、賜民錢帛牛酒、歲以爲常。	k98
	183	不明	錢百萬	王莽	貧民	賜与	莽因上書、願出錢百萬、獻田三十頃、付大司農助給貧民。	k99上
孺子嬰	184	不明	黃金	王莽	單于	策略	莽念中國已平、唯四夷未有異、乃遣使者齎黃金幣帛、重賂匈奴單于、使上書言「聞中國譏二名、故名號知牙斯今更名知、慕從聖制」。	k99上
王莽	185	始建國1	金	王莽	單于	賜与	王莽之篡位也…遣五威將王駿率甄阜、王颯、陳饒、帛敞、丁業六人、多齎金帛、重遺單于、諭曉以受命代漢狀。	k94下
	186	始建國1	錢人五萬	王莽	亡者	葬送	徐鄉侯劉快結黨數千人起兵於其國。快兄殷、故漢膠東王、時改爲扶崇公。快舉兵攻即墨、殷閉城門、自繫獄。吏民距快、快敗走、至長廣死。莽曰「…弔問死傷、賜亡者葬錢、人五萬」。	k99中
	187	始建國3	黃金千斤 黃金五百斤	王莽	右犁汗王咸 助	國外	招誘呼韓邪單于諸子、欲以次拜之。使譯出塞誘呼右犁汗王咸・咸子登・助三人、至則脅拜咸爲孝單于、賜安車鼓車各一・黃金千斤・雜繪千匹・戲戟十。拜助爲順單于、賜黃金五百斤。 k99中：…招誘單于弟咸・咸子登入塞、脅拜咸爲孝單于、賜黃金千斤、錦繡甚多、遣去。將登至長安、拜爲順單于、留邸。	k94下 k99中

188	天鳳1	黃金 (k96 下:金)	王莽	單于	賜与	戊己校尉史陳良・終帶・司馬丞韓玄・右曲候任商等見西域頗背叛、聞匈奴欲大侵、恐并死、即謀劫略吏卒數百人、共殺戊己校尉刀護…。莽遣歙・歙弟騎都尉展德侯颯使匈奴、賀單于初立、賜黃金衣被縉帛。…因購求陳良・終帶等。…天鳳二年…咸・歙又以陳良等購金付云・當、令自差與之。	k94下 k96下
189	天鳳2	金	王莽	云・當	購金		
190	天鳳2	金	王莽	單于	國外	莽復遣歙與五威將王咸率伏黯・丁業等六人…多遺單于金珍、因諭說改其號、號匈奴曰「恭奴」。單于曰善子、賜印綬。…單于貪莽金幣、故曲聽之、然寇盜如故。…十二月、還入塞、莽大喜、賜歙錢二百萬、悉封黯等。	k94下
		錢二百萬	王莽	歙	賜与 or 軍功		
191	元鳳4	錢三百萬	王莽	唐林・紀 遂	賜与	莽曰「保成師友祭酒唐林・故諫議祭酒琅邪紀遂、孝弟忠恕、敬上愛下、博通舊聞、德行醇備、至於黃髮、靡有愆失。其封林爲建德侯、遂爲封德侯、位皆特進、見禮如三公。賜弟一區・錢三百萬、授几杖焉」。	k99下
192	地皇3	錢各千萬	王莽	治廟者司 徒, 大司空	賜与	因賜治廟者司徒・大司空錢各千萬、侍中・中常侍以下皆封。封都匠仇延爲邯鄲里附城。	k99下
193	地皇4	黃金三萬 斤	王莽	杜陵史氏	聘物	進所徵天下淑女杜陵史氏女爲皇后、聘黃金三萬斤、車馬奴婢雜帛珍寶以巨萬計。	k99下
194	地皇4	寶貨五千 萬	王莽	劉伯升な どを捕得 した者	購	(王莽) 大赦天下。然猶曰、故漢氏春陵侯子劉伯升與其族人婚姻黨與、妄流言惑衆、悖畔天命。及手害更始將軍廉丹・前隊大夫甄阜・屬正梁丘賜。及北狄胡虜逆興泊南焚虜若豆・孟遷不用此書。有能捕得此人者、皆封爲上公、食邑萬戶、賜寶貨五千萬。	k99下
195	地皇4	四千錢	王莽	九虎士人	軍功	莽拜將軍九人、皆以虎爲號、號曰「九虎」。將北軍精兵數萬人東…賜九虎士人四千錢。衆重怨、無鬪意。	k99下

[注1] 本表は『史記』(s+巻数)と『漢書』(k+巻数)にみえる、漢～新における黄金・錢の授受に関する記載を抜粋・列記したものである。なお、その中には錢・黄金の授受が提案されているだけで、実際にはそれらの授受が完了していない事例も含まれているが、その理由は、それらも錢・黄金がどのようなばあいに授受されうるのかをしめす事例と解されるからである。

[注2] [詳細] 欄には原文を嫡記し(原則として[出典]冒頭の史料のみを挙げる)、[理由] 欄には黄金・錢授受の理由をしるした。「軍功」とは戦功に対する賜与もしくは戦功を期待しての賜与、「國外」とは外国および外国人に対する賜与、「聘物」とは結納金、「退職」とは退職金、「策略」とは何らかの謀略に用いられた金錢、「遺詔」とは皇帝の遺言として発せられた詔で、賜与すべきとされている金錢、「葬送」とは葬式・棺などの金錢、「徙民」とは徙民対象者への賜与、「慶事」とは皇太子即位や立皇后などの国家的慶事にさいしての賜与、「遷職」とは官職異動に伴う賜与、「賜与」とは前記以外の一般的な賜与。それ以外の特殊な理由に関しては適宜明記した。

〔付表4〕秦・前漢・新における布帛の授受

	年号	布帛等	授者	受者	理由	詳細	出典
始皇	1 不明	奇繪物	商人?	烏氏倮	購入	烏氏倮畜牧及衆、斥賣求奇繪物、閒獻遺戎王。戎王什倍其價、與之畜、畜至用谷量馬牛。	s129 k91
	2	奇繪物	烏氏倮	戎王	獻上		
二世	3 二世1	帛二十匹等 K43:匹→疋	二世	叔孫通	賜与	陳勝起山東。…叔孫通前曰「…此特羣盜鼠竊狗盜耳。…」。二世喜…迺賜叔孫通帛二十匹衣一襲、拜爲博士。k43:匹→疋。	s99 k43
	4 秦降伏	帛等	府	諸將	略奪	沛公至咸陽、諸將皆爭走金帛財物之府分之。	s53 k39
高祖	5 高祖7	絮繪等 s110後文:帛絲絮等	朝廷	匈奴	国外	冒頓常往來侵盜代地。…高帝乃使劉敬奉宗室女公主爲單于閼氏、歲奉匈奴絮繪酒米食物各有數、約爲昆弟以和親…。s110後文:文帝後二年詔「種穀金帛絲絮佗物歲有數」、故約「繪絮食物有品」。	s110 k94上
	6 文帝1	帛入二疋絮三斤	文帝	其九十已上	慶事 or 賜与	上爲立后故、賜天下鰥寡孤獨窮困及年八十已上孤兒九歲已下布帛米肉各有數。k4:詔曰「…吾百姓鰥寡孤獨窮困之人或阽於死亡而莫之省憂。爲民父母將何如。其議所以振貸之…老者非帛不煖、非肉不飽。今歲首、不時使人存問長老、又無布帛酒肉之賜、將何以佐天下子孫孝養其親。…具爲令」。有司請令縣道、年八十已上賜米人月一石肉二十斤酒五斗。其九十已上又賜帛人二疋絮三斤。	s10 k4
7	文帝1~5	帛十萬餘匹	文帝	貧民	賜与	[賈山曰]…陛下即位…出帛十萬餘匹以振貧民。禮高年九十者一子不事、八十者二算不事。賜天下男子爵、大臣皆至公卿。發御府金賜大臣宗族、亡不被澤者。赦罪人、憐其亡髮、賜之巾、憐其衣縫書其背、父子兄弟相見也而賜之衣。	k51
8	文帝1~6	帛五千匹 k44:帛五十四	文帝	淮南吏卒勞苦者	賜与	南海民處廬江界中者反、淮南吏卒擊之。陛下以淮南民貧苦…賜長帛五千匹、以賜吏卒勞苦者。長不欲受賜…。k44:帛五十四。	s118 k44
9	~文帝6	錦帛	劉建	越繇王	国外	[劉]建亦頗聞淮南衡山陰謀…遣人通越繇王閩侯、遺以錦帛奇珍、繇王閩侯亦遺建荃葛珠璣犀甲翠羽蠻熊奇獸…。	k53
10		荃葛	越繇王	劉建	国外		
11	~文帝6	歲…金絮采繪	文帝	匈奴	国外	[賈誼曰]…今匈奴嫚侮侵掠…而漢歲致金絮采繪以奉之。	k48
12	文帝6	繡十匹 錦三十匹赤織綠繪各四十匹 k94:三十四匹→二十二匹	文帝	匈奴	国外	漢遺匈奴書曰「…使者言單于自將伐國有功、甚苦兵事。服繡袷綺衣繡袷長襦錦袷袍各一比余一黃金飾具帶一黃金胥紩一繡十匹錦三十匹赤織綠繪各四十四、使中大夫意謁者令肩遺單于」。k94上:服繡袷綺衣長襦錦各一比疏一黃金飭具帶一黃金犀毗一繡十匹錦二十匹赤織綠繪各四十匹。	s110 k94上
13	文帝12	帛人五匹	文帝	孝者	賜与	詔…又曰「孝悌天下之大順也。力田爲生之本也。三老衆民之師也。廉吏民之表也。…其遣謁者勞賜三老孝者帛人五匹、悌者力田二匹、廉吏二百石以上率百石者三四匹…」。	k4
14		帛人二匹		悌者力田			
15		帛人三匹		廉吏二百石以上率百石者			
16	文帝13	布帛絮	文帝	天下孤寡	賜与	詔曰「農天下之本…其於勸農之道未備。其除田之租稅。賜天下孤寡布帛絮各有數」。	k4
17	後2	帛綿絮等	文帝	匈奴	国外	使使遺匈奴書曰「…詔吏遺單于種穀金帛綿絮它物歲有數。今天下大安…」。	k94上
18	後元7	帛等	文帝	諸侯王～孝悌力田	遺詔	[文]帝崩…賜諸侯王以下至孝悌力田金錢帛各有數。	k4
景帝	19 景帝2～	帛等	河間獻王	民	取引	河間獻王德…從民得善書…加金帛賜以招之。	k53

20	~景帝3	帛等	吳王濞	諸侯宗室大臣	賄賂	[吳王濞]行珠玉金帛賂諸侯宗室大臣、獨竇氏不與。	s118
21	景帝末	布等	商人?	文翁	購入	文翁…乃選郡縣小吏開敏有材者張叔等十餘人…遣詣京師受業博士或學律令。減省少府用度買刀布蜀物、齎計吏以遺博士。	k89
22		布等	文翁	博士	賜与		
23	建元1	束帛	武帝	魯申公	賜与	議立明堂。遣使者安車蒲輪、束帛加璧、徵魯申公。	s121 k6 k88
24	建元6	繪帛	漢	夜郎	国外	[唐]蒙…遂見夜郎侯多同。…夜郎旁小邑皆貪漢繪帛、以爲漢道險、終不能有也、乃且聽蒙約。	s116 k95
25	建元?	幣帛	武帝	南夷西僰	国外	南夷之君西僰之長…欲爲臣妾…故遣中郎將往賓之、發巴蜀土民各五百人以奉幣帛、衛使者不然、靡有兵革之事戰鬪之患。	s117
26	元光1?	帛	人	李少君	贈与	[李]少君…人聞其能使物及不死、更餽遺之、常餘金錢帛衣食。	s12
27	~元光2	幣文繡 k52:幣帛文錦	武帝	匈奴	国外	詔問公卿曰「朕飾子女以配單于、金幣文繡賂之甚厚、單于待命加嫚…」。k52:幣帛文錦賂之甚厚。	k6 k52
28	元朔5	雜帛等	武帝	公孫弘	問疾	淮南衡山謀反…。[公孫]弘病甚…天子報曰「…君…迺上書歸侯乞骸骨、是章朕之不德也。…」。因賜告牛酒雜帛。	s112 k58
29	~元朔5	帛	皇太后	衛青	賜与	謁者曹梁…言大將[衛青]…皇太后所賜金帛盡以賜軍吏。雖古名將弗過也。	s118
30		帛	衛青	軍吏	賜与		
31	元狩1	帛人五匹	武帝	縣三老孝者	不慶	詔曰「…日者淮南衡山修文學流貨賂…此朕之不德。…已赦天下…朕嘉孝弟力田、哀夫老眊孤寡鰥獨或匱於衣食甚憐愍焉。…」。…賜縣三老孝者帛人五匹。鄉三老弟者力田帛人三四匹。年九十以上及鰥寡孤獨帛人二匹絮三斤。八十以上米人三石。	k6
32		帛人三匹		鄉三老弟者力田			
33		帛人二匹絮三斤		年九十以上鰥寡孤獨			
34	元狩6	帛	武帝	千石~乘從者	賜与	賜丞相以下至吏二千石金、千石以下至乘從者帛、蠻夷錦各有差。	k6
35		錦		蠻夷	国外		
36	元封1	布帛二匹 k6:布帛→帛	武帝	年八十孤寡 k6:八十一→七十以上	封禪	制詔御史「…[封禪]…賜民百戶牛一酒十石、加年八十孤寡布帛二匹。復博奉高蛇丘歷城母出今年租稅。其赦天下、如乙卯赦令。行所過母有復作。事在二年前皆勿聽治」。k6:行所巡至博奉高蛇丘歷城梁父民田租逋賦貸已除。加年七十以上孤寡帛人二匹。四縣無出今年算。賜天下民爵一級、女子百戶牛酒。	s12 s28 k6
37	元封1	[大農]帛百餘萬匹	武帝	所過	行幸	桑弘羊爲治粟都尉領大農、盡代僅筦天下鹽鐵。…於是天子[行幸]、所過賞賜用帛百餘萬匹、錢金以巨萬計、皆取足大農。	s30 k24
38	元封1	帛五百萬匹	均輸	[朝廷]	均輸	弘羊又請令吏得入粟補官及罪人贖罪。令民能入粟甘泉各有差以復終身不告縉。他郡各輸急處而諸農各致粟、山東漕益歲六百萬石。一歲之中太倉甘泉倉滿。邊餘穀諸物、均輸帛五百萬匹。	s30 k24
39	元封5	帛	武帝	鰥寡孤獨	封禪	詔曰「…增修封禪。其赦天下。所幸縣母出今年租賦、賜鰥寡孤獨帛、貧窮者粟」。	k6
40	元封6	布帛人一匹	武帝	天下貧民	慶事	行幸河東…詔曰「…昆田出珍物…其赦汾陰殊死以下、賜天下貧民布帛人一匹」。	k6
41	元封	幣帛	公主	王左右貴人	国外	公主至其[烏孫]國…歲時一再與昆莫會…以幣帛賜王左右貴人。…天子聞而憐之、聞歲遣使者持帷帳錦繡給遺焉。	k96下
42		錦繡等	武帝	公主	国外		
43	太始3	帛人一匹	武帝	鰥寡孤獨	行幸	行幸東海…。冬賜行所過戶五千錢、鰥寡孤獨帛人一匹。	k6
44	征和4	雜繪萬匹等	武帝	匈奴	国外	單于…云「…今欲與漢闢大關、取漢女爲妻、歲給遺我蘖酒萬石稷米五千斛雜繪萬匹。它如故約、則邊不相盜矣」。	k94上

45	武帝	帛十匹	武帝	東方朔	賜与	上嘗使諸數家射覆、置守宮盃下…[東方]朔…曰「…是非守宮即蜥蜴」。上曰「善」。賜帛十匹。復使射他物、連中輒賜帛。	k65	
46		帛	武帝	東方朔				
47	武帝	帛	武帝	郭舍人	賜与	郭舍人…曰「[東方]朔狂、幸中耳、非至數也。臣願令朔復射、朔中之、臣榜百、不能中、臣賜	k65	
48	武帝	帛百匹	武帝	東方朔	賜与	先是[東方]朔嘗醉入殿中…有詔免為庶人、待詔宦者署、因此對復為中郎、賜帛百匹。	k65	
49	武帝	帛滿千匹	董偃	士	贈与	館陶公主…近幸董偃。…主因推令散財交士、令中府曰「董君所發、一日金滿百斤、錢滿百萬、帛滿千匹、乃白之」。	k65	
50	武帝	雜繪等	武帝	將軍列侯從官	賜与	董君見尊不名…飲大驩樂。[館陶公]主乃請賜將軍列侯從官金錢雜繪各有數。於是董君貴寵、天下莫不聞。	k65	
51	武帝	幣帛直數千巨萬等 k61:巨→鉅	武帝	蠻夷	外国	[張]齋…曰「…今誠以此時而厚幣賂烏孫、招以益東、居故渾邪之地、與漢結昆弟、其勢宜聽、聽則是斷匈奴右臂也。…」。天子以為然、拜齋為中郎將、將三百人、馬各二匹、牛羊以萬數、齋金幣帛直數千巨萬…使遺之他旁國。K61:金幣帛直數千鉅	s123 k61	
52	武帝	財帛	武帝	人	外国	上方數巡狩海上、乃悉從外國客、大都多人則過之、散財帛以賞賜、厚具以饌給之、以覽示漢富厚焉。	s123 k61	
53	武帝	幣帛	漢使	烏孫～安息	外国	自烏孫以西至安息以近匈奴…匈奴使持單于一信、則國國傳送食、不敢留苦。及至漢使、非出幣帛不得食、不市畜不得騎用。	s123	
54	武帝	帛五十四(月2回)	武帝	東武侯母	賜与	東武侯母常養帝。帝壯時號之曰大乳母。率一月再朝、朝奏入、有詔使幸臣馬游卿以帛五十四賜乳母又奉飲糒飧養乳母。	s126	
55	武帝	繡帛(=帛)	武帝	東方朔	賜与	[東方朔]數賜繡帛、檐揭而去。徒用所賜錢帛、取少婦於長安中好女、率取婦一歲所者即弃去、更取婦。所賜錢財盡索之於女子。	s126	
56		帛等	東方朔	長安中好女	贈与			
昭帝	57	始元4	帛等	昭帝	長公主丞相將軍列侯中二千石～郎吏宗室	慶事	立皇后上官氏。…賜長公主丞相將軍列侯中二千石以下及郎吏宗室錢帛各有差。	k7
	58	始元6	帛各二百匹	昭帝	常惠徐聖趙終根	賜与	[蘇]武…拜為典屬國、秩中二千石、賜錢二百萬公田二頃宅一區。常惠徐聖趙終根皆拜為中郎、賜帛各二百匹。其餘六人老歸家、賜錢人十萬、復終身。	k54
	59	元鳳1	帛八十五匹	昭帝	郡國所選有行義者涿郡韓福等五人	賜与	賜郡國所選有行義者涿郡韓福等五人帛八十五匹遣歸。詔曰「朕閔勞以官職之事、其務修孝弟以教鄉里。令郡縣常以正月賜羊酒。有不幸者賜衣被一襲、祠以中牢」。	k7
	60	元鳳2	帛	昭帝	郎從官	遷宮	上自建章宮徙未央宮大置酒。賜郎從官帛、及宗室子錢人二十萬。吏民獻牛酒者賜帛人一匹。	k7
	61				吏民獻牛酒者			
	62	元鳳4	帛等	昭帝	諸侯王丞相大將軍列侯宗室下至吏民	慶事	帝加元服…賜諸侯王丞相大將軍列侯宗室下至吏民金帛牛酒各有差。賜中二千石以下及天下民爵。母收四年五年口賦。三年以前逋更賦未入者皆勿收。令天下酺五日。	k7
	63	元平1	[御府]采繪等	昌邑王	遊戲者	賜与	[昌邑王]發御府金錢刀劍玉器采繪賞賜所與遊戲者…	k68
宣帝	64	本始1	雜繪三萬疋等	宣帝	霍光	賜与	[霍光]與故所食凡二萬戶。賞賜前後黃金七千斤錢六千萬雜繪三萬疋奴婢七十人馬二千疋甲第一區。	k68

65	本始3	幣等	宣帝	烏孫貴人有功者	国外	公主上書言「…車師與匈奴爲一、共侵烏孫、唯天子幸救之」。…宣帝初即位(擊匈奴)。…漢遣惠持金幣賜烏孫貴人有功者。	k96下
66	本始4	帛等	宣帝	丞相～郎吏從官	慶事	立皇后霍氏。賜丞相以下至郎吏從官金錢帛各有差。赦天下。	k8
67	～地節2	幣等 (錦繡等)	宣帝	外國	国外	介子…齎金幣…至樓蘭…曰「漢使者持黃金錦繡行賜諸國、王不來受、我去之西國矣」。…王…來見使者。…壯士二人從後刺之。	k70
68	地節2	綵絮等	宣帝	霍光	葬式	[霍]光薨…賜金錢綵絮被百領衣五十緋璧珠璣玉衣梓官便房黃腸題湊各具檮木外臧槨十五具。	k68
69	地節4	帛十疋	宣帝	徐生	賜与	霍氏奢侈、茂陵徐生曰「霍氏必亡…」。…其後霍氏誅滅、而告霍氏者皆封。…上乃賜福帛十疋、後以爲郎。	k68
70	地節3	帛	宣帝	鰥寡孤獨高年	賜与	又曰「鰥寡孤獨高年貧困之民、朕所憐也。前下詔假公田、貨種食。其加賜鰥寡孤獨高年帛。…」。	k8
71	元康1	帛	宣帝	鰥寡孤獨三老孝弟力田	慶事	詔曰「乃者鳳皇集泰山陳留…其赦天下徒、賜勤事吏中二千石以下至六百石爵自中郎吏至五大夫佐史以上二級、民一級、女子百戶牛酒。加賜鰥寡孤獨三老孝弟力田帛。…」。	k8
72	元康1	綺繡雜繪琦珍凡數千萬	宣帝	龜茲	国外	龜茲主絳賓…願與公主女俱入朝。…逐來朝賀。王及夫人皆賜印綬。…賜以車騎旗鼓歌吹數十人綺繡雜繪琦珍凡數千萬。	k96下
73	元康2	官帛等	宣帝	丞相～郎從官	慶事	立皇后王氏。賜丞相以下至郎從官錢帛各有差。	k8
74	元康2	帛	宣帝	鰥寡孤獨高年	慶事	以鳳皇甘露降集、賜天下吏爵二級、民一級、女子百戶牛酒、鰥寡孤獨高年帛。	k8
75	元康2	采繪等	宣帝	狂王	国外	狂王復尚楚主解憂…不與主和。…公主言狂王…易誅也。…狂王傷…漢遣中郎將張遵持醫藥治狂王、賜金二十斤采繪。	k96下
76	元康3	帛	宣帝	郎從官	慶事	以神爵數集泰山、賜諸侯王丞相將軍列侯二千石金、郎從官帛各有差。賜天下吏爵二級、民一級、女子百戶牛酒、鰥寡孤獨高年帛。	k8
77		帛		鰥寡孤獨高年			
78	元康4	帛人二匹	宣帝	三老孝弟力田	慶事	詔曰「乃者神爵五采以萬數集…其賜天下吏爵二級、民一級、女子百戶牛酒。加賜三老孝弟力田帛人二匹、鰥寡孤獨各一匹」。	k8
79		[帛]各一匹		鰥寡孤獨			
80	神爵1	帛	宣帝	鰥寡孤獨高年	行幸 或 慶事	行幸甘泉…河東…詔曰「…元康四年嘉穀玄稷降于郡國、神爵仍集…其以五年爲神爵元年。賜天下勤事吏爵二級、民一級、女子百戶牛酒、鰥寡孤獨高年帛。所振貨物勿收。行所過毋出田租」。	k8
81	～神爵2	帛等	宣帝	匈奴	国外	[蘇]武年老…自白「前發匈奴時、胡婦適產一子通國、有聲聞來、願因使者致金帛贖之」。上許焉。	k54
82	～神爵4	帛	官	韓延壽	私用	[韓]延壽在東郡時…取官錢帛、私假絲使吏、及治	k76
83	～神爵4	官帛等	韓延壽	治飾車甲三百萬以上	商壳	飾車甲三百萬以上。	
84	神爵4	帛	宣帝	鰥寡孤獨高年	慶事	詔曰「乃者鳳皇甘露降集…其赦天下、賜民爵一級、女子百戶牛酒、鰥寡孤獨高年帛」。	k8
85	神爵4	帛	宣帝	貞婦順女 k89:孝弟有行義民三老力田	慶事	潁川太守黃霸以治行尤異秩中二千石、賜爵關內侯、黃金百斤。及潁川吏民有行義者爵人二級、力田一級、貞婦順女帛。K89:潁川孝弟有行義民三老力田皆以差賜爵及帛。	k8 k89
86	五鳳1	帛人百匹	皇太后	丞相將軍列侯中二千石	慶事	皇太子冠。皇太后賜丞相將軍列侯中二千石帛人百匹、大夫人八十四、夫人六十四。又賜列侯嗣子爵五大夫、男子爲父後者爵一級。	k8
87		[帛]八十四匹		大夫			

88	[帛]六十四	夫				
89	五鳳3	帛	宣帝	鰥寡孤獨高年	慶事	行幸…詔曰「…甘露降…減天下口錢、赦殊死以下。賜民爵一級、女子百戶牛酒。大酺五日。加賜鰥寡孤獨高年帛」。
90	神爵～五鳳	帛	宣帝	何武等(僮子)	賜与	上…使[王]褒作中和樂職宣布詩…時氾鄉侯何武爲僮子選在歌中。…武等學長安歌太學下、轉而上聞。宣帝召見武等觀之、皆賜帛。
91	甘露2	帛	宣帝	鰥寡孤獨高年	慶事	赦殊死、賜高年及鰥寡孤獨帛、女子牛酒。k8: 詔曰「乃者鳳皇甘露降集…其赦天下。減民算三十。賜諸侯王丞相將軍列侯中二千石金錢各有差。賜民爵一級。女子百戶牛酒、鰥寡孤獨高年帛」。
92	甘露3	錦繡繪 絮等 k94下: 錦鏽綺 縠雜帛 八千匹 絮六千 斤等	宣帝	稽侯綰	国外	匈奴呼韓邪單于稽侯獮來朝…賜以璽綬冠帶衣裳安車駕馬黃金錦繡繪絮。k94下:衣被七十七襲錦鏽綺縠雜帛八千匹絮六千斤。
93	甘露3	帛百匹	宣帝	汝南太守	慶事	詔曰「乃者鳳皇集新蔡…其賜汝南太守帛百匹、新蔡長吏三老孝弟力田鰥寡孤獨各有差。賜民爵二級。毋出今年租」。
94		[帛]各 有差		新蔡長 吏三老 孝弟力 田鰥寡 孤獨		
95	黃龍1	錦帛九 千匹絮 八千斤 等	宣帝	呼韓邪 單于	国外	呼韓邪單于復入朝、禮賜如初、加衣百一十襲錦帛九千匹絮八千斤。92と関連。
96	宣帝	帛等	宣帝	[前漢功臣] 子孫	賜与	[前漢功臣]或亡子孫。…故孝宣皇帝愍…詔令有司求其子孫、咸出庸保之中、並受復除、或加以金帛…。
97	宣帝	帛	宣帝	王褒 張子儵	賜与	上令[王]褒與張子儵等並待詔、數從褒等放獵、所幸宮館、輒爲歌頌、第其高下、以差賜帛。
元帝	98	初元1	帛等	元帝	吏二千 石以下	遺詔 孝宣皇帝葬杜陵。賜諸侯王公主列侯黃金、吏二千石以下錢帛各有差。大赦天下。
99	初元1	帛五匹	元帝	三老 孝者	賜与	詔曰「…今年穀不登…其令郡國被災害甚者毋出租賦。江海陂湖園池屬少府者以假貧民勿租賦。賜宗室有屬籍者馬一匹至二駟、三老孝者帛五匹、弟者力田三匹、鰥寡孤獨二匹、吏民五十戶牛酒」。
100		[帛]三匹		弟者 力田		
101		[帛]二匹		鰥寡 孤獨		
102	初元4	帛	元帝	鰥寡 高年	行幸	行幸…赦汾陰徒。賜民爵一級、女子百戶牛酒、鰥寡高年帛。行所過無出租賦。
103	初元5	帛人 五匹	元帝	三老 孝者	不慶	詔曰「朕之不逮…乃者關東連遭災害。…賜宗室子有屬籍者馬一匹至二駟、三老孝者帛人五匹、弟者力田三匹、鰥寡孤獨二匹、吏民五十戶牛酒」。
104		[帛人] 三匹		弟者 力田		
105		[帛人] 二匹		鰥寡 孤獨		
106	永光1	帛	元帝	高年	行幸	行幸甘泉…赦雲陽徒。賜民爵一級、女子百戶牛酒、高年帛。行所過毋出租賦。
107	永光1	帛	元帝	鰥寡孤 獨高年	不慶	詔曰「…咎在朕之不明…其赦天下…無田者皆假之、貨種食如貧民。賜吏六百石以上爵五大夫勤事吏二級、爲父後者民一級、女子百戶牛酒、鰥寡孤獨高年帛」。

108	永光2	帛	元帝	鰥寡孤獨高年三老孝弟力田	不慶	詔曰「…是皆朕之不明…其大赦天下、賜民爵一級、女子百戶牛酒、鰥寡孤獨高年三老孝弟力田帛」。又賜諸侯王公主列侯黃金、中二千石以下至中都官長吏各有差、吏六百石以上爵五大夫勤事吏各二級。	k9
109	建昭3	帛	谷吉等	匈奴	国外	[郅支]單于被創死。軍候假丞杜勳斬單于首、得漢使節二及谷吉等所齎帛書。諸齒獲以界得者。	k70
110	建昭5	帛	元帝	三老孝弟力田	不慶	詔曰「…今朕獲保宗廟…教化淺微。…其赦天下、賜民爵一級、女子百戶牛酒、三老孝弟力田帛」。	k9
111	竟寧1	錦帛絮(錦帛一萬八千匹絮一萬六千斤?)	元帝	呼韓邪單于	国外	郅支既誅、呼韓邪單于…曰「…願入朝見」。…單于復入朝、禮賜如初、加衣服錦帛絮、皆倍於黃龍時。95と関連。	k94下
112	元帝	雜繪縣絮等	元帝	貢禹	賜与	[貢]禹…曰「臣禹年老貧窮、家訾不滿萬錢…有田百三十畝。…拜為諫大夫秩八百石、奉錢月九千二百。廩食太官、又蒙賞賜四時雜繪縣絮衣服酒肉諸果物、德厚甚深。…」。	k72
113	元帝	帛等	元帝	孔霸	葬式	徵[孔]霸以師賜爵關內侯食邑八百戶。…賞賜甚厚。及霸薨、上素服臨弔者再、至賜東園祕器錢帛、策贈以列侯禮、謚曰烈君。	k81
成帝	建始1	帛等	元帝	宗室諸官吏千石~二百石宗室子有屬籍者三老孝弟力田鰥寡孤獨	賜与	賜諸侯王丞相將軍列侯王太后公主王主吏二千石黃金、宗室諸官吏千石以下至二百石及宗室子有屬籍者三老孝弟力田鰥寡孤獨錢帛各有差、吏民五十戶牛酒。	k10
	河平4	錦繡繪帛二萬匹絮二萬斤	成帝	匈奴	国外	單于…遂入朝、加賜錦繡繪帛二萬匹絮二萬斤、它如竟寧時。	k94下
	~陽朔3	帛	成帝	杜欽	問疾	[杜]欽以前事病、賜帛寵。	k60
	鴻嘉1	帛	成帝	鰥寡孤獨高年	不慶	詔曰「朕…德不能綏。…其賜天下民爵一級、女子百戶牛酒、加賜鰥寡孤獨高年帛。逋貸未入者勿收」。	k10
	永始1	帛百疋	成帝	並	賜与	子並代、永始元年、賜帛百疋。	k16
	永始4	帛	成帝	鰥寡孤獨高年	慶事	行幸甘泉…神光降集紫殿。大赦天下。賜雲陽吏民爵、女子百戶牛酒、鰥寡孤獨高年帛。	k10
	元延1?	繪三百匹	都護廉襄	貴人姑莫匿等三人	国外	小昆彌…拊離代立、為弟日貳所殺。漢遣使者立拊離子安日為小昆彌。…安日使貴人姑莫匿等三人詐亡從日貳、刺殺之。都護廉襄賜姑莫匿等金人二十斤繪三百匹。	k96下
	綏和2	帛	成帝	三老孝弟力田	慶事	詔曰「…其立欣為皇太子。…賜諸侯王列侯金、天下當為父後者爵、三老孝弟力田帛各有差」。	k10
	成帝	一束之帛	成帝	民…言可采取者	賜与	[梅]福…曰「…民有上書求見者…言可採取者、秩以升斗之祿、賜以一束之帛…」。	k67
	成帝	賤繪	左右	中宮	略奪	[許皇后曰]…舊故中宮乃私奪左右之賤繪、及發乘輿服繪、言為待詔補、已而貿易其中。	k97下
哀帝	綏和2	帛	哀帝	三老孝弟力田鰥寡孤獨	遺詔 or 慶事	成帝崩…太子即皇帝位…大赦天下。賜宗室王子有屬者馬各一駟、吏民爵百、戶牛酒、三老孝弟力田鰥寡孤獨帛。	k11
	建平1	帛等	哀帝	諸侯王~中都官郎吏	賜与	賜諸侯王公主列侯丞相將軍中二千石中都官郎吏金錢帛各有差。	k11

	126	建平4	帛五十匹等	哀帝	揚雄	賜与	[揚雄]書奏、天子寤焉、召還匈奴使者、更報單于書而許之。賜雄帛五十四·黃金十斤。	k94下
	127	元壽1	東帛	哀帝	孔光	賜与	[孔光]書奏、上說、賜光東帛、拜爲光祿大夫、秩中二千石、給事中、位次丞相。	k81
	128	元壽2	錦繡繪帛三萬匹絮三萬斤	哀帝	匈奴	国外	單于來朝…加賜衣三百七十襲錦繡繪帛三萬匹絮三萬斤、它如河平時。	k94下
	129	哀帝期?	束帛(百金)	樓護	宗族故人	贈与	[樓護]假貸多持幣帛、過齊、上書求上先人家、因會宗族故人、各以親疏與束帛、一日散百金之費。	k92
平帝	130	元始1	帛百疋	平帝	傅	賜与	胥玄孫之子傅詔賜帛百疋。	k16
	131	元始3	幣帛	王莽	匈奴	国外	莽念中國已平…乃遣使者齎黃金幣帛、重賂匈奴單于。	k99上
	132	元始4	帛	平帝	縫寡孤獨高年	福祉	賜九卿已下至六百石宗室有屬籍者爵自五大夫以上各有差。賜天下民爵一級、縫寡孤獨高年帛。	k12
	133	元始4	帛等	平帝	三公以下～驕宰執事長樂未央宮安漢公第者	婚礼	莽欲依霍光故事、以女配帝…。益封父安漢公地滿百里、賜迎皇后及行禮者、自三公以下至驕宰執事長樂未央宮安漢公第者皆增秩、賜金帛各有差。	k97下
	134	元始4	帛等	太后	民	行幸	[王莽]又知太后婦人厭居深宮中…乃令太后四時車駕巡狩四郊、存見孤寡貞婦。…太后所至屬縣輒施恩惠、賜民錢帛牛酒、歲以爲常。	k98
	135	元始4	束帛	平帝	王莽	賜与	臣奏言「…今安漢公…功德爛然。…宰衡位宜在諸侯王上、賜以束帛加璧大國乘車·安車各一驪馬二駟」。詔曰「可。其議九錫之法」。	k99上
	136	元始5	帛等	平帝	諸侯王·列侯·宗室子	賜与	祫祭明堂、諸侯王二十八人列侯百二十人宗室子九百餘人徵助祭。禮畢、皆益戶賜爵及金帛增秩補吏各有差。	k12 k99上
	137	元始5	帛各十匹	平帝	宗師	賜与	詔曰「…惟宗室子…漢元至今十有餘萬人雖有王侯之屬…二千石選有德義者以爲宗師。…常以歲正月賜宗師帛各十匹」。	k12
	138	元始5	雜帛等	王莽?	孔光	葬式	[孔光]薨。[王莽]白太后使九卿策贈以太師博山侯印綬、賜乘輿祕器金錢雜帛。	k81
	139	元始5	帛等	公卿	王莽	徵收	[王莽]復奏言「前共王母生僭居桂宮…丁姬死葬踰制度…」。…公卿在位皆阿莽指入錢帛、遺子弟及諸生四夷凡十餘萬人、操持作具、助將作掘平共王母丁姬故冢。	k97下
王莽	140	始建国1	帛等	王莽	匈奴	国外	王莽之篡位也、建國元年…多齎金帛、重遺單于。	k94下
	141	始建国3	錦繡等	藺苞戴級	孝單于	国外	藺苞戴級到塞下、招誘單于弟咸咸子登入塞、脅拜咸爲孝單于、賜黃金千斤·錦繡甚多、遣去。	k99中
	142	始建国5	布帛綿	吏民	王莽	徵收	[王莽]…曰「…東巡狩、具禮儀調度」。羣公奏請募吏民人馬布帛綿、又請內郡國十二買馬、發帛四十五萬匹、輸常安前後毋相須。	k99中
	143	帛四十五萬匹	內郡國	長安				
	144	天鳳1	繪帛等	王莽	匈奴	国外	[王莽]…賀單于初立、賜黃金衣被繪帛。	k94下
	145	天鳳3	十綢布二匹或帛一匹	王莽	公卿～月俸		[王莽]…曰「…國用不足、民人騷動、自公卿以下一月之祫十綢布二匹或帛一匹…」。	k99下
	146	天鳳6	繡帛等	天下吏民	王莽	徵收	關東饑旱數年…一切稅天下吏民、訾三十取一、繡帛皆輸長安。	k99下
	147	地皇4	雜帛…以巨萬計等	王莽	杜陵史氏女	婚礼	[王莽]…進所徵天下淑女杜陵史氏女爲皇后、聘黃金三萬斤車馬奴婢雜帛珍寶以巨萬計。	k99下

[注1] 本表は『史記』(s+卷数)と『漢書』(k+卷数)にみえる秦・前漢・新代の布帛授受に関する記載を抜粋・列記したものである。その中には授受が未完了のものも含めた。布帛がいつ授受されるかをしめす事例と解されるからである。

〔注2〕〔詳細〕欄には原文を嫡記し(原則として〔出典〕冒頭の史料)、〔理由〕欄には布帛授受の理由をしるした。「軍功」は戦功に対する賜与や戦功を期待した賜与、「国外」は外国・外国人関係の賜与、「婚礼」は婚礼関係の賜与、「遷宮」は遷宮時の賜与、「月俸」は給料、「徵収」は国家による税金などの徵發、「献上」は献上、「取引」は売買関係、「葬式」は葬式関係の賜与、「慶事」は国家的慶事・瑞祥發生などの慶事發生時の賜与、「不慶」は凶兆・災害發生時の賜与(死者發生時は一部「葬式」に分類)、「賄賂」は賄賂、「略奪」は略奪、「贈与」は社会的交際時の授受、「問疾」は病気見舞時の賜与、「行幸」は皇帝行幸時の賜与、「賜与」とは前記以外の国家的賜与。それ以外の特殊な理由は適宜明記。

〔注3〕〔布帛等〕欄には布帛(既製品の衣服を除く)と数量を記した。布帛以外の物も賜与されているばあい「等」字を付して省略した。

〔付表5〕『後漢書』よりみた後漢時代における錢・黄金・布帛の授受

	年号	賜与物	授者	受者	理由	詳細	出典	
更始帝	1	更始	錢千萬	光武帝	李忠	募集	王郎遣將攻信都、信都大姓馬寵等開城内之、收太守宗廣及[李]忠母妻、而令親屬招呼忠。時寵弟從忠爲校尉、忠…因格殺之。…忠曰「若縱賊不誅、則二心也」。世祖聞而美之、謂忠曰「今吾兵已成矣。將軍可歸救老母妻子。宜自募吏民能得家屬者。賜錢千萬、來從我取」。	21
	2	建武前	數百萬餘	張堪	兄子	贈与	張堪…早孤、讓先父餘財數百萬餘兄子。	31
	3	建武前	縑帛數百匹等	耿純	光武帝	上納	會世祖度河至邯鄲、[耿]純即謁見、世祖深接之。純退、見官屬將兵法度不與它將同、遂求自結納、獻馬及縑帛數百匹。	21
	4	更始敗	縑帛等	趙憲	更始親屬	贈与	更始敗、[趙]憲爲赤眉兵所圍…得免。既入丹水、遇更始親屬、皆裸跣塗炭、飢困不能前。憲見之悲感、所裝縑帛資糧悉以與之、將護歸鄉里。	26
光武帝	5	建武1	絮五百斤等	光武帝	卓茂	賜与	時光武初即位…詔曰「前密令卓茂、束身自修…當受天下重賞…今以茂爲太傅、封襢德侯、食邑二千戶、賜几杖車馬、衣一襲、絮五百斤」。	25
	6	建武1?	縑帛等	光武帝?	吳漢	輸送	世祖徵時、見[張]堪志操、常嘉焉。及即位、中郎將來歛薦堪、召拜郎中、三遷爲謁者。使送委輸縑帛、并領騎七千匹、詣大司馬吳漢伐公孫述、在道追拜蜀郡太守。	31
	7	建武1?	黃金二百斤	光武帝	董融	賜与	…賜[董]融璽書曰「…威德流聞…天下未并…王者有分土、無分民、自適己事而已。今以黃金二百斤賜將軍、便宜輒言」。因授融爲涼州牧。	23
	8	建武1?	家錢千萬	譙瑛	公孫述	贖罪	後公孫述僭號於蜀、[譙玄]連聘不詣。…遂受毒藥。玄子瑛泣血叩頭於太守曰「方今國家東有嚴敵、兵師四出、國用軍資或不常充足、願奉家錢千萬、以贖父死」。太守爲請、述聽許之。	81
	9	建武3	繪絲等	彭寵	匈奴	国外	建武二年…明年春、[彭]寵遂拔右北平、上谷數縣。遣使以美女繪絲賂遺匈奴、要結和親。單于使左南將軍七八千騎、往來爲游兵以助寵。	12
	10	建武3	黃金三十斤	光武帝	朱祐	軍功	延岑自敗於穰、遂與秦豐將張成合、[朱]祐率征虜將軍祭遵與戰於東陽、大破之…進擊黃郵、降之、賜祐黃金三十斤。	22
	11	建武5	金玉等	彭寵	蒼頭子密等	強盜	五年春、[彭]寵…獨在便室。蒼頭子密等三人因寵臥寐、共縛著牀…於是兩奴將妻入取寶物…於是收金玉衣物、至寵所裝之被馬六疋、使妻縫兩繩綻。	12
	12	建武6	繪帛等(=財物)	光武帝	隗囂	賜与	六年、關東悉平。…帝遣尉鋗期持珍寶繪帛賜[隗]囂、期至鄭被盜、亡失財物。帝常稱囂長者、務欲招之、聞而歎曰「吾與隗囂事欲不諧、使來見殺、得賜道亡」。	13
	13	建武6	金幣	光武帝	匈奴	国外	建武…至六年、始令歸德侯劉颯使匈奴、匈奴亦遣使來獻、漢復令中郎將韓統報命、賂遺金幣、以通舊好。	89
	14	建武6	錢帛等	光武帝	馮異	賜与 or 退職	六年春[馮]異朝京師。引見、帝謂公卿曰「是我起兵時主簿也。爲吾披荊棘、定關中」。既罷、使中黃門賜以珍寶、衣服、錢帛。	17
	15	建武8	縑千匹	光武帝	歙妻	賜与 or 軍功	八年春、[來]歙與征虜將軍祭遵襲略陽…斬[塊]囂守將金梁、因保其城。囂…圍略陽…歙與將士固死堅守…。帝乃大發關東兵…圍解。於是置酒高會、勞賜歙、班坐絕席、在諸將之右、賜歙妻縑千匹。	15
	16	建武8	縑	天下死罪	光武帝	贖罪	[楚王]英少時好游俠…晚節更喜黃老、學爲浮屠、齋戒祭祀。八年、詔令天下死罪皆入縑贖。英遣	42

17	建武8	黃繡白紝 三十四	楚王英	國相		郎中令奉黃繡白紝三十四詣國相曰「…歡喜大恩、奉送繢帛、以贖愆罪」。國相以聞。	
18	建武12	金帛繒絮	光武帝	軍士·邊民	供給·賜與	十二年、遣謁者段忠將衆郡弛刑配茂[杜]、鎮守北邊…又發委輸金帛繒絮供給軍士、并賜邊民、冠蓋相望。…先是、鴈門人賈丹·霍匡·解勝等爲[盧芳之將]尹由所略、由以爲將帥、與共守平城。丹等聞芳敗、遂共殺由詣郭涼。涼上狀、皆封爲列侯、詔送委輸金帛賜茂·涼軍吏及平城降民。	22
19	建武12	金帛	光武帝	茂·涼軍吏及平城降民	軍功?		
20	建武12	錢千萬	光武帝	譙慶	賜與	明年、天下平定、[譙]玄弟慶以狀詣闕自陳。光武美之、策詔本郡祠以中牢、勅所在還玄家錢。	81
21	建武12	錢百萬	光武帝	祭肜	賜與	十二年…爲太僕。[祭]肜在遼東幾三十年、衣無兼副。顯宗既嘉其功…拜日、賜錢百萬·馬三匹·衣被刀劍、下至居室什物、大小無不悉備。	20
22	建武12?	金帛	公孫述	敢死士五千餘人	募集	九月、漢兵遂守成都。…延岑…曰「男兒當死中求生、可坐窮乎。財物易聚耳、不宜有愛」。[公孫述]乃悉散金帛、募敢死士五千餘人、以配岑於市橋、僞建旗幟、鳴鼓挑戰、而潛遣奇兵出吳漢軍後、襲擊破漢。	13
23	建武13	財帛	光武帝	匈奴	購賞(国外)	…十三年…匈奴聞漢購求盧芳、貪得財帛、乃遣芳還降、望得其賞。	89
24	建武13	錢	光武帝	高訶	喪葬	高訶…拜大司農。在朝以方正稱。十三年、卒官、賜錢及冢田。	79下
25	建武14	轉綢千匹	光武帝	杜詩	喪葬	[杜]詩…政化大行。十四年、坐遭客爲弟報仇、被徵、會病卒。司隸校尉鮑永上書言詩貧困無田宅、喪無所歸。詔使治喪郡邸、轉綢千匹。	31
26	建武15	繢	杜茂	兵馬	支給	十五年、[杜茂]坐斷兵馬稟繢、使軍吏殺人、免官、削戶邑、定封參蘄鄉侯。	22
27	建武15?	千餘萬	不明	不明	竊盜	[歐陽]歙…爲大司徒。坐在汝南臧罪千餘萬發覺	79上
28		轉繢三千匹等	光武帝	歐陽歙	喪葬	下獄。…已死獄中。歙掾陳元上書追訟之、言甚切至、帝乃賜棺木、贈印綬、轉繢三千匹。	
29	建武16	繪二萬匹	光武帝	閔林等	国外	十六年、[盧]芳復入居高柳、與閔堪兄林使使請降。乃立芳爲代王、堪爲代相、林爲代太傅、賜繪二萬匹、因使和集匈奴。	12
30	~建武17	布百匹	光武帝	郅惲	賜與	[郅]惲…爲上東城門候。帝嘗出獵、車駕夜還、惲拒關不開。…上書諫曰「…陛下遠獵山林、夜以繼晝…暴虎馭河、未至之戒、誠小臣所竊憂也」。書奏、賜布百匹。	29
31	~建武17	繢百匹	光武帝	祭肜	賜與	光武初以[祭]遵故、拜[祭]肜…遷襄贲令。…數年襄政清。璽書勉勵、增秩一等、賜繢百匹。…建武十七年…	20
32	建武17	黃金錦繡等	光武帝	賢	国外	[莎車國]康死…弟賢代立…十七年、賢復遣使奉獻、請都護。…賜賢西域都護印綬及車旗黃金錦繡。	88
33	建武17	錢百萬	光武帝	嚴光	喪葬	[嚴光]除爲諫議大夫、不屈。…建武十七年、復特徵不至。年八十終於家。帝傷惜之、詔下郡縣賜錢百萬·穀千斛。	83
34	建武19	錢十萬	光武帝	桓榮	賜與	建武十九年…何湯…以尚書授太子。世祖從容問湯本師爲誰、湯對曰「事沛國桓榮」。帝即召榮、令說尚書、甚善之。拜爲議郎、賜錢十萬、入使授太子。	37
35	建武19	錢百萬·繪二百匹等	光武帝	劉般	賜與	十九年、行幸沛、詔問郡中諸侯行能。太守薦言[劉]般束脩至行、爲諸侯師。帝聞而嘉之、乃賜般綬、錢百萬·繪二百匹。二十年、復與車駕會沛、因從還洛陽、賜穀·什物、留爲侍祠侯。	39
36	建武20	金錢繢帛	光武帝	郭況	賜與	光武帝郭皇后…父昌…娶真定恭王女…生后及子況。…十七年…進后中子右翊公輔爲中山王。…二十年、中山王…封沛王、后爲沛太后。[郭]況遷大鴻臚。帝數幸其第、會公卿諸侯親家飲燕、賞賜金錢繢帛、豐盛莫比。京師號況家爲金穴。	10上

37	建武20	錢等	光武帝	虞延	賜与	二十年[光武帝]東巡。…[虞]延爲部督郵。勅延從駕到魯。還經封丘城門、門下小、不容羽蓋。帝怒、使撻侍御史、[虞]延因下見引咎、以爲罪在督郵。言辭激揚、有感帝意、乃制誥曰「以陳留督郵虞延故、貲御史罪」。延從送車駕西盡郡界、賜錢及劍帶佩刀、還郡。於是聲名遂振。	33
38	建武20	金	人	戴涉	竊盜	二十年、大司徒戴涉坐所舉人盜金下獄、帝以三公參職、不得已乃策免[戴]融。	23
39	建武22	錢等	光武帝	郭伋	退職	[郭]伋以老病上書乞骸骨。二十二年、徵爲太中大夫、賜宅一區及帷帳錢穀、以充其家、伋輒散與宗親九族、無所遺餘。	31
40	建武22	棺錢人三千	光武帝	郡中居人壓死者	喪葬	地震裂。制誥曰「…其令南陽勿輸今年田租芻粟。遣謁者案行、其死罪繫囚在戊辰以前減死罪一等。徒皆弛解鉗、衣絲絮。賜郡中居人壓死者棺錢人三千。其口賦逋稅而廬宅尤破壞者勿收責。吏人死亡或在壞垣毀屋之下而家羸弱不能收拾者、其以見錢穀取備、爲尋求之」。	1下
41		錢等	光武帝	傭	雇傭		
42	建武23?	錢帛等	光武帝	竇融	退職	二十三年…[竇]融復乞骸骨、輒賜錢帛、太官致珍奇。	23
43	建武26	黃金錦繡·繪布萬匹·絮萬斤等	光武帝	單于	国外	授南單于璽綬…南單于遣子入侍、奉奏詣闕。於是雲中·五原·朔方·北地·定襄·鴈門·上谷·代八郡民歸於本土。遣謁者分將施刑補理城郭。發遣邊民在中國者布還諸縣、皆賜以裝錢、轉輸給食。	1下 89
44		綵繪千匹·錦四端·金十斤等		匈奴使		89:二十六年、遣中郎將段郴、副校尉王郁使南單于立其庭…乃伏稱臣。…詔賜單于冠帶·衣裳·黃金璽·休綱綬·安車羽蓋·華藻駕駒·寶劍弓箭·黑節三·駙馬二·黃金錦繡·繪布萬匹·絮萬斤·樂器鼓車·棨戟甲兵·飲食什器。又轉河東米糒二萬五千斛·牛羊三萬六千頭、以贍給之。…漢乃遣單于使、令謁者將送、賜綵繪千匹·錦四端·金十斤·太官御食醬及橙橘·龍眼·荔枝。賜單于母及諸閼氏·單于子及左右賢王·左右谷蠡王·骨都侯有功善者繪綵合萬。四歲以爲常。	
45		繪綵合萬(4年に1回)		單于母等			
46		裝錢		邊民在中國者	徙民		
47	建武27	錢十萬	光武帝	衛颯	退職	二十五年[衛颯]徵還。光武欲以爲少府、會颯被疾、不能拜起、勅以桂陽太守歸家、須後詔書。居二歲、載病詣闕、自陳困篤。乃收印綬、賜錢十萬。後卒于家。	76
48	建武27	賄錢千萬	光武帝	樊宏	喪葬	二十七年[樊宏]卒。遺勅薄葬…。帝善其令…賄錢千萬、布萬匹、謚爲恭侯、贈以印綬、車駕親送葬。子儻嗣。帝悼宏不已、復封少子茂爲平望侯。樊氏侯者凡五國。明年、賜儻弟鮪及從昆弟七人合錢五千萬。	32
49	建武28	錢五千萬	光武帝	樊鮪·從昆弟七人	賜与		
50	建武28	雜繪五百匹等	光武帝	單于	国外	二十八年、北匈奴…更乞和親。…班彪奏曰…報答之辭…曰「…今齎雜繪五百匹·弓鞬韁丸一·矢四發、遣遺單于。又賜獻馬左骨都侯·右谷蠡王雜繪各四百匹·斬馬劍各一。…朕不愛小物於單于、便宜所欲、遣驛以聞」。	89
51		雜繪各四百匹等	光武帝	左骨都侯·右谷蠡王			
52	建武31	綵繪	光武帝	北匈奴	国外	三十一年、北匈奴復遣使如前、乃璽書報荅、賜以綵繪、不遣使者。	89
53	建武31	繪綵四千匹等(單于薨時)	光武帝	單于莫	国外(喪葬)	單于比立九年薨…比弟左賢王莫立、帝遣使者齎璽書鎮慰、拜授璽綬、遺冠幘、絳單衣三襲·童子佩刀·緹帶各一、又賜繪綵四千匹、令賞賜諸王·骨都侯已下。其後單于薨、弔祭慰賜、以此爲常。	89
54	建武初	雜繪等	光武帝	任延	遷職	建武初、[任]延上書願乞骸骨…詔徵爲九真太守。光武引見、賜馬雜繪、令妻子留洛陽。	76
55	建初初	金帛各有差	光武帝	衍師傅已下官屬	賜与	下邳惠王衍、永平十五年封。…建初初冠、詔賜衍師傅已下官屬金帛各有差。	50

56	建初2	布貫頭衣 二領等	邑豪	国家	国外	西部都尉廣漢鄭純爲政清潔…天子嘉之、即以爲永昌太守。純與哀牢夷人約、邑豪歲輸布貫頭衣二領·鹽一斛、以爲常賦、夷俗安之。…建初元年、哀牢王類牢與守令忿爭…明年春、邪龍縣昆明夷齒承等應募、率種人與諸郡兵擊類牢於博南、大破斬之。傳首洛陽、賜齒承帛萬匹、封爲破虜傍邑侯。	86	
57		帛萬匹	光武帝	昆明夷 齒承	購賞 (国外)			
58	建武	錢三十萬	光武帝	董宣	賜与	[董宣]…爲洛陽令。時湖陽公主蒼頭白日殺人、因匿主家、吏不能得。…宣於夏門亭候之…因格殺之。主即還宮訴帝、帝大怒。…宣叩頭曰…	77	
59		錢三十萬	董宣	諸吏	賜与	「陛下聖德中興、而縱奴殺良人、將何以理天下乎。…」。…因勑彊項令出。賜錢三十萬、宣悉以班諸吏。		
60	建武	縑帛	皇太子 等	鄭衆	招聘	建武中、皇太子及山陽王荊、因虎賁中郎將梁松以縑帛聘請、[鄭]衆、欲爲通義、引籍出入殿中。	36	
61	建武	縑五百匹 等	光武帝	溫序	喪葬	[溫序]…死。序主簿韓遵・從事王忠持屍歸斂。光武聞而憐之、命忠送喪到洛陽、賜城傍爲冢地、贈穀千斛·縑五百匹、除三子爲郎中。	81	
62	建武	金帛	光武帝	宋均	軍功?	會武陵蠻反、圍武威將軍劉尚、詔使[宋]均乘傳發江夏奔命三千人往救之。…蠻夷震怖…入賊營。…光武嘉其功、迎賜以金帛、令過家上冢。	41	
63	建武	帛四十匹	光武帝	周黨	賜与	博士范升奏毀[周]黨曰「…敢私竊虛名、誇上求高、皆大不敬」。書奏、天子以示公卿。詔曰「…太原周黨不受朕祿、亦各有志焉。其賜帛四十匹」。	83	
64	建武末	錢千萬	信陽侯 陰就	井丹	招聘	建武末、沛王輔等五王…皆好賓客、更遣請[井]丹、不能致。信陽侯陰就、光烈皇后弟也。以外戚貴盛、乃詭說五王、求錢千萬、約能致丹、而別使人要劫之。丹不得已、既至。	83	
65	建武?	金銀香罽 等	諸國侍 子・督 使賈湖	李恂	国外	李恂…後復徵拜謁者、使持節領西域副校尉。西域殷富、多珍寶、諸國侍子及督使賈胡數遺恂奴婢・宛馬・金銀・香罽之屬、一無所受。	51	
66	建武?	錢等	光武帝	侯歆	喪葬	[侯]歆…帝大怒…復遣使宣詔責之。…歆及子嬰竟自殺。歆素有重名、死非其罪、衆多不厭、帝乃追賜錢穀、以成禮葬之。	26	
67	建武?	錢二十萬	光武帝	戴憑	喪葬	戴憑…在職十八年、卒於官、詔賜東園梓器、錢二十萬。	79上	
明 帝	68	中元1	縑二十匹	天下亡 命殊死 以下死 罪	明帝	贖罪	十二月甲寅、詔曰「…天下亡命殊死以下聽得贖論。死罪入縑二十匹、右趾至髡鉗城旦春十四、完城旦春至司寇作三匹。其未發覺、詔書到先自告者、半入贖…」。※自告者は別。	2
	69		縑十匹	右趾～ 髡鉗城 旦春				
	70		縑三匹	完城 旦春～司 寇作				
71	中元?	辦裝錢	明帝	劉平・琅 邪王望・ 東萊王 扶	賜与	顯宗初、尚書僕射鍾離意上書薦[劉]平及琅邪王望・東萊王扶…有詔徵平等、特賜辦裝錢。至皆拜議郎。	39	
72	中元?	千金	不明	張恢	保藏	顯宗即位…時交趾太守張恢、坐臧千金、徵還伏法、以資物簿入大司農、詔班賜羣臣。[鍾離]意得珠璣、悉以委地而不拜賜。帝怪而問其故。對曰「此臧穢之寶、誠不敢拜」。帝嗟歎曰「清乎尚書之言」。乃更以庫錢三十萬賜意。	41	
73		庫錢三十 萬	明帝	鍾離意	賜与			
74	永平1	錢人三萬	明帝	士卒	戍	秋七月、捕虜將軍馬武等與燒當羌戰、大破之。募士卒戍隴右、賜錢人三萬。	2	

75	永平2?	縑各有差	明帝	文官太傅・司徒以下	賜与	立春之日、迎春于東郊、祭青帝句芒。車旗服飾皆青。歌青陽、八佾舞雲翹之舞。及因賜文官太傅・司徒以下縑各有差。	祭中
76	永平2～	錢歲二億七千萬	青徐二州	鮮卑大人	国外	永平元年、祭肅復賂偏何擊歎志賈、破斬之。於是鮮卑大人皆來歸附。並詣遼東受賞賜、青徐二州給錢歲二億七千萬、爲常。明・章二世、保塞無事。	90
77	永平3～	縑	明帝	降胡子	国外	時詔賜降胡子縑、尚書案事、誤以十爲百。帝見司農上簿、大怒、召郎將笞之。	41
78	永平5	裝錢人二萬	明帝	邊人在內郡者	徙民	是歲、發遣邊人在內郡者、賜裝錢人二萬。	2
79	永平5	錢五千萬・布十萬匹	明帝	東平憲王蒼	賜与	[東平憲王]蒼在朝數載…聲望日重、意不自安。上疏歸職曰「…」。帝優詔不聽。其後數陳乞、辭甚懇切。五年、乃許還國、而不聽上將軍印綬。以驃騎長史爲東平太傅、掾爲中大夫、令史爲王家郎。加賜錢五千萬・布十萬匹。	42
80	永平6	帛五十五匹	明帝	三公	賜与	王雋山出寶鼎、廬江太守獻之。夏四月甲子、詔曰「…方今政化多僻、何以致茲。…豈公卿奉職得其理邪。太常其以祔祭之日、陳鼎於廟、以備器用。賜三公帛五十五匹、九卿・二千石半之…」。	2
81		帛二十五匹		九卿・二千石			
82	永平7	布二十五萬匹等	明帝	東平憲王蒼	賜与	六年冬、帝幸魯、徵〔東平憲王〕蒼從還京師。明年、皇太后崩。既葬、蒼乃歸國、特賜宮人奴婢五百人・布二十五萬匹及珍寶服御器物。	42
83	永平7?	錢四十萬	明帝	蔡賀	喪葬	[蔡]賀…永平四年、徵拜河南尹、以清靜稱。在官三年卒、詔書慰惜、賜車一乘、錢四十萬。	26
84	永平7?	錢三十萬	明帝	宋均	問疾	[宋]均…以疾上書乞免、詔除子僚爲太子舍人。均自扶輿詣闕謝恩、帝使中黃門慰問、因留養疾。司徒缺、帝以均才任宰相、召入視其疾、令兩騶扶之。均拜謝曰「天罰有罪、所苦浸篤、不復奉望帷幄」。因流涕而辭、帝甚傷之、召條扶侍均出、賜錢三十萬。	41
85	永平9	錢六萬	明帝	妻無父兄獨有母者	賜与	九年春三月辛丑、詔郡國死罪囚減罪、與妻子詣五原・朔方占著、所在死者皆賜妻父若男同產一人復終身。其妻無父兄獨有母者賜其母錢六萬、又復其口筭。	2
86	永平11	黃金	廬江太守	国家	獻上	是歲、漢湖出黃金。廬江太守以獻。時麒麟・白雉・醴泉・嘉禾所在出焉。	2
87	永平12	錢帛衣物等	明帝	王景	賜与	永平十二年、議修汴渠、乃引見[王]景、問以理水形便。…帝善之。又以嘗修浚儀、功業有成、乃賜景山海經、河渠書、禹貢圖及錢帛衣物。…十五年、從駕東巡狩、至無鹽、帝美其功績、拜河堤謁者賜車馬縑錢。	76
88	永平15	縑錢等	明帝	河堤謁者	賜与		
89	永平15	錢千五百萬・布四萬匹	明帝	東平憲王蒼	賜与	十五年春、行幸東平、賜〔東平憲王〕蒼錢千五百萬・布四萬匹。帝以所作光武本紀示蒼、蒼因上光武受命中興頌。帝甚善之。	42
90	永平15	縑四十匹	亡命自殊死以下死罪	明帝	贖罪	十五年…東巡狩…幸偃師。詔亡命自殊死以下贖、死罪縑四十匹、右趾至髡鉗城旦春十四、完城日至司寇五四。犯罪未發覺、詔書到日自告者半入贖。	2
91		縑十匹	右趾～髡鉗城旦春				
92		縑五匹	完城旦～司寇				
93	永平15	帛百匹	明帝	郎・從官視事二十歲已上	賜与	…賜天下男子爵人三級。郎・從官視事二十歲已上帛百匹、十歲已上二十四、十歲已下十四、官府吏五四、書佐・小史三四。令天下大酺五日。乙巳大赦天下、其謀反大逆及諸不應宥者皆赦除之。	2
94		帛二十四		十歲已上			
95		帛十四		十歲已下			

96 97	帛五匹 帛三匹	官府吏 書佐·小史					
98 永平17	錢帛等	明帝	鮑昱	賜与	十七年[鮑昱]代王敏爲司徒、賜錢帛·什器·帷帳。除子得爲郎。	29	
99 永平17	帛十四匹	明帝	郎·從官視事十歲以上者	賜与	是歲、甘露仍降…制曰「…唯高祖·光武聖德所被、不敢有辭。其敬舉觴、太常擇吉日策告宗廟。其賜天下男子爵人二級、三老孝悌力田人三級、流人無名數欲占者人一級。鰥寡孤獨篤產貧不能自存者粟人三斛。郎·從官視事十歲以上者帛十四匹。中二千石·二千石下至黃綬、貶秩奉賊、在去年以來皆還贖」。	2	
100 永平17	金帛	明帝	大昆彌已下	国外	永平十七年冬…始置西域都護·戊己校尉、乃以[耿]恭爲戊己校尉…恭至部、移檄烏孫、示漢威德、大昆彌已下皆歡喜、遣使獻名馬及奉宣帝時所賜公主博具、願遣子入侍。恭乃發使齎金帛、	19	
101 永平18	縑三十匹	天下亡命自殊死已下死罪	明帝	贖罪	十八年…詔曰「其令天下亡命自殊死已下贖。死罪縑三十匹、右趾至髡鉗城旦春十四匹、完城旦至司寇五匹。吏人犯罪未發覺、詔書到自告者半入贖」。	2	
102	縑十四匹	右趾～髡鉗城旦春					
103	縑五匹	完城旦～司寇					
104 永平18	錢千萬	明帝	館陶公主	賜与	帝遵奉建武制度、無敢違者。後宮之家不得封侯與政。館陶公主爲子求郎、不許而賜錢千萬。63:陽嘉二年…[李]固對曰「…昔館陶公主爲子求郎、明帝不許、賜錢千萬。所以輕厚賜、重薄位者、爲官人失才、害及百姓也。…」。	2 63	
105 永平	錢二十萬	明帝	鍾離意	喪葬	[鍾離]意視事五年…人多殷富。以久病卒官。遺言上書陳升平之世、難以急化、宜少寬假。帝感傷其意、下詔嗟歎、賜錢二十萬。	41	
106 永平	錢百萬	明帝	樊曄家	賜与	永平中、顯宗追思[樊]曄在天水時政能、以爲後人莫之及、詔賜家錢百萬。	77	
107 永平	縑錢	明帝	楊仁	賜与	顯宗…引見[楊仁]、問當世政迹。[楊]仁對以寬和任賢、抑黜驕戚爲先。又上便宜十二事、皆當世急務。帝嘉之、賜以縑錢。	79下	
108 永平	罰金	中常侍孫章	明帝	犯罪	永平中…有兄弟共殺人者、而罪未有所歸。帝以兄不訓弟、故報兄重而減弟死。中常侍孫章宣詔、誤言兩報重、尚書奏章矯制、罪當賈斬。帝復召躬問之、[郭]躬對「章應罰金」。帝曰「章矯詔殺人、何謂罰金」。躬曰「法令有故·誤。章傳命之謬、於事爲誤、誤者其文則輕」。	46	
109 ~永平	縑七匹	戴封	賊	贈与	戴封…後遇賊、財物悉被略奪、唯餘縑七匹、賊不知處、封乃追以與之、曰「知諸君乏、故送相遺」。賊驚曰「此賢人也」。盡還其器物。	81	
皇帝	110 永平18	布三千匹	衛尉廖	三輔衣冠	賄賂	肅宗初立…。帝以明德太后故、尊崇舅氏馬廖…[第五]倫以后族過盛…曰「…竊聞衛尉廖以布三千匹、城門校尉防以錢三百萬、私贍三輔衣冠、知與不知、莫不畢給。又聞臘日亦遺其在洛中者錢各五千、越騎校尉光臘用羊三百頭·米四百斛·肉五千斤。臣愚以爲不應經義…」。	41
	111	錢三百萬	城門校尉防	三輔衣冠			
	112	錢各五千	廖·防	其在洛中者			
113 永平18	白越三千端·雜帛二千匹·黃金十斤	皇太后	王	賜与	肅宗即位、尊后曰皇太后。諸貴人當徙居南宮、太后感析別之懷、各賜王赤綬、加安車駟馬·白越三千端·雜帛二千匹·黃金十斤。	10上	

114	永平18	裝錢三十萬	章帝	張酺	賜与	張酺…守經義、每侍講閒隙、數有匡正之辭、以嚴見憚。及肅宗即位…數月、出爲東郡太守。酺自以嘗經親近、未悟見出、意不自得、上疏辭曰「…」。詔報曰「…好醜必上、不在遠近。今賜裝錢三十萬、其亟之官」。	45
115	建初1	錢五百萬	章帝	東平憲王蒼	賜与	肅宗即位、尊重恩禮踰於前世、諸王莫與爲比。建初元年地震。〔東平憲王〕蒼上便宜、其事留中。帝報書曰「丙寅所上便宜三事、朕親自覽讀、反覆數周、心開目明…冀蒙福應、彰報至德、特賜王錢五百萬」。	42
116	建初1	錢三十萬	章帝	承宮	喪葬	承宮…建初元年卒。肅宗褒歎、賜以冢地。妻上書乞歸葬鄉里、復賜錢三十萬。	27
117	建初1	布五百匹等	章帝	賈逵	賜与	建初元年…〔賈逵〕書奏、帝嘉之、賜布五百匹・衣一襲。	36
118	建初1	帛二十四匹	郡	淳于恭	賜与	建初元年、肅宗下詔美〔淳于〕恭素行、告郡賜帛二十四、遣詣公車、除爲議郎。	39
119	建初1?	錢等	章帝	召馴	遷職	〔召〕馴…建初元年、稍遷騎都尉、侍講肅宗。拜左中郎將、入授諸王。帝嘉其義學、恩寵甚崇。出拜陳留太守、賜刀劍錢物。	79下
120	建初2	錢等	章帝	韋彪	賜与	建初七年、車駕西巡狩…問以三輔舊事・禮儀・風俗。〔韋〕彪…言「今西巡舊都、宜追錄高祖・中宗功臣…紀其子孫」。帝納之。…乃厚賜彪錢珍羞食物、使歸平陵上冢。	26
121	建初2?	錢各五百萬	太后	廣平・鉅鹿・樂成王	賜与	其美車服不軌法度者、便絕屬籍、遣歸田里。廣平・鉅鹿・樂成王車騎朴素、無金銀之飾、帝以白太后、太后即賜錢各五百萬。	10上
122	建初7	錢等	章帝	秦彭	賜与	建初元年、遷山陽太守。…〔秦彭〕在職六年、轉潁川太守、仍有鳳皇・麒麟・嘉禾・甘露之瑞、集其郡境。肅宗巡行、再幸潁川、輒賞賜錢穀、恩寵甚異。	76
123	建初7	裝錢千五百萬	章帝	東平憲王蒼	賜与	六年冬〔東平憲王〕蒼上疏求朝。明年正月、帝許之。特賜裝錢千五百萬、其餘諸王各千萬、帝以蒼冒涉寒露、遣謁者賜貂裘、及太官食物珍果、使大鴻臚固持節郊迎。帝乃親自循行邸第、豫設帷牀、其錢帛器物無不充備。	42
124		錢各千萬		其餘諸王			
125		錢帛等		東平憲王蒼			
126	建初7	錢四十萬	章帝	公	賜与	飲酌高廟、禘祭光武皇帝・孝明皇帝。…詔「…朕得識昭穆之序、寄遠祖之思。今年大禮復舉、加以先帝之坐、悲傷感懷。樂以迎來、哀以送往、雖祭亡如在、而空虛不知所裁、庶或饗之、豈亡克慎肅雍之臣、辟公之相、皆助朕之依依。今賜公錢四十萬、卿半之、及百官執事各有差」。	3
127		錢二十萬		卿			
128		錢各有差		百官執事			
129	建初7	錢布以億萬計	章帝	東平憲王蒼	賜与	大鴻臚奏遣諸王歸國、帝特留〔東平憲王〕蒼、賜以祕書・列僂圖・道術祕方。至八月飲酌畢、有司復奏遣蒼、乃許之。…於是車駕祖送、流涕而訣。復賜乘輿服御珍寶輿馬錢布以億萬計。	42
130	建初7	錢各有差	章帝	魏郡守令～三老・門闈・走卒	賜与	進幸鄴、勞饗魏郡守令已下至于三老・門闈・走卒賜錢各有差。勞賜常山・趙國吏人、復元氏租賦三歲、辛卯車駕還宮。詔天下繫囚減死一等勿笞、詣邊戍。妻子自隨、占著所在。父母同產欲相從者恣聽之。有不到者皆以乏軍興論。及犯殊死一切募下蠶室。其女子宮。繫囚鬼薪・白粲已上、皆減本罪各一等、輸司寇作。亡命贖、死罪入縑二十四、右趾至髡鉗城旦春十四、完城旦至司寇三四、吏人有罪未發覺、詔書到自告者、半入贖。	3
131		縑二十四匹	亡命死罪	章帝	贖罪		
132		縑十四匹	右趾至髡鉗城旦春				
133		縑三四匹	完城旦至司寇				
134	建初8	錦帛	章帝	大小昆彌以下	国外	[班]超…欲進攻龜茲。以烏孫兵彊、宜因其力…。帝納之。八年…別遣・候李邑護送烏孫使者賜大小昆彌以下錦帛。	47

135	建初8	錢前後一億·布九萬匹	章帝	東平憲王蒼	喪葬	[東平憲王]蒼…薨。…遣大鴻臚持節、五官中郎將副監喪、及將作使者凡六人、令四姓小侯諸國王主悉會詣東平奔喪、賜錢前後一億·布九萬匹。	42
136	建初9	錦帛	章帝	月氏王	国外	是時月氏新與康居婚相親、[班]超乃使使多齎錦帛遺月氏王、令曉示康居王、康居王乃罷兵、執忠以歸其國、烏即城遂降於超。	47
137	建初	錢五十萬	章帝	傅昌	壳爵	子[傅]昌嗣、徙封蕪湖侯。建初中、遭母憂、因上書、以國貧不願之封、乞錢五十萬、爲關內侯。肅宗怒、貶爲關內侯、竟不賜錢。	22
138	建初?	錢二十萬	章帝	賈逵	賜与	[賈]逵母常有疾、帝欲加賜、以校書例多、特以錢二十萬、使潁陽侯馬防與之。謂防曰「賈逵母病、此子無人事於外、屢空則從孤竹之子於首陽山矣」。	36
139	元和1	錢三十萬	章帝	鄧彪	退職	[鄧彪]…視事四年、以疾乞骸骨。元和元年、賜策寵、贈錢三十萬、在所以二千石奉終其身。	44
140	元和2	錢帛	章帝	孔氏男女	賜与	元和二年…帝東巡狩、還過魯、幸闕里、以太牢祠孔子及七十二弟子、作六代之樂、大會孔氏男子二十以上者六十三人、命儒者講『論語』。 [孔]僖…曰「…今陛下親屈萬乘、辱臨敝里、此乃崇禮先師、增輝聖德。至於光榮、非所敢承」。帝大笑曰「非聖者子孫、焉有斯言乎」。	79上
141	元和2	帛人一匹	章帝	三老·孝悌·力田?	賜与	己未鳳皇集肥城。乙丑帝耕於定陶。詔曰「三老尊年也。孝悌淑行也。力田勤勞也。國家甚休之。其賜帛人一匹、勉率農功」。	3
142	元和2	帛人一匹	章帝	高年鳏寡孤獨	賜与	詔曰「乃者鳳皇·黃龍·鸞鳥比集七郡…其賜天下吏爵人三級。高年鳏寡孤獨帛人一匹。經曰「無侮鰥寡惠此茕獨」。加賜河南女子百戶牛酒令天下大酺五日、賜公卿已下錢帛各有差。及洛陽人當酺者布戶一匹、城外三戶共一匹。賜博士員弟子見在太學者布人三四匹。令郡國上明經者口十萬以上五人、不滿十萬三人」。	3
143		錢帛各有差		公卿已下			
144		布戶一匹		洛陽人當酺者			
145		一匹		城外三戶			
146		布人三四匹		博士員弟子見在太學者			
147	元和2	帛二十匹	章帝	先見[鳳皇·黃龍]者	賜与	詔「鳳皇·黃龍所見亭部無出二年租賦。加賜男子爵人二級。先見者帛二十匹、近者三匹、太守三十匹、令·長十五匹、丞·尉半之…」。	3
148		帛三匹		近者			
149		帛三十匹		太守			
150		帛十五匹		令·長			
151		帛七匹半		丞·尉			
152	元和3	錢五十萬等	章帝	諸郭	賜与?	元和三年、肅宗北巡狩、過真定、會諸郭、朝見上壽、引入倡飲甚歡。以太牢具上郭主冢、賜粟萬斛·錢五十萬。	10上
153	元和3	錢五十萬等	章帝	第五倫	退職	[第五]倫奉公盡節、言事無所依違。…連以老病上疏乞身。元和三年、賜策寵、以二千石奉終其身、加賜錢五十萬·公宅一區。後數年卒、時年八十餘、詔賜秘器、衣衾·錢布。	41
154	元和3~	錢布等			喪葬		
155	元和3	罽絮(每年)	廣德	匈奴	国外	匈奴聞廣德滅莎車、遣五將發焉耆·尉犁·龜茲十五國兵三萬餘人圍于寘、廣德投降、以其太子爲質、約歲給罽絮。	88
156	元和3	賄錢五百萬	章帝	許太后	喪葬	十五年、帝幸彭城、見許太后及英妻子於內殿、悲泣、感動左右。…元和三年、許太后薨、復遣光祿大夫持節弔祠、因留護喪事、賄錢五百萬。	42

157	元和?	錢十萬·布百匹等	章帝	朱暉	賜与	是時穀貴、縣官經用不足…尚書張林上言「穀所以貴、由錢賤故也。可盡封錢。一取布帛爲租、以通天下之用。…」。…[朱]暉奏據林言不可施行、事遂寢。…帝卒以林等言爲然。…暉等皆自繫獄。…暉曰「…」。…帝意解、寢其事。後數日、詔使直事郎問暉起居、太醫視疾、太官賜食。暉乃起謝、復賜錢十萬·布百匹·衣十領。	43	
158	元和?	錢二十萬	章帝	朱暉	遷職?	[朱暉]後遷爲尚書令、以老病乞身、拜騎都尉、賜錢二十萬。	43	
159	章和1	布帛各一匹	章帝	高年二人	賜与	秋、令是月養衰老授几杖、行糜粥飲食。其賜高年二人共布帛各一匹、以爲醴酪。	3	
160	章和1	金銀等	迷唐	燒何·當煎·當鬪等	国外	章和元年…迷吾子迷唐及其種人向塞號哭、與燒何·當煎·當鬪等相結、以子女及金銀娉納諸種、解仇交質、將五千人寇隴西塞。	87	
161	章和1	縑二十匹	亡命者死罪	章帝	賊罪	南巡狩。…詔郡國中都官繫囚減死罪一等、詣金城戍。犯殊死者一切募下蠶室。其女子宮。繫囚鬼薪·白粲已上減罪一等、輪司寇作。亡命者贖、死罪縑二十匹、右趾至髡鉗城旦春七匹、完城旦至司寇三匹。吏民犯罪未發覺、詔書到自告者半入贖。復封阜陵侯延爲阜陵王。	3	
162		縑七匹	右趾~髡鉗城旦春					
163		縑三匹	完城旦~司寇					
164	章和1	錢千萬布萬匹等	章帝	阜陵質王延	賜与	章和元年、行幸九江、賜[阜陵質王]延書與車駕會壽春。帝見延及妻子、愍然傷之、乃下詔曰「…今復諸侯爲阜陵王、增封四縣、并前爲五縣」。…加賜錢千萬·布萬匹·安車一乘、夫人諸子賞賜各有差。明年入朝。	42	
和帝	165	章和2	錢二十萬	和帝	韋彪	問疾?	[韋]彪…遂稱困篤。章和二年夏…詔曰「彪…勤身飭行…君年在耆艾、不可復以加增。恐職事煩碎、重有損焉。其上大鴻臚印綬。其遣太子舍人詣中臧府、受賜錢二十萬」。永元元年、卒。詔尚書「…其賜錢二十萬·布百匹·穀三千斛」。	26
	166	永元1	錢二十萬布百匹等			喪葬?		
167	永元1	金帛	和帝	北單于	国外	[竇]憲乃班師而還。遣軍司馬吳汜·梁諷奉金帛遺北單于、宣明國威、而兵隨其後。	23 47	
168	永元2	錢布各有差	和帝	公卿~佐史	賜与	分太山爲濟北國、分樂成·涿郡·勃海爲河間國。丙辰、封皇弟壽爲濟北王、開爲河間王、淑爲城陽王、紹封故淮陽王炳子側爲常山王。賜公卿以下至佐史錢布各有差。	4	
169	中興~永元	轉錢三千萬·布三萬匹	皇帝	皇子始封薨者	喪葬	[中山簡王焉]…永元二年薨。自中興至和帝時、皇子始封薨者、皆轉錢三千萬·布三萬匹。嗣王薨、賄錢千萬·布萬匹。是時竇太后臨朝、竇憲兄弟擅權、太后及憲等東海出也、故陸於焉而重於禮、加賄錢一億。	42	
170		錢千萬·布萬匹		嗣王				
171	永元2	轉錢一億三千萬·布三萬匹	和帝	中山簡王焉				
172	永元2	金銀珠玉	月氏	龜茲	国外	永元二年、月氏遣其副王謝將兵七萬攻[班]超…不下。…超度其糧將盡、必從龜茲求救、乃遣兵數百於東界要之。謝果遣騎齋金銀珠玉以賂龜茲。	47	
173	永元2	金帛等	和帝	車師	国外	永元二年、大將軍竇憲破北匈奴、車師震懼、前後王各遣子奉貢入侍、並賜印綬金帛。	88	
174	永元3	黃金	和帝	諸侯王~宗室子孫在京師奉朝請者	賜与	三年…皇帝加元服、賜諸侯王·公·將軍·特進·中二千石·列侯·宗室子孫在京師奉朝請者黃金·將·大夫·郎吏·從官帛。賜民爵及粟帛各有差、大酺五日。郡國中都官繫囚死罪贖縑、至司寇及亡命各有差。庚辰、賜京師民酺、布兩戶共一匹。	4	
175		帛		將~從官				
176		帛各有差等		民				

177		縑	郡國中都官繫囚死罪～至司寇及亡命	和帝	贖罪		
178		布兩戶共一匹		和帝	京師民	賜与	
179	永元4	錢帛各有差		和帝	行所過二千石長吏～三老官屬	賜与	冬十月癸未、行幸長安。詔曰「北狄破滅、名王仍降、西域諸國、納質內附、豈非祖宗迪哲重光之鴻烈歟。寤寐歎息、想望舊京。其賜行所過二千石長吏已下及三老・官屬錢帛各有差。鰥・寡・孤・獨・篤癃・貧不能自存者粟人三斛」。
180	永元4	錢各有差等		和帝	公卿～佐史	賜与	丁巳、賜公卿以下至佐史錢穀各有差。
181	永元4	錢帛		和帝	清河孝王慶	賜与	後[清河孝王]慶以長、別居丙舍。永元四年…帝將誅竇氏、欲得外戚傳、懼左右不敢使。乃令慶私從千乘王求、夜獨內之。又令慶傳語中常侍鄭衆求索故事。及大將軍竇憲誅、慶出居邸、賜奴婢三百人・輿馬・錢帛・帷帳・珍寶・玩好充仞其第、又賜中傅以下至左右錢帛各有差。
182		錢帛各有差			中傅～左右		
183	永元4	御府雜帛二萬匹・大司農黃金千斤・錢二千萬		和帝	賈貴人	賜与	賈貴人…中元二年生肅宗、而顯宗以爲貴人。帝既爲太后所養、專以馬氏爲外家、故貴人不登極位、賈氏親族無受寵榮者。及太后崩、乃策書加貴人王赤綬・安車一駟・永巷宮人二百・御府雜帛二萬匹・大司農黃金千斤・錢二千萬。
184	永元1～4	錢		和帝	樂恢	退職 or 問疾	[樂恢]拜議郎。…時竇太后臨朝、和帝未親萬機、恢以意不得行、乃稱疾乞骸骨。詔賜錢、太醫視疾。恢薦任城郭均・成陽高鳳、而遂稱篤。拜騎都尉。
185	永元5	錢三十萬		和帝	張酺	問疾	永元五年、遷[張]酺爲太僕。數月、代尹睦爲太尉。數上疏以疾乞身、薦魏郡太守徐防自代。帝不許、使中黃門問病、加以珍羞、賜錢三十萬。酺遂稱篤。
186	永元6	綵五百匹		和帝	焉耆王	国外	六年秋、[班]超遂…討焉耆。兵到尉犁界、而遣曉說焉耆・尉犁・危須曰「都護來者欲鎮撫三國。即欲改過向善、宜遣大人來迎、當賞賜王侯已下、事畢即還。今賜王綵五百匹」。
187	永元6	金帛		和帝	蘇拔廆	国外	馮柱將虎牙營留屯五原、罷遣鮮卑・烏桓・羌胡兵、封蘇拔廆爲率・王、又賜金帛。
188	永元6	錢三十萬		和帝	黃香	賜与	六年…[黃香]爲東郡太守、香上疏讓曰「…」。帝亦惜香幹用、久習舊事、復留爲尚書令、增秩二千石、賜錢三十萬。
189	永元9	衣被錢帛…旬月之間累資千萬		和帝	樊調妻嫕	賜与	永元九年…會貴人姊南陽樊調妻嫕…曰「…妾門雖有薄・史之親、獨無外戚餘恩、誠自悼傷。妾父既冤、不可復生、母氏年殊七十、及弟棠等、遠在絕域、不知死生。願乞收斂朽骨、使母弟得歸本郡、則施過天地、存歿幸賴」。帝覽章感悟、乃下中常侍・掖庭令驗問之、嫕辭證明審、遂得引見、具陳其狀。乃留嫕止宮中、連月乃出、賞賜衣被錢帛第宅奴婢、旬月之間、累資千萬。
190	永元9	錢帛等		和帝	小君長	国外	永元…九年、徼外蠻及擇國王雍由調遣重譯奉國珍寶、和帝賜金印紫綬、小君長皆加印綬・錢帛。
191	永元10?	金帛		和帝	迷唐	国外	迷唐…請降。…入居金城。和帝令迷唐將其種人還大小榆谷。迷唐…不肯遠出。吳祉等乃多賜迷唐金帛、令糴穀市畜、促使出塞、種人更懷猜驚。
192		金帛		迷唐	市畜者	壳買(国外)	

	193	永元11	錢帛等	和帝	旄牛徼外夷	国外	十一年…明年…蜀郡旄牛徼外夷白狼樓薄種王唐繪等率種人口十七萬歸義內屬、賜金印紫綬錢帛。	天中
	194	永元12	錢帛各有差	和帝	小豪	国外	和帝永元十二年、牛徼外白狼・樓薄蠻夷王唐繪等、遂率種人十七萬口、歸義內屬。詔賜金印紫綬、小豪錢帛各有差。	86
	195	永元12	布入三匹	和帝	博士員弟子在太學者	賜与	賜博士員弟子在太學者布入三匹。	4
	196	永元12?	累千金	和帝	[梁后]舅三人	賜与	十二年六月。潁川大水、傷稼。…先是恭懷皇后葬禮有闕、竇太后崩後、乃改殯梁后、葬西陵、徵舅三人皆爲列侯、位特進、賞賜累千金。	五三
	197	永元12?	金錢	買官者	和帝	壳官	及竇太后崩、始與朝政、使帝賣官求貨、自納金錢、盈滿堂室。	10下
	198	永元12?	布三百匹	和帝	韓棱	賜与	和帝即位、侍中竇憲使人刺殺齊殤王子都鄉侯暢於東門、有司畏憲、咸委疑於暢兄弟。詔遣侍御史之齊案其事。[韓]棟上疏以爲賊在京師、不宜捨近問遠、恐爲姦臣所笑。竇太后怒。…及竇氏敗、棱典案其事、深竟黨與、數月不休沐。帝以爲憂國忘家、賜布三百匹。	45
	199	永元15	錢布各有差	和帝	二千石～三老官屬・民百年者	賜与	九月壬午、南巡狩、清河王慶・濟北王壽・河間王開並從。賜所過二千石長吏以下・三老・官屬及民百年者錢布各有差。…十一月甲申、車駕還宮、賜從臣及留者公卿以下錢布各有差。	4
	200		錢布各有差		從臣・留者公卿～			
	201	永元	錢布	和帝	趙代	喪葬	子[趙]代嗣、…永元中、副行征西將軍劉尚征羌、坐事下獄、疾病物故。和帝憐之、賜祕器錢布、贈越騎校尉・節鄉侯印綬。	26
	202	元興1	黃金三十斤・雜帛三千匹・白越四千端等	太后	貴人	賜与	元興元年……太后臨朝。和帝葬後、宮人並歸園、太后賜周・馮貴人策曰「…其賜貴人王青蓋車、采飾輅、駒馬各一駒・黃金三十斤・雜帛三千匹・白越四千端」。又賜馮貴人王赤綬、以未有頭上步搖・環珮、加賜各一具。	10上
	203	～元嘉1	累千金	客	門者	賄賂	[梁]冀乃大起第舍…或連繼日夜、以驕娛恣。客到門不得通、皆請謝門者、門者累千金。…冀又起別第於城西、以納姦亡。或取良人、悉爲奴婢至數千人、名曰自賣人。	34
	204	元興3	葛布各有差	太后	諸儒劉珍等及博士・議郎・四府掾史五十餘人、詣東觀讎校傳記。事畢奏御、賜葛布各有差。…及新野君薨、太后自侍疾	賜与	三年秋…太后…乃博選諸儒劉珍等及博士・議郎・四府掾史五十餘人、詣東觀讎校傳記。事畢奏御、賜葛布各有差。…及新野君薨、太后自侍疾	10上
	205		布三萬匹・錢三萬		新野君	喪葬	病、至平終盡、憂哀毀損、事加於常。贈以長公主赤綬・東園祕器・玉衣繡衾、又賜布三萬匹、錢三千萬。鬻等遂固讓錢布不受。使司空持節護喪事、儀比東海恭王、謚曰敬君。	
	206	和帝	錢二十萬	和帝	周榮	喪葬	周榮…出爲潁川太守、坐法、當下獄、和帝思榮忠節、左轉共令。歲餘、復以爲山陽太守。所歷郡縣、皆見稱紀。以老病乞身、卒于家、詔特賜錢二十萬。	45
殇帝	207	延平1～	錢布等	殤帝～安帝	張禹	賜与	延平元年、[張禹]遷爲太傅、錄尚書事。鄧太后以殤帝初育、欲令重臣居禁內、乃詔禹舍宮中…及安帝即位、數上疾乞身。詔遣小黃門問疾、賜牛一頭・酒十斛、勸令就第。其錢布・刀劍・衣物前後累至。	44
	208	延平1	錢六十萬	鄧太后	張顯	軍功	延平元年、鮮卑復寇漁陽、太守張顯率數百人出塞追之。…唯授力戰、身被十創、手殺數人而死。顯中流矢、主簿衛福・功曹徐咸皆自投赴顯、	87

	209	各錢十萬		主簿衛福·功曹徐咸		俱歿於陣。鄧太后策書褒歎、賜顯錢六十萬、以家二人爲郎。授福·咸各錢十萬、除一子爲郎。	
安帝	210	永初~ 賄錢千萬·布萬匹	順帝	始封王薨者 嗣王薨者	喪葬	濟北惠王壽…以永元二年封…立三十一年薨。自永初已後、戎狄叛亂、國用不足。始封王薨、減賄錢爲千萬·布萬匹。嗣王薨、五百萬·布五千匹。時唯壽最尊親、特賄錢三千萬·布三萬匹。	55
	211	賄錢五百萬·布五千匹					
	212	永元2? 賄錢三千萬·布三萬匹		濟北惠王壽			
	213	永初2 錢二十萬	安帝	小吏	軍功 or 喪葬	永初二年、劇賊畢豪等入平原界、縣令劉雄將吏士乘船追之。…雄敗、執雄、以矛刺之。時小吏所輔前叩頭求哀、願以身代雄。豪等縱雄而刺輔、貫心洞背即死。東郡太守捕得豪等具以狀上。詔書追傷之、賜錢二十萬、除父奉爲郎中。	81
	214	永初2 黃金	青衣道夷等	順帝	国外	永初…二年、青衣道夷邑長令田與微外三種夷三十一萬口齎黃金、旄牛恥、舉土內屬。	86
	215	永初3 錢穀	吏人	國用	買官 買爵	三公以國用不足、奏令吏人入錢穀、得爲關內侯·虎賁羽林郎·五大夫·官府吏·緹騎·營士各有差。	5
	216	永初3 金帛各有差	安帝	王·主·貴人·公卿以下	賜與	三年…皇帝加元服。大赦天下。賜王·主·貴人·公卿以下金帛各有差。男子爲父後及三老·孝悌·力田爵人二級、流民欲占者人一級。	5
	217	永初5 錢百萬等	安帝	購募得琦首者	購賞	永初五年…漢陽人杜琦及弟季貢·同郡王信等與羌通謀、聚·入上邽城、琦自稱安漢將軍。於是詔購募得琦首者封列侯、賜錢百萬、羌胡斬琦者	87
	218	金百斤·銀二百斤	安帝	羌胡斬琦者	購賞	賜金百斤·銀二百斤。漢陽太守趙博遣刺客杜習刺殺琦、封習討姦侯、賜錢百萬。而杜季貢·王信等將其·衆據樗泉營。侍御史唐喜領諸郡兵討破之、斬王信等六百餘級、沒入妻子五百餘人、收金銀絲帛一億已上。	
	219	金銀絲帛一億已上	王信等	安帝	沒收		
	220	永初 錢二千萬	頃王肅	朝廷	獻上	[東海恭王彊]薨、子頃王肅嗣…封肅弟二十一人皆爲列侯。肅性謙儉、循恭王法度。永初中、以西羌未平、上錢二千萬。元初中、復上繢萬匹、以助國費、鄧太后下詔褒納焉。	42
	221	元初 繢萬匹					
	222	永初? 歲入…錢四萬	安帝	馮石	租秩	[馮]石、襲母公主封獲嘉侯。…爲安帝所寵。…自永初兵荒、王侯租秩多不充、於是特詔以它縣租稅足石、令如舊限、歲入穀三萬斛·錢四萬。	33
	223	元初1 錢三萬	安帝	劉毅	賜與	劉毅…永元中、坐事奪爵。…元初元年、上「漢德論」并「憲論十二篇」。時劉珍·鄧耽·尹允·馬融共上書稱其美、安帝嘉之、賜錢三萬、拜議郎。	80上
	224	元初1 帛人一匹	安帝	貞婦	賜與	改元初。賜民爵人二級、孝悌·力田人三級、爵過公乘、得移與子若同產·同產子、民脫無名數及流民欲占者人一級。鳏寡孤獨篤癃貧不能自存者穀人三斛·貞婦帛人一匹。	5
	225	元初2 錢千萬·布萬匹	太后	鄧弘	喪葬	元初二年[鄧]弘卒。…遺言悉以常服、不得用錦衣玉匣。有司奏贈弘驃騎將軍、位特進、封西平侯。太后追思弘意、不加贈位衣服、但賜錢千萬·布萬匹、[鄧]驚等復辭不受。	17
	226	元初2 錢人五千	安帝	京師客死有家屬尤貧無以葬者	喪葬	二月戊戌、遣中謁者收葬京師客死無家屬及棺椁朽敗者、皆爲設祭。其有家屬、尤貧無以葬者賜錢人五千。	5

227	元初2	錢	安帝	刺殺呂叔都者	軍功	二年春…零昌種衆復分寇益州、遣中郎將尹就將南陽兵、因發益部諸郡屯兵擊零昌黨呂叔都等。至秋、蜀人陳省·羅橫應募、刺殺叔都、皆封侯賜錢。	87
228	元初2	錢?	諸郡兵?	賣馬者?	購入	後遣任尚爲中郎將…屯三輔。尚臨行、懷令虞詡尚曰「使君頻奉國命討逐寇賊、三州屯兵二十餘萬人…疲苦徭役、而未有功效、勞費日滋。…莫如罷諸郡兵、各令出錢數千、二十人共市一馬、如此、可捨甲冑、馳輕兵、以萬騎之衆、逐數千之虜。…」。	87
229	元初2	金帛各有差	安帝	五里·六亭渠帥	国外(軍功)	永元四年冬、漒中·澧中蠻潭戎等反…安帝元初二年、澧中蠻以郡縣徭稅失平、懷怨恨、遂結充中諸種二千餘人、攻城殺長吏。州郡募五里蠻·六亭兵追擊破之、皆散降。賜五里·六亭渠帥金帛各有差。	86
230	元初3	金帛各有差等	安帝	左鹿蠡王須沈	国外	度遼將軍鄧遵率南單于及左鹿蠡王須沈萬騎、擊零昌於靈州、斬首八百餘級、封須沈爲破虜侯、金印紫綬、賜金帛各有差。	87
231	~元初4	金十斤	王密	楊震	賄賂	[楊震]四遷荊州刺史·東萊太守。當之郡、道經昌邑、故所舉荊州茂才王密爲昌邑令、謁見、至夜懷金十斤以遺震。震曰「故人知君、君不知故人、何也」。密曰「暮夜無知者」。震曰「天知、神知、我知、子知。何謂無知」。	54
232	永寧1	錢三十萬	安帝	劉愷	退職	[劉愷]…永寧元年、稱病上書致仕、有詔優許焉、加賜錢三十萬、以千石祿歸養。	39
233	永寧1	絲繪各有差	安帝	遼西鮮卑大人烏倫·其至鞬	国外	永寧元年、遼西鮮卑大人烏倫·其至鞬率·詣鄧遵降、奉貢獻。詔封烏倫爲率王、其至鞬爲率侯、賜絲繪各有差。	90
234	永寧2	金銀絲繪各有差等	安帝	撣國王雍由調	国外	永寧元年、撣國王雍由調復遣使者詣闕朝賀…明年元會、安帝作樂於庭、封雍由調爲漢大都尉、賜印綬·金銀·絲繪各有差也。	86
235	永寧2	錢布各有差	鄧太后	諸園貴人王主羣僚	賜与	永寧二年二月、[鄧太后]寢病漸篤、乃乘輦於前殿、見侍中·尚書、因北至太子新所繕宮。還、大赦天下、賜諸園貴人王主羣僚錢布各有差。	10上
236	永寧4?	錢五十萬·布千匹等	安帝	劉愷	喪葬	[劉愷]視事三年、以疾乞骸骨、久乃許之、下河南尹禮秩如前。歲餘、卒于家。詔使者護喪事、賜東園祕器·錢五十萬·布千匹。	39
237	建光1	錢布各有差	安帝	諸園貴人王主公卿~	賜与	二月癸亥、大赦天下。賜諸園貴人王主公卿以下錢布各有差。以公卿校尉尚書子弟一人爲郎·舍人。	5
238	建光1	錢人二千	安帝	死者	喪葬	郡國三十五地震、或坼裂。詔三公以下、各上封事陳得失。遣光祿大夫案行、賜死者錢人二千。除今年田租。其被災甚者、勿收口賦。	5
239	建光1	錢各十萬	安帝	馮煥·姚光	賜与 or 葬	[馮]煥、安帝時爲幽州刺史、疾忌姦惡、數致其罪。時玄菟太守姚光亦失人和。建光元年、怨者乃詐作璽書譴責煥·光、賜以歐刀。…煥欲自殺、緝疑詔文有異、…上書自訟、果訴者所爲、徵奮抵罪。會煥病死獄中、帝愍之、賜煥·光錢各十萬、以子爲郎中。	38
240	延光1?	直繡人四十四	安帝	自以親附送生口者	国外	是歲[句麗王]宮死、子遂成立。…遂成還漢生口、詣玄菟降。詔曰「遂成等…乞罪請降。…自今已後、不與縣官戰鬪而自以親附送生口者、皆與贖直繡人四十四、小口半之」。	85
241		直繡人二十四		小口			
242	延光1	帛人二匹	安帝	貞婦	賜与	改元延光。大赦天下。還徙者復戶邑屬籍。賜民爵及三老·孝悌·力田人二級。加賜鰥寡孤獨篤癃不能自存者粟人三斛。貞婦帛人二匹。	5

243	延光1	金銀絲繪各有差等	安帝	麻奴等	国外	延光元年春、[馬]賈追到湟中、麻奴出塞度河、賈復追擊戰破之、種・散遁、詣涼州刺史宗漢降。麻奴等孤弱飢困、其年冬、將種・三千餘戶詣漢陽太守耿种降。安帝假金印紫綬、賜金銀絲繪各有差。	87	
244	延光1	人二千	安帝	壓溺死者年七歲以上	喪葬	是歲、京師及郡國二十七雨水、大風、殺人。詔賜壓溺死者年七歲以上錢人二千。其壞敗廬舍、失亡穀食粟人三斛。又田被淹傷者、一切勿收田租。若一家皆被災害而弱小存者、郡縣爲收斂之。	5	
245		粟人三斛		其壞敗廬舍失亡穀食				
246	延光2	司農錢等	安帝	樊豐及侍中周廣謝惲等	購入	延光二年…時詔遣使者大爲阿母脩第、中常侍樊豐及侍中周廣・謝惲等更相扇動、傾搖朝廷。[楊]震復上疏曰「…」。豐・惲等見震連切諫不從、無所顧忌、遂詐作詔書、調發司農錢穀大匠見徒材木、各起家舍・園池・廬觀、役費無數。	54	
247	延光3	帛五十匹	安帝	臺長	賜与	濟南上言鳳皇集臺縣丞収舍樹上。賜臺長帛五十五匹、丞二十四、尉半之、吏卒人三匹。鳳皇所過亭部、無出今年田租。賜男子爵人二級。	5	
248		帛二十匹		丞				
249		帛十匹		尉				
250		帛三匹		吏卒				
251	～延光3	錢布	安帝	九卿	問疾	陳忠意常在襄崇大臣、待下以禮。其九卿有疾、使者臨問、加賜錢布、皆忠所建奏。	46	
順帝	252	延光4	金銀錢帛各有差	順帝	十九侯	軍功?	[順帝]下詔曰「(順帝擁立時) [孫]程爲謀首、康・國協同。…」。是爲十九侯。加賜車馬金銀錢帛各有差。李閏以先不豫謀、故不封。遂擢拜程騎都尉。	78
	253	延光4	錢穀各有差	順帝	公卿以下	賜与	己卯、葬少帝以諸王禮。司空劉授免。賜公卿以下錢穀各有差。	6
	254	延光4	錢帛	順帝	鄭安世	賜与	延光中、安帝廢太子爲濟陰王、[鄭]安世與太常桓焉・太僕來歷等共正議諫爭。及順帝立、安世已卒追賜錢帛、除子亮爲郎。	36
	255	延光4	錢百萬	順帝	楊震	喪葬?	歲餘、順帝即位、樊豐・周廣等誅死、[楊]震門生虞放・陳翼詣闈追訟震事。朝廷咸稱其忠、乃下詔除二子爲郎、贈錢百萬、以禮改葬於華陰潼亭、遠近畢至。	54
	256	永建1	錢十萬	順帝	宋漢	喪葬	[宋]漢…永建元年…上病自乞、拜太中大夫、卒。策曰「太中大夫宋漢、清修雪白…其令將相大夫會葬、加賜錢十萬、及其在殯、以全素絲羔羊之絜焉」。	26
	257	永建1	義錢	百姓謫罰者	長吏二千石	贖罪	永建元年…是時長吏・二千石聽百姓謫罰者輸贖、號爲「義錢」。託爲貧人儲、而守令因以聚斂。詔上疏曰「元年以來、貧百姓章言長吏受取百萬以上者、匈匈不絕、謫罰吏人至數千萬、而三公・刺史少所舉奏。尋永平・章和中、州郡以走卒錢給貸貧人、司空劾案、州及郡縣皆坐免黜。今宜遵前典、蠲除權制」。於是…切責州郡。謫罰輸贖自此而止。	58
	258	永建1	帛人三匹	順帝	貞婦	賜与	永建元年…詔曰「…朕奉承大業、未能寧濟。…與人更始、其大赦天下。賜男子爵人二級、爲父後・三老・孝悌・力田人三級、流民欲自占者一級。鰥寡孤獨篤癃貧不能自存者粟人五斛。貞婦帛人三匹。坐法當徙勿徙。亡徒當傳勿傳。宗室以罪絕、皆復屬籍。其與閭顯、江京等交通者悉勿考。勉修厥職、以康我民」。	6
	259	永建3	錢人二千	順帝	貿覈傷害者年七歲以上	災害	三年…京師地震、漢陽地陷裂。甲午、詔實覈傷害者、賜年七歲以上錢人二千。一家被害、郡縣爲收斂。乙未、詔勿收漢陽今年田租・口賦。	6
	260	永建4	金帛各有差	順帝	王・主・貴人・公卿以下	賜与	帝加元服。賜王・主・貴人・公卿以下金帛各有差。賜男子爵及流民欲占者人一級爲父後・三老・孝悌・力田人二級。鰥寡孤獨篤癃貧不能自存帛人一	6

261		帛人一匹	順帝	餬寡孤獨篤諫貧不能自存	賜与	匹。	
262	陽嘉1	錢人三千	順帝	所殺者	喪葬?	望都·蒲陰狼殺女子九十七人、詔賜狼所殺者錢人三千。	6
263	陽嘉1	綵繒各有差	順帝	歸等已下爲率王侯長	国外	陽嘉元年…耿暉遣烏桓親漢都尉戎朱庵率·王侯咄歸等、出塞抄擊鮮卑、大斬獲而還、賜咄歸等已下爲率·王·侯·長賜綵繒各有差。	90
264	陽嘉2	縑絲各有差等	順帝	夫沈	国外	二年…匈奴中郎將趙稠遣從事將南匈奴骨都侯夫沈等、出塞擊鮮卑、破之、斬獲甚、詔賜夫沈金印紫綬及縑絲各有差。	90
265	陽嘉3	帛人二匹·絮三斤	順帝	民九十以上	賜与	制詔曰「…朕秉事不明…天地譴怒、大變仍見…朕甚愍之。嘉與海內洗心更始。其大赦天下、自殊死以下謀反大逆諸犯不當得赦者皆赦除之。賜民年八十以上米人一斛·肉二十斤·酒五斗。九十以上加賜帛人二匹·絮三斤」。	6
266	陽嘉6	布三千匹等	順帝	馬賢孫	賜与	馬賢將五六千騎擊之、到射姑山。賢軍敗、賢及二子皆戰歿。順帝愍之、賜布三千匹·穀千斛、封賢孫光爲舞陽亭、租入歲百萬。	87
267		歲百萬			租稅		
268	陽嘉	錢五十萬	順帝	陳球	軍功	州兵朱蓋等反、與桂陽賊胡蘭數萬人轉攻零陵。…會中郎將度尚將救兵至、[陳]球募士卒、與尚共破斬朱蓋等。賜錢五十萬、拜子一人爲郎。	56
269	永和3	金帛	順帝?	交趾?	輸送or国外	永和二年…交趾…九真…兵士…遂反…。明年…李固曰「…九真·日南相去千里、發其吏民、猶尚不堪。…宜更選有勇略仁惠任將帥者以爲刺史·太守、悉使共住交趾。…還募蠻夷、使自相攻、	86
270	永和3	錢人二千	順帝	壓死者年七歲以上	喪葬	戊戌、遭光祿大夫案行金城·隴西、賜壓死者年七歲以上錢人二千。一家皆被害、爲收斂之。除今年田租、尤甚者勿收口賦。	6
271	永和4?	錢帛等	順帝	楊厚	退職or問疾	時大將軍梁冀威權傾朝、遣弟侍中不疑以車馬·珍玩致遺於[楊]厚、欲與相見。厚不荅、固稱病求退。帝許之、賜車馬錢帛歸家。	30上
272	永和6	戶錢一千	順帝	假民有貸者	賜与	秋七月甲午、詔假民有貸者戶錢一千。	6
273	永和6	錢二百萬·布三千匹等	順帝	梁商	喪葬	六年秋[梁]商病篤…曰「…斂以時服、皆以故衣、無更裁制…無用三牲…」。及薨、帝親臨喪、諸子欲從其誨、朝廷不聽、賜以東園朱壽器·銀鏤·黃腸·玉匣·什物二十八種·錢二百萬·布三千匹。皇后錢五百萬·布萬匹。	34
274		錢五百萬·布萬匹	皇后				
275	漢安2	綵布二千匹等	順帝	兜樓儲	国外	呼蘭若尸逐就單于兜樓儲先在京師、漢安二年立之。天子臨軒、大鴻臚持節拜授璽綬、引上殿。賜青蓋駕駒·鼓車·安車·駙馬騎·玉具刀劍·什物、給絲布二千匹。賜單于闕氏以下金錦錯雜具、輦車馬二乘。	89
276		金錦錯雜具等		單于闕氏以下			
277	漢安2	錢百萬	順帝	張綱	喪葬	漢安元年…[張]綱在郡一年、年四十六卒。百姓老幼相攜、詣府赴哀者不可勝數。…詔曰「…朕甚愍焉」。拜綱子續爲郎中、賜錢百萬。	56
278	漢安2	縑	郡國中都官繫囚殊死以下	順帝	贖罪	令郡國中都官繫囚殊死以下出縑贖各有差。其不能入贖者、遣詣臨羌縣居作二歲。	6
279	順帝	錢帛	節王崇	順帝	軍費	[任城孝王尚子]安立十九年薨、子節王崇嗣。順帝時、羌虜數反、崇輒上錢帛佐邊費。及帝崩、復上錢三百萬助山陵用度、朝廷嘉而不受。	42
280		錢三百萬	節王崇		助山陵用		
281	順帝期	金二斤	罪者	雷義	謝禮	雷義…嘗濟人死罪、罪者後以金二斤謝之、義不受。	81
282	順帝?	錢…三千萬	士孫奮	梁冀	借金	扶風人士孫奮居富而性吝、[梁]冀因以馬乘遺之、從貸錢五千萬、奮以三千萬與之、冀大怒、乃告郡縣、認奮母爲其守臧婢、云盜白珠十斛·紫	34

283		貲財億七千餘萬	士孫奮	國家	沒官	金千斤以叛、遂收考奮兄弟、死於獄中、悉沒貲財億七千餘萬。	
284	順帝	息錢數十萬	陳重	責主	借金代納	[陳重]有同署郎負息錢數十萬、責主日至、詭求無已、重乃密以錢代還。郎後覺知而厚辭謝之。重曰「非我之爲、將有同姓名者」。	81
285	永嘉1	錢邑各有差	滕撫	邑	購	順帝末、揚·徐盜賊羣起…建康元年、九江范容·周生等相聚反亂…又陰陵人徐鳳·馬勉等復寇郡縣、殺略吏人。…明年、廣陵賊張嬰等復聚衆數千人反、據廣陵。…[滕]撫…討之。又廣開賞募錢邑各有差。	38
286	質帝?	齎錢百萬	故吏	楊秉	贈與	[楊]秉…遷任城相。自爲刺史·二千石、計日受奉、餘祿不入私門。故吏齎錢百萬遺之、閉門不受。以廉潔稱。	54
287	建和1?	錢二十萬	梁太后	李進	賜與	永和元年…明年春、蠻二萬人圍充城、八千人寇夷道。遣武陵太守李進討破之、斬首數百級、餘皆降服。…在郡九年、梁太后臨朝、下詔增進秩二千石、賜錢二十萬。	86
288	建和1	帛人三匹	桓帝	貞婦	賜與	大赦天下。賜吏更勞一歲。男子爵人二級、爲父後及三老·孝悌·力田人三級。鳏寡孤獨篤癃貧不能自存者粟人五斛、貞婦帛人三匹。灾害所傷什四以上、勿收田租。其不滿者以實除之。	7
289	建和2	黃金各百斤	桓帝	河閒·勃海二王	賜與	二年…皇帝加元服。庚午、大赦天下。賜河閒·勃海二王黃金各百斤、彭城諸國王各五十斤、公主·大將軍·三公·特進·侯·中二千石·二千石·將·大夫·郎吏·從官·四姓及梁鄧小侯·諸夫人以下帛各有差。年八十以上賜米酒肉、九十以上加帛二匹·綿三斤。	7
290		各五十斤		彭城諸國王			
291		帛各有差		公主·大將軍~四姓·梁鄧小侯·諸夫人以下			
292		帛二匹·綿三斤等		九十以上			
293	建和3	直人三千		其有家屬而貧無以葬者		詔曰「朕攝政失中…其有家屬而貧無以葬者、給直人三千、喪主布三匹。若無親屬可於官墳地葬之、表識姓名爲設祠祭。又徒在作部、疾病致醫藥、死亡厚埋藏。民有不能自振及流移者稟穀如科…」。	7
294		布三匹		喪主			
295	建和3	錢十萬	桓帝	周舉	喪葬	[周舉]建和三年卒。朝廷以舉清公亮直、方欲以爲宰相、深痛惜之。乃詔告光祿勳·汝南太守曰「…其令將大夫以下到喪發日復會弔。加賜錢十萬、以旌委蛇素絲之節焉」。	61
296	元嘉1	金錢·綵帛等	桓帝	梁冀	賜與	元嘉元年、帝以[梁]冀有援立之功、欲崇殊典、乃大會公卿、共議其禮。於是有人奏冀入朝不趨·劍履上殿·謁讀不名·禮儀比蕭何。悉以定陶·成陽餘戶增封爲四縣、比鄧禹。賞賜金錢·奴婢·綵帛·車馬·衣服·甲第、比霍光。以殊元勳。	34
297	元嘉2	賄錢四千萬·布四萬匹	桓帝	孝崇皇后	喪葬	孝崇優皇后…生桓帝。…和平元年、梁太后崩、乃就博陵尊后爲孝崇皇后。…元嘉二年崩。以帝弟平原王石爲喪主、斂以東園畫梓壽器·玉匣·飯含之具、禮儀制度比恭懷皇后。使司徒持節、大長秋奉弔祠、賄錢四千萬·布四萬匹、中謁者僕射典護喪事、侍御史護大駕鹹簿。	10下
298	永興2	錢各有差	桓帝	所過道傍年九十以上	行幸	冬十一月甲辰、校獵上林苑、遂至函谷關、賜所過道傍年九十以上錢各有差。	7

299	永壽1	錢人二千	桓帝	所唐突壓溺物故七歲以上	喪葬	詔太山·琅邪遇賊者、勿收租·賦、復更·築三年。又詔被水死流失屍骸者、令郡縣鉤求收葬。及所唐突壓溺物故七歲以上賜錢人二千。壞敗廬舍、亡失穀食、尤貧者稟人二斛。	7
300	永壽1	金鑄八枚	羌豪帥	張奐	国外	羌豪帥感[張]奐恩德、上馬二十匹、先零酋長又遺金鑄八枚。奐並受之…曰「使馬如羊、不以入廄、使金如粟、不以入懷」。悉以金馬還之。	65
301	永壽2	錢五十萬等	桓帝	段熲	軍功	時太山·琅邪賊東郭竇·公孫舉等聚衆三萬人、破壞郡縣。…永壽二年…司徒尹熲薦[段]熲乃拜爲中郎將。擊竇·舉等大破斬之、獲首萬餘級、餘黨降散。封熲爲列侯·賜錢五十萬、除一子爲郎中。	65
302	永壽3	錢六十萬	桓帝	兒式	軍功 or 葬葬	桓帝永壽三年、居風令貪暴無度、縣人朱達等及蠻夷相聚、攻殺縣令…進攻九真、九真太守兒式戰死。詔賜錢六十萬、拜子二人爲郎。	86
303	延熹2	錢各千五百萬	桓帝	單超·徐璜·具瑗	梁氏誅滅 or 軍功	初、梁冀兩妹爲順·桓二帝皇后、冀代父商爲大將軍、再世權戚、威振天下。…帝曰「姦臣脅國、當伏其罪、何疑乎」。…遂定其議、帝叡[單]超臂出血爲盟。於是詔收冀及宗親黨與悉誅之。[左]愷·[唐]衡遷中常侍、封[單]超新豐侯、二萬戶、[徐]璜武原侯、[具]瑗東武陽侯、各萬五千戶、賜錢各千五百萬。愷上蔡侯、衡汝陽侯、各萬三千戶、賜錢各千三百萬。	78
304		錢各千三百萬		左愷·唐衡			
305	延熹4	錢各有差	民	桓帝	壳爵壳官	減公卿以下奉、貢王侯半租。占賣關內侯·虎賁·羽林·錨騎營士·五大夫錢各有差。	7
306	~延熹4	百錢	人	劉寵	獻上	[劉寵]…拜會稽太守。山民愚朴、乃有白首不入市井者、頗爲官吏所擾。寵簡除煩苛、禁察非法、郡中大化。…人齎百錢以送寵。寵勞之曰「父老何自苦」。對曰「山谷鄙生、未嘗識郡朝。它守時吏發求民間、至夜不絕、或狗吠竟夕、民不得安。自明府下車以來、狗不夜吠、民不見吏。年老遭值聖明、今聞當見棄去、故自扶奉送」。寵曰「吾政何能及公言邪。勤苦父老」。爲人選一大錢受之。	76
307		一大錢	人	劉寵	獻上		
308	延熹5	錢	桓帝	公卿~王侯	返濟	武陵蠻叛…以太常馮緝爲車騎將軍、討之。假公卿以下奉、又換王侯租以助軍糧、出灌龍中藏錢還之。	7
309	延熹5	錢一億	桓帝	馮緝	軍功	[馮]緝軍至長沙、賊聞、悉詣營道乞降。進擊武陵蠻夷、斬首四千餘級、受降十餘萬人、荊州平定。詔書賜錢一億、固讓不受。	38
310	延熹7	賄錢布	桓帝	徐璜	喪葬	[徐]璜卒、賄贈錢布、賜冢塋地。	78
311	延熹8	畝斂稅錢	郡國有田者	朝廷	課稅	八月戊辰、初令郡國有田者畝斂稅錢。	7
312	延熹8	錢百萬	桓帝	度尚	軍功	[度]尚…七年、封右鄉侯、遷桂陽太守。明年、徵還京師。時荊州兵朱蓋等…復作亂、與桂陽賊胡蘭等三千餘人復攻桂陽…轉攻零陵、太守陳球固守拒之。於是度尚爲中郎將、將幽·冀·黎陽·烏桓步騎二萬六千人救球、又與長沙太守抗徐等發諸郡兵、并執討擊、大破之、斬蘭等首三千五百級、餘賊走蒼梧。詔賜尚錢百萬、餘人各有差。(陽嘉の件と関連)	38
313	延熹中	縑五千匹	侯覽	桓帝	上納(壳官?)	桓帝初[侯覽]爲中常侍、以佞猾進…受納貨遺以巨萬計。延熹中、連歲征伐、府帑空虛、乃假百官奉祿、王侯租稅。覽亦上縑五千匹、賜爵關內侯。	78
314	延熹?	前後累億計	民有豐富者	侯覽兄	強奪	[侯]覽兄參爲益州刺史、民有豐富者、輒誣以大逆、皆誅滅之、沒入財物。前後累億計。太尉楊秉奏參、檻車徵、於道自殺。京兆尹袁逢於旅舍閭參車三百餘兩、皆金銀錦帛珍玩不可勝數。	78
315		金銀錦帛等	侯覽兄	桓帝	沒官		
316	永康1	錢人二千	桓帝	溺死者七歲以上	喪葬	六州大水、勃海海溢。詔州郡賜溺死者七歲以上錢人二千。一家皆被害者、悉爲收斂。其亡失穀食、稟人三斛。	7

	317	永康1	唯…錢二十萬	桓帝	張奐	軍功	永康元年春、東羌·先零五千騎寇關中…。[張]奐遣司馬尹端·董卓並擊、大破之、斬其酋豪、首虜萬餘人、三州清定。論功當封、奐不事宦官、故賞遂不行、唯賜錢二十萬、除家一人爲郎。並辭不受、而願徙屬弘農華陰。	65
	318	永康1	錢五十四億	桓帝	軍費	軍費	而東羌先零等…朝廷不能討…桓帝詔問[段]熲曰「…今若以騎五千·步萬人·車三千兩、三冬二夏、足以破定、無慮用費為錢五十四億。如此、則可令羣羌破盡、匈奴長服、內徙郡縣、得反本土。伏計永初中、諸羌反叛、十有四年、用二百四十億。永和之末、復經七年、用八十餘億。費耗若此、猶不誅盡、餘孽復起、于茲作害。今不暫疲人、則永寧無期。臣庶竭駕劣、伏待節度」。帝許之、悉聽如所上。	65
	319	永初	錢二百四十億	皇帝	軍費			
	320	永和 (順帝)	錢八十餘億		軍費			
靈帝	321	桓帝末	繢九千匹	桓帝	董卓	賜與 or 軍功	桓帝末、以六郡良家子爲羽林郎、從中郎將張奐爲軍司馬、共擊漢陽叛羌、破之、拜郎中、賜繢九千匹。[董]卓曰「爲者則己、有者則士」。乃悉分與吏兵、無所留。	72
	322		繢九千匹	董卓	吏民	賜與 or 軍功		
	323	建寧1	錢五千萬	蠡吾侯悝	中常侍王甫	賄賂	太后立桓帝弟蠡吾侯悝爲渤海王。…延熹八年、悝謀爲不道、有司廢之。…悝後因中常侍王甫求復國、許謝錢五千萬。帝臨崩、遺詔復爲勃海王。悝知非甫功、不肯還謝錢。甫怒、陰求其過。	55
	324	建寧1	錢二十萬	竇太后	段熲	軍功	時竇太后臨朝、下詔曰「…[段熲]功用顯著、朕甚嘉之。…今且賜熲錢二十萬、以家一人爲郎中」。勅中藏府調金錢綵物、增助軍費。拜熲羌將軍。	65
	325		金錢綵物	竇太后	軍	軍費		
	326	建寧1	繢各有差	天下繫囚罪未決	靈帝	贖罪	日有食之。令天下繫囚罪未決、入繢贖各有差。	8
	327	建寧1?	錢五千萬	靈帝	朱瑀	軍功	(竇氏打倒直前) [朱]瑀等…曰「竇氏無道…」。既誅[竇]武等、詔令太官給塞具、賜瑀錢五千萬、餘各有差、後更封華容侯。	78
	328	熹平1	金錢	賣官者	董皇后	蓄財	及竇太后崩[董皇后]始與朝政、使[靈]帝賣官求貨、自納金錢、盈滿堂室。	10下
	329	~熹平2	錢百萬	郡	周規	借金	時同郡周規辟公府、當行、假郡庫錢百萬、以爲冠幘費、而後倉卒督責、規家貧無以備。	71
	330	~熹平2	繪帛(=錢百萬)	朱儁母	朱儁	竊盜	朱儁…母營販繪爲業。…時同郡周規辟公府、當行、假郡庫錢百萬、以爲冠幘費而後倉卒督責、規家貧無以備、儁乃竊母繪帛、爲規解對。母既失產業、深恚責之。儁曰「小損當大益、初貧後富、必然理也」。	71
	331		繪帛(=錢百萬)	朱儁	郡庫	支払		
	332	熹平2	數百金	朱儁	主章吏	賄賂	後太守尹端以[朱]儁爲主簿。熹平二年、端坐討賊許昭失利、爲州所奏、罪應弃市。儁乃贏服閒行、輕齎數百金到京師、賂主章吏、遂得刊定州奏、故端得輸作左校。	71
	333	熹平3	繢	天下繫囚罪未決	靈帝	贖罪	令天下繫囚罪未決、入繢贖。	8
	334	熹平4	繢	天下繫囚罪未決	靈帝	贖罪	令天下繫囚罪未決、入繢贖。	8
	335	熹平6	繢	天下繫囚罪未決	靈帝	贖罪	令天下繫囚罪未決、入繢贖。	8
	336	熹平	金紫	靈帝	閔內侯顧五百萬者	賜與	熹平中…後靈帝…又遣御史於西邸賣官、關內侯顧五百萬者、賜與金紫。	五

337	光和1	錢各有差	關內侯 ·虎賁 ·羽林	靈帝	壳官	是歲、鮮卑寇酒泉。京師馬生人。初開西邸賣官、自關內侯·虎賁·羽林入錢各有差。私令左右賣公卿、公千萬、卿五百萬。	8
338		千萬	公				
339		五百萬	卿				
340	光和1	黃金五十斤等	靈帝	朱儁	軍功	會交趾部羣賊並起…光和元年、即拜[朱]儁交趾刺史…旬月盡定。以功封都亭侯、千五百戶、賜黃金五十斤。徵爲諫議大夫。	71
341	光和1	錢物	諸常侍 小黃門 在省闈者	宋皇后	喪葬	靈帝宋皇后諱某…無寵而居正位。…光和元年…后自致暴室、以憂死。在位八年。父及兄弟並被誅。諸常侍·小黃門在省闈者皆憐宋氏無辜、共合錢物、收葬廢后及鄆父子、歸宋氏舊塋臯門亭。	10下
342	光和1	畝斂十錢	民	靈帝	稅	時靈帝欲鑄銅人、而國用不足、乃詔調民田、畝斂十錢。	31
343	光和3	縑	繫囚罪 未決	靈帝	贖罪	令繫囚罪未決、入縑贖、各有差。	8
344	~光和4	縑百匹	董卓	張奐兄	贈與	[張]奐…及爲將帥…董卓慕之、使其兄遺縑百匹。奐惡卓爲人、絕而不受。光和四年卒。	65
345	光和5	縑	繫囚罪 未決	靈帝	贖罪	令繫囚罪未決、入縑贖。	8
346	光和7	脩宮錢直 千萬	劉陶	靈帝	獻上	明年、張角反亂…[劉陶]以數切諫、爲權臣所憚、徙爲京兆尹。到職、當出脩宮錢直千萬、陶既清貧、而恥以錢買職、稱疾不聽政。	57
347	中平1	錢物	皇甫嵩	吏有因 事受賂 者	賜與	以黃巾既平、故改年爲中平。…[皇甫]嵩溫鷹士卒、甚得衆情、每軍行頓止、須營幔修立、然後就舍帳。軍士皆食、己乃嘗飯。吏有因事受賂者、嵩更以錢物賜之、吏懷慙或至自殺。	71
348	~中平1	錢五千	皇甫嵩	中常侍 張讓	賄賂	初[皇甫]嵩討張角、路由鄴、見中常侍趙忠舍宅踰制、乃奏沒入之。又中常侍張讓私求錢五千萬、嵩不與、二人由此爲憾。	71
349	中平2	畝十錢	天下田	朝廷	稅	稅天下田、畝十錢。78:明年、南宮災。[張]讓·[趙]忠等說帝令斂天下田畝稅十錢、以修宮室。…宮室連年不成。…刺史·二千石及茂才孝廉遷除、皆責助軍修宮錢、大郡至二三千萬、餘各有差。當之官者、皆先至西園諧價、然後得去。有錢不畢者、或至自殺。其守清者、乞不之官、皆迫遣之。	8 78
350		錢 (大郡 至二三千 萬餘各有 差)	刺史· 二千 石·茂 才·孝 廉	靈帝	稅		
351	中平2	三百萬	司馬直	民	減責	時鉅鹿太守河內司馬直新除、以有清名、減責三百萬。直被詔、悵然曰「爲民父母、而反割剥百姓、以稱時求、吾不忍也」。…上書極陳當世之失、古今禍敗之戒、即吞藥自殺。書奏、帝爲暫絕修宮錢。	78
352	中平2	金錢繪帛	司農	萬金堂	移管	又造萬金堂於西園、引司農金錢繪帛、仍積其中。又還河間買田宅、起第觀。帝本侯家、宿貧、每歎桓帝不能作家居、故聚爲私臧、復寄小黃門·常侍錢各數千萬。	78
353	中平?	錢各數千 萬	靈帝	小黃門· 常侍	保管		
354	中平2	錢三百 萬·布五 百匹	靈帝	楊賜	喪葬	中平…二年九月[楊賜]復代張溫爲司空。其月薨。天子素服、三日不臨朝、贈東園梓器襚服、賜錢三百萬·布五百匹。	54
355	中平4	縑	天下繫 囚罪未 決	靈帝	贖罪	令天下繫囚罪未決、入縑贖。	8
356	中平4	錢五百萬	買關內 侯者	靈帝	壳爵	是歲、賣關內侯、假金印紫綬、傳世、入錢五百萬。	8
357	中平6	禮錢千萬	皆	東園	賄賂?	六年、靈帝欲以[羊]續爲太尉。時拜三公者、皆輸東園禮錢千萬、令中使督之、名爲「左驕」。其所之往、輒迎致禮敬、厚加贈賂。續乃坐使人於單席、舉繻袍以示之、曰「臣之所資、唯斯而已」。左驕白之、帝不悅、以此故不登公位。而徵爲太常、未及行、會病卒、時年四十八。遺言	31
358	舊典時	賄百萬	朝廷	二千石 卒官	喪葬		

	359	中平6	賄錢	靈帝	羊續	喪葬	薄斂、不受賄遺。舊典、二千石卒官賄百萬、府丞焦儉遵續先意、一無所受。詔書褒美、勅太山太守以府賄錢賜續家云。	
	360	靈帝	錢一億萬	曹嵩	西園	買官	[曹]嵩、靈帝時貨賂中官及輸西園錢一億萬、故位至太尉。	78
	361	靈帝	錢五百萬	崔烈	靈帝	買官	崔寔從兄烈、有重名於北州、歷位郡守·九卿。靈帝時、開鴻都門榜賣官爵、公卿州郡下至黃綬各有差。其富者則先入錢、貧者到官而後倍輸、或因常侍·阿保別自通達。…烈時因傅母入錢五百萬、得爲司徒。	52
	362	靈帝	錢三億	買官者	西園	壳官	[李燮]擢遷河南尹。時既以貨賂爲官、詔書復橫發錢三億、以實西園。燮上書陳諫、辭義深切、帝乃止。	63
獻帝	363	永漢1	錢帛	董卓	皇甫規妻	聘物	皇甫規妻者、不知何氏女也。…及規卒時、妻年猶盛、而容色美。後董卓爲相國、承其名、娉以輶輶百乘·馬二十四·奴婢錢帛充路。	84
	364	中平6	金帛等	洛中貴戚室第	董卓	強奪	是時洛中貴戚室第相望、金帛財產、家家殷積。[董]卓縱放兵士、突其廬舍、淫略婦女、剽虜資物、謂之「搜牢」。	72
	365	初平	錢二十萬	獻帝	桓典	賜與	獻帝即位、三公奏典前與何進謀誅閹官、功雖不遂、忠義炳著。詔拜家一人爲郎、賜錢二十萬。	37
	366	董卓死	金二三萬斤·銀八九萬斤·錦綺繡縠紈素等	塢中	皇甫嵩	強奪	時王允與呂布及僕射士孫瑞謀誅[董]卓…布應聲持矛刺卓、趣兵斬之。…百姓歌舞於道。長安中士女賣其珠玉衣裝市酒肉相慶者、填滿街肆。使皇甫嵩攻卓弟旻於郿塢、…塢中珍藏有金二三萬斤·銀八九萬斤·錦綺繡縠紈素奇玩積如丘山。	72
	367	董卓死	金寶	牛輔	左右	強奪	[董卓死]…呂布乃使李肅以詔命至陝討[牛]輔等…輔懼、乃齎金寶踰城走。左右利其貨、斬輔、送首長安。	72
	368	興平2	金帛等	殿(御府)	李催營	輸送	明年春、[李]催…[郭]汜遂復理兵相攻。…帝於是遂幸催營、彪等皆徙從。亂兵入殿、掠宮人什物、催又徙御府金帛乘輿器服、而放火燒宮殿官府居人悉盡。	72
	369	興平2	練數匹	后	孫徽	強奪	興平二年、立爲皇后、完遷執金吾。帝尋而東歸、李催·郭汜等追敗乘輿於曹陽、帝乃潛夜度河走、六宮皆步行出營。后手持練數匹、董承使符節令孫徽以刃脅奪之、殺傍侍者血濺后衣。既至安邑、御服穿敝、唯以棗栗爲糧。	10下
	370	興平中	金璧	曹操	匈奴	国外	陳留董祀妻者、同郡蔡邕之女也。…字文姬。…興平中…文姬爲胡騎所獲、沒於南匈奴左賢王、在胡中十二年、生二子。曹操素與邕善、痛其無嗣、乃遣使者以金璧贖之、而重嫁於祀。	84
	371	建安9	金帛各有差(3年に1度)	獻帝	三公已下	賜與	賜三公已下金帛各有差。自是三年一賜、以爲常制。	9
	372	建安10	金帛各有差	獻帝	百官尤貧者	賜與	賜百官尤貧者金帛各有差。	9
	373	建安18	束帛玄纁五萬匹	曹操	獻帝	婚姻	建安十八年、[曹]操進三女憲·節·華爲夫人、聘以束帛玄纁五萬匹、小者待年於國。	10上
不明	374	不明	錦	蜀人	国家	購入	左慈…神道。…[曹]操…因曰「吾前遣人到蜀買錦、可過勅使者、增市二端」。語頃、即得荊還、并獲操使報命。後操使蜀反、驗問增錦之狀及時日早晚、若符契焉。	82下
	375	不明	葛衣	主人	計子勳	賜與	計子勳…皆謂數百歲、行來於人間。一旦忽言日中當死、主人與之葛衣、子勳服而正寢、至日中果死。	82下
	376	不明	帛百匹	皇帝	張堪	喪葬?	…拜[樊]顯爲魚復長。方徵[張]堪、會病卒、帝深悼惜之、下詔褒揚、賜帛百匹。	31

377	不明	數百匹	長吏	伯榮	賄賂	時帝數遣黃門常侍及中使伯榮往來甘陵、而伯榮負寵驕蹇、所經郡國莫不迎爲禮謁。…[陳]忠上疏曰「…王侯二千石至爲伯榮獨拜車下、儀體上僭…長吏…賄遺僕從人數百匹…」。	46
378	不明	縑帛	太守	樂羊子之妻	喪葬	後盜欲有犯[樂羊子之]妻者、乃先劫其姑。妻聞、操刀而出。盜人曰「釋汝刀從我者可全、不從我者則殺汝姑」。妻仰天而歎、舉刀刎頸而死。盜亦不殺其姑、太守聞之、即捕殺賊盜、而賜妻縑帛、以禮葬之、號曰「貞義」。	84
379	不明	百萬	王仲	公沙穆	贈与	有富人王仲、致產千金。謂[公沙]穆曰「方今之世、以貨自通、吾奉百萬與子爲資、何如」。對曰「來意厚矣。夫富貴在天、得之有命、以貨求位、吾不忍也」。	82下
380	不明	金帛等	折像	親疎	贈与	[折像之父]國有貲財二億、家僮八百人。…及國卒、感多藏厚亡之義、乃散金帛資產、周施親疎。	82上
381	不明	金十斤	書生	王忳	依賴	王忳…嘗詣京師、於空舍中見一書生疾困…書生謂忳曰「我當到洛陽而被病、命在須臾、脅下有金十斤、願以相贈、死後乞藏骸骨」。未及問姓名而絕。忳即鬻金一斤、營其殯葬、餘金悉置棺下、人無知者。	81
382		金一斤	王忳	不明	壳買		
383	不明	金	皇帝	民	購賞	時河內張成…遂教子殺人。…成弟子…疑亂風俗。於是天子震怒…其辭所連及陳寔之徒二百餘人、或有逃遁不獲、皆懸金購募。	67

〔注1〕本表は『後漢書』にみえる後漢時代の錢・黃金・布帛の授受に関する記載を抜粋・列記したものである。〔出典〕欄にはその巻数を記した。巻数は『續漢書』志を除いた通巻巻数に従った)。なお、その中には錢・黃金・布帛の授受が提案されているだけで、実際にはそれらの授受が完了していない事例も含めたが、その理由は、それらも錢・黃金・布帛がどのようなばあいに授受されうるのかをしめす事例と解されるからである。

〔注2〕〔詳細〕欄には原文を嫡記し(原則として〔出典〕冒頭の史料のみを挙げる)、〔理由〕欄には黃金・錢・布帛授受の理由をしるした。「軍功」は戦功に対する賜与もしくは戦功を期待しての賜与、「国外」は外国・外国人関係の賜与、「退職」は退職金、「喪葬」は死者に対する賜与、「徙民」は徙民対象者への賜与、「慶事」は皇太子即位や立皇后などの国家的慶事時の賜与、「転職」は官職異動に伴う賜与、「賜与」は前記以外の一般的賜与。それ以外の特殊な理由に関しては適宜明記した。

参考文献

凡例

一・本覧は、本稿各章（付表を除く）で引用・参照した文献の書誌情報を列記したもので、「日本語文献」覧と「外国語文献」覧よりなる。

一・日本語文献は著者の氏（family name）の五十音順（氏が同じばあいは名（first name）の五十音順）、外国語文献は著者の氏のアルファベット順（氏が同じばあいは名のアルファベット順）とし、同一著者の文献は原則的に年代順とする（著書・論文を問わない）。配列のさいに「も」は「ム」として扱う。ただし、同一の著書の中から複数の論文を引くときには、著書の書誌情報の次行以降に、その所収論文を当該著書内の章立て順に二字下げで列挙する。

一・何度も再刊・改訂を経ている文献は、本稿各章末尾の注および本覧において、最終校訂稿の書誌情報を挙げる。その上で、本覧ではさらにその初出情報も極力併記する。そのさいに本稿では、基本的に最終校訂稿の見解を当該論文執筆者の最終意見とみなす。最終校訂稿と初出稿とのあいだに見解の相異があるさいにも、本稿では前者を参考にし、その上で本欄において後者の書誌情報も付記するにとどめる。

一・外国語文献の日本語翻訳は「外国語文献」欄に分類し、翻訳対象となつた原著の書誌情報を付記する。本稿において筆者が原著のみを参考してたばあいも、読者の便宜を考え、その日本語訳を可能なかぎり収集・付記した。

一・各論文の収録された著書も編者名ごとに配列する。ただし、いわゆる学術雑誌や、特定の研究者の記念論集もしくは著作集の編者名に基づく配列はしない。また何度も再刊・改訂を経ている文献の初出情報として挙げる雑誌・論集などの編者名に基づく配列もしない。

〔日本語文献〕

あ行

赤塚 忠

『中国古代の宗教と文化——殷王朝の祭祀——』（角川書店、一九七七年）

「甲骨文に見える神々」 「殷代における祈年の祭祀形態の復原（上・中）」（『甲骨学』第九〇—一〇号、一九六一・一

九六四年）初出。

足立 啓二

『中国社会経済史 殷・周之部』（開明書院、一九七九年）

天野元之助

「中国古代における人の移動とその規制に関する基礎的研究」（『専修大学人文科学年報』第三七号、一〇〇七年）

飯尾 秀幸

「漢代の鉄器について——中原出土の農工具を中心にして——」（『愛知大学文学論叢』第五〇輯、一九七三年）

井口 喜晴

『「孝」思想の宗教学的研究 古代中国における祖先崇拜の思想的発展』（東京大学出版社、一〇〇一年）

池澤 優

「西周春秋時代の孝と祖先崇拜」 「西周春秋時代の孝と祖先祭祀——孝の宗教学・その1」（『筑波大学地域研究』第一〇号、一九九二年）初出。

池田 温

「中国古代物価の一考察——天宝元年交河郡市估案断片を中心として——（一）（二）」（『史学雑誌』第七七編第一・二号、一九六八年）

池田 知久

（監修）『郭店楚簡の研究（一）』（大東文化大学大学院事務所、一九九九年）

石岡 浩

「張家山漢簡二年律令にみる二十等爵制——五級大夫を中心にして——」（『中国史研究（大韓民国）』第二六号、一〇〇三年）

「張家山漢簡「二年律令」盜律にみる磔刑の役割——諸侯王国を視野におく厳罰の適用——」（『史学雑誌』第一一四編第一号、一〇〇五年）

「秦の城旦春刑の特殊性——前漢文帝刑法改革のもう一つの発端——」（『東洋学報』第八八卷第一号、二〇〇六年）

伊藤 敏雄

伊藤 徳男

「魏晉期樓蘭屯戍における交易活動をめぐつて」（『小田義久博士還暦記念 東洋史論集』朋友書店、一九九五年）

「漢代の塩鉄專売制——『史記』平準書の記載に関する一考察——」（『東北大学教養部紀要』第二五号、一九七七年）

「漢代塩鉄專賣制の実施について」（『東北学院大学論集 歴史学・地理学』第一〇号、一九八〇年）

「再び漢代の塩鉄專賣制について——影山氏の新著を読んで——」（『古代文化』第三八号、一九八六年）

「紙錢習俗考」（『支那学研究』第七号、一九五一年）

伊藤 富雄
道治

「中国古代国家の支配構造——西周封建制度と金文——」（中央公論社、一九八七年）

「西周金文とは何か——恩寵と忠誠——」

稻葉 一郎
「ブトレマイオスにおける黄金半島とカッチガラについて」（『古代文化』第二七卷第一二号、一九七五年）

「吳楚七国の乱について」（『立命館文学』第三六九・三七〇号、一九七六年）

「秦始皇の貨幣統一について」（『東洋史研究』第三七卷第一号、一九七八年）

「桑弘羊『政治經濟論』管窺」（『人文論究』第三〇卷第二号、一九八〇年）

「戦国秦の家族と貨幣經濟」（林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所、一九八五年）

「南郡の建設と戦国秦の貨幣制度」（『史林』第九〇卷第二号、二〇〇七年）

「『周礼』の構成とその外族観」（『中国研究集刊』第三〇号、二〇〇一年）

「貨幣論」（筑摩書房、一九九三年）

井上 了
岩井 克人
「貨幣の経済学——インフレ、デフレ、そして貨幣の未来」（集英社、二〇〇八年）

「漢代の家族とその労働——夫耕婦績について——」（『史林』第六一二編第三号、一九七九年）

内崎 曜
「漢代武帝期の経済政策から見た国家と地域經濟——五銖錢の普及過程を中心について」（太田幸男・多田猶介編『中国前近代史論集』汲古書院、二〇〇七年）

内田 銀蔵

『日本經濟史の研究』(同文館、一九二一年)

「塩鉄論に就きて」・『京都法学会雑誌』第九卷第三・四・七・一〇・一一号、第一〇卷第六号、一九一三・一九一四年)に初出。

宇都宮清吉

『漢代社会經濟史研究(補訂版)』(弘文堂書房、一九六七年) 初版は一九五五年。

「西漢時代の都市」

「史記貨殖列伝研究」

「僮約研究」

宇野 弘藏

『宇野弘藏著作集第二巻 経済原論II』(岩波書店、一九七三年)

「岩波全書 経済原論」・『経済原論』(岩波書店、一九六四年。通称「新原論」)初出。これに対し「旧原論」と通称される『経済原論』上・下(岩波文庫、一九五〇・一九五二年)は、『宇野弘藏著作集第一巻 経済原論I』(岩波文庫、一九七三年)に収録されている。

梅原 郁

(編)『前近代中国の刑罰』(京都大学人文科学研究所、一九九六年)

江上 波夫

『江上波夫文化史論集2 東アジア文明の源流』(山川出版社、一九九九年)

「東アジアにおける子安貝の流傳」・「東亜における子安貝の流傳」(同『アジア文化史研究 論考編』山川出版社、一九六七年)初出。

江村 治樹

『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』(汲古書院、一〇〇〇〇年)

「戦国三晉諸国の都市の機構と住民の性格」・「戦国三晉都市の性格」(『名古屋大学文学部研究論集XCV・史学三二』一九八六年)、「戦国時代における都市の発達と秦漢官僚制の形成」(『岩波講座世界歴史3 中華の形成と東方世界』岩波書店、一九九八年)初出。

「雲夢睡虎地出土秦律の性格」 「雲夢睡虎地出土秦律の性格をめぐって」 (『東洋史研究』第四〇巻第一号、一九八一年) 初出。

「陳介祺旧藏の封泥の形式と使用法」 「東京国立博物館保管 陳介祺旧藏の封泥——とくにその形式と使用法について」 (MUSEUM, No.364, 1981) 初出。

「中国における古代青銅貨幣の生成と展開 (二) ——円錢のテキストとしての特性——」 (『総合テクスト科学研究』第二巻第一号、一九八〇四年)

「漢代の「中家の產」に関する一考察——居延漢簡所見の「賈・直」をめぐって——」 (『史学雑誌』第九四編第七号、一九八五年)

「秦漢国家の陸運組織に関する一考察——居延漢簡の事例の検討から——」 (『東洋文化』第六八号、一九八八年)
「漢代の鉄專売と鉄器生産——「徐偃矯制」事件よりみた——」 (『東方学』第七八輯、一九八九年)

「中国古代における鉄製農具の生産と流通」 (『東洋史研究』第四九巻第四号、一九九一年)

「書評 佐原康夫著 漢代都市機構の研究」 (『東洋史研究』第六二巻第二号、一九〇〇三年)

太田 幸男・多田 猶介

(編) 『中国前近代史論集』 (汲古書院、一九〇〇七年)

大津 透
「批評・紹介 重近啓樹著『秦漢税役体系の研究』」 (『東洋史研究』第五八巻第四号、一九〇〇年)

『日唐律令制の財政構造』 (岩波書店、一九〇六年)

「律令制的人民支配の特質——人頭税と戸口把握をめぐる覚書——」 笹山晴生編『日本律令制の構造』 (吉川弘文館、一九〇三年) に初出。

『木簡』 (学生社、一九七〇年)

大庭 僥

- 『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年)
- 「居延新出「侯粟君所責寇恩事」冊書——爰書考補」『東洋史研究』(第四〇卷第一号、一九八一年)に初出。
- 『大英図書館藏敦煌漢簡』(同朋舎、一九九〇年)
- 『劇場都市』(筑摩書房、一九九四年)。初版は一九八一年。
- 『魏晋南北朝通史』(弘文堂書房、一九三二年)
- 『南北朝に於ける社会経済制度』(弘文堂書房、一九三五年)
- 『南北朝の錢貨問題』『支那学』(第六卷第四号、一九三二年)に初出。
- 『中国古代の「家」と國家 皇帝支配下の秩序構造』(岩波書店、一九七九年)
- 『中国古代王権と祭祀』(学生社、一〇〇五年)
- 『冊命形式金文に見る周王と服属諸氏族の結合原理』『史觀』第一四四冊、一〇〇一年)
- 『東亜錢志』(岩波書店、一九三八年)
- 『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナリズムと公共性——』(新曜社、一〇〇一年)
- 『春秋左氏伝研究——小倉芳彦著作選III』(論創社、二〇〇三年)
- 『『左伝』における霸と徳——「徳」概念の形成と展開——』『中国古代史研究』(吉川弘文館、一九六〇年)に初出。
- 「鳳凰山一六八号墓からみた前漢初の葬制」『社会イノベーション研究』第二卷第一号、一〇〇六年)
- 「春秋時代と貨幣經濟」『支那学』第一卷第七八号、一九二一年)
- 『古代中国研究』(平凡社、一九八八年) 初版は『古代支那研究』(弘文堂、一九四三年)。
- 「中国文字の訓詁に於ける矛盾の統一」『朝永博士還暦記念哲学論文集』(岩波書店、一九三二年)に初出。
- 「中世支那社会経済発達史概論」『支那研究』第三六号、一九三五年)

大室 幹雄
岡崎 文夫

岡村 秀典
尾形 勇

岡本 真則
奥平 昌洪

小倉 芳彦
小熊 英一

小澤 正人
小島 祐馬

小竹 文夫

小竹文夫・小竹武夫

『史記 現代語訳』（弘文堂、一九五六～一九五七年）

越智 重明 『魏晋南朝の人と社会』（研文出版、一九八五年）

「梁の武帝と貨幣経済」

落合 淳思 『殷王世系研究』（立命館東洋史学会、一〇〇一年）

「金文の賜与物と王權」（『東亞文史論叢』二〇〇六年特集号）

か行

貝塚 茂樹 『貝塚茂樹著作集第二巻 殷周古代史の再構成』（中央公論社、一九七七年）

「殷末周初の東方経略に就いて——特に山東省寿張県出土の銅器銘文を通じて」（『貝塚茂樹著作集』第三巻、一九七七年）
『東方学報』（第一一冊第一～二分、一九四〇年）に初出。

『貝塚茂樹著作集第四巻 中国古代史学の発展』（中央公論社、一九七七年） 『中国古代史学の発展』（弘文堂、一九四六年）初出。

柿沼 陽平 「秦漢時代における物価制度と貨幣経済の構造」（『史觀』第一五五冊、二〇〇六年）

「張家山第一四七号漢墓竹簡訳注（五）——二年律令訳注（五） 金布律訳注——」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第四号、一〇〇六年）
第五号、一〇〇七年）
「張家山第一四七号漢墓竹簡訳注（五）——二年律令訳注（四） 錢律訳注——」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』

〔新刊紹介 宮澤知之『中国銅錢の世界——錢貨から経済史へ——』（思文閣出版、一〇〇七年）〕『史学雑誌』（第一一七編）

影山 剛

第二号、二〇〇八年)

「書評 渡邊英幸「秦律の夏と臣邦」(『東洋史研究』第六六巻第一号、一〇〇七年)」(『法制史研究』第五八号、一〇〇九年)

『中国古代の商工業と専売制』(東京大学出版社、一九八四年)

「中国古代の商業と商人」『古代史講座』第九巻(学生社、一九六三年)に初出。

「中国古代帝国における手工業・商業と身分および階級関係」『歴史学研究』(第三二八号、一九六七年)に初出。

「前漢時代の奴隸をめぐる一、二の問題の覚書」『福井大学学芸学部紀要III 社会科学』(第五巻、一九五六年)に初出。

「中国古代の塩業の成立とその発展」『歴史学研究』(第三〇八号、一九六六年)に初出。

「中国古代の塩業の生産組織と経営形態——主として専売制以前に關して——」『史学雑誌』(第七五編第一号、一九六六年)に初出。

「前漢朝の塩の専売制」『史学雑誌』(第七五編第一一～一二号、一九六六年)に初出。

「中国古代の製鉄手工業と専売制」『岡山史学』(第一〇巻、一九六〇年)に初出。

「塩鉄専売制施行の時期、その他専売制初期の諸事情」『福井大学学芸学部紀要III 社会科学』(第一一号、一九六一年)に初出。

「塩鉄論について」『福井大学学芸学部紀要III 社会科学』(第四号、一九五五年)に初出。

『王莽の賒貸法と六筦制およびその經濟的背景——漢代中国の法定金属貨幣・貨幣經濟事情・高利貸付・兼并等をめぐる諸問題——』(私家版、一九九五年)

「均輸・平準と塩鉄専売」(岩波講座世界歴史4 東アジア世界の形成I) 岩波書店、一九七〇年)

「桑弘羊の均輸法試論」『東洋史研究』第四〇巻第四号、一九八一年)

加藤 繁

(訳注)『史記平準書・漢書食貨志』(岩波書店、一九四二年)

『唐宋時代に於ける金銀の研究』分冊第二(東洋文庫、一九二六年)

「隋以前及び元以後に於ける金銀」

『支那經濟史考証』上(東洋文庫、一九五二年)

「三銖錢鑄造年分考」初版は『史学雑誌』(第四三卷第七号、一九三二年)、増訂版は『貨幣』(第一七四号、一九三三年)に初出。『支那經濟史考証』所収論文は後者。

「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」『東洋學報』(第八卷第一号、第九卷第一~二号、一九一八~一九一九年)に初出。

『中国貨幣史研究』(東洋文庫、一九九一年)〔先秦・秦漢貨幣史の箇所は一九二五~一九二九年の講義ノートによる〕

『漢字の起源』(角川書店、一九七〇年)

『管子の思想』(岩波書店、一九八七年)

『漢代史研究』(川田書房、一九四九年)

「漢代鈔錢考」大塚史学会研究発表(一九四〇年)に初出。

「漢代鄉官考」『史潮』(第七卷第一号、一九三七年)に初出。

『秦漢政治制度の研究』(日本學術振興会、一九六二年)

「秦郡考」『日本大學世田谷教養部紀要』(第四輯、一九五五年)に初出。

「前漢諸侯王國の財政と武帝の財政增收策」(『福岡大学研究所報』第三七号、一九七八年)

「前漢前半期の貨幣制度と郡県支配体制」(『福岡大学人文論叢』第三一卷第二号、一九八五年)

「前漢後半期以降の貨幣經濟について」(川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』中国書店、一九九

紙屋
正和

加藤
常賢
金谷
治
鎌田
重雄

三年)。

柄谷 行人
『定本柄谷行人集3 トランスクリティーカ——カントとマルクス——』(岩波書店、一〇〇四年)

『定本柄谷行人集4 ネーションと美学』(岩波書店、一〇〇四年)

「序章——ネーションと美学」 「帝国とネーション——序説」(『文学界』一〇〇四年三月号) 初出。

川勝 守
『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』(中国書店、一九九三年)

川勝 義雄
『六朝貴族制社会の研究』(岩波書店、一九八二年)

「貨幣経済の進展と侯景の乱」 「侯景の乱と南朝の貨幣経済」(『東方学報』第三二二冊、一九六二年) 初出。

北川敏男・伊藤重行

(編)『システム思考の源流と発展』(九州大学出版会、一九八七年)

木島 史雄
『古代中国の衣の位相』(『人文学報』第八六号、二〇〇二年)

岸本 美緒
『時代区分』(『岩波講座世界歴史1 世界史へのアプローチ』岩波書店、一九九八年)

木下 尚子
『古代中国からみた琉球列島のタカラガイ』(『世界に拓く沖縄研究第四回 沖縄研究国際シンポジウム』、一〇〇一年)

「東アジアの貝珠文化」(後藤直・茂木雅博編『東アジアと日本の考古学III』同成社、一〇〇三年)

『木村敏著作集第七巻 臨床哲学論文集』(弘文堂、二〇〇一年)

「偶然性の精神病理」序論 『偶然性の精神病理』(岩波書店、一九九四年) に初出。

木村 正雄
『中国古代貨幣制』(『東洋史学研究』第四巻、一九五五年)

『中国古代帝国の形成——特にその成立の基礎条件——』(新訂版) (比較文化研究所、一〇〇三年) 旧版は一九六〇年。

「総論」 「中国古代専制主義とその基礎」(『歴史学研究』第二二七号、一九五八年) 初出。

「大規模治水水利事業の展開と第二次農地の形成」

桐本 東太

『中国古代の民俗と文化』(刀水書房、一〇〇四年)

「分袂考」『東アジア史の展開と日本』(山川出版社、一〇〇〇年)に初出。

「中国古代の服属儀礼」『中国の歴史と民俗』(第一書房、一九九一年)に初出。

「牢盆考」『古代文化』第四五卷第五号、一九九三年)

『睡虎地秦簡よりみた国家と社会』(創文社、一九九八年)

「睡虎地秦簡と中国古代社会史研究」

「秦の領土拡大と国際秩序の形成」再論——いわゆる“秦化”をめぐって——』(『東洋史研究』第四三卷第一号、一九八四年)初出。

「秦の領土拡大と国際秩序の形成」再論——いわゆる“秦化”をめぐって——』(『東洋史研究』第四三卷第一号、一九八四年)初出。

「秦の巴蜀支配と法制・郡県制」(早稲田大学アジア地域文化エンハンシングセンター編『アジア地域文化学の構築——一世紀COEプログラム研究集成——』雄山閣、一〇〇六年)

「東アジア世界の形成と百越世界——前漢と閩越・南越の関係を中心に——」(早稲田大学アジア地域文化学エンハンシング研究センター編『アジア地域文化学の発展——一世紀COEプログラム研究集成——』雄山閣、一〇〇六年)

「あとがき」(長江流域文化研究所編『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』雄山閣、一〇〇六年)
『西洋法制史研究』(岩波書店、一九五二年)

「ゲルマン古法における贈与行為の有償性」『中田先生還暦祝賀法制史論集』(岩波書店、一九三七年)に初出。

「後漢の異民族統治における官爵授与について」『東方学』第八〇輯、一九九一年)

『秦漢史の研究』(吉川弘文館、一九六〇年)

栗原 朋信

熊谷 滋三

久保 正幡

「史記の秦始皇本紀に関する一・三の研究」 「秦記についての小考」（『史觀』第三六冊、一九五一年）、「秦始皇帝名号考」（三上次男・栗原朋信編『中国古代史の諸問題』東京大学出版会、一九五四年）、「史記の秦始皇本紀について——秦水徳説批判——」（『史學雜誌』第六六卷第一号、一九五七年）、「始皇帝の泰山封禪と秦の郊祀」（中国古代史研究会編『中国古代の社会と文化』東京大学出版会、一九五七年）などを統合収録。

「文献にあらわれたる秦漢璽印の研究」

『上代日本対外関係の研究』（吉川弘文館、一九七八年）

「漢帝国と周辺諸民族」 『岩波講座世界歴史4 古代4 東アジア世界の形成』（岩波書店、一九七〇年）に初出。

『桑原隠藏全集』第二巻（岩波書店、一九六八年）

「歴史上より観たる南北支那」 『白鳥博士還暦記念東洋史論叢』（岩波書店、一九二五年）に初出。

黒石晋 『欲望するシステム』（ミネルヴァ書房、一九〇〇九年）

黒田明伸 『貨幣システムの世界史（非対称性）をよむ』（岩波書店、一九〇三年）

五井直弘 『中国古代の城郭都市と地域支配』名著刊行会、一九〇二年）

「中国製鉄史序説——中国前近代の科学を抹殺したもの——」 『專修史学』（第二八号、一九九七年）に初出。

「鉄器牛耕考」 『三上次男博士喜寿記念論文集歴史篇』（平凡社、一九八五年）に初出。

『中国新石器時代の生業と文化』（中国書店、一九〇〇一年）

甲元真之 『新石器時代の貝の採取活動』

『東北アジアの青銅器文化と社会』（同成社、一九〇六年）

『漢代国家統治の構造と展開』（汲古書院、一九〇九年）

『戦後日本の中国古代国家史研究——後漢時代史研究の視点から——』 「後漢時代史研究の近年の動向——国家と社

小嶋茂穂

参考文献

会に關わる諸論考を中心として——」(『歴史学研究』第七〇七号、一九九八)、「戦後中国古代国家史研究における『後漢史』の位置」(『中国史学』第九号、一九九九年)、「(書評) 多田狷介著『漢魏晉史の研究』」(『史学雑誌』第一二一
篇第三号、二〇〇一年)を統合収録。

後藤直・茂木雅博(編)『東アジアと日本の考古学Ⅲ』(同成社、二〇〇三年)

小南一郎『古代中国 天命と青銅器』(京都大学学術出版会、二〇〇六年)

子安宣邦『「事件」としての徂徠学』(筑摩書房、二〇〇〇年)

『荻生徂徠と津田左右吉の間』『現代思想』(一九八八年一一月号)に初出。

『「アジア」はどう語られてきたか』(藤原書店、二〇〇三年)

『「近代の超剋」とは何か』(青土社、二〇〇八年)

『「フィールド歴史学」の提案』(『史滴』第二〇号、二〇〇八年)

近藤喬一『西周時代宝貝の研究』(『アジアの歴史と文化』第二輯、一九九八年)

『商代宝貝の研究』(『アジアの歴史と文化』第一輯、一九九五年)

『四川と長江文明』(東方書店、二〇〇三年)

『寶錢四十と板楯蛮』

さ行

西郷信綱『古代の声(増補版)』(朝日新聞社、一九九五年)

『市と歌垣』『文学』(一九八〇年四月号)に初出。

才谷明美『秦の鉄官及び製鉄業——角谷定俊説に關連して——』(『明大アジア史論集』第三号、一九九八年)

桜井 芳朗

佐々木研太

佐竹 靖彦

「漢の武功爵に就いて」（『東洋学報』第二六卷第二号、一九三八年）

「龍崗秦簡をめぐる研究動向——『龍崗秦簡』の刊行に寄せて」（『一松学舎大学人文論叢』第六八号、二〇〇一年）

「中国古代の田制と邑制」（岩波書店、二〇〇六年）

「漢代田制考証」　『史林』（第七〇卷第一号、一九八七年）に初出。

「任鼎銘に関する一、三の問題」（『東亞文史論叢』特集号、二〇〇六年）

「会同型儀礼から冊命儀礼へ——儀礼の参加者と賜与品を中心として見る——」（『中国古代史論叢』四集、二〇〇七年）

『中国古代工業史の研究』（吉川弘文館、一九六二年）

「春秋戦国時代の製鉄業」　『中国古代史研究』（吉川弘文館、一九六〇年）に初出。

「中国古代の製塩業」

「漢代における鉄の生産——とくに製鉄遺蹟を中心に」（『人文研究』第一五卷第五号、一九六四年）

（訳注）『塩鉄論——漢代の経済論争——』（平凡社、一九七〇年）

『中国古代絹織物史研究』上（風間書房、一九七七年）

『カール・ポランニーの社会哲学——『大転換』以後——』（ミネルヴァ書房、二〇〇六年）

「冷戦以後の世界とカール・ポランニー」

「貝貨小考」（奈良女子大学文学部研究年報）第四五号、一〇〇一年）

佐原 康夫
佐藤 光
佐藤 光
佐原 康夫

「中国古代の貨幣経済論と貨幣史認識をめぐって」（中国史学会編『中国の歴史世界——統合のシステムと多元的発展』東京都立大学出版会、二〇〇一年）

「漢代都市機構の研究」（汲古書院、一〇〇一年）

「戦国時代の府・庫」　『東洋史研究』（第四三卷第一号、一九八四年）に初出。

「漢代鉄専売制の再検討」 磯波護編『中国中世の文物』（京都大学人文科学研究所、一九九三年）に初出。

「漢代の製鉄技術について」 『古史春秋』（第六号、一九九〇年）に初出。

「南陽瓦房漢代製鉄遺跡の技術史的検討」 『史林』（第七六卷第一号、一九九三年）に初出。

「居延漢簡月俸考」 『古史春秋』（第五号、一九八九年）に初出。

「漢代貨幣史[再考]」 松丸道雄他編『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、二〇〇一年）に初出。

「漢代の貨幣經濟と社會」 『漢代貨幣經濟論の再検討』（『中国史学』第四卷、一九九四年）、「中国古代の貨幣經濟と社會」（岩波講座世界歴史3 中華の形成と東方世界）岩波書店、一九九八年）初出。

「江陵鳳凰山漢簡再考」（『東洋史研究』第六一卷第三号、二〇〇四年）

塩沢 由典
『市場の秩序学』（筑摩書房、一九九八年）

「市場のみえる手」 『現代思想』（一九八五年一〇月号）に初出。

潮見 浩
『東アジアの初期鉄器文化』（吉川弘文館、一九八二年）

滋賀 秀三
（編）『中国法制史——基本資料の研究』（東京大学出版会、一九九三年）

重近 啓樹
『秦漢税役体系の研究』（汲古書院、一九九九年）

『算賦制の起源と展開』 『秦漢における賦制の展開』（『東洋学報』第六五卷第一～二号、一九八四年）初出。

「均輸法をめぐる諸問題」（『日本秦漢史学会会報』第六号、二〇〇五年）

『宋代商業史研究』（風間書房、一九六八年）

「問題の基本的考察」

島 邦男
（編）『殷墟ト辞綜類』（星文社、一九六七年）

『字統』（平凡社、一九九四年） 一九八四年に初出。

白川 静
島 邦男

『白川静著作集1 漢字1』平凡社、一九九九年)

「訓詁に於ける思惟の形式について」『立命館文学』(第六四号、一九四八年)に初出。

『白川静著作集別巻 甲骨金文学論叢』〔上〕(平凡社、一〇〇八年)

「作冊考」『甲骨金文学論叢』(第二集、一九五五年)に初出。

『白川静著作集別巻 説文新義』(平凡社、一〇〇一～一〇〇三年)一九六九～一九七四年に初出。

『白川静著作集別巻 金文通釈』(平凡社、一〇〇四～一〇〇五年)一九六六～一九七五年に初出。

鈴木俊・西嶋定生(編)『中国史の時代区分』(東京大学出版会、一九五七年)

角谷 定俊 「秦における製鉄業の一考察」(『駿台史学』第六二号、一九八四年)

角谷 常子 「居延漢簡にみえる売買関係簡についての一考察」(『東洋史研究』第五一卷第四号、一九九四年)

「秦漢時代の女性労働——主に衣料の生産からみた——」(『古代文化』第五〇卷第二号、一九九八年)

「秦漢時代における家族の連坐について」(富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』論考篇、朋友書店、二〇〇六年)

閔野 雄 『中国考古学研究』東洋文化研究所、一九五六年)

「中国青銅器文化の一性格——青銅の素材価値を中心として——」『東方学』(第一輯、一九五一年)に初出。

「中国初期鉄器文化の一考察——銅鉄過渡期の解明に寄せて——」『史学雑誌』(第六〇編第一〇号、一九五一年)

に初出。

「重一両十四一銖」錢について』『駿沢史学』(第二号、一九五三年)に初出。

「先秦貨幣の重量単位」『東洋文化研究所紀要』(第七冊、一九五五年)初出。

「円体方孔錢について」『上代文化』(第二〇巻、一九五一年)に初出。

「漢初の文化における戦国的要素について」　『和田博士還暦記念東洋史論叢』（講談社、一九五一年）に初出。

「中国の古代貨幣」『古代史講座』第九巻、学生社、一九六二年

『中国考古学論攷』（同成社、一九〇〇五年）

「貨幣からみた中国古代の生活」　『風俗』（第四卷第三号、一九六四年）に初出。

「布銭の出土地と出土状態について」　『東洋学報』（第四一卷第一号、一九五八年）に初出。

「盧氏涅金考」　『和田博士古稀記念東洋史論叢』（講談社、一九六一年）に初出。

「先秦貨幣雜考」　『東京大学東洋文化研究所紀要』（第二七冊、一九六二年）に初出。

「斬字考」　『石田博士頌寿記念東洋史論叢』（石田博士古稀記念事業会、一九六四年）に初出。

「刀銭考」　『東洋文化研究所紀要』（第三五冊、一九六五年）に初出。

「刀銭考補正」　『東洋文化研究所紀要』（第四〇冊、一九六六年）に初出。

「三孔布釁義」　『東京大学東洋文化研究所紀要』（第四五冊、一九六八年）に初出。

「金餅考——戦国・秦漢の金貨に関する一考察」　『東洋文化研究所紀要』（第五三冊、一九七一年）に初出。

「臨淄封泥考」　『東洋学報』（第七二卷第一～二号、一九九一年）に初出。

た行

高橋龍三郎

「研究成果の総括と“アジア地域文化論”」（早稲田大学二一世紀COEプログラムアジア地域文化エンハンシング研究センター編『国際シンポジウム「アジア地域文化学の構築IV」資料集』二〇〇六年一〇月二八日～二九日、於早稲田大学）

『漢代の地方官吏と地域社会』（汲古書院、一九〇〇八年）

「総序」

高村 武幸

「漢代地方官吏の社会と生活」 「前漢官吏生活史の一断面——餓別からみた——」（『東方学』第一〇一輯、二〇〇〇年）、「前漢末属吏の出張と交際費について——尹湾漢墓簡牘『元延二年日記』と木牘七・八から——」（『中国出土文字資料』第三号、一九九九年）初出。

「前漢河西地域の社会——辺境防衛組織との関わりを中心にして——」 『史学雑誌』（第一一五編第三号、二〇〇六年）に初出。

竹内 好
『竹内好評論集 日本とアジア』第三巻（筑摩書房、一九六六年）

「日本人の中国観」 「伝統と革命——日本人の中国観」（『展望』一九四九年九月号）初出。

「方法としてのアジア」 武田清子編『思想史の対象と方法』（創文社、一九六一年）に初出。

多田 猥介
『漢魏晉史の研究』（汲古書院、一九九九年）

「後漢豪族の農業經營——仮作・傭作・奴隸労働——」 『歴史学研究』（第二一八六号、一九六四年）に初出。

「漢代の地方商業について——豪族と小農民の関係を中心に——」 『史潮』（第九一号、一九六五年）に初出。

田中 史郎
「価値形態論の現在——主に一九八〇年代以降の研究を対象として——」 『状況と主体』第二一八〇号、一九九九年

谷川 道雄
（編）『戦後日本の中国史論争』（河合文化教育研究所、一九九三年）

中国史学会
（編）『中国の歴史世界——統合のシステムと多元的発展』（東京都立大学出版会、二〇〇二年）

中国史研究会
（編）『中国専制国家と社会統合——中国史像の再構成Ⅱ』（文理閣、一九九〇年）

長江流域文化研究所

（編）『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』（雄山閣、二〇〇六年）

津田左右吉
『津田左右吉全集』第二〇巻（岩波書店、一九六五年）

「シナ思想と日本」 『シナ思想と日本』（岩波書店、一九三八年）初出。

土田健次郎

鶴間和幸

富永健一

富谷至

(編)『近世儒学研究の方法と課題』汲古書院、一〇〇六年)

「戦国・秦・漢」(『史学雑誌』一九七九年の歴史学界——回顧と展望——)第八九編第五号、一九八〇年)

『行為と社会システムの理論——構造—機能—変動理論をめざして——』(東京大学出版会、一九九五年)

(編)『江陵張家山一四七号墓出土漢律令の研究 訳注篇・論考篇』朋友書店、一〇〇六年)

「生命の剥奪と屍体の処刑」

「儀礼と刑罰のはざま——賄賂罪の変遷——」(『東洋史研究』第六六巻第二号、一〇〇七年)

な行

内藤湖南

『内藤湖南全集』第八巻(筑摩書房、一九六九年)

「概括的唐宋時代観」『歴史と地理』(第九卷第五号、一九二三年)に初出。

永田英正

『居延漢簡の研究』(同朋舎、一九八九年)

「居延漢簡にみる候官についての一試論——破城子出土の〈詣官〉簿を中心として——」『史林』(第五六巻第五号、一九七三年)初出。

「漢代人頭税の崩壊過程——特に算賦を中心として——」(『東洋史研究』第一八巻第四号、一九六〇年)

(編)『漢代石刻集成』(同朋舎、一九九四年)

西嶋定生

『中国古代帝国の形成と構造二十等爵制の研究』(東京大学出版会、一九六一年)

『中国経済史研究』(東京大学出版会、一九六六年)

「秦漢時代の農学」『古代史講座8 古代の土地制度』(学生社、一九六四年)に初出。

『中国古代の社会と経済』(東京大学出版会、一九八一年)

は行

新田 大作

野中 敬

「漢代における数「五」の性格」（『宇野哲人先生白寿祝賀記念東洋学論叢』宇野哲人先生白寿祝賀記念会、一九七四年）
 「魏晉戸調成立攷」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要 哲学・史学編』別冊第一四集、一九八七年）

橋口 定志

橋本 由美

濱口富士雄

濱田 耕作

林 巳奈夫

原 宗子

「錢を埋めること——埋納錢をめぐる諸問題——」（歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、一九九九年）
 「賞について——告姦のばあい」（『中国古代史研究』第五、雄山閣、一九八一年）

『清代考拠学の思想史的研究』（国書刊行会、一九九四年）

『濱田耕作著作集 第三巻 東亜古代文化（一）』（同朋社、一九八九年）

「支那古代の貝貨に就いて」『東洋学報』（第二卷第一号、一九一二）に初出。

『戦国時代の重量単位』『史林』第五一巻第二号、一九六八年）

『殷周時代青銅器の研究 殷周青銅器綜覽1』（吉川弘文館、一九八四年）

（編）『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所、一九八五年）

『古代中国の開発と環境——『管子』地員篇研究——』（研文出版、一九九四年）

「麻をめぐつて」「女事と紡績——『管子』における衣料生産觀を中心に」（『响沫集』第五号、一九八七年）初出。

「中国古代の貝」（『流通経済大学創立三十周年記念論文集』経済学部篇、一九九六年）

『「農本」主義と「黃土」の発生 古代中国の環境と開発2』（研文出版、二〇〇五年）

「大田耕作」主義の古代的極限——尹湾漢墓木牘「集簿」——「古代中国の農政と環境」（『中国——社会と文化』第一四号、一九九九年）初出。

「秦漢帝国論」（谷川道雄編『戦後日本の中国史論争』河合文化教育研究所、一九九三年）

東 晉次

「中国古代の社会的結合——任侠的習俗論の現在——」『中国史学』第七卷、一九九七年)

「漢代任侠論ノート（二）～（三）」（『三重大学教育学部研究紀要（人文・社会科学）』第五一～五三卷、二〇〇〇～二〇〇一年）

久村 因 「古代四川に土着せる漢民族の来歴について」（『歴史学研究』第二〇四号、一九五七年）

平尾 良光 「『周礼』の構成と成書国」（『東洋文化』第八一号、一九〇〇一年）

（編）『古代東アジア青銅の流通』（鶴山堂、一〇〇一年）

『新編史記東周年表 中国古代紀年の研究序章』（東京大学出版会、一九九五年）

『中国古代紀年の研究——天文と暦の検討から——』（汲古書院、一九六六年）

『中国古代の田制と税法——秦漢經濟史研究——』（東洋史研究会、一九六七年）

『漢代の営業と「占租」』 『立命館文学』（第八六号、一九五二年）に初出。

「秦漢時代の経済一般」 『世界史大系3 アジアI』（誠文堂新光社、一九五八年）に初出。

『書評 柿沼陽平「漢代における錢と黄金の機能的差異」（『中国出土資料研究』第一一号、二〇〇七年）』（『法制史研究』第二〇〇九年）

『廣松涉著作集 物象化論』第一二三巻（岩波書店、一九九六年）

廣松 渉 「廣松涉著作集 物象化論」（岩波書店、一九九六年）

福井 重雅 「漢代儒教の史的研究——儒教の官学化をめぐる定説の再検討——」（汲古書院、一〇〇五年）

「五經の用語とその沿革」 『六經・六藝と五經——漢代における五經の成立——』（『中国史学』第四号、一九九四年）初出。

「脱亞論」（『続福澤全集』第一巻、岩波書店、一九三三年） 『時事新報』（一八八五年）に初出。

福澤 諭吉 「祓除と貨幣の関係に就いての愚考」（『國家学会雑誌』第一四卷第七号、一八八九年）

福田 徳三 「祓除と貨幣の関係に就いての愚考」（『國家学会雑誌』第一四卷第七号、一八八九年）

藤井 宏

「漢代製塩業の問題点——「牢盆」の解釈をめぐつて——」（『鈴木俊教授還暦記念 東洋史論叢』三陽社、一九六四年）

「漢代塩鉄専売の実態（一）（二）——史記平準書の記載をめぐる諸問題——」（『史学雑誌』第七九卷第二・三号、一九七〇年）

○年

『史記戦国史料の研究』（東京大学出版会、一九九七年）

「『史記』秦本紀の史料的考察」『愛媛大学教養部紀要』（第一四号、一九九一年）に初出。

『中国古代国家と郡県社会』（汲古書院、一〇〇五年）

「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会——包山楚簡と張家山漢簡から——」「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会——張家山

漢簡と『史記』研究』（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一五、二〇〇三年）、「漢王朝的成立与秦楚社会——關於

『奏讞書』高祖六年案件——」（楚文化研究会編『楚文化研究論集』第六輯、湖北教育出版社、二〇〇五年）初出。

「漢代の徭役労働と兵役」「漢代の徭役労働とその運営形態」（『中国史研究』第八号、一九八四年）初出。

「後漢・崔寔『四民月令』の性格について」『『四民月令』の性格について——漢代郡県の社会像』（『東方学』第六七輯、一九八四年）初出。

藤田 高夫

「漢簡中に見える軍功賞賜について」（『古代文化』第四五卷第七号、一九九三年）

「漢代の軍功と爵制」（『東洋史研究』第五三卷第二号、一九九四年）

「秦漢罰金考」（梅原郁編『前近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究所、一九九六年）

『朝鮮考古学研究』（高桐書院、一九四八年）

藤田 亮策

「朝鮮発見の明刀錢と其遺蹟」『史学論叢』（第七輯、一九三八年）に初出。

古屋 昭弘

「儒教与中国語学——出土文献と上古音——」（土田健次郎編『近世儒学研究の方法と課題』汲古書院、一〇〇六年）

保科 季子

「亡命小考——秦漢における罪名確定手続き——」（富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』（朋友書店、一〇〇〇年）

○六年)

堀 敏一

本田 二郎

本田 貴彦

「コメント 多田狷介『戦国・秦漢期における共同体と国家』」（『史潮』新二号、一九七七年）
『周礼通釈』上巻（秀英出版、一九七七年）
「殷代の金文について」（『立命館史学』第二三三号、二〇〇二年）

ま行

牧野 翼

『牧野翼著作集 中国社会史の諸問題』第六巻（御茶の水書房、一九八五年）

「中国古代の家族は経済的自給自足体に非ず——中国古代貨幣經濟の發展——」

『社会科学評論』（第五集、一九五

○）に初出。

「中国古代貨幣經濟の衰退過程」 上原專錄編『社会と文化の諸相』（如水書房、一九五三年）に初出。

「中国古代國家の構造」（『古代史講座』第四巻、学生社、一九六二年）

『新版 中国古代の社会と国家』（岩波書店、一九九六年） 旧版は一九六〇年。

「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」 中国古代史研究会編『中国古代の社会と文化』（東京大学出版会、一九五七年）
に初出。

松井 嘉徳

『周代国制の研究』（汲古書院、二〇〇二年）

「王家」と宰」「宰の研究」（『東洋史研究』第五四卷第一号、一九九五年）初出。

（書評）松丸道雄『西周後期社会に見える変革』（『法制史研究』第三五号、一九八六年）

「漢代の国家と商人」（『駿台史学』第四四号、一九七八年）

『睡虎地秦簡』（明徳出版社、二〇〇〇年）

松崎つね子

松永 達
「金銀複本位制」（本山美彦編著『貨幣論の再発見』三嶺書房、一九九四年）

松丸 道雄
(編)『西周青銅器とその国家』（東京大学出版会、一九八〇年）

「西周青銅器製作の背景——周金文研究・序章——」『東洋文化研究所紀要』(第七二冊、一九七七年)に初出。

「西周後期社会にみえる変革の萌芽——呂鼎銘解釈問題の初步的解決——」（『西嶋定生博士還暦記念 東アジア史における

国家と農民』山川出版社、一九八四年）

「西周時代の重量単位」（『アジアの文化と社会II』汲古書院、一九九一年）

(発言)「シンポジウムパネルディスカッション」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第二号、二〇〇三年）

松丸道雄・竹内康浩

「西周金文中の法制史料」（滋賀秀三編『中国法制史——基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年）

『ソシユールの思想』（岩波書店、一九八一年）

丸山圭三郎

「戦国秦の「重一両十二（十四）一珠」錢について」（『中央大学アジア史研究』第七号、一九八三年）

「秦の半兩錢について」（『アジア史における制度と社会——アジア史研究 第二〇号——』、一九九六年）

水間 大輔

『秦漢刑法研究』（知泉書館、二〇〇七年）

「秦律・漢律の刑罰制度」　「張家山漢簡「二年律令」による秦漢刑罰制度研究の動向」（『中国史学』第一四卷、二〇〇四年）

○四年)、「張家山漢簡「二年律令」刑法雜考——睡虎地秦簡出土以降の秦漢刑法研究の再検討——」（『中国出土資料研究』第六号、二〇〇一年）初出。
『史觀』第一四八冊、二〇〇三年）初出。

「秦律・漢律における殺人罪の处罚」　「秦律・漢律における殺人罪の類型——張家山漢簡「二年律令」を中心に——」

『史觀』第一四八冊、二〇〇三年）初出。

「秦律・漢律における窃盜罪の处罚」　「張家山漢簡「二年律令」刑法雜考——睡虎地秦簡出土以降の秦漢刑法研究の

再検討——」（『中国出土資料研究』第六号、二〇〇一年）初出。

「秦律・漢律における未遂・予備・陰謀罪の处罚」

「秦律・漢律における未遂・予備・陰謀罪の处罚——張家山漢簡

「二年律令」を中心に——」（『史学雑誌』第一一二編第一号、二〇〇四年）初出。

『方法としての中国』（東京大学出版会、一九八九年）

『宮崎市定全集5 史記』（岩波書店、一九九一年）

『宮崎市定全集7 六朝』（岩波書店、一九九二年）

『賈の起源に就いて』　『東洋史研究』（第五卷第四号、一九四〇年）に初出。

『宮崎市定全集7 六朝』（岩波書店、一九九二年）

『六朝隋唐の社会』　『歴史教育』（第一二卷第五号、一九六四年）に初出。

『宋代中国の国家と経済』（創文社、一九九八年）

『中国貨幣經濟論序説』

「宋代の物価と市場」　『宋元時代史の基本問題』（汲古書院、一九九六年）に初出。

「魏晉南北朝時代の貨幣經濟」（『鷹陵史学』第二六号、二〇〇〇年）

「五銖錢の铸造額」（『文学部論集』第八六号、二〇〇二年）

『中国銅錢の世界——錢貨から経済史へ——』（思文閣出版、二〇〇七年）

『西周冊命金文分類の試み』（松丸道雄編『西周青銅器とその国家』東京大学出版会、一九八〇年）

号、一九七九年）に初出。

『東洋文化』（第五九

「三式癩鐘銘より見た西周中期社会の一動向」（『中国の歴史と民俗』第一書房、一九九一年）

（編著）『貨幣論の再発見』（三嶺書房、一九九四年）

本山 美彦

『中国古代訴訟制度の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇六年）

「出土法制史料と秦漢史研究」

「秦漢刑罰史研究の現状——刑期をめぐる論争を中心に——」

「秦漢刑罰史研究の現状」（『中国史学』第五卷、一九九五年）、『漢書』刑法志の錯誤と唐代文献」（『法史学研究会会報』第九号、二〇〇四年）初出。

「春秋訴訟論」（『法制史研究』第三十七号、一九八七年）

や行

矢澤 忠之

安富 歩

柳田 国男

『柳田国男全集』（筑摩書房、一九八九年）

「海上の道」 『海上の道』（筑摩書房、一九七七年）初出。

『中国文明の形成』（岩波書店、一九七四年）

「中国古代の銅と鉄」

「漢代財政制度変革の経済的要因について」（『集刊東洋学』第三一号、一九七四年）

「後漢財政制度の創設について〈上〉」（『北海道教育大学紀要』第一部B、第二七卷第一号、一九七七年）

「後漢財政制度の創設について〈下〉」（『人文論究』第三八号、一九七八年）

「均輸平準と桑弘羊——中国古代における財政と商業——」（『東洋史研究』第四〇卷第三号、一九八一年）

「均輸平準の史料論的研究（一）・（二）」（『歴史』第六一～六二輯、一九八三～一九八四年）

「中国古代の商と賈——その意味と思想史的背景——」（『東洋史研究』第四七卷第一号、一九八八年）

「前漢武帝代の三銖錢の発行をめぐって」（『古代文化』第四〇巻第九号、一九八八年）

「後漢における貨幣経済の衰退（発表要旨）」（『集刊東洋学』第六四号、一九九〇年）

『秦漢財政収入の研究』（汲古書院、一九九三年）

「秦・前漢代貨幣史——東アジア貨幣史研究の基礎として——」（『日本文化研究所研究報告』第三〇集、一九九四年）

「王莽代貨幣史」（『東北大学東洋史論集』第六輯、一九九五年）

「後漢・三国時代貨幣史研究——古代から中世へ——」（『東北アジア研究』第三号、一九九九年）

『貨幣の中国古代史』（朝日新聞社、二〇〇〇年）

「張家山第二四七号漢墓竹簡「二年律令」と秦漢史研究」（『日本秦漢史学会会報』第三号、二〇〇一年）

「三銖錢発行に関する疑点について」（『法政史学』第三九号、一九八七年）

「印からみた南越世界（前篇）——嶺南古璽考——」（『東洋文化研究所紀要』第一二六冊、一九九八年）

『貨幣と象徴』（日本經濟新聞社、一九八一年）

『新釆漢文大系史記四（八書）』（明治書院、一九九五年）

『支那貨幣研究』（東亜經濟研究会、一九三三年）

『兩漢租税の研究』（大安、一九四二年）

『前漢政治史研究』（研文出版、二〇〇四年）

「賈誼と顧祖公鑄法」　『史学研究』（第一〇〇号、一九六七年）に初出。

『中国先秦史の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇五年）

「西周後半期の周王朝——冊命金文の分析——」　「西周冊命金文考」（『史林』第七四卷第五号、一九九一年）初出。

『中国古代農業技術史研究』（同朋舎、一九八九年）

米田賢次郎

吉本道雅

好並隆司

吉田虎雄

吉沢英成

吉田賢抗

湯本豪一

吉開将人

吉田英成

吉田賢抗

吉田虎雄

吉田虎雄

吉田虎雄

吉田虎雄

吉田虎雄

吉田虎雄

吉田虎雄

米田賢次郎

「華北乾地農法」と「莊園像」——『齊民要術』の背景——」　『鷹陵史学』（第三～四号、一九七七年）に初出。
「趙過の代田法——特に犁の性格を中心にして——」　『史泉』（第二七～二八号、一九六三年）に初出。

ら行

李開元

『漢帝国の成立と劉邦集団——軍功受益階層の研究——』（汲古書院、一〇〇〇年）

「漢初軍功受益階層の成立」　「漢初軍功受益階層の成立——高帝五年詔を中心として——」『史學雜誌』第九九編第一一号、一九九〇年）初出。

歴史学研究会　（編）『越境する貨幣』（青木書店、一九九九年）

わ行

若江 賢三

「秦律における贖罪制度」（『愛媛大学法文学部論集』第一八～一九号、一九八五～一九八六年）

「睡虎地秦墓竹簡と張家山漢墓竹簡——秦律から漢律へ——」（『資料学の方法を探る（3）』一〇〇四年）

早稲田大学アジア地域文化エンハンシングセンター

（編）『アジア地域文化学の構築——二世紀COEプログラム研究集成——』（雄山閣、一〇〇六年）

（編）『アジア地域文化学の発展——二世紀COEプログラム研究集成——』（雄山閣、一〇〇六年）

早稲田大学長江流域文化研究所

「後漢書」西羌伝訳注（二）（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第五号、二〇〇七年）

早稲田大学二世紀COEプログラムアジア地域文化エンハンシングセンター

（編）『国際シンポジウム「アジア地域文化学の構築IV」資料集』（二〇〇六年一〇月二八日～二九日、於早稲田大学）

渡辺信一郎

「漢代の財政運営と国家的物流」(『京都府立大学学術報告 人文』第四一号、一九八九年)

渡邊 卓

『古代中国思想の研究』(創文社、一九七三年)

渡邊 英幸

「秦律の夏と臣邦」(『東洋史研究』第六六卷第一号、一九〇〇七年)

渡辺 芳郎

「中国新石器時代タカラガイ考」(『横山浩一先生退官記念論集 I 生産と流通の考古学』横山浩一先生退官記念事業会、一九八九年)

その他

『岩波講座世界歴史 4 古代 4 東アジア世界の形成I』(岩波書店、一九七〇年)

『岩波講座世界歴史 1 世界史へのアプローチ』(岩波書店、一九九八年)

『岩波講座世界歴史 3 中華の形成と東方世界』(岩波書店、一九九八年)

『岩波講座 哲学 11 歴史／物語の哲学』(岩波書店、一〇〇九年)

『西嶋定生博士還暦記念 東アジア史における国家と農民』(山川出版社、一九八四年)

〔外国語文献〕

A

艾俊川・周衛榮 「布・布幣与早期貨幣新論」(中国錢幣学会編『中国錢幣論文集』第四輯、一九九一年)

アンダーソン・J. G

(松崎寿和訳)『黃土地帶—北支那の自然科学とその文化—』(座右室刊行会、一九四二年)

原書は、Andersson, J.G. (1933)

Den gula jordens barn: studier över det förhistoriska Kina, Stockholm: Bonniers.

安作璋・熊鉄基 『秦漢官制史稿』(齊魯書社、一九〇〇七年) 初版は一九八四～一九八五年。

B

巴 塩 「尖底杯：一種可能用于制鹽的器具」(李水城・羅泰主編『中國鹽業考古』第一集(科学出版社、一九〇〇六年)
白 雲翔 (佐々木正訳)『中國古代の鐵器研究』(同成社、一九〇〇九年) 原書は、『先秦兩漢鐵器的考古学研究』(科学出版社、一九〇〇五年)

バンガニアス・E

(前田耕作監修)『ヤンツ=マーロップ諸制度語彙集 I 経済・親族・社会』(画叢社、一九八六年) 原書は、Benveniste, E. (1969) *Le Vocabulaire des Institutions Indo-Européennes, I. Economie, Parenté, Société*, Paris: Éditions de Minuit。

ブロック・M (森本芳樹訳)『西欧中世の自然経済と貨幣経済』(創文社、一九八一年)

「自然経済か、貨幣経済か。二者択一的図式の論辨」 原書は、Block, M. (1939) *Économie-nature ou Économie-agent: un Peudo-dilemme, Annales d'histoire sociale*, I, pp.7-16°

ブロウ・P. M (間場寿一・居安正・塩原勉訳)『交換と権力 社会過程の弁証法社会学』(新曜社、一九七四年) 原書は、Blau, P.M. (1964) *Exchange and Power in Social Life*, New York: John Wiley & Sons, Inc.°

Bohanan, P. (1959) The Impact of Money on an African Subsistence Economy, *The Journal of Economic History*, vol.19, no.4, pp.491-503
Brady, I. (1972) Kinship Reciprocity in the Ellice Islands: An Evaluation of Sahlins' Model of the Sociology of Primitive Exchange, *The Journal of the Polynesian Society*, No.81-3, pp.290-316°

ブローナル・F (山本淳一訳)『物質文明・經濟・資本主義』(日出社、一八世紀II-1 交換のはたらき』(みすゞ書房、一九八六年)
原輔也 Braudel, F. (1979) *Civilisation Matérielle, Économie et Capitalisme, XVIe-XVIIIe siècle*, Paris: A.Colin °

- | | | | | | | | |
|--------|---|--|--|--|---|---|---|
| 陳尊祥・路遠 | <p>「首帕張堡窖藏秦錢清理報告」（《中國錢幣》一九八七年第三期）</p> <p>「居延漢簡綜論」</p> | <p>陳直</p> <p>『兩漢經濟史料論叢』（陝西人民出版社、一九五八年）</p> <p>『漢書新註』（天津人民出版社、一九七九年）</p> <p>『居延漢簡研究』（天津古籍出版社、一九八六年）</p> | <p>陳絜・祖双喜</p> <p>『西漢稱錢天秤与法馬』（《文物》一九七七年第一期）</p> <p>『夏商文化論集』（科学出版社、二〇〇〇年）</p> <p>「商代使用貨幣弁析」　『鄭州大學學報』（一九九五年第三期）に初出。</p> <p>「亢鼎銘文与西周土地所有制」（《中國歷史文物》二〇〇五年第一期）</p> <p>「漢代江南城市与商業問題述論」（《中國社會經濟史研究》二〇〇五年第四期）</p> <p>「從《張家山漢簡·二年律令》看兩種貨幣与漢初社會」（《西安電視科技大學學報（社會科學版）》二〇〇五年第一五卷第二期）</p> | <p>陳晃</p> <p>『西漢稱錢天秤与法馬』（《文物》一九七七年第一期）</p> <p>『秦簡中的錢法和市法考』</p> | <p>陳旭</p> <p>『西漢稱錢天秤与法馬』（《文物》一九七七年第一期）</p> <p>『秦律新探』（中國社会科学出版社、二〇〇一年）</p> | <p>曹旅寧</p> <p>『秦律新探』（中國社会科学出版社、二〇〇一年）</p> | <p>蔡雲章</p> <p>『甲骨金文与古史新探』（中國社会科学出版社、一九九六年）</p> <p>「西周貨幣購買力淺論——兼談西周物価的若干問題」　『中國錢幣』（一九八九年第一期）に初出。</p> |
|--------|---|--|--|--|---|---|---|

戴 志強

『戴志強錢幣學文集』（中華書局、1990年）

「安陽殷墟出土貞化初探」 『文物』（一九八一年第十一期）上初出。

Davis, W. G.
Derrida, J.

(1973) *Social Relations in a Philippine Market: Self-Interest and Subjectivity*, Berkeley: University of California Press

Derrida, J. (1992) *Given time. I. Counterfeit money*, Kamuf, X. P. (trans.), Chicago: University of Chicago Press

「國語中雙音節並列語兩成分間之聲調關係」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第三十九本下冊、一九六九年）

「論語、孟子、及詩經中並列語成分之間的聲調關係」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第四七本第一分、一九七五年）

「漢代商品經濟的發展與影響」（『國立儒生大學先修班學報』第一一期、一九九三年）

「任鼎新探——兼說亢鼎」（陝西師範大學·寶鶲青銅器博物館編『黃盛璋先生八秩華誕紀念文集』中國教育出版社、1990五年）

董 作賓
杜 維善

「安陽侯家莊出土之甲骨文字」（『田野考古學報』第一冊、一九三六年）
『半兩考』（上海書畫出版社、1990年）

Ebrey, P.
(1986) *The economic and social history of later Han*, *The Cambridge history of China*, vol.1, Twichett, D. & Loewe, M. (eds.), London: Cambridge University Press

方 行

『中國封建經濟論稿』（商務印書館、1990四年）

「封建社会の自然経済和商品経済」『中国経済史研究』（一九八八年第一期）に初出。

非斯 「金文中所覗見的兩周貨幣制度」『食貨半月刊』第四卷第七期、一九三六年）

費孝通 （鶴間和幸・市来弘志・上田信・王瑞来・川上哲正・武内房司訳）『郷土中国』（学習院大学東洋文化研究所、二〇〇一年）原書は、『郷土中国』（生活・読書・新知三聯書店、一九四七年）。

逢振鏞 『秦漢經濟問題探討』（華齡出版社、一九九〇年）

〔略論秦代的塩鐵政策〕

「試論漢代的塩鐵政策」『江漢論壇』（一九八七年第二期）に初出。

傅嘉儀 『秦封泥匯考』（上海書店、一〇〇七年）

傅築夫 『中国經濟史論叢』下巻（生活・読書・新知三聯書店、一九八〇年）

〔古代貨幣經濟の突出發展及其對社會經濟所產生的深遠影響〕

〔貨幣經濟の衰退与實物貨幣的代興〕

G

甘肃省文物考古研究所

（編）『敦煌漢簡』（中華書局、一九九一年）

甘肃省文物考古研究所・甘肃省博物館・文物部古文献研究所・中国社会科学院歴史研究所

（編）『居延新簡 甲渠候官与第四隧』（中華書局、一九九四年）

岡本 真則 （訳注）「□市律」（彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令与奏讞書』上海古籍出版社、二〇〇七年）

高去尋 「殷礼的含貝握貝」『中央研究院院刊 慶祝朱家驥先生六十歲論文集』第一輯、一九五四年）

- H
- 高 享 (纂著)『古字通假会典』(齊魯書社、一九八九年)
- Gouldner, A. W. (1960) The Norm of Reciprocity: A Preliminary Statement, *American Sociological Review*, No25-2, pp.161-178
- Granovetter, M. (1985) Economic Action and Social Structure: The Problem of Embeddedness, *American Journal of Sociology*, vol.91, no.3, pp.481-580
- Gregory, C. A. (1982) *Gifts and Commodities*, London & New York: Academic Press
- 國務院人口普查辦公室・國家統計局人口統計司編
『中國一九八一年人口普查資料』(中國統計出版社、一九八五年)
- 郭 沫若 『郭沫若全集 考古編第一卷 上辭通纂』(科學出版社、一九八二年) 『上辭通纂』(文求堂、一九三三) 初出。
- 『郭沫若全集 考古編第七～八卷 兩周金文辭大系』(科學出版社、一九〇〇) 『兩周金文辭大系』(文求堂書店、一九三一) 初出。
- 『郭沫若全集 歷史編第一卷 中國古代社會研究／青銅時代』(人民出版社、一九八二年)
- 「中國古代社會研究」 『中國古代社會研究』(聯合書店、一九三〇) 初出。
- 『郭沫若全集 歷史編第二卷 十批判書』(人民出版社、一九八二年) 『十批判書』(群益出版社、一九四五年) 初出。
- 郭 庐林 『中國封建社會經濟研究』(上海財經大學出版社、一九九八年)
「自然經濟和商品經濟的互補與矛盾」
- 韓 克信 「兩漢貨幣制度」(《食貨半月刊》第一卷第一期、一九三〇年)
- 韓 国磐 『南北朝經濟試探（合刊本）』(中國史學社、一九六三年)

(編)『漢語大詞典』(漢語大詞典出版社、一九〇〇年)

ハイエク・F.A.(川口慎一訳)『貨幣発行自由化論』(東洋経済新報社、一九八八年) 原書は' Hayek, F.A. (1978) *Denationalisation of Money - The Argument Refined. An Analysis of the Theory and Practice of Concurrent Currencies (2nd.)*, London: The Institute of Economic Affairs'。原書初版は一九七六年。

何 清谷 『秦史探索』(蘭台出版社、一九〇〇四年)

「秦幣春秋」 「秦幣探索」(『陝西師範大学学報(哲学社会科学版)』一九九六年第一五卷第一期)、「秦幣弁疑」(『中國錢幣』一九九六年第一期)と関連か。

何 業恒 『近五千年来華南氣候冷暖的變遷』(『中國歷史地理論叢』第一輯、一九九九年)

何 茲全 『何茲全文集第一卷 中國社會史論』(中華書局、一九〇〇六年)

「東晉南朝的錢幣使用与錢幣問題」 『歷史語言研究所集刊』(第一四本、一九四八年)に初出。

「戰國秦漢商品經濟及其与社會生產・社會結構變遷的關係」 『中國經濟史』(一九〇一年第二期)に初出。

『何茲全文集第三卷 中國古代社會』(中華書局、一九〇六年) 『中國古代社會』(河南人民出版社、一九九一年)。

「春秋戰國之際的經濟社會變化」

「城鄉經濟的衰落」

Heath, A. (1976) *Rational Choice and Social Exchange: A Critique of Exchange Theory*, Cambridge: Cambridge University Press

ヒルトランクト・B

(橋本昭一訳)「実物經濟・貨幣經濟および信用經濟」(同『實物經濟・貨幣經濟および信用經濟』未来社、一九七一年)

原書は' Hildebrand, B. (1864) *Naturalwirtschaft, Geldwirtschaft und Kreditwirtschaft, Jahrbücher für Nationalökonomie und*

Statistik, no.2, Jena : F. Mauke。

侯 外盧 (太田幸男・岡田功・飯尾秀幸訳)『中国古代社会史論』(名著刊行会、一九九七年) 原書は、『中国古典社会史論』(年代出版社、一九四二年)に初出し、『中国古代社会史論』(人民出版社、一九五五年)を定本とする。

湖北省江陵県文物局・荊州地区博物館

「江陵岳山秦漢墓」(『考古学報』一一〇〇〇年第四期)

湖北省荊沙鐵路考古隊

(編)『包山楚簡』(文物出版社、一九九一年)

湖北省荊州市周梁玉橋遺址博物館

(編)『閔沮秦漢墓簡牘』(中華書局、一一〇〇一年)

湖北省文物考古研究所

(編著)『盤龍城 一九六三—一九九四年考古發掘報告』(文物出版社、一一〇〇一年)

湖北省文物考古研究所

「江陵鳳凰山一六八号漢墓」(『考古学報』一九九三年第四期)

湖北省文物考古研究所・隨州市考古隊

(編)『隨州孔家坡漢墓簡牘』(文物出版社、一一〇〇六年)

湖南省文物考古研究所

(編)『里耶發掘報告』(岳麓書社、一一〇〇七年)

華泉・種志成 「關於鳳凰山一六八号漢墓天秤衡權文字的訛謬問題」(『文物』一九七七年第一期)

黃 今言 『秦漢商品經濟研究』(人文出版社、一一〇〇五年)

「緒論」

黃 盛璋 『歷史地理与考古論叢』(齊魯書社、一九八一年)

「江陵鳳凰山漢墓出土称錢衡・告地策与歷史地理問題」 『考古』(一九七七年第一期)に初出。

黃 万里 『中国貨幣史』(博修出版社、一九五二年)

黃 錫全 『先秦貨幣通論』(紫禁城出版社、一九〇〇一年)

「西周貨幣史料的重要發現——亢鼎銘文的再研究」 『中国錢貨幣論文集』第四輯、一九〇〇一年)

胡 厚宣 (編)『甲骨文合集积文』(中国社会科学出版社、一九九九年)

胡平生・張德芳 (編撰)『敦煌懸泉漢簡积粹』(上海古籍出版社、一九〇〇一年)

I
J
イッガース・G (早島瑛訳)『10世紀の歴史学』(晃洋書房、一九九六年) 原書は Iggers, G. (1993) *Geschichtswissenschaft im 20. Jahrhundert*, Göttingen, Vandenhoeck & Ruprecht。

Jenkins, K. (1991) *Rethinking History*, London: Routledge

Jenkins, K. (2003) *Refiguring History*, London: Routledge

紀南城鳳凰山一六八号漢墓發掘整理組

「湖北江陵鳳凰山一六八号漢墓發掘簡報」(『文物』一九七五年第九期)

季 旭昇 『說文新証』上冊 (藝文印書館、一九〇〇〇〇年)

- 賈 谷文 「商品貨幣与殷商奴隸制」(『考古』一九七六年第一期)
- 江西省博物館・江西省文物考古研究所・新干県博物館
『新干商代大墓』(文物出版社、一九九七年)
- 蒋 福亞 『魏晉南北朝經濟史探』(甘肅人民出版社、二〇〇四年)
- 「魏晉南北朝時期的商品經濟和傳統市場」『中國經濟史研究』(二〇〇一年第三期)に初出。
- 蒋 若是 『秦漢錢幣研究』(中華書局、一九九七年)
- 荊門市博物館
(編)『郭店楚墓竹簡』(文物出版社、一九九八年)
- 金少英集訳・李慶善整理
『漢書食貨志集訳』(中華書局、一九八六年)
- 経 君健 「試論地主制經濟与商品經濟的本質連系」(『中國經濟史研究』一九八七年第一期)
- 堀 納
『秦漢法制史論攷』(法律出版社、一九八八年)
- Kuroda, A.
(2008) What is the complementarity among monies? -An introductory note, *Financial History Review*, no.15-1, pp.7-15
- Leipzig Duncker & Humblot 。詔書は原書第三版の抄訳。
- クナッフ, G. F. (畠田喜代藏訳)『貨幣国定学説』(岩波書店、一九二一年) 原書初版は、Knapp, G.F. (1905) *Staatliche Theorie des Geldes*,
- Leipzig Duncker & Humblot 。詔書は原書第三版の抄訳。
- 堀 納
『秦漢盜律攷』『東洋法史の探究』島田正郎博士頌寿記念論集』(汲古書院、一九八七年)に初出。
- (蕭紅燕訳)『秦漢物価攷』『紀要(中央学院大学総合科学研究所)』(第四卷第一号、一九八六年)に初出。
- ケインズ, J. M (塩野谷祐一訳)『ケインズ全集第七卷 雇用・利子および貨幣の一般理論』(東洋経済新報社、一九八三年) 原書は、Keynes,

J.M. (1973) *The General Theory of Employment, Interest and Money, The Collected Writings of John Maynard Keynes*, vol.VII, The Macmillan Press。原書初版は一九三六年。

』

勞 蘇

『居延漢簡 図版之部』(中央研究院歴史語言研究所專刊之二十一、一九五七年)

『勞蘇學術論文集』甲編下(芸文印書館、一九七六年)

「漢代黃金及銅錢的使用問題」

冷 鵬飛

『中国古代社会商品經濟形態研究』(中華書局、一九〇一年)

レヴィ＝ストロース・C

(大橋保夫訳)『野生の思考』(みずから書房、一九七六年) Lévi-Strauss, C. (1962) *La Pensée Sauvage*, Paris: Librairie Plon。
(有地享訳)「マルセル・モース論文集への序文」(モース・M.『社会学と人類学I』弘文堂、一九七三年) 原書初版は、

Lévi-Strauss, C. (1950) *Introduction à l'œuvre de Marcel Mauss* in Mauss, M. (1950) *Sociologie et Anthropologie*, Paris: Press Universitaires de France。

李 劍農

『中国古代經濟史稿』第一卷(武漢大学出版社、一九〇五年) 『先秦兩漢經濟史稿』(生活・讀書・新知三聯書店、一九五七年)初出。

李 均明

「張家山漢簡与漢初貨幣」(『中國文物報』一九〇一年一月二十一日)

李水城・羅泰

(主編)『中國塩業考古』第一集(科学出版社、一九〇六年)

李 學勤

「序文」(侯外盧(太田幸男・岡田功・飯尾秀幸訳)『中国古代社会史論』名著刊行会、一九九七年)
「包山楚簡中的土地売買」(『中國文物報』一九九一年二月二十一日)

参考文献

- 『中国古代文明研究』(華東師範大学出版社、11005年)
「亢鼎賜品試說」 『南開大学学報（哲学社会科学版）』(11001年増刊)に初出。
- Li, Y. (2003) On the Function of Cowries in Shang and Western Zhou China, *Journal of East Asian Archaeology*, vol.5, no.1-4, pp.1-26, BRILL
- 連雲港市博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・東海県博物館・中国文物研究所
(共編)『尹湾漢墓簡牘』(中華書局、1997年)
- 林 甘泉 (主編)『中国經濟通史 秦漢經濟卷(下)』(經濟日報出版社、1999年)
- 『林甘泉文集』(上海辞書出版社、11004年)
- 「秦漢的自然經濟和商品經濟」 『中国經濟史研究』(1997年第1期)に初出。
- Lorenz, F. & Hubert, A. (2000) *A Guide to Worldwide Cowries (2nd)*. Hackenheim: Conchbooks
- 劉 聰 「香港大灣出土商代牙璋串飾初譏」(『文物』1994年第11期)
- 劉 創新 (編著)『臨淄新出土封泥集』(西泠印社、11005年)
- 劉精誠・李祖德 『中国貨幣史』(文津出版社、1995年)
- 劉慶柱・李毓芳 「西安相家巷遺址秦封泥考略」(『考古学報』11001年第四期)
- 劉 森 「我国最早用“錢”命名的幣制」(『西安金鑑』11004年第四期)
- 劉 世旭 「“南方叢綢路”出土海貝与貝幣浅論」(『中国錢幣』1995年第1期)
- 劉 心源 『奇觚室吉金文述』(1901年刊)
- 劉 劍 『出土簡帛文字叢考』(台灣古籍出版有限公司、11004年)

「私「債」及相閲諸字」

竜 謄 「四川蒲江戰國蜀國船棺葬出土秦半兩和橋形幣」(『中國錢幣』一九九九年第1期)

ルーマン・ニ (春日淳一訳)『社会の經濟』(文真堂、一九九一年) 原書は、Luhmann, N. (1988) *Die Wirtschaft der Gesellschaft*, Frankfurt am Main: Suhrkamp。

ルカーチ・G. (平井俊彦訳)『歴史の階級意識』(未来社、一九九八年) 原書は、Lukacs, G. (1923) *Geschichte und Klassenbewusstsein: Studien über marxistische Dialektik*, Berlin: Malik-Verlag。

羅 新慧 『110世紀中国古史分期問題論弁』(百花洲文芸出版社、1100四年)

雄 雷 「秦代貨幣考」(『中國錢幣』一九八九年第一期)

呂 振羽 『殷周時代的中国社会』(不二書店、一九三六年)

リオタール・J. E.

(小林康夫訳)『ボブル・ヤダノの条件——知・社会・言語ゲーメン』(書肆風の薔薇、一九八六年) 原書は、Lyttard,

J.F. (1979) *La Condition Postmoderne*, Paris: Les Éditions de Minuit。

M

MacCormack, G. (1976) Reciprocity, *Man*, no.11-1, pp.89-103

Meillet, J. (1970) The Polanyi School of Anthropology on Money: An Economist's View, *American Anthropologist*, no.5, pp.1020-1040

マニヘヌキー・B

(青木道夫訳)『未開社会における犯罪と慣習』(日本評論新社、一九五五年) 原書は、Malinowski, B.K. (1926) *Crime and Custom in Savage Society*, London: Routledge & Kegan Paul LTD。

- マルクス・K (杉本俊朗訳)『マルクス＝エンゲルス全集第一二一卷 経済学批判』(大月書店、一九六四年)。原書は、Marx, K. (1961) *Karl Marx - Friedrich Engels Werke*, Band13, Berlin: Dietz。初版は一八五九年。
- (岡崎次郎訳)『マルクス＝エンゲルス全集第一二三卷 資本論 経済学批判(一)』(大月書店、一九六四年) 原書は、Marx, K. (1961) *Karl Marx - Friedrich Engels Werke*, Band23, Berlin: Dietz。初版は一八七一年。一八七一～一八七二年のマルクス自身による第一版以後は、エンゲルス編集の第二版・第四版が出版され、本訳書は第四版に基づく。
- 馬 承源 『中国青銅器研究』上海古籍出版社、一九〇〇一年)
- 馬 大英 「亢鼎銘文——西周早期用貝幣交易玉器的記録」『上海博物館集刊』(第八期、一九〇〇〇年)に初出。
- 馬 飛海 (主編)『漢代財政史』(中国財政經濟出版社、一九八三年)
- 馬 開樸 「一個勇于開拓中國錢幣學新局面的學者——紀念彭信威先生和《中國貨幣史》出版四十周年」(総主編)『中國歷代貨幣大系2 秦漢三国兩晉南北朝貨幣』(上海辭書出版社、一九〇〇〇年)
- 馬 メンガー・K (八木紀一郎・中村友太郎・中島芳郎訳)『一般理論経済学 遺稿による「経済学原理」第一版』(みやや書房、一九八一年) 原書は、Menger, C. (1923) *Grundzüge der VolksWirtschaftslehre (2nd.)*, Wien: Holder-Pichler-Tempsky。
- モース・M (吉田楨吾・江川純一訳)『體与論』(筑摩書房、一九〇〇九年) 原書は、Mauss, M. (1925) *Essai sur le don: Forme et raison de l'échange dans les sociétés archaïques*, L'Anné Sociologiques nouvelle série 1。
- 丸山 孫郎 (佐藤敬二訳)「セカンド・サイバネティクス——逸脱増幅相互因果過程」(北川敏男・伊藤重行編『システム思考の源流と発展』九州大学出版社、一九八七年) 原書は、Maruyama, M. (1963) The Second Cybernetics, Deviation-Amplifying Mutual Causal Process, *American Scientist*, vol.51, pp. 164-179。

N

P

O

(編) (谷川稔監訳)『記憶の場——フランス国民意識の文化＝社会史——』(岩波書店、110011～110011年)。原書はなし。一九八四年～一九九一年に初出の Nora, P. (ed.) *Les lieux de mémoire* などを元に訳者が独自にまとめた論文集。

P

彭 浩

『張家山漢簡《算數書》注釈』(科学出版社、110011年)

「關於《二年律令》“罰金”一詞注釈的補充說明」(簡帛)1100五年一月11日 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=36
所載)

彭浩・陳偉・工藤元男

(主編)『二年律令与奏讞書』(上海古籍出版社、110011年)

彭柯・朱岩石
「中国古代所用海貝来源新探」(『考古学集刊』第一二集、一九九九年)彭文・袁紅蕾
「從考古資料看秦代幣制改革及其對商品經濟的影響」(『秦文化論叢』第六輯、西北大学出版社、一九九六年)彭 信威
『中国貨幣史(第二版)』(上海人民出版社、一九六五年)
初版は一九五八年。駢 宇騫
「江陵鳳凰山一六八号漢墓天秤衡權文字釈讀」(『社会科学戰線』一九八〇年第四期)ボランニー・K
(吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳)『大転換——市場社会の形成と崩壊——』(東洋経済新報社、一九七五年)原書は、Polanyi, K. (1957) *The Great Transformation -The Political and Economic Origins of Our Time-*, Boston: Beacon Press。

Q

- 千家駒・郭彥崗 『中国貨幣史綱要』（上海人民出版社、一九八六年）
- 錢 剑夫 『秦漢貨幣史稿』（湖北人民出版社、一九八六年）
- 錢嶼・顧家熊 「秦・漢・三国・西晉・南北朝貨幣出土情況表」（馬飛海總主編『中国歷代貨幣大系2 秦漢三国西晉南北朝貨幣』上海辭書出版社、二〇〇一年）
- 喬 志敏 「『貝』『朋』新論」（中原文物）一九八八年第二期）
- 青海省文物考古研究所 『上孫家寨漢晉墓』（文物出版社、一九九三年）
- 丘 光明 （編）『中国歷代度量衡考』（科学出版社、一九九二年）
- 邱 敏 「商業与交通」（許輝・蔣福亞主編『六朝經濟史』江蘇古籍出版社、一九九三年）
- 裘 錫圭 「「窮達以事」篇注釈（9）」（荊門市博物館編『郭店楚墓竹簡』文物出版社、一九九八年）
- 『文史学概要』（中華書局、一九九四年）
- 裘 士京 『江南銅研究——中国古代青銅銅源的探索』（黃山書社、二〇〇〇四年）
- 瞿 安全 「關於南北朝商人的幾個問題」（中国經濟史研究）二〇〇一年第一期）
- 全 漢昇 『中國經濟史研究』第一冊（稻鄉出版社、一九八〇年）
- 「中古自然經濟」 『中央研究院歷史語言研究所集刊』（第一〇本、一九四一年）に初出。
- （玉野井芳郎・平野健一郎編訳、石井溥・木畑洋一・長尾史郎・吉沢英成訳）『經濟の文明史』（筑摩書房、二〇〇三年）
原書はなし。一九二四（一九六四年）初出の Polanyi, K. の諸論文を編者が独自にまとめた論文集。

R

任 乃強

(校訂)『華陽國志校補圖注』(上海古籍出版社、一九八七年)

阮 興

〔《食譜》与11〇年[11〇年代]的中國經濟社會史學界〕(《中國社會經濟史研究》11〇〇五年第11期)

S

Sagart, L.

(1995) Chinese "buy" and "sell" and the direction of borrowings between Chinese and Hmong-mien: A response to Haudricourt and

Streeker, *T'oung Pao*, vol.81, Leiden: E. J. Brillノーナ・E (小林英夫訳)『一般言語學講義』(弘波書店、一九七一年) de Saussure, F. (1916) *Cours de linguistique générale*, Lausanne: Payot 初出。

Smelser, N. J. & Swedberg, R.

(eds.) (2005) *Handbook of Economic Sociology* (2nd), Princeton, Oxford and New York: Princeton University Press and Russell Sage Foundation。サーラ・M (山内聰訳)『石器時代の経済学』(法政大学出版社、一九八四年) Sahlin, M. (1972) *Stone Age Economics*, Piscataway: Aldine Transaction 初出。ヤハ・A (大庭健・川本隆史訳)『合理的な愚か者——経済学=倫理学の探求』(新草書房、一九八九年) Sen, A. (1982) *Choice Welfare and Measurement*, Oxford: Blackwell & サル。

沈仲常・王家祐 「記四川巫山县出土的古印及古貨幣」(《考古通訊》一九五五年第六期)

参考文献

- 施偉青 『中国古代史論叢』岳麓書社、一九〇〇四年
「論秦自商鞅變法後的商品經濟」(同『中国古代史論叢』岳麓書社、一九〇〇四年) 『中国社会経済史研究』(一九〇〇) 年第一期に初出。
- 四川省博物館・青川県文化館
舒之梅 「從江陵鳳凰山一六八号墓看漢初法家路線」(『考古』一九七六年第一期)
- 宋傑 「漢代之“平賈”」(『首都師範大學學報(社會科學版)』一九九八年第二期)
- 宋叙五 『西漢貨幣史』(中文大學出版社、一九〇一年) 初版は『西漢貨幣史初稿』(中文大學出版社、一九七一年)。
- 「黃金与銅錢之比值問題」
- 「高祖時曾否令民自由鑄錢」
- 宋治民 『宋治民考古文集』(科学出版社、一九〇〇四年)
- 睡虎地秦墓竹簡整理小組
(編) 『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)
- 孫華・曾憲龍 「尖底陶杯与花邊陶釜——兼說峽江地区先秦時期的魚塙業——」(李水城・羅泰主編『中國塙業考古』第一集(科学出版社、一九〇六年))
- 孫慰祖 (主編)『古封泥集成』(上海書店、一九九四年)
- 孫毓棠 『孫毓棠學術論文集』(中華書局、一九九五年)
「漢初貨幣官鑄制之成立」『中国古代社会経済史論叢』(第一輯、一九四三年)に初出。
- Swann, N. L. (1950) *Food & Money in Ancient China*, Princeton: Princeton University Press。

T

陶 希聖 「編輯的話」(『食貨半月刊』第一卷第一期、一九三四年)

天長市文物管理所・天長市博物館

「安徽省天長西漢墓發掘簡報」(『文物』1100六年第一期)

『二十世紀中國古史研究主要思潮概論』(中華書局、110011年)

『西周青銅器銘文分代史徵』(中華書局、一九八六年)

『中國手工業商業發展史』(齊魯書社、一九八一年)

田 旭東
唐 蘭
童 書業

V U

ファン・バール J

(田中真砂子・中川敏訳)『互酬性と女性の地位』(弘文社、一九八〇年) 原書は Van Baal, J. (1975) *Reciprocity and the Position*

of Women, Assen: Van Gorcum°

W

Wagner, D.B. (2001) *The state and the iron industry in Han China*, Copenhagen: NIAS

ウォーラースティン I

(川北稔訳)『新板 史的システムとしての資本主義』(岩波書店、一九九七年) 原書は、Wallerstein, I. (1995) *Historical Capitalism with Capitalist Civilization*, London: Verso。

「任鼎銘文考叢」(『中國歴史文物』一〇〇四年第一期)

王 冠英
王 國維
『觀堂集林』(中華書局、一九五九年) 一九二一年初出。

「説丑朋」

「“半兩”錢年代問題」(『考古』一九六一年第十期)

(主編)『王力古漢語字典』(中華書局、一〇〇〇年)

王 家祐
王 力
王 名元

王 文濤
王 献唐

『先秦貨幣史』(国立中山大学出版組出版、一九四七年)

『秦漢社會保障研究——以災害救助為中心的考察』(中華書局、一〇〇七年)

『臨淄封泥文字叙』(嚴一萍補輯『美術叢書』第六集第十輯第三〇冊、一九七五年)

『中国古代貨幣通考』(齊魯出版、一九七九年)

王 雪農・劉建民

『半兩錢研究与發現』(中華書局、一〇〇五年)
『魏晉南北朝貨幣交易和發行』(文津出版社、一〇〇七年)

王 怡辰
王 穎
王 裕異

『王毓銓史論集』上冊(中華書局、一〇〇五年)

『中国古代貨幣的起源和發展』 『我国古代貨幣的起源和發展』(科学出版社、一九五七年) 初出。
「先秦半兩錢始鑄時間試考」(『中国錢幣』一九九一年第二期)

王 裕異
王 裕異
王 振鐸
『西漢金屬貨幣研究——兼黃金非貨幣說』(馬飛海主編『中華錢幣論叢』第一輯、一九九六年)
『漢代冶鐵鼓風機的復原』(『文物』一九五九年第五期)

王 子今

「張家山漢簡《金布律》中的早期井鹽史料及相關問題」（『塩業史研究』110011年第11期）

ウニーバー・M

（黒正巖・青木秀夫訳）『一般社^会經濟史要論』（岩波書店、一九五四年）Weber, M. (1924) *Wirtschaftsgeschichte : Abriss Der Universalen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, aus den nachgelassenen Vorlesungen herausgegeben von Prof. Hellmann, S. und Dr.

Palyi, M. München-Leipzig: Duncker & Humblot 初出。

溫 樂平

「從張家山漢簡看西漢初期平價制度」（『秦漢史論叢』第九輯、1100四年）

聞 一多

『聞一多全集乙集 古典新義』（上海開明書店、一九四八年）

「积省省」

魏 賢

（主編）『額濟納漢簡』（廣西師範大學出版社、1100五年）

White, H.

（1973）*Metahistory: The Historical Imagination in Nineteenth-Century Europe*, Baltimore: Johns Hopkins

吳 慧

『中國古代商業史』第一輯（中國商業出版社、一九八一年）

吳 栄曾

『先秦兩漢史研究』（中華書局、一九九五年）

「從秦簡看秦國商品貨幣關係發展狀況」 『文物』（一九八一年第三期）に初出。

「西漢王國官制考実」 『北京大學學報』（一九九〇年第三期）に初出。

「秦漢時的行錢」（『中國錢幣』110011年第二期）

『秦簡日書集釈』（岳麓書社、1100〇〇年）

吳 小強

「半兩錢及其相關的問題」（『秦文化論叢』第一輯、西北大學出版社、一九九三年）

吳 鎮烽

（宇都宮清吉・増村宏訳）『魏晉南北朝經濟史』（生活社、一九四一年） 原書は、『魏晉南北朝經濟史』（商務印書館、一九

11七年）。

X

蕭清 『中国古代貨幣史』（人民出版社、一九八四年）
謝桂華・李均明・朱國炤

『居延漢簡釋文合校』（文物出版社、一九八七年）

謝世平 「祿字考」（『甲骨学研究』一九八七年第一輯）

肖一亭 『先秦時期的南海島民——海湾沙丘遺址研究』（文物出版社、二〇〇四年）

辛土城 「論百越社會經濟的發展和特点」（『中國社會經濟史研究』一九九五年第一期）

邢義田 『秦漢史論稿』（東大圖書公司印行、一九七七年）

「試析漢代的閨東・閨西与山東・山西」 『食貨月刊』復刊第一二卷第一・二期合刊、一九七三年）に初出。

「張家山漢簡《二年律令》譏記」（『燕京學報』新一五期、二〇〇一年）

「張家山漢簡《二年律令》行錢行金補証」（簡帛二〇〇五年一一月一四日、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=79#_ednref3 所載）

徐中舒 （主編）『甲骨文字典』（四川辭書出版社、一九九八年）

許輝・蔣福亞 （主編）『六朝經濟史』（江蘇古籍出版社、一九九三年）

嚴耕望 『中國地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度』（中央研究院歷史語言研究所、一九九〇年） 初版は一九六一年。

閻曉君 「試論張家山漢簡《錢律》」（『西北政法学院學報』二〇〇四年第1期）

楊巨中 「從雲夢秦簡看秦的生產關係」（『人文雜誌 先秦史論文集』一九八二年五月）

Y

- 楊 寛 『中國古代冶鐵技術發展史』（上海人民出版社、二〇〇四年）
- 楊 升南 『商代經濟史』（貴州人民出版社、一九九二年）
- 楊 寿川 「貝是商代的貨幣」（『中國史研究』二〇〇三年第一期）
（編著）『貨幣研究』（雲南大學出版社、一九九七年）
- 楊 樹達 『積微居金文說』（中國科學院出版、一九五二年）
- 葉 大槐 「召鼎再跋」
- 葉 茂 「南叢路使用貝幣的淺見」（『西南金融』一九九三年第九期）
- 葉 照涵 「傳統市場與市場經濟研究述評·封建地主制前期（以戰國秦漢為中心）」（『中國經濟史研究』一九九四年第四期）
- 葉 盛平 「漢代石刻鐵鼓風爐圖」（『文物』一九五九年第一期）
- 尹 偉超 （他）「閩于鳳凰山一六八号漢墓座談紀要」（『文物』一九七五年第九期）
（主編）『西周微氏家族青銅器群研究』（文物出版社、一九九二年）
- 俞 偉超 『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、一九八一年）
- 曾 延偉 『兩漢社會經濟發展史初探』（中國社會科學出版社、一九八九年）
- 張 広志 『中國古史分期討論的回顧與反思』（陝西師範大學出版社、二〇〇三年）
- 張 弘 『戰國秦漢時期商人和商業資本研究』（齊魯書社、二〇〇三年）
- 張 継海 『漢代城市社會』（社會科學文獻出版社、二〇〇六年）

張家山二四七號漢墓竹簡整理小組

(編著)『張家山漢墓竹簡〔二四七號墓〕』(文物出版社、二〇〇一年)

張 南 『秦漢貨幣史論』(廣西人民出版社、一九九一年)

張世超・張玉春 「『通錢』解——秦簡整理札記」(《古籍整理研究學刊》一九八六年第四期)

張 兆凱 「試論南朝商業的幾點變化」(《中國社會經濟史研究》一九九〇年第二期)

鄭 家相 「古代的貝貨」(《文物》第三期、一九五九年)

中國社會科學院漢長安城工作隊

「西安相家巷遺址秦封泥的發掘」(《考古學報》二〇〇一年第四期)

中國社會科學院考古研究所

『殷墟的發現和研究』(科學出版社、一九九四年)

中國社會科學院考古研究所

(編)『殷周金文集成』(中華書局、一九九四年)

中國社會科學院考古研究所

(編)『殷周金文集成文』(香港中文大學中國文化研究所、二〇〇一年)

中國文物研究所・湖北省文物考古研究所

(編)『龍崗秦簡』(中華書局、二〇〇一年)

鍾 柏生 「史語所藏殷墟海貝及其相關問題初探」(《中央研究院歷史語言研究所集刊》第六四本第三分、一九九三年)

種 志成 「江陵鳳凰山一六八號漢墓出土一套文書工具」(《文物》一九七五年第九期)

周法高・張日昇・徐正儀・林潔明

(編)『金文詰林』(香港中文大學、一九七五年)

周曉陸・劉瑞・李凱・湯趙

「在京新見秦封泥中的中央職官內容——紀念相家巷秦封泥發現十周年」(《考古與文物》11005年第5期)

周曉陸・路東之・龐睿

「秦代封泥的重大發見」(《考古與文物》1997年第1期)

「西安出土秦封泥補讀」(《考古與文物》1998年第2期)

周曉陸・路東之

『秦封泥集』(三秦出版社、11000年)

周振鶴

『西漢政區地理』(人民出版社、一九八七年)

朱紅林

『張家山漢簡《二年律令》集解』(社會科學文獻出版社、11005年)

朱活

『試論竹簡秦漢律中有關貨幣的規定』(《中國出土資料研究》第一〇号、11006年)

朱活

『古錢新探』(齊魯書社、一九八四年)

「古幣探源——試論我國古代貨幣的問題」、「試論我國古代貨幣的起源」(《文物參考資料》第八期、一九五八年)初出。
總論編寫組
「總論」(馬飛海總主編)『中國歷代貨幣大系2 秦漢三國兩晉南北朝貨幣』上海辭書出版、11001年)

Zelizer, V.A.

(1994) *The Social Meaning of Money*, New York: Basic Books

ジジエク・ソ
(鈴木晶訳)『ヤシオロギーの崇高な対象』(河出書房新社、11000年) 原書は、Zizek, S. (1989) *The Sublime Object of Ideology*, London and New York: Verso。

その他

『西北大學學報』一九九七年第1期

[初出一覧]

- 序 章 「中国古代貨幣經濟史研究の諸潮流とその展開過程」（『中国史学』第一八号、二〇〇九年九月刊行予定）
- 第一章 「殷周時代における宝貝文化とその「記憶」」（工藤元男・李成市編『東アジア古代出土文字資料の研究』雄山閣、二〇〇九年三月、四六頁）。「殷代宝貝の社会的機能について——中国貨幣史の始源を探るための基礎的検討——」（『歴史民俗』第二号、二〇〇四年一二月、一八〇三二頁）も参照。
- 第二章 「文字よりみた中国古代における“貨幣”的展開」（『史滴』第一九号、二〇〇七年一二月、二〇二五頁）
- 第三章 「秦漢時代における物価制度と貨幣經濟の構造」（『史觀』第一五五冊、二〇〇六年九月、三六〇五五頁）
- 第四章 「秦漢帝国による「半兩」錢の管理」（『歴史学研究』第八四〇号、二〇〇八年四月、一〇一八頁）
- 第五章 「前漢初期における盜鑄錢と盜鑄組織」（『東洋学報』第九〇卷第一号、二〇〇八年六月、一〇三二頁）
- 第六章 「漢代における錢と黃金の機能的差異」（『中国出土資料研究』第一一号、二〇〇七年三月、二一八〇二五一頁）
- 第七章 「戦国秦漢時代における布帛の流通と生産」（『日本秦漢史学会会報』第九号、二〇〇八年一二月、八一〇一一〇頁）
- 第八章 書下ろし
- 終 章 「戦国秦漢貨幣經濟の特質とその時代的変化」（成均館大学校BK21事業財団主催国際学術大会「東アジア歴史学新進研究者国際学術大会（予稿集）」、二〇〇九年一月一七日、一八〇三五頁、於大韓民国成均館大学校）
- 本博士論文を執筆するにあたり、以上の初出論文すべてに大幅な改稿を加えた。また随所に以下の拙稿の検討結果も盛り込んだ。
- 「張家山第一四七号漢墓竹簡訳注（四）二年律令訳注（四）錢律訳注」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第四号、二〇〇五年一月、二六五〇三〇三頁）
- 「張家山第一四七号漢墓竹簡訳注（五）二年律令訳注（五）金布律訳注」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第五号、二〇〇七年三月、一九八〇三五九頁）
- 「宮澤知之著『中国銅錢の世界——錢貨から経済史——』（思文閣、二〇〇七年）」（『史学雑誌』第一一七編第二号、二〇〇八年二月、一一四〇一一五頁）
- 「書評 渡邊英幸「秦律の夏と臣邦」」（『東洋史研究』第六六卷第一号、二〇〇七年）」（『法制史研究』第五八号、二〇〇九年三月、三二二〇三一七頁）

